日野市議会会議録

昭和61年第4回定例会

第34号～第42号

12月8日開会
12月22日閉会

日野市議会

日野市立図書館 ☎81-7354
1543555

昭和61年　第4回定例会日程

12月　8日	（月曜日）	会期の決定，行政報告，諸般の報告
12月　9日	（火曜日）	審査報告，議案上程
12月10日	（水曜日）	議案上程，請願上程
12月11日	（木曜日）	議案上程，一般質問
12月12日	（金曜日）	一般質問
12月15日	（月曜日）	一般質問
12月16日	（火曜日）	一般質問，議案上程
12月17日	（水曜日）	議案上程，請願上程
12月22日	（月曜日）	審査報告，議案上程，請願上程

1543555

昭和６１年
第４回定例会

日野市議会会議録目次

○１２月８日　月曜日（第１日）

出　席　議　員 …… 1

欠　席　議　員 …… 1

出　席　説　明　員 …… 2

議　事　日　程 …… 2

開　　会 …… 5

会議録署名議員の指名 …… 5

会　期　の　決　定 …… 5

（緊急質問）

当事者能力をなくしたのか森田市長、市政の停滞を招きもはや放置できない助役未選任について問う …… 6

行　政　報　告 …… 22

諸　般　の　報　告 …… 68

散　　会 …… 68

○１２月９日　火曜日（第２日）

出　席　議　員 …… 69

欠　席　議　員 …… 69

出　席　説　明　員 …… 70

議　事　日　程 …… 70

（請願審査報告）　（厚生委員会）

請願第６１－３号　シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願 …… 73

（建設委員会）

請願第６１－１０号　住環境に重大な影響をもたらす宅地造成を規制し緑地の保全を求める …… 74

議案第１０９号　昭和６１年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号）の専決処分の報告承認について …… 77
議案第１１０号　大栄四号処理分区（６１－３）工事請負契約の一部変更の専決処分の報告承認について …… 95
議案第１１１号　落川排水区（６１－１）工事請負契約の一部変更の専決処分の報告承認について…… 102
議案第１１２号　日野市新町二丁目９番地の１３先市道上の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告承認について …… 106
議案第１１３号　日野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 112
議案第１１４号　日野市立障害者福祉施設条例の制定について …… 114
議案第１１５号　昭和６１年度日野市一般会計補正予算について（第４号） …… 117
議案第１１６号　昭和６１年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第２号）…… 139
議案第１１７号　昭和６１年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第３号） …… 140
議案第１１８号　昭和６１年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第３号） …… 140
議案第１１９号　昭和６１年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第１号）…… 143
議案第１２０号　昭和６１年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第２号） …… 143
議案第１２１号　昭和６１年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第２号） …… 146
議案第１２２号　昭和６１年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第１号） …… 148

議案第　１２３号　日野市立日野第四中学校給食室建築工事請負契約の締結について …… 149
議案第　１２４号　日野市立日野第四中学校給食室給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結について…… 149
延　　会 …… 152

○１２月１０日　水曜日（第３日）
出　席　議　員 …… 153
欠　席　議　員 …… 153
出　席　説　明　員 …… 154
議　事　日　程 …… 154
開　　議 …… 157
（議案上程）
議案第　１２５号　農業共済無事戻金の交付について …… 157
議案第　１２６号　日野市教育委員会委員の任命について …… 158
（請願上程）
請願第６１－１８号　「大型間接税」導入阻止に関する意見書決議を求める請願 …… 190
請願第６１－１９号　日照を阻害する樹木の移植または伐採に関する請願 …… 190
請願第６１－２０号　「大型間接税の導入にむけた一切の準備作業をやめることを要請します」に関する請願 …… 190
延　　会 …… 191

○１２月１１日　木曜日（第４日）
出　席　議　員 …… 193
欠　席　議　員 …… 193
出　席　説　明　員 …… 194
議　事　日　程 …… 194

開　　議 …… 197

（議案上程）

議案第　１２７号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 197

（一般質問）

馬場繁夫議員

1. 都市農業の活路を求めて行政の課題と役割について …… 228
2. 市民文化・創造の行政たれ！ …… 238

竹ノ上武俊議員

1. 三中の食堂方式学校給食を予定通り実施せよと問う …… 250
2. 学童クラブの健全な発展のため将来構想を問う …… 258

散　　会 …… 271

○１２月１２日　金曜日（第５日）

出席議員 …… 273

欠席議員 …… 273

出席説明員 …… 274

議事日程 …… 274

開　　議 …… 275

（一般質問）

福島敏雄議員

1. 市民の生命と健康を守る市立総合病院の充実を …… 275

鈴木美奈子議員

1. 第二中学校の完成した食堂方式の給食を３学期から実施できるよう努力せよ …… 296
2. 精神障害者対策を充実させ「たんぽぽの家」への援助や既設の小規模作業所への市の考え方について …… 304

天野輝男議員

1. 日野駅周辺の都市再開発には地域住民の意見を反映尊重せよ …… 304

2. 青少年の健全育成には真心が伝わる人間教育を …… 319

中谷好幸議員

1. "百害あって一利なし"中曾根自民党の「地方行革」、住民本位の民主的・効率的行財政を確立して市民のくらしを守ろう …… 322

谷　長一議員

1. タバコを自由に吸える時代は終りにしよう。喫煙室（分煙）を設置せよ。 …… 345

馬場弘融議員

1. 青少年の国際交流の将来について …… 357

2. 大坂上中学校のいわゆる平和学習のその後について …… 365

3. 生命（いのち）の更新（かきかえ）運動のすすめ（より良き健康行政のために） …… 378

散　会 …… 382

○12月15日　月曜日（第6日）

出席議員 …… 383

欠席議員 …… 383

出席説明員 …… 384

議事日程 …… 384

開議 …… 385

（一般質問）

米沢照男議員

1. 62年度予算編成について …… 385

2. 革新日野市政の前進と臨調「行革」路線について …… 392

3. 平山小学校の校舎改築について …… 394

4. 浅川南部地域への総合医療機関設置について …… 398

5. 緑地保全にたいする基本姿勢について …… 399

高 橋　徹 議員

1. （仮）二番橋の玄関口、高幡不動駅周辺の生活環境整備の将来計画を問う …… 401

宮 沢 清 子 議員

1. （仮称）「生活保健相談センター」の今後の対策と課題について …… 412

2. 「自動販売機」安全利用の促進について …… 422

小 俣 昭 光 議員

1. ゴミ減量化対策について …… 428

2. 千代田自動車跡地と周辺の環境対策について …… 437

名古屋 史 郎 議員

1. パート退職金制度のその後について …… 447

2. 日野市の教育行政に期待するものー主として学校教育についてー …… 451

福 島 盛之助 議員

1. 日野市の農業の実情と今後の施策について …… 468

2. 神鋼跡地の利用について …… 475

3. 国道２０号線日野橋付近の交通渋滞緩和について問う …… 480

散　　会 …… 485

○１２月１６日　火曜日（第７日）

出　席　議　員 …… 487

欠　席　議　員 …… 487

出　席　説　明　員 …… 488

議　事　日　程 …… 488

開　　議 …… 491

（一般質問）

奥 住 日出男 議員

1. 円高デフレの関連について問う …… 491

一ノ瀬　隆 議員

1. 二中の給食をいまの３年生に間に合せることはできないのか …… 508

2. 松山２号線（日野台五丁目）への住民の不安を早期に解決せよ …… 519

夏井明男 議員

1. 地区センターについて …… 528

2. 市民の健康を守るために …… 530

3. 市民要望と政策決定過程 …… 537

古賀俊昭 議員

1. 市民の期待と無縁の森田市長の行政改革について …… 550

2. 大型店出店と市の商業政策について …… 561

3. 市公共施設の名称表示板の誤字を訂正しない市長の姿勢について …… 573

板垣正男 議員

1. 市民へのサービス向上めざし、動く窓口車を存続させよ …… 573

2. 図書館活動のいっそうの前進のためにー医療、福祉施設、在宅障害者などへの配本サービスの拡充をー …… 578

（議案上程）

議員提出議案 第１０号　日野市老人入院見舞金の支給に関する条例の制定について …… 587

散　会 …… 638

○１２月１７日　水曜日（第８日）

出席議員 …… 639

欠席議員 …… 639

出席説明員 …… 640

議事日程 …… 640

開議 …… 643

（議案上程）

議員提出議案 第１０号　日野市老人入院見舞金の支給に関する条例の制定について … 643

（撤　回）
議員提出議案第１０号　日野市老人入院見舞金の支給に関する条例の制定の撤回について …… 643
（請願上程）
請 願 第６１－２１号　黒川地区市民広場並びに地区センター新設に関する請願 …… 643
請 願 第６１－２２号　市立第四小学校校庭の排水に伴う下水の整備に関する請願 …… 644
請 願 第６１－２３号　千代田自動車㈱工場跡地の計画一部変更に関する請願 …… 644
散　　会 …… 644

○１２月２２日　月曜日（第９日）
出　席　議　員 …… 645
欠　席　議　員 …… 645
出　席　説　明　員 …… 646
議　事　日　程 …… 646
開　　議 …… 651
（議案審査報告）　（総務委員会）
議 案 第 １２３ 号　日野市立日野第四中学校給食室建築工事請負契約の締結について…… 651
議 案 第 １２４ 号　日野市立日野第四中学校給食室給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結について …… 651
（総務・文教・厚生・建設）
議 案 第 １１５ 号　昭和６１年度日野市一般会計補正予算について（第４号）…… 652
（厚生委員会）
議 案 第 １１３ 号　日野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について…… 656
議 案 第 １１４ 号　日野市立障害者福祉施設条例の制定について…… 657
議 案 第 １１６ 号　昭和６１年度日野市国民健康保険特別会計補正予算に

ついて（第２号）……658
議案第１１９号　昭和６１年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第１号）……658
議案第１２０号　昭和６１年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第２号）……658
議案第１２２号　昭和６１年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第１号）……658
（建設委員会）
議案第１１７号　昭和６１年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第３号）……660
議案第１１８号　昭和６１年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第３号）……660
議案第１２１号　昭和６１年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第２号）……660
議案第１２５号　農業共済無事戻金の交付について……660
（総務委員会）
（請願審査報告）
請願第６１－１２号　国鉄の安全・サービス要員の削減に反対し、安全と利便の確保をもとめる請願……664
請願第６１－１８号　「大型間接税」導入阻止に関する意見書決議を求める請願……665
請願第６１－２０号　「大型間接税の導入にむけた一切の準備作業をやめることを要請します」に関する請願……665
（文教委員会）
請願第６１－１７号　「４０人学級即時完全実施」のための日野市議会の意見書を求める請願……668
請願第６１－２２号　市立第四小学校校庭の排水に伴う下水の整備に関する請願……670

（厚生委員会）
請 願 第６１－　８号　老人保健制度等の改善に関する陳情 ……670
（取り下げ）
（建設委員会）
請 願 第６１－１１号　中高層建築物事前協議の受理と事務促進に関する請願……671
（継続審査）
（総務委員会）
請 願 第６１－１５号　地元零細建設業者の保護育成のため受注機会の拡大を促進し、自治体公共工事の適正価格に対する請願 ……672
（文教委員会）
請 願 第６１－　９号　東京都立商科短期大学商学科二部の昭島校舎存置に関する請願 ……672
（厚生委員会）
請 願 第６１－１４号　「修築資金融資制度」改善・拡充、「市民住宅相談窓口」の住民への宣伝の強化、制度内容の改善・拡充に対する請願 ……672
請 願 第６１－２１号　黒川地区市民広場並びに地区センター新設に関する請願 ……672
（建設委員会）
請 願 第６１－　２号　程久保６６２番地地域山林緑地保存に関する請願 ……673
請 願 第６１－　６号　市道新井第２９号線の暗きょ排水施設に関する請願 ……673
請 願 第６１－１６号　ロードパレス２（仮称）建築計画に関する請願 ……673
請 願 第６１－１９号　日照を阻害する樹木の移植または、伐採に関する請願 ‥ 673
請 願 第６１－２３号　千代田自動車㈱工場跡地の計画一部変更に関する請願 …673
（中間報告）
特別委員会中間報告の件 ……673
（継続審査議決）
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件 ……677
スポーツ・公園対策特別委員会の継続審査議決に関する件 ……677

廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件…… 678
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件…… 678
（議案上程）
議員提出議案第１１号　少額貯蓄非課税制度の現行維持を求める意見書 …… 680
議員提出議案第１２号　大型間接税導入反対に関する意見書 …… 680
議員提出議案第１３号　シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する意見書 …… 681
議員提出議案第１４号　４０人学級即時完全実施を求める意見書 …… 681
閉　　会 …… 681

12月8日　月曜日　（第1日）

昭和61年
第4回定例会

日野市議会会議録（第34号）

12月8日　月曜日　（第1日）

出席議員　（30名）

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋　徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋　博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良悟君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	簇野行雄君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦　正一君
23番	黒川重憲君	24番	古賀俊昭君
25番	谷　長一君	26番	市川資信君
27番	石坂勝雄君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員

（な　し）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	中村亮助君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大貫松雄君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	富樫和美君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　佐久間竜美君

議事日程

昭和61年12月8日（月）

午前10時開会

日程第　1　会議録署名議員の指名

日程第　2　会期の決定

日程第　3　行政報告

日程第　4　諸般の報告

（緊急質問）

追加日程第　1　　当事者能力をなくしたのか森田市長！　市政の停滞を招きもはや放置できない助役未選任について問う

本日の会議に付した事件

日程第1から第4及び追加日程第1まで

午後１時９分開会

○議長（黒川重憲君）　これより昭和６１年度第４回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２７名であります。

これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第８１条の規定により、議長において、

１１番　川　島　　博　君

１２番　馬　場　繁　夫　君

を指名いたします。

次に、日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（市川資信君）　議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日招集されました昭和６１年第４回定例会に伴う議会運営委員会を去る１２月５日午後２時より開催いたしました。本定例会運営につきまして、協議したその結果を御報告申し上げます。

初めに議案の取り扱いでございますが、今回の市長提出議案は、議案第１０９号から１２６号までの１８件と、１２月３日に受付されました議員提出議案１件について、協議をいたしました。その結果、議案第１０９号から１１２号までの４件の専決処分の承認と、１２６号の人事案件、合わせて５件を即決として、そのほかの議案は、議員提出議案を含め、すべて関係委員会に付託することになりました。

なお、議員提出議案につきまして、お手元に配付されていると思いますが、この取り扱いについては、委員の方々からいろいろな意見が出されまして、今回限りの特例といたしました。１６日の一般質問終了後上程する運びとなりました。

次に、請願３件でございますが、やはり関係委員会に付託することといたしました。

次に、一般質問でございますが、通告質問者１９名で３９件でございます。１日４名ないし５名をお願いする形で５日間設定させていただきました。

以上のような内容を踏まえまして、本定例会の会期は、お手元に配付されております日程表

のとおり、本日から１２月２２日までの１５日間といたしました。御確認いただきまして、報告を終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　　お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　　御異議ないものと認めます。よって会期は本日から１２月２２日まで期日１５日間と決定いたしました。

○議長（黒川重憲君）　　お諮りいたします。

当事者能力をなくしたのか森田市長、市政の停滞を招き、もはや放置できない助役未選任について問うの件につき、小山良悟君から緊急質問の通告があります。所定の賛成者がありますので、この際緊急質問を日程に追加し、発言を許すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　　御異議ないものと認めます。よって小山良悟君の緊急質問を日程に追加し、発言を許すことに決しました。

小山良悟君の発言を許します。

〔１４番議員登壇〕

○１４番（小山良悟君）　　皆さんの御了解をいただきまして緊急質問をさせていただきます。

赤松助役が今年の１月３１日に入院されて、６月２０日に逝去された、そういう経過がございました。まことに不幸なことでありますけれども、そういう状況の中で、助役の選任を迫られて、赤松助役の後任を早く選任しなければならない、そういう状況の中で、今日まで助役が選任されてきていない。しかも、９月議会においては、森田市長は、この日野市にとって２人の助役が必要だということで、この助役の定数を２名とする定数条例の制定の、提案をしてきたわけであります。そして、その市長の提案に対し、総務委員会に付託され、私ども総務委員会では、この問題を真剣に討議したわけでございます。総務委員会の討議の結果は、まだ２名の必要性を認めないということで、とりあえず１名を早く選任せよ、というふうな結果になったわけでございます。

いずれにしても、森田市長自身が、２名の助役が必要であるという考え方で今日まできてお

りながら、この１２月議会においても、この現段階では、たった１名の助役の選任すらできない状況にある。このことは大変ゆゆしき事態だ。この事態は一体何を意味するのか、ということを私は真剣に考えなければならない。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）そして、市長にただささなければならない。そういうことで緊急質問をさせていただくわけでございます。

最近の森田市長の言動、この１４年間にわたって、市政を担当していただいたわけであります。数々の実績も上げられて、それなりの評価を受けて、４期目の務めをしているわけでございますけれども、４期目に入りまして、この森田市長のこれまでの評価とはちょっと違う形で、いろんな意味での、厳しい見方と言いますか、評価が出てきている。６月議会においては、この森田市長を支える与党の一ノ瀬議員からも、森田市長に対して、おごるなかれ、と厳しい叱責があったわけでございます。一ノ瀬議員も大変温厚で誠実な方であります。そういう方ですら、顔を真っ赤にして森田市長の最近の行政執行のかじ取りに対して、懸念を表明し、警鐘をならしているわけでありまして、われわれ野党ですら言えないようなことまで、厳しい指摘をするようなこの前代見聞の状況になってきているわけであります。それに加えて、この森田市長に対するこの評価というものは、一ノ瀬議員のみならず、議会全体にもそういう厳しい評価が出て、しかも庁内の職員の皆さんも森田市長に対する信頼を失っている、そういう声が高く日増しに強くなってきているわけでございます。そこで、この助役の選任問題の質問の本題に入る前に、森田市長の最近のこの行政手腕というか、見識を疑うような、そういったことについての例を二、三述べて、そして助役の選任問題について質問したい、このように思うわけでございます。

最近の問題としては、３月議会の当初予算で、いわゆる公園の都市計画費の中で、公園整備費として5,０００万円の予算で仲田公園に平和祈念塔を建設する、そういう提案があったわけでございますけれども、これは財政の将来展望を無視した政策、あるいはイデオロギー色の強い政策だ、というふうな議会側の指摘もあり、結局、形式としては、市長が訂正という形で、その5,０００万を予備費に回した、という形でおさめてあるわけでありますけれども、その時点までは、まだそれでもまあまあそれなりの対応をした、ということで評価もできるわけでありますけれども、ところが、半年以後に、私ども議会が一つの示唆をしたにもかかわらず、今度は2,０００万減額して、補正予算で、予備費の性格を大きく逸脱した形で、このモニメント設計製作一式委託料ということで、再提案をしてきたことであります。

こういう議会を軽視した森田市長のこの再提案には、もちろん議会の皆さんが理解を示すわけはありませんで、結局、修正という形にはなりましたけれども、実質的には否決されたわけでございます。こういうことが、まず森田市長の対応について、一つ大きな疑問が残されておったわけでありますが、きらには、この教育委員の任命の問題でありますけれども、５月２日から１名欠員になり９月２１日から２名欠員の状況にあったわけでありますが、９月議会において、この教育委員の任命の同意案件を上程する予定、ということで進められてきたわけでありますけれども、肝心の氏名がなかなか明かさない、そういう状況でありました。氏名が挙げられなければ、私どもも検討の余地がないわけでありますけれども、ぎりぎり最終日になって、やっと氏名を明かした。そして議会最終日の当日の代表者会議において、助役の上程は無理だけれども、教育委員は上程します、ということを、代表者会議において市長ははっきり述べておるようであります。

ところが、数時間もたたない夕方になりまして、森田市長は、この教育委員の上程案件を急遽取り下げた。朝令暮改といいますか、この見識のなさには驚くわけでありますけれども、ここに一つの問題が含まれているわけでありまして、この教育委員を２名でセットで提案してきたようなふしがございます。１名認めなければ２人とも下げる、というふうな感じがするわけでありまして、私どもも、１名はよしとするけれども、１名は認めるわけにはいかない、というふうな空気であったわけでありますけれども、たぶんそれが市長サイドに伝わったんだろうと思いますけれども、１名だめならもう１名引き下げる、というふうな、そういう２名セットのこの対応の仕方、これも大変常識を欠く、また候補になった人には失礼なこの対応ではないか、というふうに思うわけであります。こういうこの議会に対する対応の疑問が、数々あるわけでございます。

また、教育委員の構成でありますけれども、日野市の教育委員会の委員を任命するわけでありますが、全員が日野市の居住者ということは私ども主張はしませんけれども、少なくとも、日野市の教育委員であるならば、過半数、５分の３はこの日野市居住者で構成、最低５分の３で、この日野市居住者で構成すべきじゃないか。日野市に人材がいないわけでもない。選考の間口を広げれば、まだまだ有能な人材、教育委員にふさわしい方がたくさんいるわけでありますから、その辺の、この森田市長の対応も、大変疑問であるわけであります。

さらに、この今議会においては、この教育委員の提案の仕方が、最初から氏名が公表されて

いる、というふうなことも、実は驚きでありまして、この人事案件というものは、この本会議で表に出るまでは、水面下で非公式にこの意向打診をするべきであります。氏名をあげて、非公式に議会側に意向打診をし、そして、議会側の内諾が得られた時点で、本会議場へ公式に出される段階で初めて氏名を公表すべきじゃないか、このように思うわけであります。ところが、今回、最初からこの氏名を公表して出してきている、これも驚きであります。まだ、議会が同意するかどうかもわからない、そういう状況の中で、この人事案件の氏名を公表するということは、その候補にあげられた方の名誉とか人権を、一体どう守るつもりなのか。森田市長の見識を大きく疑わざるを得ないわけであります。この問題については、また各議員の皆さんからもいろいろと御質疑があろうかと思いますので、深くは入りませんけれども、非常に疑問の残るやり方だ、ということを指摘をしておきたいと思います。

議会関係に限らず、その他でも、この最近の市長のおごりを痛切に感ずる事柄を、もう２点申し上げたいと思うんですが、一つには、６階の記者室がございます。ローカル紙の記者室として、６階にあるわけでありますけれども、これの用途を変更と言いますか、この議会の議員の応接室に、そして、議員ＯＢの控室にしたいということで、市長が意向を表明したようでありますけれども、ところがこれまで使用してきたそのローカル紙の使用者に対して、一言も相談をしないで、いきなり方針を発表したということでありますけれども、これも森田市長のおごりを表わしている一つのできごと、というふうに言えるわけでありまして、少なくとも、これまで使用を許されてきた使用者に対して、その相談を持ちかけ、了解を得る、というこの手順が必要でなかったか、そういった手順を省いてしまう、そういう強引な森田市長のやり方、まさにこれはおごりだ、というふうに指摘せざるを得ないのであります。

さらにもう一つは、このダイクマの問題に対する対応でありますけれども、私は、ダイクマの問題を、賛成、反対の立場で論ずるものではありません。ただ、この市長の対応は、大変疑問を感じたわけであります。

私のところに、こういう反対同盟の皆さんからチラシが送られてきました。その中でこの11月６日に四者協議会、通産省と東京都と日野市と商工会、このダイクマ出店の問題についての四者協議会が１１月６日に行われる予定だったそうでありますけれども、日野市はこのダイクマの出店は反対だ、ということで出席しなかったということであります。これが私はおかしい。やはり、物事を解決していくためには、民主的な手順で進めていけなければならないわけであ

りますから、話し合いの場に、反対だから出席しない、こういうこの森田市長の態度、非常にはずかしいというか、どこか狂っていませんか、ということを申し上げたい。反対ならば、正々堂々と四者協議会に出て、そういう場でありますから、通産省や都や、商工会が出席の意思があるのに、日野市だけがその話し合いの場に出ない、敵前逃亡するなんてことは、はなはだ遺憾な行為である（「そうだ」と呼ぶ者あり）このように指摘せざるを得ないのであります。民主的なルールにのっとって話し合いの場にはきちんと出て、たとえば、私どもが、議員としていろんな案件が出ます。いま出ている案件が反対だから、議会に出席しない、こういうことはできない。やはり、この議会の場で、正々堂々と自分たちのこの考えを述べて、その上で、私どもの意見が通らないならば仕方がない。それが民主主義の手続、手順じゃないかと思うんです。森田市長の、この話し合いの場につかないというこの対応は、この公的な立場といいますか、１５万市民の代表者としての公正を欠く立場じゃないか、というふうにも思いますし、見識を疑うわけであります。どうか森田市長も、このダイクマ反対なら反対で正々堂々とこの四者協議会に出て、東京都に対し、あるいは国に対し、その日野市の立場を、考えを、正々堂々と述べていただきたい、このように思うわけでございます。

そういう森田市長のもろもろの対応のまずさといいますか、遺憾な行為が、最近非常に多いわけでございます。そういった中で、今回の助役の未選任の問題が出てきたわけでございますけれども、この助役の問題でありますが、森田市長は９月議会において、この地方自治法161条の第３項の規定による助役の定数を、２人とするという条例制定を提案してきたわけでございますけれども、９月２２日の総務委員会で、これが審議されたわけでありますが、その中で、森田市長は、次のように、２名必要だという理由を挙げているわけであります。

一つには、南平排水路、下水道事業などが停滞してきている。これを打開するために２名必要だ、さらに当面する大きな課題を果たすことも大きな理由だ、という、これは下水道などももちろん含まれるわけでありますけれども、高齢化社会を迎えての対応、それから財政状況といいますか、将来展望が大変厳しい。法人税の落ち込みも大変厳しい状況になってきているわけでありまして、今議会においても、歳入の減額補正が７億5,０００万という巨額の減額補正が出されております。しかも、この法人税の落ち込みは、今年だけの現象ということではなくて、将来的に大きく懸念される現象であります。法人税のこの傾向については、この間、企画財政部長に伺いました。５６年度は、個人市民税に対する法人市民税の対比でありますけれど

も、５６年度が３１億で２１％を占めておる、５７年度が３８億で２３％、５８年が２８億で16.9％、５９年が４３億で22.1％、これが６０年からまた下がり始めまして、６０年が３８億で18.7％、６１年が３２億で15.3％、この３２億がさらに7億5,０００万今度の補正で減額というふうな形になるんだろうと思いますけれども、そして、６２年度の見通しは２２億だ。これは構成比としてはもう１０％そこそこに落ち込んでしまう、そういう厳しい状況になってきているわけであります。この円高基調がどこまで続くのか、大きな不安を残すこの財政の将来展望であります。こういった厳しい状況を迎えるわけでありますから、この助役の必要性ということは、ある程度理解ができるわけでありますが、少なくとも、１名はいなければならないわけであります。当面する大きな課題の中に、森田市長もそのことは自覚しているんだろう、というふうに思うわけであります。

そして、3番目には、行政機能が曲がり角にきているので、強化する必要がある、能力集団を用い、この困難なハードルを越える指導力を持ちたい、こういうことで森田市長はこの条例の制定の提案をしたわけでございます。それを受けまして、私どもはまじめにその審議をしたわけでありますけれども、そういう提案をしておきながら、森田市長はいまだ1名すら選任できない。９月議会に２名の提案をしてきた背景は、一体何だったのか、ということを私は声を大にして森田市長に問いただしたいわけでございます。

この助役の不在という例は、昭島市にもございます。

昭島の場合には、この日野市とはおのずと意味が違ってきている、というふうに私は受けとめているわけでございます。

昭島の場合には、野党勢力構成が非常に強い。しかも、激しい選挙戦のしこりもあるというふうなことの中で、この昭島の場合には、具体的に氏名を水面下で挙げて、議会側に意向打診をし続けているわけでありますけれども、この議会構成の力関係とか、選挙戦のしこりとか、そういうふうなことの中で、なかなか同意を得られなくて今日まで欠員の状況であるということであります。

このことだけでも、昭島市民にとっては不幸なことでありますけれども、少なくとも、市長はそれなりの努力をし続けているわけでございます。

しかし、日野市の場合には、議会に対してこの水面下での打診すらないわけであります。しかも、聞くところによりますと、なり手がない、こういうふうな、受け手がないというふうな

ことを聞いておるわけでありまして、これは、もう昭島市の場合とは全く状況の違う、日野市の場合には、すくいようのない状況に追い込まれたのではないか、このようにも思うわけでございます。

そして、この助役を置かない、実質的には、もう１１カ月も不在なわけでありますけれども、この状況は、地方自治法違反である、自治省の見解でも、これは違法状態にあるという。

この地方自治法の１６１条の解釈の問題でございます。１６１条には、助役を１人置く。ただし、条例でこれを置かないことができる。置かない場合には、条例で、これを置かないというふうに決めなければならない、ということであります。しかも、この助役の定数は、解釈の問題もあるわけでありますけれども、つまり、一般補助職員の定数条例の定める定数のように、最高限度を定めた、つまり、１名を置く、１名以内に置く、というふうな、そういうとらえ方ではなくて、あくまでその定数だけを置かなくてはならない、という趣旨であります。

したがって、そういう趣旨から、自治省も、助役を置かないということは、違法状態にあるという見解を示しているわけであります。一体、この違法状態はいつまで続けるつもりなのか、ということを問いたいわけであります。

昭島の場合には、議会の同意を得られなくて、いまその助役を置く努力を続けている、まだ許せる状況でありますけれども、日野市の場合には、氏名すら挙がってこないという、そういう状況でありまして、まさに違法状態そのもの、こう指摘せざるを得ないわけであります。

今回のこの、助役の選任できないこの状況、私は助役がいなくても停滞していないのか、済むのか、済むならば、条例を改正して助役の定数をゼロにする、それも一つの行き方だろうと思うんです。そういう状況なのか、停滞をきたして、やはり助役を置かなければならないという状況なのか、いずれにしても、森田市長の責任は、どちらにしても大きく残る、ということをはっきり指摘せざるを得ないわけであります。

この助役の選任だけじゃなくて、過去においても高校用地の買収の不明朗さとか、ずさんな工事で税金のむだ遣いもしたとか、遺跡調査会の使途不明金の問題とか、あるいは、高幡福祉センターの違法建築をして、税金をかけて、またやり直しをしたとか、いろいろな問題もたくさん引き起こしているわけであります。

ちなみに、この森田市長の盟友でございます、保谷市の都丸市長、大変責任感の強い方でございまして、就任以来、9回の減俸をしているということであります。

参考までに、ちょっと、どんなことで減俸しているのか、資料を取り寄せてみましたんですが、５２年の９月には、市長が管理者である柳泉園組合、視察先での問題ということで、懇親会で芸者を上げたという、これがどういうことでこういうことになったのかわかりませんが、これで１０％、市長は減俸しております。そして、５６年の４月には、保谷市の基本計画で、議会の答弁を勘違いしたというだけで、５％減俸している。５７年の１月には、ボランティア基本構想で、担当課長と市長の意見が食い違ったというだけで、ここで１０％減俸している。さらに、５７年の４月です。職員の年末年始の時間外手当問題で、議会の空転を招いた、ということで２０％も減俸している。５８年の４月には、土地開発公社問題、職員の不祥事、職員が業者から金を借りた事件ということでありますけれども、深いところまでは調査しておりませんけれども、そういうことで、報酬の半分、５０％を減俸しております。５８年の５月には、予算概要の説明のミス、保谷市の議会は、大変厳しいようでありまして、この説明のミスで、５０％の減俸をさせている、というよりも、市長がみずから減俸をしたのかもしれません。暫定予算を組んだ、という責任もとらされているわけでございます。そして、５９年の２月、退職金手当条例の一部変更の約束がありながら、議案として提案されなかったということで、20％の減俸、５９年の８月には、公文書の問題で、議会が空転したということで、２０％減俸しております。６１年の３月には、給与条例の提案時に、別表の一部が落ちていたということで、５％の減俸、６１年の６月には、国保税改定の際、与党に反対され、議会の上程が遅れ、納期に間に合わず、市民に迷惑をかけた、ということで５％の減俸ということで、もう、実に責任感の強い、強すぎるというか、保谷市の市長のように、減俸すれば済むんだ、というのもこれも困りますけれども、日野市の市長のように、あまりにも責任をとらない、こういう市長も困るわけであります。（「そうだ。」と呼ぶ者あり）一番恐ろしいのは、こういういろいろな森田市長の最近の対応、常識を欠くこの対応が、何となく、もう、仕方がないんだ、というふうなあきらめムードといいますか、そういったことが蔓延してくることが、大変恐ろしいわけで、職員に対する働く意欲もそこねている。そういうことも、私は市民の一人として大きく憂うるわけでありまして、この職員の意欲を高めるのは市長の姿勢次第であります。いまこのような森田市長の姿勢では、とてもじゃないけれども、職員の皆さんがやる気を持たない、部長もやる気を持たない。今の森田

市長のもとでは助役になりたくない。大変不幸な結果になっているわけでありまして、私があえてここで指摘しなくても、この部長さん方が、森田市長のもとで助役になりたくないという、そのことだけで、この森田市長の現在の評価といいますか、ことが浮きぼりされている。わざわざ私が言わなくたって、もうすでに部長さん方が、森田市長に対して評価を示しているわけでありまして、もはや、森田市長が、この部長さん方を信頼して、これからの行政のかじ取りを進めようと思っても、無理な状況だ、と私はこのように判断するわけであります。

したがって、この森田市長も、１４年間も市長を続けてきたわけでありますから、もうこの市長職というものを、これから１０年も２０年もやれるわけではありませんし、今評価があるうちに ── いろいろと末期症状が出始めてきました。どうかひとつ、森田市長の評価が落ちないうちに、みずから退陣の意思を示して、これからの厳しい行政のかじ取りは、新しい人材で、新しい市長の下に、この庁内の空気を一新して、職員にやる気を持たして、日野市に活力をもたす、それがせめても森田市長のこれからの残された役割ではないか、というふうに思うわけでありますけれども、その辺のことを踏まえまして、森田市長に質問するわけでございます。

質問の第１点は、これまでの助役の選考、選任の経過といいますか、なぜ助役が選任できないのか、個人の名誉を尊重しつつ、かつ、できるだけ具体的に私どもに理解できるように、今日まで選任できない理由、初めから選ぶつもりがないのか、選ぼうと思ってもなり手がないのか、その辺のところをひとつはっきりと市長の口から御答弁をいただきたい、このように思うわけでございます。

それから、このような事態に陥ったこと、地方自治法違反、その法律違反のことだけをとやかくいうつもりはありませんけれども、長く違法状態においてある、しかも、その助役２人制まで提案してきた森田市長のこの責任といいますか、どのように森田市長自身は自覚しているのか、いま助役が不在なことによって、大きく停滞しているのか、あるいは、助役なしでも何とかやっていける、というそういう自信を持っているのか、その辺のところを明確に御答弁をいただきたい、このように思います。

それから３番目でありますけれども、いま申し上げたように、もはや森田市政の続投は無理だ、このように私どもは、また庁内でもそういう空気が強いわけでありますが、即刻、辞表を出すつもりであるのか、まだまだ居座るつもりなのか、その辺のところを市長の方から御答弁をいただきたい。

とりあえず、その3点を御答弁いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　議会冒頭に緊急質問をいただきましたので、ごあいさつ抜きで答弁に臨みたい、こう思っております。

いろいろの御指摘がございまして、ありがたく反省もしなければならない、あるいは結論は、安定した行政体制をつくれ、ということだと思いますので、そういうことに応じて邁進したい、とこう考えております。

いま、3点を挙げて御質問がありましたが、この会期の始まる前に、議長、あるいは代表者会の席で、当面の人事案件は極力急ぎ、また真剣に考えております。提案のできる状況のもの、あるいは、提案のまだ調整の成り立たないもの、そういう段階がございますので、会期中の提案を考えながら、なお提案できない場合もあります、ということを申し述べております。

それから、いろいろな見解をお持ちになられる、特に、小山さんのような見解もなるほどあり得る見解かな、と伺ったわけでございまして、一々それに反論をする気持ちはありません。私もこれまで誠心誠意市民の負託にこたえて努力をしてまいりましたし、今後も、少なくもこの任期中のことは、責任を持ってやってまいりたい、と思っております。（「財政がなくなりますよ」と呼ぶ者あり）

したがいまして、自覚のこと、あるいは自信のこと、あるいは続投を云々ということ、これらにつきましては、私の、今後も真剣にがんばりますということで、御理解をいただいておきたいと思っております。水面下の努力、あるいは、試行錯誤も含めて努力をしている、ということには違いございませんので、当面のところは御了承いただきたい、このようにお答えをする次第であります。

また、職員が意欲を失っている、あるいは、私自身があきらめの気持ちでおる、というようなことは全くございませんので、その点だけはお答えをしておかなければなりません。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　いま市長から答弁をいただいたわけでありますけれども、私のような見解もあるんだなあ、という受けとめ方をしている。一々反論するつもりはない、真剣に努力してまいります。こういう答弁でございました。そういう答弁で済むなら市長なんて

いうのは、だれでもできる。そんな無責任市長だったらだれでもできるんです。いまの答弁で、いまの森田市長の責任の自覚のなさを単的に表わしている。このように指摘せざるを得ないんです。反論しなくても結構ですから、質問に答えてもらいたい。

つまり、市民の、ここは公式の場です。市民の皆さんに、任期4年間の間に1年も助役が不在だ、この異常な状態を市民の皆さんにきちんと申し開きをしてもらいたい。私の個人的な見解で、どうのこうのということじゃなくて、私は市民を代表して、この1年間の助役不在、この異常な状況になったこのことを、市民の皆さんにきちんと申し開きをしてもらいたい。そういう意味も込めてやっているわけでありますから、ただいまのような答弁で事が済むなら、私もこんなところに質問に出る必要もありませんし、森田市長もそこに市長として座っている意味もない。(「12名の代表だぞ、がんばれ」と呼ぶ者あり)私の質問に対して、きちんと答えていただきたいわけであります。反論は結構でございますから、少なくとも、野党の、議会の野党というか、私どもに氏名を挙げての意向打診は、これまで1回もないわけであります。1回もない。その経過を、経過が詳しく述べられないというならば、なぜ、この1年間不在になったという、その理由ですね、結局、自分自身がどの程度自覚しているか、ということを答弁によって表わすわけでありますけれども、この市民の皆さんにきちんと申し開きをしてもらいたいわけですから、今日まで選べなかった、選任できなかったのは事実でありますから、なぜ今日まで具体的な氏名を挙げて選任できなかったのか、その辺のところを明確に答弁をいただきたい。一生懸命がんばります、なんていう答弁を私は求めていない、質問に答えてもらいたいわけです。きょうは、きちんと答弁をいただくために、私はこの席に立っているわけですから、質問に立ってるわけですから、質問にきちんと誠意を持ってこたえていただきたい、このように思うわけであります。

再度質問を繰り返しますんで、どうか質問にこたえていただきたい。このように思います。精神論を聞いているわけじゃない。希望的な、ただやる気だけを示すだけ、それならだれでも市長は務まるわけでありますから、そういう無責任なことでは困る。きちんと答弁をしていただきたいということで、まず質問の第1、なぜ1年間に近いこの助役不在という状況に陥ったのか、その辺のところを答弁していただきたい。再度質問いたします。

○議長(黒川重憲君)　市長。

○市長(森田喜美男君)　1年間に近い助役不在という状況は、御承知のとおり、その

前半は、前赤松助役が病気のために入院、療養した期間である。そして、残念ながら亡くなりましたので、７月以降はその後任者を置くための努力をしておる期間だ、ということでありまして、別段その理由がいけないとか、あるいはわからないとかいうことではございません。助役の存在することは、きわめて大切なことでありますから、なるべく早く選任をしたい、というこれまでの、また、水面下の努力というふうに先ほど申し上げましたが、そういうことも幾つかの試みを行ったわけであります。

したがいまして、水面下の経過を述べろ、と言われましても、それは無理というものだろうと思っております。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　公式の場ですから、水面下でのつぶさに公表せよ、といっても無理な部分があるかしれませんけれども、一歩突っ込んで質問させていただきたいんですけれども、それでは、一般論というか、差しさわりのない形で御答弁いただきたいんですが、市長は、２人助役が必要だ、ということを私ども議会側に主張してきたわけであります。その中で、１名は庁内から起用したい、このことも申し上げておったようであります。

しからばお伺いしますけれども、助役の任期が７月に切れるのはわかっておりましたし、また、赤松助役があのような不幸な形で急逝された、このことも事実であります。２人の助役が必要だと昨今思っておる森田市長にとって、少なくとも、１名のこの助役の補充は、即刻しなきゃならないということは、御自分がよく知っているはずであります。自分がそういう強い意識を持っているにもかかわらず、９月議会で、１２月議会でも、あるいは臨時議会でも、この助役の選任の同意案件を出せない、というこの事実は、一体何なのか、率直な疑問を抱くわけであります。庁内にそういう人材がいないのか、いても成り手がないのか、その辺程度ぐらいの質問はちょっと厳しいでしょうか。どうでしょう、市長。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　助役の仕事は、御承知のとおり特別職であります。特別職というのは、政治生命がかかっておるということもありうるわけでありまして、そういう観点から、そうだれでも受けられる、ということでは私はないと思っております。

したがいまして、庁内起用はもっとも望ましいことでありますし、なおまた、行政改革でありますとか、あるいは町づくりの大きい課題等に実力を持ちたい、といったことも事実であり

ます。したがって、なるべくこれまで御説明なりお願い申し上げておりますとおり、市民の負託に十分こたえられる、そういう体制づくりをしたい、とこのようにもっぱら考えておるところでございます。これでお答えにならないかしれませんけれども、水面下のことはちょっと申し上げられない、ということであります。

○議長（黒川重憲君）　　小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　　立派な体制をつくりたい。言葉での表明はこれは毎度のことりますけれども、問題は実際にそれだけそういう体制ができているのか、という実績であるわけですから、その希望的観測だけで、その場、その場を切り抜けられちゃ困るわけでありまして、責任もやはり自覚してもらいたい、このように思うわけです。だれでも助役になれるわけじゃない。そのとおりであります。しかし、逆に言いますと、だれでもなれるわけじゃないから、市長としてはやはり人材の育成ということも合わせてやってこなけりゃならないわけでありまして、いま市長のために部長職を投げうって助役をやってあげましょう、という人が一人も出てこないということは、まことになさけないことではないか。だれでもできることじゃないから、人材を育成しなければならない、という責務も合わせて市長は持っているはずです。それが今日、赤松助役が逝去されて、空席になった助役を埋められない。そういう状況になって、今日の事態になっているということは、森田市長の責任を果たしてきていない、ということも言えるわけであります。つまり、部長さん方が、助役としての器として育っていないのかそこらへんわかりませんけれども、少なくとも、いま助役になる人がいないということは事実です。優秀な部長さん方ですから、私から見れば助役候補はもうぞろぞろおります。しかし、あなたのもとでは、助役はやりたくない、あなたは見放されている、ということをはっきり指摘せざるを得ないんです。部長さん方、何も言いません。だまっています。もちろんそうです。何も言えるわけはない。言わないけれども、いまそこの助役の名札が倒れていることが、部長さん方の意思を表明しているその結果なんです。そのことをあなたはよく謙虚に、気づいて、反省をしてもらわなければならないわけで、一生懸命努力しますとか、何とかということだけで切り抜けようとしておりますけれども、少なくとも、都丸市長のように、そうそうしょっちゅう減俸して切り抜ける、ということも困りますけれども、都丸市長の１０分の１でもいいからその責任感を自覚して、今日この事態に陥った責任というものをこの議会に表明し、市民に申し開きをして、報酬の何％でも減俸してもこの責任を表明するか、あるいはいさぎよく辞職

するか、いままでのこの森田市長のいろんなもろもろの問題、都丸市長流でいったら、森田市長はもらう報酬なんかもうとっくにない。もらう分を逆に市に払い込みながら市長をやるぐらい責任を負わなきゃならないことをたくさんやってきている。そこまで求めませんけれども、少なくともいまここに人材はそろっているんです。部長クラスの皆さん、助役が務まる人がそろっているにもかかわらず、だれ一人あなたのもとに部長職を投げうって、助役として働こうという人が出てこない。悲しい結果であるということを、森田市長はよく自覚すべきだろう。このように思います。

重ねてお伺いしますけれども、市長は、助役のこの１１カ月不在だということで、行政の停滞、あったのかないのか、どのように認識しておるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　その点が大変考えるべきことでございまして（「高齢者なんだから探した方がいいんだよ、助役を早く」と呼ぶ者あり）いままでのところ、停滞をしているというふうには思っておりませんが、これから取り組むべき大きい課題には力を十分つけて、そうして取り組まなければならない、このように考えておるわけであります。市民の諸要望に対しまして、いままでのところは、停滞をして御迷惑をかけておる、というふうには考えておりませんが、これからはそういうことが起きてはなりませんので、先ほどから何回も、整った体制をつけたいというのは、そういう意味でございます。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　いま市長は、いままでのところは停滞がなかった、与党の席からは共産党の皆さんからは停滞なんかあるわけがない、というヤジが、そういう不規則発言がありましたけれども、与党もそういう認識を持っている、であるならば、皆さんどうですか。日野市に助役なんかいらないじゃありませんか。いらない助役をいままで置いていたんですか。（「へ理屈ですよ、それは」と呼ぶ者あり）これは、森田市長が、いまの森田流のやり方だったら、助役なんかいらないと思いますね。これは、はっきり指摘できる。森田さんが市長やる間は助役はいらない。これはもう条例も、助役の定数条例をもう制定しなければいけない。日野市は助役を置かない、という条例を制定しなければならないんじゃないですか。実に無責任といいますか、いままでの停滞がない、停滞がないということを堂々と公式の場で言っておいて、一方では２人必要なんだということで、助役定数を２人にするということを私ども議会に

提案してきている。（「そうだ」「矛盾だ」と呼ぶ者あり）この矛盾を、一体市長はどのように考えているんですか。（「めちゃくちゃだ。」「助役３人」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　先ほども言葉を探して答えております。いままでのところ、特に指摘をされる停滞はなかったんではなかろうか。しかし、今後はやはり停滞ということもあり得るので、力をつけなければならない、こう申し上げておるわけであります。

○議長（黒川重憲君）　　小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　　それではですね、市長。いままでのところは停滞はなかった。しかし、今後は必要だというならば、せめて１名の助役で十分じゃないですか。となれば、今後、２人の助役定数の条例制定なんていうことは、もうもうとう考えない。このように理解してよろしゅうございますか。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　議会でお願いをいたしたことは、これは達成できませんでしたし、与えられた条件の中で最善を尽くす、ということでございますので、１名体制でやっていく、という決意でございます。

○議長（黒川重憲君）　　小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　　それじゃ市長にお伺いしますけれども、しかし、かといって、できるだけ早く選びたい、次の議会には選びたい、ということを、しばしば聞いてきているわけであります。こういう状況の中で、はい、そうですか、じゃあ、とにかく早くみつけて下さいよ、最初私どもも、それなりの理解と度量を示してきたわけでありますけれども、しかし、こう長く助役の未選任の状況が続きますと、いつまでもいつまでも私どもも度量のあるところを見せるわけにいかない。きちっと一つの歯どめをかけなければならない、と私は思うわけであります。

それでは市長はこの助役をいつまでに選任するつもりなのか。また、その時点で選任するつもりなのか。また、その時点で選任できなかったら責任をとるのか、その辺のところを明確な答弁をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　あまりきゅうくつに物を考えたくないんですが、なすべき努

力はもちろんいたさなければなりません。いつまでという時限は、これは、なるべく早くということが望ましいということでございまして、いろいろ御心配をいただいて、恐縮にも思うわけであります。一生懸命に努力をするということで、御了解をお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　私もこの質問をしておって、いま痛切に感ずるのは、このような無責任な市長を抱えて、本当に不幸だな、と議員としての限界を痛切に感ずるわけでありまして、助役の提案権は私どもにありませんから、私どもが決めるわけにいかない。市長が選んでこなきゃ私どもは同意しようがないわけですね。

しかし、その市長が、いつまでたっても助役の同意案件を出してこない。なぜ出せないんだと言えば、「一生懸命いまは努力しておりますから、きゅうくつにたがをはめて考えたくない、そのうちに決めますよ」という無責任な答弁なんです。一方では、停滞がないと言い、一方では２人必要なんだ、というふうな議会に対する対応、どう理解していいのか、私も本当に苦しむわけでありまして、このような事態を、日野市民の、１５万市民の皆さんが知ったなら一体どう思うだろうか。本当にここで解散でもして、このことをテーマにして、市民の皆さんに民意を問いたいといいますか、市民の皆さんのぜひ意思をいただきたい、というふうに思うわけでありますけれども、このままの状態で、任期いっぱい森田市長がやるのかと思うと、背筋が寒くなるぐらいであります。責任感のない市長を相手に、どのような正論をぶつけても通らない、このことが、この質問でよくわかったわけであります。私はこの森田市長に対して、即刻辞任をしてもらいたい。そして、庁内の空気を一新してもらいたい。新しい将来展望の開ける力を備えた、市長に、ぜひ日野市のかじ取りをしてもらいたい、このように心から願っているわけであります。

任期いっぱいまでじゃなくて、どうかひとつ、森田市長、ここで最後に御忠告申し上げますけれども、この状況が続くならば、あなた、すでに末期症状がいま出ているんです。日増すごとに、いろいろとあなたに対する評価が厳しくなっている。せっかくいままで長期にわたって市政を担当してきて、それなりの評価を受けてきた市長ですから、引き際というものを、ひとつよく考えていただいて、任期満了までやるのが良じゃありません。引き際が大事でありまして、特に森田市長の場合には、もうこれまで実績を積んできた方ですから、自分の役割は何なのかということを考えた場合に、後進に道を譲るということが一番あなたにとっていい道では

ないか、このように思います。どうかひとつ、そういったことも踏まえて、助役の選考も急ぎ、そして、自分自身の進退も真剣に考えていただきたい。そのことを強く希望して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって緊急質問を終わります。

次に日程第3、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　本日より昭和61年第4回定例市議会をお願いする次第であります。よろしく御指導のほどをお願い申し上げるところでございます。

行政報告に入るわけでありますが、先立ちまして、11月1日付、庁内の人事異動を行っております。部長級4名、課長級10名の規模でございましたが、特に部長級の異動につきまして御報告を申し上げます。

岩沢議会事務局長が生活環境部参与で転出いたします。その後、議会事務局長に佐藤市民部長が、また、市民部参与の中村亮助が市民部に、それぞれ配属をいたしました。なお、総務部秘書課長の長谷川暢男は、総務部参与として昇任をし、秘書課長事務取扱、こういう役分であります。人事異動のことを御報告いたしました。

行政報告の市長が申し上げる3件につきまして行い、他の事項につきましては資料をもって提出申し上げております。

私の行う行政報告の第1、南部地域の医療施設確保の考え方について。

市内の南部地域に安心できる規模の医療施設がほしいとの住民要望は、意識調査の上でも明らかであり、客観的な医療行政からもその必要性が認められるので、その実現をぜひ図りたいところであります。

過去数年来、民間病院の進出や、新設が計画され、期待をかけてまいりましたが、医王病院の進出計画はとんざし、次の新設計画も用地段階で進展が見られず、はかばかしい期待のもてない実情であります。

これまでの他力依存ではなかなか成果を結ばないことから、市が進んで用地を確保し、誘致策を図るなど、積極策を図るべきではないかと考えるに至っております。

南平方面の交通利便の地に、用地確保の手段をとり、新設病院の誘致方策を図りたいと考え

ておりますので、御理解をお願いするものであります。

第２、千代田自工跡地計画の行政指導について。

千代田自工の跡地計画につきましては、昨年の第４回定例会に行政報告を行ったところでありますが、その後、住宅都市整備公団と横河メディカル社の共同開発方式により、事業計画がまとまり、６２年４月より建設開始するところまで、進展をしております。敷地面積4.6ヘクタール、公団住宅用地として2.6ヘクタール、住宅が中高層９棟、６００戸の計画であります。横河メディカル社の業務用地は2.0ヘクタールで、工場は２棟、建物面積３万9,５３０平方メートルが建設されることになっております。

住宅開発による想定人口は、約2,０００人、工場の勤務人員は、完成時点で約1,５００人を推定しております。

この計画につきましては、去る１１月１３日、市主催によって地元説明会を開催し、内容を紹介したところであります。今後も行政指導を行い、健全な成果を図りたい所存であります。

本件につきましては、図面をもって資料を差し上げております。

第３、環境緑化協会の発足準備について。

６０年第１回定例会に報告しておりますとおり、市民と行政の新しい方式の緑化運動を展開するため、日野市環境緑化協会の準備を進めて、来年４月、任意団体として協会業務を発足いたしますので、その概要を御報告いたします。

本件につきましても、資料をもって報告を申し上げておるものでありますが、一昨年１１月から、市民会議方式により、数回の討議と、去る９月２７日には全体会の協議を経て、来年度発足を目途に、会則、事業内容等の成案がまとまりました。

協会は、個人、自治会、市内諸団体、事業所など、在住在勤市民構成による運動体となり、事業を管理運営する理事会、及び事務局を組織し、環境緑化の運動とその事業に取り組もうというものであります。その経費は、市の補助金、緑の羽根募金の還元金、その他寄附金を充てるしくみであります。

本市行政の基本スローガンであります、緑と清流を取り戻そう、の運動を、ハードとソフトの両面で市民共有の住民運動に連帯させ、発展させられるよう息の長いものにするしくみを目指すものであります。

よろしく御理解のほどお願いいたします。私の報告は以上であります。

○議長（黒川重憲君）　収入役以下については報告書のとおりですので報告を省略いたします。

これより行政報告全般について質疑に入ります。中山基昭君。

○２１番（中山基昭君）　それでは、ただいま市長の方から報告のありました２点にわたりまして指摘をし、そのお考えをお聞きしてまいりたい、とこのように思います。

最初に南部地域の医療施設の確保についてであります。市内の南平を初め、南部地区における急性疾患への対応や、あるいは多機能を持つ医療施設の必要性がいわれ、先ほども御報告がありましたように、５４年、５９年における市民意識調査の中でも、この地域だけを見る場合、保健医療施設の整備が最優先課題として指摘をされてきておるところでございます。

また、地域保健協議会等における答申におきましても、地域住民の医療ニーズ、健康づくりのために、行政としての主体的な努力も指摘をされておるところでございます。

しかし、いままでの経過を見ますと、先ほどもございました他力本願、あるいは好意的に御支援をしたい、こういう程度の域を出ていないんじゃないか、と思います。

したがって、先ほども強い熱意を持った形の中で、これからは主体的に用地確保等も含めて、積極的な誘致を図っていきたいんだ、とこういうふうな報告でございます。ぜひ、それを忘れずに、実現を図っていただきたい、ということと、あわせて、さらには健康づくり、健康施策という面の発展を図るという意味合いからも、治療施設と共に疾病の早期発見、こういう観点からのミニドック的な検診センター、こういうもののあるいは施設、こういうものも合わせて建設できるような努力をしてほしい、と思うわけですけれども、この辺の考えをこの際お聞きしておきたい、というふうに思います。

さらに、次に２点目の、千代田自工の跡地計画の行政指導についてであります。千代田自工の移転後の跡地利用につきましては、これまでの行政報告等の中でも、市長から周到な行政指導、あるいは職場と住居が近接した利用計画、こういうようなことが言われてきました。きょう、配付されております計画等を見ますと、これまで市内に例を見ない、１４階建ての大変高層な住宅が予定をされているわけです。こうした観点からも、関係する地域の住民への生活環境の配慮は当然でございますが、あわせて、この地域がたまたま工業地域ということで、当然、既存の事業所や会社もございます。こうした事業活動への支障がないように、職場も、あるいは住宅も調和した、整合した開発、こういうことが一番大事な課題だろう、というふうに思い

ます。こうした観点から、何点かお聞きをしたいわけですけれども、工業用地における高層住宅の建設をするわけですけれども、少なくとも、既存の事業所あるいは会社等の活動に支障がないように、というふうな対応がなくてはいけないと思います。こうした関係から、関係するそれぞれの会社等に調整、あるいは話し合い、こういうことをどのようになされているか、どうかということが一つでございます。

二つ目は、最近になって、１１月１３日だそうでございますけれども、旭が丘五丁目の皆さんを中心にした居住者への説明会をもたれた、ということを聞いております。

この席で特に取りつけ道の問題、あるいは住宅の配置の問題、あるいは市有地の老人農園の問題、こういう問題の課題が、あるいは、要望が出されております。しかし、なかなかこれに対応した御返事がいただけない、こういうようなことも言われております。この辺の対応を現在どのようになされているか、ということが２点目でございます。

さらに、３点目は、２,０００名から新しい町ができるわけでございますから、当然、防災や消防、あるいは治安、あるいは金融、日常生活関連施設と申しますか、こういう問題の整備も合わせて行う必要があるんだろう、というように思いますけれども、この点をどのように考えられているか、ということですね。

さらには、小学校、中学校等の受け入れ、こういう問題についても、特段の支障がないかどうか、ということも合わせて確認をしてまいりたい、とこのように思います。

さらに、４点目は、前・報告の中で、昨年の第４回の定例会だったと思いますけれども、これと前後して公団の開発のチラシが、すでにもう配布をされているわけです。その中には、分譲住宅というふうな案内も載っております。したがって、きょうの資料ですと、賃貸住宅、こういうことですけれども、この中に分譲住宅も含まれるのかどうか、ということも合わせて確認をしてまいりたいと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　１点目の質問に私からお答えをし、千代田自工跡地計画につきましては、都市整備部長よりお答えをさせていただきます。

南部医療施設のことにつきましては、絶えず、いかにすべきか、ということが脳裏を去らないわけでありますが、民間に依存するだけの、いままでの経過では、なかなか実現がむずかしい、というふうに感じるに至りました。

そこで、何か、積極的な誘致工作を考える必要がある、とこのように思い立っておるわけでありまして、その際に、いま御指摘のような地域の保健行政のために、ミニドック等が設備されるということは、望ましいことでございますので、その際には、ある程度の条件をつけてお願いをすべきものだ、とこう考えております。

市立病院を日野市は持っておりますので、これを中核に据え、それの全体的な系列の中に、中間病院やあるいは個人の開業医の皆さんの市民に対します責務をお願いできる、そういう仕組みをなすべきものだ、とこう考えておりますので、全体の日野市が必要とする医療需要にこたえられる、そういう体系化が必要だ、とこのように思っております。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私から2点目の千代田自工の跡地の点についてお答えを申し上げます。

まず第1点目でございますが、各社への働きかけはどうなっておるか、ということかと思います。

地域の企業につきましても、当然のことながらこの事業についての御協力をお願いしていかなければならない、という立場があるわけでございます。

企業の事業活動等に支障があってはならない、とこういうふうに考えているところでございます。

そこで先週でございますが、東京電子に対しましては、まだ住宅公団だけでございますが、一応、御説明を申し上げてございます。

しかし、今後ちょっと時間的な問題がございまして、私ども、いままだ日程を定かにつくってございませんが、近いうちにその周辺の企業等には、公団、横川メディカル、それと私どもも参りまして、この計画の内容についての御理解を得るための御説明を申し上げたい、とかように考えておるところでございます。

それから、2番目でございますが、住民説明会において、住民の方々からいろんな角度からの御要望が出てきております。できるものについては実施をする、また、できないものについては、それは理由を付してお断りする、ということをはっきり申し上げているわけでございます。

一番気にされておる点は、日陰の問題でございます。この日陰につきましては、日陰線、い

わゆる建築基準法上で定められている日陰線よりもさらに建物を後退させる。十分距離をとる、ということで対応は現在は行っているところでございますが、なお、この点につきましても、今後住民との話し合いを継続するということになっております。

また、出入口を、住宅の真ん前に現在出るような形でセットしてございますが、これを住宅の前からはずしてほしい、という御要望でございます。この点についても、今後公団で現在検討してございまして、変更する予定で作業を進めております。

そのほか、細かい点でもいろいろ出たわけでございますが、この点については、今後、公団あるいは横河メディカルが責任をもちまして、地元住民の方々にも御説明をしていく、あるいは御理解を得ていく、ということになっております。

次は、防災の点と、生活関連施設と申しますか、そういった点についての配慮はどうなっているか、という点でございます。

防災施設につきましては、当然、水道からの消火栓あるいはその他に市で定めてございます防火貯水槽につきましても、この中に２基、住宅分として設置をいたすことになっております。

また、消防車の、あるいは緊急自動車の団地内に入れるような通路は十分とっていく、ということで対応をしてございまして、この点は消防庁の方と協議を進めておるところでございます。

また、生活関連施設につきましては、この団地内に街路を設けるかどうかということがございますが、この辺は今後住宅都市整備公団の方にも検討をさせていきたい、というふうに考えます。

また、次の４点目でございますが、小、中学校の対応は、ということでございますが、この住宅が開発されるということに伴って、児童数あるいは生徒数がどのくらいふえているか、という点でございます。これは公団が従来のこういった施設を住宅公団が施行いたします住宅団地のこれまでの経過、あるいは推定、それに伴う推定値が出ておるわけでございますが、児童数といたしましては、現在のこれだけの世帯で１１４名、生徒数でこれは中学校でございますが４８人、保育園児２７、幼稚園児２４という数字がこれは平均値でございますが出ております。

したがいまして、これだけの住宅をつくって、ただちに現在の小、中学校に影響を及ぼすということはまずないというふうに私どもは判断をしておるところでございます。

５点目でございますが、分譲住宅があるのか、という御質問でございますが、分譲住宅はございません。すべて職住近接という意味から私ども指導してございまして、当初、公団では分譲も考えたわけでございますが、これをすべて賃貸住宅に切り替えまして、現在はその計画になっております。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　　中山基昭君。

○２１番（中山基昭君）　　それでは2.点目だけについて、確認を合わせて御指摘をしてまいりたい、というふうに思います。

まず、最後の方にありました、公団で当初計画されておる計画プランによりますと、分譲住宅、賃貸こういうことが併設される、というチラシになっていますけれども、分譲住宅はないんだ、ということで確認をしておきたいと思います。

さらに、幾つか課題として御指摘をしておきたいわけですけれども、まず大事なことは、すでに１１月の１日付で、開発、あるいは建築のお知らせ、こういうふうな公示、告示がすでにされております。さらに、いまのお話ですと、１１月１３日に地元関係者へ説明をした。さらにはその他の関連については、これからひとつ計画を立てたい。もうそれ以前に、いま申し上げました公団の開発計画のプランの、写真入りのチラシが出ておる。こういう段階ですね。

したがって、できるだけ早く、そういうふうな対応をなされることが、いままで市長の言われております、周到な行政の指導だろうとこういう理解をするわけですけれども、大変この辺が不足をしておる。このことをひとつまず指摘をしておきたい、ということがひとつございます。

さらには、この計画等を見ますと、２００％のところに１９８％の容積の建物計画、大変過密化した言ってみれば職住近接というより、職住混在の事業計画にあるいはなるんじゃないか、というふうな懸念すらされるような計画でございます。

ぜひこの辺はそうした過密、あるいは職住混在というようなことのないような開発等に努力をしてほしい、こんなふうに思っております。

さらに、これまで例を見ない、同一地域内に、工場と住宅、これを併設する新しいタイプの開発になるわけですから、当然、先ほど申し上げました旭が丘四丁目、五丁目等の近隣の関係者等への御理解あるいは協力等を初め、この地域の工業指定地域という面からも、既存の企業、会社等を含めた、それぞれ整合性のある新しい開発、こういうことをひとつ中心にして、ある

いは大事にしながらこの跡地利用に取り組んでいただきたい、ということを申し上げておきたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは最初に御確認ということでございましたが、分譲住宅はこの計画の中には現在ではございません。また、今後の計画の中に入れていく、ということも考えておりません。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　何点かお尋ねいたします。

一つは南部地域の医療施設の確保の市長の御報告なんですが、これは私の記憶ですと、今年の、本年度の予算委員会のときにだと思うんですが、南部地域にある民間の診療所的なものから、それを数年間にかけて育て上げていって、ゆくゆくは南部地域の方の希望にそえるような規模のものにしていきたいという話で、たしか、るるその辺のやりとりもあったと思うんですね。いま１２月ですが、るる考えるとその件はもうだめだ、要するに断念しました、むずかしいというお話なんですね。御了承下さいということなんですけれど、その中に、できればこちらの方で積極的に土地を買って、というふうなお話もあったわけなんですが、先ほどの中山議員の質問の御答弁も、ちょっとその辺が非常に不鮮明に思うんです。この辺どうして急転回に、簡単にやめますというふうな形になってしまうのか、その辺が非常にとまどうところなんですが、特にいろんな事情があってそういうふうな過程になることもあるでしょうけれども、あまりにも急転回な結論に見えるわけです。特に、私も一般質問で用意しておりますし、福島敏雄議員の方からも病院の件では質問があるわけですが、特に市立病院の報告に関する報告書、それから、この間の行財政調査会に委託をした研究の内容にも、いまの市立病院というのが、将来的に日野の市民の方の希望に沿えるようなものであるのかどうか。

さらに、一面からいえば、効率的なといいますか、病院の運営形態としての適正的な規模から考えても、将来的にはどうであろうか、というふうな話がさまざまな角度から言われているわけですね。

特に、調査会の報告書にもありましたが、いまの予算のしくみについての自治体病院としての赤字の形態が、鮮明にとられているような形式でないので、その辺財政的なやりくりの実態を、もう少し市民の方にわかるように、赤字であるなら、赤字の実態をやはり示していく必要

があるんじゃないか、というお話もあったわけです。

これも私の記憶ですが、たしか本年度の予算に、いまの市立病院の建物の規模について、また、将来性についての調査研究等も、たしか予算に計上されていたと思うんです。

その調査の内容というのは、いまの、現在の敷地のところに病院を改築するのはどうか、というところからの基本的な構想、考え方のためだ、というふうに言われているようですが、私はそのとき、いまのところに限定をしないで、もう少し広い意味で考えていくような話も私の記憶ではあったわけですが、その辺、いま南部地域に医療機関をつくるというのと、市立病院をどういうふうな規模でもっていくのかということと、それから、東京都の方でも、都立の病院を建てていこうという、そういうふうな形のものがあるわけですけれど、この辺どういうふうに決定をされてきているのかですね。非常にわからないんですね。もう少しわかりやすく議会で御説明を願いたいと思うんです。まずその1点をお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　行政報告第1点にかかわりまして、南部地域の医療施設の確保ということの関連で、御質問をいただきました。

南部にこれまで期待をしておりますのが、民設病院の話がなるべく実現できるように、ということでございましたので、期待をかけておるわけでありますけれど、なかなかはかばかしくない。医王病院はとんざしたし、それから、いま石川さんという方の計画もあるわけでありますが、ちょっと話をいろいろ聞いてみますと、援助をするかどうか、というあたりに問題があるように思っております。

つまり、南平台の開発をした一番上の部分、あまり地形のいいところではありませんし、そこがいままでの計画の予定地であります。

そこが、そこでなければないのか、あるいは他にもっと的確な場所があるのか、ということの判断をこれからやっていこうということもございます。

それから都立の病院は大きな計画の、多摩地域に配置される成人病の病院だ、というふうに伺っておりますし、公設、民営という形がとられるということで、すでに用地もほぼ多摩ニュータウンに広い土地が用意されている、あるいはそれに対して、八王子の誘致もある、こういう状況でございますが、どちらにせよ、規模のある病院として完成されることを期待する立場であります。日野市民に一応の責任のもてる病院体制、医療体制は、これは市立病院をどうこ

ういうことではありません。民設、民営のものを誘致をしようという考えもまた変わっておりませんので、そういうふうに御理解をしておいていただきたいと思います。

つまり、それぞれいまのところ、全体計画という形はとっておりませんが、いずれは、お互いに関連をし合って地域に対応できる、こういうことになってもらわなければならないわけであります。

特に市立病院につきまして、いろいろの調査もございますし、御意見もありますが、やはり私は現在地に建て替えるにしても、建て替えられるものである、とこのように考えております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　いまの、これは別に言葉じりをとらえていうわけじゃないんですが、これから病院の方の予算３００万でしたか、その前後だと思うんですけれども、その費用をかけながら、現在地に病院を建てるならばどうか、という構想をねっているやに聞いているわけですけれども、その前の段階で、市長の方であそこに病院としては、というのは、ちょっとまだ早いのではないか、というふうに思います。

先ほどの民間、民営ですか、そういうふうな形のもので、日野市が土地を用意しているというお話で、大体その骨格が少しわかるわけですけれども、できるだけ、これは市民要望の中でも、市民相談というふうな記憶もありますが、南部地域に医療をというのは、昔から言われてきております。ですから、その過程も踏まえて、できるだけ詳しい話を聞かせていただきたい、ということを希望したいと思います。

次に何点かさらに質問させていただきます。一つはやはり、６１年の第１回定例会ですが、たしか、これは、市長も財政部長も御答弁なすった点だと思うんですが、財政計画を６１年度中に策定したい、というお話でしたけれども、その後どうなっているのか、できているならば、もう１２月も終わりですからいただきたい、というふうに思いますが、その辺どうなっているか、お尋ねしたいと思います。

第２点は、やはり、これも秋口ぐらいには、ということで、国との関係ではなくて、日野市独自の機構改革を含めた、さまざまな角度からの改革を、内部的な方が中心になって、どういうふうな計画を立てて、これからの展望を開くか、その辺の機構改革を含めた体制をし、計画をつくっていきたい、秋口ぐらいには発表したい、というお話でしたけれども、その辺のところ

はどうなっているのかと思います。できれば、できているのであれば、ぜひいただきたいと思います。

それから、３点目は、第五小学校の建築の建て替えについてなんですが、やはり、本年度の予算で、耐力度調査ということで３４０万ほど計上されてなったわけですが、その後、耐力度調査の結果によっては、全面改築もあり得るというお話もあったわけですが、現在、どういうふうにそれが結果として出ているのか、お尋ねしたいと思います。

それから、第４点目が、いわゆる毎回話になるんですが、いじめについて、いじめを中心とした小、中学校の非行の実態が、各学校の現場から上がっていて、正確な情報として掌握されているのであれば、その実態を今議会でも御報告していただきたい、というふうに思います。

それから、一番最後ですが、やはり本年度の事業の中で、小規模事業者育成関連ということで1,０４０万ほど予算計上されているわけですが、その実態は、運用の実態といいますか、需要の実態といいますか、そういう実態が現在までどういうふうに行われてきているのか、その辺の事情がわかればお教え願いたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　　お答えいたします。

まず第１点目の財政計画の問題でございます。この件につきましては、私、過去にどのようにお答えしたか正確な記憶はございませんけれども、財政計画といいましても、当然のことながら歳出を伴う計画が必要だ、というふうにかねがね思っておるわけでございます。

この計画については、前回でしょうか、本会議の中でも報告をしておりますけれども、基本計画を策定をしたい、ということで考えております。７カ年計画を策定する。この７カ年計画につきましては、当然財政フレームを考慮した基本計画をつくる、ということでございます。

さらに、３カ年の実施計画も合わせて作成をする。この基本計画の作成は昭和６３年３月の予定でございます。年度で申し上げますと、昭和６２年度中に完成をする、という予定で現在考えているところでございます。

それから、本年の決算委員会で、市長の方から、来年度財政診断もしたい、という話をしてございます。これは来年度予算の中で十分検討したい、というふうに考えております。

それから、機構改革の件でございますけれども、現在企画財政部内での検討にとどまっているわけでございます。今後の予定といたしましては、できれば、来年の３月の市議会に、組織

条例の改正につきまして、御提案を申し上げたい、というふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　私の方から３点目の第五小学校の建て替えの問題と、それから４点目のいじめの問題について御答弁申し上げたいと思います。

第五小学校の建て替え問題につきましては、一応、本年度耐震度調査が終わりまして、その資料を都教委の方に提出してございます。

その資料内部の対応だけから申しますと、第五小学校の危険校舎としての点数、これは5,000点という、現在、文部省が一つの基準として出しております線を、一応超えている。超えているということは、まだ、建物そのものとしては、耐用年数からいって、いまの建物、特別に危険校舎という形での点数までには達しない、と、こういう結果が出ておりまして、ただ、東京都と文部省との間では、５,０００点という点数にこだわらずに、この問題についての補助申請の内容での検討を進めていきましょう、こういう申し合わせ等もございまして、現在では危険校舎という面にプラス不適正規模といいまして、不適正な校舎配置、というのは、形、あるいは校庭の有効利用というような観点にたっての将来計画、新しく校舎の改築を行った場合に、どのような配置で校舎を考えているのか、それらの資料を引き続き出していただきたい、というような要請も、都教委の方から受けて対応しているというような、そのような状況でございます。

１月の下旬ごろ、文部と東京都の方で、６２年度の対象物という形で対応するかどうか、という面を含めて、それらの資料を全面的に検討しながら方向を打ち出したい、こういうような返事をいただいている状況でございます。

それから、２点目のいじめの問題につきまして、この問題等につきましても、２学期からいよいよ中学３年生あたりですと、進路指導が重点的に行われる、この時期がやってまいりますと、どうしても学校時点でいろいろそういうような非行の問題等が起きがちな面があるわけですけれど、大分、生活指導の先生方等を通しながら、各学校での対応その他につきましては、十分連絡を取りながらやってきているわけでございますけれど、全く、そういういじめとか非行とかという問題が皆無であるというようなことは申し上げられませんけれど、全体としては比較的よく落ちついて、昨年度等と比較しますと、特段、目立って学校全体がそのために動揺

している、あるいは教育委員会の方に具体的な事例として報告しなくてはならないような極端なケース、そういうものは、いまのところ各学校から寄せられていない、というような状況が現在の状況でございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　5点目の小規模関係の御質問にお答えをいたします。

小規模事業者育成条例につきましては、第3条におきまして施策の事項が明記されてございます。

一つは、資金調達の援助に関することでございますけれども、およそいままでに80件の申し込みがございまして、そのうち22件、融資額5,060万円が融資をされてございます。

それから、施策の事項2番目に、営業近代化の指導に関すること。

それから、3番目に、当該事業者の営業の研修に関することとございますけれども、営業の近代化、あるいは事業者の営業の研修に関することにつきましては、商工会事務局に専任の指導員を配置いたしまして、鋭意その指導あるいは営業の研修に当たっております。

4番目に同業組合の奨励、並びに受注、下請等のあっせんに関すること、とございますけれども、この組合の奨励につきましては、9月の議会で、まだ1件もございません、というお答えを私からしてございます。

したがいまして、組合の奨励をもう少し積極的にやらなければいけない。そういう立場から、団体の事務局局長あるいは、それにかわるような方に市に来ていただきまして、アクションを起こして下さい、そういうお願いをしたところでございます。

また、さらに、商工会の研修計画の中に、組合結成の手順についての研修を取り入れまして、4番目の事項につきましても、積極的に行っているところであります。以上です。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　それでは何点かお尋ねしますけれども、先ほど企画財政部長のお話ですと、私の財政計画を立案するということではなくて、それは長期計画の話ではないかということで、私もこのときの、一応記録をもう一度調べてみます。

いまのお話ですと、基本計画についてつくる。それが63年ですか、いうお話承りましたけれども、それでわかりました。

それからいじめの問題なんですが、いま非常に暴力といいますか、暴力に対して非常に過敏

になっている、ある意味で非常に神経質になっている時代だ、というふうに言われているんですけれども、やはり暴力を振う、暴力で屈服をさせるということは、もう人間としての最低の行為で、やはりそういうことを中心にしたことが、小さくても学校で行われること自体、やはり私は毅然としたものをもっていかなければいけない、というふうな立場で、毎回、行政報告を求めているわけですが、いまの教育長のお話ですと、学校全体が動揺するような事件はない、さらにまた極端なケースというものも見られない、というお話なんですが、私がここでお尋ねしているのは、毎回小さな報告でも、やはりこういうことは問題だなということで、やはり学校の現場と教育委員会とが、連絡を密にとってやっていくということが、日常的に私は大事だろうと思うわけです。

ついいままでの、最近の中でも、マスコミ等をにぎわしているとおり、いじめの問題については大々的に取り上げられてきたわけですが、やはり小さな話でも、教育委員会としては見過ごさないで、報告を求めていく。それを具体的な、こういうことについて何学区にこういうことがあったか、という報告でなくって結構ですけれども、やはり数字的な報告を大まかで結構ですけれども、やはり報告をしていただきたい。そのぐらいやはり必要なんではないか、という気持ちで質問したわけです。御答弁いただければありがたいと思いますが、以上です。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　いじめ関係の問題で再質問がございましたので申し上げておきたいと思うんですけれど、先ほど学校全体が動揺するような暴力行為、あるいは非行関係の事例こういうものはございません、というような答弁の仕方をしたわけですが、全くないわけではないというその中に、いつものことなんですけれどこの時期がきますと、特に中学校の場合合、番長といいまして、後継者争いといいますか、ある特定のグループの中で、次の番長をだれがするんだ、というような、一般児童生徒をまき込んだ形での、先ほど申し上げましたように、暴力行為とか非行問題でないんですけれど、勢力争いですね、ある特定のグループの中の、そういうものが最近になって、特に中学校で二、三ケースとしてうかがわれるということで、先生方の方で、そういうことから、さらに大きく問題が暴力行為というような方向に発展しないように、指導に当たっている、そういうケースが二、三報告されてきておる程度でございまして、小学校関係等につきましては、全くそういうケースの報告はないというのが現状でございます。

○議長（黒川重憲君）　　お諮りいたします。

○　議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時　2分休憩

午後3時32分再開

○議長（黒川重憲君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

質問を続行いたします。古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　師走に入りまして、今年もいよいよ最後の月を迎えたわけでありますが、一つのもののけじめとして、当然聞いておかなければならないことを質問したいと思います。

行政報告に対する質疑であります。行政報告に全くございませんでしたので、行政報告に対する質疑として質問を行ってまいります。

今年の第1回定例会で、日野市遺跡調査会使途不明金にかかる民事訴訟の結審についてということで、行政報告が教育委員会の方からなされました。

ここで、ちょうど1年前になるわけですが、昭和60年の12月18日、東京地方裁判所八王子支部に対して訴訟を全部取り下げた、という報告がなされたわけであります。これは昭和58年の7月21日に東京地方裁判所八王子支部に対して、柳下被告を業務上横領を理由にして、2,122万3,224円の損害賠償請求を提起していたものであります。刑事事件の方については、被告人がお亡くなりになった、死亡したということで、これは事件として成立をしなくなったということで、刑事事件の訴追については、消えていたわけでありますが、この損害賠償請求についても、被告が死亡したということで、60年の4月30日に死亡されたということで、これについていろいろ協議をした結果、日野市としては訴訟を取り下げた、ということでございました。これは議会においても百条調査委員会が、昭和57年の第3回定例会で設置をされて、延べ11回の委員会を開き、打ち合わせ会予備会は5回にわたって精力的に議会においても調査を行ってきたものであります。

その結果、偽証ありとして、日野市議会では告発をしたわけでありますが、この点についても偽証の告発はそのまま事件性の立証ができないまま終わりになってしまいました。

これについては、私ども百条委員会が終了した後、報告を受けたわけでありますが、このときに、昭和５９年に不起訴処分に伴う責任問題について、市長はどう考えるかということで、小山議員から緊急質問が当時出されて、議会でいろいろやりとりがございました。

もう遠い昔のことだと市長はお考えになって、多分お忘れになっているかもわかりませんが、やはり私は、一つの年の終わりに、何かの形できちんとこの件について決着をつける意味からも、この議会に何らかの形で、責任についての表明があるのではないかと思っておりましたが、一切ふれられておりませんし、発言もございませんでした。はなはだ不満であります。

そこで市長の当時の、遺跡調査会の使途不明金に関する不起訴処分の決定に伴う小山議員の緊急質問に対する当時の答弁を、お忘れになっているといけませんから、思い出していただく意味からも、ちょっとふれてみたいと思います。

市長は、責任問題について、いろいろお答えになっておりますが、最終的にはこういうようにお話しになっております。「減俸ということは一度一番当初の責任をとるという意味での、みずからの自己譴責は行ったとおりでありますが、今後の責任につきましては、減俸程度のことで処理はできないだろう、もっと大きい責任を受けとめるべきだろうと、このようにも思っておるところでありまして、それらの決定には多少時間を要して、とるべき自己譴責、自己責任は果たしていきたい、こう思っております。」このように（「どこの市長が言ったんだ」と呼ぶ者あり）昭和５９年の第３回定例会で、この本会議場で、市長はお答えになりました。

さらに、小山議員の方から、政治的な責任についても考えるべきではないか、という質問が重ねて行われたわけでありますが、これについては、このようにお答えになっております。「政治責任をとらなきゃならないというふうには考えておりません。道義的な責任を考える、こういうことだと思っております。時間も多少かけなければ、これからの推移も合わせていかなければなりませんので、十分考慮しながら対処するというふうに申し上げております。」このようにお答えになっているんですね。つまり、今後時間は少しかかるけれども自己責任は果たしていく。道義的責任はきちんととる。減俸程度のことで済む問題ではない、というふうに、昭和５９年にはっきり市長はお答えになったわけであります。昭和５９年からかなり時間も経過いたしますが、その後、昭和６０年の第４回定例会、ちょうど１年前の定例議会で、これは私が行政報告に対する質疑で、市長にさらに遺跡調査会の使途不明金の民事裁判についての行政報告にからめて、市長にさらにお尋ねをしました。昭和６０年１２月１０日のことでありま

す。このときに市長は、この場でどのようなお答えをなさったか、これも思い出していただきたいと思いますので、市長の答弁内容をここでもう一度簡単にふれてみたいと思います。つまり、このときは柳下さんがお亡くなりになった、つまり被告が死去したという事実を踏まえて、財産の相続についてはどのように相続権の放棄等が行われるか、というそうした報告が公判において、そういうやりとりがあったということで教育委員会の行政報告の中にあったわけですが、これにふれて、市長にこの責任のとり方について、私どのようにお考えになっているか、ちょうど1年前にお聞きをしたわけです。このときに森田市長はこのようにお話しになっています。

「責任者としての、いわゆる、いままでも申してまいっております道義的責任、これはまた、私自身のことでもありますので、金額でどうこうということじゃもちろんありませんが、一定の市民に対する表現はしなきゃならない、このように思っております。」こうお答えになっております。ちょうど1年前市長はこうお答えになりました。道義的責任をとると59年3月議会で表明しておられるけれども、その後、責任の所在、また責任のとり方、こういったものを含めて何ら実行されていないということを踏まえて、私がこのとき質問をし、それに対してこうお答えになったわけであります。

それから、今年に入りまして、これは市長もそう簡単にお忘れにならないだろうと思いますが、今年のことであります。昭和61年の第1回定例議会で、同じように行政報告の中で私、市長に対して質問をいたしました。これは最初に私が申し上げましたように、この民事訴訟が結審した、つまり取り下げによって結審をしたということの報告がございましたので、それにふれながら、この責任の問題について質問をいたしました。

私はこういうふうにお聞きをいたしました。市長は当時の最高責任者という立場で、この問題についてどのような最終的な責任をとるお考えなのか、この点についてお尋ねをいたします、このようにお聞きをしたわけであります。これに対して市長はですね、このときも同じように従来の答弁をほぼ繰り返してお答えになっております。つまり、終始、責任を感じているところだ、十分に考えて道義的責任をとりたい、こういうことが答弁の要旨であります。これは大体いまから約1年前といいますか、3月議会ですので1年近くたったわけですが、一貫して、道義的責任については、そのみずからの責任をとらなければならない、みずからが責任をとらなければならない、ということを、この本会議場で再三、このように、いま申し上げたように

表明をしておられるわけですが、ついに昭和６１年最終議会に至りましても、何らそのことが市市長の口から出ておりません。私は語るに落ちたと思うんですが、市長は、全くこういうことの答弁を一切お忘れになったのかどうか。いかなるいま心境で、この遺跡調査会の、大変日野市政にとっては不名誉な、この一大不祥事件を、受けとめておられるか。道義的な責任の所在、また、とり方については、現在どのようなお考えをお持ちなのか。はっきりした御答弁を賜りたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　遺跡調査会の使途不明金という事故の発生については、その経過から考えまして、まことに遺憾というできごとであった、ということにつきまして、まだ忘れたことはないわけであります。

そうして、これまで道義的責任のとり方ということについて、一貫して感じておりますが、６０年の市長選挙におきましても、一応市民のその点についての御判断もあり得たわけであります。私もまた、任期中その道義的責任は、たえず一つのイバラとなって私の背中に背負っていかなければならない、こういうことについて、何らかわりはないわけでございます。金銭評価で云々をするという方法もあり（「あんまりじゃないか」と呼ぶ者あり）得ることであるかもしれませんが、私はそういう責任のとり方はしないつもりであります。市長という要職を、責任をもって終えるということが、まず責任をとる一番のゆえんであるということ（「責任感のない人に求めてもしようがない」と呼ぶ者あり）市民に対して、その後であってもなお責任を感じ、市民に対する何かおこたえをすることも可能である、このように思っております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　市長は、選挙に勝ったから、この件については特段具体的な形での道義的責任のとり方については考慮することは別段ないんだ、といういま内容の御答弁だったと思います。

責任を感じているということは、それは当然、だれしも当時の遺跡調査会の会長は森田市長自身でありますから、これは森田市長は、終生その責任を感じるということを忘れてはならないわけです。みずからの在任中に、しかも会長みずからが務めておられるときに起きた、これだけの大がかりな、日野市役所内部に発生した不祥事件でありますから、責任を感じている市長選に勝ったからいいんだ、というお考えでは、市民を納得させることはできないと思います。

いろいろ市政は動いておりますから、こうした問題も、とかく歳月の中に埋没されがちでありますが、市長はちゃんとこの議会の中で、私どもの議員の質問に答えて、道義的責任については考えていく、つまり政治的責任の云々となれば、これは辞任というようなことも含まれてまいりますから、そのことについては、ほうかむりをする、ということでも、これはしかたないかもわかりません。私どもが具体的に市長選で森田市長に対して、こういった点も一つの争点として取り上げたわけでありますが、しかし、そのことだけが争われた市長選挙ではありませんでした。かなり厳しい批判の目も当然、投票行動の中に市民の一つの意思として（「批判票が上だった」と呼ぶ者あり）あったということは否定できないと思いますので、選挙云々ということは、みそぎを受けたということにはならないと思います。

市長は、市長選の後の議会でも、私が先ほど申し上げましたように、今年の第1回定例会で行政報告の質疑のところで、はっきりと責任が解除された、というふうにはまだ考えておりません。このような考え方が示されているわけです。今後、具体的に、この遺跡調査会の使途不明金事件、不祥事件についての当時の遺跡調査会会長として、具体的に道義的責任を何らかの形で市民に対して表明されるおつもりは全くないのか、どうかですね。ただ、責任を感じているということだけで、今後終始していかれるのかどうか、もう一度、はっきりとしたお答えをお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私が先ほど答えたことは、選挙の洗礼によって、その責任が消えてない、というふうに申し上げたわけでありまして、したがってその責任感は継続しておるということであります。その責任を市長に就任している間中、イバラとして背中に背負っている、こういうように申し上げているわけであります。

日野の行政が、一応、そういう事件に二度と振り回されることなく推移できておるのも、これは全員が反省をし、緊張して取り組んでいる、こういう結果でもある、と言えるわけであります。

したがって、いま、どういう形で、どういう責任をとるかということにつきましては、いまなお時効にかかったわけでもありませんので継続しておるということであります。

その後の表現は、私の責任において行うつもりであります。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　みずからの責任において行うという御答弁があれば、私は、ころあいとして今後を見守るということで、本来であれば、ここで再度お聞きをするということは控えた方がいいのかもしれませんが、いままで同じような内容の答弁を、いま申し上げましたように、過去、昭和５９年、６０年、６１年の各議会で質問者に対して、議会の場で、議会に対してお答えになっているわけです。ということは、市民に対して表明をしたということです。

しかし、具体的には、これからも考える、ということをおっしゃるんですが、はたしてどのような責任のとり方をお考えになっているかということについては、全くわからないわけですね。私は、選挙の後の６１年の議会での市長の答弁を、あまり詳しくは、長くなりますから読まなかったんですが、念のため市長はこういうふうにお答えになったというところを、簡単にもう一度ふれてみますが、「遺跡調査関係の責任問題でございますが、発覚当時、御指摘のとおり、表現の一端に過ぎませんけれども、減俸処分をみずから科した、ということがございます。今度、その程度ではおさまらないというのは、金額で、あるいは金銭で云々ではございません。政治生命の問題も伴うと言わざるを得ません。それは選挙に信任されるかどうか、ということも一つの内容だ、とこのように考えたところでございます。」こうありまして、最後に、「これからの責任も解除されない、そのように申しておりますので、期間の中で十分考えていこう、このように申し上げたつもりでございます。」つまり期間中だといえば任期中を指すと思いますから４年間任期が過ぎるのを待てば、自分は終始任期中は責任を感じていたんだ、ということで、この問題にピリオドを打つことはできるかもわかりませんが、市長の答弁をつまびらかにいま、私先ほどの６０年、それから５９年のも読みましたようにですね、はっきり市民の前にこれから道義的責任については考えているんだ、時間が少しほしい、ということははっきりおっしゃっているわけです。非常に抽象的なお答えで、具体的な責任のとり方については全くいまもお答えになっていないわけですね。はっきりとこういう内容の責任のとり方を考えている、ということが、もうボチボチ年の終わりにあたって示されても私は一つのけじめですから、いいんではないかと思うんです。特に、今回のこの森田市政の下で起こった最大の不詳事件、使途不明金の事件については、市長の名前で原因者に対して遺跡発掘調査が終了した場合に、清算書を渡しているわけです。この清算にごまかしがあったということが、この使途不明金事件の具体的内容であるわけです。つまり、市民であるかもわかりません。また、日

野市という、あるいは日野市自身が森田喜美男遺跡調査会長によって虚偽の清算書を受け取っているかもわからないわけです。

また、東京都の住宅供給公社等の、そうした行政機関が日野市において開発行為等行う場合に行った遺跡調査会における清算行為、これにもごまかしがあったのではないか、ということも推測できるわけです。使途不明金事件の、この具体的に示されている金額の、損害請求が、原因者からないからといって、日野市長名で、日野市長の森田喜美男名で行った清算報告に虚偽があったという事実は動かないわけです。ですから、市長として行政の一部分であるということも、再三、この遺跡調査会の事件についてはおっしゃっているわけですから、減俸程度の自己譴責処分で済む問題ではない、ということをはっきりおっしゃっているわけです。皆、議員もそう思っていると思います。市民もそうだと思います。であれば、市長もこの議会で再三表明されているとおり、具体的に、いつごろ、どういう責任をとるつもりなのか、こういう考えでいるという点を、ある程度はっきり、具体的に私どもが描けるような形で、頭の中に描けるような形で表明していただかなければ、この問題の結着は到底図ったということにはならないと思います。

昭和５２年、５３年、５４年、この３カ年にわたって行われた遺跡調査会の清算行為の不正このことについての責任が消えないということを考えれば、具体的な責任のとり方についても、もうボチボチ市長の口から表明をされてもいいのではないかと思います。はっきりと、こういう責任を考えている、というものがあれば、全く責任をもう感じていないということであれば、そのようにお答えになってもかまいませんが、具体的にぜひ答弁をしていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この件のある部分につきましては、まだ時効が継続中でありますから、したがって、いま結論を出すことは、適当でない、とこう思っております。道義的責任というのは、いつとるかは、これは私の責任において行う、と申し上げておりますので、そのように御理解をお願いしておきます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　時効が継続しているということは、つまり、被害を受けた、だまされた市民かいわゆる公共機関、こういうところが、日野市で4,０００万以上の使途不明

金を出す不正事件が発生をした、自分が受け取った清算書、遺跡発掘調査が終了して、清算行為が行われますが、そこで示された森田市長名の、森田喜美男遺跡調査会長名のこの清算に、疑義があると思った原因者が、市に対し、教育委員会、あるいは遺跡調査会長に対して、正しい清算をやって下さいという清算のやり直しを求める期間が１０年ですから、この間を恐らく市長は、いま時効が継続している、という言葉で表明されたのではないかと思うんです。事件性はもうこれで告訴は取り下げておりますから、民事の場で損害を回復することもできないし、刑事事件については、もちろん被告人が死亡しておりますから、これもまた不可能ということで、これははっきり結着がついているわけです。法律的には。しかし、市長が時効が継続しているからということは、これから１０年間は知らん顔ができるわけです。１０年たったら初めて道義的責任について明らかにしましょう、と、そのような意味かどうかですね、市長のおっしゃったいま時効の継続というのは、どういう意味か、ちょっと納得できないんですが、はっきりお答えをいただきたい。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私も法律的なことは必ずしも明確にいたしておりませんので、十分考え、また今日の御指摘のことについても、いまお答えしたとおりでございますが、自分の責任において考えてみる、こういう気持ちでございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　市長が、日野市長職をおやめになって、個人として責任の云々ということをいろいろ過去を回想してお考えになるのは、これは１００年かけても２００年かけてもかまわないと思うんです。人の命は有限でありますし、物ごとにはすべてけじめをやはりつけていく、という姿勢がなくてはいけません。いつまでも待てといわれても、市民もそう気の長い方ばかりではないわけですから、当然、市長職におられる間に、この市役所内で発生した不詳事件でありますから、時効がどうのこうのという、そういう逃げ道を探すようなことで、この場を逃げるようなことは、やはり私は慎むべきではないかと思うんです。その期間というのは、一体どういう期間を考えておられるのか。

つまり、市長在任期間中は、具体的に責任を感じているから、特段はっきりした自己譴責処分として行われた過去の減給処分以外の責任のとり方というのは、特に考えないということなのかどうか。市長の任期とどういうふうにこの問題がからんでくるのか、その点もう一度お答

えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　問われるからお答えをしなきゃならないわけでありますが、いままで答えたとおりで、私の気持ちは尽きていると思っております。

要するに、自分の責任において、自分が納得のできる責任はとる、とこういうことであります。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　ですから、いつとるつもりなのか、ということを聞いているわけです。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま決めていませんので、申し上げられません。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　先ほど会議録を私がなぜ、具体的に読んだかというと、必ず私は、そう答弁されるだろうと思っていたんです。ですから、時間を少しとりたいとか、過去にこの件についてやりとりがあったときには、必ずもう少し先に延ばしてもらいたい、ということをおっしゃっているわけですね。そういう意味合いのことを含んだ答弁が行われております。

ですから、われわれに待て、と言われるならば、それはある程度の期間は置かなければならないかもわかりません。しかし、１年前に、昭和５９年の３月議会、昭和５９年の９月議会、それから昭和６０年の第４回定例会、９月議会、ここでもう１年以上も前に、時間をちょうだいしたい、ということをおっしゃっているわけです。１年以上、２年近く。この間に時間の経過があるわけです。もうボチボチ、どういう形で責任をいつごろとるのか、はっきりとその期間、もう２年たっておりますから、私はもう過ぎたんではなかろうかと思うんです。自分で考えているという責任の内容は、一体、それではどういうものなのか。また、それはいつごろまでに果したいとお考えなのか。全く考えてなければお答えになれないと私は思うんですが、考えておられるのであれば、ここでもう何年もたっていますから、お答えになってもいいのではないかと思います。お考えになってなければ、適当に、何とか先にということで、いまのような御答弁になるのかもわかりませんが、いずれなのか、はっきりしていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　何回も答えておりますから、これ以上のことは、別段申し上げることはありません。

つまり、自分の責任において責めを果すことはいたしたい。こう思っているということであります。何か追いつめられた形で対応することではないんではないか、とこう思っております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　別にだれも追いつめてないんです。道義的責任ですから、みすから市長がお考えになっているとおりの責任を、私はこうしてとりますということを、はっきりとおっしゃればいいわけです。法的な責任の追及というのは、もうできないわけですから、市長は、当時遺跡調査会の会長として、遺跡調査会の最高責任を負っておられたわけですから、その点を十分踏まえて、しかも、民事訴訟は訴訟を取り下げるということで、2,０００万円以上の損害賠償請求も実際には可能ならしめることができなかったわけです。そういうこともお考えになれば、昭和５９年に、多少時間を要して、ということでおっしゃっておるわけですから、具体的にもうボチボチいつごろまでには、ということをおっしゃってもいいのではないか、（「ボチボチじゃだめだよ、もう即刻だよ」と呼ぶ者あり）こうした不祥事件が発生をする要因の一つを、市長は直接つくったとはいえないかもわかりませんが、しかし、現実に発生した以上は、何らかの責任がみずからにもあった、ということは当然自覚しておられるはずなんですね。しかも、５８年の３月に、３月の給与、それから期末手当を５割減額１回なさっているわけです。これでは済まない、後、時間少しもらいたい、ということをおっしゃっているわけです。

私は一つ、年がここでくぎりをつけて終わる。新しい年を迎える前に、何らかの形で表明をされても私はいいのではないかと思って、この議案書が送られてきましたときに、そうした行政報告がはたしてあるかどうか、ということを見てみましたが、どこにも書かれておりませんきょうもそういう発言もありませんでした。

ここであえてお聞きをしたわけですが、もう一度問います。問われるから答える、ということをおっしゃっておりますので問いますから、お答えをいただきたいと思いますが、昭和５９年の９月議会、第３回定例議会で市長は、多少時間を要してというふうにお答えになりました。多少時間を要して、というこのときの御答弁の内容は、数年間を差していたわけですか。まだ

その必要な時間の範囲内に昭和６１年１２月８日は入るのかどうかです。はっきりお答えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　すでにお答えをしたとおりであります。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　市長は、自己譴責処分の減俸程度で終わらない、ということをはっきりこの議会でおっしゃったんですが、自己譴責の形として減俸したこと以外に、責任のとり方というのは、具体的に、とる、とらないは別にして、どのようなことが考えられるのか、お考えになっているものが具体的にあれば、答えていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私の名誉の維持できる、そういう措置をとりたい、と、こう思っております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　この遺跡調査会の使途不明金事件では、議会で百条調査委員会が設置されて、昭和５７年の７月から５９年の１２月まで、調査会が先ほど申し上げました回数開かれました。この間には約１００万円近い費用が投入されております。

それから、訴訟、これについては私も議会で予算決算のときに申し上げておりますが、市の方から遺跡調査会に対して補助金ということで、大変違法性の強い支出が行われているわけです。この費用についても、昭和５７年から６０年まで訴訟が係属されましたから、大体２５０万円ほどのやはり血税が費やされているわけです。事件の後の市、並びに議会の対応で、これだけのお金もかかっております。市長みずからの名誉もあるでしょうが、議会の名誉も当然あります。議会ではっきりと、時間をある程度要して、みずから考えて責任をとる、ということをはっきりおっしゃったんですから、そのことをもう具体的に答える時期じゃないんですか。

一番最初に責任をとらなければならないのが、市長なんですよ。その市長が責任をまだはっきり市民の前に対して明らかにせずして、職員に対して士気を上げるとか、能率をモットーに働きましょうと言ったところで、信頼が集まるはずはない、と私は思います。

はっきりと、自分はこういう責任をとる、ということをおっしゃったらどうですか。

具体的に、その時期も言えなければ内容も言えない、自分の名誉が云々ということで、逃げ

をうっておられる。

また、来年の3月議会では、この問題をお聞きしたいと思いますが、もう一度、最後に、現段階では、具体的にこういう内容の責任を自分はとる、いつごろとりたい、というお考えが現在表明できないのかどうか。市長の心中を正直に、ここでお話をしていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　結論に至っておりませんので、道義的責任のとり方ということにつきましては、任期一ぱい責任を解除されることはない、とそういうふうに申し上げておるわけでありまして、まだ、一方には時効継続のこともありますから、考える時間も与えられる、とこのように思っております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　後は、次の議会にまた同じことを聞こう、と思っておりますので、別にここで挙手をしなくてもよかったんですが、市長のその時効というのは、どういう意味かよくわからないんですね。

先ほど申し上げましたように、清算をごまかされた市民か公共機関が、現実に存在するわけですね、森田市長の名前で行った清算行為にいつわりがあった、それを作業をした人員の水増し等でよけいに取っているわけですよ、つまり。本来返さなければいけないお金が、まだ、正しい清算をされずに、この問題は継続して残っている、ということですから、法律では、原因者に１０年間の請求を、法的な権利として認めているということで、これから発掘調査を依頼した、行った人が、遺跡調査会に対して、日野市の遺跡調査会に、正しい清算をやってもらいたい。あまったお金があれば返して下さい、という訴えを申し出をする可能性はあるわけです。そのことを、１０年間そういう期間があるから、それまでは、この期間が終了するまでは責任はとれない、というのは、市長、私はおかしいと思いますね。これは、あくまで法的に原因者に認められた損害回復の期間であって、市長の道義的責任の終止符が打たれる期間とは、全く無縁のものなんですよ。よくその点、いろいろ取り巻きの方もおられるでしょうから、御相談なさって、次の議会では、きちんとした御答弁がおできになられるように、十分その点終わっていないんですから、お考えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　ただいまの古賀議員の質問のやりとりを聞いておりまして、

あらためて森田市長の無責任というか、聞いていて、非常にむなしさを感じるわけでございます。

先ほどの私の緊急質問の際のやりとりでも、総務委員会で2名必要だという自分の提案を通したいという一念から、行政に停滞がある、具体的に南平排水路とか、下水路とか、下水道事業とか、そういったものに遅れをとったので、それを打開したいんだ、というふうなことをはっきり申し上げておる。

ところが本日、助役未選任の責任を私が追及しましたら、これまでは停滞がなかった、こういう答弁をしているわけであります。みずからそれに気づいているかどうかわかりませんけれども、市長のその二枚舌といいますか、責任のなさといいますか、この森田市長の姿勢は、まことにゆゆしき態度だ、というふうにあらためて指摘せざるを得ないわけであります。

先ほどのやりとりの中で、これまで業務の停滞がなかったという市長の発言を、どのように受けとめ、私どもが方向づけをしたらいいか、今後に問題を残すんではないか、というふうに、そのことをまず質問の前に申し上げておきたいと思います。

さて、本日、議運の委員長から報告があったわけでありますけれども、議員提出議案として、日野市老人入院見舞金の支給に関する条例の制定についてということで、これが審議をされる予定になったわけでありますけれども、この内容は、入院したお年寄りの方に5,０００円から1万5,０００円の範囲内での見舞金を出したい、という条例でございまして、趣旨そのものは、まことに結構なことだと思います。願わくば、お年寄りだけじゃなくて、入院された市民の皆さんすべてが気の毒ですから、お見舞金を出したいところでありますが、この審議の参考のために、企画財政部長に、財政基本計画の7カ年の計画をまとめている最中だ、ということでありますが、まだ、最終的な計画がまとまっていないでしょうけれども、中間的な報告というふうな意味も含めまして、この財政展望といいますか、そういったものについて、ひとつ御報告をいただきたい。

この審議の参考にもしたいと思いますので、それがまず第1点でございます。

それから、生活環境部長にお伺いしますが、先ほど緊急質問の中でふれましたけれども、いわゆるダイクマ問題の四者協の問題でありますが、この四者協議会というのは、大店法で位置づけされているのか、その法的な根拠といいますかね。

そしてそれは出席しなくてもいいものかどうかですね。その辺のところも……。そして、こ

れは先ほど私が反対なら反対で述べればいいじゃないか、ということ申し上げましたけれども、いわゆる周知されているかどうかを確認する場だ、というふうに聞きました。その周知されてないならされてないということを、正々堂々と述べればいいじゃないか、というふうに思うんですが、出席しなくてもいい性質の会議なのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　第１点目の財政の展望ということでございます。先ほど基本計画につきましては６２年度末までに完成を、ということで現在、財政それから事業等の方向づけを、内部検討し、ある程度の方向づけを関係部課に示しまして、財政並びに事業計画を提出してもらう、それをさらにまた、検討を進めていく、ということになるわけでございます。

したがって、今後の財政展望を、ということでございますけれども、非常にむずかしい問題でございまして、少し時間をかけまして、十分検討し、吟味した中でお答えすべき問題だろうというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　四者協のお尋ねにお答えをいたします。

四者協につきましては、国、都、地元商工会、並びに地元の自治体、この四者を指して四者協と称するわけでございますけれども、四者協で話し合われることがらにつきましては、大型店出店計画が事前に十分説明されたかどうか、周知の事実があるかどうか、この点が論点になるわけでございます。

必ず出席しなければいけないかどうか、というお尋ねでございますけれども、理由があればこれは欠席もやむを得ない、と私の方は解釈をしております。

この四者協の根拠につきましては、法律ではございませんで、通産局長の通達によってなされているものでございます。

四者協は、全員参加が望ましいんですけれども、都合によって出席できないような場合には、一者を除いた三者で周知の事実があるかどうかについて、判定を下すこともできるわけでございます。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　財政部長の答弁でありますけれども、私は、この議員提出議

案をふりかざして、これを政治的に利用するという意味で聞いているわけではないので、慎重な答弁であることはよくわかるんですけれども、できれば、財政担当者ですから、それなりの見通し、見識なりを述べていただければありがたかったなあ、というふうに思うんですが、あえてそれ以上の答弁ができない、というなら結構でございます。

生活環境部長の答弁でありますけれども、一つは、出席できなかった理由ですね。都合があれば出席しなくてもいいんだ、ということです。日野市が出席できなかった理由。ここで私、ちょっと一言つけ加えておきます。こういう質問しますと、賛成の立場でいるんじゃないかとか、いろいろ色めがねで見られますけれども、そういう賛成反対以前の問題として、公共自治体としての姿勢を問うているわけですから、その辺はひとつ誤解のないようにお願いをしたいと思うんですが、たとえば、都合によって、あるいは出席しない、法的に拘束されていないから出席しないこともいいんだ、というような話ですけれども、たとえば、区画整理なら区画整理を市が事業として計画した。地権者の皆さんに事業計画を説明して、了解をいただきたい。結城部長なんか、そういうことで大変苦労されて、入院までしたわけであります。市民の、行政側としては、その区画整理には反対だ、反対だろうけれども、ぜひ出席して聞いてほしい。結城部長なんか心からそう願ったろうと思うんです。反対なら反対でも、まず私たちの説明を聞いてほしいという、そういう気持ちだろうと思うんですけれども、その住民の皆さんも法的に何も出席しなきゃならないという拘束はないわけです。しかし、行政側が行おうとしているその事業に対して、住民の皆さんが反対でも、その説明会に出席し、話を聞いた上で、態度表明するということが、ベターな形だろうと思うんですが、また行政側も、ともかく出席してほしいと望んだはずであります。それと同じように、この問題、通産省は出席してほしかったわけであります。この賛成とか反対とかの立場はともかくとしまして、この四者協の協議会には、市側も出席すべきではなかったか。

そして、市側が認識しているその周知しているかあるいは周知していないかという、その市が認識しているそのことを、きちんと表明すべきじゃないか、それが民主主義の手続、ルールではないか、というように思うんですね。市が出席できなかった理由は何だったんでしょうか。重ねて質問したいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　市側の大型店出店の計画に対する市側の態度につき

ましては、この本会議でも市長から繰り返されてきたところであります。そういった姿勢を、市側の姿勢としてもっておりすので、四者協に出席をすることが、既成の事実となって、出店受付のワンステップを上ることにもなりかねない。そういう意味合いから欠席をいたしました。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　ただいまの答弁聞いてびっくりしましたね。出席したら既成事実ができて、ということを申している、そういうふうな行政の態度を、それじゃ、今後市の事業を、何か進めるときに、住民の皆さん出席して下さい、出席したらそれは実績になってしまうから出ない、と言われたらどうしますか。

地方自治体の、公共自治体の長が、そういうふうなかじ取りするなんて全く許せない。おかしいじゃありませんか、これは。市民に対してどう範をたれるつもりですか。市長はいかがですか。反対だから出ないというふうな、そういうあれはどうですか。（「質問の本音が出てきた」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　反対ということで、理由をつけたわけではありません。日野市としては、この大型店舗の出店には、まだ異論があるので、調整されたというふうに見なさない。したがって、今回は出席いたしません、そういう文書をきちんと差し上げてありますから、日野市の意思というものは、ある程度理解されるはずであります。

何か日野市の行政執行等云々と言われるんですが、われわれは市民から反対されるようなことを思い立ったこともありませんし、やらないわけでありますから、そういうことと同一の論点は成り立たないんではないかとこう思います。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　市長ですね。市民から反対されるようなことは何もしません。行政はそんな簡単なものですか。高幡の区画整理はどうだったんですか。市民全員がもろ手を挙げて賛成しましたか、とんでもない話ですよ。私はね、私が言っているのは、民主主義のルールにのっとって、物ごとの方向づけというものをしなきゃならないんじゃないか、特に行政は、地方公共自治体は、特にそういったことを、憲法を市政に生かそうなんていう森田市長ですから、なおさらのこと、ルールにのっとって、この方向づけをする、そういうことが大事だろうと思うんです。この周知が徹底してない、どうしてこのダイクマの出店反対の人のために、

堂々とそれを言って出席しないんだ、どうして述べてあげられないんですか。質問の論旨がわかったなんていう不規則ヤジをとばしている人がありますけれども、そんな意図は全くない。市長はその市民の反対する事業は何もしないなんていう、かっこいいことを、とんでもないことを言っておりますけれども、現実にですよ。高幡の区画整理だって何やるにしても、賛成もあれば反対もあるわけで、それに対して、行政側の意図するところを、誠意をもって説明をして、住民に聞く耳を持っていただかなければ、事が進まないわけです、何ごとも。そういうことは公共自治体が一番望むわけですね、そういう形というか、そういう形を、今度は自分たちがみずから壊していく。私は、そういうふうに指摘せざるを得ないわけであります。

先ほどの古賀議員の質問に対しても、全然歯ぐるまがかみ合わない。責任感持っていない市長にいくら責任追及したって、もう時間を何時間やりとりしたって、これはもう不毛の論争、そんな感じすら受けますし、むなしさを感ずるわけでありますけれども、この問題についても、全く同じようであります。（「みずから立候補するしかない。」と呼ぶ者あり）

私はこれ以上市長に答弁は求めませんけれども、物ごとを反対だからとか、出ないんだということじゃなくて、反対なら反対、主張すべきならそういう場で正々堂々と主張する、それから聞く耳を持つということも大事だ、そういうことを日野市みずからが範をたれてほしい、そういうことを強く要望してこの質問を終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　　２点ばかりお伺いしたいと思いますが、１点は、先ほど中山議員さんが言われました千代田の関連で、非常に市の財政がいろいろ硬直する状態があろうかと思うんですけれども、そういう中で、裏の面からしますと、税の収入の関係で、当然、固定資産の関係は、土地は比較変わらない、家屋は当然伸びる、ということはわかりますけれども、保有税の関係でちょっと聞いておきたいと思いますが、所有権の移転の時期の関係から、保有税の問題が当然起きてくると思いますけれども、一時の取得にかかるもの、あるいは保有にかかるもの、これについてどのようなとらえ方をしているか、わかりましたらお願いをしたいと思います。

それから、もう１点ですけれども、過日、１１月３日、日野の表彰式の方へ参列をいたしましたんですが、この中で、ちょっと調べてみましたら、馬場議員が昨年、ちょうどこの１２月の議会でやはり質問をいたしておりました。ちょっと勉強不足の点があったんですけれども、

特に私は申し上げたい点は、欠格条項といいますか、法律的に問題起こした人については表彰しない、ということは明らかなんですけれど、たまたま昨年、年齢の関係を入れてきた。これはどうも取り扱いの規則の方で、年齢が一番最後に入ってきた、というようなことは確認をいたしました。

ただ言えることは、消防団員の問題なんか特にそうなんですけれども、４５歳で基本的には停年というような形をとっているわけです。

特に、団長が認める場合にはこれを認めている、という形で、現実には、実態として非常に地域の防災というようなことで、自主的にその場に参加をしてきていただいている面が相当強いわけでございまして、具体的には４５歳程度で退団をしていく。そして片や５５歳ということで、１０年間消防に貢献をした人については、表彰しないんだという規制を逆にとった、という形になりますんでこさら辺を検討をもう一度お願いしてもらえれば、というふうにまず１点思います。

それから、私たち議員となりまして、今年からやっているわけですけれども、たまたま議員をやめられて、過去に表彰を受けていなくても、まだどうも表彰していないんじゃないかなあ、というような点が見受けられるようなんですけれども、その点、そういったことがない、ということであれば結構なんですが、ここら辺どうなのか、ということです。

それから感謝状の関係、あるいは団体表彰というようなことで、当日表彰を受けた個人の方はわかりますけれども、感謝状あるいは団体表彰を出している人がいるのか、いないのか、そこら辺のことをお伺いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　市民部長。

○市民部長（中村亮助君）　それでは、ただいまの御質問の第１点の、土地保有税の関係につきまして、お答え申し上げたいと思います。

十分御存じのように、特別土地保有税というのは、地方税法の規定の中にございます。申告納付が原則になっておりまして、たとえば、先ほど御報告のございました千代田自動車工場跡地の土地取得問題を例にとりますと、その取得をした期限の問題から一応規定上の起算がなされております。したがって、千代田自動車の例で申し上げますと、契約はどういう理由かちょっと私の方ではわかりませんけれども、昨年の１２月と、それから本年の２月の２回に分けて契約がなされておりまして、その契約条項の中に、６２年の３月３１日をもって物件の引き渡

しの予定にするんだ、とこういう条件があるようでございます。

したがって、私どもの方の土地税制の方の関係からは、この６２年３月３１日を一つの基準にいたしまして、土地の取得がこの日にあった、という仮定をしまして、行政指導をしている、ということでございます。

したがって、この期限を一つの基準にして考えていきますと、申告の納付期限につきましては、取得分につきましては、６２年８月３１日までということでございます。

それから保有分につきましては、６３年の５月３１日までにそれぞれ申告納付していただく、という規定がございます。しかし、この用途を見ますと、徴収の猶予あるいはまた減免の対象になる利用の仕方がございます。したがって、非課税になる用途としては当然住宅用地であるということがまず条件になりますので、こちらの方の関係につきましては、当然、住宅都市整備公団につきましては、非課税になるんだろうということでございます。

それからもう一つ、企業の関係の土地利用の土地の分につきましては、これも恒久的な施設の建設によるということで、やはり地方税法の関係で、納税義務の免除の道がございます。この免除の道というのは、その用途にしたがって建物がつくられて、その施設が恒久的なものである、ということがまず一つ。

それから２点目は、土地の利用計画に適合した利用の仕方がされている。この２点の条件が整っておる場合には、土地保有税の審議会にかけまして、納税の義務の免除をするかどうかの決定をする、という形になるわけでございます。

○議長（黒川重憲君）　　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　それでは２点目の表彰関係につきましてお答えを申し上げます。欠格条項として、消防団関係で年齢制限を設けた、ということの理由でございますが、昨年６０年度から一応、男性にいたしまして５５歳、それから女性にして５０歳ということで設けました。

その理由といたしましては、やはりまだ非常に若い人々に対しまして、もっと市の行政、そうしたものに御協力、あるいは御指導願いたい、というようなことから、これを設けまして、これにつきましては、表彰条例の審査会に諮りまして、そしてこれを決定をみたということで、御質問の規則でそれを定めたということでございます。

それから、議員をされている方で表彰されていない方が過去にあるか、ということでござい

ます。これはクリヤーした問題ですが、その基準とか、それにつきましては、この当時、ちょっとまだ年齢が1歳足りなかったため、というようなこともございまして、本年度からは恐らくなっているんじゃないかと思いますが、そういう方もおりました。

それから、3点目の感謝状、団体については、過去に表彰したことがあるのか、ということでございますが、御承知のように感謝状につきましては、表彰とちょっと違いまして、この規則にありますように、基準に準じた功績、表彰条例ですね、ということでやっておりますが、これは、私が知っている限りにおきましては、２０周年におきまして、団体ボーイスカウト、そうした方に対しましても感謝状あるいは個人に対しましても行った経過がございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○4番（土方尚功君）　そうしますと、いまの若い人にもっと協力をこれから市の方で求めていきたい、というようなことなんですけれども、そこら辺の関連から当然、消防団の団員を経験している者は、相当市のそういった救急の段階でも対応していくんだ、というような意識をもっているわけですから、十分そちらの関係では、対応できていくと思うんですけれども、特に、たとえば４５歳で退団をして、５５歳までの間に死亡したときに、当然年齢だけではちょっとあれなんですが、救済といいますか、結局、家族の奥さんなんかにしてみれば、消防団員、奥さんの相当協力があってこそまた動けるという分野からすれば、もう少し考えてやってもいいんじゃないか、というような気もしますので、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

それから、もう1点、この間、たまたまその場合に初めて参加をいたしまして感じたことなんですが、これ、要望という形で申し上げたいと思います。たまたま、最初の段階では、音響がいい場所にありながら、非常にマイクの関係なんかが不備だったように感じますし、それから、なお、市が結局敬まって表彰する方のお名前を呼び上げる市長が、3人ほどこまかく、たしか3人程度だったと思いますが、名前を、本人に確認をしたという現実がありますので、そういったことのないように、ぜひこれからまた一生懸命がんばっていただきたい、というふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君。

○２５番（谷　長一君）　千代田自動車の跡地の関係で、お伺いいたします。何人か

の方が、千代田自動車のこの跡地の問題につきましては、質問をなさったようでございますけれども、私はこの住宅都市整備公団と横川メディカルシステム、この両者が共同で開発をしたということと同時に、面積というものが、４万6,０００平米もあるということになりますと、通常ならば、常識的に考えても、反対や何かあって現在の社会ですから、あたりまえだ、とこのように考えているものであります。

要望書等は西野さんから森田市長あて出ている、というようなことは伺いましたが、しかし、いわゆる先ほども中村市民部長が答弁された中をかいつまんで申し上げますと、行政指導が適切に行われた、というようなことも申されておったわけですけれども、非常にこのひとつの、職住一体の団地形成というのは、他に類をみない新しいシステムである、というようなことも新聞等で発表されていたわけですけれども、私はあまり順調にいきすぎて、実をいうと驚いているわけなんです。周囲の反対等もない。その背景というものは一体どういうことか、ということをちょっと考えてみましたけれども、この日野市の住みよいまちづくり指導要綱等の関係を見てみましたけれども、これらには該当しなくて出ていない、ということですね、それでいわゆる強力なる行政指導を行うことができた背景というものは、私は何か法に準拠するような指導ができたんですから、あるんじゃないかと思うんですね。その点をまず第一にお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　本来、千代田自工跡地は、民間企業の所有でありますし、それから工場の発展のために、いろいろ工夫されることも、これは行政があまり口出しをすべきことではないわけでありますけれども、特に千代田自工跡地の場合は、放置すればマンション企業等が乱立しかねない。それよりも整然とした日野自動車の大きい発展戦略がなるべくスムースにいけるように、ということも合わせ考えまして、住宅公団をなるべく該当させるように進めた結果でございます。

それで、土地の価格のこともありますし、それから住宅公団の本来のできる業務の範囲もありますから、そのあたりに大分御苦労があったようであります。国、都とも相談をされ、また、国の行政当局にも指導が行われた結果、そういう、職住近接という新しい手法の開発方式が工業地域に初めて用いられた、とこのように伺っております。日野市の立場といたしましても、指導のかいがあったというふうに思うわけでありまして、比較的順調に計画が成り立った、と

こういう経過でございます。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　ただいま御質問の中の、指導要綱を背景といたしましての市の方の指導、といった点についての御質問がございました。この点についてお答え申し上げます。

まず、日野市住みよいまちづくり指導要綱41条に基づきましては、国、地方公共団体、あるいは公団、公社が実施いたします開発事業等については、この指導要綱を適用しない、という規定がございます。

しかしながら、公団、公社、あるいは国におきましてもそうでございますけれども、日野市域内において開発を行う場合には、私どもといたしましては、この指導要綱をひとつの準拠といたしまして、それに基づきまして、いろいろなチェック、あるいは指導を行っているところでございます。

公団の方は、当然のことながら公団法、すなわち住宅都市整備公団法でございますが、これに基づきまして、各開発を行っておるわけでございます。

その中の33条に、地方公共団体の長の意見を聴取する、という項目がございます。これは公団が施行いたします住宅、建物の建設、あるいは宅地の造成、こういったものにつきましては、あらかじめ、その開発の行われる所属の長に、あらかじめその意見を聞いた上で、実施しなければならないということになっております。それに基づきまして、公団から市の方に、すでにこれの意見の聴取をするための文書がまいっております。しかし、現在の段階では、まだこれに対して回答してございません。と申しますのは、まだ周辺の住民の方々、あるいは先ほども御説明、お答え申し上げましたような関連企業、周辺の企業、といった方々に対してもPR、あるいは指導といったものがまだ決定をなされておらない、という点がありますので、そういった点につきまして、すべて完了した段階で意見を出す、ということで考えております。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　そうしますと、まだ公団に意見が出されていない、回答がなされていないということでありますけれども、このいわゆる図面を見ますと、片方が東京電子工業であり、この中に建物が入るわけですよね、そうなると、先ほど中山議員が申されました、

住宅と工場との混在というようなことも図面を見ますと考えられるわけであります。それらの点につきまして、今後、何らかのこの示された図面以外の動き等が出るであろうか、どうかということなんですけれども、それらにつきまして、どのようなお考えを持っていらっしゃるでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答えを申し上げます。一応本日配布してございます略図でございますけれども、ひとつの計画案ができ上がっております。これに基づきまして地元、あるいは関連周辺の企業の方々に御説明をしておるところでございますが、基本的にはこの図面のとおりで、これまで、東京都の土地利用計画課、あるいは国の方にもいろいろ協議をしてございまして、大体のレイアウトとしてはこれでかたまっておる、というふうに私ども考えております。

しかし、周辺の住民の方々から、いろんな要望が出ております。それをこの中で今後実施設計に移っていく段階で、どう変更していくか、ということについては、現在、公団の中で再度検討をもっております。最終的に決定をするわけでございますが、その前に、当然、また住民の方々、あるいは周辺企業の方々にも御説明を行った上で、納得をしていただいた段階で決定をしていこう、というふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君。

○２５番（谷　君一君）　ただいまの部長の説明で大体わかったのでありますけれども、要望書等も出ている関係もございますので、ぜひとも、この企業または住民等の方々とよく協議をなさいまして、結論を出していただきたい、と思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　お諮りいたします。

議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。馬場弘融君。

○１５番（馬場弘融君）　２点、特に２点目は資料の要求になるかと思いますが、お伺いをします。

第１点は、先ほど中山議員、夏井議員からも質問がございましたが、南部地域の医療施設の

件でございます。

市長の初めの御説明、中山議員への答弁、夏井議員への答弁、この三つを伺っていまして、わからなくなっちゃったんですね。何がわからないかといいますと、市立病院の今後のあり方と、きょうこの第１番目に挙げられておられる南部地域の医療施設との関係が、一体どれが一番正しい市長の考え方なのか、ということが、三つのお話のいずれも少しずつニュアンスが違っているんですね。ですからよくわからないのでもう一度お伺いをしたいと思うので、つまり、私、伺うところによりますと、市立病院としても、いま将来の病院のあり方を鋭意検討中であって、近々、今後の日野市の病院のあり方といいますか、市立病院のあり方についてプランを出したいんだというふうな段階にきているというふうに私は伺っているんですね。

それと、いま、ここにお出しになった市長の考え方とが、一体、どう関連をしてくるのか、ということが、まずどうしても知りたいんですね。ぜひ、この辺を市長明快にお答えをいただきたい、というふうに思います。これが第１点目ですね。

第２点目は、この報告の中にもあります６ページの企画財政部の関連なんですが、青少年の外派遣事業、これ、実は私後ほど一般質問で取り上げるので、その前段階としてお伺いをしたり、あるいは資料を要求したいんですが、今年は初めてアメリカ及びドイツに市がその費用を一部負担するというような形で学生を送った。その結果、どのようなレポートといいますか、そういうようなものが出てきているのか、ということと、特にドイツの方に行かれた学生について、ドイツというのはドイツ語だと思うんですね。あるいは、どういう教育受けられたのか私わかりませんけれども、語学面の不都合等は、いわゆる英語圏以外の国に行くときに、なかったのかどうかということ、その辺もちょっとお伺いをしておきたいと思います。

レポート等、今年こういう形で、こういう日程で行われましたよ、というふうなものは、後ほど資料としていただきたいと思います。以上２点お願いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　きょう、私が第１点の南部地域の医療施設ということで申し上げておりますのは、市立病院とは、結果には、どういう役割分担か、ということが出るかもしれませんが、いまのところは全くそういう市立病院は市立病院、市立病院が建て替え計画をもっているなんてこともこれもありません。よりよくするためにはどうすればいいか、という調査はやっておるわけであります。

そういうことでありまして、医王病院でありますとか、それらはいろいろ努力しましたけれど（「いいかげんはやめろ」と呼ぶ者あり）いいかげんでも何でもありません。そういうことであります。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

海外派遣事業の関係でございますけれども、西ドイツに5名、アメリカのレッドランズ市に5名を派遣をいたしました。その生徒から1人約2,000字前後でございますけれども報告書をいただきまして、現在印刷をしております。印刷ができ次第、御送見いたしたいというふうに考えております。いま校正が終わりまして、若干写真等を入れる準備をしておりますので、来週の末ごろできる、そんな予定でございます。

西ドイツの派遣でございますけれども、これは財団法人の世界交流協会が主催をしているツアーといいますか、制度にのせたわけでございます。

こまかい条件はちょっと手元に資料ございませんけれども、外国語1カ国はある程度話せる生徒、というようなことになっていたというふうに考えております。

要するに、最小限度、英語が片言で話せれば何とか通用する、というようなことだろうというふうに考えております。

まだ、私も西ドイツに派遣した生徒のレポートを目を通しておりませんけれども、担当者から聞いた話では、そう問題はなかったように報告を受けております。

それから、日程等の資料でございますけれども、後ほど御提出いたします。

○議長（黒川重憲君）　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　2点目の方はまた一般質問等でまたお伺いしますので、デスクの方でいろいろ資料いただきたいと思います。それはそれで結構です。

1点目の方ですね、これ市長あまりにもいいかげんですよ。私、あえて言ったでしょう。3回市長がお話になった、この問題で。それぞれみんなニュアンスが違っているから、きちっと確認をしようと思って、これであえて質問取り上げたんですよね。その中で、市長、憤然としておっしゃった、市立病院のことについては建て替える気もないし、何だってというようなこと言ったでしょう。言ってない、いやちょっと待って下さい。私言っているところですからね、先ほど私が聞いたところでは、いますぐに議事録ができませんからわかりませんが、市立病院

をほかの場所に建て替えるようなことは考えてないっていうようなことちょっと言ったんですよ、ね。だから、それを踏まえて、私、あえて取り上げているんですよ，どうしてかって言えば、恐らく市立病院当局としては、現在の場所での建て替えだとか、あるいは将来どうするか、ということもありましょう。あるいは、この場所ではどうしようもない、もう少し違う場所にもっと大きなものをつくろう、という案もあるいはあるかもしれない。いろんな案を幾つか検討した中で、どれが一体いいのか、というふうな形で、恐らくプランを出してくるのではなかろうか、と思うのですね、つまり広い意味で、日野の医療はどうあるべきか、その中で日野市立病院はどうあるべきか、ということを考えた上で、どうなるかわかりませんけれども、いろんな案を出してくる。あるいは考え方を出してくる、それがいまのプランづくりの病院当局のあり方だと思うんです。その矢先です。まもなく出てくるかなというときに市長何ですか。そんな気は全然ありませんというようなことを言っているでしょう。しかも、しかもですよ、しかしちょっと待って下さい。しかも、いま一番初めて、これは市立病医とは全く関係のないことですというようなこと言っているでしょう。（「横暴」と呼ぶ者あり）非常に矛盾しているんですよ。だからわからなくなっちゃう。もっと、私がきちっとわかるようにね、きちっと説明して下さい。前のことを訂正するならば訂正して、こういうものが正しいあり方ですということをね。打ち合わせするならして、ちゃんとやって下さい。（「重症」「何のために300万かけた予算、おかしいよ」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　答弁が何といいましょうか、私の説明の下手でこんがらがったところがあるようでありますので、その点は（「だからお休みなさいと言っていたでしょう」と呼ぶ者あり）もう一ぺん言い直しをしておきたいと思っております。

南部に医療施設を、というのは、これはこれまでの経過で、全く民設民営のものが進められてきておりまして、何かこれを成功させたい、と、こういうふうに期待をしてまいっておるわけであります。ところがなかなか進みませんから、せめて何か用地確保のお手伝いでも、という考えを持っております、ということを、つまり答えたわけであります。南部では、恐らくこれまでの経過の上から、医王病院あるいは医王病院につぐものができる、と、こういう期待があろうと思っておりますが、これはちょっといまのところはかばかしくしない、こういうために、何か方策はないか、ということを考えたということであります。

市立病院は、これはよりいい病院に発展するには、どういう方策があるか、ということを検討いたしておりますし、それから、そのための専門的な調査を行っておる、ということでありまして、長期の展望の中には、当然建て替えるということが生れるでありましょうけれど、南部の民営病院との関係で、場所をどうこうするなんてことはないわけでありますから、そういう意味を申し上げたわけでありまして、長期には市立病院も建て替える計画がもたれるべきでありましょうが、しかし、それは、現在の場所へ建て替えるということで、考える以外に方法はないんではなかろうか、というのが、私どもの現在の考えであります。

ですから混乱をされたとすれば大変申しわけないんですが、そういう意味合いのお答えでございますので、御容赦をお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　馬場弘融君。

○１５番（馬場弘融君）　市長ね、教えるというとおかしいけれど、南部地域の医療施設の件でしよう。あえて市立病院なんか言う必要ないでしよう。だから、こんがらかっちゃうんですよ。そこであえて言うからね、市立病院の関連云々というから、だったらば、じゃあ市立病院はこういう計画をつくろうとしていますよ、その計画とはどう整合されるんですか、ということを言いたくなるんですよ。そうでしよう。いまの、あえて後段はいらないと思うんですよね。前段だけの、これまで進めてみた民間の病院の誘致がちょっととんざしているから、それに少し手を貸してその病院がうまく出られるように、あるいはほかの病院かもしれないけれども、日野市の病院とは別個に、それがうまくいくように努力しますよ、ぐらいでやめておけばいいでしょう。そうすれば問題ないのに、あえて、その次を余計なことを言うからいけないと思う。余計なことを言うから私言いたくなるんです。つまり、いま市長は長期計画云々ということ言ったでしょう。長い目で見て、あの辺に、たとえば民間の病院がこない、いろんな病院がこない、という前提があるならば、市立病院をもっていって、日野の中間点にもっていってつくる、ということも当然ひとつの考え方としてあるわけですよね。ですから、そういうことを踏まえた上でなければ、うかつに市立病院云々という話は持ち出しては困るわけですよ。まして、病院事務当局では、いま一生懸命つくっている最中だと思うんだね、その最中に、私はもう市長として、新たな別な場所につくるつもりはありませんというような発言をするなんていうことはもってのほかですよ。担当部局の人のやる気をなくしますよ、こういうことを言ったら。今後ぜひ、そういうことないようにして下さいね。本当にわかりにくかったんだけれど

も、ともかく、最後のお話の中で、私は前半だけ聞いておきますからね。後半の市立病院云々に関連するところは、私は一切聞かないことにします。前半の、とにかく民間の病院を誘致するについて、少しでも市がバックアップをして、出やすいような形をとりたい、とそういう報告があったという、こういうふうな理解をしておきたいと思います。よろしいですか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そういうふうで結構です。

○議長（黒川重憲君）　市川資信君。

○２６番（市川資信君）　もう大分ほとんど論議尽くされて、私が質問する点それほどございませんが、一、二お尋ねしておきます。

まず１点目の、何人かの議員が質問された南部地域の医療施設用地確保の件でございますけれども、この用地、いわゆる全般的に見れば、いま、馬場議員が指摘されましたように、１５万有余の市民の中で、現在の市立病院の医療施設の体系というものが、どういう位置を占められておるか、ＣＴスキャナーは昨年は入ったといえども、あの狭隘な建物の中に、ところ狭しと担架にしてもエレベーターにしてもあらゆる機関が本当に狭隘になってこれで１５万市民のある都市の病院であろうか、まだ、要するにもっと小さな町であっても、有数の病院を確保しているところは数多くあるわけです。それでそれはそれとして、そういった位置づけの中で南部地域の医療施設というものは、かつて、医王病院の件で、何とかあの地帯の、根本的な解決にならなくても、ある意味のひとつの救済的な施設になるのではなかろうか、という、非常に期待しておったものが、残念ながら建設を断念せざるを得なかった。その後にもう１社、何というんですか建設計画があったものも、それは極度に規模も何も話しにならない、町の開業医に準じたようなものだという中で、今度南部地域に、市も積極的に病院誘致計画のために用地確保をしたい、というお話でございますが、その用地というところ、もし差し支えなければ、恐らく医王病院の場所ではないと思うんですけれども、あの地帯は御存じのように緑地帯ですね。市街化調整区域なのかあるいは調整区域外なのか、わかったらば教えていただきたい。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　南平台の上の、これまで計画がつくられてきておる場所でありますが、この場所が、まだ決定的に不調になったということでもありません。ただ時間がかかるということと、もう一方に経営規模のことも一時縮小された話になっておりますので、そ

れじゃちょっと市民の負託には不十分ではないだろうか、という考えでございます。

ですから、少なくも、4診療科目１００ベッド以上、というようなところが考えられる。また、期待をする形でありますので、そのような医療施設が納まれるような、また、市民の利用にこたえていただけるような、そういう場所をこれから物色したい、こういうことでございます。

南の方には長らく期待をかけておりますけど、どうもはっきりまだいたしませんので、より促進の方策をとってみたい、と、こういうことでございます。

○議長（黒川重憲君）　市川資信君。

○２６番（市川資信君）　そうすると、まだ市が積極的に先行用地取得を試みるが、ある特定の病院の打診を受けているとかこういったところが打診に来ているから、それを市が積極的に先導していこうとか、というのではないんだ、という解釈でよろしいんですかね。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　むしろ、そういう答えの方が、いまの段階では当たっておる、とこう思っています。

○議長（黒川重憲君）　市川資信君。

○２６番（市川資信君）　私はそれでも、行わないよりは大いに結構だとは思うんですが、いずれにしても、南部地域のみならず、日野市全体の医療施設の根本的な考え直し方、私は少なくとも市立病院はあすこから、あすこから市立病院を移動するということは、あの地域の医療施設の後退になる問題があろうかと思いますが、少なくとも5,０００坪程度の、１５万有余の市民がわざわざ交通の便の悪いところに行って、健康と命を守るんだ、というようなことでなくして、もう十分にその程度の医院がこの地帯にあっても、経営的にも成り立つだろうし、なおかつ、また、日進月歩の医療機器の中で、いつまでも市立病院の現在地に頼るということは、将来展望の医療施設から見て、非常に危険じゃないか。もう本当に私はそこまできている状態だ、と指摘したいんです。ですから、それで先ほどまた話は戻るんですが、市立病院に対しても、私は、まだまだ不満でございます。けれども、現状に、これに勝るものはないんですから、やむを得ないとしても、その中間施設的なというような、非常に消極姿勢行政サイドの姿勢がですね、ひとつ、今後日野市のとるべきものは、やはり医療の施設のもっと積極的な取り組み方というものを、この際、もし中間的なものと言わずに、七生地域に、大学の付属とか、あるいは労災病院であるとか、あるいは共済病院であるとか、場合によっては市立病院

でもいいわけですが、そういったものを誘致できるような、ひとつ、何というんですか、姿勢を示していただきたい、かように強く要望しておきます。

もう1点、千代田自動車跡地の件なんですけれども、この建設については、種々、いろいろの、大ぜいの英知ある答弁、そして質問でわかったんですが、私は、1点ここでまた違った角度から質問させていただきたい。

と申しますのは、御存じのように、あした上程されます議案の中で、法人税の見直し、7億5,000万円の減額補正だ、というような中で、少なくとも千代田自動車跡地に、混住一体とはいえ、ニューメディアのエレクトロ企業関連の企業を誘致できるということは、この暗いニュースの中で、明るいニュースのひとつだ、と思うわけです。しかし、さればといって、いま円高、世界的この経済不況の中で、誘致したからといって、すぐ明日からどうのという問題ではないと思うんですが、いずれにしましても、日野市のドル箱といいますか、大黒柱的存在であった富士通ファナックの本社移転に伴って、この法人市民税の減額補正というものが、遺憾なくここのところへきて、厳しい状態になっているわけです。

それで、富士通ファナックが聞くところによると、今年度は5億円割るんじゃないか、一時は24億にも達しようというようなときに、もう5億円を割るような状態だと聞いておるんですが、それは企業実績がこういった現在状況の中で落ちるがためにそうなったのか、あるいは本社移転に伴って、山梨の方にさらに従業員が移ったためにそうなってきたのか、私どもはそういった資料がないので、わかる範囲で結構ですから、たとえば本社が移転前はいま従業員が1,000人いた、本社が移転当時は500人になった、さらに、それが現在何人である、というような員数で結構ですから御提示いただきたい、かように思います。

○議長（黒川重憲君）　市民部長。

○市民部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。いま御質問の中で、従業員の関係等につきましては、いま私の手元に資料はございませんけれども、御指摘のございました、御質問のファナックにつきましては、やはり円高不況に伴う関連輸出企業として、かなりの打撃を受けている、ということははっきり申し上げられるわけでございます。

そういう中で、私ども市内の大手企業、特に輸出関連の円高不況に非常に影響を受ける大手5社、その中でトップに入っておるわけでございまして、御存じのように、ファナックは、大変残念ながら、日野市内から主力を山梨県の忍野村の方に移してしまわれた、ということでご

ざいまして、課税の関係につきましては、法人市民税につきましては、当然、決算額が基準になるわけでございますので、その決算の額が、３月末のいわゆる決算が、一応、今後出てくるわけでございますけれども、あしたも、補正予算７億4,７００万ほどの減額を補正でお願いするわけでございますけれども、そういう中で、企業数につきましては、また後ほど資料等でお答え申し上げさせていただく、ということにさせていただきまして、法人市民税の落ち込みという関係につきましては、いま申し上げたような中で関連企業が痛手を受けている、というようなところから、当初計上いたしました予算額に対して、かなりの額を減額せざるを得ない、というのが現状でございます。

○議長（黒川重憲君）　市川資信君。

○２６番（市川資信君）　最後に１点だけ、資料を、いま申し上げた資料を、今会期中ぐらいで結構ですから出していただきたい。それで結構です。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　南部地域の医療施設の確保についての質問でありますが、私は別の角度から質問させていただきます。

この問題について、市長が特にこの市長に出る公約で訴えているのかどうか私は存じ上げませんけれども、確かに医療施設の充実ということが、高齢者社会におけるもっとも必要な条件である、と私も考えるわけであります。

しかしながら、市立病院の経営状態が赤字であり、やがては国民健康保険も当然、一般市民税の方から要するに補助を出しているような現状であります。こういう中で、私は医療というものについては、やはり地域のお医者さん、そういう関係と十分話し合いながら、どういう市立病院の経営をしていくならば、十分経営ができるのか、というような面から、話し合うべきであると思うんですね。

特にいまの市立病院の状態だと赤字である。赤字はわかるんです。しかしながら、こうして財政がますます苦しくなってくるこういう状態の中にあって、この面をいかに解決して対処していくかということが、私は市長自身の手腕であると思うんですね。そういう面で市長が、民間でできないから土地だけでも確保して、そして、民間の医者をもってくる、病院をもってくるという、こういう考え方でありますけれども、いま、この病院を経営して、個人の病院だってなかなか経営はむずかしいんですよ。そういう面で、すんなり日野へきて下さるなんていうことは、まず私は考えられないと思うんですね。

それよりも病院の規模によると思うんです。ということは、八王子へつくった医療センターとかああいう大学病院の付属とか充実したものであるならば、それは十分くる可能性があると思うんです。しかしながら１００ベットとか、そんなことぐらいの病院で、恐らく私はなかなか、土地を融資したからといって、日野に病院をつくって下さる人はいないと思うんですね。そういう面で、ぜひ――確かに南部地域の医療は不足しているわけです。いまこのお年寄りの看護もまた短期間で集中治療室で治療を受けるならば、当然、命を落とすような人が生き返る、ということは十分考えられるわけです。そういう面で、まずはできないんだから、日野市には、いまのところは。南部地域の人たちが、そういう緊急時に対して十分対処できるような、特に医療センターとか、そういうところへすぐ連絡したら、日野市でも扱っていただけるような方法をとることが私は先決であると思います。

そういう面で、市長の答弁もわかるような気がいたしますけれども、まず、日野市の医療行政についてどうすればいいのか、というやはり長期的な展望にたって、しっかりした考え方、こういうものをつくろうという考え方のもとに、こういう問題は、私は決していただきたいと思います。そういう面で、市長の考え方は大体わかりましたけれども、そんな１００ベットとかそんななさけないこと言わないで、もっと大きい、市立病院でも、対処できないような、そういう大学の付属病院とかそういうものをもってくるとか、そういうものをぜひ考えていただきたい。

それには、私も、市立病院の経営については、実際ちょっと医師会の人にもちょっと相談したわけです。赤字なんだ、どうしたらいいと言ったら、やはりそれにはいろいろ問題がありますよ、しかしながら、その中には、医師会の方の意向も十分汲んで、少なくとも開業医が困って市立病院に入院させるような設備を整えることが、私は日野市立病院の赤字を防ぐ一番の原因である、と私は思うわけであります。そういう面で、ぜひ、これは１００ベッドなんて言わないで、探すんだったら、大きい土地を確保していただいて、そして、大きい大学病院なり、また、市立病院を大きくするのも結構だと思うんですね。そういうような考え方をもっていただけたらよいと思うんですけれども、そのあたり市長の答弁をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　基本的な考え方にそう差はないと思うわけでありますが

（「あるよ」「１００ベッドじゃさ」と呼ぶ者あり）あまり、また雄大なことを言っても、実

現が伴わないといけないわけでありますので、いろいろな御意見を拝聴し、その中で適正なものを求めていく努力をしよう、こういうことできょうのところはお答えにさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって行政報告を終わります。

次に日程第４、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

諸般の報告全般についての質疑に入ります。

なければこれをもって諸般の報告を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前１０時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時２２分散会

12月9日　火曜日　（第2日）

昭和61年
第4回定例会

日野市議会会議録（第35号）

12月9日　火曜日　（第2日）

出席議員　（30名）

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋　徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋　博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良悟君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	簇野行雄君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦　正一君
23番	黒川重憲君	24番	古賀俊昭君
25番	谷　長一君	26番	市川資信君
27番	石坂勝雄君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員

（な　し）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	中村亮助君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大貫松雄君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君
下水道課長	坂口泰雄君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	富樫和美君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　浜田文子君

議事日程

昭和61年12月9日（火）

午前10時開議

（請願審査報告）　（厚生委員会）

日程第1　請願第61－3号　シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願

（建設委員会）

日程第2　請願第61－10号　住環境に重大な影響をもたらす宅地造成を規制し緑地の

保全を求める請願

（議案上程）

日程第　3　議案　第１０９号　昭和６１年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号）の専決処分の報告承認について

日程第　4　議案　第１１０号　大栗四号処理分区（６１－３）工事請負契約の一部変更の専決処分の報告承認について

日程第　5　議案　第１１１号　落川排水区（６１－１）工事請負契約の一部変更の専決処分の報告承認について

日程第　6　議案　第１１２号　日野市新町二丁目９番地の１３先市道上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告承認について

日程第　7　議案　第１１３号　日野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　8　議案　第１１４号　日野市立障害者福祉施設条例の制定について

日程第　9　議案　第１１５号　昭和６１年度日野市一般会計補正予算について　（第４号）

日程第１０　議案　第１１６号　昭和６１年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第２号）

日程第１１　議案　第１１７号　昭和６１年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第３号）

日程第１２　議案　第１１８号　昭和６１年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第３号）

日程第１３　議案　第１１９号　昭和６１年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第１号）

日程第１４　議案　第１２０号　昭和６１年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第２号）

日程第１５　議案　第１２１号　昭和６１年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第２号）

日程第１６　議 案　第 １２２号　昭和６１年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第１号）

日程第１７　議 案　第 １２３号　日野市立日野第四中学校給食室建築工事請負契約の締結について

日程第１８　議 案　第 １２４号　日野市立日野第四中学校給食室給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結について

日程第１９　議 案　第 １２５号　農業共済無事戻金の交付について

日程第２０　議 案　第 １２６号　日野市教育委員会委員の任命について

（請願上程）

日程第２１　請願第６１－１８号　「大型間接税」導入阻止に関する意見書決議を求める請願

日程第２２　請願第６１－１９号　日照を阻害する樹木の移植または伐採に関する請願

日程第２３　請願第６１－２０号　「大型間接税の導入にむけた一切の準備作業をやめることを要請します」に関する請願

本日の会議に付した事件

日程第１から第１８まで

午前１１時２４分開議

○議長（黒川重憲君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２８名であります。

これより請願第６１－３号、シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　厚生委員会の審査報告を申し上げます。

この請願は、昭和６１年５月６日受け付けられまして、厚生委員会に付託されました。シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願で、請願代表は、東京都多摩市聖ケ丘３－６－５、全国抑留者補償協議会東京都連第九支部長鈴木文男さんほか１２０名でございます。

請願の趣旨といたしましては、軍人の恩給加算は、勤務の特殊性及び生命、身体に対する危険度などを基準として定められておりますが、戦後抑留は、すべて１年加算となっておりますということで、シベリア抑留者の恩給加算を１年につき、３年と改訂されるよう議会の決議をもって、内閣総理大臣及び内閣官房長官に要望していただきたい、ということで、委員会といたしましては、いろいろ審議いたしまして、これは、三多摩の各市にも出されており、また、日野の市議会でも、５４年の１２月２日に、意見書を厚生委員会として出した、という経過もありますので、全会一致採択といたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

それで、もし、これでよろしければ、２２日の最終日にこの趣旨に沿って意見書を提出する、ということにいたしましたので、あわせてよろしくお願いを申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって請願第６１－３号、シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第６１－１０号、住環境に重大な影響をもたらす宅地造成を規制し、緑地の保全を求める請願の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（谷　長一君）　建設委員会に付託されました請願第６１－１０号、件名は、住環境に重大な影響をもたらす宅地造成を規制し、緑地の保全を求める請願でございます。請願者は、日野市南平８－１２－８８、川原井信吾さんほか１１２名でございます。

請願の趣旨は、お手元に配付されております請願６１－１０号によく記載されております。この件につきましては昭和５３年１１月２４日に請願が出されておりまして、その当時、これは、昭和５３年１２月２２日継続審査になり、昭和５４年３月１４日に採択となっております。

それで、これらの問題につきましては、いろいろ過去があります関係上、平井課長より細かく説明をしていただきました。それで、その経過を申し上げますと、昭和５４年５月９日、これは、甲と乙ということで申し上げますけれども、甲は、これは鈴木重信で、甲は、神奈川県藤沢市辻堂元町４－１０－１４鈴木重信でございます。乙は、日野市南平８－１２－８５、久保秋男さん、これは隣接の方でございます。その方が交わしました開発行為の実施に関する確認書については、これは、いろいろの経過しております関係上、審議の上で、やはりその精細にこれなる判断を求めた方がよろしいんじゃないかということで、弁護士に依頼しまして、この交わされた協定書等が有効かどうかということで、判断を求めました結果、これは有効である、ということを判断され、さらに、６１年１０月１３日、東京都多摩西部建築事務所から、土市計画法２９条に基づく開発行為が、許可になっております。その際、住民に説明するよう指導の条件が付され、業者が、この住民に対しまして、特に請願代表者も含めまして説明をいたしました。それで、この業者が請願代表者を通して説明をいたしました結果、川原井さんから説明をいただいた、市に対してありがとうございましたという電話があったということでございます。このような平井課長の説明等がありまして、各委員から、多くの質問がなされたわけでございます。この質問の内容等については、本来ならば、すべて述べるべきでありますけれども、ほんの一部を申し上げさせていただきます。この議会として厳正にするということで、不採択をすべきである。またはこの前議員が申されたのと同じである。対象物がないので、やはり不採択、それで、また一部の方からは、緑地としてどんどん買収すべき場所だ、住民も納

得する。または緑地として、住民もさらに納得するから、買収すべきだ、ということであります。または、市に電話があってありがとう、というその内容が不明である、等々の理由によりまして、継続というようなことも発言もなされたわけでございます。さらには、その他の方からもありましたけれども、これは、共通している部分で、これは割愛させていただきます。

そこで、採択をするかどうかということになりましたけれども、この意見が分かれておる関係上、不採択ということにやむなくなったわけでございますけれども、これは挙手少数ということで、これは1対5で不採択というふうに決しました。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　委員長の今の御報告の中で、住民代表との確認書が論議されたようにも聞こえますし、市と施行する者との協定書がどうかということが論議されたようにも聞こえましたし、その両方であるのか確認書が有効である、要するに鈴木重信さんから変わったんじゃないかと思うんですが、その現在の施行者といいますか、その辺の論議で確認書なのか、協定書なのか、ちょっと答えていただきたい。

○議長（黒川重憲君）　建設委員長。

○建設委員長（谷　長一君）　お答えいたします。

これは確認書ではございません。協定書でございます。

○議長（黒川重憲君）　一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　委員長報告によりますと、この請願は、不採択という結論が出たようでありますけれども、日野市議会の請願審査の慣例からいいますと、不採択というケースは余りないわけであります。ほかの市はいっぱいあるようですけれども、日野市は余りない。不採択の場合は、せっかく請願を出したものを不採択にするのは、余り申しわけないという意味もあったと思うので、取り下げてほしいというようなケースがよくあったと思うんですけれども、請願者に対して、取り下げてほしいというような論議は、この委員会の審議の中で、なかったのか、その点をお伺いしておきます。

○議長（黒川重憲君）　建設委員長。

○建設委員長（谷　長一君）　一部にはこれは取り下げたらどうか、というような話もございました。しかし、この川原井さんが、この請願を出しまして、3カ月ほどで日野からよそへ住居を変更してあります。それらの関係もありまして、この請願代表者に対しては、取

り下げというようなことは話に出ましたけれども、特段そのような手だてはいたしませんでした。そういうことでございます。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。竹ノ上武俊君。

○２９番（竹ノ上武俊君）　この請願の内容につきまして、後ほど、米沢議員から一般質問がある予定になっております。そういうわけで、詳細な点は申し上げませんが、一言不採択に反対する立場から、意見を述べておきたいと思います。

第１点は、この請願の地域は、近辺に市が指定する公園の計画等もあり、緑地として保存した方がいいような土地、景観を呈しているという場所であることには、間違いがないわけでございます。現地視察をしてみますと、神社などもございますし、その山の上には、奥深い緑があり、また桜の木なども適当に植えてありまして、非常にすばらしい緑の憩いの場所でもあるわけでございます。また、ここの開発を担当している工事会社のやり方でございますけれども、一応、条例や法の範囲で行っているとはいえ、そのすれすれでまず手をつけて、開発の何といいますか、実行性を市民に誇示するようなやり方なども見受けられたわけでございます。なおまた、協定書があるということでございますが、これに調印した人も、既にその地域からは去っているわけでございまして、現在の住民の中から、この協定書に対して異議を申し出すものがあれば、これが、また無効になるという道も開けているわけでございます。そういう状況がありますし、さらに、委員長からも報告がございましたけれども、今回の請願者の代表者からは、業者からの説明があって、ありがとうございました、という電話が、市の担当者に電話があったということでございます。これは、一般に社会的な常識といたしまして、市が中に立って、業者が説明をしてきたので、その内容について、是か非かということではなく、説明があったことに対して、ありがとうございましたという電話であった、というふうに聞いております。そういう点で議会としては、住民請願者全体が、今回の開発について納得したかどうかは、まだ確認する段階にもなっていなかったわけであります。そういう立場から、私は、不採択をしてしまうということは、時期早尚でもあり、非常によくないのではないか、とそういうふうに考えるわけでございます。以上、申し上げておきます。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終

結いたします。

これより本件について採択いたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川重憲君）　挙手多数であります。よって請願第６１－１０号、住環境に重大な影響をもたらす宅地造成を規制し、緑地の保全を求める請願の件は、委員長報告のとおり不採択と決しました。

これより議案第１０９号、昭和６１年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第１０９号、昭和６１年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号）の専決処分の報告承認について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和６１年度日野市下水道事業特別会計補正予算第２号で、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、昭和６１年１１月４日付で専決処分したものであります。

本補正は、南多摩処理区公共下水田管きょ埋設事業を繰越明許費として補正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、ただいま提案のございました議案第109号、昭和６１年度日野市下水道事業特別会計補正予算第２号につきまして、内容を御説明を申し上げます。

本補正予算は、ただいま提案のございましたとおり、工期を延長いたしまして、繰越明許を行う内容でございます。

この工事は、南多摩処理区のうちの公共下水道の管きょの埋設でございまして、工事名は、落川排水区６１－１工事でございまして、６１年の５月の２９日に御決定をいただきまして、契約を締結し、６１年の５月の３１日から６２年の２月の２８日までを工期といたしまして、

鹿島建設株式会社が施工いたすことになっておったものでございます。

今回、繰越明許の補正を専決処分いたしましたその理由は、この本工事が行われます路線は、主要地方道でございます川崎街道の一部に管きょを埋設していくという工事でございまして、この川崎街道は、重量の車両が頻繁に通る、交通量の非常に多い道路でございます。また、道路の現状から見ましても、若干の問題点があるということから、準備工といたしまして、現場におきまして、試験的に基づきます地盤改良のための薬剤注入工事を行いましたところ、当時設計の時点で想定いたしました地盤の強度が得られないということが、この事前の調査によってわかったわけでございます。このままの状態で工事を続けてまいりますと、道路の陥没、あるいはこれに伴います二次災害が起こる恐れが多分にあったわけでございますので、そういった点でどうしても地盤の改良工法を変更せざるを得なかった、ということでございます。当初で計画いたしましたのは、平易に申し上げますと、非常に軟弱な土質を、硬化性をもたせるため、薬剤を注入いたしまして、地盤を改良するという工法を、これは一般的な工法でございますが、行うことで計画をいたしたところでございますが、先ほど申し上げましたように、非常に軟弱な地盤であったために、この工法では耐え得られないということから、軟弱土をさらにセメントを含んだ材料に置きかえまして、施工するという工法に変えたわけでございます。これは技術的に申し上げますと、二重管ロッド薬液注入工法から噴射攪拌杭工法に変更したということでございます。これに伴いまして、調査期間、あるいは積算等の日数が要したということ。それから、工事の安全性ということを、さらに重点におきまして、工期を来年度まで延ばさざるを得なかった。ということでございます。このように当初設計と違った地盤の改良を行うようになってまいりましたために、こういったことが起きてきたわけでございます。しかし、これは今後も往々にして起こることでございますけれども、できるだけ事前の調査を綿密に行いまして、こういった変更のないよう十分注意をしていかなきゃならないということで、私どもこれを機会にいたしまして、さらに肝に銘じまして、今後の工事の対応をしていきたい、というふうに考えておるところでございます。

以上簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○２７番（石坂勝雄君）　今の繰越明許のことで、いわゆる説明があったんですが、これは、後の１１０号、１１１号もどうなんですか、これ。今、説明が、このものに触れている

ようなんですが、今都市整備部長の、それを先にお聞きしておきたいと思うんだが、どうなんですか。繰越明許の中で、次の何か専決処分のことの内容に触れておったんですが、どうなんですか、内容は。そうですか。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。ただいま私、御説明申し上げましたのは、当然この後に出てまいります111号にも関連がございます。ただいま私が、御説明いたしましたのは、繰越明許の手続をとるその理由として、どうしてもこの点に触れないと、理由づけができませんので、一応そういった点に触れまして、御説明申し上げたわけであります。

○議長（黒川重憲君）　石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　後のときに、私、専決処分でいわゆる当然関連してくる問題であるから説明されたというんですから、後の報告を聞いて、質疑したいと思います、よろしく。

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　このいわゆるただいま部長が、説明されました川崎街道の交通量が多いということと、この道路に問題がある、試験的に薬剤注入したが、地盤が強度に耐えられない、ということであります。それで、その第二次交通災害等発生する恐れがあるということで、今度はこのセメントを含んだ材料にして、その強度をさらに保つようにする、ということでありますけれども、このいわゆる工事をする前に、事前調査は、これからしっかりやっていくんだ、ということでありますけれども、今まではどのような事前調査がなされたかということであります。これは、どうしてお聞きをするかということでありますけれども、やはり前に、これは区画整理の区域内でありながら、事前調査が非常にしっかりやらなかった関係上、この薬液注入をやっても、地盤の強度が得られないということで、この設計変更をすると同時に、資金計画の変更等も行った、ということがあるんです。それで、そのようなことを考えてみますると、やはり、従前にこのような薬液注入をしなければならない、またはしてもというようなことがあるわけなんです。仮に日野市でなくても、他市等におきましては、この薬液注入等を行って、また、実際には、これは非常に薬液注入というのは、地盤の軟弱度をさらに強化するためにやることであって、その量等や何かにおいては難しい、非常に問題のある作

業なんです。それらを考えてみまするとと、いかにその事前調査が大切であるか、ということでありますけれども、どのような事前調査が今回はなされていたか、その点について、その難しさもあわせて、事前調査と薬液注入の難しさ、それと、それから、今後この調査をしっかりやるというけれども、今回はどうだったかということです。その点をお伺いします、２点。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。事前の調査というのは、どのような形で行ったのかということでございます。工事を実施する前、私ども事前の基本設計等を行いまして、その際に必要な路線のボーリング調査を行っておるわけでございます。このボーリングを行いますと、通常の土質等は判断できるわけでございます。ボーリングの間隔でございますから、約１５０メーターから２００メーターの間隔におきまして、調査を行いますと、大体その地域の地盤の土質等がはっきりつかめるわけでございます。しかし、ここの工事も落川排水区の６１－１工事におきましても、こういった事前のボーリング調査は行ったところでございますが、たまたまここの地域の土質というものが、周辺で工事を私ども現在実施しておりますが、その工事の地盤と幾らか若干相違があったわけでございます。といいますのは、山に非常に接近しているというようなことから、砂れき層が大分上に出ているというような問題もございます。そういうことで、やっぱり一つの地域の中でも、ちょっとその位置が違いますと、相当土質が変わってくる、また、河川の付近でも、砂れき層が、相当蛇行しておるような状況があるわけでございまして、それを把握するためには、ボーリングを通常の先ほど申し上げました間隔を打っていけば、調査をしていけば、十分把握できるんですが、こういった特殊な地域については、もう少し今後はきめ細かに間隔を詰めてボーリングを行う必要があろうか、というふうに考えておるところでございます。

そういうことで、事前の調査は行ったんですが、完全なその地点における地質の把握が、ボーリングの本数が足らなかったということで、把握ができなかった、ということでございます。

それから、今後の問題でございますが、こういう地域には、やはり相当土質が違った状況が出ているということが、これは、実例としてつかみましたので、こういった同じような地域については、この経験を生かしまして、十分今後設計上から詰めていきたい、また、取り入れていきたい、というふうに考えております。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　名古屋史郎君。

○２８番（名古屋史郎君）　ただいまの谷議員の質問とちょっと似ていますが、石坂議員も言われたように、１１０、１１１とも関連があるんだろうと思うんですが、部長の説明で、工事を実施したところなのか、検査を実施したところなのか、議案によってそれぞれ違うのかどうか。さっきの説明ですと、検査というか、テストをやってみたらちょっとあれなんで、変更したんだと。議案書の方は、工事を実施したところと、実際掘ってじゃんじゃん始めたらえらい崩れてきた、とこういうことで、これは大変だということなのか。その辺が素人的にわからないんですね。その辺です。１１０と１１１も関連してくると思いますが、要するにボーリング調査ということ以外の調査の方法はなかったのかどうか、通常しないのかどうか。それに関する費用はどれほどかけたのか、要するに、１００メートルか１５０メートルというのが常識なのに、その常識どおりやったらだめだった、というんじゃ随分お粗末な話で、周辺とか、山に近いなんていうことはわかっているわけですから、素人が見ても山に近いなんていうことはわかっているわけですから、そういうことで、要するに地盤調査の方法というのは、これしかないのか、ほかにもあったのか。それから、要するにポイントが、１５０よりも細かくすれば見つかったんだとすれば、最低の費用で調査をしたら、これはとても無理だということで、補正をしなきゃならなくなったのか。先ほど申し上げたように、工事を実施したら崩れてきたのか、そこのところよくわからない。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。工事を実施した段階、あるいは検査の段階で、こういった状況が起きたのかという御質問でございます。検査も工事のうちに包含されております。すなわち準備工といたしまして、実際の本工事にかかる前に、試掘を行います。その試掘を行いまして、さらに地質の状況を正確につかんだ上で、本工事に入っていくというのが、工事の施工の通常の方法でございます。で、どの段階かと申しますと、本工事に入る前の準備工といたしまして、試験的に掘っていった。その時点で、発見されたということでございます。

それと、２点目のボーリング調査の方法はこれしかなかったのか、という御質問でございます。ボーリングの方法といたしましては、通常この方法しかございません。ただ間隔を、ボーリングの幅でございますけれども、間隔をどの程度にセットするか。例えば、非常に地形が複雑なような状況の場所では、３０メーターなり、５０メータに１本を打っていかなければ当然

なりません。

先ほど申し上げましたのは、通常の場合でございますが、大体１５０メーターから２００メーター間隔で打てば、その周辺の土質は把握できるわけでございます。

先ほど山に接近しておったということで、御説明申し上げましたが、当然、山に接近しておることは、当初からわかっておることでございますけれども、ただ山に接近しておった場合に、その中の砂れき層 ―― 砂層というものが、どのように平地の方に食い込んできているのか、その辺はやはり掘ってみないとわからない。したがいまして、私どもが、今後十分注意しなきゃならないというのは、このように丘陵等に接近している箇所におきましては、やっぱり間隔を密にしてボーリングを実施しなければならないということで、今後そのような方向で、十分検討したい、というふうに考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　　名古屋史郎君。

○２８番（名古屋史郎君）　　言うならば、不可抗力でなく、設計の甘さだ、というふうに了解していいかどうか。どうもそういう感じがするんですね。その現地はわかっているわけですから、その中で、どれほどのボーリングをすれば山に近い砂れき層が、あるいは落川というんですから、いろいろな地形というか、形成されている場所だということは、想像できるわけですから、そういうところで、通常１５０メートル、何キロの場合でも１５０メートルという原則のボーリングということでいいのかな、という疑問が専門家の間で出なかったのかどうか。要するに、甘かったんじゃないか、という感じがしますが、それに近いのか。いやいや、これは掘ってみなきゃわからないんだよ、不可抗力なんだよ、というそのどっちか率直にお答えいただき、それから、費用です、費用がボーリングを３０メートルとすると、莫大な費用がかかる、といったようなことだったのか、費用を惜しんでというか、節約してあれしたのかどうか。その辺伺いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　設計が甘かったのか、という御指摘でございますけれども、結果的に見ますと、そういうことになってしまいます。しかし、私ども、現在まで、実施をしてきておりますボーリング調査の位置でございますが、非常にここに接近しておるところも行っております。ですから、ある程度そのそんなに違わないだろう、というふうな判断も事実したわけでございます。

そういうことで、もう少し、綿密な調査を事前に行っておればよかった、というふうに結果的には判断されるわけでございますけれども、当時の設計の状況からいきまして、これ以上はやはりやる必要はなかろう、通常のその周辺もつかんでおるから大丈夫であろう、というふうなことで実施をしたわけでございます。

それと、費用を節約したのかということでございますが、先ほど申し上げましたように、通常のボーリングの状況であれば、これで十分であるわけでございます。したがいまして、できるだけむだな経費は避ける意味からも、やはり最低で必要なものは実施をするということで、一応この工事におきましても、最低の必要な箇所で実施をしたということでございます。

それから、もう一つは川崎街道でございまして、ここの土かぶりが非常に浅くなっております。浅いところで1.8メーター、深いところでも3メーターということで、やはり土かぶりが非常に浅いということで、そういう面から判断して、現在のこの土質では、重量車両が通ったときには、耐え得られないだろう、ということが、その後の調査で、いわゆる準備工の段階で発見された、ということでございます。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　本件といい、それから、次の工事変更の２案件があるわけであります。私も、この専決処分をするに当たりまして、担当者に十分状況説明を聞き、その疑問を問うたわけであります。地層の非常に複雑であったということに、起因することは間違いないわけでありますが、工事の二つのこの議決議案をしていただいております工事のまた変更を加わえ、それの工事のまた遂行のために、この当議案にかかわっておりますところのこの補正を行い、その補正の仕方が、また、繰越明許だ、ということでございまして、事務処理としては、必ずしも適切でないということは、重々感じております。この経験にかんがみて、これからも十分注意をしていくつもりでございますので、本件につきまして、特に御承認をお願いできますよう補足する次第でございます。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　石坂勝雄君。

○２７番（石坂勝雄君）　議長にちょっとお尋ねしたいんですが、確かに手順としては、いわゆるその繰越明許ということで、補正だから先にやって、事件としては、いわゆるあとの１１０号、１１１号とみんな専決処分と関連があるわけですよ。だから、採決の仕方は、同意事項ですから、これは、自動的にいっちゃうんだ、市長は、どうあっても、時間が来ればいっ

ちゃうんだ、ということかもしらんけれど、我々議員、市民からいわゆる負託を受けた代表から見れば、いわゆるつまびらかにいろいろなことの経緯からして、いわゆる繰越明許を認めていって、次のいわゆる同意案件も次の専決された契約事項に対しても承認していく、というのが手順ではなかろうか。一応やるんなら全部出しておいて、いわゆる上程というか、やっていただいて、した方がいいんではないか。何かこっちの方を同意しておいて、あと何かまた意見を言ったり、私もだから先ほど実は聞いたわけですよ。都市整備部長が、るる何というか、１１１号のいわゆる鹿島建設に対する六千何がしということを言っているんですが、その辺のところを議長どういうふうに、ちょっと私の考え方が間違っているのか。その辺のところをちょっと議長に御判断願いたい、とこう思うんです。

○議長（黒川重憲君）　過日の議会運営委員会で、一つずつの上程、こういうことで決定をしまして、そのとおりに今進めておるところでございますので、御了解を賜りたいと思います。石坂勝雄君。

○２７番（石坂勝雄君）　それでは私、同じことですから、ここで聞きたいと思うんですが、だから、１１０号、１１１号に触れると思うんですが、第１点、議会事務局長に聞くと、ちょっと気の毒かもしらんけど、市長の権能の中で、専決処分でき得る金額だということは、私も了解しております。そうであるが、こういう種の問題、今、谷議員、名古屋議員の質問の中に載っておることによると、いわゆる設計者に過失があったのか、いわゆる市の当事者が、いろんないわゆるあそこの地質の調査に当たってのいろんなことに対しての指示の仕方なり、設計の委託の段階に何かがあったのか。工事者に何かがあったのかということを私も素人で軽々な判断はいたしません。しかし、最終的に私はっきり申し上げます。同意するつもりでいますが、この種の問題、私、１３年間議員やらせていただいていて、契約案件で、いきなり過日の都立高校の擁壁の問題、あれはいわゆる正式な我々のところへ来るあれではございませんが、これだけ何のというか、いわゆる契約額の３分の１ですか、これに相当する額が変わってくるということは、私、不勉強だからわかりませんが、初めてではなかろうか、とこう思います。それで、何というか、確かに担当者も来て、るる私も説明受けているので、そのことに対してはあれなんですが、市長にまず第１点伺いたいのは、これだけのいわゆる問題であるとするならば、少なくとも、最低でも全員協議会なり、その何かすべきではなかろうかということで、事務局長に聞きたいのは、１１月の１日から１０日ぐらいの間に、議員でどこか研修視察とか、

そういうことを何人やっておったのか、その件聞いてから、私、あとの質問に入りたいと思います。議員がやれなかった、こういうことを聞いておるわけですよ、いないから……。

○議長（黒川重憲君）　資料が全部ないようでございますので、一たん休憩をして、後で事務局長から答弁をさせます。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時１０分休憩

午後１時４４分再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第１０９号の質疑を継続いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤智春君）　先ほどはどうも失礼をいたしました。

それでは、先ほどの御質問に対しまして、お答えを申し上げます。日程の関係でございますけれども、１０月の２７日から一応申し上げます。１０月の２７日月曜日でございますけれども、この日は厚生委員会と文教委員会が行われました。

それから、２８、２９日にかけましては、東部共立病院の研修がございまして、日野市選出の議員さんが出席をされておるわけでございます。

それから、３０日、３１日につきましては、消防委員会の行政視察がございました。

それから、１１月に入りまして、１日は土曜、２日は日曜日、３日は文化の日でございまして、市の表彰式がございました。

それから、４日、５日につきましては、議員の研修ということでございます。

それから、６日につきましては、三多摩上下水の第二委員会で川嶋議員が出席をされてございます。

それから、７日につきましては、これは、金曜日でございますけれども、文教委員会が開会をされておる。

それから、８日、９日につきましては、土曜日と日曜日ということでございます。

さらに、１０日から１５日までにつきましては、議員の各会派の研修が１０日から１５日に

かけて行われたわけでございます。一応、以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　石坂勝雄君。

○２７番（石坂勝雄君）　大変事務局長にお手数を煩わして恐縮でございました。

私が、今、事務局長の報告を聞きますと、日程的には非常に議員がいろんな研修なり、委員会等を持たれて過密であった、ということは了とします。ただ、いま１点聞きたいんですが、いわゆる市長部局、市長だと思いますが市長が、何かの形で、この下水道の繰越明許の補正予算なり、１１０号なり、１１１号のこういう件について議員に説明をしたいが、ということの要請があったかないか、その辺を聞きたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　専決という処理でございますのと、それから、あとの議案ということになるわけでありますが、工事の期間の延期並びに金額の変更、これらのことは重要でありますので、担当の者には議会に十分御説明の機会を持つようにということで、指示もいたしましたし、また、そのようにも聞いておるわけでございます。

○議長（黒川重憲君）　石坂勝雄君。

⊙２７番（石坂勝雄君）　私、今何というか、事務局長の方なり、事務局長ということは議長の方ですが、議長に聞くのは恐縮ですから、事務局長にそういう執行部から要請があったら、市長、今お答えを聞いていると、いわゆる担当部局が、いろいろなことはやったんではなかろうか、というようなことなんですが、私、そのことの論争は、一応市長部局から議会の方へはしなかった、というふうな判断のもとで、質疑を続行させていただきたいと思うんですが、私は、これ市長のいわゆる持つ権能の中で、今回のまだ今専決報告事項なんですが、上程はされておりませんが、あとの議案にどうせ関連しているので申し上げますが、これだけのいわゆる補正額を、補正というんですか、契約金額が変わる、少なくとも両方を足すと、９,０００万を超えるという、別々にするから市長のその何というか、専決の範囲内に入るということで、私、非常に先ほどの都市整備部長のお話によると、地盤の問題、第二次の災害の問題、こういうことを勘案して、やむを得んではなかろうか、ということだと思いますが、私、技術的なことに対しては、非常に何というか、素人で軽々に物を言うべきではない、とこういう線でありますが、役所でやることは、何かまずかったなら、こう変更すればいいんだ、ということであると、少なくとも我々３０名が、特に今、議員の定数云々という中で、我々が職責を果たして

いるのかどうかということに、非常に静かに私も反省をしております。そういう中で、私は、少なくとも１３年間の中では、私、こういう契約金額が、いわゆる３分の１ふえる、いま１点に対しても2,０００万もふえる、こういうことはなかったと記憶しております。そういう中で、少なくとも私は担当職の前に、市長は、どうあるべきか、とこういうことは少なくとも４選をされて、あらゆる面にエキスパートの市長は、そういうことがわからなかったが、知らなかった、ということでは済まされないんではなかろうか、とこう思います。私もこの問題に対して、ほかの市長部局なり、いわゆる議員から聞きました。石坂、議員をやっている価値がないんじゃないか、おまえよくそれで議員を４期もやっているんだ、とこういうことを率直に親友で言われました、よその市から。私も本当に、これでは、いろんな我が自由市民会議の方々が、昨日から市長に助役の問題、いろんな問題を質疑をしているけれど、私は、なるべくのことなら、いわゆるやむを得ん事情であったから、こういう結果になったんだということで、申し上げることは控えたいという気持ちでおりました。しかし、何か、先ほどの都市整備部長の名古屋議員との質疑を聞いておると、何かしらのいわゆる原因がある、いわゆる落ち度がある。私は、しかし、その落ち度をとがめるものではない。やはり、今後のことの戒めのためにも、きちっと議会にも報告し、少なくとも、この手順というのは、市長、これで妥当と思われたかどうか。その辺に対して市長のお答えを聞きたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この専決処分は、議会を開くいとまがないというときにのみ許される行為でありますし、私の承知している内容といたしましては、工事は急ぐということはもちろんでありますし、そういう背景の中から、やむにやまれない事情がある。したがって、関係の委員会等には、十分御理解をいただいておくように、ということは、指示をした次第でございます。

○議長（黒川重憲君）　石坂勝雄君。

○２７番（石坂勝雄君）　それでは、今、市長が関係の委員会というようなお話があったんで、この種の担当は、恐らく常任委員会では、下水道の関係を担当しているのは、建設委員会ではなかろうか、厚生委員会ですか。契約関係なら総務委員会ですよね。事業の内容ということなら、建設であり、特にまた、特別委員会としては、下水道委員会があると思います。

こういう委員会の委員長ここにおいでだと思いますが、そういう何らかのアプローチなり、何かあったかどうか、お聞きしたいと思います。されたかどうか、また、あったかどうか。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。常任委員会、特別委員会につきまして、この件について、事前に御説明をした、ということはございません。

たただ、各会派の方々に、担当課長が、内容について一応細かく御説明をして、御了解を得てございます。したがいまして、委員会としては、私ども説明は申し上げておりません。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　石坂勝雄君。

○２７番（石坂勝雄君）　私もきょう今出席されている坂口課長が、下水道課の庶務の担当の係長を連れて、代表者という形では受けております。会派の人には、そういう旨を３日に伝えてあります。しかし、これだけの問題は、いわゆる少なくとも、全員協議会なり、議会が開会されれば、冒頭の全員協議会なりに、そのころにはあったかどうか知りませんが、１１月の先ほどの事務局長の報告の中にも１１月４日、５日に、議員が研修に出かけております。いわゆる何というか、箱根、湯本の富士屋ホテルへ行っております。こういうところで、少なくとも市長も何というか、公務御多端な折に、出席をいただいておるという中で、何かの形で、全員に対して、こういうことがあるけれど、じゃあ、少なくとも、そういうことならこうなんだ、ということが、担当委員会にやってもらおうじゃないかとか、いわゆる契約案件だから、こうしてもらおうじゃないかということが、おのずから出るんではなかろうか。私も個人的にということを言うと逃げるようだが、私は、代表者として受けたとしても、会派に伝えるけれど、あくまでも公ではございません。

市長、そういうことで事足りると市長お考えだとすると、昨日のいわゆる助役の問題、遺跡調査会に対する不明金の問題、市長の何か私は、そういうことの言葉じりをあげちゃいやなんだが、いわゆるその場限りをうまく通れば済むんではなかろうか、そういうことであるとすれば、私は、少なくとも、我々３０名の議員が、何をもって、このがん首をそろえて本会議場に臨んでいるか、ということを言わざるを得ないと思うんですが、どうですか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　対応不十分で申しわけなかった、と反省しております。

○議長（黒川重憲君）　石坂勝雄君。

○２７番（石坂勝雄君）　余り何というか、私も大きな声を出したりしてもいやなんですが、市民から見れば、こういう現実、私は決してそんなことを言うわけじゃありませんが、都市整備部長なり、下水道課長を責めておりません。やはりきちっとやっぱり議会が我々が納得する説明の仕方を公の場できちっと事前にすべきだ、ということを申し上げておるんです、市長が専決するんなら。そのことを言っているんであって、これ以上私は申し上げないが、今後こういうことのないように厳重に注意していただけるかどうか。市長、いま一回お答え願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　十分心して任務を務めていく、とこのように感じておるところでございます。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　これまでの議論の中で、今回の経過が、調査のミスにあるのか、それとも不可抗力なのか、というふうな議論がありましたので、この点について質問をしたいと思います。

一般に地層というのは、堆積層ですけれども、海でできる地層と、それから陸でできる地層があると思うわけです。海でできる地層というのは、堆積環境としては、非常に安定的、一様でありますから、地層は非常に均質で連続性を保っている、ということが言えるんではないかと思います。

一方、陸成層の場合は、極めてこういうふうな質の連続性を追求しにくい、そういうふうな状況があると思います。例えば、今度の地域について言えば、氾濫性の中積層だと思いますけれども、現在の河川の堆積状況を見ても、実際に歩いてみるとわかると思いますけれども、あるところには、一定の地域であってもれきが堆積するところもありますし、砂が堆積するところもありますし、あるいはあるところには泥が堆積する。非常に連続性が悪い。こういう点では、地盤の地下の地質を判断するというのは、一般的にいって、非常に難しい状況があると思うんです。

地下の状況というのは、実際には掘ってみないと全くわからないわけですけれども、その判断の仕方として、一般的にはその地層が、どういうふうにできたのか、というふうな地学的な考えといいますか、総合的な判断がまずあると思うんです。

それから、その次に現在までに、どういうふうな資料、調査をする前にどんな資料があるのか、例えば、この調査地域の付近で、どういうふうな地質調査、あるいは掘削がこれまでやられているのか、というふうな資料から、どういうふうな状況にあるのかということを一定、推測することができると思うんです。

さらに、そういうふうな推測の上に、それではどの程度のボーリングをやれば、この地域の状況が判断できるのか、ということで調査の計画が、何本、何メートル間隔でボーリングを打てば適当なのか、とこういうふうな手順が踏まれるんじゃないか、というふうに思うんです。今回の場合は、こういうふうな恐らく手順を踏んだ上で、付近の工事例なども勘案して、およその１５０メートルから２００メートルの間隔でボーリングをやれば、一定の推測がつくのではないか、ということで、やったわけですけれども、実際に掘ってみると、その推測が間違っていた、とこういうことになったんではないかと思うんです。

私は、一般的にいって、地質の調査というのは、こういうふうな陸成層の場合というのは、そういうふうな判断の狂いというのは、あり得ることではないか、というふうに思うわけです。ここで、この今回の場合、この調査が結論的に不可抗力であったのか、それとも工事のミスであったのか、というふうなことについては、突き詰めて考えるということは、なかなか難しいところがあるんではないかというふうに思うわけです。

この場合、最終的には、全部掘れば最初からわかるわけでありますけれども、ボーリングをどれだけの間隔でやるかということは、極めて経験的というか、そういうふうなものがあるわけで、それは、ボーリングそのものの目的からして、避けられないような、そういうふうな問題があると思うわけです。私は、こういうこともあり得るんだ、ということを踏まえて、一層その調査に当たって市当局が、十分に留意されて、こういうふうな調査に当たらなければならないんではないか、というふうに思っております。

私の考えそういうことですけれども、市当局の方で、何か考えがあったらお聞きしたいというふうに思うわけです。

○議長（黒川重憲君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　お答え申し上げます。

ここの工事の前の調査にミスがあったのか、あるいは不可抗力かという御質問でございますけれども、私どもは、定められた工法等によって事前の調査を行っております。その範疇からい

きまして、ミスがあったというふうには考えません。したがいまして、通常の場合であれば、これで十分間に合った、というふうに考えております。しかし、ここは特殊な地層であったということで、薬注等が外に逃げてしまう、というような特殊な土壌であったために、こういった問題が、再度調査しなきゃならん、というようなことが起こってまいりました。したがいまして、全くの不可抗力とは申し上げませんけれども、ミスはなかった、というふうに私どもは、考えております。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　そういうと、私も遠慮しようと思っておりましたけれども、質問させていただきます。

ということは、調査費というのは、恐らく工事を入札したところにもついていたと私は思うんですけれども、その点をまずお聞きしたいということと、やはり、この仕事というのは、やはり、当然、問題が出てきたからというので、提起するのでなくて、やはり十分な調査が必要なんですよ。そういうことをいちいち弁解がましく言っていたら、こういう問題は、私は解決できないと思うんです。そういう面で、工事屋に委託したときに、その調査費がついていたかどうか、それをちょっとお聞きしたいと思います。お聞かせください。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。調査費については事前の工事料に入っております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　そうすると、日野市でも調べてボーリングして、当然、業者も調べたと思うんです。両方の業者が調べて、その欠陥が見つからなかったということは、私は、この仕事を要するに工事の計画変更した段階で、この私は、予算を計上する必要がないと思っているわけです。そのあたり私はおかしいんじゃないかと思うんです。そういう面で、業者がそれを請負ったわけですから、あくまでもその仕事は、これでお願いしますというのが、市のサイドのとるべき対処じゃないかと思うんですけれども、このあたりお答えください。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答えいたします。

調査費については、設計の時点でも当然入っておるわけでございます。したがいまして、そ

れ全部の測量等の中の一部の中に、そういったボーリング調査という項目で入っておる。それを例えばボーリングをやってみないことには、測量あるいは設計等の正確なものは組めないわけでございます。したがいまして、額はわずかでございますけれども、そういうものはきちんと入れておるわけでございます。

それから、工事の段階では、やはり本工事に入る前のいろいろな試掘、あるいは試験等のボーリングは必要になってまいります。そういうものは、やはり工事の中で見ておる、ということでございます。したがいまして、日野市が、この部分だけのボーリングを取り上げて発注してやった、ということはございません。その発注する測量、あるいは実施設計、工事、それぞれの中に含めてお願いをしている、というのが現状でございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　それだったら、私、今言っているように、この特別また設計変更ということで、予算を組む必要はないと思うんです。業者は、入札の段階において認めたわけでしょう。入札の段階で認めたわけですよね。だから、私は払う必要はないと思うんです。そのあたりどうでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　都市整備部長、お答え申し上げます。

当初予定した工事内容そのものであれば、こういった追加工事は必要ないわけでございますけれども、やはり工事内容が変わってきております。したがいまして、変わった分については、やはりお支払いをしていかなきゃならない、また、額も変えていかなきゃならない、ということでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　少なくとも、入札する段階において、やはり日野市の予算を有効に使うということについては、やはりそういう幾つかのケースを考えながら、やはりそういう中に、この契約のときに、幾つかに分けて、項目をこういう場合にはこうしたい、というようなものを織り込んでいくのが筋ではないか、と思うんですけれども、そのあたりを……。

○議長（黒川重憲君）　下水道課長。

○下水道課長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

まず、下水道工事の手続といいますか、工事に至るまでの手続について、ちょっと御説明申

し上げます。

下水道工事につきましては、工事の前年度に実施設計をかけるわけでございます。今回の工事に関連いたしまして、御説明申し上げれば、前年度に実施設計をかけまして、それぞれ地質の調査をいたしております。この地質の調査につきましては、一応基準どおり、大体１５０メーターから２００メーター間隔ということで、地質の調査をいたしまして、その地質に基づきまして、それなりの工法等を検討いたしまして、それでもって設計を積み上げるわけでございます。その設計によりまして、工事を発注するわけでございますので、請け負った工事はあくまでも実施設計に基づいた工法でもって工事を施工しなきゃならないということでございます。今回の工事の変更につきましては、地質の調査にいたしましても、実際の事前のボーリング調査でやった中では、十分全般的に把握できなかった、という事情がございます。そんなことで、追加でもって、今年度に入りまして、さらにボーリングを細かくやったところ、どうしても当初設計した工法ではできないんだ、というようなことで設計変更した、ということが、まず第１点でございます。

それから、もう一つ、下水道工事は、基本的には開削工事でやるわけでございますけれども、地下埋設物の関係とか、いろいろの条件から、開削工事でできないような、非常に施工条件といいますか、施工環境の非常に厳しい中でやらざるを得ないわけでございます。そんなことで、開削でなく、推進工事というような工法をとるわけでございますけれども、これについては、やはり上からの加重を受けるために、また、事故防止あるいは地下水の抑制等、薬液注入をして路盤を強固なものにしなくちゃならない。これも、やはりどういう地盤ならどういうような薬液をやったらいいのか、どれだけの量をやったらいいのかということは、理論的には確立されているわけでございますけれども、なかなか地下のことでございますので、微妙な変化によって、その薬液が十分働かないというケースも多々あるわけでございます。そんなことで、今回もその薬液につきましても、変更いたしまして、先ほど部長から説明申し上げましたけれども、通称ＳＨ工法といいますが、路盤をそっくりセメント材に置きかえるというような非常に大規模といいますか、先ほどから御指摘ありますように、工事費の３倍を上回るような設計変更をやらざるを得ない、というような結論になっているわけでございます。したがいまして、業者の方にはミスはございません。設計会社に対しましてもミスはございません。あえて言うならば、私どもの方の設計会社に対する指示の仕方が甘かった、ということでございますが、

これからこういうような非常にふくそうしている地層については、今後の事業の中に、十分取り入れて反省して、十分事前の調査をやりまして、このようなことのないようにやっていきたい、というふうに考えております。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　そう説明したらよろしいんですよ。何しろ人間が何もかもみんな完全にできるなんていう人はいないんですから、やはり、この私たちに納得できるような説明が欲しいんです。私たちは、実際３０名のこの市の代表であります。また、私たちが、そういう問題に対して、この注文できたりそういうような力は何もないわけです。あくまでも日野の予算をいかに有効に使うか、こういうところに一番私たちのこの問題を提起し、また、これをチェックしていくところに意義があると思うんです。だから、そういう面で、ぜひ、二度とこういうことが起こらないように、また、そういうことを不慮の事故といいましょうか、そういうようなものが多分あると思うんです。そういうことも十分踏まえながら、慎重に工事をするに当たっては、調査をしたり、また、十分にそういう問題に対して、問題が起きないように、また、問題が起こった場合には、我々に速やかにそういう問題もこういうことになってしまった、というようなことを建設委員なりにお伝え願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまは議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第１０９号、昭和６１年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号）の専決処分の報告承認の件は、原案のとお

り承認されました。

これより議案第１１０号、大栗４号処理分区（６１－３）工事請負契約の一部変更の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　相関連する議案でありますが、いろいろ御迷をかけております。議案第１１０号、大栗四号処理分区（６１－３）工事請負契約の一部変更の専決処分の報告承認について提案の理由を申し上げます。

本議案は、大栗四号処理分区（６１－３）工事の請負契約のうち、契約金額と工期を変更することについて、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、昭和６１年１０月３１日付で専決処分したものであります。

同法同条第３項の規定により報告をし、承認をお願いするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは、議案第１１０号につきましては、契約議案の変更でございますので、御説明申し上げます。

この議案も先ほど来の実質そうしたものの変更によりますものでございます。

２ページをお聞き願います。大栗四号処理分区（６１－３）工事請負契約の一部変更でございます。内容につきましては、契約金額１億7,０００万を契約変更いたしまして、１億9,９３９万円の変更にいたしたいものでございます。

それから、工期につきましては、昭和６１年５月３１日から昭和６２年３月１８日までの工期を昭和６１年５月３１日から昭和６２年３月３０日ということで１２日間延長させてもらう工期の変更でございます。

理由につきましては、本工事を実施したところ、予測外の土質のため、工法変更の必要を生じたためということで、これにつきましては、先ほど来、前議案にありましたように、地質の調査に基づきまして、薬液注入をしておりましたが、やはり砂れき、そうしたものが出ましたので、これに基づきまして、工法を小口径の掘削推進工法からオーガー鋼管推進工法に変更す

るため、契約金額並びに工期の変更を行うというものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。名古屋史郎君。

○２８番（名古屋史郎君）　前の議案のことは、十分よくわかりました。そこで、その契約の内容ですけれども、当然聞くまでもないことでしょうが、いわゆる安全な工法で全部をやるとそういう内容でしょうね、当然。

先ほど、中谷議員から該博な知識の指摘がありましたけれども、非常に複雑だというので、ここは安全だ、ここは安全でない、ということになるのか、もう危ないから、ばっちりした方法で全工程を処理するのか、というそこのところです。老婆心ながら、素人的に大変おかしなあれですけれども、ここはこういうふうにやった、もう一つのところは安心だからやったら崩落した、事故になった、とこういうことはないんでしょうね。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

まず路線は、一応今度の変更しました工法で、ここの契約内の工事は全路線実施をいたします。小口径の推進工法でございますので、非常にここの土質、砂れき層が出てきております関係上、どうしてもこのオーガー鋼管推進工法に変えていかないとできないということでございます。したがいまして、全体をこういった工事で切りかえた、ということでございます。したがいまして、これをやっていけば、一応、工事の施工が可能である、というふうに判断しております。

○議長（黒川重憲君）　石坂勝雄君。

○２７番（石坂勝雄君）　ちょっと私、質疑というより、そうかといって意見なんていうことではございませんので、ちょっとここで聞いておきたいと思うんですが、今、この後に出てくるいわゆる鹿島建設のところも、この都道ができたのが、私が１年生のときで、昭和７年ごろなんです。６年から始まって７年、８年に完成したと記憶しているんですが、そういう中で、両端の道路が、大体あそこの周りは湿地帯なんですよ。それで、ただ、今、東洋高圧さんですか、この方がやっているところは湧水があって、私自分みずから掘って加わったんですが、昭和３０年のそこそこ二十七、八年ごろに１回あって、三十二、三年ごろにあったんですけれど、湧水のときに縦井戸

掘ったときに、いろいろな地層なんかも――それ以上１０メーターぐらいみんな縦掘りで掘っているわけです。そういう点から見て、私はどうだったということ、いわゆる中谷議員みたいに私、何か地層学の権威でないので、そういう専門的なことは申し上げませんが、埋め立てであるということに対しては、表土が、上の方は間違いない。特に百草園からおりていったところというのは、少なくとも３メーター５０ぐらいは埋め立ててあるわけです。膨大な土を持っていって、しかも、それが、今みたいにダンプや何かやブルドーザーで鎮圧しているのではなくて、トロッコの線を引いて、それで、しかも、一番農村の不況の時代に、失対事業というか、失業救済という形の中で行われた。私なんかも本当に先輩が一生懸命働くのに、３日に１遍しか働けない、１週間に１遍しか働けないという中で、つくっていった道路だ、とこういうことなんです。それで、私、一番また、このがけくずれについて心配するのは、それだから、今、富士見自動車なり、菊屋という何というか、プロパンガスのあるそばに、今、マンション建設が行われている。私は、適法であるならマンションが建つのもやぶさかでない。特に、都市整備部長がおいでになるし、あれだから申し上げておきたいんですが、一番やっぱり住民が心配しているのは、非常に何というか、北面に面している山にしても、非常に崩れやすい地層であるということを見ているわけです。そういう点だから、下も恐らくもたんではなかろうかということが、今度の原因になっているんではなかろうかということ、私も坂口課長のいろいろな報告を聞いて、いわゆる何というんですか、五十数年前を思い出して、ああいうところへ行ってあの土を持っていっているんだから、表土はこうでこうだ、ということをわかってきているわけです。そういう中で、少なくともまだまだ我々より先輩がいて、役所で何かやるときに、やっぱりそのいろんなことを今の最高の技術も、もちろんやってもらうことも必要だが、そういうこともいわゆる見聞したりすることも必要ではなかろうか。そういうことで、開発行為なんかに対しても、周到な、私は、開発行為そのものに決して反対するんじゃないけれども、いわゆる科学以上のやっぱり何か地域住民というのは、現実を知っているだけに、こわがっているわけです。そういうことで、都の指導なり、市の指導が、そういうことに地域住民が、いわゆる危機感というか、そういう危険性を帯びないような指導することが必要ではなかろうか。いわゆる下水道の埋設に当たっても、そういう周到な準備をしていただきたい。こういうことで、お願いという意味で、意見なんていうことではございません、私は。お願いしているんです。何かあれば、お答え願います。私は、そういうことを要望しておきたい、こう思っており

ます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

ただいま御指摘の点、今後、十分私どもも、工事遂行の中で、取り入れていきたい、というふうに考えております。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　私は、この専決処分のことに関して、今、質疑があった点については、一応了解をいたしましたので、そのことについては、結構ですが、とにかく、本来、議会にきちんと諮って議決すべきものを、市長が、そうした努力、当然なすべきことを、怠って専決のそうした権利の乱用行使があったという点については、反省の弁も述べられましたので、以後、十分に御注意をいただきたい、ということを申し上げておきます。

それから、この契約の相手方の住所の表示のことで、これは、議案全般について、ちょっとかかわってくることですので、参考のためにこの場でお聞きをしておきたいと思います。

この議案第１１０号の契約の相手方、大阪市東区高麗橋５丁目１番地、とこのような表記がされております。随分前の議会になると思いますが、この議場で、住所の表示の件について、どなたか質問されたことがありました。そのときに、何々丁目、一丁目、二丁目という丁目までは固有名詞で地名だから、この部分について、漢数字で書くのが正しいんだ、という御答弁があったんです。

ところが、この議案を見てみますと、大阪市東区高麗橋５丁目ということで、アラビア数字になっております。

また、議案第１１１号の契約の相手方は、東京都港区元赤坂一丁目ということで、この場合には、一丁目が漢数字で書かれております。

さらに、議案１１２号、その他の議案で、日野の丁目の表示については、すべて例えば新町二丁目というように、また神明一丁目というような表記で、すべて以前答弁されたとおりの表記になっております。

ところが、また、ほかの議案を見てみますと、１２４号では、契約の相手方が、東京都新宿区若葉１丁目ということで、この場合には、また、アラビア数字に変わっているわけです。

さらに、最後にまたいろいろ話題になろうかと思いますが、教育委員の任命の議案について

みてみますと、上記の方については、日野市豊田三丁目ということで漢数字で書かれておりますが、下記の方については、練馬区石神井台１丁目ということでアラビア数字になっております。

私は、本会議場で、市側が住居表示の方法は、このような表記が正しい、ということを一度述べられた経緯がありますので、議案の作成段階においても、住所の表示の原則に従って、統一して記述するのが正しいやり方ではないか。当たり前のやり方ではないかと思うんですが、何か、これには特段の理由があるのか、議案作成に当たっての市側の考え方をお聞かせいただきたい、と思います。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　お答え申し上げます。

確かに御指摘のように、昭和５５年ですか、文書取扱要綱というのをこしられまして、そこで、今、御指摘のありました、私、今持っておりませんが、確かに最初の一丁目につきましては、アラビア数字でなく、漢字の数字でということで、統一した指導を行ったのが、文書係でございます。そうした中でやりました。今、御指摘のように各主管課、そうしたものからの上げてくるそのものをしました点で、非常に文書的にチェックがミスであったということを御指摘いただきました。今後十分気をつけていきたい、と思っております。

正しいのは、今言いましたアラビア数字でなく、漢字の一丁目のところを最初のところは、漢字で書くのが庁内的に統一したものになっております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　それは、庁内で統一された書式に従えば、この場合には不統一で、確かに不備であった、という御答弁というふうに私は、今聞き取ったわけですが、住居表示に関する法律とか、それから、自治省、東京都等の地方課等の指導で、これは、市の内部の取り決めではなくて、もっと全国統一的に日野市だけが、こうやっている、ということではなくて、ちゃんと決められていると私思うんですが、今、総務部長のお答えは、私の理解とはちょっと違うんです。私が間違っているのか、総務部長が間違っているのか、どちらが正しいか、はっきりお答えください。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　舌足らずでございます。町名地番そうしたもの全部含む。

それから、国のそうしたものを全部調べまして、それに整合したもので漢字ということになっております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　ということは、日野の町名の表示については、全部統一されておりますので、これは、間違いないということで構わないわけですが、この東京都特別区、２３区については、表記の仕方が二通りに分かれている。また、関西の場合には、これがまたそうした指導や法律が違った表記になっているということですので、議会のこの場で、一度表記の正しいやり方は、漢数字の何々丁目というところまで含めたのが、一つの地名になるというお答えがあったと思いますので、統一したものに今議会からなさったらどうかと思うんですが、これは、このまま通してもらいたい、このままでひとつ目をつぶれ、ということでございますか。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　お答えいたします。

関西、それから、東京都の方の通達なんかにおきましては、各主管課、主管局、そうしたものによって、扱いによって非常にこれがばらつきということが多々見当たります。そうしたところに、非常に統一的なものを東京都で持っておられると思いますが、なかなか徹底しない、ということがあります。

そうしたことで、当市におきましては、もう一つの座右のところにその文書の取り扱いの要綱というものを置きまして、そして、それを見ながら、みな一律の公文書の作成というものに入っているわけです。

今後におきましては、それは十分注意していきますが、今回ここにありますのは、一々そこまでチェックが届かなかったのは不手際でございますので、今後やっていきますこれにつきましては、それを訂正させてもらいたい、全部、間違いについてはお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　細かいことのようなんですが、一事が万事ということもあります。市の職員の方が、文書、特に公文書等をおつくりになる場合は、地名の表示等については、最初の丁目については、地名の一部であるから、きちんと漢数字で書くということは、そうした仕事に携わっておられる、また、文書の作成の担当者の方は、普通、研修か何かで、多

分身につけておられる最低の知識ではないかと思うんです。しかも、以前議会で、私と同様の疑問を持った方が、この点を問われたのに対して、この議会の場で、住所表示は、こうあるのが正しいんだ、ということで、あえてお答えになった経緯もあるわけですね。しかも、その後、私は、細かく見ておりませんでしたが、ほかにもこのようなことがあったような気がいたします。ですから、その場の議会答弁で事足りるということではなくて、ちゃんと文書の作成のいろはだと思いますので、きちんと今後、こういう文書を作成される場合には、文書の表記の規定があるわけですから、それに従って当然のこととして、十分に徹底されるように、こういう文書の作成には十分注意していただきたいと思います。

それから、じゃあ、これは、改めるということでしたが、今回の議案書幾つかございますが、正誤表か何かを、この後お配りになるとかいうことでございますか。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　まず最初の点でございますが、職員につきましては、不十分ではありますが、年１回、文書の取り扱いにつきましての研修会を実施して、そのＰＲを図ってはおります。1,４００人おりますので、それらについての今後さらに研修、そうしたものを重ねていきたいと思います。

それから、これにつきましては、正誤表でお答えいたします。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第１１０号、大栗四号処理分区（６１－３）工事請負契約の一部変更の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承

認されました。

これより議案第１１１号、落川排水区（６１－１）工事請負契約の一部変更の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　同様の議案でございます。

議案第１１１号、落川排水区（６１－１）工事請負契約の一部変更の専決処分の報告承認についての提案理由を申し上げます。

本議案は、落川排水区（６１－１）工事の請負契約のうち、契約金額と工期を変更することについて、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、昭和６１年１１月１０日付で専決処分したもので、同法同条第３項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは、議案第１１１号につきまして、契約議案の一部変更でございます。

２ページをお開き願います。落川排水区（６１－１）工事請負契約の一部変更について、これは、先ほど、１０９号におきまして、繰越明許費におきます。これの予算との連動する工事でございます。

内容につきましては、契約金額１億5,４００万円の工事を変更いたしまして、２億1,６２０万円とするものであります。

それから、工期につきましては、最初の工期が、昭和６１年５月３１日から昭和６２年２月２８日までを変更いたしまして、６１年５月３１日から昭和６２年６月の１９日までということで、繰越明許費による支出でございます。

理由につきましては、そこに書いてあるとおり、工事を実施したところ、地盤改良工法を変更する必要が生じたということで、これは、先ほど、都市整備部長が、お話ししましたように、薬注液から軟弱土のために、セメントでこれを材料に置きかえていく、という工法でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　　これより質疑に入ります。市川資信君。

○２６番（市川資信君）　１点だけお尋ねしておきます。今、多くの議員からこれに関連する質疑があったんですけれども、私、不思議だなと思うのは、川崎街道は、いつも工事をしていないことがないくらい、ガス、水道、マイクロ回線、そして、今度下水と、本当にいろいろあの道路の下には、埋設されているわけですね。で、その都度、例えばマイクロ回線、ガス管などは相当慎重な地質調査をされているんではないか。水道管も同じかもしれませんけれども、そういう地質調査という、いわゆるデーターというものは、十分出されているような気もするんですけれども、そういうデーターというものは、参考に聞くこと、あるいはそういうデーターというものは、日野市が持っていないんですか。その都度工事のたびにこういうやはり地質調査、ボーリング調査をしなきゃならないものなのかどうか、その点についてちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　都市整備部長。お答え申し上げます。

工事を実施する場合、やはり工事の箇所の土質を知るということは、非常に重要でございます。

既存の資料がある場合にはそれを活用する。これは、庁内にあるもの、あるいは他団体が持っているもの、そういったものがあれば、そういうものを一応参考にするということは、実施をしております。しかし、それだけでは、なお不十分な点が多々ございます。したがいまして、実施設計の段階で、改めてそういうボーリングの予算をわずかですが、計上して、実際の確認を行う、というようなことは行っております。

ほかの工事、例えばガス、水道というものは、非常に土かぶりと申しまして、深さが比較的浅いというのが、通常でございます。これは、非常に深く掘って埋設するということは、ほとんどめったにないような状況でございますが、下水道は、やはり自然流下という形でございますので、どうしても深くならざるを得ないということで、例えば、ガス管の埋設する時点で、そこの箇所の上の方の土質はわかるわけでございます。その下の土質というのは、やはりわからない、というのが現状でございます。

したがいまして、そういうわからない点については、実施設計の段階、あるいは工事施工の段階で、予算を計上して、調査を事前に行う、という建前をとっております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　山口達夫君。

○5番（山口達夫君）　契約の当初につきましては、指名競争入札ということで、その金額の適正さについては、一定の方法が確保されているわけですけれども、このたび工事契約の一部変更で、金額がほぼ3分の1も大幅に変わるといいますと、ある見方によれば、これは新しい契約とも見られるほどの大きな変更ではないか。

このときに、その金額が、どのようにして妥当性が担保されているかが知りたいんですが、その点をお聞きします。

○議長（黒川重憲君）　下水道課長。

○下水道課長（坂口泰雄君）　下水道課長でございます。

お答えいたします。確かに、変更の金額が、非常に大きいわけでございます。今、御指摘のありましたとおり、新たな工事にしてもおかしくないような工事でございますが、全体の工事の内容から見ると、本当の工事の一部なんです。ただその一部の工事が、非常にお金がかかるということで、工事全体から見れば、工事の一部、特に地盤改良工法ということで、いわゆる補助工法の変更ということでございます。

これらの設計につきましては、それぞれ積算の基準になっております、それぞれの建設省、あるいは東京都の単価を使用いたしまして、それなりの設計をやっておりますので、設計については、全く間違いございません。妥当なものでございます。

それから、当初の設計については、競争入札ということでございますけれども、今、申し上げましたとおり、工事内容の一部変更ということですので、当然、その元請の工事に随契でもって工事をした方がより経済的であり、なおかつ、効率的だということでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　山口達夫君。

○5番（山口達夫君）　妥当であるというお答えですので、安心したんですが、一つ、重ねてお聞きしたいんですけれども、当初のこの指名競争入札の金額というのは、都の単価から比べまして、どの程度の隔たりがあるものなんでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　下水道課長。

○下水道課長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

当初の契約金額は、都の基準でいきますと全く同じでございます。隔たりございません。

○議長（黒川重憲君）　　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。中山基昭君。

○２１番（中山基昭君）　　さきの１１０号の議案にも関連をするわけでございますが、契約の変更等におけるその理由は、これまでの質疑等の中でも、一定の理解をするところでもあります。

しかし、これまでも指摘がありましたように、こうした専決は、より慎重にしてほしい、ということでございます。

部長の言われる、今後は、事前の綿密な計画、調査、これは当然であると思いますけれども、さらに大切なことは、担当部門の専門的な技術者、あるいは技術力の育成、強化、こういうことが、大変重要な課題ではないか、というふうに私は、受けとめております。

そして、さらには少なくとも議会における慎重な審議を経て、工事の請負契約が締結をされているわけです。

こういう面からは、当然、議会におきましても、大きな責任を持ち、あるいは工期等の推移についても、大きな関心を寄せるわけでございます。こうした面からも、こうした重要な変更等については、事前に議会の審議なり、あるいは結論を得て変更するんだ、こういうことが大切、あるいは適切ではないか、というふうに思います。

今後の対応といたしましても、単なる事後の報告というふうなことにとどまらず、より慎重な対応を改めてお願いと要望してまいりたい、というふうに思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第１１１号、落川排水区（６１－１）工事請負契約の一部変更の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第１１２号、日野市新町二丁目９番地の１３先市道上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第１１２号、日野市新町二丁目９番地の１３先市道上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告承認について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市新町二丁目９番地の１３先市道上における事故について、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、昭和６１年１０月２４日付で専決処分により、相手方との損害賠償額及び和解の締結をいたしましたので、同法同条第３項の規定により報告し、承認をお願いするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　議案第１１２号の詳細につきまして、御説明申し上げたいと思います。

まず２ページの専決処分書でございますが、ここに、今、提案理由にもございましたように、事故名につきましては、日野市新町二丁目９番地の１３先市道上の事故でございます。

後ほど詳細に御説明したいと思います。

それから、和解の相手方、日野市新町二丁目９番地の１３、横内知香さん、５歳でございます。親権者は、横内国守さん。損害賠償額、２１万9,６１０円でございます。

示談書の方にまいりまして、３ページでございますけれども、事故が発生いたしましたのは、６１年の２月２２日の４時２０分ごろでございます。これは、日野緑地に階段上の市道がございます。これにつきましては、大坂上中の通学路にもなっているわけでございます。これが、

市道日野７５号線ということで、市道になっているわけでございます。

事故の発生状況でございますが、６１年の２月２２日の４時２０分ごろ、新町二丁目の９番地先の市道日野７５号線階段部分の入口の踊り場で遊んでいたところ、横内知香さん５歳の上に擬木さくが倒れまして、それで親指、人指し指、中指を押しつぶした、とこういう事故の内容でございます。

ここで、擬木さくといいますのは、木に似せたさくでございまして、高さ約８０センチぐらいで、直径が１０センチぐらいで、横は１メートルぐらいの鳥居型をしております擬木さくでございます。これは、飛び出し防止のために、そこに２基設置しておったわけですが、そのうちの１基でございます。これにつきましては、非常に２月の１８日でございましたか、一応大雪が降ったというような関係で、そのわずかなすき間から、水がしみ込んでいくというような形で、凍上現象というんだそうでございますが、これが、地盤にしみ込んだ水分が凍って膨張するというような凍上現象 ― 凍り上がる現象と書くんですが、こういうところへ、小学校の高学年の二、三人が揺らしていた。その揺らしていたところが、突然その擬木さくが知香ちゃんの左足の上に落ちた、とこういう内容でございます。

これにつきましては、事故発生後直ちに多摩市にあります、日大永山病院に治療に行ったわけでございますけれど、その日は一たん帰りまして、６１年２月２４日でございますが、これは月曜日になると思います。この日に、市立病院に治療に行ったわけでございます。それ以来１０月の６日まで、延べ２０日間にわたりまして治療を行ったわけでございます。この治療につきましては、病院へ通院する場合には、管理課の職員が対応しております。こういうことで２０日間の治療を行ったわけでございます。その結果、レントゲンを撮ったわけでございますけれども、後遺症ということの障害といいまして、これが親指につきましては、全然ございませんで、人さし指のつめが、半分ほどになっている。それから、中指のつめはほとんどなくなっている、生えてこない、とこういうことでございます。レントゲンの結果は、骨には欠損がございません。

そういうことで、先ほど申し上げました１０月６日に、一応、日野市の市立病院の方に参りまして、障害のこれからどういう型になるかということで、お医者さんとも相談したわけでございますけれども、この障害の程度については、もうこれ以上進展もしないし、またよくもならない、ということで、この状態で固定した、とこういうことの診断が下されたわけでござい

ます。

そこで、私の方も、親権者である国守さんともいろいろお話をしました。国守さんとしましては、やはりこういう形であるが、なるべく早くこれについては解決したい、とこういうことでございました。

それを受けまして、いろいろ示談の交渉をしたわけでございますけれども、その内容が、３ページから４ページに書いてございますような示談書の内容でございます。これを１０月の30日に取り交わした、こういうことでございます。これにつきましては、市道上の事故ということでございますが、これについては、道路賠償責任ということで、その責任に入っておりますので、実質的な市の支弁はございませんけれども、とにかくこういう突発的な事故でございますけれども、やはり市道の管理上についての責任は、免れるものではございません。非常にけがをされた知香ちゃんには申しわけない気持ちでございますけれども、そういう気持ちで親権者でございます国守さんと、別紙のような示談が成立しました。

こういうことで、先ほど申しましたように、早く解決したいというような御意向を踏まえまして、１０月の２４日に専決処分をさせていただいた、とこういうことでございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　今のお話は、事件の内容としてわかったんですが、今、私、ここでちょっとお尋ねしたいのは、専決処分ということで、ここで、四つほど出てきたわけですけれども、どこでこの専決処分というお話を聞いたらいいのか、最終的に専決処分の話が、ここで終りますので、制度的にちょっとお尋ねをしたいんです。

今の１１２号の専決処分というのは、地方自治法１７９条１項の規定によるというお話で、処分をされたわけですけれども、第１点は、１項のどこに当たる問題なのか、それが一つであります。

それから、あともう一つは、先ほどの議案にもありましたけれども、やはり説明の専決処分の根拠となっているのは、市長の説明によりますと、やはり１７９条の長の専決処分という中の、長において議会を招集するいとまがないと認めるとき、というふうな形に該当するような形の御答弁もあったわけですけれども、一方では、こういうことがないように、これから運用を図っていきたい、というお話もあったわけです。一方では、やはり地方自治法の１８０条の方

では、議会の委任による専決処分ということで、ちなみにその委任に当たるものが、どういうものがあるのかと見ましたら、やはり市の議務に属する交通事故による損害賠償額の決定で、その額が２０万円以下のもの及び和解の締結、これは、議会の委任事項ということで、市長に与えられた権限事項というふうな形で、かなり厳格に、いわゆる専決処分の処分権限が与えられているわけですけれども、先ほどの話も踏まえまして、この専決処分の制度の内容を、こういうふうに理解していいのかどうかということが一つと、あともう一つは、議会の委任による専決処分という委任のものは、ほかにどのくらいわたっているのか、その辺お聞きしたい、というふうに思うんですが……。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは、お答えいたします。

１点目の、地方自治法１７９条の１項のどこにどれだ、ということの御指摘でございますが、先ほど来、お話ししておりますが、これには、議会が、成立しないとき、地方公共団体の長において、議会を招集するいとまがないということで、これが、大体の今まで専決のほとんどでございます。というのは、どうしても緊急にそれを専決して、そして、執行し、あるいは事業をスタートしなきゃいけない、というような場合に、これを行っております。

そして、今、この損害賠償の件でございますが、建設部長から御説明があったかと思うんですが、これは、損害賠償の示談が成立しまして、この金額を相手方の方に、早く払わなければいけない、という非常に差し迫ったことでありました。そうしたことを報告を受けております。そのもとにおきまして、示談書を交えまして、専決をさせてもらったということです。その専決の議会を開くいとまがないというときに、いろいろな解釈がありますけれども、臨時議会、そうしたものもあるわけでございます。さらにその臨時議会においても、またそれを開けない、というような場合に、こういう専決処分を地方自治法で認めております。

それから、もう１点の議会の委任による専決処分、御指摘のとおり、交通事故に基づく２０万以下の軽易なものにつきまして、長にゆだねられております。それは、１８０条でございます。ちょっと読まさせてもらいますが、普通公共団体の議会の権限に属する軽易な事項です。その議決により、特に指定したものは、地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができるということで、日野市におきましては、市長の専決をしてということで、交通事故２０万以下の事故及び和解というようなことで、今回は出ておりませんが、毎度の議会におき

まして、交通事故が出ました２０万以下のものにつきまして、議会に御報告させてもらっているのが実情でございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　　ちょっと、これは、勉強の意味で聞いている部分もありますので、あれなんですが、そうしますと、例えば、今の市長の専決事項の指定の、例えば交通事故の場合ですと、額が２０万円以下のもの及び和解の締結というものは、１８０条のまさに軽易な事項であって、議会の委任されているものだというふうにお話があったんですけれども、そうしますと、例えば、前にもこういうふうな案があったと思うんです。５０万円でしたか、ちょっと記憶が定かじゃないんですが、例えば３０万円であった場合は、相手の方が、早く解決してほしいという話があった場合には、そうすると、１８０条の委任による専決処分では適用ができませんから、そうすると、１７９条の議会を招集するいとまがないとき、というところの運用でおやりになるケースなのか、というふうに思うんですが、それでよろしいのかどうか。

あともう一つは、今の先ほどの前回の議案でありました億という単位の本来ならば、議会を開いて承認を得て、予算の変更を伴うような大きなことについても、やはり議会を招集するいとまがないと認めるとき、というふうに、全部、そこまで大きなものもぶち込んじゃって、ここで運用になっているのかどうか、そういうふうに理解してよろしいのかどうかということと、あともう一つは、こういうふうな運用というのが、やはりほかの市でも、実際にこういうふうな運用のされ方をされているのかどうか、ということをお尋ねしたいんですけれども……。

○議長（黒川重憲君）　　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　お答えいたします。

１点目の２０万以上の場合、３０万、そうしたものには、どういうことなのかということでございますが、この件が、まさにそうでございます。

専決処分書の一番上にありますように、１７１条の第１項ということのこの規定の中で、21万でございますので、２０万以上ということで、ここに１７９条を適用して、長の専決処分のものでお願いしてあります。

それから、そのほかの市が、これがどうなのかということでありますが、ほかの市におきましても、この地方自治法は、やはり各自治体の言うならば、憲法でございます。これは、こう

いうふうな定めであります。これに基づいて法律的な処置も、それから、法律的な運営もこれをやっておりますので、１７９条、これは長の専決処分、長に与えられた権限の中で、こういう場合にはできますよ、ということで、議会が成立しないときだとか、議会を開くことができないときだとか、あるいは議会を招集するいとまがないときだとか、こういうふうな幾つかの項目があります。これについては、長の専決事項でこれを認めましょう、ということの１７９条でございます。

それから、１８０条については、今言ったように、そうはいっても議会で、これをいちいちあげるのは大変だ、ということで、軽易なものとして、ここに日野市の市長の専決事項ということの指定で、交通事故の２０万ということを、ここでは言っております。

この２０万そのものについては、勉強してはおりませんが、日野市においては２０万ということで、議会からの委任を受けてやっておるわけでございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　ちょっと細かくなってあれなんですけれども、市長の専決処分というのは、交通事故による損害賠償ということなんですけれども、こちらは、交通事故じゃないわけです。ですから、これとは直接結びつかないんではないかな、というふうに思うんですが、それは、さておきまして、原則として、この地方自治法の１８０条が設けられて、議会の委任による専決処分ということで、枠をつくって、さらに、その法律の中でも、それも委任する事項の中でも軽易な事項に限るんだ、というふうに限定されているわけですね。その限定されたものについて、市長の方に専決事項ということで、条例でさらにその事項を限定してつくっているわけですけれども、今のお話ですと、そういうふうな必要がなくて、要するに１７９条の１項の、招集するいとまがないときということで、全部やっても実際にはいいように思うわけですけれども、そういう点では、やはり１７９条の１項の、議会を招集するいとまがないときというのは、かなり厳格に解釈をしないと、１８０条のつくった意味もありませんし、１８０条の委任から持ってきたということも、なくなりますから、その辺は、やはり厳格に運用する必要が、実際の運用は、よくわかりませんけれども、制度としては、そういうふうに理解できるわけですけれども、その辺、市長は、どういうふうにお考えになっていますでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　　そういうことだ、というふうに思っております。

それで、特に、この内容を軽視したという意味ではございませんが、この１１０号、あるいは１１１号は、本体の契約がございまして、つまり、その工事そのものは既に説明もし、了承をいただいておる。その中の、とりわけめったにない例でございますけれど、地質の不慮の状況で、それで工期も急ぐし、したがって、その積算を新たにして、そして、その部分の専決をした。その理由は、議会を開くいとまがないので、とこういうことに準拠している、とこのように御理解をお願いしたいわけであります。

○議長（黒川重憲君）　　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　　御異議ないものと認めます。よって議案第１１２号、日野市新町二丁目九番地の１３先市道上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時　８分休憩

午後３時４０分再開

○議長（黒川重憲君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第１１３号、日野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第１１３号、日野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、浄化槽法の施行に伴う呼称の変更及び廃棄物処理手数料等を改めるため、日野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。清掃部長。

○清掃部長（藤浪竜徳君）　それでは、議案第１１３号、日野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

今回改正する主な点は２点ございます。

第１点は、し尿浄化槽の呼称変更でございます。呼び方の変更でございます。

これまでし尿浄化槽のことにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中で、規定されておりましたが、昭和５８年５月１８日公布、昭和６０年１０月１日施行で、単独法といたしまして、浄化槽法が制定されております。これに伴いまして、し尿浄化槽の呼称が浄化槽に改められております。したがいまして、本条例中の第１１条及び第１６条に規定されておりますし尿浄化槽の呼称を浄化槽に改めるものでございます。

第２点の改正は、廃棄物の処理等の手数料についてでございます。別表第１、第２の改正でございます。

本手数料につきましては、前回昭和５９年５月１日施行で、改定以来３年を経過しております。その中で、近隣市との均衡性及び処理に要する経費との兼ね合い等を勘案いたしまして、改定をするものでございます。

８ページ、９ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思いますけれども、別表第１でございます。一般廃棄物の処理場の許可等申請手数料でございますが、許可申請手数料１件につきまして5,０００円を6,０００円に、許可証の再交付申請手数料１件につき3,０００円を4,０００円に改定するものでございます。

それから、別表第２でございますけれども、一般廃棄物処理手数料でございますけれども、１番の粗大ごみ及び燃えがらです。これらの処理手数料のうち、収集運搬処分費につきましては、１キログラム１７円を１９円に、処分費のみ、要するに自己搬入、持ち込みごみでございますけれども、これにつきましては、１キログラム８円を１０円にするものでございます。

２番の汚泥の処分費につきましては、1,０００リットル2,０００円を１リットル５円に。

３番のし尿処理手数料につきましては、１リットル７円を１４円に。

４番の動物の死体処分につきましては、１体につき1,５００円を3,５００円にそれぞれ改定するものでございます。平均４２.１％の改定率となっております。

いずれも昭和６２年４月１日施行にて改定いたしたいと存じております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　おおわくで、ちょっとお尋ねいたします。

値上げの問題になると思いますので、お尋ねをしておきます。

今の部長さんのお話ですと、値上げ以降３年経過して云々というお話と、近隣市との関係、それから、清掃事業比とのバランスの関係から、お願いをするということになったんですが、議案の８ページと９ページの中で、新旧の中で、汚泥の問題なんですが、９ページの方の旧の方ですか、これが1,０００リットル2,０００円ということなんですね。これが、今度１リットルにつき５円ということで、これは、大体どのくらいの違いが出てくるのか、その辺のお話と、それから、あともう一つは、これ一般質問で、いつか、私、前回かその前にお聞きしたんですが、いわゆる下水の完備している地域の１年間の経費と、家庭が負担している経費と、標準世帯ですが、それと、いわゆるこの浄化槽を使っている方との経費の違いがどのくらいあるのか、ということで、お尋ねをしたんですが、そのときに、若干、いわゆるし尿処理施設の方の方が、電気代も含めて少なかったように記憶をしているんですけれども、その辺どういうふうな、データがあればで結構ですが、今回の新しい案によって、どういうふうに違いが出てくるのか、その辺御説明していただきたいと思うんですが……。

○議長（黒川重憲君）　清掃部長。

○清掃部長（藤浪竜徳君）　まず第１点の汚泥の件でございますが、1,０００リットル2,０００円、それが、今度の改正では、１リットル５円ということでございます。1,０００

リットル2,０００円は、リットル当たり２円ということでございます。２円を５円にするというものでございます。

それから、浄化槽、それから下水道の関係でございますけれども、今回の値上げとは、特に直接関係ございません。汚泥につきましては、いわゆる事業経営のものでございますので、病院とか、スーパーとか、いろいろ事業所の浄化槽から出る汚泥ということでございますので、一般家庭には、今回は特に関係ございません。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第１１３号、日野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第１１４号、日野市立障害者福祉施設の条例の制定の件を議題といたします。

理事者から、提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第１１４号、日野市立障害者福祉施設条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、心身障害者の福祉の増進と社会活動を促進する場を提供するため、日野市立障害者福祉施設条例を制定するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　福祉部長でございます。

それでは、議案第１１４号、日野市立障害者福祉施設条例の説明をいたします。

この条例につきましては、日野市立つばさ学園条例を廃止し、新たに日野市立障害者福祉施設条例を設置するものでございます。

内容といたしましては、つばさ学園の条例の名称を改め、新たにはくちょう学園の規定を加えるものでございます。

それでは、２ページ、３ページをお開き願いたいと思います。

まず名称でございますが、日野市立障害者福祉施設条例ということでございますが、前は日野市立つばさ学園条例という名称でございました。

また、目的といたしまして、この条例は、日野市内に居住の精神薄弱者、精神薄弱児、身体障害者及び身体障害児（以下「障害者」という。）に対し日野市立障害者福祉施設（以下「福祉施設」という。）を設置し、障害者の福祉増進を図ることを目的とするものでございます。

第２条は、設置でございますが、まず第２条におきましては、施設としてつばさ学園及びはくちょう学園を設置するということでございます。

第３条には、前のつばさ学園条例には、設置条例の第2,条に規定しておりました地番の部分をこの位置に別に出しまして、第３条として、福祉施設の位置は、次のとおりとする、ということでございます。

⑵に、はくちょう学園といたしまして、日野市日野台四丁目３１番地の７、これは、日野共同作業所を改築いたしましたはくちょう学園を指しておるものでございます。

第４条、事業でございますが、福祉施設はとございますけれども、これは、つばさ学園及びはくちょう学園を指すものでございます。

第５条、これは、つばさ学園条例の第４条の施設の部分と変わった点はございません。

第２項にはくちょう学園は、法第１８条第１項第１号に規定する精神薄弱者更生施設とする。という規定を新たに加えております。法第１８条第１項第１号と申しますのは、精神薄弱者更生施設でございます。

第６条は、旧つばさ学園条例の第５条でございますが、これについては、変更はございません。

次に４ページ、５ページでございますが、第７条の使用時間、これにつきましては、前のつばさ学園の使用時間午前９時から午後５時までをそのまま採用しております。

第８条でございますが、これについては、第１項第２号に、その他市長が認めた者、という項を加えてございます。これにつきましては、法第１６条第１項第２号の措置以外の者が、既に日野の共同作業所に含まれておりますので、それも含めて入所を認めるということでござい

ます。

第９条には使用手続、これにつきましては、つばさ学園、第８条の使用手続と全く変わっておりません。

第１０条、費用の徴収でございますが、ここには第１項第１号、第２号とございますけれど第２号に新しく第8条第１項第２号に該当する者ということで、これははくちょう学園及びひばり学級に入園をしている者でございますが、その者は、無料とする。ただし、食費と実費等は徴収することができる、という規定でございます。

第２項は、やまばと学級の使用料は無料とするということでございまして、これは、前のつばさ学園条例との変更はございません。

第１１条の委託でございます。これにつきましても、名称がつばさ学園から福祉施設ということに変わった以外は、変更はございません。

第１２条の委任についても、変更はございません。

なお、この条例につきましては、付則の中で、６２年４月１日からの施行を定めております。

また、６ページの上段に、日野市立つばさ学園条例の廃止をうたっておりまして、これは、現行の日野市立つばさ学園条例（昭和６０年条例第６号）でございますが、これを廃止する旨をうたっております。また、経過措置といたしまして、第３項に、この条例の施行前に前項の規定による廃止前の日野市立つばさ学園条例の規定によってなされた手続及び行為は、この条例の相当規定によってなされたものとみなすということで、みなし規定でございます。以上が、新しく設置いたします日野市立障害者福祉施設条例でございますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第１１４号、日野市立障害者福祉施設条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第１１５号、昭和６１年度日野市一般会計補正予算（第４号）の件を議題とい

たします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第１１５号、昭和６１年度日野市一般会計補正予算第４号についての提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和６１年度日野市一般会計補正予算第４号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ１億3,５７５万6,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を３２２億7,８２２万2,０００円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　歳入、歳出全般及び第２表債務負担行為補正、第３表地方債補正の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　企画財政部長。昭和６１年度日野市一般会計補正予算第４号につきまして、御説明申し上げます。

大変恐縮でございますが、本日机上配付いたしましたように、正誤表がございますので、御訂正をいただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正の第１条でございます。

ただいま、市長が申し上げましたように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億3,５７５万6,０００円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３２２億7,８２２万2,０００円とするものでございます。

第１条の第２項でございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による、というものでございます。

第２条、債務負担行為の補正でございます。債務負担行為の補正は、第２表のとおりでございます。

第３条でございます。地方債の補正でございます。第３表のとおりでございます。

詳細につきましては、順を追って御説明を申し上げます。

まず歳入でございますが、８ないし９ページをごらんいただきたいと思います。

市税のうち市民税の法人税でございます。為替レートの円高によりまして、市内企業の業績の不振が原因となりまして、この説明欄に書いてございますように、７億4,７７５万円減額をするものでございます。

次の１０、１１ページでございます。固定資産税でございますが、そのうち土地でございますが、これは、農地等から宅地に地目変更をされたものでございます。さらに、償却資産でございますけれども、これは、市内企業の償却資産の増によるものでございます。

最下欄の納付金でございますけれども、これは、国鉄分の確定によるものでございます。

次とびまして、１４、１５ページでございます。都市計画税でございます。これは、固定資産税でも申し上げましたけれども、土地にかかる分の固定資産税の増に伴うプラスでございます。

次が１８、１９ページでございます。使用料及び手数料でございますが、この土木使用料の公園使用料でございます。これは、市内の公園の中に、電柱、高圧線等占用物件があるわけでございます。この占用料でございます。

次が２２、２３ページでございます。国庫支出金でございます。

まず衛生費の国庫補助金の生活保健相談センターの新築の補助金の減でございます。

これは、事業といたしましては、６１、６２年度の２カ年にわたって実施しているものでございます。年次割額が当初より変更いたしたので、本年度の補助金を減額するものでございます。

それから、次の下の教育費の国庫補助金でございますが、第二中学校大規模改修の補助金が、2,８５０万ございます。これは、補助金の額の決定によるものでございます。

次が２８、２９ページでございます。都の支出金の民生費、都補助金でございます。児童福祉費でございますが、これは、歳出の中では、６５ページに関連をいたしまして、一般保育、０歳保育特例、特別保育、こういった対策事業に対する額の決定の増に伴う増額補正でございます。

次が３２、３３ページの財産収入でございます。これは、日野市クリーンセンターほかということで書いてございますけれども、先ほど、公園の使用料で説明いたしました、これに関連するものでございます。日野市の公園以外の行政あるいは普通財産の中に、高圧線、電柱等が占用しているわけでございます、この占用料でございます。

次が３４、３５ページでございます。財産収入でございますが、市有地売り払い、これは、日野市１４９１番１と書いてございますが、都市計画道路２・２・１０号線を現在東京都が用地買収をしておりますけれども、その予定地内に市の開発基金で、昭和４９年に取得をした土地がございます。これを東京都に一部売却をするわけでございます。基金で買ったものでございますから、一般会計で買いまして、また、売り払いをする、というものでございます。

この5,４５４万1,０００円につきましては、東京都に売り渡す収入でございます。

次は繰入金、３６、３７ページでございます。老人保健特別会計繰入金でございます。これは、６０年度の精算による繰り入れでございます。

次が３８、３９ページでございます。まず財政調整基金繰入金でございます。補正前につきましては、１億5,０００万円、これが、補正後７億７１０万1,０００円となるものでございます。差額が、５億5,７１０万1,０００円の繰り入れということになるわけでございます。

次の公共施設建設基金繰り入れで、これは、１億円の減になっておりますけれども、当初予算におきまして、３億の繰り入れを予定しているわけでございます。このうち生活保健センターに１億円予定していたわけでございまして、歳出の中で、また出ますけれども、６１年度の支出を減額をしてございます。したがって、この建設基金からの繰り入れが不用になるということで、１億円減をしたというものでございます。

次が４０、４１ページでございます。繰越金でございます。これは、６１年度の決算に基づきまして、全額残りでございますけれども、この補正予算に繰り入れをしたというものでございます。

次が市債でございます。４２、４３ページでございます。これは、説明欄にございますように、生活保健相談センター新築に伴うものでございます。先ほど、補助金のところでも申し上げましたけれども、６１年度の事業量を減額したものですから、市債も事業費にあわせまして、減額するものでございます。

次は歳出でございます。まず議会費の44、45ページでございます。議会及び議長交際費でございますけれども、本年につきましては、例年にない異例な支出がございましたので、不足分の補正をするものでございます。

次が４６、４７ページでございます。一般管理費でございますけれども、この一般管理費の１３委託料の中に、水道用地確定測量、それから、その下に公有財産購入費、水道用地購入、さらに、その下に配水管購入、それから、１９節の負担金、補助及び交付金、水道用地負担金

がございます。これをあわせますと、１億4,２５１万8,０００円になります。これは、七生地域の占用水道の解消に伴う支出でございます。日野市と東京都の協議の結果、結論といたしましては、日野市が、配水池、池でございますけれども２カ所、それから、ポンプアップ場の用地１カ所、これを用意をするということでございます。配水池２カ所につきましては、租税特別措置法の関係がございまして、東京都が用地買収をし、その費用を日野市が、負担をする、ということでございます。

これが、１９節の負担金、補助及び交付金の水道用地負担金でございます。

それから、ポンプアップ場の１カ所につきましては、借地で日野市の財政負担はございません。これらの土地の上物につきましては、東京都が、施設整備をするというものでございます。

それから、配水管の移譲でございますけれども、一部鋳鉄管がございまして、これを市が買い取りまして、都に移譲をするというものでございます。

それから、水道用地購入というのが　５７３万円ございますけれども、これは、用地の確保を予定しております中に、差し押さえ物件がございまして、競売をする土地がございます。これだけは、市が直接買収いたしまして、都に譲渡するというものでございます。

５８、５９ページでございます。民生費の社会福祉費でございます。貸付金の１００万円の減でございますけれども、住宅改良資金預託金でございます。これは、前年度の実績に基づきまして、預託をするものでございます。１００万円の減でございます。

次が６０、６１ページでございます。中段の老人福祉施設費でございます。この需用費の中で、修繕料――照明器具取りかえというのがございます。これは、中央福祉センターの照明器具が老朽化をしておりまして、先般過熱等の事故がございましたので、今回急遽取りかえる費用でございます。

７０、７１ページでございます。これは、まず健康管理費の１５節、工事請負費の減額でございます。これは、歳入の中でも御説明申し上げましたけれども、本年度の執行の割合を縮小したもので、それに伴う事業費の減でございます。

少し飛びまして、７８、７９ページでございます。道路改良費の１７節公有財産購入費でございます。道路用地６９０平方メートルでございます。

これは、新井７１号線ほかでございまして、新井７１号線といいますのは、新井の下水道処理場、浅川の流域下水道処理場から浅川を横断いたしまして、第八小学校の東側に管渠を埋設

をするわけでございますけれども、その小学校までの間の道路の建設を予定をしております。この用地の一部でございます。

少し飛ばしまして８８、８９ページでございます。教育費の小学校費でございます。教育振興費の中で、備品購入費で、図書５００万円とございます。これは、説明は一部省略いたしましたけれども、今回の補正の中で、電気、ガス料金の値下げが、本年６月からなされております。この減額を一部しておりまして、学校の電気、ガス使用料も減額をしてございます。その見返りといたしまして、小学校１校当たり２５万円、２０校でございますので、図書の充実に充てる費用の計上でございます

次のページが、９０、９１ページでございます。説明欄の最下欄でございますけれども、中学校の教育振興費、備品購入で、小学校と同様３２０万の図書の購入費がございます。これは、１校４０万円の８校分でございます。

少し飛びまして、９８、９９ページでございます。諸支出金で、土地の取得費でございます。歳入の中でも申し上げましたけれども、これは、２・２・１０号線の予定地にございます基金で取得した土地でございます。基金から７８０平方メートルをこの金額で取得するものでございます。東京都に売却する面積が、２７２.７１平方メートルでございますので、道路に沿いまして、普通財産として、５０７.２９平方メートルが、まだ残るということになるわけでございます。歳入歳出につきましては、以上のとおりでございます。

４ページに戻りまして、第２表債務負担行為補正でございます。

まず、追加でございますけれども、第七幼稚園増築でございます。これは、第七幼稚園を昭和６２年４月から４歳児のクラスを１クラスふやす計画でございます。

４月１日から使用を開始いたしますので、それまでに建設をしなければいけないということで、これは、賃貸借のプレハブ教室でございます。その債務負担の追加でございます。

それから、変更でございますけれども、生活保健相談センターで、補正後の限度額が、１１億7,１５３万5,０００円と前に比べて増額してございますけれども、これも先ほど来から申し上げておりますように、６１年度の事業を一部６２年度に回してございます。その分の金額がここに出るわけでございます。

それから、第３表の地方債の補正でございます。この件につきましても、６１年度の執行を少なくしておりますので、その借り入れ額に合わせる補正、ということになるわけでございま

す。

来年の事業完成のいわゆる期限でございますとか、事業の内容については、全く変更はございません。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　この補正額の7億4,775万円についての件でありますけれども、当然、これは、この企業の輸出が全く伸びていない、そういうところから来ているものである、と私は思うわけであります。そういう面で、これからますますこういう輸出物がだめになるわけです。そういう面で、企業からの要するに法人住民税が不足してくるわけです。これらの件で、基金の方から繰り入れているわけですけれども、やはり、この際、市役所の内部の職員とか、そういうものをやはり見直すときが来ているんじゃないか、ということを私、思うわけであります。そういうところから、やはり財政を有効に使うために、ぜひ、内部努力もお願いしたいと思います。そのあたりちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

今、天野議員さんからお話がありましたように、内部努力が必要だ、ということでございます。私どもも、これからの財政運営を図る上では、まず内部努力といいますか、内側のいわゆる改善といいますか、そういうものに最重点をまず置く、その次に応能応益負担といいますか、最小限理解できるところのそういう負担を外部に仰がなければいけないだろう、というふうに考えている次第でございます。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　市長にお願いしたいわけであります。ぜひ、今後ますます財政が、緊迫してくると思います。ということは、下水道事業その他は、お金の、予算を多額に計上する事業が、これから入ってくるわけです。そして、今、いろいろな名目で基金として積んであるその基金をこれに繰り入れる以外に、この補正予算を取る方法はないわけです。

そういう面で、ぜひ、市長みずから、こういうこのようなところの予算の伴う問題については、市長みずからより税収をより以上に使うためにも、利用するためにも、市長みずからが、的確な判断で、事業に参加できるように協力していただきたい。そういう意味で市長から一言御答弁願います。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　これまでも、その趣旨の御指摘をいただき、私も、健全財政の見地ということにつきましては、しばしばお答えをいたしております。「入るをはかって出るを制する」ということは、経営の大原則でもございますし、その趣旨にに沿って、この今回表に出てまいりました円高不況、それに伴う自治体の税収減というこの現象に、厳しく対処してまいりたい、とこのように考えております。

○議長（黒川重憲君）　　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　　実際、これは、皆さんも御存じと思いますけれども、実際、この貿易は、大幅に減少してくるわけです。そういう時期に来ているわけです。こういう時期に、私は、日野駅前の問題について、また、一般質問でもやるつもりでおりますもので遠慮しますけれども、実際、これからはぜひ、この市の行政のもう過渡期に私、来ていると思うんです。だから、ぜひ、市長自身が、やはり、この日野市のまちづくり、大きい事業を行うに当って、どう財政を確保していくか。自分が任期中に全部使い果たしてしまうんじゃなくて、いかに確保して次の方に残しておくか、それが、あなたの役目だ、と私思うわけですね。だから、そういう面で、ぜひ、よろしく今後とも財政を切り詰めて、そして、このまちづくりが、有効に進められるように努力していただきたい、と思います。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　　石坂勝雄君。

○２７番（石坂勝雄君）　　ちょっと数点、一般会計の補正予算でございますので、国で言えば、いわゆる予算委員会というのと同じような立場で考えて、少し拡大して数点質問したいと思うんですが、まず何というか、一番今回のいわゆる第４回定例会で、補正予算の中で、変わっている現象というのは、我が自由市民会議の天野議員が指摘されたように、いわゆる、いまだかつてここ二、三年にはない、いつでも何というか、棚からぼたもちのような８億ぐらいの逆に増収が減額の補正になって、いわゆる財政調整基金なり、そういう繰入金に対する減で、こう何か補っていくということになって、まず１点聞きたいのは、こういう現状の中で、今、企画財政部長のお答があったが、来年度に向かって、円高というのは、定着にしつつ、１６０円前後で定着しているやに思うが、かなり、いろいろな厳しい状態が続くんではなかろうか、とこういう中で、法人税に対する見方の問題、特に日野は、法人税のウェートが非常に大きかっただけに、今後このいわゆる財政調整基金なり、そういうものの取り崩しということが、下

水事業の進捗とともに、余計になっていくんではなかろうか、とこう思います。

そういう中で、少しそこら辺の展望も兼ねた、いわゆる去年の第４回定例会との所感的なことを、企画財政部長なり、市長からお考えを述べていただきたい、ということが１点です。

それから、行革、私は、必ずしも行革というのは、いろいろ歳出だけを切り詰めるということではなくて、日ごろの何か施策の中からしていかなければ、なかなか行革ということは、できないんではなかろうか。

これは、１点見ていると、昨日、私もちょっと聞きたかったんですが、私の何か個人的なことで、ちょっと先に失礼させていただいたんで聞けなかったので、お願いをここでしたいと思うんですが、その一番私、考えさせられるのは、このいわゆる補正予算を見ても、いわゆる窓口部門、いわゆる七生支所なり、公民館なり、いわゆる福祉の担当なり、衛生の担当、そういう手当が、いわゆる何というか、補正をされている。こういうことは、年間を通して、これからの給与体系というのは、私は、少なくとも補正をしない、いわゆる何というか、期末手当やなんかというのは、多少今、何というんですか、交渉中で、多少何かはあるけれど、しかし、当初組んだときより上がってくるというような、いわゆる社会情勢ではないんではなかろうか、とこう思います。そういう中で、一面見れば、きのうの私、行政報告の非常に何というか、教育委員会にはすばらしい教育長以下スタッフがいるのにもかかわらず、前年度を見ると、行政報告が、雑駁であったということを、そう言ってみると、逆に言えば、報告する事項がなかったんだ、時期的にまずかったんだ、ということも出てくるかもしれませんが、まず私、一番、資料を取り寄せて、いろんなことを、いわゆる教育委員会の方のことを申し上げますと、公立の幼稚園の園児募集も、どういうことかしらんけれど、２５日前後にやられたということの中で、今回の報告はない。我々は、来年に向かって、いろいろな予算要求なり、こういう教育施設の充実の問題、いろいろな角度からするのに、いつ資料が出てくるのか。いわゆる公式では、我々多少深い関係にいるから聞けるけれど、いわゆる多くの議員というのは、そういうものが、いつ、いわゆるそういう状況の把握を議員にさせてもらえるのか、私は、いわゆる会期中でも時間があるんだから、何かの報告というのは、遠慮なくやるべきではなかろうか、とこういうふうに思っております。そういう点で、そういう考えがあるかどうか。

それから、きのうも古賀議員から指摘された、この間も自由市民会議としては、企画財政部長が来て、今後の財政運営の中で、非常に何というか、いわゆる重荷になっていくのは、遺跡

調査の問題が、かなり重くなってくるんではなかろうか、といういわゆる企画財政部長の所感というか、将来展望に立った財政運営のことが申されている中で、こういう問題も、むしろ積極的にエキスパートであられる会長がやられているんだから、何かの形で、いわゆる今後の状況等を報告書でするなりさせてもらえないかどうか。その点が……。

いま一つ、こういう職員の非常に何というんですか、定数の問題が難しくなっている中で、私は、ちなみに来年度の幼稚園なり、保育園から、１年生に就園児が、非常に学校によっても格差が出てきておる。一例申し上げますと、きちっとした数量を１２月１日現在を私いただいているので、数字は申し上げませんが、いわゆる一つの卑近な例で、第八小学校は、例えば１０８人なら１０８人入る。ところが、三沢台小学校は、５５人だ。端的に見ても学区の問題の、いわゆる近くにいう一番母体校であった潤徳から分かれた関係からいっても、いわゆる、ある学校は半分だ、三沢台小学校は、第八小学校の半分だ、とこういう中で、いわゆる用務員なり、事務員の張りつけというのが、今までと同じような機械的にやっているということであるとすれば、いわゆる来年に向かっての何かの形をしなかったら、不公平ではなかろうか、さもなければ、学区の検討委員会というのが既にされて、かなり煮詰まっているやに聞いております。

そういう中で、そういう問題を今後どうお考えになっているのか。まず、以上の３点を、私、一番先に聞きたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　　お答えをいたします。

まず１点目の来年度の財政の問題でございますけれども、今回の補正で法人市民税７億５,０００万の減でございます。この補正予算を調整したのは、約１カ月以上前になるわけでございます。以降かなり情勢は、悪くなっている、というふうに見ております。来年の３月の補正も場合によっては、法人税があり得るんではないか、とそんな状況でございます。

したがいまして、そういう状況から、来年度の予算を見ますと、予算編成もかなり厳しい、というふうに、今、見ている段階でございます。

２番目は、通年予算の編成でございますけれども、過去のように高度経済成長で、税収が、伸びている時代は、定例市議会に補正予算ということもあるわけでございますけれども、現在のように減額、あるいは伸びがわずかだという時代になりますと、今後、通年予算を組んで、

補正は余り行わないような、そういう形にならざるを得ないし、また、そう努力をしないといけない、というふうに考えております。

私の方からは以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　答弁をお願いします。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　教育委員会の行政報告関係について御答弁申し上げます。

大変行政報告が、教育委員会分野についてお粗末ではないか、という厳しい御指摘と受けとめております。

確かに、幼稚園関係等につきまして、１２月の議会ですから、当然、１１月の２５、２６に募集を行って、その状況等については、御報告するのが、筋でございますけれど、１日に議案発送というような問題等を含めまして、今回の報告の中に、公立の幼稚園の園児募集、それに対しまして、各園どのような応募状況であったか等の数字等について、御報告できなかったことを申しわけなく思っております。

それから、今、御指摘の小、中学校の児童、生徒の推移、これらにつきましても、毎年６月の議会では、前年度との比較の中で、一応その年度に入学されてきた子供さんたちの数字等については、将来の見通しも含めながら、御報告させていただいているわけでございますけれど、今、御指摘のように、八小と三沢台小というような、ごく中学では三沢中学というところで、一緒に勉強する同じ学区域の小学校で、一方では、新しい新１年生が５５名程度の入学しか見られない。片方では、その倍の１０８名の入学者を抱えているということで、その辺の学区域の調整等について、何とかならないのか、というような御指摘だと思いますけれど、これらにつきましても、一応川崎街道等を基幹にしながら、それぞれの学区域等切ってもおりますし、一たんこの学区域の問題に手をつけますと、非常にこれ大きな問題にもなりますし、相当教育委員会段階では、小学校の学区域の見直し等につきましては、ある程度の試案というものができているわけですけれど、中学の生徒数の減少と絡めながら、小・中の関連を通してどういう適正な学区域をつくっていくか。今後確かに京王線沿線の、三沢台とか、あるいは程久保とか、平山台とか、こういう地区の児童数が極端に減っていく、そういう経過をたどっていくことは、御指摘のとおりで、その中で、どんな形の学区域を見直していくか、ということにつきまして、もう少し時間をお借りいたしたいと思うんです。以上です。

○議長（黒川重憲君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　ただいまの御指摘の中で、遺跡調査の関係についての報告がなかったということで、今後、その辺の状況についての報告をしたらどうか、とこういう御指摘でございます。

確かに、遺跡調査につきましては、御指摘のとおり、毎年遺跡調査がふえております。特に今年は、昨年と比べて約1億ほどふえております。3億円近い遺跡調査の費用をかけて調査をいたしております。

おかげさまで、調査体制も順調に整いまして、整備をいたしておりますので、順調に進捗しております。今後必要に応じまして、遺跡調査の状況につきましても、行政報告の中で報告させてもらいたい、というふうに考えています。以上です。

○議長（黒川重憲君）　石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　私、決して今一番目の一般会計の補正予算の中での点も、企画財政部長もいろんな点で、厳しく受け取られているので、我々の脳裏の判断で軽々なことは申し上げませんので、これ以上は申し上げられませんが、来年といえども、いわゆる税収の今の税制の改革の中でも、来年はすぐあらわれなくても、その次の63年度には、もっといわゆる減税を、いわゆる所得税なり、地方税が減税をされれば、やはり市税収入というのが変わってくるし、問題は、今の税制改革の中で、どう交付税の中で組むんだ、という問題もあると思うので、その何をもって今のハードな面をやっていくか、ということの財源の検討が、来年の予算編成に向かってのいわゆる重要なかぎになるんではなかろうか。我々みたいな者が老婆心で申し上げては失礼なんですが、万遺漏ないような体制の来年に向かっての予算を組まれることを望んでおきます。

それから、今、私が、教育長、今、御答弁になった一つの例として、私、こういう行政報告というのは、よく市長が行政報告されて、助役がいないから、収入役以下は文書のとおりです、とこうくるわけです。議員というのは、余り私を初め、皆さんは別ですけれど、その何というか、なかなかこういう場で報告を受けないと、なかなか勉強するということはできないので、大変であろうと思うんですが、いわゆる費用も多少かかるかもしれませんが、その何というか、そういう文書にした資料というものを我々になるだけ配っていただくことが、我々のいろいろな至らん頭に入ってくるんではなかろうか、とこう思うんです。

そういう1点で、今、一つの例を挙げた幼稚園の募集時期の問題なんかも、もっともっと

その何というか、大体もう今のずっと私、１０年も先のことは言いませんが、少なくとも、四、五年ぐらいの展望を見ると、きのうですか、いわゆる千代田自動車の跡地の問題を人口が、こんなにふえても学校等には影響がないんだ、というような見解を都市整備部長が、申されているように、どこのところが、やや人口がふえて、どこのところが、いわゆる減っていくんだということは、学校の名前をあげれば、川の南側の三沢台小学校、いわゆる程久保小学校、平山台小学校、潤徳も含まれるかもしれんが、これはもう必然的にそうふえる傾向ではないという、大幅に減るか、やや少しずつ減るかということが、もうはっきりしているんです。

それと、これは、私も別に私のそういう論者ではないんだが、臨時教育審議会等でも、むしろ、学区というのは、小、中でそんなに何というか、びしゃっと升にはめ込んだような学区ということではなくて、いわゆる何というか、昔で考えれば、潤徳と平山の学校から、みんな母体校によって、いわゆる百草台小学校と高幡台小学校だけは、団地ができたということで、そこへできてきたんだが、あとは母体校によっていわゆるふえていったということを見れば、そう学区の遠近というのは、私は、そんなに父兄がたまげるほどではないんではなかろうか、とこう思うんです。そういう点で、教育長は、非常に学区の変更等は云々だと言うけれど、実を言うと、三沢台小学校、第八小学校の学区を切るときに、三沢の人も何というか、非常に理解を得られなかった。それから、百草の一部も今もって第八小学校へ行っている。落川の道路から、いわゆる南側でも、川崎街道の南側でも第八小学校へ行っている。こういう何というか、ちょっと、常識では考えられないあれを引いているわけですね。そういう点をだれかの時期に、だれかがやらなきゃ、やっぱり何かできないもので、なるだけその父兄の不満があることは、よけて通るんだ、ということであれば、いつでも格差というのは、自分は、いわゆる片方は１００人で、片方は５０人というのは直せないんではなかろうか、とこう思うんです。

その辺の教育長、まあ、何というか、日野の教育行政は、冠たるものだ。ただ、私は、それで半分だから、いわゆる用務員なり、事務員を逆に半分でいいんだということで、学校が納得されるかどうかということですよ。我々が単純に考えると、そういうことを引かざるを得なくなるんですね。そういうことが、やっぱり配置転換によることが行革の一つになってくるので、私は、人員をいきなり切れということの前に、その見直しから入っていくべきではないか、とこういうことを考えるんですが、それに対して再度お答え願いたいと思うんです。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　お答え申し上げます。

今、御指摘のとおり、確かに各小、中学校非常なバランスの上では、大規模校と言われるような学校、あるいはかつては相当数の学級を抱えていながら、現在は、教室が１０も１２も余っているような学校と、そういうようなアンバランスの状況が、生じていることは事実でございます。

一応、今、学区域の問題になりますと、先ほども申し上げましたように、単にその児童生徒数の問題だけでなくて、それに伴う地理的な条件等、そういうものを加味しながら、また、できれば小、中の連携、こういうものをこの学区域の中に、きちっと確立しながら、対応していきたい。少なくとも、やはりそういう方向づけができましたらば、市民の方に、その内容を事前に公にして、相当期間の討議を経た上で、学年進行等の方法をとりながら、是正していくよりか方法はないんではないか、とこんなように考えているわけなんです。

今、御指摘のとおり、確かに、学校の中で、非常にアンバランスがあるということは　できれば、是正したい、とそういうことに関しては、全く同様でございまして、ただ是正することによって、逆の地理的な条件の中で、無理を生ずるような是正の仕方を行ったとしたら、大変物議を醸し、逆にその適正な学区域というものが、かえって混乱するんじゃないか。その辺は、慎重に見きわめながら、対応していきたい、とこう考えております。

○議長（黒川重憲君）　　石坂勝雄君。

○２７番（石坂勝雄君）　　これで最後にしたいと思うんですが、教育長、非常に何というか、失礼な言い方かもしれませんが、だれかがそういうことをやらなきゃならないんですね。だれかのときにね。そういう点では、私、何というか、教育の問題というものは、教育改革と言い出して、すぐ１０年かかるというんですね。学区の問題というのは、私がこういうことを議会で問題を提起して、そんなのは余りほめられないんです、実を言うと。少なくとも二、三年かかるんじゃなかろうか、とこう思うんです。それをその担当にいるいわゆるその部局が、何というか、引っ込み思案もし、しているというふうになると、いわゆる３年が６年になるんではなかろうか。そういうときに、また、そういう人員が出たときに、じゃあ、あそこは要らないぞ、というようなことができるかどうか、ということの方を余計憂うんです。私が言うのは。その辺の見解なんです、私が言うのは。

それと、いま一つ、よく今までは人口が多いときには、適正規模の学校というのは、６５０

人から７５０人ぐらいだ。ここへ入ってきて、ずっと少なきゃ、いわゆる田舎の過疎なら、どうかしらんけれど、いわゆる何というか、こういうある程度都市化の中の小学校は、まあ、少なくとも、仲田小学校は、最初から発足のときから、これは、ちょっと私も日野で、類例がない人数だったんですが、いわゆる何というか、なるだけなら４５０人なり５００人は切らないようなことが、適正規模の学校だ。これは、多いときだけ６５０人から７５０人だといって、今度少なくなりゃ、少なきゃ少ないでもいいんだ、ということでは、ないんではなかろうか。いわゆる校長さんなんかに聞くと、いわゆる二クラスでも三十五、六人いる二クラスと、いわゆる二十七、八人の二クラスでは、もし、６年生になってくると活力の問題にそれこそなる。いゆる運動会や何かいろんな催し物、そういうことも聞かないわけでもないんです、私は。それは、もう目先に来るわけですよ。いまもう３年生が減っているんだから、そういうことは、教育長のいろんな心配されて、いわゆる、かなめになっている教育長が、もし、そういう弱気でいたら、周りの一般市民というのは、なるだけ近いところ、便利なところへ行こうとかということに釈度が出ると思うんですが、それでは私は、困るんではなかろうかというんで、何かの早くやっぱり、そういうことのいわゆる話し合いというか、コンセンサスを得る段階の機構をつくって推し進めていかないと大変ではなかろうか。適正規模の学校の件について、教育長ちょっといま１回答えてもらいたい。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

今、御指摘のとおり、学校によっては、将来２００台も辛うじて維持するような学校ができてきた場合に、そういう小規模校をそのままにしておいていいのか。もともとその学校ができた時点で、母体校になった学校と再び合併しても十分受け入れられるぐらいの施設を母体校そのものが持っている。こういう状況の中で、２００台を辛うじて維持できるような学校規模になってきた時点で、その学校の廃校問題等が話題に上がってくるときには、これは、やはりその学区域の地域の父母の方たちは、とても少なくとも、この西多摩の山の奥の方の児童数、本当に十数名というようなところの学校とは違って、仮にも１５０とか２００の子供が通っている学校であるということになりますと、廃校問題ということは、とても口に出して言えるような簡単な問題ではない、ということは、重々承知しております。

そうしますと、今、石坂議員さんの方から御指摘のように、逆にある程度それらの学校の活

力、確かに、いろいろな学校行事等をやる際にも、一定の規模の児童生徒数が存在するということ、このことは必要なわけでございまして、そういう意味から、逆にそういう小規模校の学区域を、ある程度広げることによって、一方、比較的児童数が多い学校から、そちらの方に児童を移しかえていく、そういう作業をやっていかなくてはならないということ、このことにつきましては、単に今いる学校が、便利だからとか、あるいは通うのに非常に交通の面で危険度が少ないからとか、そういう問題だけでない要素も加味しながら、その学区域という問題は考えていかなくちゃならない。十分そのつもりで取り組んでいくようにしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

福島敏雄君。

○８番（福島敏雄君）　この補正予算の骨格につきまして、お二方から質問と提言があったわけですけれども、かなり類似しているわけですけれども、市側の基本的な考え方についてお聞きをしたいと思います。

私は、市長答弁の中でも、厳しく対処をしている、それから、企画財政部長も、絞るものは、まず内側で最重点に、こういうような御発言がありました。

しかし、私、これを見まして、私の家庭を見ても、その対応でしゃべらせていただきますと、安易に貯金を早くおろし過ぎたな、という感じがするわけです。一般家庭を見まするれば、本当に節約するものがもっとあるんじゃないか、というところで節約をして、しょうがない、足らない部分を貯金をおろす。だから、貯金というのが、この財政調整基金、こういうものに当たると思うんですけれども、大変失礼な言い方になるかもしれませんけれども、この補正を組むに当たって、この財政の、特に法人市民税を中心にして、税収の落ち込みが、短期だけではなくて、長期的にも予想されるという中で、今１２月補正をする段階で、それぞれの職員に削れるものは削れ、という指示ぐらいは出したのかどうか。

私が、この３月議会から指摘をしておりますけれども、９月の議会でも指摘をいたしましたけれども、円高ということについては、メリットもあるはずだ、とこういう話をしております。

ここで、三角印を見てみますと、電気とガス代、これっきりないわけです。私は、この電気とガス代だけではなく、要するに油が大幅に値下がりをしている。それで、３月の議会でも指摘をしたんですけれども、大体小、中学校だけで、Ａ重油を１億円ぐらい買っていると思うんです。それで、当時のＡ重油の値段が、１リットル恐らく７０円ぐらいで市が買っていたと思いますけれども、今、恐らく１リットル３０円台で買っていると思います。したがって、４割近くは私は安く買っているかと思うんです。したがって、小、中学校のＡ重油代１億の４割、4,０００万円は、ここではもう削った形で、それを計上して、貯金はおろさない、ということもできると思うんです。さらには、下がり方が少ないとは言いながら、市役所庁舎は、相当要するにガソリンも使っているわけです。ガソリン代も値下がりをしているんだと思うんですけれども、今、この時期で、ガソリン代が、当初よりどのくらい下がるかというようなことを計上して、できるだけそれも減らす、しょうがないから、財政調整基金を繰り入れる、こういったようなことが、この一般会計の補正予算からは読み取れないわけですけれども、言葉では、内側を最重点に絞る、厳しく対処したい、こういうことなんですけれども、その言葉と具体例とがつながらないというのが、非常に残念な感じがするんですけれども、御見解をお聞きをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。内部の努力でございますけれども、確かに御指摘がありましたように、今回の補正につきまして、各般にわたりましての減額はございません。しかしながら、数回、内部の部長会議といいますか、庁議の中で、経費の大小を問わず、節減、冗費の節約をしてほしい、ということを絶えず私は、言っているわけでございます。執行率を上げるということは、過去には、一つの成果としてあったわけでございますけれども、必要な執行率は、上げなきゃいけないけれども、節約できるところの経費の節減、執行率の低減というものは必要なわけでございますので、そういうことについては、努力はしております。

いずれ３月の補正の段階で、御報告をいたしたい、というふうに考えております。

今、御質問の後段で、燃料費等の問題がございましたけれども、私どもが今手元に持っている資料で申し上げますと、電気料が、これは一般会計でございますけれども、当初予算の計上額が５億１００万円でございます。それから、ガス代につきましては、9,３００万円、あわせ

まして、電気、ガスの計上額が、５億9,４００万円でございます。

それから、燃料費でございますけれども、これは車両のガソリン、それから、クリーンセンターの燃料、小、中学校の暖房費、これを含めまして１億1,８００万円でございます。私ども理論的に数字ではじく中では、電気料の関係がございますけれども、６月からの値下げでございまして、これが、約９％でございます。したがって、これから算出いたしますと、電気料が3,７６０万6,０００円ぐらいは浮くだろう、というふうに最終的には見ております。今回の補正につきましては、電気料は1,８００万円でございます。ただ、この中で、クリーンセンターの電気の使用料が、１億5,７００万円ございます。これは、新炉の建設等も関係いたしまして、このクリーンセンターの電気の使用料については、手をつけてございません。仮に９％のマイナスがございますれば、1,４００万円のいわゆる差益ということになるわけで、およそこの3,７００万円にはぴったりはつきませんけれども、かなり近い数字になってくる、というものでございます。

さらには、ほかに小さい予算計上額がございますので、その辺につきましては、後日に持ち越したということでございます。

それから、ガスにつきましては、１０％の値下げを見ておりまして、9,３００万のうち、およそ７７０万円を見ております。今回の補正につきましては、６７６万9,０００円を減額しているわけでございます。まだこの数字につきましては、節約もプラスされるわけでございますので、増加するだろうというふうに見ております。

燃料費につきましては、今回は、一部火葬場の燃料費だけ減額してございますけれども、その他につきましては、もちろんこの単価の減と、それから、節約が今後出てくるわけでございますので、この辺につきましては、あるから使うということではなくて、十分趣旨を徹底いたしまして、予算の執行を抑え、剰余金として出したい、というふうに考えている次第でございます。

○議長（黒川重憲君）　福島敏雄君。

○８番（福島敏雄君）　確かに、今の企画財政部長の答弁で、私は、理解をできるわけですけれども、こうした節約とか、残すとかいう内に向かって絞るとかいうのは、これは、精神面を職員の皆さんが、実感として感じる、これが、一番重要なことだと思うんです。

したがって、この１２月補正の段階で、貯金をおろすことを先にするんではなくて、もっと

節約できるもの、このままの事業量で節約できるものは何か、という洗い出しをして、本当に絞った形で足らない分をこの繰り入れ財政調整基金でおろさないと、職員の皆さん方に全然徹底していない。これは、最終的に剰余金が出たら、それをまた次の年度に繰り越しますよ、ということは、金額は合うかもしれませんけれども、職員に対する訓練と言っちゃ失礼ですけれども、そうしたことを身につけさせるということからいったら、全然役に立っていない。要するに普通の研修をするよりも、オンザジョブトレーニングと私、前に言いましたけれども、仕事を通じた中で訓練をする、このことなどが、非常にいいテーマだったと私は思うんです。

非常に今、財政部長の答弁で、ひっくり返しになっていますので、非常に残念です。今、この１２月の補正をそういう考え方でやらなかったら、石坂議員も指摘をしておりましたけれども、６２年度予算編成に全然生きてこない、そういう感じがするんです。

そういう意味で、私は非常に残念な気がいたします。幾らそのうちに向かって絞る、厳しく対処する、こういっても、実際に予算を積み立てていくのは職員ですから、職員の末端までに、そういうものを浸透させる、そういうことが、どうしても必要だということで、私は、この財政調整基金、要するに個人でいう貯金を早くおろし過ぎた、ということを感じておりますので、ぜひ、今からでも遅くないと思いますので、結果として、これだけ余ったというんじゃなくて、みんなの職員の努力で余らしたんだ、というそういう成果を、ぜひ、これから出していただきたい、これを要望して終わります。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　ただいまの福島議員の指摘、もっともだというふうに思います。それに加えて財政部長に質問をしたいと思いますが、来年の予算編成の基本方針といいますか、ということで、いろいろ懸念をしますので、お伺いするわけでありますが、これまで事業計画があって予算が立つ、事業規模と予算規模が一致してきたわけであります。しかし、本年度は、このただいま審議されているように、７億５,０００万というずれが出てきた。昨日、私は、財政部長に、財政の長期展望というか、そういうことで質問しましたけれど、満足のいく答弁いただかなかったわけでありますが、この事業規模と予算規模のずれは、今後ますます出ていくという、そういう傾向にあろうかと思います。

経済の専門家じゃありませんから、円高基調が果たしていつまで続くのか、その見通しは、非常に難しいんですけれども、しかし、大方の予測では、かなり長期にわたって、しかも、こ

れが円安というふうな形に果たして戻るのかという、そういう見通しも立たない、そんな状況にあろうかと思います。そういう中で、今回、今、福島議員が指摘したように、予算が足りなくなったから、この財政調整基金を取り崩して、それであてがう。今年度は、そういうことでやむを得ない。しかし、来年、再来年、この貯金は、これは限度があるわけでありますし、この事業規模をそのままで、あるいは新規な事業がふえている。そういう中で、予算、歳入の面を一体どのように対応していくのか。私は、基本的にそのとらえ方を変えて予算編成をしていかなきゃ成り立っていかないんじゃないか、と懸念するわけでありまして、大幅に個人市民税を増税するのか、あるいは事業の見直しをして、事業規模を縮小していくのか、今議会においても、きのう、私、質問しましたけれども、大変結構な予算措置を伴う福祉条例の提案がされているわけであります。そういったこの審議もしなきゃならない、そういう状況の中で、私どもが、判断を誤っちゃいけないから、企画財政部長に、その辺の財政の見通しとか、そういったものを、質問したかったわけでありますが、きのうは、そういうことで満足をいただく答弁をいただかなかったんです。先ほど、石坂議員の質問に対しては、大変素直に答弁されたようでありますが、今後、貯金には限度がありますし、行政改革、職員の数を減らすとか、そういうことは、もちろん、それから、福島議員が言ったように庁内の節約、これは、もう、既に取り組まなきゃならないことですし、また、今後もやらなきゃいけないことですけれども、しかし、それだけでは到底もうおぼつかない。政策の見直し、そういうことも、事業規模の縮小とか、見直しもしなきゃならない。抜本的な取り組みを変えていかなけりゃ予算編成はできないんじゃないか。財政運営はできないんじゃないか、こういうふうに懸念するわけであります。いつまでもいつまでも、この事業規模と予算規模のずれを、この貯金で埋めるというわけにはいきませんわけですから、その辺のところを、この来年、再来年、当面の予算編成の基本的な取り組み、そういったことについて、ひとつ、財政部長、私どもこう心配しなくて済むような方針というか、指針を示していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　先ほども、法人税につきましてのごく大ざっぱな見通しを申し上げたわけでございますけれども、今の時点で、長期的には、判断はできませんけれども、６２年度につきましては、かなり深刻な状態だろう、というふうに見ておるわけでございます。

それから、あと一つは、今、中央政府で話題になっております税制の改正でございます。これが、６２年、６３年、どういう形で地方自治体に及ぼすか、ということが、かなり関心の強いところでございます。６２年以降の本市の財政面につきましては、この法人税の問題、さらには、この法人税がこういうことになりますと、住民のいわゆる個人の市民税に対しましても、若干の影響も出てくるだろう、というふうな見方もしているわけでございます。税制の今後の成り行き等も踏まえまして、来年度の予算の編成に臨んでいきたい、というふうに考えている次第でございます。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　市長に、一言ひとつ御答弁いただきたいんですが、この歳入の見通しというのは、大変厳しい状況にある。そういうことは、どなたも一致するところだと思うんですが、したがって、これまで進めてきた政策、特に、いわゆる私どものサイドから言わせれば、人気取り政策、というふうなものもあるわけでありますけれども、そういう政策の見直しもしなきゃならない、そういう状況にあるんではないか、というふうに思うんですが、この事業規模についての市長の基本的な考え方、これをひとつ御答弁いただきたいと思います。示していただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　事業規模は、ことしの歳入が、見通しどおりいかなかったということも、今後のこの影響を十分考えなければなりませんし、見直すべき事業についても、真剣に検討しなければならない。こういうことは、突然ではありませんけれど、生きている財政事情でございますので、十分この前後矛盾のないようにやっていかなければならない、とこんな決意でおるわけであります。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　前の何人かの方の質問と関連をして、お聞きをいたします。

ことしの４月に急激な円高による波から、中小企業等の救済を目的に政府が総合景気対策を定め、さらに、今、話題になっております、円高による差益の還元の効果を、具体的な形であらわすために、５月にさらにその対策に追加をして、この約１兆円以上の差益還元が決められて、今、それが実施をされ、きょうここに提案をされてきております、いわゆる電気、ガスの料金の値下げ、それによる還元ということが行われているわけであります。

今回、円高の差益の還元を、学校図書の購入ということで、市民に対して、具体的に還元が行われているわけでありますが、一方では、今、話題になっておりますように、市民税の法人分が、７億5,０００万円も歳入の欠陥を示すということで、この歳入欠陥の穴埋めをどうするのか。そして、それでは、一方における、この電気、ガスの料金の引き下げによるこのメリットを、市民に対して、いかに還元をしていくか、というこのバランスの取り方が、問題だろうと思うんです。今回、具体的には中学校に３２０万円、そして、小学校に５００万円ということで、合計８３０万円が、この差益還元ということで、図書の購入費に充てられているわけですが、いわゆる円高の効果を市民に対して還元をするというのは、これで一応終わりなのか。今後も何か形を市民に対して行われる、そういう予定があるのかどうか。

並びに、それをやらないとすれば、当然、この法人市民税の歳入が期待できなくなった分に対する穴埋めに当然充てざるを得ないと思うんですが、その辺の今後の見通しをいかにお持ちなのか、お尋ねをいたします。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　市民への電気、ガス等の料金の円高差益の還元でございますけれども、現在、考えておりますのは、小、中学校に図書費として、還元をということで、それ以外には考えておりません。

新聞報道その他で、印象としては、円高で各自治体が、電気、ガス料金の値下げで潤っているような、そういう印象を実際には受けるわけでございますけれども、財政トータルで考えますと、決してそういうわけにはいかないわけでございます。

本年の当初予算で、電気、ガス税の予算計上をしてございます。予算計上は、前年度対比0.０２％ですか、予算計上にとどめてあるわけでございます。

通常でいきますと、前年決算対比８％ぐらいの税の伸びが、あるわけでございます。当初から、予算の８％の伸びは見ていなかったから、電気、ガス税の歳入欠陥は、実際にはないわけでございますけれども、ある意味では、この８％が伸びないということで、この財源が補正として出てこない、ということもあるわけでございます。

したがって、予算の支出の中で、円高差益の問題、それから、収入の中でのそういった前年対比８％の伸びがないということを考えますと、プラス・マイナス市の財政にかかるメリットといいますか、そういうものは実態的にはない、というふうに考えているわけでございます。

したがって、当初申し上げましたように、市民への円高還元といいますのは、小、中学校の電気等のいわゆる減額分、これの約６０ないし７０％ぐらいに当たるかと思いますけれども、その金額を図書費に充てた、ということでございます。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第１１５号、昭和６１年度日野市一般会計補正予算（第４号）の件は、歳入全般及び歳出のうち、議会費、総務費、諸支出金、第２表債務負担行為補正、第３表地方債補正を総務委員会へ、歳出のうち、民生費、衛生費、消防費を厚生委員会へ、歳出のうち、農業費、土木費を建設委員会へ、歳出のうち、教育費を文教委員会へそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

これより議案第１１６号、昭和６１年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第１１６号、昭和６１年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第２号について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和６１年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第２号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ8,５３６万7,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を３２億5,３７１万3,０００円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（中村亮助君）　それでは、ただいま上程になりました議案第１１６号、昭和６１年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第２号につきまして、御説明申し上げます。

本補正予算につきましては、当面必要な医療費等に充当するために、最小限度の額の補正を

お願いするものでございます。

御存じのように、先般の７月の臨時会におきまして、国保の税金につきましては、税率限度額の引き上げをお願いし、御承認をいただいたわけでございまして、この財源が約２億5,000万ほどでございます。したがいまして、この財源をもとにいたしまして、今回最小限度の額を補正をさせていただくというものでございます。

主なものにつきましては、医療費等の経費に充てるものでございます。ただ、今後の医療費等の推移の見きわめにつきましては、年度末の３月までには、まだ適正なものが出てまいりません。したがいまして、今、申し上げた２億5,000万を本来ならば、歳入に補正いたしまして、それに見合う歳出を組むわけでございますけれども、今回の補正につきましては、一応8,300万ほどの最小限度の補正額にとどめさせていただいたわけでございます。予算書の６ページ、７ページに記載されておりますとおりの歳入の額でございます。

それから、歳出につきましては、予算書の８ページ以降に１５ページまで記載をいたした内容のとおりでございまして、その歳出の各費目につきましては、医療費、あるいは一部人件費等の必要経費でございますので、詳細説明を省略させていただきたいと存じます。

大変簡単でございますけれども、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第１１６号、昭和６１年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第１１７号、昭和６１年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）、議案第１１８号、昭和６１年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第３号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第１１７号、昭和６１年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第３号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和６１年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第３号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ３億8,５７２万9,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を３１億2,６８８万3,０００円とするものであります。

議案第１１８号、昭和６１年度日野市下水道事業特別会計補正予算第３号についての提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和６１年度日野市下水道事業特別会計補正予算第３号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ３７７万4,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を３１億4,０８０万9,０００円とするものであります。

以上の２議案につきまして、担当部長に説明いたさせますのでよろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、ただいま提案のございました議案第117号、昭和６１年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第３号につきまして、詳細を御説明申し上げます。

ただいま提案のございましたように今回の補正額は、歳入歳出とも3億8,５７２万9,０００円でございます。

事項別の明細書に基づきまして、御説明申し上げます。

まず２４ページをお開きいただきたいと思います。歳入のうちの国庫支出金でございますが、まず国庫の負担金でございます。明細に記載してあるとおり、１・３・１号線の公共施設管理者負担金を国から負担をいただき、歳入として計上いたしたものでございます。これは、区画整理事業によりまして、１・３・１号線の用地をあけておりますが、それに見合う用地費を歳入としていただいておるものでございます。

その下の国庫補助金でございますが、まず万願寺につきましては、基本事業費、これは、補

助対象の５５％、その下の地方道路整備臨時交付金でございますが、これは５０％、それから豊田南区画整理事業でございますが、これは、基本額の５５％、それぞれを国庫補助金として、いただいておるものでございます。

次のページの都補助金でございますが、万願寺並びに豊田の南の区画整略事業、それぞれ国の裏負担として、東京都から歳入をいたすものでございます。

次のページの２８ページでございますが、繰入金でございまして、これは、一般会計からの繰り入れでございます。

次のページは、繰越金。前年度からの繰越金でございます。

それから、３２ページでございますが、諸収入、保留地の処分金でございます。万願寺の区画整理事業として、初めてここで処分を行ったものでございますが、面積としては８１平米でございます。日野水産株式会社に対しまして、付保留地として処分を行ったものでございます。

次３４ページ以降は、歳出でございます。まず一般管理費の中の委託料でございますけれども、西平山地区の区画整理を実施するために、現在事業を進めておるところでございますが、そのうちの３３ヘクタールを追加いたしまして、現況測量等を行う経費でございます。

次３６ページは、まず事業費の委託料でございますが、新都市建設公社へ委託するものでございます。

その下の補償、補てん及び賠償金でございますが、一番上の建物移転補償、これは、当初１０１棟を予定いたしましたが、１１８棟移転が可能になりましたので、１７棟分をふやしたものでございます。

次は３８ページは、これは豊田南に対する業務委託を新都市建設公社へ委託する経費でございます。

以上区画整理関係を終わらせいただきまして、次が、議案第１１８号の昭和６１年度日野市下水道事業特別会計補正予算第３号でございます。市長から提案のございましたように、歳入歳出とも今回の補正額は、３７７万4,０００円でございます。

まず歳入関係は、前年度からの繰越金でございます。

次は４８ページ、歳出でございますけれども、下水道事業の推進のための総務費のうちの給料等の経費、あるいは管きょ管理費の中の需用費として不足するもの、こういったものを今回補正いたしたものでございます。

次は予備費でございます。この予備費を減額いたしまして、それぞれの経費に充てていった、という内容でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について、御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第１１７号、昭和６１年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）、議案第１１８号、昭和６１年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第３号）の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第１１９号、昭和６１年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）、議案第１２０号、昭和６１年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第２号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第１１９号、昭和６１年度日野市立総合病院事業会計補正予算第１号について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和６１年度日野市立総合病院事業会計補正予算第１号であります。

補正予定額は、収益的収入及び支出それぞれ８９２万6,０００円を追加し、２４億6,６５１万4,０００円とするものであります。

議案第１２０号、昭和６１年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第２号について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和６１年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第２号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ４２７万9,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１５億4,３１８万5,０００円とするものであります。

以上の２議案の詳細につきましては、担当部長に、それぞれ説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（大貫松雄君）　それでは、議案１１９号、昭和６１年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）の詳細説明をいたします。

補正予算書の５８、５９ページをお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出のうち、収入でございます。目の３、都の補助金でございますけれども、この内訳としまして、市町村公立病院運営費８１０万、これは、ベット１床当たりの都の補助金でございまして、当初１床当たり６５万円を計上いたしました。それが、１床当たり７０万円に確定されましたので、その差５万円の１６２床分８１０万円を計上するものでございます。

それから、その下の院内保育事業運営費８２万6,０００円でございますけれども、これは、従来は児童数が常時６人以上を対象としてございましたけれども、今年度から児童数が３人以上というふうに枠を広げました。そういうことで、院内保育事業運営費８２万6,０００円を計上いたし、補正予定額８９２万6,０００円をお願いするものでございます。

それから、支出でございます。支出の目の２材料費でございます。これは、診療に使用するところの材料でございますけれども、年々開発等されまして、それらの購入費用でございます。

それから、３の経費の節の修繕費でございます。これは、予定外の修繕としまして、４５年に設置をしました発電機１基分の修理でございます。それと、手術室の外科用のイメージ、これは、レントゲンと同じようなものでございまして、それの管球です。それとオーバーホール、修繕したという費用でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　水道部長。

○水道部長（永原照雄君）　水道部長でございます。

議案第１２０号の日野市受託水道事業特別会計補正予算の第２号につきまして御説明申し上げます。

６５ページをお開き願いたいと思います。市長からも提案理由にございましたように、歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ４２７万9,０００円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を

それぞれ１５億4,３１８万5,０００円としようとするものであります。

次に歳入に関してでございます。６６ページ、６７ページをお願いいたしたいと思います。

水道事業の委託金でございまして、４２７万9,０００円の追加で、これは、歳出に見合う金額を都から委託してくるものでございます。

次に歳出でございますが、６８、６９ページをお開き願いたいと思います。

目、１の浄水費で３５万円の追加でございます。これは、説明にもございますように、日野旭が丘給水場の自家発のエンジンの調子が、ちょっと悪うございますので、これの修繕料の35万円でございます。

次に受託事業費でございますが、２１２万8,０００円の追加で、この内訳は説明にございますように、給与関係の増、これは、７０、７１ページに明細書がございますが、人事異動に伴いまして、この追加が必要になった、というものでございます。

次に業務費でございますが、１８０万1,０００円の追加でございます。この内容は、役務費の郵送料１７５万円の追加、これは、収入金の電算事務を７月から都の方でやってくれる予定でございましたが、これが１０月に延びましたので、その間、市が持たなければならない。市の方で納入通知書を送付しなければならない、ということでございまして、約３万1,０００件の郵送料でございます。

それから、専用水道の都水きりかえに伴うＰＲが必要になっております。検針をどのように行うか。また、納入方法はどうか、というような変更のお知らせ分の郵送料１３万2,０００円を見込んでおります。

次に保険料でございます。これは、まことに申しわけないわけでございますが、事務の手違いで、保険料に５万1,０００円の不足を来すようになりましたので、ここで追加をお願いするものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　病院事務長の御説明の中で、修繕費のところで、手術室のことを御説明いただきましたが、「かんきゅう」とか、「イメージ」というようなお言葉があったんですけれど、どういうことか、どういう字を当てるのか、内容が、ちょっとわからないんですが、もう一度御説明いただけますでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　病院事務長。

○病院事務長（大貫松雄君）　それでは、修繕費の中の一つは発電機、それから、そのほかには手術室の外科用のイメージという機械がございまして、そのイメージというのは、要するにレントゲンと大体同じような機械でございまして、そのレントゲンの要するに管球といって、管理の管に、それから電球の球、球なんです。その管球をある程度の時間が切れますと、かえなければいけません。そういうふうなその球のかえと、それから、オーバーホール、それをいたした、ということでございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第１１９号、昭和６１年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）、議案第１２０号、昭和６１年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第２号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第１２１号、昭和６１年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第１２１号、昭和６１年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第２号について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和６１年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第２号であります。

補正予定額は、収益的収入及び支出それぞれ６８万9,０００円を減額し、収益的収入及び支出の総額を2,９７４万3,０００円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　生活環境部長。

議案第１２１号、昭和６１年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第２号）について、

御説明をいたします。

恐縮でございますが、実施計画書によって御説明いたします。７６ページ、７７ページをお開きいただきたいと思います。

補正の内容は、農作物並びに業務勘定についてでございます。７６、７７の農作物共済勘定につきましては、補正の理由が、昭和６１年度の農作物無事戻金を交付するため及び事業推進に伴う計数整理の補正でございます。

財源といたしましては、農作物特別積立金と６目にございます農作物連合会特別交付金、これによって手当てをいたします。

それから、支出の方をごらんいただきたいと思います。

昭和６１年度の農作物無事戻金は、この後、議案第１２５号でお願いをいたすことになります。

それでは、ページをめくっていただきまして、７８、７９ページをごらんいただきたいと思います。

収入では受取補助金のうち、国、都支出金が、額が決定をされまして、前年実績に5万3,000円を増額いたしまして、業務引当金の戻し入れ、３９万9,０００円を計上することによりまして、一般会計の補助金を３５万2,０００円減額補正となります。

業務勘定全体では、１０万の増額補正となります。

支出の面では、１１節、備消品費、これに１０万円の増額補正をお願いいたします。

卓上ワープロの導入によりまして、事務の合理化を図ってまいりたいと思います。

以上、御説明を終わります。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第１２１号、昭和６１年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第２号）の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第１２２号、昭和６１年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第１２２号、昭和６１年度日野市老人保健特別会計補正予算第１号について提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和６１年度日野市老人保健特別会計補正予算第１号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ7,０１７万3,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を３２億3,７４７万5,０００円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは、昭和６１年度日野市老人保健特別会計補正予算第１号について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出におきまして、医療諸費のうち、柔道整復などの療養費が不足いたしましたので、６２６万4,０００円を補正し、また、審査支払手数料が値上がりいたしましたので、その手数料の補正を７８万7,０００円お願いするものでございます。

また、一般会計の繰出金、これは、６０年度の精算分でございますけれども、繰越金等6,３１２万2,０００円を歳出するものでございます。また、それに見合う歳入といたしまして、それぞれ医療費６２６万4,０００円の医療費交付金といたしましては７０％、また、国からの医療費負担金としては２０％、また、東京都の民生費負担金といたしましては５％、一般会計繰入金等は5％プラス調整分をあわせまして補正をいたすものでございます。

また、審査支払手数料につきましては、歳出相当分７８万7,０００円を歳入として見込むものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第１２２号、昭和６１年度日野市老人保健特別会計補

正予算（第１号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第１２３号、日野市立日野第四中学校給食室建築工事請負契約の締結、議案第１２４号、日野市立日野第四中学校給食室給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案の理由を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第１２３号、日野市立日野第四中学校給食室建築工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市立日野第四中学校給食室建築工事請負契約を締結するもので、地方自治法第９６条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案をするものであります。

議案第１２４号、日野市立日野第四中学校給食室給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市立日野第四中学校給食室給排水衛生空気調和設備工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第９６条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

失礼いたしました。議案第１２３号につきまして、欠落した部分がございますので、追加いたします。

本件につきまして、入札の結果、２億１００万円で、日野大野・建友建設共同企業体が落札いたしました。

なお、議案第１２４号につきましては、入札の結果、１億1,２５０万円で、竹村総合設備株式会社が落札いたしました。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいた

します。

○議長（黒川重憲君）　　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　御説明申し上げます。

議案第１２３号、日野市立日野第四中学校給食室建築工事請負契約の締結についてでございます。

この工事は、現場説明を１１月１０日にいたしまして、入札を１１月２１日にいたしました。

入札の結果は、２ページにあるとおりでございます。第１回の入札におきまして、日野大野・建友建設共同企業体が、２億１００万で落札いたしました。

契約方法につきましては、指名競争入札でございます。

工期は、契約の翌日から昭和６２年９月３０日、ということでございます。

契約の相手方は、日野大野・建友建設共同企業体、構成員は、代表者、東京都日野市日野本町四丁目１１番地の３、株式会社、日野大野、代表取締役・大野和久でございます。

それから、３ページでございますが、工事の概要でございます。この工事は、鉄筋コンクリート造の地上２階建てでございます。１階は、そこにも書いてあります、調理室、食品庫、下処理室です。そのほか２階におきましては、食堂で、これは４００人の食堂でございます。配膳室、職員更衣室ほかでございます。敷地面積につきましては、１９,２６０.６５０平米でございます。１階の面積はトータルいたしまして、廊下を含めまして、そこにありますとおり６３６.４７５平米でございます。２階は６５１.５６６平米で、床面積1,２１８.２平米でございます。渡り廊下を取りまして、合計トータル床面積1,２１８.０３５平米でございます。

以上概略でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

続きまして議案第１２４号でございます。日野市立日野第四中学校給食室給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結でございます。

これにつきましても現場説明は１１月１０日、入札を１１月２１日に執行いたしました。２ページのところにあるとおり１０社におきまして、第１回の入札で竹村総合設備が落札いたしました。

契約金額につきましては、１億1,２５０万円、契約方法は指名競争入札でございます。

工期は、契約の翌日から昭和６２年９月３０日までででございます。

契約の相手方は、東京都新宿区若葉一丁目５番地１５でございます。竹村総合設備株式会社、

代表取締役社長・今福克昌でございます。

工事の概要につきましては３ページにありますが、工事内容といたしまして、給排水衛生設備工事でございます。アからケまでございます。特に４ページの浄化槽の改修設備を組んでおります。

それから、空気調和設備工事には、空気調和設備と、それから換気設備を一緒に行う工事でございます。

以上概略でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第１２３号、日野市立日野第四中学校給食室建築工事請負契約の締結、議案第１２４号、日野市立日野第四中学校給食室給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後　５時５２分休憩

午後１０時１３分再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって本日は、これにて延会することに決しました。

本日の未了日程は、あすの日程といたします。

あすの本会議は、午前１０時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

午後１０時１５分延会

12月10日　水曜日　（第3日）

昭和61年
第4回定例会

日野市議会会議録（第36号）

12月10日　水曜日　（第3日）

出席議員（30名）

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋　徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋　博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良悟君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	旗野行雄君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦　正一君
23番	黒川重憲君	24番	古賀俊昭君
25番	谷　長一君	26番	市川資信君
27番	石坂勝雄君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	中村亮助君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大貫松雄君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	富樫和美君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　保木シゲル君

議事日程

昭和61年12月10日（水）

午前10時開議

（議案上程）

日程第1　議案第125号　農業共済無事戻金の交付について

日程第2　議案第126号　日野市教育委員会委員の任命について

（請願上程）

日程第　3　　請願第６１－１８号　　「大型間接税」導入阻止に関する意見書決議を求める請願

日程第　4　　請願第６１－１９号　　日照を阻害する樹木の移植または伐採に関する請願

日程第　5　　請願第６１－２０号　　「大型間接税の導入にむけた一切の準備作業をやめることを要請します」に関する請願

日程第　6　　一　般　質　問

本日の会議に付した事件

日程第１から第５まで

午後1時40分開議

○議長（黒川重憲君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員28名であります。

これより議案第125号農業共済無事戻金の交付の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第125号農業共済無事戻金の交付についての提案理由を申し上げます。

本議案は日野市農業共済条例第36条第1項第1号及び第2号の規定に基づき無事戻金の交付で、昭和58年度から昭和60年度の3カ年にわたり農作物に被害がなかった共済加入者に支払うものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　生活環境部長御説明をいたします。

ただいま市長からの提案理由にございましたように、3カ年にわたりまして農作物に被害のなかった共済加入者のうち、2年間無事戻しも支払われなかった者が該当します。

無事戻しの金額につきましては、3年間市に納入しました掛金合計額の2分の1が限度となります。また、被害を受けて共済金の支払いを受けた者であっても、その額が共済掛金合計額の2分の1に満たない場合には、その満たなかった額を無事戻金として交付いたすものでございます。

農作物共済の対象者、それから交付金、交付の時期につきましては議案書に記載をしてございますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。

なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。

これをもって議案第１２５号農業共済無事戻金の交付の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第１２６号日野市教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第１２６号日野市教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市教育委員会委員の任命に関するもので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により議会の同意を求めるものであります。

このたびお願いいたしますのは、議案書のとおり村田安正さんと岸俊彦さんのお二人であります。

よろしく御同意のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　私は、教育委員の選任の件につきまして、私なりに考えていることを申し述べたいと思っております。

私は３年間ＰＴＡの役員をしておりました。その中で、特に校長会、教頭会からの意見が私のところに届いてまいります。

今の日野市の教育ということを考えてみるときに、やはり私は市長が――当然この任命権は市長にあるわけですけれども、市長の、早く言えば御機嫌をうかがって市長の言いなりになる人ばかり選ぶということについて、私は少し問題があるのではないかと思うわけであります。

今の中曽根総理は、教育の自由化という問題について学習院大学の香山健一さんを取り入れていることは皆さんも御承知のとおりだと思います。彼は、かつて１９６０年代には安保闘争のときに旗振りをした男であります。

そういう中において、私たちもこの日野市の教育を健全にするということについては、私たちを初め市民の、またお母さん、お父さんの願いであると私は思うわけであります。

そういう意味で、ぜひ、私は日野市の教育というものについて、やはり市長が健全な方向に

考えていらっしゃるならば、やはり、市長と考え方を異にする人であっても取り入れて、そして、いい悪いは、その教育委員の中の討論の中で決めるべきであると、私は思うわけであります。

そういう面で、今回の市長の教育委員の任命に対しては私は賛成できないわけであります。そういう面で、ぜひ市長に今後の教育委員の任命に対しては公平な立場で取り扱っていただきたいと思うのでありますが、そのあたりお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　地域の教育に当たりましての教育委員の選任、あるいは教育委員会の委員の方々の活動ということは極めて重要だと思っております。

したがいまして、今、天野議員から御提言がありました、あるいは御意見として表明されたことは、私も全く同感でございます。私心をもって人を選ぶというようなことは、やったこともございませんし、今回も全く日野市の教育のために奮闘していただけるという確信のもとに御提案を申し上げておると、こういうことでございます。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　私も日野に生まれ育った人間ですよ。そういう面で日野市にどういう方が教育者としてふさわしい人であるかということくらい、私自身も知っておるわけですよ。そういう面で市長も、もっと幅広い角度から日野市に教育に携わっていて、最もふさわしい人であるということを私たちが納得できる人を選んでいただきたいわけであります。

そのあたり、もう一度御答弁願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　その御意見の中に、なるべく日野市民に広く知られて信頼の厚い人と、こういう御趣旨だと思っております。

今回の御提案を申し上げておる方々は、いずれもそれに該当される、日野市民に御理解のいただけるすぐれた方である、このように感じておりますので、御意見のとおりに人を選んでおると、こういうふうに御理解をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　言葉を返すようで申しわけないと思いますけれども、それじゃ市長、少なくとも教育委員の５名のうち３人も他市から連れてくるというのは、ちょっとおか

しいと思いますね。私の家内に聞いても――少し本が出ていますから御存じの人はいるかもわからない。また、私の周りの人に聞いても知らない人がたくさんいるんですよ。

そういう面では、市長の今の発言は、ちょっとおかしいのではないかと私は思うんですけれども、それと他市から来て、そして日野市の住民によく知られているということは、ちょっと考え方がおかしいんじゃないでしょうか。

そのあたり、また答弁していただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　教育委員の選任資格につきましては、地方自治体の長の選挙に立候補できる資格のある方という定めでございまして、その上に求めるのは人格、識見すぐれて、そうして指導的なお役に当たっていただける方と、このように理解をいたしております。

そこで、日野市内で選ぶということも、もちろん適切でございますし、それから視野を広げて日野市の教育の活力のために貢献のいただけるという方を広く人材として求めるということも悪くはないというふうに思っております。

で、今回の御提案の方は、１名は日野市で教職をとられ信頼の厚い方、それから岸さんという１名は、５０年から、日野市にあります明星大学の教育学部の教授として活躍をしておられる方であります。日野市にもゆかりの深い方でございます。

したがいまして、日野市のために十分御活躍願えると、こういう確信のもとに御提案を申し上げておるということでございます。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　いや、私は市長に言葉をかえて言っていただけるならば納得できるんです。ということは、今、市長がいろいろ述べましたけれども、その中に要するに、私の、森田市政の中で教育を担っていくことにふさわしい人であるんだと、だから協力してもらいたいというのなら、これは話はわかりますけれども、今ぐらいの説明で、これは日野市に、最も日野市の教育委員としてふさわしい方であるということは、私は納得できないのであります。

そういう面で、少なくとも今後この教育委員の選任に当たっては、ぜひ、市長みずから、また教育に携っている現場の声も聞き入れるようにして、そして適切な人を選んでいただきたい。このように思うわけでありますけれども……。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　これまでの委員の方も立派に任務にこたえていただいたわけでございますし、それから今日の教育行政の中でいろいろな新しい見識をお迎えをするということも、これまた必要だと、このように思うわけであります。

今、おっしゃいました森田市政のための教育というふうには、おこがましいことでありますから、そういうふうにはとらえないわけでありますけれども、私も責任をもって市政を担当させていただいておりますので、その、また力となっていただきたいということには、かわりはございません。日野市内の方をなるべく求めたい。その気持は同様でございますが、私自身がよくお人柄をわきまえておるということも、これまた選任のためには、責任のために大切なことでございますので、そのような範囲でお願いを申し上げたいと、こういうことでございます。

お言葉を返すということは、私は全く意にないことでございますが、御趣旨には沿い得ておるんではないかと思っております。

○議長（黒川重憲君）　　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　私も、前回まで教育委員をやった方に接する機会があるわけです。そして、私もその方からいろいろ指導を受けております。その中で森田市長に四選出馬のときに、四回もやると市の職員の義理をうんと買うことになるからやめた方がいいですよと、多分、市長は言われていると思うんですね。

そういう中で、市長にぜひ――やはり、この方は私、立派な方だと思うんです。恐らく市長も御存じと思いますけれども、今度は、要するに２４市の開発の組合というものができたと思います。そのときの座長である方であります。そういう面で、ぜひ、こういう立派な方もいるわけですよね。そして、こういう方は日野市の将来を憂えておるわけですよ。

そういう面で、特にこの間、第七小学校で教育を考えるという、その集いの中で、そういう公共の場所を使用してはならない、お金もうけとか政治に偏るとか、宗教に偏る、そういうものには使用してはならないというにもかかわらず、教育委員は、教育委員会で実際それを認めておるわけです。これは、やはり森田市政のもとであるから許されることであって、やはり普通の、要するに保守系の教育委員会であったならば、こういうことは通るわけはないんですね。そういうところに実際に問題があると私は思うわけであります。

そういう面で、ぜひ、市長は偏っていないと、そう思うのは結構ですけれども、私たちから

見ると大変偏っているように思えるわけです。

そのあたりをしっかり考えていただきまして、今後も日野市の教育委員会の中には、そういう、余りに森田さんをひいきするような人ばかりでなくて、森田さんを批判するような方も入れてよろしいんじゃないかと思うわけであります。そのあたりをぜひ考えていただきたいと思います。

どうぞ、もう一回、何か言ってください。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、伺いました中で、２４市の河川の関係の会議で座長というふに伺いまして、そういう方には、また別の場で、ぜひ、御活躍をいただく座についていただきたい。お願いをしたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　森田市長に、人事案件のルールといいますか、原則、そのことについて質問させていただきたいと思います。

一つには、人事案件というもののルールを先ほど、先日の緊急質問の際にも私、申し上げましたけれども、この本会議場で正式な議題としてのる前に、非公式に候補者を挙げ、そして議会側に意向を打診する、そして、全協の場で私どもとの協議を重ね、内諾を得て初めて、この本会議場で氏名が出てきて審議する。そういうルールだというふうに私は受けとめておるわけでありますけれども、また、それが妥当だろうというふうに思うわけであります。

今回は、いきなり氏名が出てきて、しかも全協も開かれていない。いわば問答無用で突きつけているというふうな形でありまして、これは言葉は穏やかに言っておりますけれども、私どもとしては大変怒りの覚えることでありますし、また市民にも非難を受ける行為ではないかというふうに思うわけであります。

なぜ、こういう方法、手段をとったのか、それをまずお伺いしたい。

それから、今後の人事案件については、このような形で進めるつもりなのか、その点もお伺いしておきたいと思います。

それから、今、天野議員からも出ましたけれども、教育委員会の委員構成を市内からの居住者をという御意見が出ましたけれども、これは、再三、出ておるわけでありますが、日野市に職場を持っている、あるいは日野市を知っている、――日野市に職場を持っているという人と、

日野市に住んでいて、例え日野に生まれ育たなくとも、今、現在、日野市に住んで税金を払って、自分の子供を学校に通わせている、そういう人とは、かなりの意識の差があるはずです。知識の差は、ないかもしれませんけれども、いわゆるふるさと意識といいますか、そういった点で考えますと比較にならない差があるというふうに私は思うわけであります。

日野市の町づくりは、できるだけ日野市民の手でやっていきたい。しかし、分野によってはどうしても日野市に人材がいない。どう見回しても探してもそういう人材が、この役割をする人材が日野市には、いないんだというならば初めて市外居住者に、その力を借りるというのも一つの手段だろう、方法だろうと思うんです。

今回の教育委員会の委員構成で、もし、本日この案件が可決されれば市外居住者が過半数を超えてしまう、そういう結果になるわけでありますけれども、日ごろの森田市長の、いわゆる、ふるさと意識を定着させたい、そういうことを常々、述べているわけでありますけれども、そういった――また市長自身は、日野市の町づくりは日野市民の手でという言葉を常に申し上げておったようでありますけれども、そういう日ごろからの姿勢から照らしても、この教育委員についても日野市内に適切な人材がいないなんていうことは、日野市民に対しても大変失礼な話であります。日野市民を、いわば愚弄するような行為ではないか、そう決めつけざるを得ないわけであります。日野市民に教育委員を努まる人がたくさんいる。この日野市に住んで、日野市に税金を払って、日野市の学校に自分の子供を通わせる、教育の問題も肌で感じている、憂えている、そういう人たちもたくさんいるわけでありますから、そういう人たちを起用するということを、これ、まず先行すべきじゃないかと思います。

したがって、今後、この教育委員会の構成、これについては一定の歯どめというか、そういったものを設けるということも必要ではないか。森田市長だけが市政を担当するわけじゃありませんので……。今後、多分、保守市政が長く続くかもしれませんけれども、だれが市長になろうとも、この原則といいますか、一つの歯どめというものを設けておってもいいんじゃないかと思うんです。

その辺について市長の考えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　人選、すなわち人事案件のルールということについての基本的な考え方でありますが、自治体の中でなるべく賄える問題を賄うということは、また自治の

一つのあり方だと思います。

そこで、例えば、じゃ、市の職員のことを例にとってみますと、なるべくそれは日野市に住んで、日野市に納税する者が望ましいという説も成り立つわけでありますが、そういうことには固執しないわけでありまして、やはり人材は試験制度等に公平に、公正に求めると、こういうことは私は、また地域社会の一定のルールでもあると、このように思っております。

特に特別職の場合は、これはまた、一般職とは違うわけでありますから、なるべく市内に人材を求めるということはもちろん第一段階で考えるべきことであります。そして、市内に、また人材がおられる、適切な人材がおられるということも間違いのないことだと思います。

ただし、今の制度は市長が、とにかく選任を提案をするということになっておりますので、やはり知る範囲で人を探すということになるわけでありまして、これが公選であり、あるいは準公選でありますならば、広く市民参加の中で人材が自主的にみずから進んで出られ、その方を間接にお選びができると、こういう手法が成り立つわけでありますが、その方法は、今、許されてはおりません。

したがって、知る範囲で、なるべく公正で今日の教育に適切な方ということで考えます場合に、市内にいらっしゃらないなんとは思いませんが、広く視野をもって、新しい勇気を絶えずつくり出していくということは、私は一つの重要なことであると、このように考えております。御説に対して何一つ否定することはないわけでありますけれども、今回の選任は、そういう形をとらせていただいておると、こういうことであります。

それから、ふるさと意識ということは全くそうでありますが、何か狭い、日野にもとから住んでおられる方のみが、ふるさとをこれから継いでいかれるということではなくて、やはり今日の日野市民は定住される方でありますから、全く日野市民であり、これからの、また日野に在住をされる方だと、こう思っております。

それから、在住、在勤ということが、また地域の一つの構成になるわけでありまして、在勤の方も相当年数をこの町でお過ごしでございますので、町に対する愛着、あるいは関心、これらが特に少ないということは、私は、あり得ないというふうに思っております。

今後の一定のルールということでございますが、その原則になるルールは法律が定めております。その次に一番望ましい方法があれば、それは一つのルールとして形成をしていく、こういうことが望ましいと、こう思っております。

本当なら、本来、事前に各会派に内意を問いつつ、そして賛同されることを求めることが一番よろしいと思っております。この手法を過去試みました。しかし、成功しないこともございまして、なるべく完全な議案で提案をするがいいということでございましたので、議長にその旨を最初に申し上げまして、そして各会派に、また経歴書をお届けをし、一応の手順は踏んだと、こういうふうに御理解をお願いしたいわけであります。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　いろいろ、市長の御答弁をいただきまして、市の職員と教育委員、おのずと役割も使命も違うわけですから、それを一緒にして論ずるのはどうかというふうに思います。

それから、市長の知る範囲で選考したということであります。これは市長の選考する方法が私は悪いんじゃないかというふうに思うんですね。市内に、もっと優秀な人もいるんだろうと思うけれどもという、図らずもそういう答弁をされておりましたけれども、市長自身も心の中でそう思っていらっしゃる。実際、いるわけです。ですから選考の幅が狭いと、そういうことを私は言っているわけで、もっともっと幅広く、市長自身の知る範囲の人選をするという、そういう今までのスタイルを、姿勢をやめて、私どもの人脈でも相当いるわけであります。どうして私どもにも、もっと忌憚のない相談をしないのか、そういう疑問を一つ投げかけておきたいと思います。

市長が知る範囲が狭いということは、それだけ人脈がない、人脈がないということは政治力が弱い、そういうことにもなるわけでありまして、市長自身がもっと政治力を強める、高めるという、そういう前向きの気持ちがあるならば選考の幅を広げて、自分の知る範囲内ということではなしに、もっと私どものサイドにも大きく度量を開いて相談をし、本当に市内に優秀な人材が埋もれているわけですから、その発掘にも、ぜひ、今後どんな人事にしても、ひとつ心がけていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それで、今、最後の答弁の方でありますけれども、全協を開かなかった理由という形で答弁しているんじゃないかと思うんですが、これまで試みたけれども、うまくいかないこともあった。それから氏名については、氏名は記載されてないということを欠陥議案だというふうな指摘があるので、相談の上、先に氏名を出したということですけれども、これは、大変、市長の受けとめ方は間違っております。

私どもが主張しておるのは、前回の教育委員の選任のときに市長は、いわゆる教育委員を任命するという、そういう意思表示をして、議案としても上程する予定があるという、そういう段階においても、名前を挙げないで、ただ教育委員を任命するということだけで時間を費やしてきた。最終日まで氏名を明かさなかったわけであります。

そういう市長の姿勢に対して私どもが、いわゆる非公式の打診を受けて検討するにも検討できないではないか、そんなばかな話があるかということを私どもは主張したわけです。何も最初から、まだ議会の内諾もないうちから氏名を出しなさい、公式の場へ出しなさいということを申し上げているんじゃないんです。このやり方は妥当を欠くということを重ねて市長に反省を求めたいわけであります。

それでは、市長に再度質問いたしますけれども、さっきの答弁を聞いていますと、いわゆる全協を開いてやっても成功しないこともあったからということで、今回、いきなり、こういうような形をしてきた。前回も開いてないですね。今後も、人事案件については全協を開かない、こういうやり方といいますか、方法をとるつもりでいるんでしょうか。

その辺の考えをはっきり示していただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　至らない点も多々あろうかと思っております。それで御提言、あるいは円滑に人事を定めるためにとるべき方法は、これからも十分御意見を拝聴し、全協のことを含めて手続きとしてはお願いをしたいと、このように思っております。

○議長（黒川重憲君）　　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　　５番山口です。

教育委員の選任の同意に関しては、もう何回かの定例議会でいろいろ問題になっているわけでありますので、ここで、また２人の選任同意が出たということ自体は、私は市長の努力であると、こう思うわけですけれども、実は出てきた教育委員の方を見まして、私はちょっと市長に、そして担当者にお聞きしたいことがあります。

といいますのは、やはり教育委員の役割というのは何かといいますと、これは学校教育だけではない、社会教育、家庭教育という教育全般にわたっての、やはり役目があるかと思います。監督、あるいは直接執行する部分もあるでしょう。そのときに当たって教育委員のバランスということを考えたときに、どのようなバランスを前提として考えておられるか、制度としてこ

れを生かすためには、このようなバランスで大体教育委員を選びたいと思っているんだということがございましたら、まず、お聞きしたいと思います。

第２点としまして、教育委員は、やはり地方自治の一つの分野でございますので、なるべくその地方自治体から出す。で、その根本を考えてみますと、よりよい教育なり、よりよい行政というものを考えるならば、これは幅広く日本国中から探せばよりよいものがみつかる。ですから最高のものをねらうんであれば、なぜ枠を設けなければいけないかと、逆になるわけであります。

しかしながら、ここに枠を設けたことは、地方自治というものは、その自治体に深く関係した住民から選ぶことによって、次から次へとそういう住民が、それに携わることによって醸し出す、町をふるさととして考えようという、そういう大きな精神活動といいますか、効果をねらったものであろうと。

ですから、ものというのは、大体、私ども家をつくっても３０年、木造であれば、アパートなんていいますと１５年もしますと大体老朽化してしまいます。しかしながら人間というのは、８０歳になっても、なおかつ新鮮である。ですから、すべて、つくられるものよりも人間ということを大事にすることが私は行政の基本であろう。町づくりの前提は人づくりである。そのときに教育委員というものをその町の中から選ばなかったら、やはりいいものを遠くから選ぶという発想ではいけない、その町の中から育てようという行政の姿勢がなきゃいけないじゃないか、こう思うわけであります。

そこで、その教育委員をどのようにして市内から選ぶについて、一体、市長が、先ほど知っている中から選ぶと言いましたが、知る努力、逆に言えば知っている範囲というのをふやす努力、そういう努力はどのようにしてなさっているか、その点についてもお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　教育委員さん、５名という定員であります。そのバランスを多分どういう分野から、あるいは地域性ということもないわけではないかもしれませんけれども、今日は余り地域性のことよりも、比較的見識の領域といいましょうか、例えば社会教育サイド、あるいは学校教育サイド、それらのことも専門的には考えるべきだと、このようには思っております。

しかし、それよりなお一番もとになりますのは、やっぱり教育は人間をつくる仕事でありますから、この人間を尊重する基本的な理念、それから今日の民主主義でありますとか、あるいは人権でありますとか、そういうものを正しくわきまえておられること、その上に文化性について幅広い見識を持っておられるとか、これら、それぞれ私は必要だと、こう思っております。

したがって、人材は特にこのランク以上が人材で、このランク以下は人材ではないなんていうことは、これは全くないはずでありまして、私は、むしろ若い文化活動をやっておられる方、あるいは青少年運動をやっておられる方、あるいは婦人の領域の方、幅広いということは結構なことだと、このように思います。

そういう意味で頭をめぐらすわけでありますが、そういうそれぞれにかなう方である、こういうふうに認識をいたしております。教育行政に明るい方、あるいは学校教育に実務に明るい方、小松先生にお願いをしましたのは、これは教育ジャーナリストと自分で言っておられますが、本当に子供を愛する、そういう立場からの視点を持っておられる方でありまして、日野市の教育行政は私は、バランスの面でも、あるいは視野の面でも、将来を目指す方向につきましても十分活躍していただける方が網羅できる。この人材がまた、それに十分応えていただけると、このように思っているわけであります。

私、たまたま存じ上げる範囲の方よりと、こういうふうに言ったのが、ちょっと不十分だったと思うわけでありますが、これは情報としては各方面から伺いましたり、それから何も狭い自分の名簿の中にあるなんていうことじゃございません。なるべく広く人を存じ上げて、そしてその人材に大いに活躍をしていただく。我々はその支え役となる。これが今日の自治体の行政だと、このように思っております。

○議長（黒川重憲君）　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　私は、行政はやはり結果であろうかと思います。その意味で、今まで推薦なされた方の多くに人材の偏りを感じますので御質問させていただいたわけでありますけれども、ぜひ、今後とも市長には、その件についての御留意をお願いしたいと思います。

学校教育に偏った人選がなされているんではないかなと、非常に、こう思うわけでありますけれども、教育委員の任務というのは社会教育にもあるわけで、そういう面からいきますと社会教育は何かというと、その地域に根ざした教育ですので、地域の情報が入らなかったらば社会教育関係に正しい市政というのは持てないと私は思うわけです。

先ほど市長は在住だけでなく在職ということもお話になりました。数においては、それは確かに１人、２人、バランスの問題ですから入れるのも結構かとも思いますけれども、在住と在職の一番大きな違いというのは、私は時間だと思うんです。つまり在住であれば、家へ帰れば、それは日野市なんです。在職というのは、やはりその時点しかいないんです。帰ったらその地域から離れるわけです。いや、いるときが、時間が昼間だから多いだろうと、こうおっしゃるかもしれない。しかしながら在住の場合には必ず奥さんがいたり、周り近所があったりということで、その方を支える方が周りにいるわけです。

ところが在勤というのは、その時間、その地域が支えているという現象はないわけです。ですから、仮りに大学の先生が、この日野市内にある大学だからといって、大学というのは、もともと地域に関することをやるんではないわけです。より広く日本の国の教育を支える、国民の教育を支えるわけです。ですから私は、そういう意味で、在職と在住を全く同列に扱うことの不合理さを強く感じるわけであります。ぜひ、在住者に対して、もっと強く推薦をすべき人材を探すという努力をなさらなければいけないんではないかと、こう思うわけであります。

そして、私は議会の同意というのは、単に適法であるかどうかだけではなくて、その行政の適正さにまで及ぶものではないかと、こう考えるわけです。もし、市長が、市長の被選挙権と同じだということであれば、それは教育委員の適法であるかどうか、資格としての適法であるかどうかに過ぎないわけであります。私たちが問題としているのは、さらにその適正さにまで踏み込んで日野の教育を任せるに足る最もすばらしい人間であるかどうかということを論じているわけであります。ぜひ、その辺のところにつきましても、適法論議は当然のこととしてわかっているわけでありますので、議論をすりかえないようにお願いしたいと思います。

そこで事務局にお聞きしたいんですけれども、私は適法であるかどうかということであれば、いろいろな人間、あり得るわけですけれども、行政はそれぞれ運用があります。適法の中で最も妥当なものが、経験、知恵によって運用実績としてあらわれているわけであります。他市の現状として２６市では、どのような教育委員の方が選ばれているか、職業と、在住、在勤の別と、その辺のところをぜひ教えていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　教育長の方からお答え申し上げます。

今、具体的に２６市の教育委員さんの選任状況をどういう状況であるかと、これは私が知っ

ている限りにおきましては、今、東村山の教育委員長さんがお１人、杉並区の方にお住まいになって東村山の教育委員長さんをやっておられるということは承知しております。

で、この方につきましては、元、東村山の方で校長さんか何かを長くお務めになっておやめになった方だということを聞いているわけでございますけれども、確かに地域にはお住まいになっていないけれども、東村山の教育委員長さんをやっておられると、こういう状況でございます。

で、２３区の方になりますと、確かに千代田とか中央区とか、いわゆるビル街に入ってまいりまして、なかなか地域の中から教育委員さんの適任者をといっても幅広く人選が難しいということで、昼間はビルの方にお勤めになっている方の中で、お住まいは世田谷とか杉並にお住まいになって、その地区の教育委員さんをおやりになっているという方が何名かいるということ、そのことは聞いております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　　今、教育長が知っている範囲内のことをお述べいただいたわけですけれども、私の質問の内容はそうではございませんので、質問内容に沿ったお答えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　教育行政というのは、山口議員さんがおっしゃるとおり学校教育だけではなくて、学校教育、社会教育ですね。そういう広い範囲にわたって行われている。特に社会教育の分野の重要性というものを盛んに最近は指摘されている時期に来ている。

確かに専門ばかというのがあります。例えば教育長の仕事などをしておりますと教育のことだけ、その中に没頭しちゃうというような状況で、よくシビリアンコントロールという言葉がございますけれども、教育委員さんという職責の中には専門ばか的な形で事務局が独走する、そういうものをある面でコントロールする、そういう要素も確かに持っているというように私は考えております。

それから、臨教審等でも確かに教育委員会の活性化という問題ですね、これが盛んに訴えられている、臨教審等の中でですね。

私たちの方も教育委員さん自体が十分活動できる方、いわゆる兼職その他で非常に拘束され

て、教育委員さん自体のお仕事をしていくのに、なかなかほかのお仕事と絡んじゃって十分その機能を果たすのが難しいというような委員の方よりは、できるだけ教育委員さんとして具体的に活動できるような方を教育委員さんに、ぜひ選んでいただきたいと、そういうことは市長の方にも申し上げておりますし、また、その４名という、教育長を除きますと４名という枠の中で、これは別に法律の上でどうのこうのということはございませんけれども、日野市のように１人は女性の方、少なくとも１人は女性の方が構成の中にお入りになっていただいている方が、より妥当な教育行政が進められるんではないかと、こんなことも考えております。

○議長（黒川重憲君）　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　議長、これ、議会軽視じゃないですかね。私、いろいろお答えいただいていますけれども、こういうことじゃ、ちょっと質疑、応じられないですね。

○議長（黒川重憲君）　教育長、もっときちっと答弁してください。

○教育長（長沢三郎君）　私の方、今、山口議員さんの方の御質問に誠心誠意お答えしているつもりなんですけれども、私のとらえ方が山口議員さんの御質問と全く違った形のお答えをしているのかどうかということですね。

具体的に山口議員さんの方で、教育行政というものについてどう考え、また教育委員さんの性質に関してどう事務局としては考えられるかということの御質問なので……。

（「そうじゃない」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　山口達夫君、大変恐縮ですが、もう一度教育長に質問をお願いします。

○５番（山口達夫君）　ぜひ、お疲れのこととは思いますけれども、質問は、きちっと聞いていただきたいと思います。

私は先ほど質問を、るる、いたしましたので繰り返しませんけれども、私、考えるところによりますと、やはり適法であるかどうかという議論は、もういいじゃないか、だからそれを具体的に行政の場でどう実現しているのかの実績が知りたいんだと。つまり適正な行政運営に関して他市はどのようなことをしているのか、それをお聞きしたい。２６市にわたって各教育委員の職業と、在住在職の別を知りたいと、こういうお話です。

わかりましたか。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、２６市において市外から教育委員さんを選出されているというのは、私が知る限りにおいては東村山の、先ほど申し上げました教育委員長さんと。

それから、教育委員さんをどういう観点からお選びになっているかという、その職業等の範囲でございますけれども、この中にはそれぞれの、種々さまざまでございまして、確かにお医者さんを教育委員さんとしてお願いしているところとか、あるいは学者の先生を選んでいるとか、そういうお選びになっている範囲というのは、それぞれ、結局それぞれの市が持っております範囲の中で、必ず、例えば大学の先生でなきゃいけないんだとか、あるいは校長さんをやめた方が教育委員さんになるんだとか、そんなことではなく、僧侶の方もいれば、あるいはお医者さんもいる、会社の役員の方もいれば、そういう一般的にいろいろな中から出ておりますので、それが、私、先ほど申し上げましたシビリアンコントロールという形の教育行政のあり方じゃないかというようにとらえているわけなんです。

○議長（黒川重憲君）　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　これ以上、お話自身をお伺いしても実りはございませんので、資料要求させていただきたいと思います。

本来ならば、全協が開かれればこういったことは、全部、全協の場でできるんです。しかしながら、直接本議会ということですので、この本議会の中で要求させていただきます。資料要求……。

○議長（黒川重憲君）　教育長、後ほど、きちっとした資料を持ってきていただきたいと思います。即刻……。じゃ、これからすぐ、休憩はとらないでこのまま続けて、資料要求すぐできるようにいたしますので、よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑はありませんか。古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　教育委員会の存在意義、また教育委員が、いかに重要かということで、今、各自由市民会議の議員の方からお話がございました。行政委員会の一つであります教育委員会は、日野の教育の基本政策を決める最高の行政機関であるわけです。どういう方が、その地位につかれるかということは、大変、今後の日野市の教育のあり方を左右する重要な問題でありますので、幾つかの疑念について、ここで市長にお聞きをしたいと思います。

今回、出されておりますお２人の方のうち、お１人について決して消えうせない、消し去ることのできない、生々しい過去の一つの出来事があるというふうに承知をいたしております。御本人と直接かかわる事件ではないのかもわかりませんが、そうした背景の存在を市長は御承知の上でこの議案を御提出なさったのかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　教育委員の、今回選任をお願いをしている方々の経歴等のことにつきましては、特に、特別に意識を持っておりません。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　市長が、今、特別の意識を持ってないということをおっしゃったんですが、何に関して特別の意識を持ってないということでございますか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、質問された趣旨は、私も昨夜遅く、ちょっと一つの情報を聞いたわけでありますが、ひとつのショック的気持ちはあったわけでありますが、冷静に考えてみますと、本人に特に識見とか、それから能力にかかわることではないと、こういう結論を持ったと、こういうことであります。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　市長は、昨晩、あるお一方について過去に、その方にかかわりのある方で大変大きな事件が起こったということをお知りになったというふうに、今、お答えになりました。ということは、この議案を作成された時点では、そのような情報については全く御存じなかったのかどうか確認をいたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そのとおりでありますけれども、それを知った後といえども、この提案の御当人に対して特に評価を変えるということはないということであります。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　市長が昨日お知りになった情報というのは、どのようなことでございますか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そこまで問われることは、私はないと、こう思っております。

関係のないことは答える必要はありません。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　関係があるかないかは、これから私どもが判断をして、議会で、はっきりこの件については議会としての意向を示すわけですので、市長がお知りになったということはどういうことか、どうしておっしゃれないのか、そのことによって、このお一方について、特に、再度、議案について検討する等の必要はないということで、きょうもこのまま上程されたと思います。

その、お知りになった内容というのは、どなたが御連絡されたか知りませんが、その内容についてお答えになれないそれぞれの理由は、どういうことなんでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　議場等でお答えをする必要のないことだと、こう思っております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　私も具体的にこういう場で、この件を取り上げて市長の見解をただすということは、いろいろ個人としては、いささか、ちゅうちょするものもあるわけですが、事、最初に申し上げましたように教育委員の人選というのは大変重要な問題であります。

委員の構成の、前段の、私の前に質問された山口さんの方から資料の要求がありました。その点について私どもの立場では、少なくとも生活の根拠を日野市に置く人たちが、ある一定数は確保された方がベターではないかという結論で、今回の議案については、一方の方については、やはり、いかがなものかという感触を持っております。

もう一方の方については、今、申し上げましたような、私たちの、また御本人も当然そうであろうと思いますが、記憶の中から消し去ることのできない大変な大惨事が、その方のかかわった方によって引き起こされた、しかも、それは４年前の、まだ記憶に生々しい事件であるということからいたしますと、当然この方が今後、教育委員に、もし、おなりになれば、そうした背景というものは、絶えず、この方は十字架を背負っていかれるわけであります。そういう方を、あえてここで市長がお出しになるということは、かえって、このお一方について、御本人は納得済みで、もしかすると内諾は、しておられるのかもわかりませんが、市長は御存じなかったということでありますから、議案が作成された時点では……。

今でも、なお市長は、この方については、そうした事件とは全くかかわりなく日野の教育委員として、これからもお務めいただくにふさわしい方だと、また、それに対して重い十字架を背負わすことにもならないと、こういうお考えかどうか、ひとつ、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　質問の御趣旨なるものが、私は御当人の今回の評価と無関係の場の人権、あるいは尊厳にかかわることだと思っております。

また御当人は、恐らくそのことを克服して、これまでもおいでだと思いますし、今後は、なお一層、そういうことを克服をして、そして教育に奉仕していただける方である。これまでもそうでありましたごとく、今後は一層、また身を挺して日野市の教育のために御尽力をいただける方であると、このように信頼をし、ゆるぎなくお願いをしたいと、このように思っております。

○議長（黒川重憲君）　今、資料がすぐ参りますので、もうしばらくお待ちください。

山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　実は、村田先生は豊田にお住まいの方で私のところともすぐ近いわけなんですけれども、そういう中での御質問で、大変、身が、胸の痛くなるような気持ちがいたします。

市長は、この方を教育委員に選任された後、大きな社会的な動揺が押し寄せたときに、最後までこの方を守れる自信がおありになりますか。

お聞きします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私も、もちろん信頼を変えるものではありませんし、社会の秩序、あるいは法が、立派な方は立派な方だということで守り得ると、このように思っております。

○議長（黒川重憲君）　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　私が心配いたしますのは、やはり余りに大きな動揺が起きたときに、本人が、これではいけない、私がこの席に身を置くことがこれほどの動揺を来すことかというような事態が起きたときに辞任とか、そのようなことになったら、これもまた非常に大

変なことだと、こう危惧するわけです。

ですから、そのときに、これはもう本人がこういう気持ちなんだからしょうがないじゃないかと、こう市長がおっしゃられるとすれば、これもまた無責任だ。先々のことまで考えるならば、適法であるかどうかではなくて、適正であるかどうか、ほかに人材がいないのかという観点から、どうしてそのような危険をあえて選ぼうとするのか、その辺のところが大変心配になるわけであります。

私は、メンツにこだわることなく、市長がその情報を手に入れたならば、じっくりと一日、本人も交えて、また各会派の代表も交えて話をされるというような、どうしてそのような心を開いた、胸襟を開いた行政のあり方が探れなかったかと、大変、残念に思うわけであります。

一言、御答弁いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　御本人がこれまで克服をしてきておられる、その気持ちはそのまま受けとめるべきでありまして、私は、直接に関係のない事柄に対して、むしろ、そういうことを唱えることこそ御本人に苦痛を与えると、このように思います。

したがって、御本人には、もしそういう問題にこだわりがあっても乗り越えて、社会に今まで尽くしてこられたと同様な気持ちとお立場で、御奉仕いただくというふうにお願いをするつもりであります。

○議長（黒川重憲君）　　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　　それでは教育長にお伺いしますが、もし、この日野市内の義務教育課程にいる児童生徒が刑罰に触れるような重大な行為を犯した場合、教育長としてはどのようなことをなさいますですか。

○議長（黒川重憲君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　御質問の趣旨で、とにかく日野市内の小中学校の子供たち、これが、今、山口議員さんがおっしゃるような非常に社会的に大きな問題を引き起こしたときに、教育長としては、どういう立場をとるかという御質問だと思いますけれども、その内容にもよりますけれども、最終的には教育長引責辞職というところまで問題は発展する、そういう場合も事件の内容によっては、あり得ると思います。

○議長（黒川重憲君）　　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　私は、やはり教育というのは大変重大だと思うんですね。それで、市民の親御さん皆さんが、どういう方が今度教育委員になられたのかなと、こういうぐあいに本当に興味を持って、また関心を持って見ておられるわけです。

ですからそういったときに、仮りに何かいろんな情報が漏れたときに、やはり、そのとき、今、教育長の答えたような、そういうような重大な問題なわけですから、私は慎重にあるべき――我々が同意する場合も適正であるかということでは、大変、大きな悩みがあるわけですね。

ですから推薦する方で、どうしてそれが、悩みが、単に本人のことではないからということで一辺倒の答えで済んでしまうのか、私はそこが、本当に行政をあずかる者としての悩みが出て来ないのが不思議でならないんですよ。

一言、また御答弁いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　先ほど市長も申し上げましたけれども、昨夜来、私もその問題につきましてお話をお聞きして、ただ、村田先生と私との触れ合いというのは、もう十数年来のおつき合いでございまして、村田先生個人の人格とか識見とか、そういうものに関しては全く先生自身、教育委員さんとして十分その期待にこたえ得る人格者であると、こういうふうにとらえているわけです。

たまたま、そういう渦中の中で村田先生御自身、自分の、いわゆる世帯といいますか、生活をともにしている御家族の中から、もし、このような問題が引き起こされているとしたならば、恐らく、あの先生の人柄からいって、お話があっても固く御辞退を先生自身なさる、そういう性格の方だと、こういうように思っております。

ただ、どの程度、親族、縁者という形の中でおつき合いがあったか、それはわかりませんけれども、いわゆる親族という枠の中まで枠を広げて、その中で先生の今回の信任議案そのものを先生に問いかけても、かえって私は酷ではないかと、村田先生御自身に対して酷ではないかと……。

それから、また、いずれにしても、信任されても信任されなくても、この空気というか、この場に出てきておりますこの状態というものは、回り回って村田先生自身のお耳に達する時点というのは、これは必ずあり得ると。もう既にお名前が、きちっと議案書にまで挙がって出ている以上、庁内でも部課長さん含めて皆さん御承知になっていると。

そういう中で特に村田先生が、そういう親族縁者の枠を広げた人格を異にする状況の中で、この問題に関して村田先生自身の責任追及というのとは違うと思いますけれども、いわゆる信任案件というものに対して取り上げないというその状況があったとしたら、これまた、非常なショックを、逆に村田先生自身お受けになるんじゃないかと、そんなように私は考えております。

○議長（黒川重憲君）　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　あえて、そこまでおっしゃるということであれば、同意案件がどうなるか、これからの審議の結果ですけれども、ぜひ、ひとつ、守り抜くという決意だけはお持ちいただきたいなというぐあいに思います。

審議の経過というのは、本会議の場でございますので、何の手違いか、こういう形に行政の方で持ってきたということに、私は逆に行政側の責任を問わなきゃいけないと思うんですけれども、こういう場ですので、これからこういう事態が、今後、公開の場ですので出て来ようかと思いますので、ひとつ、その点についてはくれぐれもお願いをしたいと思います。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　名古屋史郎君。

○２８番（名古屋史郎君）　今、質疑の際中かと思いますが、人事案件での質疑で、大変、心の痛むようなやりとりが、今、行われているわけで、議長は、これの資料も出たと、質疑も大方というところで直ちに採決という形をおとりになる気持ちかどうか、私の議事進行の提案は、若干、ここで休憩をしたらどうかということなんですが、お答えいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時５０分休憩

午後３時２８分再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　ただいま資料要求しましたところ、手早く２６市の教育委員会の委員の名簿をいただいたわけであります。問題とする前に、ちょっと早くという気持ちでやっていただいたせいだとは思いますけれども、この資料、やはり、現在もう既に任期が切れている方もかなり交っておるようですので、資料要求の中で、その旨、一言とか、あるいは、そこを調べるとか、何もなく、いただきましたけれども、日野市を見てみますと、森久保先生とか、野呂先生もまだ入っております。ひとつ、その辺のところをよろしくお願いいたします。

各教育委員会の委員を見せていただきました。２６市押しなべて、たった１人の例外を除いて、教育長を除き教育委員は、すべて当該地方公共団体にお住まいの方でございます。そして、東村山の先ほど教育長のおっしゃった方も、長年、東村山で教鞭をとっておられた方だと、こう聞いておるわけであります。

そこで、お聞きしたいんですけれども、まず、なぜ他の２５市では、教育委員について当該地方公共団体から出されておりますのか、何か、そこには東京都の方の指導とか、あるいは何らかの形での判断の基準となるべきものがあるんでしょうか。

お聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

特別、教育委員さんの選任等につきまして、東京都の教育委員会等からの指導だとか、基準だとか、そういうものは一切ございません。

○議長（黒川重憲君）　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　私は、ここにこそ地方公共団体の役割があると思うんです。

市長がいつも言われるように、上から指導されたからこういう形にするんではなくて、その地方公共団体でみずからの意思に従って行政を運営する。これは一面、大変尊重すべきこと、大事なことだと思うわけであります。

だからこそ、各市町村におかれましては、みずからの市から教育委員を選任することがいかに大事であるかということで、この運用をいたしているんではないでしょうか。単に、市長と同じ被選挙権であればいいというような最低基準にすがって、その範囲の中から選んでくるということは、極めて適正、妥当を欠くということが、他の市の例を見ても一目瞭然であることがわかったわけであります。

市長が先ほど、自分のいろいろな形での候補者選びを努力されたようにお話になっておりましたけれども、この資料を見る限り、その努力は的を射ていないと、こう考えざるを得ない。

市長に一言、御答弁いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　地方自治体が固有の住民と、地域の産業とか、あるいは在勤者等によって構成されておる。そういう形で特色のある町づくりの努力、あるいは次代に送る教育全般の文化を含めての努力ということは、もちろん望ましいことであります。

しかし、隣の町の方がお互いに交流し合うということも、これも大いに有意義なことでございまして、私はそのことを肯定するために特に強調するつもりはございませんが、時によってその範囲を広域に考えたり、そうした新しい発想なり何なりの持ち主をお迎えをするということも意義なくはないと、こういうことで、第一原則、第二原則、そういう順序の中で信頼のできる、また、この方ならばという方を推薦申し上げておると、こういうことでございます。

○議長（黒川重憲君）　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　私は、行政は、やはり出てきた結果でみんなが判断すると、こう思うわけです。ですから、市長のおっしゃる意味、非常によくわかりますけれども、出てきた結果としまして、その結果が、半分以上が日野市でない方が教育委員をおさめるということに、これは何とお話になっても、やっぱり説明は説明ですので、結果においては評価されない。

地方自治を云々されるんであれば一番基本 ── 地域の教材化というようなお話もなさいました。地域に教育の材料を求める。地域こそ大事だという市長の今までの姿勢の中から考えて、この人選が同じラインにあるとはとても思えないわけですね。なぜ、こういう方向で市長が決断しなければならなかったのかが、いまひとつ、わからない。ほかの市でできたことが、なぜ市長だけ特別に、他の市とは、かけ離れた行政結果を求める。ここのところで市民にどう説明したらよいか。

いい人を選んだ、いい人を選んだのは、みんなどの市も一緒。法には合っている。それは最低基準を決めただけじゃないか、だから、よりいい行政を求めてみんなどの市でも、その市から選んでいるではないか。しかし、結果において半分以上が他市から選ぶことになっている。これでは市長が何とおっしゃろうと、今までのお話では説明がつかないわけであります。

まして、この表を見ますと非常にバランスが、皆さん苦慮した跡が見える。農業であるとか、

あるいは医師、会社社長というように、一つ一つとってみても、教育委員がやらなければならない幅広い教育の分野にわたるように人選が配備されているわけです。

１人の人間がオールマイティであり得るこの社会ではない。これだけ複雑多岐化した社会であっては、やはり、みんなで力を合わせるしかないじゃないですか。１人の能力だけに任せたんでは、どちらに行くかわからない。だから、お互いに牽制し合い折衷し合い、そしてよりいいものを目指す。だからバランスが大事だ。

そういう観点から再考を市長にお願いしたい。

一言、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　お説も全くこだわりなく伺うわけでございまして、先ほど、また申し述べましたとおり、今回は、そういう在勤の方を求めたことになっておりますので、そのことで、ひとつ、御納得をいただきたいと思っております。

その上につけ加えることはないんですが、日野市が、急速に成長した町でありますから、たまたま教育委員会の職員でも、他市の人も多いわけでありますし、地域としてだんだんと発展、成長できる、そういうことは可能だと思っていますので、一時期一時期で、一時期を固定的に考えない方が、むしろ発展性があるんではないかと、このように思うわけであります。

○議長（黒川重憲君）　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　そうしますと、市長のお考えとしますと、今はやむを得ず、こういう構成をとっているが、なるべく先ほど言いましたようなバランスを勘案し、在住者で今後、教育委員の選任には当たっていきたいと、そういうお考えであると理解してよろしいでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一義的には、そういうことが適当だと思っております。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　市川資信君。

○２６番（市川資信君）　ただいまの市長の、自由市民会議の各議員の質問の中で答弁を聞いておりまして、私は本来、質問する予定はなかったんです。いかんとも私の良心の苛責に責められまして、市長に、ぜひ、私の心情も聞いていただきたい、かような見地から一言お

尋ねしたいと存じます。

去る１２月の３日でございます。私ども自由市民会議の１３人が、今定例議会の件でお集まりをいただきました。その席で、るる、各議案についての質疑の後で教育委員の選任の件を、議題になった折りに、いわゆる岸先生と村田先生のお名前の印刷物を提示しながら、実は私は、昭和５０年、５１年当時、潤徳小学校のＰＴＡの会長をしておりました。そのときの校長先生が村田先生でございました。人格、識見とも申し分ない方でございます。ぜひ、皆さん、同意をいただきたい。このように全員にお話し申し上げました。各議員もそういう人ですかと。

なお、潤徳小から、さらに第一小学校の校長先生をやり、私も本当に尊敬している人物でございます。

しかし、１２月の８日、今、各議員が論議しておりますある一連の新聞記事を私は見せられまして、あの新聞の記事と村田先生との結びつきを初めて知ったわけでございます。私は愕然としました。

まず、一点においては、村田先生の心情というものは大変優しい、気が小さい方でございます。恐らく今まで、だれにも知られたくない、伏せておきたいと心から念じておったでありましょう。しかし、もし教育委員に任命されてその席についた暁に、伏せようとしても伏せられない、先ほど山口議員が申されたような、市民の地べたからそういう声が背中にのしかかったときに、村田先生が果たして、この重荷に耐えられるでありましょうか。

私は村田先生に、きょう電話をしたかった、申し上げたかった、ないしょででも……。しかし、恐らく市長もこのことをやがて知るであろう、知ったときに必ずそういう投げかけをしてくれるであろうということも心の隅で信じておりました。しかし、市長の答弁は、さにあらず……。そういう見地から私は、村田先生のすばらしさと同時に、日本の社会の中の教育的な立場にある人の厳しさというものも思い知らされたわけでございます。

したがって、私は自由市民会議の皆さんにおわび方々、先日の私の推薦の言葉は取り消させていただきますということで、おわびした次第であります。

片や、市長の先ほどの答弁によれば、いわゆる本人と関係ないからという、確かにそれも法的にはそのとおりでございます。日本の社会風潮からいって、そういった安易な言葉で、果たして山口議員が言ったように、今後大きく背中にのしかかる十字架の重みに村田先生が倒れられたときに、市長はその責任を負うことができるかどうかという投げかけがありました。明確

な答弁は、なされておりません。

それに付随しまして、もう一つ、市長はこのようなことも申されました。要するに、教育委員の選任について市長の知る範囲内で選任する。公選制ならば市民の多く知らしめるところの人が選任できるでありましょう、ということでございます。確かにそうでしょう。１５万有余の市民といえども、市長も公務のために１５万市民の多くの方々と接するということは物理的に不可能でありましょう。

ならばこそ、私は、多く、いろいろと自治体、あるいは学校当局、あるいは医師団、あるいは農業経営者、中小企業経営者等から見聞を聞きながら、なぜ人選をできなかったのか。

さらに、私は市長に、一言、申し上げたい。

私どもは、いわゆる村田先生と同格クラスの人たちを何名か推薦申し上げております。そういう人たちは全部はずされて、なおかつ、こういった十字架を背負った村田先生が、ここのところへ、なぜ名前を出さなければならなかったのか、そのことをまことに遺憾に思うのでございます。

それと、もう一点、市長が日ごろから唱えております地域の教育力を高める、地場教育を高めるんだと言っていながら、多くの議員が、るる申し上げておるように教育委員５人のうち、教育長を含めてでございますが、日野市在住者外だということにおいて、私は基本的に、もう一方の教育委員の、いわゆる資格としての問題があるわけで、毛頭、私の許容範囲外でございます。

これは今に限らず、前にも数度申し上げておりますが、その点を含めて市長の御答弁をいただきたい。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これまでの答弁、あるいは私の信念のお話をさせていただいた中に基本的な考えは尽くしておるように思っております。

御提言を一々、また、ごもっともというふうにも存じておりますので、今後の人事等の対応の中には、そういう配慮は十分つくるべきものだというふうに感銘をいたしております。どうか、今回におきましては、いろいろなお立場、御事情もございますが、日野市の教育のために前向きの御配慮を賜りますようにお願いを申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　市川資信君。

○２６番（市川資信君）　本来、人事案件というものは従来の慣行ですと、いわゆる全員協議会を開いて、そこでるる検討され、そして、ここで選任同意を得るというのが、いわゆる常識的なパターンでありました。

今回の、この人事案件を見る限り、私は異常としか思えない点があるわけであります。なぜ市長は全員協議会の要請をされなかったのかどうか、その点についても一点お伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　不行き届きの点は、今後の反映にまつ以外にないわけでありますが、これまでいろいろ考えた結果の思うに任せない措置もあるわけでございまして、そのあたりのところを御了承していただき、今、いろいろと御協議いただいたことについては、今後、十分、会議をさせていただくという気持ちでございます。

○議長（黒川重憲君）　旗野行雄君。

○１７番（旗野行雄君）　私も市川議員と同様、同僚議員が質問されるので質問は差し控えようと思っていたわけですが、質疑の中で、どうも市長の答弁で納得いかない点があるので質問させていただきます。

冒頭、天野議員の質問に対して市長は、推薦する以上、私の知っている人でなければ責任が持てないから、推薦の範囲を私の知る範囲の人にしぼったと、こういうような発言がありました。確かにその辺は、うなづけないこともないわけですけれども、教育の中立性という大きな問題があります。教育の中立性を保つためには、広く各界、各層から人材を選ばなければならないと、これも私が言うまでもないことと思うんです。

市長は革新市長会に所属しておりまして、革新系の人だということは否定されないと思われます。いろいろなことで、過去、私が質問したことがあるんですが、市長に当選した以上は、そういうことでなく公平にやりますというような答弁もありましたけれども、人脈的にどうしても革新系の人につながっていると。これは否めない事実だと思うわけなんです。とすると、どうしても知っている範囲から選ぶということは人選が偏りがちになる。これはこれで仕方がないことだと思うんです。私が知っていなければ責任を持てないんだということは、おかしいことだと思います。

いろいろの人の意見を聞いて、例えば知らない人でも、その人の推薦者がこうだとか、ある

いは経歴がこうだとか、あるいは直接その人に会って、もし何か疑問の点がありましたら、会って確かめれば教育委員に適任かどうかということは、わかるわけです。その辺、どうお考えなんですか。

いま一つ、この２５市の例を見ても、全然、他市から選ばれた例は東村山の例を除いて、ないわけです。当然これからの教育問題で、よく地域の教育力とかいうことも言われておりますし、他の条件にして同じなら、これは市民から選ぶ方がよっぽどいいに決まっているわけです。こういう、４人の教育委員の半数は他市から選ぶということは、日野市民に――言い方を変えて言えば、教育委員の適任者がいないと、こういうことを言われても仕方がないと思うんです。これは、まさに日野市民を侮辱しているんじゃないかと私は思うんです。どうでしょうか。

その二点をお伺いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほども同様の御質問をいただきまして、お答えをさせていただきました。

狭い意味で私が知るということではなくて、なるべく広く情報を求めて、その範囲の中でということでございますから、何か個人的に知っているというようなことで大切な人材を決めるなんていうことじゃございません。情報としてあちこちの御意見も承りながら適任の方を探してお願いをするということでございまして、今回の人選は特にそういうことを配慮をし尽くしたと、このように思っておるわけでございます。

いま一点の、日野市民を侮辱しているんではないかというのは、私は当たってないように思います。日野市民でいろいろ社会活動をやっていただいておる方も多いわけであります。また、教育委員さんだけが教育にかかわるということじゃございません。ますます広く教育の健全育成等の運動を発展させまして、そして教育活動に活発に音頭取りをしていただくということは、それぞれ可能な方でいらっしゃると、こういうことでございます。

○議長（黒川重憲君）　旗野行雄君。

○１７番（旗野行雄君）　以上だけ申し上げて、これ以上、何を聞いても平行線をたどるばかりだと思うので、質問はこれ以上出しません。

○議長（黒川重憲君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　　教育委員会の委員は、今後は日野の市民の方にお願いするよう努力をしていただきたいということを要望しておきます。

以下、理由が四つありますが、一つは教育委員会制度の沿革からいって、教育長は別ですけれども、この沿革上の理由からいって妥当であろうというふうに思います。

第２点としましては、やはり、憲法上から見ても地方自治の本旨という精神からも、それは言えるであろう。

第３点目としましては、やはり教育権というのは、その子供の教育権というのは原則として、やはり親が持っているであろう。そういう立場からも言えるんではないか。

４番目には、やはり地域に根ざした教育ということを目指す姿勢からは、よりそのような運用を図った方がよろしいのではないかということを将来に託しまして、意見とさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　　先ほどの長沢教育長の答弁の中に、特に公務員の選出の中に、私も公務員でありましたから、ちょっと考え違いしているところがあると思うんですね。ということは、公務員というのは試験が受かって面接になる、そして身元が調べられる、そのときには、たしか三親等までこれは調べられるんですね。そうなりますと、当然この 村田先生の場合にも、やはりそういうことも配慮しなければ、人柄がいいからいいんだとか、そういう答弁では、やはり、まずいと私は思うんですね。

そういう面で、ぜひ、そういうところをやはり考慮して選出するのが筋だと、私は思うわけであります。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　　石坂勝雄君。

○２７番（石坂勝雄君）　　議案の１２６号の「日野市の教育委員の任命について議会の同意を求める」という案件について提案のあったことに対して、私が意見というか、後の議長の採決によっては、いわゆる討論という形になるかもしれませんが、私は、あくまでも意見という立場で申し上げたいと思うんですが、我が自由市民会議の皆さんが６人、いろんな質疑をされました。質疑に対して私は、いわゆる意見でございますので重複を避けたいと思うんですが、市長の、いわゆる物差しですね、いわゆる物の考え方というか、その物差しと我が自由市

民会議の１３名の方が考える物差しとが、幾ら質疑をしてもかみ合わない、こういうことに、私、まず第一点、意見として申し上げておきます。

ただし、少なくとも教育委員の選任同意の案件というのは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、教育委員というのは日野市の場合であれば５人の委員をつくるんだと。任命する市長が、いわゆる選任をして、議会の同意を得て選任をするんだということの中で、きょう行われています。

私、もちろん、その中からきょう出てきている人が、地方団体の長が責任を持って選任をしてきて同意を求めているんですから、人格にしても教育、学術、文化にしても卓越している識見があるということは承知しております。

しかし、いわゆる６人の質疑の中にもあったように、さっき山口議員が資料要求をされて他市の教育委員の状態を見ても、まず当市に住居を構えていない人は、東村山の教育委員長さん１人だと。教育長は、これは私は少なくとも内部の――いわゆる先ほど市長は、職員との問題を言われましたが、私は職員と、特別職である少なくとも議会の同意案件をするこの教育委員と同一している物差しというのは、余りにも感覚が違うんではなかろうかと、これも一つ、意見で申し上げておきます。

そういう点を思うときに、過去の、いわゆる森久保教育委員長が――この資料では、まだ森久保教育委員長が委員長というようななにで報告されていますが、森久保教育委員長、池尾委員、いわゆる肥後委員、野呂委員、こういう人を見ても長沢教育長以外は日野に在住されておりました。

今回の選任に当たって、私も市長と、たまたま意見の交換をする機会があったので、でき得れば森久保教育委員長のかわりは――私は、これは一方的な意見になるかもしれませんが、例を、国の国会議員の数などから見ても、国会議員が５１１名います。今、自由民主党は３０７議席だと思いますが、３０７議席としても、６割近い数字を占めております。

こういう点を考えて、日野でも少なくとも議会の同意をするというのは、市民の代表である我々議員に少なくともゆだねられる最大な、ひとつの権能ではないか。ほかの、いわゆる議決事項と同じように……。最大な権能は、我々の市長が選任する責任があるかもしれませんが、我々議員としても責任を持ってこれに同意をするかしないかということは、重大な責任だと私は思います。それも、しかも１３人を擁しているということは、少なくとも４割以上を占めて

おります。この中で我々の意思が少しも入らない。恐らく市長は、この市長の物差しというのは、いわゆる教育の中立性、市長の責任を持った人は立派だから異存がないんだと、こういうお考えだと……。私、これも市長の、いわゆる権能の中で良と思います。

しかし、円満な、この人の選任をしていく過程から見た場合には、先ほどの、いわゆる他市を見ても市内の居住者でない人は、東村山の教育委員長１人だと。教育長は別ですが……。

私、教育長の問題にちょっと触れますが、教育長というのは全く別な問題もあるんですね。教育長になるためには東京都の教育委員会の同意が必要です。東京都の教育長になるには文部省、文部大臣の同意が必要です。全く、委員の選考に当たっての過程とは違う問題です。

こういう点を考えた場合に、市長は非常に何ていうか、私は決めつけます。市長独自の物差しでやっているではないかと。こういうことは、少なくとも我が自由市民会議は１３名を擁しております。この意思を少しも組み入れないということが教育の中立性、しかも日野教育行政の円満の中で妥当かどうかということを私は疑わざるを得ません。どうか、そういう点で……。

それから、一番、今回の、いわゆる選任に当たって、村田安正さんの問題でございます。

確かに村田さんとの、私は、人柄については、いわゆる若いときから、それも苦労する半ばの時代からよく知っております。それで、百草台の校長になられまして、潤徳の校長になられて、第一小学校の校長を最後にして教育相談員をやっていることも十分承知しております。この人の性格も私は、この中で見れば市川議員より、並び称されるぐらい知っているつもりです。情において私は、全くこの問題を何か言うということは忍びがたいのであります。

それだからこそ、私は、少なくとも代表者会議のときにも申し上げました。少なくとも過去のいろんな経緯の中で欠陥議案だということだから、今回は議長もやられて最初から送付されたと、こういうことでありました。私は、少なくとも代表者会議をやられるというんであるならば、そのときにきて市長はいろんな説明をされて、その後にこういう文書的なものを送付してもいいんではなかろうか。議案としては送付されてもいいんではなかろうかという考え方を持っておりましたが、しかし、これでも、確かに岸さんという人は、明星大学に教鞭をとっておられるが、市外に住んでおられる。こういうことに対しては私の物差しとは違うけれども、村田先生に対しては問題がないと、こういう考えでおりました。

しかし、８日の開会になって、いろんな意見を交換してくる中で、私は、この問題の物差しも――もう質疑は出ていたから私は申し上げません。物差しの問題、その人の考え方です。は

っきり申し上げます。こちらにいる、いわゆる共産党の議員団さんなり、ほかの人は、市長の物差しと同じだからいいということでありますが、私も、その委員方も決して間違ってはおりません。むしろ、その方が適切かもしれません。

ただし、私が一番心配するのは、村田さんの人柄から見て、こういう十字架をしょって教育委員に選任されることの方が非常に苦しいではなかろうかということを、私も見方によれば友人の１人として、考えました。しかし、私は議員という少なくとも市長が選任した者に対する同意をするという権能の中で、私は、しっかり態度を決めなければいけないということで態度を決したのであります。そういうことを思うと、こういう姿の中で議案に対し、すること自体が、いわゆる物差しの問題ですから、私はどっちがいいとか悪いとかは言いません。私の物差しは、市長が何か再考すべきではなかろうかと、こういうことを申し上げました。

そういう点で、１人は、岸さんに対しては市に住んでいられないと。これは、あえて申し上げます。いわゆる他市を見た場合、恐らく――しかも、この人も大学の教授という立場で、そんなにひまのある人とは申せません。過去にも私は、そういう問題を聞いております。大学の教授に対して……。市長は、いわゆる幼児教育センターをやっておられるというような特殊な関係なり、こういうことでひまはあると判断されたかもしれませんが、そういうことも私の選考の過程というか、同意の過程の可否についての資料になっております。

村田先生に対しては、私は、教育者として、教育委員としての全く適格者であると信じますが、そういう十字架をしょわせてやることが適切かどうかということに対しては否という、私は考え方を持ったということでございます。

以上をもって自由市民会議の、いわゆる意見といたします。終わります。

○議長（黒川重憲君）　　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　９番中谷です。

教育委員の選任に関して幾つか質疑があった中で、私は、人間の尊厳、あるいは近代社会の常識を覆すような問題が出されたと思いますので、このことについて私の意見を述べたいと思います。

問題として出された中身でありますけれども、同意を求められている人の親族というか、身内の中に社会的な犯罪を犯したということをもって、全くの別人格であるにもかかわらず、これを社会的な評価の基準にするというような、そういうふうな御意見があったと思うんです。

私は、これは、全く近代社会といいますか、民主主義社会の常識に反することであるというふうに思います。もし、こういうことでその人の社会的な資格なり、そういうものが評価されるならば、歴史は恐らく１００年も２００年も逆戻りして、全くの封建時代と同じようになってしまうと思うわけであります。もし、こういうふうなことが資格を判断するということになれば、経歴書だけじゃなくて、その親族の家系だとか、家系の中に犯罪者がいるかいないか、そういうふうなところまで調査しない限り、社会的な仕事につけないと、そういうふうなことになってしまうのではないかというふうに思うんです。全く、民主主義近代社会の常識に反するような問題の取り上げ方であったと思うんです。

あくまでも教育委員の選任は、その人の経歴なり社会的な評価から判断すべきであるというふうな意見を、一言、述べさせてもらいまして、私の意見とさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川重憲君）　挙手多数であります。よって議案第１２６号日野市教育委員会委員の任命の件は同意することに決しました。

これより請願第６１－１８号「大型間接税」導入阻止に関する意見書決議を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６１－１８号の常任委員会への付託は、会議規則第１３８条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第６１－１９号日照を阻害する樹木の移植または伐採に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６１－１９号の常任委員会への付託は、会議規則第１３８条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第６１－２０号「大型間接税の導入に向けた一切の準備作業をやめることを要請します」に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６１－２０号の常任委員会への付託は、会議規則第１３８条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。本日の会議は、この程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって本日は、これにて延会することに決しました。

本日の未了日程は、明日の日程といたします。

明日の本会議は午前１０時より開議いたします。時間厳守でご参集願います。

本日は、これにて延会いたします。

午後4時１１分延会

12月11日　木曜日　（第4日）

昭和61年
第4回定例会

日野市議会会議録　（第37号）

12月11日　木曜日　（第4日）

出席議員　（30名）

1番	奥住日出男　君	2番	宮沢清子　君
3番	高橋　徹　君	4番	土方尚功　君
5番	山口達夫　君	6番	天野輝男　君
7番	福島盛之助　君	8番	福島敏雄　君
9番	中谷好幸　君	10番	小俣昭光　君
11番	川嶋　博　君	12番	馬場繁夫　君
13番	夏井明男　君	14番	小山良悟　君
15番	馬場弘融　君	16番	高橋徳次　君
17番	簇野行雄　君	18番	一ノ瀬　隆　君
19番	板垣正男　君	20番	鈴木美奈子　君
21番	中山基昭　君	22番	秦　正一　君
23番	黒川重憲　君	24番	古賀俊昭　君
25番	谷　長一　君	26番	市川資信　君
27番	石坂勝雄　君	28番	名古屋史郎　君
29番	竹ノ上武俊　君	30番	米沢照男　君

欠席議員

（な　し）

説明のための会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	中村亮助君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大貫松雄君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	富樫和美君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　小野口純子君

議事日程

昭和６１年１２月１２日（木）

午前１０時開議

（議案上程）

日程第１　議案第１２７号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第２　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１から第２まで

午後１時１０分開議

○議長（黒川重憲君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２６名であります。

これより議案第１２７号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第１２７号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市一般職の職員の給与に関する条例第１６条に定める期末手当１００分の２０４.５を１００分の１９７に改めるものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは、議案第１２７号につきまして、御説明申し上げます。特別のお計らいありがとうございます。

この議案は、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。最初の２ページ、３ページをお開き願います。

今、提案理由で説明いたしましたように、第１６条の第２項の１００分の２０４.５を１００分の１９７に改めるというものでございます。そして、さらに付則で、この条例は、交付の日から施行し、この条例による改正後の日野市一般職の職員の給与に関する条例の規定は、昭和６１年１２月１日から適用するということでございます。

適用を終えまして、次に支給日の特例といたしまして、付則の２項で、昭和６１年１２月期の期末手当及び勤勉手当に限り、その支給日は、第１６条第１項及び第１７条第１項の規定にかかわらず、昭和６１年１２月１７日とするというものでございます。

それでは、次のページの４ページ、５ページで御説明させてもらいます。新旧対照表でございます。５ページの旧条例でございますが、期末手当第１６条のところでございます。それの第２項で、支給率のところでございますが、棒線を引っ張ってある、１２月に支給する場合においては１００分の２０４.５を、新の方でアンダーラインをしてあります１００分の１９７に

変更するものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　昭和６１年の１２月期の期末勤勉手当が、ここで議案として出されたわけであります。先ほど、午前中、全員協議会で下説明がありましたので、理解するのもかなり早く私もできるのではないかと思いますので、何点か質問をいたしますので、御回答をお願いいたします。

まず、今回の額の支給率の決定等に当たりまして、組合と交渉が重ねられてきたと思いますが、全協でも簡単に御説明がありましたが、要求額の提示から妥結までの詳しい経過を、お尋ねをいたします。

なお、支給額の総額、並びに平均支給額、これらについて、現在は管理職手当等も算入されているわけでありますので、全協の説明の数字も、それらを含んだものだと思いますが、もう一度この場で、それらの点について、御説明をお願いいたします。

それから、職務別の、いわゆる部長さん方、課長さん方、また係長さん、一般職の方、いろいろ平均支給額、それぞれ金額については差異があるわけでありますが、この場では、部長、課長、それから係長さん、それぞれについて、最高、最低を教えていただきたいと思います。

なお、いわゆる４等級、５等級の一般職の方については、最高額で結構ですので、あわせて御回答をお願いをいたします。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは、逐次回答をさせてもらいます。

第１点の、組合との交渉関係でございますが、１１月２１日に3.5という統一要求が出されました。それに基づきまして、実際に検討に入ったのが、２７日の第１ブロックの助役会で、これらについて意見交換をいたしまして、これは８市でございます。そして、その中では、やはり有額回答というものは、今の時点では難しいというようなことで、そのままになりまして、２８日の回答指定日でございます、ここで団交を持ちまして、現時点ではまだ回答は難しいということで、有額回答は出せなかったのでございます。

それから、その夜でございますが、助役会が招集されました。ここで、これは全大会でござ

います。２６市の助役。これで、やはり意見交換に入りましたが、まだ非常に難しい情勢であるということ、回答が煮詰まらないというようなこと、それから市長会からの依頼というものが、そこで初めて出まして、実務担当の助役で検討しろということでありますので、それか皆さん持ち帰りまして、また検討するということになりました。

それから、１２月の３日、４日が、通告を受けました１割の座り込みということでございます。この座り込みにつきましては、３日におきましては４０人、４日におきましては５３人の座り込み、というような実績でございました。そして、その間、助役会が開かれまして、３日は１２時近くまでいたしました。そして、そこで国、都並みの2.5カ月ということでの決定を見まして、４日にそれを提示いたしました。いたしましたところ、非常に厳しい中での、そういった説明をいたしましたんですが、組合の方は、何としても昨年の2.６４を下がることはできないというような、強い強硬姿勢でございました。

そして、その晩、さらに、これは夜でございますが、４日の１０時から朝方の５時まで、断続的に助役会が休憩になり、そしてまた開かれておるわけでございます。その間、これは夜中でございますが、もう５日になりました。５日はストライキを構えております。非常に助役会でまとまりがつきません。そうした中で、市長会の全体会が開かれ、そして最終的に市長会の決定を見まして、2.５３というものが出ました。直ちに持ち帰りまして、団交に入りまして、これを了解してもらうように説得に入り、そしてまた団交を持ったわけでございますが、やはり拒否されました。

そして、さらに9日、1時間ストということでの通告を受けまして、さらに助役会が9日の午前零時から行われまして、そしてそこでもまとまりは、非常に難しい、このまま2.5.3ではとても実務的に助役会ができないというので、再度市長会に要請をいたしまして、市長会は三役会を開きまして、またそこで出て、いろいろ話があったんですが、さらに二度も市長会の方にお願いして、明け方でございますが、２.５７という線で、これでぜひ全力を挙げて説得せよということで、帰ってまいりました。そして、９日のストぎりぎりまで、市長を初め私たちが説得に入りました。いろいろ入りましたんですが、不幸にしてストライキに突入ということになりました。

そして、途中、３０分過ぎた時点で、都本部指令に基づくストライキ中止、ということでございます。中止でありますから、直ちに妥結ということで、私たちは臨んだのですが、妥結は

できませんでした。そして１日置きまして、きのうの５時１５分前におきまして、職場委員会の決定をもちまして、正式に妥結にこぎつけたというのが現状でございます。これが１点でございます。

続きまして、支給総額につきまして御説明申し上げます。本年度2.５７ということでございます。昨年度と比較しながら御説明申し上げます。

昨年度は、実質支給額１人当たりでございますが、６９万8,５９５円という数字でございます。これは、2.６４５カ月でございます。そして、本年度は2.５７カ月で、７２万7,５８０円という数字で、この差が２万8,９８５円ということでございます。そして、平均支給額が、６０年の場合は３８.０でございましたが、６１年度は３８.０５歳でございます。それから支給総額でございますが、現在、支給対象者といたしまして、1,４０１人でございます。これに、先ほどの７２万7,５８０円を掛けまして、１０億1,９３３万9,５８０円という総額でございます。

次に、３点目の、各職務に対しまする部課長の最高、最低、それから一般職の最高ということでございますので、ここでお読みいたします。

部長職でございますが、最高は１６２万2,８５２円でございます。最低が１２５万2,８２４円でございます。

次に課長職でございますが、課長職の最高が１５０万7,５２３円でございます。最低が１０５万7,８３８円です。

その次に課長補佐がございます。課長補佐の最高が１２４万４３６円です。最低が１０３万1,７５２円でございます。

係長職でございますが、１１３万7,４８２円です。最低が７２万７８２円です。

一般職で、最高でございますが、１１１万7,１２８円でございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　ありがとうございました。

従来のボーナスにおける各職務間の逆転現象というのは、ほぼ管理職手当の算入によって解消しているわけですが、課長補佐職も設けられたということで、若干のまだ逆転はあるにしろ、おおむね私どもが指摘した点については、解消しているように思います。

それから、先ほどの組合の交渉経過の中で、今月の３日、４日に座り込みが行われたという

こと、それから９日に１時間ストライキが当初予定をされ、ストに突入して３０分を過ぎた時点で、中止をされたという話でございましたが、５日の日については、ストライキはどうだったのか、もう一度。それから、９日の日のストライキは何分の職場放棄なのか。

もう１点、座り込みの場所、それから日にちについては３日と４日だけで間違いないのか。それから、５日の日は実際にストライキが行われたかどうか。９日の日は何分か。もう一度、お答えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　３日、４日、実際に行われまして、１割動員でございまして、場所は市長室の前でございます。廊下でございます。

それから、５日の１時間ストでございます。これは、３５分から４０分で集会を解きました。９日は、ぎりぎりのところでありましたんですが、本部指令が入ったのが２８分ごろでございますが、間に合わなくて、３５分ぐらいにそれが報告されているようでした。そして４０分ぐらいで各自解散したということでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　それでは、いずれにしても５日と９日については、ストライキが行われたということで、５日については当然賃金カットを伴う３５分から４０分ということですので、賃カツが行われると思います。９日も同様だと思いますが、これらの一連のストライキについて、先ほど市長は全協の場で、違法ストである、ということをはっきりおっしゃったんですが、ストライキを構える組合に対して、事前にどういう対応をなさっているか。全協の場では、警告をしているということもおっしゃったんですが、その警告の内容と、それから同じくストが行われた後、スト決行後に、先ほどのお話では訓告をしているという市長のお話がございました。この訓告については、文書なのか、それから口頭なのか、これらの点についてもう一度、全協の場でははっきりこの点についてはわかりませんでした。お尋ねをいたします。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　ストに対しまする場合との対応でございますが、これは心ず私どもは、その前に文書でもって中止を呼びかけております。その内容は、いまここにお持ちしま

せんが、本旨はこういうことでございます。「何月何日、何時間のストを決行の模様であるが、これは地方公務員法　第３７条により、スト権の禁止ということに基づくものであるから、こういうことの違法であるから、それをしないように強く呼びかける」ということでございます。そして、それは職員課長から組合の執行部、委員長がおられなければ副委員長、あるいは書記長の方に渡されます。

それを受けまして、先ほど申し上げましたように、庁内の管理規則に基づくビラ、あるいはステッカー、そういうものについての撤去、あるいは座り込みの退去ということにつきまして、庶務課長がじかに組合の事務所に行きまして、そこで強く要請してまいってきております。

そのような状況を踏まえながら、そして談合の席、あるいは事務折衝の席で、常にそれは私からも強く指摘し、そしてそれを撤去なり、あるいは違法であるというようなことでの話は、してまいってきております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　市長にお尋ねをいたしますが、先ほど訓告をしているということをおっしゃったんですが、訓告というのは、当然強制措置と呼ばれているものなんです。いわゆる懲戒措置、つまり処分ではなくて厳重注意、訓告というのは注意処分に当たるわけです。処分ではない、注意に当たるわけです。これらについては、文書でそれぞれスト参加者に行っておられるのか。口頭でそれぞれ参加者に対して実施をしておられるのか。訓告をしているとおっしゃいましたので、その具体的な内容について、お尋ねをいたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一般常識といたしまして、サービスに支障があってはならないことは、申すまでもありません。

したがいまして、事前に警告を行い、事後にも、先ほど私は用語で訓告というふうに申しましたが、正確には戒告だということでありました。これは交渉の場で対応する際に、口頭で行っている、こういうことであります。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　市長、戒告に、口頭による戒告処分というのは、絶対あり得ないんです。

つまり、懲戒処分の場合には、総務部長等は御存じだと思いますが、いわゆる免職、停職、減給、戒告と、四つあるわけです。そのうちの戒告というのは、当然文書において本人に通知するということは、これは当然のことなんです。今、口頭で戒告をなさっているということですが、恐らく全国の自治体で、もしそういうことをなさっているとすれば、日野市だけだと思うんです。

公務員の服務規律の緩みということで、再三私は、日野市だけに限ったことでなく、ほとんど民間企業においてはストライキ等が行われない中で、法律できちんとストライキの禁止がうたわれているにもかかわらず、地方公務員のみがストライキ行為を繰り返す、職場放棄を違法な形で行うということについては、常に人事当局者は毅然とした態度で臨むべきだということを、私は主張してまいりました。今までは、一度も処分というものが行われていないわけです。先ほども全員協議会で、賃金カットを実施しているということはお話しになりましたが、これは山口議員のおっしゃったとおり、つまり働かなかった時間については、その分の給料は払わないということですから、これは処分でも何でもないわけです。当然のこれは賃カツというのは処置であって、処分ではありません。

市長は、今、戒告を行っているということをおっしゃったんですが、戒告になると、これは当然処分になってきますので、実態と甚だこれは異なっている。つまり、市長は大変な誤解をされているんじゃないかと思いますが、人事当局の、市の最高責任者として、ちょっと認識が甘いのではないかと思いますが、訂正されるならば、ここで行っていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　法規上の正確な表現では、警告、こういうことでございます。それ自体に対しまして、いろいろな説得の言葉を用いるわけでありますし、文書で行っているのは警告だ、ということであります。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　これは私ども専門家でない者、また市民がそれぞれこうして違法行為を行われる際に、どのような対処を市当局がやっているかということを考える場合、いろいろ用語の点で、混同があったり、混乱があることは、それは仕方ないと思います。

しかし、市長は人事管理の最高責任者であり、しかも総務部長以下のスタッフを持っていらっしゃるわけです。そういう立場で、こうした違法行為に対する対処をお考えになる場合、少

なくとも用語の混同とか、それから実態の把握が甘かったりするようなことは、許されないと思うんです。今、市民に対してさほど迷惑がかかっていない、というようなお話もありましたが、実際は、昨年度、昭和６０年度には大体６回違法ストが行われております。そして、合計で２３６分、延べ2,１９３人の人が、違法ストライキに昨年、６０年度は参加をしているわけです。つまり、大体４時間近くは職場放棄、つまり職員がいなくなったという勘定になるわけです。

こうしたことを踏まえて、実際の職場放棄の時間というのは、復帰する、つまりそれぞれの持ち場に着く時間等も考えれば、もっと長い時間が実際はストライキとして行われているということは、これはもう市長もよく御存じだと思います。これだけの長い時間の違法な行為が、再三、昨年度も繰り返されているし、ことしもまた行われたということは、違法性を認めながら、その対応については非常にあいまいだし、今の御答弁のように、はっきり市長自身がつかんでおられない。

先ほどの全協で、幾ら非公式の場とはいえ、３０名の議員に対して御説明があった中で、はっきり訓告はしているとおっしゃったんですから、私は、ではその訓告は文書ですか、また口頭ですかということをお聞きしたいのであって、これらの処分を含まない、つまり処分ではない、いわゆる注意ですね、これについてはどちらの方法でおやりになっているのか。

また、先ほど戒告ということもおっしゃったんですが、戒告は、いまだかつて森田市長は私はおやりになっていないと思っておりますが、その点、はっきり御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　正確な認識、並びにまた用語の正鵠を期していかなければならない、このように申し上げたいと思っております。

先ほどお答えをした趣旨でございまして、文書による事前の警告、並びに事後の、どういう言葉を使っていいわけでしょうか、そのようなことのないようにということを徹底させるように、ということでございます。

そして、私の、庁内一般に、月曜の朝等あいさつをする中で、そのことを絶えず訴えておる、こういう状況でございます。

○議長（黒川重憲君）　　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　市長は、きのうの人事案件、教育委員会の委員の選任同意の議案の提出に当たって、適法である、つまり手続きとして違法性はないということを強調されましたが、こうした一連のストライキ行為というのは、明らかに違法だということで、市長自身もお認めになっているわけです。これらに対する責任者のお立場で、きちんとした対応がなされなければ、職場の秩序維持も、私はできないだろうと思います。まじめに働いている人と、こういう違法行為を繰り返す人が、同じように勤勉手当も支給される。しかも制裁は何もない。働かなかった分の賃金カットだけということでは、まじめにやる人にとって、大変私は失礼ではなかろうかと思うんです。

こういう点で、市長がおっしゃったのは、戒告は行っていない。つまり、注意わこういう違法行為はやらないようにということを、ゾトライキの事後におっしゃっているということだろうと思うんです。しかし、そういう口頭での注意ということは、非常に抽象的なんです。１人１人お呼びになって、スト参加者の職員に対して注意をなさっているのか。具体的にはどういう方法で行われているか、私には、今の段階ではわかりません。

ですから、本来であれば、口頭による注意というのは、全く無益なんです。はっきり、こういうことが繰り返される以上は、それぞれの職員個人に対して、文書で訓告をする、つまり注意を行うということが、正しいやり方なんです。恐らくそういう指導がなされているのではなかろうかと、私は思います。

総務部長にお聞きをいたしますが、もう一度はっきりその点をしていただきたいんですが、戒告はいまだかつて一度も行われたことはないということは、これは間違いないと思うんですか、その点の確認。

それから、訓告の方法、注意、これは具体的にはどのような方法で、今まで違法ストに参加した諸君に対して行われているのか。何もしていなければ、していないでもいいんですよ。ただ、何となく放送で全庁向けに朝の市長のあいさつの中で、そういうことはしないようにとおっしゃっている、漠然とした注意の伝達の方法なのか。その点を、総務部長からで結構ですから、実態を、はっきりしていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　戒告については、いまだかつてありません。

それから、内容の手段、方法でございますが、今申し上げましたように、ストライキを構え

る前につきましては、そういうことでの中止指令ということを、強く要望しております。

そして、さらに、落としましたんですが、各職場長に対しまして、総務部長名でもちまして、服務規律の厳正ということから、やはりストライキに参加しないよう呼びかけるとともに、各部長さん方には、水曜日の朝礼におきまして、それを各個人個人に伝達してもらうよう、要請してあります。

そうしたことを、具体的にはやっておりますが、さらに終わりました後で、時間がたちましてからですが、いろいろなほかの事後折衝の段階で、この前のストについては違法だからというようなことでの、強い警告は発しております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　警告を発しております。注意をしておりますと、市長もおっしゃるし、総務部長も今おっしゃったんですが、ですから、その具体的な方法はどのような手段ですか、方法ですかということを、私はお聞きしているわけです。

職場秩序を維持していく上で、きちんと、どういう方法でこうやっているということがなければ、最低のルールが行われていないということになるんじゃないですか。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　今お答えしましたように、具体的には文書で渡してあります。

それからまた、組合そのものについては、執行部にそれを、これは文書で渡すよりも口頭で、そこに責任者が行きまして、これは私も庶務課長のときにやりましたですけれども、実際に行きまして、そこではっきりと申し上げてきております。それでないと、さらにそれが文書だけではちょっと弱さがありますので、私はそういうふうなことをとらせて、皆さんの前で、そして組合員執行部の前で、それを堂々とやってきております。そういうことをやっております。

それから、朝礼におきましての、各部長さんにお願いいたしましての伝達は、朝礼の中での厳しい伝達をお願いしている。これが実際でございます、具体的な。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　ストライキを構えた時点で、事前に市当局が対応される内容については、文書をもって警告、つまりストを行わないようにという働きかけをなさっているというのは、よくわかります。

その終わった後、やっちゃいけないよと言った後に、実際やってしまっているわけです。その後を、具体的にどのように対応しておられるか、ということを今お聞きしましたら、先ほどは市長は、訓告をしているとおっしゃったわけです、全員協議会で。この３０人の議員の前で。ですから、その訓告の実態はどのようなものかということを、私はお聞きしたかったわけです。

そうしますと、今いろいろ聞きだしてみますと、非常にあいまいなんですね。組合の方に、事務所まで出かけていって、総務部長からストライキを行ったことについては遺憾であるというようなことを、口頭でお伝えになっていることをもって、訓告を行っているというふうに、市長はお答えになったのかどうか、はっきりその辺してください。ストライキが行われた後に、組合員ないしは個人に、参加者に対してですね、口頭で何かおっしゃっているのか、組合だけにその意を伝えておられるのか。文書は一切――ストライキの後の注意、市長がおっしゃった訓告については、一切文書は出ていないのかどうかです。実態をはっきり、明らかにしていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　お答えいたします。

後につきましては、文書、そうしたものはありません。口頭でやはりその意を伝えております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　総務部長は、口頭でその意を伝えているという、その内容は、ストライキは違法であるからやっちゃいけないと注意したけれども、実際皆さんはやった。今後、こういうことがないように、違法な行為であるから違法は慎みなさい、やめてもらいたいということを、口頭で、市長名でお伝えになっているんですか、それは総務部長名でお伝えになっているんですか。

市長がおっしゃった、訓告を行っているという全協での御発言は、そのことを指しているのかどうか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　用語の正鵠は期さなければならないわけでありますが、戒める、あるいは教える、こういうことを口頭で行っておる、こういうふうに申し上げたわけであります。

○議長（黒川重憲君）　　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　　それでは、口頭でということは、個人に対してなのか、組合に対してやっておられるのか、その点、もう一度御答弁をいただきたいと思います。

それから、市長は、用語のことは云々とおっしゃったんですが、非常にその点、ちょっと無責任だと思うんです。こういう職場の一つの、大変大勢の方、1,４００人以上の方がおられる大世帯の職員の皆さんを統括し、そして職場のいろいろな考え方の方もいらっしゃるでしょう。そうした方をきちんと適法に、そして効率的に、また市長のおっしゃっているように、親切、能率というような点を踏まえて、仕事をやっていただくためには、やはりルールがなくちゃいけないわけですよ。つまり、ルールを無視して、職員の方に対して職場の秩序とか、士気とか、そういうものを市長がいかに鼓舞されても、全く私は水泡に帰すことだと思います。

ですから、やはり人事を担当しておられる理事者、また、そういう部長さん方の一番上に立っていらっしゃるのが市長ですから、特に一般の参加者に対しては、懲戒等の処分がある。この中には幾つか、減給とか免職とかいうものがあるというのは、はっきりしているわけですよ。しかも、首謀者の、つまりあおったり、そそのかしたりした人については、法律できちんと刑事罰が科されるということになっております。ですから、それらにおられて参加した人に対しては、法律は何も定めていないんです。つまり、人事当局者である市長が、厳正に対応しなさいということで、懲戒処分が決められているわけです。その中に、先ほど市長が間違ってお使いになったお言葉の、戒告があるわけですよ。

その辺はきちんと、最低それだけのことは、職員の方を責任持って統括していかれる立場で、承知しておられるのが、私は当然のことではないかと思います。そういう点を踏まえて、私が最初にお聞きいたしました、口頭で伝えているという市長の注意の意を伝えておられるその方法は、具体的に組合事務所に行って、担当部長か、助役がいらっしゃるときは助役だったのかわかりませんが、注意をなさっているのか。ストに参加をした職員の人たちに対して、口頭でどなたかが伝えておられるのか。

実際やっているとおっしゃっているんですが、どのような方法でやっておられるかということを、私は聞いているわけです。自分でやっておられることですから、お答えになっていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　団体である組合に対しましては、さっき総務部長が答えておりますように、組合の代表に口頭でそのように伝えておる、こういうふうに申し上げております。

私は、庁内放送によって、月曜日に行っております訓話の際に、職員の皆さんということで、一人ひとりが聞いておるわけでありますから、そういう形で伝達をしておる、こういうふうに解しております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　職場において、では部長さんなり課長さんが口頭で、ストの参加者に対して注意していると解している、というお話ですが、では部長さんや課長さんは、果たしてそれを本当にやっておられるかどうかというのは、まだわからないですね、この段階では。しかも、組合に対しては口頭で、職員団体については注意を申し入れているといいますか、お伝えになっているということはわかりました。

しかし、各職場で市長の月曜スピーチか、訓話とおっしゃいましたが、教訓を垂れてお話しになる放送の中で、スト参加をしたことはいけませんよということを、ストライキの争議行為の事後措置としてとっておられるということは、それは結構だと思いますが、具体的に、それでは直接参加者に対して、各職場でそれでは部長さんないしは課長さんから、参加した当事者に対して、口頭で、日野市役所の中においては市長の注意の旨が伝わっている、というふうに解していいのかどうか。実態を踏まえて、もう一度御答弁をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　先ほど申し上げましたように、各職場におきましては、課長のところまで、私なり、あるいは助役がいた場合には助役名で、ストライキの中止、そうしたものについて、文書で行っております。

そしてまた、この間の例をとりますと、その前に庁議が開かれております。その庁議の席上におきまして、私が各部長さんにお願いして、そういう構えがあるということで、公務員法37条です、これに基づいて違法、これを強く主張して、そして参加しないようにということで、お話ししてあります。

そして、さらに、先ほど申し上げました各部長さん、あるいは課長さんが毎日の朝礼におきましての対応をお願いしておりますので、それぞれのところでおやりになっていると、私は信

じております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　非常にその点があいまいなんです。つまり、違法行為だということは、市長もはっきり、当たり前のことなんですが、認めておられる。しかし、違法行為が市役所の中で、組合によって、白昼行われているわけです。

その事後の処置については、今お聞きする範囲では、あいまいですね。はっきり、こうやっているというものが、何もないわけです。先ほど申しましたように、懲戒権というのは、市長しかないわけですよ。ですから、一般の参加者に対しては、市長が懲戒権を行使する以外に、制裁措置は何もないわけですね。しかも、制裁措置に行かない前の注意とか、訓告という措置について、実態がはっきりしていない。やっているとおっしゃるけれども、そう信じているとか、そういう表現で、こういう形で過去やってきたというものは、何もないわけです。

一つ、この場ではっきりしたことは、組合の事務所に、呼びつけられているのか、行っておられるのか、何かわかりませんが、とにかく組合の幹部に対しては、ストライキをやめてくれよ、いけないよ、ということはおっしゃっているということですが、口頭のそういう伝達というのが、果たして、人事管理をなさっている責任ある立場でおやりになる方法として、私は最初のうちはそれでもいいと思います。

しかし、先ほど申しましたように、昨年度、昭和６０年度は６回違法行為、ストライキが行われているわけです。ことしもそうです。おととしも、またその前の年も、同じようにたくさんの人がストライキに参加して、その都度、注意はしました、いけないと思いますということが、なし崩し的に行われて、今日に及んでいるという状況を考えれば、当然、口頭で伝えるという今の市長のやり方、またその伝え方も非常にあいまいであるし、緩慢だと思いますが、やはり文書をもって、きちんと参加者に対して訓告の意を、注意の意をお伝えになる、注意をする、訓告するということを、踏み切ってもいい時期に、当然来ているのではないかと思います。

国鉄みたいになって、まあどうしようもないということになって、まだそれに反対している人たちもいますが、やはりそこまで行ってしまっては、得るものも当事者すらないわけですよ、幾ら要求を掲げたところで。そういう状況を踏まえて、生きた教訓が目の前にあるわけですから、ただ組合のペースだけに、なれ合いで右顧左べんするだけでなくて、きちんと人事の管理に責任を持っておられる長の立場で、きちんとそうした注意をするならば、文書をもってやる

ということを、私は踏み切っていただきたいと思いますが、今までのことは非常にあいまいで、やっておられなわったかもわからない。

しかし、今後は、違法だとお認めになるならば、懲戒権を行使しない以上、せめて文書で注意はする、訓告をするということを踏み切っても、私は当然だと思います。市長、いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほどから、正鵠を期していきたい、というふうに申し上げておるわけでありますので、法的な根拠とか、それから正確さにおいて、必要な措置を正しくとっていこう、このように思っております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　今回初めて、ここ一、二年こういうことが起こったということならば、わかるんですが、私はこの四、五年、同じようなことを繰り返し繰り返し市長に聞いてまいりました、きちんと対応してもらいたいということ、当然のことを求めているつもりなんです。

つまり、まじめに、当然のこととして普通に勤務しておられる方と、こういうことを平気で、意に解さず踏みにじっても、何ら勤勉手当にも響かないし、別に処罰をされるわけでもない。つまり、懲戒処分を受けるわけでもないということでは、甚だそふに不公平を生じるのではないかということで、きちんとした対応をしていただきたいということを、繰り返し求めてきたわけです。

ですから、今市長は、非常にはっきり、ある程度御答弁いただいた、物をおっしゃったと思いますが、やはり今後は、市長の管理運営事項なんですから、権限は。一々組合に御相談になる必要もないし、当然の市長のやるべき仕事として、職務として、これらの違法行為の実行が、ストが決行された場合には、当然、本来であれば、だれが責任ある立場でこのストをやったのか、つまり首謀した人はだれか、それを特定しなければ、本来いけないわけですよ。

また、参加者に対しては、先ほど申し上げたような、処分をやはり考えるというのが普通だと思うんですが、市長は、これからきちんとやっていくということをおっしゃったんですが、しかし、その前段の、厳重に注意をするという、その措置すら非常にあいまいな形でしか行われていないということを、私は非常に情けないと思っているわけですよ。

ですから、その処分に行く前、本来は処分すべきだと思うんですが、前段の注意とか、訓告

とか、そういういわゆる強制措置をとる場合に、やはり文書をもって、各それぞれの参加者に対して注意をするというのが、至当ではなかろうかと思います。この点は、はっきりお答えになってもいいんじゃないですか。違法だとおっしゃっているんですから。どうでしょう。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　何回も申し上げるわけですが、正鵠を期するという考え方で、効果のある、行き届いた措置をとろう、こういうことでございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　私は、何度も同じことを聞きたいと思いますが、従来の市長とのやりとりで、私どもの立場での質疑になりますと、ある程度のところで私どももあきらめてしまうとか、引き際もあろうかと思いますが、やはりこちらの聞いていることに即しては、抽象的に、私が一般的な考え方をお聞きしているんじゃないわけです。具体的に、こういう件に関してはこうすべきではないかということを、具体的にお聞きしているわけですから、市長も、市長の当然これはやらなければならない職務の中に入って、非常に重要な部分なんですよ。重要な部分をなしていると思います。ですから、その件に関しては、以後は従来どおり行くのか、今後、私が今言っておりますのは、文書でまず注意なさったらどうですかということを言っているわけですから、そのことについて検討するのかどうか、やるかやらないかということが、御答弁になりにくいのであれば、その点を検討するかどうかということは、これはお答えいただかないと、私も同じことをまた聞くようになると思います。

一般論を、私は言っているわけじゃないわけです。具体的にお答えいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　効果あらしめる措置として、検討をする、こういうふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　同じお答えなんですが、効果あらしめるとは、次は年も改まるわけですが、効果があらわれるということは、つまり違法ストが、日野市役所の中では行われないということが、効果があらしめられたということになって、市長のおっしゃったことが実現をした、市長はうそをつかなかったなあ、ということになるわけです。そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　何回も申し上げておるとおりでございまして、過ちにならないようにする。しかも、信頼関係はきちんと維持できるようにする。これが両面の私の仕事だ、このように思っております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　信頼関係というのは、きちんと職場のルールを守り、そして意欲に燃えて、職務に励んでおられる職員の方との間に成立するものであって、ただ要求のみを実現するために手段を選ばず、違法な行為を繰り返して行って、市民に迷惑をかけるような、そうした行為までは、私は含まないと思います、そういう職員の方は。

ただ、組合との間の信頼関係ということでは、市長としてはいろいろお考えあるでしょう。しかし、私ども一般の市民、私どもの立場からすれば、やはり職員のそうした人たちも含んで、全体の意欲を持って働いておられる職員の方との間で、本来築かれるのが信頼関係であって、組合となれ合ったり、組合の言い分を一方的に取り入れる、というような形が信頼関係だとは、私は思いません。

ですから、こういう行為を違法行為だ、ストライキを違法行為だとはっきりお認めになっているわけですから、その行為が行われた後については、きちんと責任を持って対応なさるというのは、当然のことなんですよ。市長も、そのことはおわかりになっているはずなんです。最初に、やはり小さな勇気を持つべきだと思います。なれ合って、ずるずると行くから、後になってそれはいけませんよということを、文書で出しづらくなるわけです。来年は、私は、市長は効果あらしめるとおっしゃいましたから、こういう違法なストが何回も何回も繰り返されるようなことは、なくなるのではないかと期待はいたしますが、しかし、文書による、まず小さなことですが、注意を行うということを、ぜひ御検討いただいて、そうしたことの積み上げが行われて、初めて私は効果があらわれると思います。

ですから、市長は当然これから職員組合との間で、いろいろな取り決めや、今後の行財政改革要綱とか、推進要綱が定められれば、いろいろまた交渉もなされるでしょうが、きちんとやはり管理運営事項は何であるかということを、十分に踏まえて、こうした行為が根絶されるように、十分な意欲を持った取り組みをお願いしたいと思います。

それから、総務部長にもう一度お尋ねをいたしますが、普通人事を担当されている立場から

すれば、こうした一連の、連続して行われる、年間何回かですね、行われる要望に対しては、ただ文書で警告を事前に発するというだけではなくて、行われれば、市長の意向もそこにあるのかもわかりませんが、やはり当事者、担当者として、事後の措置については、もう少し厳しい認識を持っていただくのが当然ではないかと思うんです。

私も、議会で何回も同じことを言っておりますし、市長もまた同じことをお答えになるわけですが、担当者として、今後、当然出すとすれば、市長名での文書だと思いますが、こうした注意をする場合に、文書をもって個人に対して出すことが難しいというお考えならば、組合に対してでも、まず文書で、ストライキが行われれば、違法行為に対して注意を促す、注意をする、当然それはやるべきではないかと思いますが、部長はいかがお考えですか。

○議長（黒川重憲君）　　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　お答えいたします。

先ほども、違法ストに対しての参加呼びかけ、それから組合に対しての文書はやっております、前には。（「その後」と呼ぶ者あり）それにつきましては、今市長が、法的に、それから正確に、そして効果あらしめるようにということでありますので、今後については検討して、それらのことを考えてやっていかないといけないんじゃないか。

ということは、過去におきましてもやりました。2年前でございますが、それは各個人個人に、市長名をもって6カ月延伸、それから高齢者対策、そうしたものについての協力ということで、これを実施しますというようなことでのやり方もお願いしてありますので、過去においてそういったこともやっておりますので、こうしたことを今後やっていきたいという希望を持っております。

○議長（黒川重憲君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　部長の今おっしゃった、個人あてにやったとおっしゃる、6カ月昇給延伸とか、高齢者に対する対応の変化、見直しについては、それは別にストライキ行為に対する注意とか、そういうことには、何も関係ないじゃないですか。

違法行為が行われた場合に、そのことに対する責任を明らかにして、責任ある立場の人事担当者としては、注意をするというのが当たり前だと思うんですよ。そのためには、文書をもってやるべきではないかということを、私は求めているわけで、先ほどの6カ月昇給延伸とは、全然関係ないじゃないですか。それは、制度の変更に伴う、各職員個人に対する周知徹底の意

味をもってなされたことであって、違法ストライキ行為とは、全然関係ないんじゃないですか。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　お答えいたします。

それとは関係ありませんが、そうしたこともやっておりますので、個人に対しましての、実際にやった後につきまして、文書ということについて、検討もし、それから今後もやっていきたいという希望を持っております。

○議長（黒川重憲君）　石坂勝雄君。

○２７番（石坂勝雄君）　私も、先ほど全協の場でいろんな質疑が行われたんですが、その中で、どうしても何か理解が苦しむんで、あえて本会議場で聞きたいと思うんですが、市長からの言葉に、組合との、私、一番何でこういうことを聞くかということは、公務員がストをやるということは、公務員法の服務規定に違反するんだ、こういう中であるが、しかし、今まではいいけれど、今はいけないんだということじゃございません。

しかし、現状の中の厳しさ、現体制の中の現状の厳しさを見れば、むしろこういうスト行為にまで訴えて、期末勤勉手当といいますか、こういう通称ボーナスと称せられるものを取るために、そういう行為までやるということは、むしろ私は健全な組合運動を推し進めていく場合に、むしろ私の物差しからあてがえば、きのうも物差しの話はしたんですが、むしろ組合側に不利ではなかろうか。いわゆる息長く市長なり、統一行動であれば、いわゆる市長会等で交渉するのは結構なんだが、そこまでやるのは、むしろ組合にとって、世論なり、市民感情からいって、思わしくないんではないかということの観点に立って、お聞きしたいと思うんです。

先ほど、市長が全協の中で、国や都が指導してくるというか、国並み、都並みになれということが、いろんな問題で、公務員の宿舎とかいろんな問題で実態が違うんだと。これも、私もよく存じております。ただし、では具体的にお聞きします。

統一行動で統一要求をされるから、いわゆる市長会なり助役会でも、こういう統一の回答をするのか。私は、雇用関係から見れば、日野市は市長が、何か市長対職員組合というか、そういう労使が交渉されるのがいいんではなかろうか。それを市民がどう判断してくるか、ということだと思うんですが、現実には、いろんな今の一つの社会機構というのは、ほかの民間の組合にしても、大体大きくまとまっているということが、現状ではないか。そうなると、統一の要求、統一の回答ということが出るし、そうなってきた場合には、よって出すところが、都の

指導とか、国並みだとか、こういうことが今の体制の中では、私は、これに従わなかった場合、従うということまではどうか――それに近づけないと何かペナルティーがあるとかないかということは別問題にして、そういうことがいろんなことに出てくるということが、考えるから、恐らく市長会の方でも、統一の回答をしたり、組合の方でも、さきの今までのやりとりの、古賀議員のいろんなストをやった場合の処分というんですか、そういうことにも、日野では簡単にやるけれど、よそではやったこと、というような問題もあるんではなかろうかと、これは私の物差しですけれど、思うんです。

先ほどの全協の中で聞いていると、市長はそういう国なり都が何か言わなければ、日野は、よく解釈すると、組合の要求の行き方を、皆さんの言うことは十分にのめるんだというし、また、回答も出せるんだと取れないこともないんですね。そういう点で、私はそれで解決できるということが、一番理想なんです。

ただ、その場合に、市長がかえって混乱したり迷ったりしたんじゃならぬけれど、労使がそういうことでやれるというのは、私は理想だと思うけれど、市長はそういうお考えの上に立っての、今後市政を進められるのか、どうなのか。これが１点です。

いま１点は、先ほど古賀議員との質疑の中で、部長級の最高が１６１万ですか、１６３万ですか、こういうようなものが出て、課長だか課長補佐だか、一番最低が１０５万出ると。私は、市長がお願いして、特別職なり、それから非常勤、議員は非常勤特別職なんですが、それから一般行政職の特別職は非常勤で、また行政職の人の、給与の報酬審議会というのがありますね。私、その場合に、当然議員の、私はほかの人はまず棚へ上げておきます。議員の、いわゆる期末手当、議員の報酬というものが当然ほかの市等でも、減員の問題、いわゆる報酬の問題、これは強く論議されてきています。日野でも、決して別枠ではないということも、私も重々承知しております。

ただ、市長の、こういうこと、私は市長が、偏ることはない、石坂議員自分でお考えなさいと言えば、それでも結構なんですが、今現在、給与表から見ると、部長職の最高が2.５７ですね、１６３万にいくわけがないんです。ところが、いろんなもの、基準外賃金というふうな形を含めていくから、2.５７で１６３万円という金額が出るわけです。議員の方は単純にいわゆる３６万掛ける３カ月で、１０８万円です。こういう単純なものは出るんです。

そうすると、私は、高いとか安いとかということを市長に聞いているわけじゃない。こうい

うことで、これからの、いわゆる議員の報酬も、ある見方によれば、もうとうに生活給だ。こういうふうに、私は期末手当の３カ月に対しては、かなりこのごろ考えさせられる問題があります。いわゆる掛ける３カ月ということに対してです。

しかし、議員の位置づけの問題です。こういう問題は、市長、石坂議員自体が考えることだということであるならば、我が方としては、その問題に各検討に入りたい、こういうふうに思っております。市長の所管で、もし言えれば、どのくらいのところに何かするんだという、上限の幅と下限の幅というふうなことが、当然これは言葉や文書には出なくても、一般市民というのは関心を持っていると思うんです。

そういう点で、むしろ議員ということだけであるとするなら、市長の今の方針は妥当かどうか。あくまでも報酬審議会にゆだねるんだというような無責任な態度では、済まされないんじゃないか。私は、少ないんなら少ないと、はっきり議員としても言うべし。そのかわり、年間の５カ月というのを、こういうボーナスというんですか、期末手当の問題に対しては、高いから潔く削っていくという、こういうことが必要ではないかというふうに、私自身は考えているわけです。

そういうことで、市長の所見を、あれば、私は意見とか何かで言うのはおこがましいから、もし、そういうことは議員自体のあれだということで、答えは必要ないということなら、それでも結構です。もし、何か市長のお考えがあれば、こういう厳しい時代に入ってきて、ただ報酬審議会だけにゆだねるということは、もう無理ではなかろうか、という感じを持ってきておるんです。いわゆる２点目が聞きたいということです。

３点目は、先ほど私が全協の中で聞いた資料は、この次のいろいろなことを聞くときにも私は資料にしたいので、間違いなくきょうの夕方までに、大変でしょうが出していただけるかどうか、その点を申し上げます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私も、労政問題の、特別の造詣の深いというわけでもありませんが、常識的に物事を考えまして、だんだん勉強をさせられつつあるわけでございます。

労使の交渉権、これは一つの権利として、労働側にも存在いたしますし、求められれば応じなきゃならない、そういう関係のものでありますから、その原則は正しく守らなければならな

い、こういう性格のことだと思っております。その際に、本来は、自治体はそれぞれ粒立性を持っておるわけでありますから、自治体の市民意識の中で事を決めるということも、これは正しい方法だと思いますし、本来の出発点はそこだったと言えると思っております。

私も、この十数年の間に、高度成長期、そのまた末期、それから低成長になったここ数年、この経過をよく承知しておるわけでありますが、高度成長期で税収等がかなり好況の影響を受けるというときには、割合、かつては期末手当でも3.5プラス何万円というようなときもあったわけでありまして、また、本来、給与ベースというのは、人勧の制度を見てもわかりますごとく、民間給与との格差を是正するということから、いわゆる毎年ふえるのが当たり前だという推移をたどってきた状況があります。

低成長時代になって、しかも、国政あるいは地方自治体にかかわらず、かなり肥大した行政規模を、何か見直そうという、そういうことが低成長に伴って出てくる、あるいは必然性があるかもしれません。そういうことの中から、だんだんと交渉が深刻になって、そうして本当に0.0数%をもって、お互いがせめぎ合うというような状況すら、現実にあるわけであります。何かこれをもっと転換をした方法で、基準を求めるなり、オープンになるんではないかというふうには、考えられますけれども、そうはいかないわけでありまして、そこに今日の労使を代表する者が苦労をする状況があると思っております。

民間の労働組合のごとく、産業別というような例をとれば、自治体もそれぞれの分類からいって、統一交渉があってもいいではないか、というふうにも考えられますけれど、組合の原則は、そうではないわけでありまして、やはり独立自治体がそれぞれ単独でやるのが当たり前だ。この論も、むげに理論なしとするわけにはいかないと思っております。そこに、両方の今ジレンマがあるわけでありまして、特にここ数年、ここ3年ぐらいだと思いますが、市長会がある程度のガイドラインを出す。その理由は、各別々ではありますけれど、統一要求という形で、同じ数値が出てきますし、場合によりますと自治労関係では、本部というところから市長会とのある程度の話し合いもなされるという慣例が生まれております。

しかしまた、それはやめようということで、自治労も本部は各市に指令を出すけれど、それはそれぞれの努力をやれ、そういう形に、特にことしは戻ったような感じがしております。それから、市長会側も、都本部から何か統一の形で、調停のような役を持って出てくるということは望ましくない。本来の組合自身が主張している性格に背くではないか、こういうことも内

部的に批判を行っております。

その結果の、現在、ことしあたりの状況というふうに御理解を、これはルールができたとか、完成したとかいうことでは、もちろんないわけでありますが、やはりそれは模索を双方でしつつある。市長会も、これは各単独市では、まさに当事者の能力すらないという状況も生まれかねませんので、合議制にやっていこう。こういうことに、現実に今進んでおることを、意識せざるを得ないところであります。

私は、両面の意見交換という形で、ガイドライン的な一線は、共通の課題として持つ。また、一方のそれぞれの単組の関係の労使におきましては、またそういう手続きをとる。それで、原則に従って決まったということが取るべき方法だ、このように思っております。とかく1市が変化しますと、それになだれ落つということに、どうしてもならざるを得ない面がありますので、そのあたりでまだ正確なルールが完成していないということも、言えると思っております。

少し説明に時間をかけ過ぎたかもしれませんが、そういうことでございます。

それから、一般職のことが今まで主でございますが、では特別職はどうあるべきか。これは、国会を初め議会側の議員特別職と、いわゆる公務員としての一般職、これもそれぞれパターンが異なっているように思います。それでも、私どもの地方自治体レベルで、一応特別職に対しましては、報酬審議会をもって、何か自前のお手盛りでないという形をとりながら、市民代表の方々にお決めいただく。提言を出していただく。それになるべく順応していくという一応ルールが、今までの用いられた形であります。

今、石坂議員からの御提言は、もっと自主的に、何かの見解を持つべきではないか、こういうことでございますし、ある意味では、そういう必要があるというふうにも、私も思っております。

特別職は、特に手当というふうなものはないわけでありますから、そのあたりが一般職とどういうふうな関連性を持たせたらいいかという、専門的な分析があってもいいはずであります。

流動する中の、これらのまだ事項でございますし、そのまたこれが一番完成した姿だということは、そう簡単にはないんではなかろうか。結局、隣の市がどうあったとか、あるいは東京都、多摩の市町村部分がどういうことだというようなことが、横の関係で、ある程度の基準になっておる、こういうことはあるわけでありまして、それがあるいは財政力、あるいは市の権勢順位、そういう要素もないわけではありません。

市民に理解されるということは、最終的な姿であるべきでありますが、それをどう集約していくかというところに課題がある、このように申せるかと思っております。

3番目の質問は、担当の方から。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　3番目の点につきまして、お答え申し上げます。

石坂議員さんから、資料の提出でございますが、ただいま事務局で夕方までに一生懸命やっております。届くつもりでございます。やらせますので、御了承願います。

○議長（黒川重憲君）　石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　1点目の、今、労使というのはあくまでも日野の単独というのが好ましいんだが、という含みに私は理解をしますけれど、この場であえて私は再度しません。

ただ、何でこういうことを聞くかというと、東京都は、都と市とは別だということだけで、現実にある程度指導だとか、監督だとかというようなことが、国なり都から出るやに承るというか、見ざるを得ないのが現行体制だということの中で、何か機能等は、条例どおりの期末手当なり、4月にさかのぼっての定昇プラスベースアップですか、こういうものの支払いが行われたやに聞いております。

そうすると、当然また市の方も、定昇は問題ないんですが、アップの問題は、いわゆるこういう統一行動でおやりになるのか、全く単独で、非常に低経済成長の中で、今までのような大幅な額ではない。第一、国なり都が出ている額は、そのものがもう出ているんで、私は何か桁外れの額にいくということは考えられませんので、これもやはり、何ですか、統一的な、要求も出るし、また回答もそういう形で行われるのかどうかということを、1点聞きたいわけですよ。そのお答えをお願いしたいと思うんです。

何で私がこういうことを聞くかというと、61年の要求を見ても、東村山は3.5プラス5万円です。こういう額です。私、予算の要求にしても、前年、市なんかで組むのに、前年対比何ぼだとかいうと同じように、今の急激な経済の変化というのは、まだまだ先の見通しが難しいかと思うんですが、いろんなことを見た場合に、組合の皆さんにしても、いわゆる58年なり、59年なり、60年の妥結額を見れば、どうせ多く要求したってどうせこうなんだ、ということでおやりになっているんだというなら、私は構わないけれど、要求とその妥結が、非常にか

け離れているということに、私は非常に疑義を持つんです。2.8なり、多く見ても3を要求して今度2.57で妥結したというなら、まあ私は――昨年を見ても、昨年は2.645なんです。こういう昨年の状況と、今の現状から市民感情を考えて、いろんな厳しい円高云々という中で、こういうことがもっと助役会なり、労使で話し合われないのか。片方は要求だから思い切って要求する。片方は、なあに要求だからズバッと切って、最初は下から、何かじゃないけれど、下から入っちゃうんだという、こういうことは、何かもっと話し合えないものか、その点だけ、ひとつお答え願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　組合の運動論理には、生活給論理に加えて、既得権は当然の主張なんだ、こういうことがあるようであります。したがって、確かに3.5カ月プラス何千円、あるいは何万円というようなことも、過去にあったことですから、それが既得権だという言い方もいたしますし、また「昨年の2.645、これも既得権だ。したがってそれより下回る回答はあり得ないんだ。幾ら低成長といったって、昨年の率を割るようなことは承認できないんだ。そこにこだわりの一番の大きな根拠があるんだ」と、このように主張しております。

今お話しの、もっと常識的にといいますか、確かにそういうのがあっていいはずだと思っておりますけれど、そこが違うというふうに、私どもは理解せざるを得ない。

ですから、架空というふうにも言えるわけでありますが、現実性はないものだということを、私は間違いない。現実性の中では、ちょっとそういう論理は空理空論だ、このように言わざるを得ない。しかしながら、組合にはまたその論理が用いられておる、こういうことであります。

○議長（黒川重憲君）　武ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　質疑する予定はなかったんですけれど、一言、要望もありまして、発言をしたいと思います。

1時間以上にわたりまして、訓告、戒告のやり方などについて、今、論議が行われました。しかし、一面、観点を変えて、今回の12月期の期末勤勉手当の問題について、考えておくことも必要ではないかというふうに、私は存じております。

その一つは、ストライキが市職の場合は違法行為である、という問題についてであります。これは、裁判所等の判例その他で、大体そういう方向が現在強まってきておりますので、市長がそういう表現をされるのも、やむを得ないといいますか、今の事実関係の中で、適当な発言

であるというふうには思います。

しかし、私は労使の話し合いの中で、先ほど来言われている順告、戒告、こういう問題に絞ったようなやりとりというようなことを、もちろんされてはいないと思いますけれど、するのが労使の話し合いとか、団体交渉の場ではない。こういうふうに思うわけであります。

現在、私ども市民の生活実態、これは市の職員も含めてですけれど、考えてみますと、非常に大変な事態でございます。きょうの新聞紙上等も見ますと、私立大学の入学初年度納入金が、文科系でももう１００万を超えたというふうに出ております。これが理科系になりますと、さらにふえていきますし、薬学関係ですと２００万、３００万、医学部ですと８００万、1,000万、こういうふうになっていくわけです。

そういう観点から見てみますと、日野市の職員の平均年齢が３８.０５歳、こういう中で、一時金が平均いたしまして７２万7,５８０円、こういうものをいただいた、市の職員の方々の気持ちというものを見てみることも、我々議会も必要だというふうに思うんです。ちょうど３８歳になりますと、子供たちが高校などに進学する時期ですし、それをちょっと過ぎますと、早い方などは子供たちが大学なんかに進学する時期です。

ですから、来年の４月まで、一時的な収入は、公務員の皆さんにはないでしょうから、そういう点から考えますと、2.5という率、あるいは７２万円というのは、市民生活をやっていく上で、決して高い金額ではないわけです。私は、そこのところに、我々議会人も市の職員も目を向けて、いろいろの労使の論議をしていただくことが、必要ではないかと思うんです。東京都の職員の皆さんも、国家公務員の労働組合の人も、今の一時金に対して、満足をされていないんです。さまざまな要望を、東京都知事に対して、あるいは関係大臣に対して、要望されているんです。

ですから、そういう中で、どういうふうにすれば地方公務員の生活というものは、守っていけるのかというようなことについて、やはり労使の間などでも真剣に話し合っていくということも、私は必要ではないかと思うんです。

そして、そういう中で、今、地方自治も大変な危機の状態になってきております。臨調行革路線ということで、サービス部門が次々に打ち切られていっているのが、日野市にも、だんだんと表面化してきている実態であります。こういう点は、中谷議員が一般質問でやると思いますので、省略いたしますけれども、そういう中で、やはり地方自治体の職員が、住民サービス

を守りながら生活もしていくんだということを、ももっと高い立場で、労使の中で私は話し合っていくべきだと思うんです。

現在、きょうの新聞にも出ておりますけれども、政府の方でも週４０時間労働制というものを、法制化しようという動きにまでなってきているわけです。ただ、これは最終目標が４０時間ということで、私どもは不満ではありますけれども、しかし、４０時間労働をしなければいけない。このことについて、一般新聞が言っているのは、今、日本国民の購買力が低い、諸外国から批判が大きいということで、４０時間労働制を法制化しようと、こういうことになったというふうに、報道をしているわけです。

そういう外国からの指摘をまつまでもなく、私たち日本国民の生活が厳しい面も、大いに今あるわけですので、そういう点を話し合う場が、私は労使の場だと思います。かねての部長、課長、職員という関係では、行政の問題、仕事の問題を話すわけですけれども、労使の場では、やはり生活というものを話すし、会うことのできる唯一の合法的な場所でありますので、そういう観点で、団交の中でも話し合いをされたらいかがかと思いますので、そういう点について、１点質問いたしたいと思います。

それから第２点目は、2.5が高いということで、公務員等に、マスコミ等の厳しい目が向けられているというのも、一つには民間大企業を初めとする、今の低賃金構造というものがあるわけですよね。（「そうだよ」と呼ぶ者あり）ええ、あるんです。（「そんなことをやったら市がつぶれるよ」と呼ぶ者あり）もちろんことしの年末一時金の速報などを見ますと、日野市の７２万をはるかに上回って、１００万以上の企業もたくさんでございます。

それで、私は、地方自治体として、日野市内の大企業等に内政干渉をしていくということは、もちろんできないと思います。

例えば、ある企業には内部留保があるからもっともっと、日野市民もいるから、そこの社員に対して一時金をもっと出しなさいなどということは、今の力関係とか、法的な関係の中では、できないと思います。

しかし、日野市の行政の一部にも、労働行政といいますか、労政ということをもっともっと私は拡張していっていいというふうに、思うかけです。そういう中で、情報を多々、日野市役所も入手をする。あるいはまた、市内の大、中、小の企業等には、そういう労働条件等の情報を、東京の労政もやっておりますけれども、日野市の労政としても、もっと積極的にそういう

点も心がけていってもらいたい。そういうことによって、日野市内の勤労者の生活向上に資する面は、多いんじゃないかと思うんです。

私は、そういう、今これは第２点目の質問でございますが、第１の質問、第２の質問という点なんかも、やはり日野市議会においても大いに論議する、いわゆる広い観点で論議をした方が、今後、ある意味では争議なども減っていくということも、あり得るわけですね。

そういう点で質問をいたしましたので、簡単で結構です、御答弁をお願いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　公務員によらず、あるいは民間企業、要するに給与ということは、国の経済を左右する関係にあると思います。

したがって、日本の今の円高の中で、よく中央の段階の論議で言われておりますごとく、内需に振り向ける、内需の振興に振り向ける、といわれておりますから、そういうことからの、新しいまた経済問題からの給与制度が、新しいまた芽を吹いてくる。私は、そういうふうに言うべきものだと、このように思っております。

簡単な回答ですが、労使関係は、共にこれは価値をつくる、国民生活の価値をつくる、そういう原点にあるわけですから、何か一方的な、高いとか安いとかいう判断のみで対応すべきことではなくて、大きな論議の中で、その中から決まっていく、そういうことをまた理解をし合える、こういうことがいわゆる信頼関係だ、このように思っております。

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君。

○２９番（竹ノ上武俊君）　もう１点は、答弁はございませんでしたが、努力を要望しておきます。最後に、一言つけ加えておきます。

日野市の、市職と理事者側との間で、争議行為が行われるということが、しばしばあるわけです。しかし、その本質的な原因は、組合の皆さんはどうお考えか知りませんが、森田市長や総務部長が悪いのではなくて、日本全体の低賃金構造が障害物なんですから、そこの方向を、労使双方とも、よく見詰めていただきたいと思うんです。

それから、スト権の問題については、やはり日本の公務員からスト権が奪われた、こういういきさつが、戦後ございました。今、しかし、その争議権、並びにストライキ権というものも、公務員にも与えようという運動も、また大いに高まっておりますし、諸外国からは強くこれが要請されている状況にあるんです。

そして、さらに諸外国のように、日本の警察官、それから消防士、こういう人たちにも、団結権、争議権を与えようという世論や運動も、国際的にも、また国内でもあるわけです。そういう点なども、やはり配慮しながら、どういう形での労働組合に対する当たり方、態度、こういうものが正しいのかという点を、よく理事者、総務部長など、関係者の皆さんがお含みおきの上に、今後交渉されるように希望いたしまして、終わります。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　私も、今回の賞与の件について、一言私なりの考え方を述べさせていただきます。

実際、日本のことしのＧＮＰは、恐らく内需が2.9で、外需は0.1％である。外需が0.1％ということは、要するに日本の企業の輸出物がとまっている、そこに原因があるわけです。そのために、日野市でも、実際、法人住民税が7億5,０００万の減税（「減税じゃないよ」と呼ぶ者あり）、税金が入らないわけであります。このところに、私は大きな痛みがあると思うわけであります。

特に、日本の今後の輸出物は、まず多くを望めないんです。ということは、対外直接投資と申しまして、外国に、現地へ工場をつくって、そして現地の雇用をしながら物をつくるという、そこに原因があるわけです。そのようなところから、（発言する者あり）ちょっと待って。はっきり聞いておけ、もう少し。――そのところに、日本の今後、労働者の直接、雇用は解雇されてくるということが、現実にあるわけです。

そういう面で、国鉄の職員が企業に行って、幾らか技術があっても、企業に勤めさせていただけないというところに、やはり私は組合活動で、そして雇用の論争については、いろいろ協定を結んできていた、そういうところに、日本の国鉄の民営化に至る原因があるわけです。そういう面で、私は、私たちの日野市の財政を豊かに、有効に使うために、ぜひ市長に要望したいわけであります。今後、私たちの税金を有効に使うということは、大きな事業が残されているわけです。

ということは、下水道を初め基盤整備の問題、これらの問題にこのままでは、職員の言うことを聞きながら、そして毎年法人住民税が不足していくならば、これ、ちょっと計算しても10億円ぐらいになるでしょう。そのお金が、税金が入らなければ、幾ら職員を優遇してあげたくたって、できないわけです。そういうところに、市長、問題があるんですよ。だから私は、特

に職員を大事にするということは必要であると思います。しかしながら、日野市の財政を切り詰めてまで、労働者に、特に市の職員に優遇する必要はないと、私は思うわけです。

そのあたりを、よく今後踏まえまして、特に政府の動き、そのぐらいのことは知っていただきたいんです。（「知っているよ」と呼ぶ者あり）知っていないんだよ、だからだめなんだよ。

そういうわけで、やはり日本の経済等の動向を見ながら、そして適切な、他市はどうあってもいいと思うんです。日野市の財政の中から、日野市の独自の給与体系を出していただきたい。これが日野市の将来の財政にもつながると思うわけであります。そういう面で、ぜひ市長に、市長が今後そのようなところを十分配慮していただけるかどうか、御意見をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　天野議員さんの主張には、極めて同感できる部分が多いわけであります。（笑声）今後も、厳しく御指導をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　何か煙に巻かれたようで、答弁になっていないと思うわけです。

だから、もう少し、特に私が申し上げたいうは、やはり議会サイドで、改めるところは改めて、そしてそういうことは市の職員に対して、要するに交渉するに当たって、有効に利用できるものであるならば、やはり――市長も、何か先ほどの意見、全員協議会の中では、ちょっと私の勘違いかわかりませんけれど、賞与のほかにまた手当をいただいているようなことを、私、聞いたわけです。そのようなところを、やはり、そういう事実があるならば、まずそのところを改めて、それで議会にも呼びかけていいと思うんですよ。3カ月だって多過ぎるから、みんな市の職員と同じようにしてくれないかとか、そういう意見が出てこないから、私たちも、ほら、もっともらいたいですよ。だけれども、実際ね、まあ言わないでいるわけです。子供が4人もおりますから。（笑声）そのあたりを市長も、ぜひ（「労使交渉じゃないぞ」と呼ぶ者あり）そのあたりを、考えを踏まえて、もう1回御答弁をお願いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　十分拝聴させていただきました。努めて意に沿わせていただくように、努力するつもりでございます。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　そういう面で、市長、ぜひ、本当にこれは冗談じゃないんですよ。日野市の財政を豊かに使うというところから考えてみるならば、やはり慎重に対処していただかなければならない、そう思うわけであります。

そのところをひとつ、今後、来年の交渉に当たっては、ぜひ市長独自の意見で、今までどれほど組合に世話になったかわかりませんけれども、やはりそれはそれ、これはこれとして、はっきり意見を述べていただきたい。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これは御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第127号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時４７分休憩

午後３時２４分再開

○副議長（中山基昭君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議長所用のため、私副議長がその任務を務めます。特段の御協力をよろしくお願いいたします。

実は、本日、全協等の中で御報告をいただいておると思いますけれども、先ほど議員の皆さ

んの温かいお見舞いを、大島町の町議会議長に、私どもの馬場次長とともにお届けをしてまいりました。ちょうど町議会の全議員協議会が開催されておりましたので、その場に出席をし、丁重なお見舞いをしてまいりましたことを、御報告をまずしてまいりたいというふうに思います。本当にありがとうございました。（拍手）

これより日程第２、一般質問を行います。

一般質問１の１、都市農業の活路を求めて行政の課題と役割についての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

〔１２番登壇〕

○１２番（馬場繁夫君）　それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

日本の穀物自給率が３３％であるといわれておる中におきまして、心理的、物理的、経済的におきまして、農民の大きな支えになっておりますのが、お米であります。米さえあればということが、生活に安心感を与えている大きな面があったことは、周知のとおりであります。

ところが、最近、政府周辺に食糧管理制度の見直し論が、急浮上しております。農政審議会の農政長期ビジョンの討論におきましても、中長期的には、政府による米の全量管理方式に対する見直しが出されております。

参議院予算委員会におきましても、時代に合ったように改革が必要だと、首相答弁もあります。さらには、全米精米業界協会は、日本の米輸入制限を撤廃せよと、提訴もあるなどの動きもあります。税制改革に続く重要な政治課題ともなってくることは、十分予測されるところであります。来年のサミットは、農業サミットになることが決まったとも言われております。

日本の農業は、農業者の知的水準は高いにもかかわらず、農業者が自分でよく考えなくてもよい政策的、制度的な農政環境システムになれすぎてしまっている、という指摘もございます。

日本の農業は、１戸当たりの耕地面積が狭いから、競争力が弱い。したがって、保護しなければやっていけないという論理構造もありますが、どうもそれだけではないといわれ始めてきております。それは、日本の農業技術水準自体がかなりおくれている。そのために、外国との技術格差が出てきてしまって、国際競争力が弱くなっているという面が多くなってきている、とも指摘をされているところであります。

農業は、技術進歩の非常に早い産業でもあり、日本のように、知的集積の厚い国では、技術

的革新を起こす能力は、十分持っているところであります。その能力を生かすことができれば、技術格差を解消でき、国際協力にも十分対抗でき、活力ある農業をつくることができるとも考えております。

農学、農業技術におけるソフトウエアの質を高め、さらには農学が試験研究機関におきまして、研究し、開発しました質の高い情報をそしゃくし、農家にスピーディーに伝達されていかなくてはならない。今、日本は、アメリカ、ヨーロッパに比べまして、２０ないし３０年のおくれがある、特に農業情報におきましては、おくれがあるといわれております。

そこで、質問に入らせていただきます。質問第１点目といたしましては、市内の農業就業者の砂栽培、宅配直販などを工夫しながら行っていることは、周知しておりますが、今後、農業者も最大限の努力を重ねることは当然でありますが、行政におきましても、質の高い農業情報の提供、さらには農業就業者の意識の高揚等が図れる最大限の環境をつくり、都市農業の活路が見出せるように、努力をしていただきたいと思いますが、それについてのお考えをお聞かせください。

国は、戦後、国民に十分な食糧を提供するとの目的に沿って、多角的農法を積極的に推進してきました。増産、田畑での省力化といった利点は大変に高いが、農民への農薬被害、農作物への残留農薬、地力の低下等、問題も指摘されております。このような現状から、有機農法に消費者の関心が特に深まり、一部の農家におきましても、さらに市町村長から、農業を活性化させるためには有機農法などに目を向けるべきだとの声も、上がり始めております。

新聞報道によりますと、三鷹市の農家では、市と農協の協力によりまして、キウイフルーツ果樹園に鶏を放し飼いにいたしまして、除草と有機肥料の自給自足、有精卵の収穫と、一石三鳥をねらうモデル実験も行われております。低農薬で有機肥料を使った野菜などが消費者に受けるなど、化学肥料依存体質より脱皮が迫られております。

質問２点目といたしまして、市内におきましても、動物園の動物の排せつ物を使った有機肥料の利用等もありますが、なお一層の安全な農作物の生産に力を注いでいただきたいためにも、有機肥料の利用する農家もふえるような施策も、また考えていただきたい。

各家庭におきましては、コンポスターを使いまして、家庭から出ます野菜くず等を有機肥料に変え、家庭菜園等で使われるような方式もありますので、これの普及も、今後考えていただきたいと思います。場合によりましたら、その助成等も、これから検討していただければあり

がたいと思いますので、その辺もあわせてお考えをお聞きいたします。

5年ごとに行われます農業国勢調査によりますと、東京都分といたしまして、農家数が2万6,568戸で、5年前に比べまして7.4％減少しておるそうであります。また、農業人口におきましても、12万484人、10.9％の減であります。日野市におきましても、農業数が638戸で、5年前に比較しまして、7.8％の減少というふうになっております。農業人口におきましても2,984人で、12.1％の減であります。

近年、都市近郊におきまして、特に農家数は急速に減少傾向にあるわけであります。農業就業者は、農業は嫌いではない、生産する喜びもあるけれど、農業だけでは生活が苦しい、生活ができない。農作物は天候や気候に左右されるばかりでなく、栽培に大変労働力がかかる割合には、買手市場で価格が決定されてします。

人手不足と高齢化に伴い、人手不足を補うためにも、機械化によります資金難を招き、導入した機械購入費さえ支払いできぬ農業収入では、将来が大変不安である。仕方がなくアパート経営、借家等によりまして、兼業農家になってしまう場合が大半であるとされております。収入の不安定では、農業の後継者もなく、いざ相続になりますと、なお深刻になってまいります。相続税の税額は大きく、広い農地を売り払わなければ、支払いができない現状であります。農地は減り、相続人の意思に反して、農業は零細化、もしくは減っていくのであります。

質問3点目といたしましては、日野市におきましても、農地と住宅、工場など、土地利用の混乱が一層進行している現状であります。生産と生活環境を整備する必要があります。土地区画整理等におきまして、農地の中長期的に農地を維持する地域、近い将来、多目的に転用する地域などを含み、農地の集団化を図ることが、都市近郊農業を継続するために必要であり、農家の十分な理解のもとで、今後計画されるよう望んでおるところでございますが、お考えをお聞きいたします。

さらに、質問4点目といたしましては、農地を第三者に貸す場合、農地法の規制がありまして、援農という解釈で、昭和49年、ようやく認められるようになりました。各市自治体におきましても、市民農園、消費者農園、レジャー農園が広がっておるところでございます。

日野市におきましても、消費者農園を積極的に進めているところでございます。10家族に1家族は市民農園利用の希望を持っているというふうに聞いております。ところが、野菜づくりがうまくいかないため、根気が続かなくなっていくケースも出ている、というふうにも聞いております。市民農園を拡充しつつ、家庭菜園づくりの講習会を開いたり、農業者と市民の触

れ合いを通して、家庭菜園づくりの方法を教えていただけるような環境づくり、また、諸整備を積極的に行政でも取り組んでいただきたいと思いますので、その辺のお考えもお聞きいたします。

質問5点目といたしまして、都市の農地、遊休農地の活用面におきましても、青少年の教育の場として、青少年の荒廃防止や人づくりの面におきましても、勤労学習の一環としての学校農園の拡充も、さらに必要かと思われます。

南平小学校におきましても、１０年前より減反で、遊休水田を地主より借りまして、田植から収穫に至るまで、理科の勉強と勤労学習の一環として行っております。特に、南平小学校におきましては、かかしが有名であります。今後、小中学校におきまして、このような方法を用いまして、より生徒たちに農業についての理解を深めるために、さらに拡充の方向のお考えがありますか。

また、現状につきまして、そのほかいろんな施策を用いている部分がありましたら、それについてもあわせて御答弁のほどよろしくお願いいたします。

第６点目といたしまして、農業就業者の高齢化、後継者のいない農家の増加に伴いまして、遊休農地の増加、離農、または規模の縮小などによりまして、耕地面積の依然と減り続けていることは、先ほども述べさせていただいたところでございますが、食糧、新鮮な野菜の供給、都市環境の保全の両面的にマイナスになっていることは当然であります。そのためにも、委託農園の拡大により、農業就業者の耕作面積の増加を図り、収入の増加により、安定した農業の一翼を果たし、さらには市民農園を拡大し、より農業を本格的に行いたいという非農家の希望者の登録や、情報の提供などを行い、高齢者グループや地域ぐるみの農業利用の計画も、今後考えられます。諸問題はいろいろとあるでしょうが、都市環境保全の立場からも、行政の積極的な対応が望まれるところでございます。

まず、以上６点におきまして、御答弁のほどをよろしくお願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　ただいまの御質問、１点目から６点目につきまして、順次お答えを申し上げていきたいと思います。

かつて日野市におきましては、農業が中心的な産業でございました。しかし、御質問の中でも御指摘がございましたように、現在では都市化のもとで生産環境が徐々に悪化をしているこ

とは事実でございまして、また、それ以外に後継者難などの問題を抱えております。

その中で、都市農業の活路をどのような面で見出していくか。こういうことでございますけれども、都市農業は、優良な農業地をまず確保いたしまして、その確保された農業地を有効、十分に利用を促進していかなければなりません。そして、そこで取れた新鮮な農産物を、地域の社会に供給する。そういう役割もございますと同時に、また農地が生産緑地として緑を保全する大きな意味合いも持っております。さらに、災害時の緩衝地といたしまして、農地の存在は非常に大きな安心感を市民の皆さんに与えるところでございます。

このような役割を、都市農業は担っていかなければなりませんけれども、行政側わらの支援、サポートとしては、営農意欲を持つ農家の力を基礎といたしまして、消費者が同じ地域に居住する、こういう都市農業の特徴を最大限に有利に生かして、消費者のニーズを的確につかんだ作物の選択でありますとか、技術開発に必要な施策を進めていかなければならないと思っております。

さらに、御質問の中にもございましたように、余暇農園や観光農業の可能性も探りまして、経営的にも十分自立のできる、有利な農業の実現を図っていく必要がございます。

御質問の２点目にございました、有機農業の点でございますけれども、戦後の農業は化学肥料や農薬の使用によって生産力が著しく高まってまいりました。しかしながら、その一方で、地力の低下だとか、農薬の害だとか、そういった深刻な弊害をもたらしておるところでございます。

いつでしたか、米どころの佐賀県で収穫されました米が、米の粉のように、粉々に砕けているテレビが放映されましたけれども、ああいったテレビで代表されるような地力の低下が、今、日本の各地で起こっているわけでございます。

市でも、それから農家の方々も、このことに気がつきまして、何とかこれを改善していかなければならない、こういう考えを前々から持っておりまして、例えば、化学肥料一本に頼らずに、落ち葉を集めて、それで堆肥をつくって土に還元する。こういう考えのもとに、具体的には市で持っております市立公園の落ち葉たきを、農家の団体の方が掃除をしたい、掃除をさせてもらえないか、そういうような声もございます。

また、行政側といたしましては、本年度、ふん尿の乾燥施設改善を図りまして、市内の畜産経営者、戸数にすると３戸でございますけれども、この３戸の農家を対象としまして、臭気の

防止ですとか、それから蔬菜の生産者に肥料を提供する、それから土壌生態系の保持でございますとか、化学肥料を使わない安全な農作物の生産など、一石数鳥の効果を上げているところでございます。有機農業については、今後十分にこの取り組みを強めていかなければならない、さらに強めていかなければならないと思っております。

それと同時に、各家庭でコンポスターを使った肥料づくり、これはごみの減量化にも寄与をいたします。しかしながら、庭を持っている家庭でないと、これは無理でございますので、そういった制限もございますけれども、家庭菜園などの堆肥づくりとして、大変効果の上がるものだと思っております。

実は、コンポスタートについて、市内の庭つきの家庭にこれを普及するべく、３年ほど前に生活課で少し検討を加えたことがございます。コンポスターというのは、御存じだと思いますけれども、プラスチックバケツのもう少し大型のものを考えていただければいいわけでございます。底がないわけです。それを庭の上に置きまして、その中へ生ごみを捨ててふたをしておく。そうすると、土に還元されていって、肥やしになる。

そういうものですけれども、簡単な構造ですけれども、なかなか値段が高いものでございまして、１万円を超えています。これをどういうふうに普及させるかについて、検討したことがございますけれども、なかなわいい案が浮かばなくて、その後、中断をしているような現状でございます。もう一度、検討を続けてみたいと思っております。

３点目の、農地の集団化の問題でございます。これにつきましては、既に４６年度から、優良集団農地の育成事業といたしまして、市の施策として行っております。これは、１ヘクタール以上の面的な広がりを持つ農地の所有者が、７年以上農業を続けます。こういう協定を結びますと、１ヘクタール当たり５０万円から２００万円を補助する、こういうものでございます。

それから、東京都の制度で、都市地域農業、生産団地育成事業というのもございまして、これは５９年度から始まっております。日野市は、本年度に名乗りを上げたわけでございますけれども、各地で要望が大変高まっておりまして、東京都の用意する数は、年間１ないし２カ所でございますので、日野市の場合は６３年度以降に回ってくる可能性がございます。

こちらにつきましては、少し面積が大きくなりまして、しかも農協単位でございます。１００ヘクタール以上の農地が対象となりまして、５００万円規模の事業、このうち半額の2,５００万円を補助するという制度でございます。こういう制度も、積極的に活用してまいりたいと思

っております。

４点目の市民農園でございますけれども、レクリエーションでございますとか、ヨミュニティー活動に、レジャー農園、市民農園というのは、大変寄与するものでございます。私どもの生活課では、消費者農園と銘打って、農作業、自然に親しむ機会を提供して、菜園を順次広げてきております。そして、市民の健全な余暇活動と、新鮮な野菜の収穫の喜び、そういったものについて、喜んでいただく。そういう趣旨で始めたものでございますけれども、一番最近に開設いたしました、平山の消費者農園について、御紹介をさせていただきます。

平山の消費者農園は、市内５番目の消費者農園でございます。平山三丁目２番地の１１にございまして、総面積は９４２平米でございます。区画数が５９区画。一つの区画の面積が１５平米であります。５９人の方が、この農園が使われるようになりましたけれども、申し込みの倍率は2.４４倍でございまして、大変人気のあるものでございます。生活課では、今後、この消費者農園を年ごとふやしていく方針でございます。毎年１カ所平均で今までふえてきておりますけれども、今後もそのペースで、ふやしてまいりたいと思います。

なお、高齢者を対象といたしました高齢者農園などもございます。

それから、５番目でございますが、小中学校の児童生徒に対する勤労、労働教育の場として、農作物の栽培をやらせてはどうか、こういう御提言でございました。最近の家庭、あるいは地域、あるいは学校の場においてもそうでございますけれども、以前に比べまして、大変子供たちの勤労教育、労働教育という機会が少なくなっているように思います。勤労をすることによって、青少年の人間形成に果たす教育的な影響は、非常に大きいものがあるわけでございますけれども、ただいまの御質問の中にございました、南平あるいは平山の例などもございましたけれども、市内の各小中学校では、教科外の中に、勤労、生産的行事を教育課程に位置づけまして、計画的に指導を行っております。

その趣旨は、勤労の尊さや意義を十分理解させて、働くことや創造することの喜びを体得できるようにするとともに、職業や社会奉仕についての、啓発的な経験が得られるような活動を、計画しているわけでございます。この勤労、生産的な行事、学習は、年間の教育課程の中に、計画的に位置づけてございまして、時間の設定、あるいは日常的な活動としては、週１時間から２時間のゆとりの時間に行っておるそうでございます。

ことしの１１月３日、市制記念日の折に、市民会館前の広場で、菊の展覧会がございました。

その中に、見事な菊の制作者と申しますか、栽培者と申しますか、学校の名前が書いてあるのを私は見て、びっくりいたしました。市内の小中学校では、菊づくりが大変盛んでございまして、程久保小学校、五小、六小、濡徳小学校、三中などを初めとして、多くの学校が菊づくりに携わっております。

そのほかに、イモづくり、６４ブロックがサツマイモ畑になっておりますが、イモづくりでありますとか、それから南平小、潤徳小などでは、水稲栽培まで、学区内の農家の方の御援助によりまして、田植、草取り、稲刈りなど、あらゆる場合に用具や作業の方法などを、援助していただいて、活動が盛んに行われておるところであります。今後も、こういった労働、勤労の喜びを知る、こういった大きな目的のために、こういう働きも活発にしてまいりたいと思っております。

最後に、委託農園という御質問でございますけれども、水田再編対策でございますとか、市内の農地で、作物をつくってないところがかなりございます。これに目をつけまして、日野と七生の農協に、それぞれ本年度１０万円ずつを補助いたしまして、土地の信託制度でございますけれども、遊休農地を見つけていただきました。見つけると同時に、見つけた農地を活用する方向で、御努力を願いました。南平の方の土地につきましては、牧草を植えまして、取った牧草を家畜のえさにする、というような試みがなされていますし、さらには、キャベツをつくりまして、収穫されたキャベツを産業祭りで１１９円セールと銘打ちまして、販売をいたしたり、あるいは売り上げをチャリティーに回したり、農協、青壮年などを中心にした御努力によって、成果を上げているところでございます。

一応、６点の御質問に対して、お答えをさせていただきました。

○副議長（中山基昭君）　馬場繁夫君。

○１２番（馬場繁夫君）　どうも御答弁ありがとうございました。

現在の農家は、ほとんど家畜もおりませんし、農業の機会が、化学肥料におきまして一年じゅう作付ができる、また収穫の繰り返しでございます。これでは、やはり連作被害、土壌の老化にさらに拍車がかかってくるわけであります。それにかわる方法として、有機農業が非常に注目を浴びております。ねお一層の、有機農法を用いた安全な農作物をつくるように、行政の側からも、いろいろな角度から農業者に意識の高揚が図れるような、積極的な施策もさらにお願いいたします。

やはり農業の活性化等を考えた場合、農業に携わっている方が、非常に意欲的で農業に取り組むということが、何よりも大事であります。それと同時に、行政、また農協が真剣に農業のことを考え、また将来のことも考えて、その二者が積極的に取り組んでいく中に、農業の活性化が見られると思います。しかしながら、まだまだ農家の方の今までの一連の物のとらえ方が強い部分がありまして、行政におきましても、さらに農家の方のいろんな角度から、意欲が出やすいような意識の高揚に、これからは特に力を入れていただきたいと思います。その点は、特によろしくお願いいたします。

時間の関係がありますので、次に移ります。

近代農業法は、品質の改良と肥培管理の進歩は、車の両輪といたしまして、発展してきたといわれております。多収量性、耐病害性とか、早熟性とか、よりよい品種を開発することを、精力的に進めてきたことであります。作物には、吸収できる肥料の量は、限度があります。より多くの肥料を投入して、収量をより多くするために、化学肥料吸収限界を高める品種改良等が行われてきたわけでございます。これは、現在の農業の基本の骨組みであるといわれております。

これに対しまして、有機農法は、施す化学肥料に対しまして、有機肥料との違いがありますが、いわゆる近代農法の主流と同じ枠内にあるわけです。

これに対しまして、緑健農法は、まさにこの根本発想におきまして、在来農法と質を異にする農法であります。農法の違いは、基本発想の違いでもあります。

例えば、土地はやせている方がよい、石ころまじりの方がよい、水はできるだけ少なく、平らなところよりも傾斜のある方がよい、といった状況であります。規模にしても、団地のテラスでもよく、何千ヘクタールでもよい。機械を使った場合の方がよければ、積極的に機械を使った方がよい。露地でもよし、ハウスでもよし、フリースタイルの農法であります。この緑健農法は、永田照喜治氏が創造し、昭和２６年に原型をつくり上げ、実用化に成功したものであります。

環境として、土が肥えていて、養分が与えられておれば、自然と作物はよく生育する、という一方通行的な関係ではなく、作物自身が養水分をうまく吸収し、そのことによりまして、自分自身を健全に育成させることができる、ということであります。

さらに、作物そのものの能力、働きこそが問題とする農法であり、端的に言いまして、人間

と同様恵まれ過ぎる環境に置かれると、作物も努力をしないから、能力、機能が低下する傾向があるということであります。人為的な養水分供給をたくさん行うことにより、作物の育生増進を図ろうとすることでなく、作物それ自体の養水分を吸収する能力、育生能力のことを一番に考え、この能力を最大限に高めていくやり方であります。作物が自分自身の力で、環境から必要な養水分を必要な量だけ採り、生命力に優れて育生することを促進するものであり、根を最大限に発達させようとするものであります。根は三つに分かれておりまして、特に細根、とりわけ吸収根を猛烈に発達させる農法であります。緑健野菜、果物は大変に味もうまく、栄養の豊富さ、丈夫さ、多収量性等の秘密が宿っているのは、まさに根が根本であります。

この農法は、世界で初めての緑地の独自の栽培技術によりまして、開発されたものであります。既に緑健農法による農作物、果実が、緑健、完熟という商品名で、一部のストアー、生協等でも発売をされているところであります。

今後、新しい日本の農業を変えていく農法になることを、私も期待をしていきたいところでありますし、行政におきましても、発想の転換を図りながら、安全で、栄養価値も高く、おいしく、価格も安く安定していって、消費者に大変に喜んでもらえるような農法に、力を注いでいただきたい。

また、農業従事者に活力を見出せるように努めていただきたいと思いますけれど、それにつきまして、特に市長、何か農業につきまして意見がありましたら、御答弁のほど、ひとつよろしくお願いします。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　都市化の中の、現在残っている農業、これは一面に見直されて、機能本位の都市にも、なるべく農地や、それから農業を適切に残しながら、精神的とか、あるいは環境的な潤い、ソフトウェア的な役割を求めていこう、こういう新しい発想があることは、承知しておるわけであります。

そのことを、日野市にいかように適用できるかということになりますと、かなりまだ難しいわけでありますが、要は、営農の方々の、一つには意欲の問題、それから市民生活の中に、何か生産を取り入れようという市民農園の、これまた意識の問題、種になるものはかなりあるように思いますので、何か施策を加えて、特に需要と供給の関係をうまく関連づける、これは行政の役割だ、このように感じております。

先ほど、生活環境部長の方から、当面の施策、あるいは、なし得る考え方については、申し述べておったわけでありますが、日野市で行い得る分野というのは、そう広い分野があるというふうには、ちょっと今のところ施策が出てまいりません。

特に、今御提案の緑健農法という、永田照喜治さんが理論づけられておる、あるいは体系づけられておる提言につきましては、我々の耳にするところも新しいわけでございまして、都市農業、特に日野市のような土壌の中で、どういう役割が可能であるかということについては、これからの検討課題だと思っております。

確かに、理論的と申しましょうか、逆に化学肥料であるとか、あるいは集約農業といわれるような手法で行う農業の生産性追求よりも、別次元の、なるべく有機農法に依存しようとか、あるいは、今の緑健農法というのは、経営とか生産というところには、なかなか結びつきがたいわけでありますけれど、これはやはり人間性の基本的な回復を図ろう、農業との交流をしようといいますか、農業にそういう役割を求めていこう、ということにつきましては、新しい生き方、あるいは生活感とも言えると思っておりますから、そういう関心の方々が、情報を提供することによって、より理解をされる、そういう仕向ける施策、このようなことについては、今後、勉強させていただきたい、このように考えております。

全部お答え切れていないわけでありますけれど、御趣旨のことは、既存の農家というよりも、むしろ新しい領域の問題ではないか、こう思っております。

○副議長（中山基昭君）　これをもって１の１、都市農業の活路を求めて行政の課題と役割についての質問を終わります。

一般質問１の２、市民文化・創造の行政たれ！の通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

○１２番（馬場繁夫君）　文化行政問題につきましては、大変奥行きも深く、幅も広い問題でもありますので、今回は総論のほんのさわりの部分について、質問させていただきます。

文化行政に対する機運の高まりは、日本社会全体の大きな変動の過程を反映したもの、と考えることができます。それは、人間の年齢構成が、急速に高齢化社会に進行していくことや、人口や産業、文化の展開が大都市集中から、地方分散、地方の時代に変わってきていることもあります。国民の意識が、物質的な豊かさから生活の質への向上と、変化しつつあることも考えられます。

こうした変化は、市民の行政に対するニーズの変化に応じて、行政の対応も、意識及び制度、

両面にわたりまして、転換を余儀なくされる時代となってきておる、とも言われております。

文化的に考えますと、心の豊かさと、生活のゆとり、潤いを求め、多様な文化活動に対する社会的な要望が、深まっていることであります。この要望にふさわしい文化環境の高揚に努めるためには、社会教育概念、既成施策の文化水準、縦割り行政の管理システムでは解決できないと考えております。

行政施策の全般にわたり、文化創造の視点を加味することが、最も重要視されなければならないということであります。日野市の行政調査報告書については、後ほど触れますが、既に皆さんが周知しているところのことを、確認の意味からも、第２次日野市の基本構想は、第１章が基本構想に向けて、第２章が目標とする都市像、第３章が施策の大綱、以上３章から構成されております。

目標年次を、市政施行３０周年に当たります昭和６８年とされております。日野市の目指す都市像を、「緑と文化の市民都市」としておるところであります。これは、３要素からなっております。「緑と清流と太陽の都市」、それと「文化の潤いの都市」、さらには「人間尊重、自治参加、連帯の都市」の３要素であります。緑と文化の市民都市、文化の潤いの都市、このように、緑と文化を基調とした都市像といえます。

まず、そこで質問をさせていただきます。本来、全部長に皆さんの意見を問いたいところでもございますが、時間も余りありませんので、教育次長、福祉部長、生活環境部長、企画部長、都市整備部長の５人にお願いいたします。時間の関係で、本当に簡単に、ひとつお願いいたします。

担当部長といたしまして、文化のかかわり、また文化行政について、御意見をお伺いいたします。

２点目といたしまして、市長にお尋ねします。文化行政、また行政の文化化につきましてのお考え方、または、さらに文化行政に対しまして、職員にどう指導、支持されているか、それも簡単明瞭に、ひとつよろしくお願いいたします。

以上２点、まずお願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　それでは、指名をされた答弁者の方から、順次それぞれ答弁をお願いします。教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　それでは、教育次長から、日野市の文化行政に対しまして

の基本的な考え方はどうかということで、教育委員会の立場から、この考え方につきまして、答弁をさせていただきます。

御承知のとおり、いわゆる教育基本法という法律、昭和２２年にできた法律がございますけれども、その条文に、文化行政に対する基本的なレーンとして、平和、あるいは真理を希求する国民を育成するとともに、個人の文化の創造性の豊かな国民をつくるということが、教育基本法の中にうたってございます。

あわせまして、教育基本法のレーンを受けまして、社会教育法の中にも、国並びに地方公共団体の文化振興施策の、いわゆる責務といたしまして、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、実際生活に即するような文化的教養を高めるような施策を講じなければならない、こういうふうにうたわれてございます。

また、先ほど御指摘がございましたとおり、日野市の目指す都市像といたしましての、緑と清流と文化の振興、こういうことがうたわれております。我々教育委員会といたしましては、これらの教育基本法、社会教育法、あるいはまた、日野市の目指す理想像に基づく教育施策の充実、これを理想像という形の中で、さまざまな施策を施しております。

大きな考え方といたしましては、二つに大きく分けられるかと思います。いわゆるハード的な面、ソフト的な面とあると思いますけれども、ハード的な面は、申し上げるまでもなく、いわゆる文化施設の整備でございます。現在、公民館あるいは図書館、あるいはまた市民会館、市民ギャラリー、あるいは公会堂、そういったものを、やはり積極的に市民が文化活動の拠点として利用するわけでございますので、そういった面の施設の整備という問題が、大きな問題じゃないかと思います。

従来、教育委員会の方といたしましては、児童生徒等の増に基づきましての、いわゆる学校施設の整備ということに追われてまいりましたけれども、児童生徒数が減ってきた現在、ややもすればおくれてまいりました文化施設、こういった面の整備が、今後必要な課題じゃなかろうかと思っています。そういった意味で、近い将来、ふるさと博物館もできるでありましょうし、その他、文化施設等の整備が急務であるというふうに、理解をいたしております。

それから、ソフト的な面におきましては、やはり市民の自主性ということを尊重しなければいけないだろう、というふうに考えております。

つまり、市民がどこでも、いつでも、あらゆる場所を利用して、文化教養を高めるような施

策が必要じゃなかろうか、というふうに思います。それには、やはり行政が与える施策もあるでしょうし、そして、それを受けての市民の自主的な、自発的な文化・創造に対しての、いわゆる活動も必要じゃないかというふうに考えます。

そういう意味で、教育委員会といたしましても、いろいろ文化教養を高めるような研修会、あるいは講習会等が開催いたしておりますし、それを受けましての、市民の方からも、いろんな文化団体、グループ等ができております。そういった中での、各グループ、あるいは文化団体等が、自主的に、自発的に、継続して活動ができるような、求めに応じてのいろんな助言、指導、あるいはまた、団体等が独立するまでの間の物質的、財政援助が必要であろう、というふうに考えております。

また、こういった市民の、いわゆる文化的な事業というものを、広く一般市民に知らせる必要があるだろう、というふうに考えます。

そういう意味で、毎年文化祭等を開いておりますけれども、そういった面での市民の文化施策を、展示、発表する、そういう機会も必要じゃなかろうかというふうに考えております。そういった面におきましての施策を、今後進めていこうというふうに考えております。

以上、簡単でございますけれども、教育委員会としての施策の考え方についてを被瀝いたしまして、私の答弁といたします。

○副議長（中山基昭君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　ただいま、福祉における文化的な施策について、という御質問だと思いますけれども、御質問の趣旨といたしましては、行政全般の文化的な取り組み、こういうことでの御質問ではないか、というぐあいに考えます。

私ども福祉は、御承知のように、人の幸せといいますか、基本的な人間の尊厳を保持するための施策を、いろいろと実施しておりますし、そういう意味では、非常に文化的な営みとの深い関係がございます。私ども、それぞれ児童憲章にいたしましても、あるいは老人福祉法にいたしましても、障害者福祉法にいたしましても、それぞれ定めるところによりまして、施策を実施して、中身はやはりそういう人間の基本的な人権の確保、こういうことに起因すると考えております。

文化的なと、こういうことでの内容といたしましては、そのようなものをより豊かに、特に心豊かに発展させる、特に子供の場合には、いい環境を与えて、豊かな人間づくりを目指す、

こういうことでございますので、教育ではやれない文化的な側面、例えば児童館におきましては、いろんな遊びを教えるとか、伝承的な創造活動をやる、あるいは映画を見せる、こんなようなことも実施しております。

また、高齢者に対しましては、かしの木学級でございますが、そのようなことで、いろいろと教養を高め、なお、それぞれの楽しみを増すような施策も、いろいろと実施しておりますし、そのほか、現在は障害者に対しましても、いろいろな陶芸の活動なり、あるいはその他の活動を通じまして、創造的な要素を含みました諸活動を展開して、しかもそれが他の施設、例えば児童館の壁画をつくるような、専門的な美術家の指導によりまして、それらの壁画をつくって、それを提供する。

これらのことも実施しておりますし、今後とも、そのような心の豊かさ、あるいは心のゆとりの中から生じてくる、文化的な施策をさらに発展させて、人間の創造性を高めていく活動を、今後とも発展させていきたい、こういうぐあいに考えておるところでございます。

○副議長（中山基昭君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　文化行政についての、所見の一端を述べさせていただきたいと思います。

先ほど、教育次長から、文化行政について、オーソドックスな考え方が述べられましたけれども、教育行政の一環としての位置づけ、これは住民生活のすべてがかかわるんだ、こういう考え方になりますと、生活文化全般が文化行政になりますので、教育行政の中だけで考えていく上には、やはり限界があろうかと思います。新しい文化行政は、もっと幅広い、行政全般にかかわるものである、そういう姿勢で進めていく必要があるのではないかと思っております。

文化行政の目的につきましては、個性的な地域社会をつくることだと思います。個性的な地域社会というのは、日野市のように、住宅都市では、なかなかその個性が顕著にあらわれないわけですけれども、言葉をかえて言えば、いつまでも住みたい、住むことが誇りに感じる、そういうまちづくりにつながる行政が目的だと思います。

例えば、具体的な日野市の文化行政の施策としましては、合成洗剤の使用を役所内で禁じまして、河川の汚染防止に、いささかなりとも役立つような方向でやっていく、これも文化的な行政施策だと思いますし、それから、つい先ごろ、道路の愛称名を公募いたしましたけれども、これなどもハードの面からの、文化行政の施策だと思います。あるいは、駒形の渡しなども、

これは立派な、文化的な行政施策であろうかと思います。

こういうように、幅広い面で、文化行政をこれからはとらえる必要があろうかと思います。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

行政と文化ということで、私の能力を超える御質問で、今すぐまとめてといいましても、なかなか難しいわけでございますけれども、ただいま各部長からもお話がございましたけれども、広く文化をとらえますと、市の行政、教育委員会を含めまして、市長部局でやっている行政のすべての文化につながるだろう、というふうに考えます。

狭義で考えますれば、教育委員会の文化関係、あるいは、市長部局の生活環境部が中心になっております、文化行政ということになろうかと思います。これらの狭義の意味の取り組みでございますけれども、現在、市で、基本計画をつくっております。基本計画の中で、教育文化というとらえ方をいたしまして、体系の整備をし、市の施策がどこに重点が置かれるかということを、明示をしたいというふうに考えております。

今後の予算編成、それから企画財政部が当たります計画関係につきまして、関係部課のそういった行政施策を十分吟味いたしまして、財政的な補完でありますとか、計画の推進の援助等を行いたい、というふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、しんがりを承ります。

私どもの方、いわゆる都市計画、あるいは都市整備といった面から限って、文化行政とのかかわり合いを御説明したいと思います。

文化と都市ということになると、非常に多面にわたる面があるわけでございます。日本の古来からの文化を継承している都市というのは、京都、あるいは奈良、鎌倉というようなものが、代表的な例として挙げられるわけでございますが、近年におきまして、一般市民からの要望といたしましては、都市の文化化、あるいは文化都市の創造に対しましての要請が、非常に強く打ち出されてきております。

美術館、博物館、あるいは音楽堂というような、建築物につきましても、重要な一要素であ

るわけでございますけれども、そのほかに、市民の精神的な安定性というものを求めるための、すなわち都市の安全性、快適性、あるいは利便性、この志向が非常に強くなってきているということは、事実でございます。このことから、都市の文化の創造というものに対する要望となって、一般市民からあらわれてきているものでございます。

地方公共団体におきましても、積極的にこれらに取り組むための施策というものが、各団体において行われてきているところでございます。欧米、特にフランスにおきましては、積極的にこれらの文化行政というものに、取り組みを行ってきておるところでございますが、日本におきましても、文化のための1％システムというものは、近年都市計画面においても、打ち出されてきておるところでございます。建築の総工費の1％を、美術的造形に確保して、豊かな人間性を加味しようとするものでございます。

これによりまして、地域の人々に親しまれる、地域のシンボルとなり、また誇りとなるような地域の特性、あるいは点等を生かした施設をつくり上げていく。これによって、文化的な地域の環境をつくり、また、市民の文化意識を高めていこうというものでございます。

これに関連いたします事業といたしましては、一例でございますけれども、アーバンデザイン、あるいは外壁のレリーフ化といったものがあろうかと思います。これは、一部の例でございます。

日野市におきましても、今後、この1％システムというものを制度化していきたい、都市計画上の制度化としていきたい、というふうに考えておるところでございます。当然、これについては予算が伴います問題でございますので、また今後の予算の要求等において、財政当局とも十分詰めていかなければならない問題かと思います。しかしながら、文化行政の一環として、こういった施策も行う必要があろうかと思います。

豊田の南の再開発、あるいは区画整理の中で、とりあえずはそういうものを取り入れていきたいというふうに、計画をしているところでございます。ごく至近な例といたしましては、仲田緑地の平和塔、これについても一応私どもは文化行政の一環としてのものとして、考えたわけでございますが、今後、これらについても、またいろいろとお願いをしていきたい、というふうに考えます。よろしくお願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　よく、住民意識の多様化、多元化という傾向が、機能性とか

いうものを追求してきた、その上の要求としてあらわれておるのが、今の社会だといえるわけであります。

それで、建設――町をつくりますには、基盤整備でありますとか、あるいは箱物といわれる文化施設の整備でありますとか、これらが一見目的のごとく、従来行政は考えがちでありましたが、それは手段であって、その上につくる市民生活の豊かさ、心豊かさ、あるいは潤い、それ自体が文化である。文化の目指す方向であるということが、だんだんと意識の中に明確化しつつあるわけであります。

その基盤をなすものは、やはり私は、自然らしい管理である、人の心の豊かさが自然的に生まれてくるような、そういう装置をつくるのが行政である、こう言うべきではないかと思っております。

従来、文化行政というと、何か一つのパターンで、つまり提供する側からの発想が多かったし、また、提供する文化そのものが文化行政である、というふうに思われがちでありましたが、それも、確かにある時期にはそうでなければならないと思います。しかし、今後は行政自体が文化である、そういう発想がだんだん意識されつつある、そういう感じがいたします。

今、質問の方から言われました、行政の文化化という、つまりハードは手段であって、やはりソフトが目的である、こういうふうに解すべきではなかろうか。それに応じた行政の展開が、行政の文化化になるだろうと思っております。

○副議長（中山基昭君）　馬場繁夫君。

○１２番（馬場繁夫君）　それぞれの格調の高い文化論についての御答弁、大変ありがとうございました。

文化行政ということが、最近では日野の行政にも深く浸透され始めてきたといわれております。一般世間におきましては、文化に対する一部の誤解があるとされております。

第１点の誤解とは、文化は行政になじまない、行政は文化に介入すべきでない、という論議でもあります。文化とは、市民が自発的に創造すればよいものであって、行政が余り手を出すものではない、といった考えであります。運用面、方法論的には、その一面もあると考えられますが、市民の文化活動に対して行政が果たす役割は、極めて大きいということは、すでに皆さんも承知のとおりでございます。

第２点目の誤解といいますのは、文化とは後ろ向きのことで、古いものとの関係があるのだ

という、理解の仕方であります。文化財保護のことは大事なことでありますが、文化財保護行政をもって文化行政の主流だという考え方ではなく、文化とは、過去のことよりも現在のことであり、また、未来に向かってのことだという認識も、あるわけでございます。

第３点目といたしましての誤解といたしましては、文化と教育と同質的にものを考えることであります。文化教育の一部としてとらえる見方であり、教育とは、いわば人間における仕込みであります。これに対しまして、文化とは遊びであり、心のめとりと考えることが、一般的に多いということであります。教育と文化は、二つの方向が正反対でもあり、一緒に取り扱えることではないと考えております。

文化行政の文化化とは、市民の日常生活における心のゆとりの問題、仕事から離れた心の遊び、さらには、お金もうけや実利的な目的から離れた生活活動のすべてが文化である、と定義づけられております。ぎりぎりの生活生存の中では考えられず、生活のゆとりの中からわき出るとも言えましょう。

要するに、物質的生活におけるゆとりが、心のゆとりを生んできたものであり、今の日本は経済的繁栄の結果、過去の人類のどの社会よりも、経験しなかったほどの高度の教育社会であります。その結果におきまして、知的活動、芸術的活動等の欲求が、過去のどの社会におきましても、例を見ないほど高いものに、量的にも大きくなったといわれております。

このような繁栄的な、文化面な社会におきましては、単に衣食住に関する実利的な要求ばかりではなく、大きな文化的欲求を持っていることであります。量的にも、質的にも、ますます増大し、高度化する市民の文化的欲求は、個人のレベルで処理できる限界を、既に超えているとも言われております。充足の手段を提供する仕事は、行政の役割であり、行政の責任であります。物ではなく心、量ではなく質、ハードではなくソフト、すなわち、潤い、安らぎ、触れ合いのまちづくりであります。日野市の目指す都市像、緑と文化の市民都市と位置づけをしたいと考えるのであります。この都市像を実現するために、文化を基調とした行政の質を向上させることであり、文化行政であると、私は考えるものであります。

質問３点目といたしましては、仮称文化問題懇談会、もしくは若手職員等を中心とした文化行政プロジェクトチーム等を編成し、この問題に取り組んでいくことを御提案させていただくものでありますが、お考えをお伺いいたします。

質問４点目といたしましては、行政報告の折に、基本計画の策定、また組織機構改革の考え

が示されましたが、文化行政を基調とした計画というものも、十分考えていただきたい。特に、社会教育の概念とは別に、総合的な推進体制の責任担当部局を、明確に位置づけを行った組織改革ということも、十分踏まえていただきたいと思うんですが、このお考えについても、さらにお願いします。

質問5点目といたしましては、行政調査報告書によりますと、「住むことが悦びであり、誇りである町を」の総論におきまして、都市と暮らしが大きく変わり始めている、日本の社会は、今、全体として成熟段階にさしかかったといわれている、こうした中で、各地に盛んになってきているまちづくりの理念の中にも、変化の兆しが見え持めている、その一つに、まちづくりにおける量から質への転換であり、さらには住みよい町から、住むことが悦びであり誇りである町への市民の期待の変化である、と意義づけております。

各論といたしましても、まちづくりへの課題におきまして、日野市の将来の提言を行っておるところであります。そのほか、日野市のマスタープラン、浅川利用計画調査報告書、豊田駅の南口の開発、市街地再開発事業基本計画等、日野市におきまして多くの調査報告、事業計画等がありますが、それぞれの事業、各種の政策や施策を、文化的シンボルを設けて有機的に関係づけていくことによって、全体として一つの意味ある体系としての、調和のとれた都市環境、文化環境を創造していくことができると、私も認識している1人であります。積極的に、このような行政の文化化について、もう少し市長のお考えをお伺いいたします。

以上、また御答弁のほど、ひとつよろしくお願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　馬場繁夫君の持ち時間は、4時56分までです。答弁者は、要領よく簡潔にお願いしたいと思います。教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　それでは、教育委員会に関係いたします部分のお答えを、私からさせていただきます。

1点、2点、3点目の、文化活動に関する馬場議員さんのお考えを披瀝されたわけでございますけれども、全く共鳴いたします。そのとおりだと思います。

それから、第4点目の、いわゆる仮称文化プロジェクトチームの結成についてお考え方はどうか、というふうな御提言でございます。確かに、文化行政といいますと、各分野にまたがる部分が多いことは、全くそのとおりだと思います。

しかし、教育的要素が大分強い分野に入りますので、教育委員会が行う事業は、たくさん多

いと思います。そういった意味で、これらの文化行政というものが、市役所全体の行政の中で、効率的に、総合的に、上がるような施策、これが必要と思います。そういう意味で、現在、我々の方といたしましても、いろんな文化事業を進めていく場合におきまして、関係する部課とも十分に調整をし、連絡をしながら進めております。

また、場合によりましては、事業を進める上におきまして、関係する課長等も、いろいろプロジェクトチームというか、検討委員会といいましょうか、そういった中に入れまして、事業を進めております。そういった意味で、現在もそういう施策を進めておりますし、今後、必要に応じまして、こういうふうなプロジェクトチームをつくる必要の段階では、ぜひそういった面も配慮しながら進めてまいりたい、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　第２点目の、文化関係の行政にかかわる責任担当部局の設置、ということでございます。

これから、市の行政組織の見直し、検討を進めていくわけでございますけれども、検討を進める上での最大の視点といいますのは、現在、日野市が抱えている重要な行財政の課題、こういったものにどう対処し、取り組み、処理をするか、そういうところに組織の改訂の視点が行くんではないか、というふうに考えております。御提案の趣旨は十分わかりますけれども、その辺から考えますと、いま少し時間がかかる問題ではないかな、そういう感じを持ったわけでございます。

５点目の、個別計画の体系化の提案でございます。今、馬場議員さんがおっしゃったとおりでございます。今までに、いろんな個別の計画を、日野市が持っております。ここで基本計画を策定するというのは、まさにこれらの個別の計画を集大成をするというのが、一つのねらいにもなっているわけでございます。

以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　地域社会が、いかに生き生きとして、人間性を蓄えながら、心豊かさをつくっていくか、これは市民のまさに一人ひとりの意識のあるなしにかかわらず、目指す方向だ、こう思います。

そして、たまたま私、地域の教育力ということの、一つの考え――教育力を高めるという考えの背景には、地域社会が文化面においても、あるいは生産労働の面においても、健全である、健在である、こういうことから、自然に子供に対する教育力は備わる、こういうふうに考えるわけであります。

そこで、もう一方、今の教育行政という、あるいは教育に対しますいろいろな向け方が、結局、結果としては非常に管理的であり、子供にある程度の窮屈さを与えておる。息苦しさを与えておる。それには、やはり子供にもう一遍、家庭の中でも、地域の中でも、学校教育の中でも、何かそれから解放される夢が必要である、このように、つくづく思います。

そこで、最近具体的に考えられますのが、これから取り組んでおりますふるさと博物館、これは、今御質問にもありましたとおり、過去を知るのみの場所ではなくて、地域社会の自然界を知る場所でもある。つまり、動物、植物の生物、あるいは地質、あるいは水系の河川の源から、文化のかかわり、こういうことを知らせる場所であるべきだろう。しかも、小中学校の頭の柔らかなときに、そういうところを見ることによって、何か得るものがある。学術も大切でありますが、学術は、背景に、余り表に出ないで、やはり子供に見せる場所にしたいものだ、こう考えております。

ある、この間、専門家の方に、考古の関係は日野市にもかなり資料がありますから、今のいわゆる博物の中の、生物でありますとか、地質でありますとか、あるいは地理でありますとか、そういうところを専門的にアレンジする御指導をいただきたい、このように申しましたところ、規模はどの程度かという質問もございまして、規模はそう大きくありません、面積も狭いし、建物もそう広くありませんと。そうしたら、「それでいいんだ」と言われました。

つまり、展示する博物館という機能よりも、センターとしてそこへ見に行って、市内全体にそういうものがどのように分布し、どのように観察できるか。それを連絡つけることが、むしろふるさと博物館の、地域ふるさと博物館の役割だ、こういう示唆を受けまして、なるほどそうだなというふうに思いました。

そうであるならば、日野市にはそういう豊かな自然状況がありますので、それらをもっと、学校の先生などに説明をわかりよくしていただきまして、そして自然観察のできるような、そういう仕組みもつくりまして、やれるかな、というふうに感じました。こういうことが、一例ではございますけれど、これからの地域の文化に貢献できる、そして子供に夢を持たせるとい

うところに、視点を置くことが大切でなかろうか、こう思っております。

一例でございますが、そのような考えが生まれておるということであります。

○副議長（中山基昭君）　馬場繁夫君。

○１２番（馬場繁夫君）　ちょっと、ここ、考え方が違うんですけれど、時間の関係もありますので、また次の機会に、この問題も取り組みさせていただきますので、やはり物ではなく心、量ではなく質を、ハードでなくソフト、潤いと安らぎ、触れ合い、またゆとりあるまちづくりであります。

いずれにしても避けて通れない大きな問題でもありますし、今後、行政の中におきましても、行政の文化化ということを十分念頭に置きながら、行政運営を進めていただくように、強くお願いをいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

○副議長（中山基昭君）　これをもって１の２、市民文化・創造の行政たれ！の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山基昭君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

続きまして一般質問２の１、三中の食堂方式学校給食を予定どおり実施せよと問うの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔２９番議員登壇〕

○２９番（竹ノ上武俊君）　休憩抜きでございますが、御指名でございますので、一般質問をこれから始めさせていただきたいと思います。

三中の食堂方式学校給食を予定どおりに実現をしてもらいたい、そういう住民の願いを込めまして、この件の質問を申し上げます。

既に御承知のとおり、日野市では、中学校の完全給食が全中学校に実現を見るという方向で、完成も近づいてきております。こういう中で、三中の完全給食、この実現について、間もなくということになってまいりますけれども、ここで、予定どおり実現するように、ひとつ市の行政、また教育委員会等に願いをしておきたいと思う次第でございます。

先日、市内の自治会等の団体が、市長や教育長との交渉といいますか、話し合いの場がございました。そういう席での教育委員会の答弁からも、なかなか三中の完全給食の実現については、困難な点もあるなどの話も、出されております。

また、私が一般質問の通告をした後、三中ＰＴＡにも教育委員会から、ちょっとしたお話があったやに、聞いているわけでございます。そういうことで、今回、質問を申し上げる次第です。

学校給食を実現していくには、父母や教職員等との理解をあわせ持ちながら進めていくという点が、当然必要なことでございます。今までも、父母からの要望を受けて給食が進んできた、という側面もあったと思います。

また、学校給食をやるには、教職員の理解や協力が得られなければ、教育効果も上がらないわけでございます。

また、あわせまして、現場の市職員の積極的な協力ということも、必要となってまいります。そして、何よりも子供たちの発達ということを保障するような、そういう完全給食でなければならないわけでございます。今まで、日野市当局並びに教育委員会は、こういう点に配慮をしながら、給食の行政をすすめていらっしゃったことと、信じております。

そして、現在、日野市の学校給食は、自校方式である、また、中学校においては、食堂方式であるなどの点で、全国でも有名になってまいりました。また、そういう関係者、専門家の間でも、大変高い評価を得ているということが、さまざまな新聞、出版物等の記事で、見受けるわけでございます。

そういう中で、中学校としては、最後に三中があと１校残ってまいりました。三中は、御存じの方もあるかと思いますけれども、ＰＴＡなどを初めといたしまして、日野市内では初めて、正式に給食を取り入れるべきだ、ということを要望した学校でございます。これは、教育委員会等も御承知されているわけであります。

しかし、そうは言いつつも、その後も教職員の中で、あるいはＰＴＡの中で、陰にひにと申しますか、現状の中での三中の完全給食の実施という点については、さまざまな動きや意見などがあったのも、また事実でございました。そういうようなわけで、結局、最後になってきたものと思います。

しかし、現在、すべての中学校で実現を見るという都階におきましては、地域の住民の皆さ

んが、ほとんど大多数が、三中での自校方式、食堂方式の完全給食というものを、待ちに待っているという状態になっていると思います。

また、市当局の方も、必ず三中においても近く学校給食を実現しますということを、公表をされてきているわけでございます。市議会の会議録等を見ましても、そのことは証明されております。

例えば、去年の３月定例会におきまして、１１日でございました。私の給食に関する質問に対しまして、教育長が答弁をされております。三中だけ、場所がないからというわけにはいかない。知恵を絞って実現をすると、また、市長も、給食の場も今後必ず整備する、という答弁をいただいております。

また、同じく去年の１２月定例会、１７日の答弁でも、明らかにされているわけでございます。教育長は、給食の施設の場所が絡むが、６４年の給食開始、これに向けて最短距離でこの問題に取り組む、ということを表明されたわけでございます。それに対して、私は、最短距離で６４年開始というのでは不満である旨も、述べております。もっと早く実現してほしいことを、主張したわけでございます。そういうことで、今日に至っております。

そこで、具体的には、３点にわたって質問をいたしたいと思います。

第１点は、現在の状況の中で、場所についての見通しはできたのかどうか、この点についての質問でございます。

第２点目は、６４年開始、これは大丈夫かという点でございます。この点についても、本議会で、大丈夫である、という答弁を期待いたしまして、質問としたいと思います。

第３点目でございます。これは、先ほど例を挙げました。住民団体等との話し合い等の中で、教育委員会側が、三中の給食実現については、昭和６２年度は検討委員会等を設置していかなければならないのではないか、という趣旨の発言なども、見受けられたわけでございます。しかし、もし、そういう形で昭和６２年度検討委員会等を開いておりますと、具体的な設計、工事ということを考えますと、６４年開始は、難しいことになるわけでございます。

そういう点から、私は、検討委員会というのも必要かもしれませんけれども、即座に一定の日を決めて、市長、教育長、教育次長、あるいはまた、建設に当たっての専門職員、三中の校長や、ＰＴＡ、教職員組合も必要なら参加していただく。そういうような形で、現地調査等をして、みんなで１回でも話し合いをするというようなことをすれば、やる気であれば、即座に

私はいい方法、知恵が出てくるのではないか、というふうに思うわけでございます。そのぐらいの立場で、場所の設定等についても、もし現在決まっていないとすれば、決めて、三中の給食の実現という方向に走っていただきたいと、願うわけでございます。

もし、これらのことが手おくれになってまいりますと、実際に工事が始まった際の、教育の時間割り、その他での混乱も起こってくるでございましょうし、あるいはまた、市の担当職員等も、さまざま戸惑うことが出てくるのではないかと思います。先手、先手というふうにして、ひとつ対策をとってもらいたい。そういう点で、第３点目の質問としたいと思います。

三つの質問とも、絡んでいるわけでございますけれども、御答弁をお願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

今、竹ノ上議員さんの方から御質問のございました、三中の給食関係の問題、これは三中だけを取り残すというわけには、全くいかない。このことについては、何回も御答弁申し上げてきたとおりでございます。

ただ、現在の状況の中で、三中の給食棟の建設場所、そういうもの等について、すっきり決まっているのかといわれますと、これは竹ノ上議員さんもおわかりのような状況で、三中の現在の立地条件というのが、他の中学校とやや趣を異にしている。

例えば、周辺の山を切り崩して、給食棟を建てられるような場所を、新しく広げていくということは不可能な状況の中で、現在の敷地の中のどの部分に給食棟を持ってくるか、こういう問題が、当然三中の場合には起きてくる。こういう状況の中で、現在、設置場所等の問題をめぐって、教育委員会サイドでも、施設を中心としていろいろ検討をしている、というのが現状でございます。

そういうような状況で推移した時点の中で、果たして６４年度の実施が大丈夫なのか、という御質問でございますけれど、私たちの方では、６２年度、来年度予算の中に、一応基本計画設計費を計上いたしまして、今申し上げました建設予定地の決定、あるいはその場所に給食棟をつくったときの、校舎施設棟への影響、並びにそのような建設工事を進めていく際の、概算事業費の算出、これらの問題を、６２年度中には完全に消化したい。

それで、６３年度の予算の中で、国に対する補助申請事業、並びに実施設計、これを６３年度の中で行いまして、６３年から６４年にかけての債務負担行為等を起こして、６４年度に向

けて給食が実施できるように、工事に取り組んでいきたい。６３、６４年にかけても、工事という中で、６４年度の実施というものが、年度途中というような形になるかもしれませんけれど、取り組んでいきたい、こういうように考えている次第でございます。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　竹ノ上武俊君。

○２９番（竹ノ上武俊君）　教育長の答弁をお聞きいたしまして、幾らか安心をいたしました。しかし、不安が残らないわけでもありません。

というのは、やはり三中の地勢、校舎の配置等から見まして、教育長が指摘された問題点がございます。その場合に、もし場所がない場合には、体育館を取り壊して、２階建て、３階建てぐらいにして、諸設備を入れるというような方法等も、出てくることがあるかもしれません。

そうなりますと、現在でも生徒数の多い方の中学校でございますので、体育館の使用の授業計画等の問題も、出てまいります。その場合に、例えば隣接地の公団用地等を借りて、体育館を仮につくりまして、では授業を進めるか、ということなども出てくるかもしれません。そういう手はずなどを踏みますと、さまざまな団体との交渉、かつまた予算が高くかかる、こういう問題などが出てくるわけでございます。

そのような混乱も予測した上で、断固やるという決意がなければ、ひっとがひょっとしたら、やはり１年、２年と伸びてしまうという不安が、住民の中には残っているわけでございます。

ですから、私が先ほど申し上げましたように、相当な決意で臨み、先手先手と対策を立てていかなければ、市役所の内部からも困難な点が出てくるでしょうし、学校当局からも困難な点などが、出てくるかもしれないわけです。その辺を見通しまして、再度、質問を申し上げます。

もし、市長の方にも、それらの見通し、並びに方針、決意につきまして、一言ございましたら、御答弁をいただきたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　ただいま申し上げましたように、三中の立地条件の中で、竹ノ上議員さんの方で御心配されているような問題点が、多々ある。

例えば、今御指摘のように、体育館を取り壊して、そこに２階建ての１階部分が、例えば調理室並びに食堂で、２階部分が体育館、というような形での給食棟ができるのかどうか。現在の体育館の、まだ建ててからの使用年数等を計算したときに、例えば、国からの助成金等の返

済等がまだ残っている、そういう状況の中で、起債等の償還をどういうような形で、現在の体育館の中でとっていくのかとか、あるいは、１年間にわたって、日野三中の生徒の、体育館を使っての体育授業を、どういう形で対応したらいいのかとか、あるいは、体育館を取り壊すことによって起きてくるもろもろの障害、こういうものにどんな対応の考え方があるのかとか、そういうように考えてまいりますと、必ずしも体育館というものだけにこだわっていない。

例えば、今、教育委員会の施設サイドでは、いろいろ検討している中には、道路に面した擁壁部分を垂直に切り通す中で、給食棟の建設というものが困難かどうかという問題とか、あるいは、現在プールが三中にありますけれど、プールの置かれている状況、これを一応校庭部分の方にプールを移しかえて、プール並びにプールサイドを利用しての調理室、並びにその上におけるところの給食棟、こういうものが実現できるような手だて、これがとれないかどうか。

体育館をつぶしてつくり上げるというのと、プールを校庭部分に持ち上げるというのとでは、財政的サイドから、経費も数分の１で済むというような問題等もございますし、いろんな形での三中の給食にかかわる検討を、施設サイドで行われているということで、先ほど申し上げましたように、６２年度の予算の中には、基本設計部分の計画、これを何とか実現できるような予算要求をお願いしていきたい、このように考えているかけです。

○副議長（中山基昭君）　竹ノ上武俊君。

○２９番（竹ノ上武俊君）　大部、教育長の方でも、既に場所の問題を検討をされているようにも感じます。

しかし、住民が不満と思っている点は、学校給食の計画というのは、もっと以前からあったわけでございます。そして、確たる年度の予想も、去年打ち出されたわけです。三中の場所が問題であるということも、以前からわかっていたわけでございます。

ですから、そういう問題の解決は、種々教育行政上の難問題、問題は山積していたとは思いますけれども、もう既に、ことしの１２月ぐらいまでには、そういう問題は解決をして、こういうふうにしてやるんだ、という方針を打ち出しておかれるべきではなかったか、こういうふうに感じております。ですから、今教育長が答弁されたとおり、まだ確定していないのであれば、来年度予算計上までにはそういう結論を、今の体制の中で、私は出すということが必要である、というふうに感じております。ですから、その辺の決意についても、再度、最後に聞かせていただきたいなと思うわけでございます。

そして、実現が伸びることは、私は全然予想もしておりませんし、住民もそういうことを期待する者は、いないわけであります。

しかし、もし困難な点が出てくるかもわかりません、今後の過程の中で、私は、そういうときの事の解決の仕方という点につきまして、教育長や市当局にお願いをしておきたいと思います。

それは、給食問題にはとみに最近関心も高まっている状況でありますので、いろいろな対策委員会、検討委員会等をつくられる際には、一部の関係者だけでそういうものをつくらない。必ず教育委員会、市当局、並びに三中の校長なり、教職員、それから三中のＰＴＡ、それから三中学区の、小学校の父母などのメンバー、こういうのも入れて、やはり住民が納得をする中で、みんな学校給食を実現していくんだという体制をもって、臨んでいただきたいと思うわけでございます。余りに無計画に、無理をして、いろんなことが出てくると、これもまた問題になります。

例えば、今教育長がおっしゃったような、道路わきでございますが、ここはがけ崩れがありまして、先年、公団等その他におきまして、改修工事をした場所でもございますので、これを無理してやると、また何が起こるかもわからないという点が、例えばあります。

それから、プールの周辺についてでございますけれども、例えば、今教職員の方が駐車場にしていらっしゃる場所がございます。では、先生たちの駐車場というのがどこにあるか、ということになりますと、これはまたあの地域には、なかなかそういう場所がない地域でございます。

あれこれ考えますと、一つ一つがやはり難問題にならないとは限らないわけであります。そういう点をよく見通して、繰り返しになりますけれど、決意を持って、しかも慎重に臨んでいただきたいと思うわけです。

最後にもらうものはというと変ですけれど、最後にもらうものには福がある、ということわざがございます。そういうわけで、私は最後にできる三中の食堂方式の学校給食というものは、市内でもさらに一層、生徒や、教職員や、父母が喜ぶ、あるいは食堂というものが地域でも使わせていただく、という精神をさらに強調していらっしゃるのであれば、そういう点でも模範的な住民の意見を入れた設計にしていただくとか、そういうことで立派なものをつくっていただきたいと思うわけです。

若干つけ足しではございますけれども、一、二、小さな問題で、参考までに質問をしておきたいと思うんです。それは、私、かねがね思っているんですけども、三中というのは、独立校の建設の問題が、過去あったわけであります。ですから、独立校をつくったにしても、相当な予算がかかったわけですけれども、今後とも、そういう客観的な状況の中で運用される学校でございますので、そういう点では、三中の特色あるやはり教育環境というものを配慮した予算編成等も、私はすべきではないかというふうに思います。また、これはどの学校にも言えることでありまして、画一的に、どこの学校にも予算を施すということが、必ずしも私は正しいとは思わないんです。

例えば、三中では教師集団や生徒が、あるいは父母が努力いたしまして、あの独立校のいろいろ動揺がある中でも、ブラスバンドなどが成長してまいりまして、全都的にも有数なブラスバンドに成長してまいりました。そして、現在では三中学区の小学校でも、年１回行事をしていただいて、喜んでおりますし、お近くの七生福祉園等でも、こういうブラスバンドが行きまして、地域でも非常に喜ばれている存在に、例えばなっております。

そういう中で、例えば三中のブラスバンドについては、さらに一層補強をしていくということなども、考えてもいいのではないかと思うんです。私も、市会議員でありますから、三沢中も大事だし、市内のすべての中学が大事でございますけれども、そういう教育行政というのは、若干の個性というものも考えるべきではないか、というふうに思います。

そして、さらにもう一つ、一例を挙げて、参考までに質問をいたしますと、例えば、冬の今の暖房の状況などもございます。三中は、一番、クラスなども多いという状況の中で、いまだに石油ストーブで煙突方式の、冬は暖房をいたしております。これは、先生たちの管理という点でも、例えば大変でしょうしね、そういうことなどもあるわけです。

ですから、本当に三中の教師、あるいは生徒、父母という、こういう方々は、ああいう過密教育といわれたときにありましても、よく我慢をしてやってこられたというふうに思っております。そして、しかも教育効果については、どの中学にも負けない立派な成績をおさめてきている。私は、そういう点等を考えますと、よく目配りをした予算のつけ方といいますか、そういうことも考えながら、三中の教育を守るといいますか、前進させていただきたいと思うわけでございます。

そういう意味から、最後になりますけれども、教育長並びに市長の方で、答弁がございまし

たらお願いしたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　教育サイドからだけ申し上げれば、これは、今、竹ノ上議員さんの方からおっしゃったように、ブラスバンドも、それから暖房も、食堂も、とにかくできるだけ早急に実現をしていきたい、こういう気持ちは十分持っております。

ただ、昨日ですか、本年度の歳入の減額補正等の中で、多くの議員さん方から御指摘されておりますように、いわゆる法人市民税の７億数千万からの落ち込み、そういう状況の中で、健全財政をいかに維持し、なおかつ効率的に予算執行をしていくか。これは、私サイドの検討というよりか、もちろん企画財政部の方の内容でございますけれど、そういう状況の中で、単に教育という状況の中だけで押し通し切れない側面、こういうものを十分、全体構造の中で配慮をしながら取り組んでいかなくてはならない。そういう部分も、当然出てくることだと思いますし、国や都への助成措置、こういうものを積極的に取り組む中で、少しでも市の負担が軽減できるような方向の中で、財政当局の方にもお願いをしていきたい、こう考えております。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ここ二、三年の見通しの中で、中学校給食の順番の来た三中、それから五小の建てかえの可能性ということが、私の一番、教育関係の当面の課題に思っております。

今、教育長の方から答えましたとおり、できるだけ実現性ということから検討していただいて、よりよい三中の給食体制をつくり上げるということを、なるべく早く明らかにしていきたい、こう思っております。

○副議長（中山基昭君）　これをもって２の１、三中の食堂方式学校給食を予定どおり実施せよと問うの質問を終わります。

続きまして、２の２、学童クラブの健全な発展のため将来構想を問うの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○２９番（竹ノ上武俊君）　それでは、学童クラブの健全な発展のためということで、質問をさせていただきます。

本日の質問の中心点は、どこそこの学童クラブをこうしてくださいという、そういう具体的な質問というよりは、学童クラブをもっともっと真正面から見詰めて、今後育てていくべきで

はないか、こういう立場からの質問でございます。もちろん具体的な問題も出るかもしれませんけれども、そのときにはよろしく御答弁をお願いしたいと思います。

ことしは、児童憲章が制定されましてより、ちょうど３５年目に当たる、いわば記念すべき年になっております。児童憲章は、１９５１年の５月５日に、社会福祉審議会によって、制定をされたものでございます。これは、もちろん法的な拘束力はございませんけれども、戦後の子供たちを守り育てていくという、一つの憲法として、私は定着をしているものだと思っております。

児童は人として尊ばれる、児童は社会の一員として重んぜられる、児童はよい環境の中で育てられる、こういうことが児童憲章で明らかにされたわけでございます。また、具体的にも、２の項目の中では、家庭に恵まれない児童にはこれにかわる環境が与えられる、ということなども強調をされております。

また、国連等におきましても、子供たちを守ろうという具体的な取り組みが、非常に活発に進んでまいっております。

例えば、国連子供の権利条約草案というものがございます。この中では、第８条の中で、３項といたしまして、「この条約を締結する当事国は、働く両親を持つ子供の的確な児童保育業務及び便益を享受する権利を保障するために、あらゆる適切な手段を講じなければならない」こうなっております。この草案は、来年の１月にも、採択がされる見通しだそうでございます。

また、御承知のように、国連の児童の権利宣言というものも、１９５９年に制定をされまして、国際的に児童の権利を守ろうという、一つの支えになってきているわけでございます。このようにいたしまして、戦後といいますか、日本におきましては、戦後初めて、子供が権利を持つものとして、人間として位置づけられてきた、ということが言えると思います。

そういう中で、共働き、あるいは母子家庭、父子家庭の子供たちを、どういうふうに放課後守ろうかという運動が、戦後ずっと展開をされてきたわけでございます。一言だけ、この流れに触れたいと思います。

昭和――１９４９年に、厚生省が（「何で西暦に言い直すんだよ。党の方針を守れよ」と呼ぶ者あり）児童福祉法の３９条の２項に基づきまして、児童局長の通知というものが出されております。不規則発言がいろいろ聞こえてまいりますけれども、４９というのは西暦表現で私のメモにあったものですからね、ですから言い直したんです。私は、別段そういう点について、

昭和とか西暦でそれほどこだわる議員ではございませんので、ひとつ、不規則発言の方は、お慎みいただきたいと思います。

そして、１９６３年の７月には、児童館設置費国庫補助というものが、事務次官通達で出されました。こういたしまして、東京都では公式の補助金が出される、ということになってまいったわけでございます。しかし、そういう盛り上がりの中で、政府の方は若干後退する動きなども、出てきたわけでございます。

例えば、１９７１年には、留守家庭児童会、これを解散というような形にいたしまして、学校開放の中で、留守家庭の児童の問題を解決してしまおうではないか、という方向に逃げ込むという傾向が、出されてまいりました。

また、さまざまな運動が盛り上がる中で、１９７６年には、都市児童健全育成事業の実施についてという、次官通達が出されております。これは、児童館等の建設などという方向で、前進面もありますけれども、また一面では、当時の政府の期待される人間像、こういうような方針の中で、子供たちを単に企業の労働力として、どういうふうに扱っていこうかというような内容で、政策が変更されてきたりしている面もあるわけでございます。

さらに、その後の動きといたしましては、１９７８年の児童手当法の開始、そして１９７９年には都市児童館、こういうものに重点を置いて、児童館という形で、学童保育を解決できるのではないかという方向などが、強まってまいりました。しかし、実際には、この方向では現在解決がされたというふうには、なっていない状況でございます。

そしてまた、最近の情勢の中では、いわゆる臨調行革路線の名のもとに、学童保育、学童クラブの健全な育成、発展に対して、さまざまな自治体で障害が発生をしてきている現状も、無視するわけにはいかないわけでございます。

そういうような中で、私は日野市の学童クラブ、学童保育の実態につきまして、そしてまた、市の今後の考え方につきまして、若干の質問をさせていただきたいと思います。

現在、市内の学童クラブは、１９カ所かと思います。約７００人の子供たちが、ここに通っているわけでございます。そしてまた、児童館もございまして、これは大体１日約３００人ほどの子供が、ここで遊び、あるいは学び、創造し、というような活動をしていると思います。年間では、児童館の利用、児童数は、約９万人に及んでいるわけでございます。

そういう中で、指導員の皆さん、あるいは父母の皆さん、そういうところから、市当局にも

さまざまな要望等が出されていると思います。その一々につきましては、先ほど触れましたように、今回の一般質問では触れない予定でございます。４点ほどに絞りまして、質問をいたしますので、御答弁を願います。

第１点は、現在、学童クラブの置かれている実態でございます。独立した場所で、小学校の近くに存在している学童クラブ、これは何館になっているかということでございます。

１の２といたしましては、学校の空き教室、こういうところに置かれている学童クラブというのは、今どのくらいであるか。この中には、校庭の一角に学童クラブを置いたというのも含めて、できれば御答弁いただきたいと思います。

１の３は、今後、空き教室等に移動させようという予定を聞いております。この計画はどういうふうに進む見通しであるのか、お聞かせいただきたいと思います。

２点目でございます。こういう形で、過去の住民の運動、あるいは市当局の努力等によりまして、学童クラブが全市的にできてまいりました。しかし、さまざまな形態で存在をしているために、さまざまな問題も起こっていると思います。その中で、中心的な問題点というものが、今、解決をしなければいけない点があるとすれば、出してもらいたい。

例えば、指導員という側面からは、どういうことが言われているか。父母からはどうであるか。学校等、空き教室で併設している場合には、学校教育という観点から、あるいは教職員からは、どういうような要望がなされているか、代表的なものだけで結構です、教えていただきたいと思います。

３点目でございます。これは、当面は空き教室の中でやるという方向が強いような空気を、私は感じております。しかし、最初に申し上げましたように、児童を本当にいい環境で守り育てなければいけない。特に、留守家庭児童の場合には、この点が重大な問題になってまいります。現在でも、全国的に労働力人口として、女子労働者の比率というものが、高まってきております。昭和５０年度、３７.３％であった労働力人口に占める女子の割合、これが、現在では４０％を超えるという方向になっており、これは一層高まっていくのではないか、というふうに思うわけでございます。

また、女性の仕事も、本格的になってまいっております。職業別の、女子の雇用者の増加率というのを見てみました。これによりますと、管理的な職業従事者というのは、最近の１０年間ほどで、６５.４％も伸びてきております。専門的、技術的職業従事者の方々も、５９.２％も

伸びてきているわけでございます。そして、事務従事者、販売従事者、こういう方々、つまり本格的に長時間労働をしなければいけない部門というのも、伸び率の中では高い方になってきているわけでございます。

その反面、電気機械器具の家内労働は若干ふえておりますけれども、家内労働の数は減るという傾向になってきております。ですから、外に出て働く人が、今後ともふえていく、こういうことが予測されるわけでございます。このことは、当然日野市においても、そういう方向が普遍的に起こってくるのは、明らかだと思います。

そういう点から、私は、学童クラブというのは、もっと真正面から市の行政当局が見詰めて重視していく、一つの柱になるのではないかというふうに思うわけです。その点で、場所を考える、入れ物を考えるということで、あっちへ行き、こっちへ行きということではなく、今後、充実をした学童クラブというものを、長期的な観点で、まちづくりの中、都市計画の中でも、やはり考えていく必要があるのではないかと思います。そういう点を、市は考えているのかどうか、あるいは、幾らか安易という形で、狭い場所の問題としてしか考えていないのかどうか、その辺の考え方があれば、お聞かせいただきたいと思います。

第４点目は、学童クラブの制度化の問題でございます。まだ、学童クラブあるいは学童保育というものが、法律用語になっていないという点からもわかりますように、国として制度化がされておりません。ここからさまざまな問題が起こってきているわけでございます。

したがいまして、地方自治体というども、既にさまざまな運動はされていると思いますけれども、さらに一層の国の制度化という方向に向けまして、立ち向かっていくということが必要ではないかと思います。市当局なり、担当者の、国の制度化に向かっての熟意というものはどういうものであるのか、お聞わせをいただきたいと思います。

以上、４点、お願いを申し上げます。

○副議長（中山基昭君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは、学童クラブについての御質問に、お答えをいたします。

まず、日野市の学童クラブの状況について、ということでございますけれども、現在、日野市におきましては、空き教室を活用して実施しております学童クラブは、２カ所でございます。その他は、いずれも何らかの形で学校の校舎外において実施している、という状況でございま

す。

その中では、敷地を借用して実施しておりますのは、四小と、東光寺と、滝合小学校、これは学校の一部土地を借用して、学校敷地内に建物を建てて実施している。

また、先ほど２カ所と申しました空き教室の利用でございますが、これは三小と潤徳小学校でございます。

また、児童館の中での実施は４カ所。その他は、いずれかのところで、市の公有地、または借地という状況の中で、プレハブ等を活用して実施をしている、という状況でございます。

大体、一つの学童クラブには、定数は４５名ということを基準にしておりまして、この定数に対して２名の指導員を配置して、学童クラブを実施するということでございます。そのうち１名は正職、１名は嘱託という形で実施している。その理由といたしましては、労働時間の関係から、1.5人という判断をいたしまして、正職１名、嘱託１名、こういう状況でございます。

東京都といたしましては、先ほど御質問にありましたように、国の児童館設置の方針に沿いまして、東京都といたしましても、学童クラブは、児童館の中での運営というものが基本になっておりまして、これの補助を日野市は受けている。児童館の設置ということでございますので、日野市は学童クラブはすべて児童館の分室として位置づけて、それぞれブランチをつくりまして、そして本館である児童館に、幾つかの分室を持っている、その中での実施ということでございます。

基本的に、一体学童クラブはどうあるべきか、こういうことでございますけれども、私どもは、東京都の方針のように、基本的にはやはり児童館の中に設置をして、学童の放課後対策ということでございますので、そういう位置づけでやるのが基本である、こういうぐあいに考えております。

そして、免許を、国の施策といたしましては、補助の対象――学童クラブとしての補助の対象、また、施策としての公認、認知という点では、施策としての認知といたしましてはされておりませんので、この施策を進行する際には、やはり一定の市の負担を出さなければならない。東京都から補助金も参りますけれども、大方の部分は、市の負担において実施する、こういう状況でございますので、かなり運営の上では困難な事業である、こういうぐあいに考えております。

したがって、先ほど申しましたように、一定の敷地を確保して、その上にきちんとした学童

クラブとしての位置づけをするということは、なかなかできません。と申しますのは、児童館、現在４館でございますので、そういう点では、一定の借地なり、あるいは空き教室を活用して、そこで実施をする、こうせざるを得ないような状況にございます。

今後、日野市の学童クラブは、空き教室を活用する計画があるか、ということでございますけれども、これからの計画といたしましては、五小と六小には、いずれか空き教室を活用させていただきたい、というぐあいに考えておりますし、また、三沢台につきましては、あの敷地が、期限が迫っております。来年の９月で借用期限が切れますので、この切れた後においては、三沢台小学校の空き教室を利用して実施をしたい、そのように考えております。

と申しますのは、やはりだんだんと公有地もなくなってまいりますし、そして購入すべき対象である土地が、だんだん高騰を続けてきて、なかなか入手しがたくなってきている。こういう一方、学校におきましては、空き教室がだんだんできてくる。一番やはり小学生といたしましては、なじみを持っている学校でございますし、また、家庭と学校との関係からいたしましても、余り離れたところに学童クラブを設置するよりは、学校に設置し、なおかつ校庭の活用ということでも、かなりのものが活用できますので、そういう点でも、学校の授業と余り支障のないような形で、校庭の利用もできますので、そういう点では、よりよい条件を求めて学校の空き教室を活用させていただく、こういうことでございます。

それで、先ほど御質問のありました、果たして教員の方ではどういう反応なのか、こういう御質問でしたけれども、私どもは、現在の教員の皆さん方には、既に学童クラブについて認識は、かなり正しく持っておられるし、これについての不理解という点はなかろうかと思っています。

ただし、子供が、授業中は教員室に出入りする、あるいは公的な授業と、放課後の自由な時間との混同等も出てくる関係もありますので、その辺のところは、やはり先生方としてはきちんとした指導を、指導員の方に要求してくる、こういう状況もあろうかと思います。

また、学校の中でございますので、校長さんの管理下に入りますから、校長さんの理解が正しくあれば、その辺のところは問題はない。今後、生ずるであろう空き教室の利用は、社会施設としての利用、こういうぐあいに考えますと、いわゆる正規としての学校というものから一歩出まして、その辺のところを、今後はさらに校長さんの御理解を広げて活用する、こういうことが社会的資源なり、市の財産の活用という点ではよろしかろう、こういうぐあいに考えて

おります。

本来あるべき学童クラブはいかに、ということでございますけれども、先ほど御質問のありました問題とも関連いたしますが、やはり教育の問題とは別に、遊びの中での学童クラブといいますか、放課後の中で、学校で吸収してきたエネルギーを、今度は発散する場として、いろいろな遊びの中で、創造的に発展をさせる場、こういうぐあいに考えておりますし、遊びを重視した保育といいますか、学童保育ということになります。

したがって、いかに広場を確保するか、遊ぶ場を確保するか、また、いかに伸び伸びとした放課後の時間を確保するか、こういう点が今後の大きな課題でもありますし、指導員を今後指導していく上での、主要な問題にもなろう、というぐあいに考えております。

○副議長（中山基昭君）　竹ノ上武俊君。

○２９番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。

日野市の学童クラブが置かれている実態というものは、今の答弁でよくわかりました。

問題点があるかどうかということにつきまして、質問をいたしたわけですけれども、それについては、若干の指摘があるといいますか、答弁があったように思うわけであります。

しかし、部長の答弁の中でございました、学校の先生たちは学童クラブのことをよく理解をされている、こういう答弁があったわけです。私は、この点について、若干掘り下げて、意見になるかもしれませんけれども、質問をいたしたいと思います。

と申しますのは、学童クラブの仕事といいますか、役割というものは何かということを考えてみると、三つぐらいあるのではないかというふうに、私は思います。

その一つは、当然のことながら、共働き家庭、母子家庭、父子家庭の親の働く権利を守る、家族全体の生活する権利を守る、ということがあるわけでございます。

そしてまた、第２点といたしましては、同じくそういう家庭の中の、学童の下校後の生活を守るということが、また大きな一つの柱だと思います。

そして、部長は、遊びということ、発散ということが中心というような説明でありましたけれども、私はそういう発想だけを部長が持っていらっしゃるとは思いません。しかし、それを中心にしますと、やはり今後の学童クラブの行政の政策というものが、狭くなっていくのではないか、というふうに思います。

学童クラブの、やはり三つ目の柱といたしましては、生活や体験を通じて学習をする、生活

勉強の場である、ということが言えるんではないかと思います。ですから、学童クラブは、そこで学校教育と似たようなものを、放課後として行うという場所では、もちろんないわけであります。

しかし、単なる家庭の代用品というわけでもございません。やはり学童クラブでの、ちゃんとした指導員の指導にありまして、学校教育での本来的な目的、これをお互いに補佐し合うという点も、重要視しなければいけない問題だと思うわけでございます。

こういう三つの点を、それでは先生たちもみんなよく理解しているかというと、私は、今後こういう点については、福祉、あるいは教職員、父母、指導員、こういう方々がもっともっと学童クラブの本質というものについて、話し合いをされていくということが、必要な段階ではないかと思うわけでございます。

と申しますのは、ちまたに父母の皆さんから見聞きしているところによりますと、学校の先生たちが、なかなか学童が来ることを歓迎しないという、現実的な状況がございます。もちろん部長がおっしゃったように、学校の先生たち自身も、学童クラブにたくさんお子さんを預けておられます。そういう点から、理解はされているわけでございます。これは当然であります。ですから、学童クラブそのものが嫌な存在だということで、排除されるということは、もちろん一つも私はないものと、確信をいたしております。

しかし、現在の、私は教職員の皆さんの教育、実践上の実態というものを、我々市民なり、市当局ももっとよく知る必要があるのではないかと思うわけです。それは、基本的に言えば、４５人学級の問題があります。既にアメリカなどでは、２５人学級といわれているわけです。日本でも、日野市でも４０人学級の実現に向けて着々と運動が進み、それを反映して日野市でも一部実現しつつあります。

学校の先生たちの要望を調べてみますと、今、空き教室が四つや五つあるということについては、これを空き教室というふうに考えるのではないという意向が、私は強いように思うのであります。もっともっと、先ほども文化の論議がございましたけれども、子供たちが豊かな創造力を授ち、文化的な力もつけていくということになってまいりますと、それぞれ音楽なり、図画なり、そういう教室なども、さまざま必要になってくると思います。また、先生たちのいろいろ準備する部屋も、必要になってくると思います。ＰＴＡ、父母の皆さんの活動の場も、必要になってくると思います。

さらにまた、これが４０人学級、３５人学級へと前進していくということを考えますならば、今の空き教室というのは、単に空いたからそこを何かに使ってしまうというように、狭い意味で考えていただくことは、よくないのではないかというふうに、私は思うわけでございます。しかも、先生たちの労働という実態を見ましても、非常に見た目にはわからない大変さというものが、感じるわけであります。

今、非常に教育の問題は、重大問題になっております。その中で、先生たちの努力というのは、大変なものがございます。そういう中なので、理解はしているんだけれども、空き教室の利用ということが、教育の実践上、あるいはまた、先ほど申し上げました学童クラブで、子供たちが伸び伸びと発達していくという観点から、さまざまな矛盾が起こるために、今、問題が私はあるのではないかと思うわけでございます。本当に学校教育が、完全な設備の中で、教職員の数の中で行われる状態であれば、私は学校と併設するということは、また、いい面もあるのかもしれないと思います。

というのは、社会主義制度のある国などでは、ほとんどの子供たちが学童クラブに行っているということでございます。この場合は、しかし、学校教育が終わりましたら、先生たちと同じぐらいの数の指導員に交代をいたしまして、学童クラブに入れたくないという家庭以外は、完全な保障のもとに、時間も延長をいたしまして、本当に子供たちの生活と教育を守るというような、学童クラブの制度のようでございます。そこまで行った場合には、また、考え方をいろいろ発展させていかなければならないわけです。

しかし、日野市の小学校の現状の設備の中で、学童クラブを安易に発想はされていないと思いますけれども、空き教室の中に移していくといった場合に、なかなか先生方も表に出したり、口に出すということは、できないかと思いますけれども、苦労も多くなるのではないか、こういうふうに思います。

また、学童クラブの方からも、指導員、あるいは父母の立場から、設備の改善という点で、さまざまな要望が具体的に出されております。そういう点を背景にいたしますと、相当まだまだ矛盾があるということが、言えると思います。

ですから、私は、当面の手段として、空き教室を利用するという際には、相当突っ込んだ立場で、教職員の皆さん、校長先生だけではなく、さまざまな形で福祉が担当しておりますので、その学童クラブの行政に、そういう現場の意見が反映するようにしていただきたい。このこと

での努力を、私はまだまだ福祉部の努力として不十分ではないか、というふうに考えている次第です。ですから、そこいらの点について、再度、もし答弁があればひとつ出していただきたい。

また、あわせまして、部長の答弁にもございましたけれども、今後、将来方向といたしまして、やはり都市計画そのもの、まちづくりそのものの立場から、学童クラブというものを発展させる立場で、考えていかなければいけないのではないかと思います。

部長が指摘されたように、土地がどんどんなくなるということが、現実の動きです。そういう点では、都市計画、まちづくりを決めていく上でも、学童クラブの存在というものも、今まで小中学校の建設、あるいは幼稚園の建設、保育園の建設、そういうものを位置づけてきたわけでございますけれども、今後は、学童クラブということについても、私は、これは福祉部だけの問題ではございませんけれども、大きな位置づけをして、まちづくりを進めていく必要があるのではないか、というふうに思うわけです。

そのためには、できることなら１小学校区１児童館ぐらいは、やはりつくるということが必要ではないか。児童館をつくることによりまして、私は、留守家庭児童だけではなく、今、ほかの一般の児童についても、教育上のいろいろの問題がございます。遊び場の問題、非行の問題、創造的な活動ができない問題、例えば、手づくりの工作など、そういう機会が少ない問題等、さまざまなことがございます。これが、児童館が各小学校区にできれば、そういう子供たちが、今の現実の社会の中でも、より一層伸び伸びと発達していく、そういう条件ができてくると思います。

しかし、その際にも、児童館に留守家庭児童、学童クラブが単純な形で合体できるものでないことは、もちろんです。家庭生活という問題がありますので、もちろんそういう理想的な状況ができた際にも、学童クラブは児童館の中に、独自の形で、放課後、帰ってきた、という感じの中で生活ができるような条件、雰囲気、そういうものをつくった施設というものを、独自に併設しなければならないと思います。

そういうことでございますが、そういう私が申し上げたことは、若干先の、５年先、１０年先の話と聞こえるかもしれません。しかし、これだけの学童クラブの利用者があり、潜在的には留守家庭児童というものは、もっともっとたくさんいるという状況の中では、日野市政の一つの柱として、学童クラブをもっともっと真正面に位置づけていただく、そして国へ制度化の

要求もどんどんしていただく、このことをお願いしたいわけでございます。そういう意味で、御答弁をお願いをいたします。

この点について、もし市長からも一言あれば、お願いいたしたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　教員、あるいは学校の場との、福祉との接触が足りないじゃないか、また、理解の度が浅いじゃないか、こういう御意見でございますけれども、私どもといたしましても、できるだけ学校を活用する、あるいは利用させていただく場合には、事前に校長さんによくお願いをし、また、教員の方にもよく御理解を賜るように、お願いをしております。この点については、今後もさらにこの辺の努力、また機会がありましたら、指導員と教員とのお話し合い、このようなものももう少し広げていく努力も、進めていきたいと思います。

また、二つ目の、空き教室が果たしてどうか、という点でございますけれども、これについては、学校、特に教育委員会の活用方法が、いろいろと論議されているようでございますので、さらに教育委員会とは接触をして、この辺の空き教室の活用、教育委員会としての要求、教員としての要求、その辺のところを十分に我々としても理解をして、教員の要求を理解した上での、学童クラブの運用、こういう点については、意を払っていきたいというぐあいに考えております。

また、児童館の増館ということで、1小学校1学童クラブ、1児童館はどうか、ということでございますけれども、これは、現在は1中学校区1児童館ということで、5館目を、今建設中でございます。これがまだ完成しませんので、当面の方式は、そういう方式で進みたい。いずれか、これが達成された暁には、そのような方向で努力してまいりたいと考えております。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　児童館が、低学年の子供の、やはり学童クラブという形で行います保育園の延長の事業をやるとすれば、本来は児童館が受け持つというのが、建前であるべきだと思います。

とりあえず小学校の空き教室というようなのは、暫定使用というふうにも考えられるわけでありますし、近ごろ、よその地域では、幼稚園の午後をそういうことにまた使うというような工夫も、あるようであります。

労働政策として、学童クラブを位置づけるということは、まだそこまで到達していないように思います。むしろ、やはり社会の子供として、児童館の整備の中で、将来は受け入れていく、こういうことが基本であろう、こう思っております。

○副議長（中山基昭君）　竹ノ上武俊君。

○２９番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。

最後に、若干意見を申し上げまして、一般質問を終わりたいと思います。

児童館にしろ学童クラブにしろ、この存在は、私は、いわゆる地域の教育力、これを強める大きな一つの拠点であるのではないか、と思うわけでございます。

そういう観点からも、今後、学童クラブや児童館、こういうものに対して、日野の市政がもっと力を入れていただくように、お願いをしておきたいと思います。学童クラブの中には、指導員があり、父母会というようなものなどもございます。こういうものは、日野市の社会といいますか、そういう地域の教育力を強めていくために、大変貴重な力でございます。これに、私は、市当局がぜひ今後とも注目をして、また、尊重をして進んでいただくように、お願いをしておきたいと思います。

第２点は、東京都の最近の動きでございます。東京都は、１９７３年に児童福祉審議会が、意見具申をいたしたわけでございます。それまで、学童についての狭い位置づけがございましたけれども、この意見具申によって、新しく東京都の学童クラブ政策が、前進をいたしました。その意見具申は、長いものでございますけれども、その中で大切な点は、「児童館の役割は、本来子供が持っている能力を認め、それを引き続き引き出し発展させるものである」という位置づけをされたことでございます。

ところが、最近、１９８４年に新しい具申が出まして、これがより一層子供たちを現代の政府の考え方、こういう方向で管理をしていき、しかも非行防止に役立つというような、そういう狭義の意味の児童館、学童クラブの行政の方向へという動きが、見られるわけであります。そういう点が、恐らく日野市など市町村の自治体にも、東京都政の中で、波及があると思います。ですから、そういう動きについては、ぜひ市当局が敏感に注意をしていただきまして、より一層子供たちの能力を引き出す、学童クラブの子供たちが、より一層よく発達をしていくという観点から、学童クラブの施設や運営を、守っていただきたいと思います。

第３点目は、市当局に学童クラブ父母会、日野市の連絡協議会のような団体が、あるわけで

ございます。その団体の要望書というのを、過日見せていただきました。大変納得のいく、具体的な要望でございますので、これらの実現のため、市当局が格段の努力をしていただくように、お願いをしたいと思います。

4点目に、最後の意見でございます。現在の児童福祉法、この中の第39条保育所という項がございます。この保育所の項の中に――失礼いたしました。第24条の中に、保育児への入所の措置というものがございます。第39条は、保育所でございました。この第24条の中に補足されまして、条文の最後に、ただし、付近に保育所がないなどやむを得ない事由があるときは、その他の適切な方法を加えなければならない、という条項がございます。これが、法的に学童クラブが依拠している条文だそうだというふうに、私は聞いております。

既に、そういう、法律の中にも条項がある、そして、児童憲章等もある、次官通達、あるいは局長通達、こういうものなどもある、こういう中では、私は、既にある法律の中でも、国は制度化できるというふうに、見ております。そういう立場から、日野市当局がぜひ政府に対して、学童クラブの制度化という点で、より一層今後奮闘していただくように、期待を申し上げまして、終わりといたします。

どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（中山基昭君）　これをもって2の2、学童クラブの健全な発展のため将来構想を問うの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後6時10分散会

12月12日　金曜日　（第5日）

昭和61年
第4回定例会

日野市議会会議録　（第38号）

12月12日　金曜日　（第5日）

出席議員　（30名）

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋　徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋　博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良悟君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	簇野行雄君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦　正一君
23番	黒川重憲君	24番	古賀俊昭君
25番	谷　長一君	26番	市川資信君
27番	石坂勝雄君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員

（な　し）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	中村亮助君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大貫松雄君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君
病院長	三田盛一君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	富樫和美君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　田辺雅子君

議事日程

昭和61年12月12日(金)

午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前１０問９分開議

○議長（黒川重憲君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２０名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問３の１、市民の生命と健康を守る市立総合病院の充実をの通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

〔８番議員登壇〕

○８番（福島敏雄君）　おはようございます。

市民の生命と健康を守る市立総合病院の充実をと題しまして、質問をさせていただきます。

１２月の８日の今定例会初日の行政報告の質疑の中でも、今までにないくらい病院に対する議論があったと思います。一つは、南部地域に対する病院の建設ということと、市立病院を充実すべきだという観点から、市民の声を反映した議論であったと思います。市民意識調査の結果を見るまでもなく、市民の関心と改善してほしい内容は、都市基盤整備を除けば、高齢化社会の中で健康の保持と、病気になったとき信頼のおける病院が近くに欲しい、このことがトップであろうと私は認識しているところでございます。健康行政と医療行政に、いかなる方針をもって臨むか、このことは市民が大きく注目しているところだと認識をしております。これまでも健康行政、医療行政に多くの努力が積み重ねられて前進していることは理解するわけでありますが、市民が安心して住める町にするために、もう一歩行政が努力をしなければならないと感じておりますので、市長の見解と、直接医療に携わっておられます三田病院長に、市民の生命と健康を守るために、市立総合病院の現状と今後の方向づけについて、専門家の立場からお考えを披瀝していただきたいと、こういうふうに思うわけでございます。どうかよろしくお願いる申し上げます。病院長におかれましては、大変御多忙中のところを時間を割いていただきまして本当にありがとうございます。

市立病院の充実については、これまでも多くの議員がいろいろな形で提言をしております。最近でも記憶にあるところでは馬場弘融議員、旗野議員が一般質問で取り上げておりますし、１２月８日の行政報告の論議を聞いても感じておりますように、市立病院のあるべき姿について今まで議論はありますけれども、必ずしも明確ではないと私は思っているところでございます。それで、私はこの質問を取り上げるに際しまして、先日配付をされました市立総合病院の

「開設２５周年記念誌」この本を読ませていただきました。「温故知新」という言葉がございますけれども、私たち現在生きる者、そして、行政に関係するものは、今までの２５年間の経過を現状の問題点をよく理解をして、今後のあり方を考えなければならないというふうに思っているところでございます。そうした気持ちでこの記念誌を読ませていただきましたところ、５人の方々の文章が特に印象に残っておりますので、その要旨を御紹介をした上で質問をさせていただきたいと思います。

まず最初は、昭和３６年の１０月の開院時から、昭和５９年３月ま病院長を務められました、竹内前病院長の「開院初期の思い出」という文章でございます。ここでは、男が――男がというのは、ちょっと女性を低く見ているわけじゃございませんけれども、人間が仕事に情熱をつぎ込んだ、人間としての美しさにまず感動をさせられました、胸を打たれたわけであります。開院当初、「閑古鳥の鳴く日野町立病院」というふうに新聞に書かれたくらい患者が来なかったといいます。その後、病院関係者の努力で患者がふえてまいりますと、当初２０床でスタートしたベッドが満床になり、その増床、ベッドをふやすために地元医師会との折衝に大変苦労した話が語られております。そして、私が最も胸を打たれましたのは、こういう文章でございます。「そのころ、大学側から国立病院を初めとして、二、三の病院から院長の話があったが、私は、それらの話を全部断った。何としても、日野市立病院を恥ずかしくないものにしたいと考えていた」というくだりでございます。こうした竹内前病院長並びに関係者の努力で、２０床５科からスタートいたしましたけれども、１００床８科にふえ、１４２床８科を経て１６２床になったのが昭和５６年１０月で、開院からちょうど２０年かかったわけであります。そして、竹内前院長は文章の結びでは、「昭和５９年３月定年退職になったが、病院の姿は私が考えていた病院とは、まだほど遠いものがある。その点は、後任の三田院長にもよく話してある。」と、こういうふうに書かれております。市立総合病院に心血を注がれた竹内前病院長が三田院長に引き継いだものは何なのか、大変興味のあるところでございます。この点は、後ほど教えていただければ幸いでございます。

そして、お二人目は、おいでいただいております三田院長の「２５周年記念誌返刊にあたって」という文章の中で、「現今の医療水準、あるいは自治体病院としての機能から見て、本院の規模機能は、その量質ともに残念ながら不十分、不満足である。２５周年を機会に一層の質の転換を図り、医療内容の充実、自治体病院としての機能を高め、信頼度の高い地域医療機関

に脱皮したい」と、こういうふうに決意を述べられております。

３人目御紹介いたしますのは、村尾副院長でございます。村尾副院長は、この「２５周年記念誌」の編集委員長でもありますけれども、「開院以来２５年、何とか職員の努力で中堅病院としての形が整いつつありますが、現在の病院は建物の陳旧化（古くなっている）狭小化（狭い）が著しく、早急の増改築が望まれるところであります。これから５年後の３０周年には、病院の増改築が完成していることを祈念する」と、こういうふうに述べられております。

そして、４人目は事務部門の落合事務次長の経営分析結果でございます。公立病院経営改善事例研究会が開発をしました「公立病院比較経営診断表」に基づきまして、日野市立総合病院を自己診断をしているわけでありますけれども、全国約８００ある公立病院の中で、昭和５７年度は８０６病院中、いろいろな要素で経営診断をいたしますと６１７位、昭和５８年度が８１７病院中６５２位、昭和５９年度は８１６病院中６９６位であるとのことでございます。そして、なぜこういう結果になっているかという分析では、内容的に見て順位を落としている要因は、医業収入の低いことと、給与費の高いことが影響している、という分析をしております。そして、総合自己診断といたしましては、原点に立ち返って根本的な見直しが必要とされる深刻型グループに属し、病院の規模内容等を含めて抜本的な対策が必要な時期に来ているものと判断をしていると、こういうふうに病院の事務部門では分析をしております。

５人目に紹介をさせていただきたい人は、江渕日野市医師会長の文章でございます。「この２５年間で私たちを取り巻く社会の状況や、物の見方、考え方に著しい変化があらわれております。こうした中にあって、医師会、市立病院、市の理事者が、２５年前の約束事に縛られていることくらいばかばかしく不幸なことはない。現在にふさわしい新しい病診連携の関係をつくり上げ、将来に向かっての新しい市立病院のあり方を考えていきたい。そうした中で、市立病院は地域の中核病院として、個人の診療所や病院ではできない高度な医療を行って、医師会員のニーズにこたえるとともに、研修の場としての機能を発揮してほしい。また、市内の患者は市内の医療機関でという理想に一歩でも近づけて、地域医療の中での責任を果たしてほしい」と、こういうふうに地元医師会長は述べておられます。

以上、５人の方々の市立総合病院に対して考えていることを紹介をさせていただきましたが、共通して言えることは、今のままでは十分ではないということであります。市立病院として25年間、病院関係者が育て上げ、地域医療に貢献してきたこの市立病院を、いかなる形で今後存

続させていくのか、専門家であられます病院関係考の意見を聞きながら、理事者、議会、市民が真剣に考えるときが今来ているのだと、こういうふうに認識するわけでございます。

一方、利用者であります市民からは、病院の待ち時間が長過ぎる、人工透析をぜひ市内で実施できるようにしてほしい。さらには、今ひとつ信頼度を高めるためには、市立病院に集中治療室、ＩＣＵというんでしょうか――を設置してほしい、さらには、つき添いの家族を考慮した病室、施設の整備をしてほしい、さらには、駐車場のスペースが狭い等の要望を、私は多くの人から話を聞いているところでございます。

こうした今まで述べました事情を背景にいたしまして、まず三田病院長さんに５点の質問をいたしますので、御見解を賜りたいと思います。

質問の１点目は、病院長さんは、先ほど招介した文章の中で、現今の医療水準、あるいは自治体病院としての機能の面からも、規模機能は量質ともに不十分、不満足と言っておられますが、日野市及び周辺の状況――病院のたたずまいですね、そういった状況を考慮した中で、日野市立病院が、今また将来にわたって果たさなければいけないと考えている機能、あるいは最低限持たなければいけないと考えられている機能は、どの程度のことであるのか、現状の市立病院との対比の中で、先生のお考えを披瀝をしていただきたいと、こういうふうに思うわけであります。その中では、冒頭紹介いたしました竹内前病院長から託されたといいますか、こうしてほしいというふうに言われた内容も含めてお話をしていただければ、大変ありがたいというふうに思うわけであります。

質問の２点目は、１点目と関連するわけですけれども、そうした病院長を初めとする病院の皆さんが目指すべき市立病院の建設といいますか、そういった目標に到達をするに際して、障害となるようなことは何なのか、そして、そうした障害を克服する手段としては、どのような方途が考えられるのか、この辺につきましてもお話をしていただきたいと思います。

質問の３点目は、これも１点目に関係をするわけでございますけれども、市立総合病院として、市民の健康と生命を守るという立場で、私は一般病院と違った機能が、市立病院に必要であるような気がいたします。特に、治療の前の健康行政、ヘルスの行政については、病院長さんはどのような見解を持っておられるのか。特に、ここでは市民の健康と生命を守るという立場で、市立病院は治療の部門だとは思いますけれども、そうした日野市の病院の院長という立場で、健康行政、ヘルスの行政は、どうしたら市民の健康と生命がもっと守れるというふうに

お考えになっておられるか、この辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

さらに、ヘルス行政といいますのは――健康相談センターの建築が始まったわけでございます。市立病院といたしましては、こうした保健相談センターに期待する機能としては、どのようなことを考えられておられるか、お聞きをいたします。さらには、保健相談センターの内容につきまして、市側から説明なり意見なり問われたことがあれば、その内容につきましても紹介していただければありがたいと思います。

質問の４点目は、市民の要望の解決ということにつきまして、院長さんの見解をお聞きをしたいと思います。

先ほど、幾つか紹介をいたしました市民の声の中から、まず初めは、どうしたら待ち時間を短縮することができるのかということでございます。

２点目は、高度医療化ということとも関連することになりますけれども、今、人工透析をしている人は非常に多いわけでございまして、こうした方々が、週に３回程度他市に行って人工透析を受けられる。日野市内で近くの場所でぜひ受けたいという希望が数多くあるわけでございます。最近、こうした声を大きく聞くわけでございますけれども、人工透析の設置について、たしか前回もお聞きをしておりますけれども、ぜひその必要性を感じますので、難しいとすればなぜなのか、その辺をお聞きをいたしたいと思います。

それから、市民要望の３点目でございますけれども、病院長は、信頼される地域の病院と、こういうふうにそのイメージを述べておられますけれども、信頼されるということは、前にも院長にもお聞きをしたことがあるんですけれども、やっぱり病院関係者が家族も進んでその病院に入れたいと、こういうふうに思うということと、あるいは、不幸にして入院して亡くなったケースでも、あの病院に入れて亡くなったんなら、これはやむを得ないと、こういうふうに皆さんが感じる、そういった病院が、言廉をかえて言えば、信頼性の高い病院だと、こういうふうに思うわけであります。そうした立場で市民要望からいいますと、今ひとつ脳神経外科の開設、あるいはＣＴの導入と、こういうことで一歩一歩進んではいるんですけれども、よその病院にあります集中治療室というんでしょうか、そういうものがぜひ必要だという声を聞くわけでございます。費用もかかるんだとは思いますけれども、そうした費用は、病院長さんですから別問題として、設置が可能かどうか、この辺のところをお聞きをしたいと思います。

それから、質問の大きな５点目でございますけれども、公立病院８００病院のうち、総合評

価が６１７位から６９６位と、こういう分析でありますけれども、病院長さんとしては、何が原因であるとお考えになっておられるか。事務部門の分析では、先ほど紹介しましたように、医業収入の低いことと給与費の高いことが最大の要因と分析をしておりますけれども、給与費はともかくといたしまして、医療収入はどうしたら改善できるのか、この辺、病院の院長さんのお考えを教えていただきたいと思います。

以上、大綱５点につきまして、まず三田病院長さんの御見解を承りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。病院長。

○病院長（三田盛一君）　ただいま福島議員さんから大変にいろいろな問題で御質問をいただきました。これに関しまして一つずつ御返事をするというのは、ちょっといろいろと問題がある場合もある、あるいはふくそうしているものもあると、こういうことでございますので、あるいは御質問の意に沿わないかもしれませんが、多少私なりに考えたことを述べさせていただきたいと思います。

それで、まず第１に今年、先ほど申し上げましたように、病院が２５年経過いたしました。お手元に「２５年誌」をお配りしたと思います。この中には、「２０年誌」のときには余り入れていなかった各種の資料を、できるだけ盛り込むように努力をいたしました。これは、我々が今までどういうふうにして何をどうしたか、こういうものを一つのデーターとしてまとめて、それを一つのよすがにして、次の前進の基盤にしようと、こういうことで「２５年誌」をつくったわけでございます。その点でいろいろとまだまだ不十分でございますが、ひとつ何らの折には御高覧いただければ幸いだと思っております。

さてそれで、この病院がどのようにこれからあるべきかというような御質問が本点であろうと思います。その前に、私どもの病院が現在どのような機能をしているか、これは、９月の議会のときにも病院の在日数であるとか、病床利用率であるとか、そのような数値を挙げながら、自己反省の意味でお話を申し上げました。今回もいろいろと御質問の趣旨に沿えるようにと思ったんですが、なかなかこれはまた難しい問題もあろうと思っておりますけれども、今回は外来患者さん、つまり入院患者さんは、これはベッド数が１６２床ということで頭打ちでございます。どういうふうに頑張っても、なかなか利用率の問題を勘案する以外に方法がない。中の診療機能の問題は別といたしまして、なかなかということで、外来患者さんの動向を少々検討

してみたわけでございます。

外来患者さんの動向を検討いたしますと、まず入院数は、先ほど申し上げたように、これは、過去5年間ほぼ８０％弱の入院病床利用率でございまして、これも、全国平均にいたしますと八十数％のところが平均でございますので、大変にお恥ずかしい次第でございます。外来患者さんに関しましては、これは、過去5年間徐々にではございますがトータルの増加が見られます。そして、1日の外来患者数、平均数ですね、これを過去5年間で見ましても、 5年前は大体４５０前後であったのが、最近は５００をやや上回った点で安定していると。こういうふうに外来患者さんに関しましては、現在の日野の市立病院は、ある面では市のいろいろな地域の要望に、ある程度はこたえているであろうと、こんなふうには思います。

しかし、ここで問題になりますのは、入院患者さんの数と外来患者さんの数との比率を見てみる必要があるということです。入院患者対外来患者比というのがございますが、これは、昭和５９年の数値をとってみますと、入院は延べで4万6,２２８名、それから、外来は、延べで１４万7,７６５、これを比にとりますと３１9.6ということになります。これはどういうことかというと、要するに3人の外来患者さんに対して1人が入院と、こういうことだというふうに簡単にお考えいただければよろしい。しかし、これは大体１００ないし２００床の同規模の全国病院の平均から見ますと著しい増でございます。増というのは、多いということは、いろんな面ではいいんでしょうが、この場合は余りよろしくないというのは、全国平均が１８２でございます。そうしますと、当院では３１９、要するに外来患者さんは非常に多いけれども、入院患者さんが少ない、こういうことになるわけです。

それから、9月議会のときにもちょっと申し上げましたかもしれませんが、新患率――外来に延約５００前後の患者さんが1日に見えますけれども、その中で新しく病院を訪れる患者さんはどのくらいあるんだろうと、こういう点をチェックしてみますと大体１４前後でございます。これは、１００人の患者さんが見えると、１００人で１０人の新患ということで、約1割の患者さんが新患では見えるけれども、残りの9割は、ずうっとおいでいただいている慢性疾患の患者であると、こういうふうにこの数値を評価するわけでございます。

このように、ここの日野市立病院の入院患者さんの状況、あるいは外来の状況を見ますと、慢性の比較的軽症の患者さんの取り扱いの率が高いというふうに私としては認識せざるを得ないわけです。この点を、ただ単に数の問題ではなくて、入院患者の手術症例というところでチ

ェックをしてみました。大体過去５年間、年間の手術症例は大体６００から七、八百、多いときは９００の手術症例をこなしております。数では、まず他の３００から５００ベッドの病院と何ら遜色がないぐらいの数は一応こなしております。しかし、その中でメージャーサージェリー、要するに全身麻酔で手術をしなければならない手術、これは約３０％にしかすぎないということになっております。残りの７０％はマイナーサージェリー、小さな手術、こういう手術をこなしているというのが実情でございます。そこからも本院の治療対象疾患が極めて軽症なんだということを、実は推定するわけでございます。

ちなみに、もう一つ別の観点から見ますと、救急隊が救急車として搬送をしている症例、やはりこれも年間大体４００から７００、これが救急隊の救急車による搬送症例でございます。これが、ところが大体その中で入院を必要とするのが約３０％でございます。ちなみに東京医大の八王子医療センターの救急隊の搬送症例の入院率は８０ないし９０％でございます。ということは、結局これも比較的入院を要しない俗にいう急病です。それが当院の受持ち区域なんではないかと、こんなふうなことを、自分で自分の病院のことを言うのは大変残念ですけれども、そういうところが今現在の市立病院のあり方であると。

これをどうするか、そこが議員さんの御質問の要旨でもございましょう。しかし、これをちょっとアウトライン、また別の観点から見させていただきますと、本院の患者さんは、一体どこから多く見えているんだろうかという診療圏の問題について、全く別の観点からちょっと検討を加えさせていただいたわけです。つまり外来患者さんが５００お見えになりますが、そのうちの８０％前後は日野市民でございます。残りの２０％が八王子、あるいはその他の２３区、周辺都市からお見えいただく、こういうことになっております。しかし、日野市の中で、一体市の中で診療圏を分別してみますとどういうことになるかというと、俗にいう南部地区という、私も「南部地区」と、皆さんがおっしゃるからそう言っているんですが、そちらの方は大体７ないし８％ぐらいの方しか御利用をいただいていない。これは、地理的な問題もあるのかもしれません。しかし、いろんな面での信頼度の問題もあるんではないかと反省をしているわけです。大体診療圏のチェックしてみますと、大体２キロ範囲の方がお見えいただく、こんなことが一つの診療圏の問題からチェックできることでございます。

と同時に、じゃあこの診療圏、つまり日野市のベッド数の問題、あるいは医療施設の問題、これをちょっと見てみますと、これは、日野市は大体人口１万人当たりでチェックいたします

と5.９５、東京都の平均が9.７９、全国では8.２２となっておりまして、日野市は医療施設が比較的少ないということに相なります。それから、同じように人口１万人当たりの病床数を見ましても、日野市では4,３１２、東京都が9,４０５、全国平均では１万1,０９１と、こういうことになっておりまして、日野市のこの周辺のベッド数も、やや他と比べて少し少ないんではないか、こんなふうな施設、ベッドの状況をちょっと見てみますと、そういう状態でございます。もちろん地域医療圏の問題がございますので、この数値だけで物事の判定はできませんし、現在広域医療圏、あるいは地域医療圏ということの、いろいろな検討がなされておりますので、それが確定いたしませんと、こういうふうなことを余り麗々しく申し上げられることではないのかもしれませんが、概念的に見るという意味では、こういうことに相なります。

ちなみに日野市の国保加盟者は大体どのくらいいるんだろうかと、国保加盟者の医療施設の利用度ということを調べてみます。そうしますと、昭和６０年に日野市の国保加盟者の約３０％が入院をしておられるけれども、その３０％が日野市内であって、７０％は非日野市外の医療施設を利用していると。これは、私どもの病院ばかりではなくて、他の自治体での病院、他の日野市管轄外のところの医療施設を利用しておられるということが出てまいります。

このように外来患者さんを中心にした問題、それから、診療圏の動向、こんなことを調べてみて自分たちの反省のよすがにしているわけですが、ここでちょっと翻りまして、自治医大の一条教授という病院管理学の教授なんですが、この方の定義によりますと、診療所というのは、近くてすぐ診てくれて待たされない、非常に利用しやすい医療機関、これを診療所と定義をします。その場合の患者さんの認識の原点は何かというと、病気が軽いからそこへ行く、これが診療所というものの定義なんだよと。それから、病院とはと申しますと、設備がよい。それから、診療料がそろっているということ、それから、これも医師を含めてですが、専門家がそろっているという、こういう条件が最小必要限の要求なんだと、これが病院というものの形。この場合の患者さんの認識は、病気が非常に重いから、あるいは急変をしたときにすぐ対応してもらえるから、これが病院というものの定義だと、こういうことを自治医大の一条教授は言っているわけでございます。

この両者の定義を日野の市立病院、先ほどからるるどうもお恥ずかしいことを申し上げている病院の実情を踏まえて病院にあてはめてみると、一体どうなんだろうということになりますと、これはどうも診療所的な性格を多分に備えた病院という、非常にあいまいもことした中途

半端的な病院にならざるを得ないということになるわけなんです。それで、要するに自治体病院というものは地域の自治体が主体になり、その地域の人々の健康、福祉、医療を守るのが自治体病院の基本的な使命でございますから、当然先ほどの定義のような診療所の機能と、それから、病院としての機能、つまり診療所的な対応と、病院としての信頼度、あるいは高機能というものが同時に要求されるというのが自治体病院としての一つの宿命ではないかと思っております。ただ、自治体病院が今後どういう形をとるべきか、これは病院自身の考え方もございますけれども、病院を利用する地域の人々のニード、要求ですとか、あるいは病院を運営すべき自治体の物の考え方によって、おのずから形が変わってくるんではないかと、こう思っております。

しかし、いずれにいたしましても、言葉をかえますと、我々人間は全部死亡率１００％であるというふうに前にも申し上げたかも知れません。要するに、いかなる人間も最後には死を迎える。その死を迎える直前に起こるであろう重篤な疾病、あるいは重篤でないまでも、何らかの形の体の機能の不調和が起こったときに、それをどう保護するか、どう治療するかという問題、これを取り上げて考えますと、市立病院あるいは自治体病院としては、どうしてもサービスという問題もさることながら、高度医療、高機能医療、これをどうしても備えておかなければ、病院としての存在価値は余りないのではないかと、極端な考え方を持っているわけでございます。

そこで、サービスの問題なんですが、サービスというのは、すぐ診てあげる、それから、声かけをする、これも実は非常に大切なんですが、それよりも、もっと基本的なサービスというのは、高度医療を提供するということが基本的な病院としてのサービスではないかと、私はそう思っております。ちょっと飛びますけれども、先ほどの待ち時間の問題、これも実は大変大きなサービスの一部門でございます。この点については、いろいろ病院なりの今努力と工夫をしております。その点については後ほど申し上げます。

要するに自治体病院としてはどうあるべきかということになりますと、自治体病院の基本的な概念を考えますと、まず地域に密着した病院であるということ、それから、地域の中核病院なんだと。この「中核」というのはどういう意味なんだろうと、こういうことなんですが、医療、衛生、健康、要するにヘルスの問題ですね。これを全部包括して、ひっくるめて、それのセンター的役割、コントロールをするということ、と同時に中核病院のもう一つの形は、高度

医療の提供であるということが中核病院という意味であろうと、私は理解をしております。その次に、自治体病院としての当然行わなければならないのが不採算医療部門の分担ということに相なります。これは、御承知のような成人病の腎疾患、脳血管障害、そういうような成人病対策、それから、悪性新生物、要するにガンですね。そういうような悪性疾患の治療医療、それと、あとは小児の医療、それから、救急の問題、これはＩＣＵも当然含めることに相なります。それから、あとは先ほどから何回かお言葉がありました腎不全対策、人工透析も含めた腎不全対策と同時にリハビリテーションと、こんなことが自治体病院として当然望まれる一つの機能であろうと思っております。ただ、こういう不採算医療部門では、非常に高額な高度の医療機能、あるいは医療機械、それから、人的な濃厚な配置というような問題が出てまいります。これが一つの自治体病院として負わざるを得ない宿命なのではないかなあと思っております。それと、あとは地元医師会との非常にきめ細かな接触でございます。医療の中枢的なという意味は、そこで一つの医療の網を地域にきちっと置いておいて、住民の方の医療の保護をするということが、自治体病院としての私は基本姿勢であろうと、かように思っております。

じゃあ当院はどうなんだと申しますと、先ほど御指摘のございましたように、どうも意識調査の中では信頼度、高度医療が行われていないとか、あるいは医療面での中心的役割が行われていない、あるいは救急医療が不十分なんだというような御指摘が、日野市の住民の方からいただいているわけです。この点は大いに反省をし、今後改善をしなければならない問題の一つであろうと思っております。

こういう今まで申し上げたような事柄は、実は先ほど前院長からどういう申し継ぎを受けたかということを御指摘がございましたけれども、前院長が、昭和５４年に何らかの形で一応ある文章をつくっておられまして、その中に「本院のあるべき姿」ということで、今るる申し上げたような問題、要するに国立病院や都立病院とは、また一味違った地域に密着した医療でなければならないということ、それから、中祉的な病院であってほしい、それから、救急医療の問題、それから、自治体病院の性格上、医療の問題ばかりではなくて、周辺の衛生の問題、ヘルスを含めて広い意味の問題を病院としては当然維持すべきだというようなことを書いておられまして、それがむしろ前院長からの私は申し受けの言葉であると思っております。

そんなことが今御質問の第１点、あるいは第２点、こんなことを含めて申し上げたわけでございますが、その克服、障害、これから今そういうような高機能、あるいはサービスの面でも

何らかの形で、もう少し病院として前進したいという意味での障害ですか、その障害の面の御指摘の点は、これは何点もございますけれども、そのうちの中の１点は、日野市立病院は現在診療機能に使われる１ベッド当たりのスペースは３７平米でございます。ところが、現在の自治体病院の一般的な平均は約５０平米から６０平米というのが一般的な面積ということに相なっております。そういうような絶対的な建物の不足という問題が非常に大きな面でマイナスになる。というのは、ベッドサイドに患者さんのそばにいろいろな呼吸器とか、あるいはその他の医療機械をベッドサイドに持ってこれないということになりますと、重症患者さんをうかつに取り扱えないではないか、というような意見が出てくるという点があるわけでございます。そういう絶対的なスペースの問題が、大きな問題として取り上げられることでございます。

と同時に、建物が先ほど御指摘のように２０ベッドから始まって、次々次々前の市当局、あるいは前院長たちの努力で増築はいたしましたが、簡単に言ってしまいますと、迷路的などうしても構築になる。それが人の動線を非常に複雑化いたしまして、能率の低下に結びつくという問題がございます。そういうスペースの問題があるということ、それが一つのいろいろな高度医療を行うための、一つの障害の１点に相なっているのではないかと思っております。

それから、次の市民要望の解決というような御指摘がございましたが、待ち時間短縮の問題は、これは、御承知のように先ほど申し上げましたように、１日大体５００の外来患者さんがおいでになります。その中で非常に多いのが内科でございます。内科で、どうしても待ち時間の問題がいろいろ問題になっております。現在内科医長を中心にいたしまして、これをどう対応するか今検討中でございます。御承知のような予約診療制という問題がありますが、それが本院に果たしてなじむだろうか、という問題がございますので、その点は、今本院の一つの独自な形で何らかの方法を講じようと、かように考えております。

人工透析の問題につきましては、これは、先ほど来申し上げておりますように、当然やるべき事柄でもございますし、医師を１人そこに張りつけるべく、予算的な措置もお願いをしてございます。それはそれでよろしいんですが、残念ながらスペースがない。人工透析を行うべきスペースが現在ございません。苦肉の策として、看護婦寮をむしろ閉鎖して、そこに置こうかというような考え方もございます。それから、本院の独自の一つの障害者教育という意味でのさやか学級を、あるいは小学校の方にお願いをして、そして、その後を、そういう人工透析というような問題に使うことも考えなきゃいけないのか、というようなこともちらっと今いろいろ

と考えているところでございます。

ＩＣＵにつきましては、御承知のように救急室が大変手狭でございます。したがって、そこに今設置をすることは、とても現在は不可能でございます。そういう問題。

それから、先ほどの公立病院の８００中六百十幾つという順位の問題でございますが、これは、比較相対的な自己評価でございまして、これをもって本院が、ただ数字の上での８００中の６００番目というふうには、私は何ら考えておりません。これは、いろいろな経済的なファクター、それから、診療機能のファクター、一ついろんなものが非常に複雑にまざっているということがございますので、この点は、余り私は神経質に考える必要はないんではないかと。例えば学会の認定医の指定病院であるかないか、それによって数がぐぐっと変わってしまう。あるいは亡くなった方の解剖をさせていただけることが幾つ以上あったか、何％以上か以下か、これだけでもその評価が変わるということがございますので、この点についてはもう少しいろいろ、まだまだ詰めて考えなければならない問題だろうと思っております。

それから、ヘルス行政との関連につきましては、これは、今申し上げましたように、長期的なものの考え方としては当然行うべきではございますけれども、現在私どもに当面抱えている問題は、先ほどのように看宿をどうして、そして、ＩＣＵを、あるいは人工透析をというような当面の短期的な問題が非常に多うございますので、長期的なビジョンの中では当然考えていますけれども、現在のところでは、余り具体的な対策は考えてはおりません。ただ、ヘルスセンターが、もし許されるならば、これは一つのリハビリテーション的な機能として、働いていただけると大変いいんではないかと、私は個人的に考えております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　福島敏雄君。

○８番（福島敏雄君）　大変ありがとうございました。三田病院長さんから、非常に懇切丁寧に現在の市立病院の実態お話しをいただきまして、ありがとうございました。そして、さらに病院長さんとして考えられる地域の公立病院としてのあり方、特に、その中核病院として、診療所的な体質に加えて、病院という機能をあわせ持つと、さらには、地域の医師会との連携、こういった中で、ある程度公立病院では不採算部門を受け持つと、こういったようなことも必要であろうというようなことを中心にいたしまして、大変示唆に富んだお考え方、そして、説明をしていただいたというふうに感じております。特に、私も質問の中で反省しなくて

はいけないと思いましたのは、最後に病院長さんがおっしゃられました、公立病院８００病院中６１７から６９６位という、こういう分析結果については神経質に考えることはないと。むしろ、それぞれのファクターが、それほどちょっとしたことで変わってくる問題だというようなお話をいただきまして実は安心をした次第でございます。病院長さんは、要するに治療といいますか、そういったようなところが御専門でございますから、そうした意味で、細部にわたりましてポイントをついたお話をいただいたということで、大変ありがたく感謝を申し上げる次第です。むしろ、こうした議会なり、あるいは市民、行政、こういったところが今お話しをいただいた病院長さんの、そうした考え方を、むしろ実際にどう生かしていくのかという議論を、今の病院長さんのお話をベースにして、これからやっていかなければいけないというふうに考えておりますので、きょうは本当に貴重なお話を聞いたということで、御礼を申し上げたいと思います。

感想から言いますと、高度医療を、特に市民要望の中で、いろいろな高度医療に対する要望があるわけですけれども、人工透析、あるいはＩＣＵの設置、このことについても、先ほどの公立病院のあり方からいけば、当然必要なものに入るんだが、問題はスペースがないよ、というところについてなどは、我々がやはり十分真剣に、病院が２５年たったというこういう状況の中で、これからの将来に向かって考えていかなければいけないという、示唆に富んだお話だったというふうに思うわけでございます。とりあえず病院長さんのお話はこの程度にお聞きをいたしまして、本当にありがとうございました。

私は、続いて病院の事務長さんに、事務部門としてのお考えをお聞きをしたいと、こういうふうに思います。

待ち時間の短縮ということで、病院長さんからは予約診療制というようなことも検討している、というふうにお伺いをしておりますけれども、事務部門として見て、この辺の解決について、どういう認識をされて努力をされているか、お聞きをしたいと思います。非常に病院長さんから格調の高いお話を聞いた後、次元が低くなって恐縮ですけれども、朝行くと、何かだれかがみんな預かって、何ていうんですか、ちょっとそのシステムがわからないと遅くなってしまって、何か結果として順番がおくれてくるというようなこともあるやに聞いておりますけれども、そういったところも含めまして、待ち時間の短縮について、どういう努力をされているか、お聞きをしたいと思います。

それから、もういろんな方から聞いているんだと思うんですけれども、駐車場が非常に狭くて、ちょっと私もたまに行ったときに、あの駐車場の中に入れるということの難しさを感じているわけですけれども、この辺についてはどういうような努力をされておられるか、お聞きをしたいと思います。

それから、三つ目は市民要望の中で、特に入院をされて、先ほど、わりかし軽症な方が多いんだという病院長さんのお話でしたけれども、中には重い方がいらっしゃって、家族の人がついているというケースがあるんですけれども、そうした家族の皆さんから聞くと、例えばほかの病院には冷蔵庫だとかがあるし、さらには洗濯機などについても、もっとそろっているとか、いろいろ細かい病院の病室を含めた中の要望を聞くわけですけれども、病院としては、たしか投書箱を設置をされているというようなことも聞いてますけれども、そうした利用者の声というもので、それがどういう改善してほしい内容が多いかということと、どういう努力をしているか、その辺のところをお聞かせをいただきたいと思います。

人工透析のことにつきましても、通告では事務部門としてどう考えているかというお話をいたしましたけれども、今病院長のお話でわかりましたので、このところについては省略をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　病院事務長。

○病院事務長（大貫松雄君）　それでは、3点にわたりましてお答えをいたします。

まず1点目の待ち時間の問題でございますけれども、これは、先ほど院長が申し上げましたように、現在院内で委員会等を、ドクターをまじえてつくってございます。そして、どうしても待ち時間が、極端な場合には午前10時ごろ来て午後の3時、極端に言えば4時ごろまでかかるというふうな状態もございます、そういうことですね。特に来ていらっしゃる方が患者の方でございますので、そういう面からも検討を早急にしなきゃいけないということで、まず1点目は、特に、先ほど院長が言いましたように、内科の患者さんが待ち時間が多いというふうな傾向がございます。そういう中で、内科の医長を中心として、例えば午後の診療ですね、慢性疾患の方なんかは午後の診療をできるかどうか。そうすれば、午前の診療の方の数が少なくなるということで、一つの予約制みたいになると思いますけれども、そういうふうな検討をするということで、現在それを進めているわけでございます。

それから、先ほどカードの問題が出ましたけれども、診療券のカードを、やはりなかなかカ

ードを１人の方が、ほかの方のものを受けて、そして、カードを８時半に出すという、そういうふうな傾向も見られるということで、非常にその問題も含んだ中で検討していきたいという……。

それから、先ほど議員さんの方からも話が出ましたけれども、投書箱を設置してございます。そういう中で、新しく来た患者さんは、自分の要するに診察される先、そういうものの手続がなかなかわからないということで、ぜひ案内をする職員、そういうふうな人を置いてもらえないかという投書等もございます。そういうふうなものも、全体を含めて今後検討していきたいと思います。

それから、２番目の駐車場の関係でございます。私どもの方の病院の面積が6,３００平米程度でございまして、何回かの増改築を重ねてきまして、現在正面玄関寄りの患者さんの専用の駐車場が約８４０平米程度でございます。そうしますと、おのずから約４７台の車程度きり置けない、という状態でございます。１日外来の患者さんを比較した中からしますと、５００人の患者さんが見えますので約１０％、要するに１００人に１０台分程度きり置けないという割合でございます。町田病院も同じ程度だそうです。私ちょっと、ほかの病院を調べてみたんですけれども、町田は同じですけれども、稲城と青梅と昭和病院は、約２０％程度でございます。そういうことで、日野の市民病院は、ほかの病院と比べまして若干少ないものですから、ぜひ駐車場の確保ということで、いろいろ検討してきまして、解消法として、一つは病院の北側に民間の駐車場がございます。そこの民間の駐車場の方にお願いをいたしまして、まず契約が切れた段階で、市立病院に優先してお貸し願いたいということで、現在３５台中、今２０台分を病院でお借りしていますけれども、そういう要するに解消法の一環として講じてございます。

それから、病院の前に、どうしてもそういう状態ですから車を一時駐車いたします。そういうことで、大分警察の方からも注意をされたんですけれども、院長と私と同行いたしまして、警察署長さんにお願いをいたしまして、要するに許可のできる範囲、例えばそこを一時そういうことで許可ができる、そういうふうな方法があるかどうか、ひとつお願いをしたいということで、この春時分ですけれども、お願いに上がりまして、警察の方でも、それに対して、いろいろ検討しましょうということで今あれしているんですけれども、そういうふうな努力をしてございます。ただ、あそこの場所は市内でも有数な場所でございますので、なかなか土地を確保するということは非常に難しい問題がございます。そういうことで、将来例えば屋上に設置

するとか、いろいろ方法を講じるというふうなことを考えていかざるを得ないではないかということでございます。

それから、3点目の入院患者の日常生活に――要するに病室の利用ですけれども、先ほど言いましたように、投書の中にも、要するに苦情とか要望とか、いろいろそういうふうな内容のものが寄せられてきています。特に備品等のことを絞りますと、先ほど御質問のありましたように、冷蔵庫、それから洗濯機、それから、洗濯後の乾燥機、そういうふうなものを設置していただけないかということです。ただ病院の場合には、やはり入院されますと治療食ということで、付き添いの人は別としまして、やはりいろいろ時間の問題と、それから、食事の内容と、そういうふうなものをある程度規制もしていますので、冷蔵庫の場合に非常にちょっと難しい点もございます。それから、あと冷蔵庫も含んだ中で、どうしても電気を使いますので、今の病院の電気の容量的な問題も限度ということもございますので、それらの要望の、要するに優先順位といったらいいでしょうか、そういうふうなものを、これから取り上げて、やはりその要望に対しての対応ということは、それはいたさなければなりません。そういう中で順位を検討いたしまして、要望に対応していく所存でございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　福島敏雄君。

○8番（福島敏雄君）　病院事務長からは、病院の運営につきまして、市民の皆さん方の、利用者の皆さん方の要望を、できるだけ改善してほしいという立場で質問をいたしましたが、制約条件もかなりあるということで、努力をしていただくような意見表明ございましたけれども、難しいところがあるなあという感じがいたしました。

特に、私はここで要望をいたしますのは、投書箱があるということで、実はこの間事務長さんから初めて聞いたんですけれども、ぜひ、もう少し声が聞けるという、わかりやすいところに設置したらどうかなあという感じがいたします。

それから、将来駐車場については屋上もというような非常に大胆な発想も出てきたわけでございます。そういう大胆な発想も出ておりますし、特に病院長さんの方からも、人工透析の設置につきまして、看護婦寮をつぶす考え方、あるいはさやか学級を近くの学校にお願いするような考え方も出されております。そうしたお考えというか、克服する手段として、どのようなことが考えられるのかという質問の趣旨だったものですから、そういったような案も答弁の中

に含まれておりました。

これからはちょっと市長にお聞きをしたいんですけれども、要するに医療行政とってみますと、今一番優先しなきゃいけないのは、行政から見れば、やはり南部地域に何としても病院を建てるということが、市民要望の中でも強いんだろうと思うんです。このことは、市長も重々承知をされていると、こういうことだと思います。ただ、そこで市立病院の、こういう２５年間、地域の中で医療に対して貢献をしてきた市立病院を、どういう形にしていくのかと。先人の人がいろいろ努力をされて、竹内前院長は、三田病院長に引き継いだという内容のお話も聞きました。こういった担当者が努力をして、こうしていかなければ、地域の中核病院としての役割が果たせないんだ、というふうにお考えになっていることについて、やっぱり行政も議会も市民も、やっぱり耳をかして、そうした専門家の意見をできるだけ酌んでいくということが必要だと思うわけであります。ただ、限られた財政の中で、優先順位をどうつけるかというようなことにつきましては、行政のトップであられる市長にしてみれば、大変難しい要素はあろうかと思いますけれども、ここでは病院長のお考え方、見解をベースにいたしまして、どのような考え方で日野市の医療行政を進めていこうとされているか。冒頭、８日の議論の中で、南部地域の病院と、市立病院とのやりとりの中でも多少あったわけですけれども、難しい結論づけはできないかとは思いますけれども、こうした市立病院の現状と、市民のニーズに対してのお考えをお聞きをしたいと思います。

特に私が病院長のお話を聞いていて感じますことは、やはりヘルス行政と治療の行政というのが、何か別個にあるんではなくて、それぞれが関連し合った形で、総合的な健康医療行政という大きなくくりの中で物を考えていく必要があるのかなあ、という感じがしたわけですけれども、この辺のことにつきましても、市立病院の今後とあわせて御見解を賜りたいと思います。

さらに、先ほど人工透析を設置するに当たっては、スペースとして、そういったようなことも方途として考えられる方途だという、病院長さんのお話もございましたけれども、そこいらを含めて、私はみんな今必要だと思うんですけれども、特に人工透析をしている本人、そして、家族の方々、こういった方々は、ぜひ近くでやるところがないかということを必死で訴えておりますので、そうした背景も御考慮いただきまして、市長の御見解を賜りたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　２５年前に、当時日野市に多摩平団地ができて、都市化の第

一歩が始まったということでございまして、その当時の病院設置の発想は、今日の１５万ないし２０万の人口の中核病院となる、という構想までは当然なかったと思わざるを得ません。そして、今日１０万ないし将来の２０万都市を想定する場合に、今の市立病院の規模とか、あるいは質の、量のこともございましたが、これでカバーできるということは不十分であると、このことも、よくどなたにもわかると思います。それで、総合的な自治体経営という立場から言いますと、病院を持つべきかということもあるわけでありますが、私は、日野市に市立病院を持っているということは、自治体経営として一つの市民生活を、いろいろな意味でカバーをする貴重な要素だと思いますので、できているものは立派にこれから育て上げる、そういうことが方向だというふうに言うべきだと思っております。

そこで、今の地積、今の建物の中でどこまで経営改善ができるかということになりますと、これは、逆に建直して、そして、ある程度近代化を図って、施設の改善、あわせて経営の改善のきっかけができると、このように推測が成り立つわけであります。さて、その際にどこから手をつけるか、これはまさに財政の問題でもございますし、それから、病院自身の問題でもあるわけであります。私は、日野市が隔絶した小都市ということではないわけでありますから、特に大都市近郊のいろいろな交流のきく都市でありますから、日野市にふさわしい程度のものを持つと、これが限度ではないかと思うわけであります。

そこで、南部ということが、たまたまこの間ちょっと触れたわけでありますが、自治体として持つ部分と、それから、民設民営の形で持ってもらう部分と、それらを総合して、また、周辺の都市のよりすぐれた専門病院のことも期待をして、そして、おのずから日野市の適正規模と、あるいは可能な規模、適正というよりも可能な規模のものが推測できるような感じがいたします。そういう観点から、将来の長期的には考える課題といたしまして、当面は、なし得る範囲でできるだけ改善をすると、病院の中でもいろいろ工夫をしていただくということが、当面の対策ではなかろうかと、こう思っております。

病院長が先ほど話しておりました人工透析、あるいは、私はごく少数でもいい、簡易な人間ドックもやれるぐらいにありたいと、こう思っておりますが、面積上の制約もあることでありますので、一方には建物の改善計画を持ち、一方には現状に当面対応する計画を持つと、そして、病院自身の問題として独立経営が成り立つようになれば、これは、思う存分のことを計画することも適切になるわけでありますが、現状では、やはりそれをどう解決するか、というこ

とを十分見通した上での取り組みでないと、ちょっと踏み出せないと、いうような状況を感じております。南北交通等の整備のこともございますし、要するに、日野市民に中の段階で責任を持つと、こういうことが当面なし得る可能性の限度ではないかと、こう言わざるを得ません。しかし、また特色を持つことも大切でございますので、スタッフには優秀な方に来ていただいて、そして、存在をより明らかにしていくということではないかと、こう思っております。当面答えられるのは、そういうことではないかと思っております。（「ヘルスは、どうなります」と呼ぶ者あり）

ヘルスと医療というのは、これは一連のことでございますし、私は、病院がヘルスの分野にまで指導力を持てることは理想ではございますが、日野市の場合、今地域保健センターと、生活保健センターと、こういう形で関連性が持てる、そういう意見交換は重要だと思っておりますが、医療施設は医療施設として、まず責任を持つと、それから、ヘルスは一つの行政として、日野市民全般に対しまして、いわゆるヘルス行政を進めて、健康が一人ひとりに普及することが、これは医療行政そのものをまた変質させていくものだと、このように思いますし、十分地域の診療所、医師会等も関連をすることでございますので、そのあたりが一つの大きなテントのような形になって、そして、日野市民の健康をカバーできる、あるいは病気にならないことを努力とともに、病気になれば、医療という形で安心ができると、そういう状態をなるべくつくり上げることが、いわゆる健康行政の課題であると、このように考えるべきだと思っております。

○議長（黒川重憲君）　福島敏雄君。

○8番（福島敏雄君）　最後に私の考えを述べて、要望を申し上げたいと思います。

私は、きょうのこのやりとりを聞いてまして、三田病院長さんのお話は、こういう市立病院であれば、市民の皆さん方の医療、あるいは健康、こういったようなものについて、かなりニードに合ったものができていくと、こういうようなお話を聞いたと思います。こういう今三田院長のお話というものが、目指すべき日野市立病院の将来像ということに位置づけをいたしまして、それぞれの段階に向かって、これからどういう努力をしていくかということが、行政と議会と市民に問われているんだというふうに感じました。

市長の方のお話ですと、そういう自治体病院として、立派に育て上げる方針ということについては、そういう表明が行われまして、ただ問題として、大都市近郊――この辺は若干見解が

異なるのかなあという感じもするんですけれども、日野市という地理的な条件の中で、１時間あるいは３０分乗れば、今でも高度医療を受けられる病院が、そうはおっしゃりませんけれども、とりようによっては、そういうようなところがあると、そういったような地理的の背景の中で、日野市立病院が最低限果たすべき機能、役割について、当面はそういう範疇で努力をしていったらどうか、というようなお話だったと思います。そういった中でも、一つは、やはり前向きに人工透析の設置、さらに加えて、小人数でもいいから、ヘルス行政とも関係あるんでしょう、人間ドック、これができるようにしたいという表明がなされました。

私は、その中で今一つ市長は、こういうおっしゃり方もされました。独立経営が成り立てば、思う存分できるんだがなあ、ということをお話しされました。このことは、確かに病院の経営というものが確立されれば、それほど市の方から負担を出さなくても、できれば思う存分やっていただきたい、というような意味もとれるんですけれども、私は素人ですけれども、今病院の経営が医業収入が低いということの中では、非常に病院の効率が悪いという病院長のお話もございました。そういったようなことにも起因をしているんだと思います、医業収入が低いのは。さらには、今のようなたたずまいというか、そういった、あるステップを置いた形での市立病院を描きながら進めていきますけれども、スタッフは、これは充実させますよと、こういう市長のお話がございましたけれども、これは、どっちが卵か、鶏が先かどっちかわかりませんけれども、聞くところによりますと、優秀なお医者さんというのは、失礼な言い方になるかもしれませんけれども、やっぱりある程度の設備のある、あるいは勉強のできる施設の病院というところに、いい人材が集まるというようなお話も聞いております。したがって、スタッフを集めるということについては、そうした側面的な対策も、私は必要ではないかなあといった感じがしております。

確かに市長がおっしゃられるように、財政的な制約もあるわけですから、一概に目標像、到達すべき水準に向かって努力をするということは言いにくいかもしれませんけれども、今後病院関係者の皆さん、あるいは多くの市民の皆さん方の声を聞きながら、ぜひ市立総合病院を充実をさせていくということの大きな目標の中で、何をどこまでやっていくかということについても、積極的に御努力をしていただきますように心からお願いを申し上げまして、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これをもって３の１、市民の生命と健康を守る市立総合病院の

充実をの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午前１１時３６分休憩

午後　１時　５分再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き開議を開きます。

一般質問４の１、第二中学校の完成した食堂方式の給食を３学期から実施できるよう努力せよの通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔２０番議員登壇〕

○２０番（鈴木美奈子君）　一般質問を行います。

第二中学校の完成した食堂方式の給食を３学期から実施できるように努力せよ、ということでございます。日野市の自校方式の、特にまた、中学校の食堂方式の学校給食は、全国的にも大変評価され、私ども、岩佐恵美衆議院議員と大坂上中学校の視察を行ったこともございますし、また、センター方式として行っております小平も、両方いいところ悪いところ視察したことがございましたけれども、岩佐恵美議員もときどきいろんな集会で、日野市の食堂方式の学校給食のことをお話の中に入れますと、その会場がどよめくという、そういうふうに本当に食堂方式というのは、とても全国的に数が少ないということから、非常に多くの方たちの、特に父母の、また、子供たちからも非常に期待されている、こういう食堂方式でございます。

そういう中で、私は日野市の「学校給食だより」の中から少し読ませていただきますと、給食調理室を見学した一中の２年生の生徒の声は、調理室を見学して、調理員の方たちの苦労もわかったり、冷たい水の中で食器などを洗ったりするのは、とてもつらいことだと思うけれども、この苦労を和らげることは、私たちが少しでも多く、また、楽しく給食を食べることだ、というふうに述べておりますし、給食を学校の中に入れているおうちのお子さんが出された言葉の中には「僕のうちでは市場にも野菜を出しているけれども、給食に使う野菜もつくっている。給食に出す野菜は、夏は大根、秋はゴボウ、冬はニンジン、そして、給食に出す野菜のある日は、おじいちゃんも、おばあちゃんも、お母さんも、忙しそうに野菜を洗ったり、はかっ

たりして大変です。学校に出す野菜は一番いい野菜を選んで出しています」という、こういうことで、この日野の市内のとれた新鮮な野菜が、子供たちの食卓に上るその喜びを、小学校の４年生のお子さんが訴えております。

また、給食の学校の先生の立場からも、秋に親しむ給食会ということで、秋空の下で、ピクニックのように外で出て食べた、その楽しい模様や、お母さんの中からでは、学校給食の自校方式の給食ではつくる側と食べる側の思いやりがあり、つくる側からは、残菜を出さないために調理の工夫をするし、時には教室に出向いて、子供たちの食べる様子を見て、次の調理の参考にする。また、食べる側からも、それを後片づけをしやすいように、各学級で、また学校全体でいろんな約束事をしたり、実行したりして、また、子供たちと廊下ですれ違ったときには、きょうの給食はおいしかったよと、こういう声をかけたりということで、本当に学校の中で子供も先生も、お母さんたちも一緒になって学校給食を本当にいいものにしていこうという、こういうことが「学校給食だより」の中からも見られるわけでございます。

そういう中で、日野第二中学校の学校給食、この建設も進みまして、私ども、これは第二中学校に通わせている父母だけでなくて、やはり地域の中のそれぞれの方たちが、いつ二中が学校給食は実施できるのだろうかという、そういうことをいつも見守りながら、この建設が進んできたかけでございます。５億3,１０７万1,０００円という、これは備品購入費、建設費、校庭整備などを、いろいろのものを含めての金額でございますけれども、今本当に財政の問題では、いろいろと困難な状況の中で、これだけのお金をつぎ込んで、子供たちに、特に食堂方式の中学校の給食を実施できる、こういう中で、ぜひ私は早くこれを実施していただきたいというのが願いであるわけでございます。

学校側としても、１０月ごろから実施の予定であって、たよりなども出しているようでございますけれども、それが延びるようになり、また、この間夏休みなどもあり、子供たちのクラブ活動にもいろいろと影響もあった中で、給食は実施できるということで、我慢していた面もあるのではないかと思います。そして、私どもはぜひ給食が、地域の方たちの中から一日も早く実施してほしいという、そういう声も上がっておりますので、私は、これは二中だけ、また、近辺の第五小学校の父母だけの問題でなく、多くのこの地域の方たちの願いでもあるわけですので、これを取り上げたわけでございます。

質問の中身といたしましては２点ございます。

１点目は、実施できないには、やはりできない理由があると思うんです。私も、大体なぜできないかということはわかりますけれども、これは、多くの方たちに、実施できない理由を明らかにした方がいいのではないかと思いますので、１点目といたしましては、実施できない理由を明らかにしていただきたいと思います。

２点目といたしましては、全校生徒が、もし実施する状況の中で、調理師さんの問題、栄養士さんの問題、また、学校側の問題などいろいろある中で、もし無理であるならば、３年生だけでもこれを実施して、全国に誇れる評価の高い食堂方式で給食を食べて卒業できる、そういう努力をしていただきたいと思うわけです。

この２点について質問をいたします。

○議長（黒川重憲君）　　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　お答え申し上げます。

大変立派な給食棟を建てていただいて、でき上がっているわけでございまして、今鈴木議員さんの方から御質問のとおり、教職員並びに父母生徒、いつから学校給食が始まるのかということに対しまして、大変期待を持って待っているということにつきましてはよく承知しております。なぜ実施できないのかという、理由を挙げて説明してほしいと。私たち、議会の方にも再三お話はしてきておりましたけれども、日野二中の給食開始というものにつきましては、６２年の４月を予定しておりました。なぜ６２年の４月を予定していたかということでございますけれど、給食を始めるということになりますと、給食棟ができ上がった上で、いろいろ給食を始めるまでの準備を進めていかなくてはならないと、その中には、当然人件費を含む各種予算措置、これをしておかなくてはならないということが前提としてございます。現在の日野二中の給食実施に向けての予算措置というのは、現状では６２年４月ということを想定していた関係で、予算措置ができていないということが、大きな原因の一つに挙げられます。

それから、２番目に栄養士さんの件ですけれど、日野二中を給食を始めるにつきましては、何とか都費支弁の、都から派遣していただく栄養士さんを充てたいと、こういう気持ちで東京都の方とも折衝をしている。その中で、東京都の方の栄養士さんを市の方に充ててもらうにつきましても、実は人事発令との関係から、年度途中の発令ということが非常に無理であるという状況がありまして、いずれにしても正式な形で給食が開始できるのは、新しい年度、６２年４月にならざるを得ないんではないかと、こう考えております。

それから、三つ目に、これは学校自体の事務体制の問題でございますけれども、当然給食を始めるということになりますと、それに伴う事務処理を進めていかなくてはならない。例えば銀行振り込みの問題とか、あるいは就学援助措置児の給食扶助の申請手続とか、そういうようなもろもろの給食にまつわる事務というものが相当ふえてくるわけです。そういう面での学校時点での事務体制の整備、こういうものを、当然給食が始めるまでには対応していかなくてはならない仕事として出てくるわけです。そんなところから、今６２年４月という形で予定を立ててきていたと。

今議員さんの方から、どうしても無理の場合、せっかくできた給食棟なんだから、３年生だけでも何とか卒業前に、あの食堂で給食をとって卒業できるような方法を考えられないか、というお話があるわけでございますけれども、確かに学校当局の方も、それから、父母生徒の方も、実は昨年七生中学が年度途中、９月から給食棟ができ上がった時点の中で開始をしている。そういう前例がございまして、七生中学の前例を見ながら、ある意味での期待感といいますか、二中の場合も七生と同じような手だてがとれるんではないかと、こういう期待が学校当局も、それから、父母生徒もお持ちになっていたことは事実なんです。

学校の方にもお伺いしながらお話し申してきているわけなんですけれども、七生中学の場合には、教育委員会内部の職員の配置がえ等もいろいろ検討をしまして、例えば体育課、あるいは公民館の用務員さんを配置がえしたり、あるいは教育委員会に配属されておりました３名の運転手の方、この方々の集中管理方式という方法をとりまして、教育委員会から籍を管財課の方へ移すとか、いろいろ教育委員会内部の合理化を進めまして、そこから浮いてきた余剰人員を、一応七生中学の方の給食を始めるための人員に充ててきたというような、そのような経過もあるわけです。

今ここで率直に申し上げまして、やると仮定しても、本式の実施というのは、どうしても来年４月以降でなければ、諸準備の関係から無理である。３年生だけ卒業前に何回か給食を、あそこのでき上がった新しい食堂でとって卒業していかれるような対応、これだけでもどうにかできないかというようなことにつきましても、担当課を中心にいろいろ考えてはいるわけなんですけれども、実際問題、仮にそういうような、給食の一部開始に伴うような手だてをするといたしましても、３年生だけ対象ということになりますと、２月ごろから、２月３月と卒業前の２月ぐらいを想定した場合に、一番学校当局、特に３年生にしてみますと、進学進路指導関

係の一番忙しくなる時期というのと、御本人自身が受験、あるいは願書等の提出の手続、そういう関係で給食回数というのは極めて限定されるのではないか。それでも何回かでもいいから、とにかく３年生も経験といいますか、給食をとって、卒業をさせることのできるような臨時的な対応というものを、いろいろ考えていまして、ただ、この面につきましては、現在給食をやっております日野二中以外の学校の調理員さんやなにかの協力等も、ある程度は受けなければどうにもならない問題でございますし、父母の方々がお見えになったときに、私たちがボランティアでお手伝いしても結構ですよ、というようなお話もありましたけれど、実際問題家庭の台所と違いまして、あれだけの器具器材を使いこなすということになりますと、ある程度の給食工場といいますか、相当ベテランな形で対応していかないと、給食の中の器具は使いこなせませんし、そういう面で、とてもお母さん方に、一時期お任せしてというほど簡単な問題でもありませんので、その辺含めながら、今申し上げました３年生だけでも何回か卒業までの期間を通して、実施できるような方向が考え出されるならば、ぜひ期待にこたえていきたいと、そういう気持ちではおります。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君。

○２０番（鈴木美奈子君）　それでは再質問いたしますけれども、来年の４月から実施する場合の調理師さんの確保、それをどのように今考えていらっしゃるか。９月の議会では３名が一応承認されましたけれども、人数によって調理師さんの配置基準が決まっておりますね、そういう点で、もっと必要であると思いますけれども、その手当をどのようにこれからなさっていくのか。

それから、私は、３年生であるからこそ、特に受験戦争、そういう目前の中で、学校で授業から解放されて、お昼にみんな集まって楽しいおしゃべりをしながらの食堂方式の給食こそ、ほっとするところじゃないかと思うんです。それは、私どもが大坂上中学校の給食を視察に参りましたときに、ちょうど最後の日で、本当に学校側には御迷惑をかけたんですけれども、給食最後だということでお赤飯がついて、それから、ケーキがついて、エビのフライがついてということで、多く１１区の婦人の方たちが本当に驚いたくらい、とても心のこもった学校給食だったんです。ケーキが出るなんていうのは、それも、つくったケーキです、それくらい手間暇かけて、本当に調理師さんと栄養士さんが心を込めたそういうものがあったわけですので、

それで、そのときの子供たちの顔が、とても生き生きとして解放されて、みんながわあわあ言いながら食堂に入ってきて、先生も子供たちもグループに分かれながらの食事だったんです。そういうことから私は、本当に受験戦争でクラスの中で、ぎゅうぎゅうやられているときに、3年生こそ本当にそれをいただいて卒業できたら、本当に心に残る学校給食、最後の学年になるんじゃないかという、そういう気持ちもするわけです。ですから、あとわずかな日数かもしれませんけれども、市の方として、私はぜひこれを努力してやっていただきたいと思うわけです。それで、今臨時的な対応を考えているというふうにおっしゃいましたけれども、一応どのような考え方で進められているのか、そしてまた、結論がいつごろ出るのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

それから、父母の方には学校を通じて「ＰＴＡだより」とか、あるいはまた「学校だより」でお知らせしていると思いますけれども、今後議会と――これから一ノ瀬議員も質問いたしますので、議会でもやっぱり、これは、私たち住民の皆さんから送り出された議員という立場で、特に地元ということでもありますし、特に地元では、二中の子供たちだけでなくて、多摩平に住んでいるいろんな方たちが、毎日あそこを朝夕通って、車が入るときに、トラックがかなり何回も何回も入ったときに、気をつけなさいよとか声かけたり、子供たちが大丈夫かなあなんて思いながら、いつも、いつできるかということでやっておりましたので、学校のそういう、今後のどう対応するかっていう、そういうお便りも、同時にまた、何らかの形で地域住民の方にも、いつごろから実施できる見通しということなども、私は知らせる必要もあるんじゃないかと思う。例えば多摩平自治会などにも、こういうことで今おくれているけれども、対応はこういたしますよということになれば、自治会ニュースで市民に全体伝えられるとか、いろいろそれはやり方があると思うんですけれども、地域全体の方たちにはどういう形で、何らかの形で私は――みんな疑問に思っているんです。特に、本当に今は財政的な問題で、地方自治体への目が多くの市民から向けられているときに、すばらしい建物ができて、いつできるのか、いつ子供たちが楽しく食べられるのかしらという思いがある中で、まだなんですよということがありますので、その対応、今後地域住民にどのような形でこの方向を示していくのか、その3点についてお尋ねいたします。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　4月以降の、正式に日野二中の給食を開始する時点での、調

理員さんの対応等きちっとできているのかと、こういうような御質問でございますけれども、実は、４月以降の対応という中で、議員の先生方は御承知のとおり、小学校の児童生徒数が相当なピッチで急減していると。中学も、ことしをピークに来年度以降生徒数が減ってくると。児童数が減ってくるということは、当然給食調理数が減になってくる。そういう観点から、小学校の中で、今鈴木議員さんがおっしゃったように、現在日野市では、東京都基準をもとに各学校の調理員さんを配置しているわけなんです。その調理員さんの、何食から何食までは何名というような範囲がございまして、そういう中で小学校の規模が落ちてくる中で、逆に余剰人員といいますか、そういう学校が今現在の児童数、これを基礎にとらえて考えましても、３校ないし４校は、確実に子供の数が減ることによって給食調理数が減る。そういう学校がございまして、その学校の方から二中の方に振りかえて実施していきたいと、こんなように考えているわけです。

それから、２番目の３年生の給食、３年生だけでもという給食の過程の中で、確かに私も見ておりまして、小学校給食と比較して、特に中学校給食は、非常に食い盛りの子供たちがそろっている中で、残飯の出方が非常に少ないことでは、これは有名なんです。（「残飯の量見てみなさいよ、すごいよ」と呼ぶ者あり」いやいや、日野の中学校給食というのが、いつも給食というと残飯量で相当問題になるんです。残飯が、こんなにたくさんの残飯が出るっていうのは問題があるんじゃないかと。ただ、中学の方の給食の場合、非常に給食に変化があると、少なくとも週に２回は米飯給食、それから、１回は、めん類給食、あとの２日がパン給食というような形で変化があるわけなんです、給食そのものですね。そういう関係で、子供たち自体毎日毎日パン給食ばかり出てますと、非常にパンのちぎった残りだとか、あるいはおかずとか、そういうものに大量の残飯が出るわけなんですけれども、比較的中学の給食等について、もちろん子供の嗜好というものもあると思いますけれども、好き嫌いというものもあると思いますけれども、比較的残飯量が少ないということを聞いておりますし、また、実際に一緒に給食をとっている、そういう状況の中からも、もちろんまだ考えていかなくてはならない点あるかもしれませんけれど、比較的評判がいいということは聞いております。中学の給食について。

そういう状況の中で、何とか３年生の臨時的対応なんですけれど、今申し上げたように、給食を開始するとなると、約半月から３週間くらい、まず一番最初に機械の試運転が必要なんです、すぐ調理室へ入って給食が始められるというだけでなくて、あそこの給食調理室の機械の

試運転、あるいは機械に付着している油等、全部何回か空炊きをして取っていく。そういう準備の過程で半月から３週間程度の時間が必要になってくるということで、私自身は、来年とにかく児童数が減少することがはっきりわかっている小学校の協力を得て、その学校から、３年生だけの給食だったらば３名ないし４名の調理員さんがいればできることですから、そういう来年度必ず生徒が減るということがわかっている学校から、調理員さんを振りかえて実施できたらというような考え方は持っているわけですけれども、これも、当然やっていくということになれば、職員課の方の調整も必要になってきますし、また、当然労働条件の変化というものも伴ってくるわけですから、職員組合との対応、こういうものも考えられますので、今ここで必ず実現できるということも言い切れない面があるわけです。（「ＰＲのことは」と呼ぶ者あり）

済みません。父兄の方々に対するＰＲ等につきましては、これは、学校当局とも十分話を詰めまして、全体的に今申し上げたような手だてが整って、ある程度３年だけでも実施できる見通しが出てきたら、学校当局を通して連絡がとれるようにしていきたいと、こう考えています。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君。

○２０番（鈴木美奈子君）　今大変困難な状況も私は承知の上で、やはり質問しましたけれども、いろいろ大変な状況はわかりますけれども、ぜひ子供たちにかかわる問題ですので、また、ほかの小学校の調理師さんにも、いろいろと御迷惑かける点あるかと思いますけれども、その辺は、ぜひ担当者の方から御協議いただきまして、なるべく３年生だけでも給食を食べて、そして、卒業できるようにお願いをしたいと思います。

今給食の問題はいろいろと問題にして、これが目のかたきにされて、センター方式だとか、やれ……（「いや、もうできちゃったんだから大丈夫だ。センター方式なんか言わないから」と呼ぶ者あり）いろいろ言われておりますけれども、給食の歴史というのは本当に古くて、学校給食会の年表を見まして、私も本当に初めて知ったんですけれども、明治２２年（１８８９年）今から９７年前に、初めて山形県の鶴岡町の私立の忠愛小学校で、貧困児童に対し無料で学校給食を実施し、これが日本の給食の発祥の地であるということで、これもう１００年近いところから出てきて、それで現在まで来ているわけです。そういう意味では、私はぜひ今本当に、先ほど不規則発言がありますけれども、軍事予算をふやす中で、こういういろいろと子供たちの学校給食が、民間委託だとか、人件費かかり過ぎだとかという論議が打ち出されており

ますけれども、私は、子供たちの教育には、惜しみなくやっぱりお金は軍事費よりも教育の方に回せ、ということが私の持論でございますので、ぜひこれは私は、今後の問題として日野の第二中学校、そしてまた、第四中学校が今予算化が計上されておりますけれども、第四中学校でも同じようなことが起きないように、あらかじめ今から対策を立てて実施できましたら、それがすぐにできるような手だてをしていただきたいというふうに思います。

これで質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって4の1、第二中学校の完成した食堂方式の給食を3学期から実施できるよう努力せよの質問を終わります。

次に、一般質問4の2、精神障害者対策を充実させ「たんぽぽの家」への援助や既設の小規模作業所への市の考え方についての通告質問者、鈴木美奈子君より取り下げの申し出がありましたので、これを取り下げといたします。

一般質問5の1、日野駅周辺の都市再開発には地域住民の意見を反映尊重せよの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

〔6番議員登壇〕

○6番（天野輝男君）　通告に従いまして一般質問させていただきます。

日野駅沿線の新築改築されていった近代的建物は、各駅周辺に一段と輝きを増しておる今日、日野市の顔というべき日野駅周辺の町づくりは、何という貧弱な状態でありましょう。私は、日野市全域の町づくりの中から、日野市の位置づけが、日野市の将来に極めて重要な働きをなしているものであると確信しております。私は、前市長で故人となられました有山崧様の、日野市の基本的総合計画を学ばせていただいております。他界されました有山市長が今日まで生きていらっしゃいましたら、恐らくもう少し私たちが理想としておる日野の町ができていたと、私は確信するわけであります。基本計画の前市長の内容からは、前市長の人柄と毅然とした行政手腕を感じ取ることができるわけであります。そればかりではありません。基本計画の作成に当たっては、市民参加を建前として第1次案をつくり、市民の意見を取り入れているわけであります。第2次案をつくり、これを市民各界の代表者からなる審議会に諮問し、これら意見を関係者、そして、都市計画問題の専門家の意見を取り入れて修正し、まとめたものであります。そして、市長みずから、この基本計画は日野市の建設の道しるべとし、行財政運営の指針として尊重していくという意欲が、この文章から伝わってくるわけであります。

私は、そこで森田市長に、市長も４回も市長戦を闘って勝利を得てきたんですから、市民からの信頼は少しぐらい受けておると、私は思うわけであります。しかしながら、市長の――しかしながらと申し上げましたのは、市長のつくり上げてまいりました今日までの都市計画事業を見てみますと、市長は必ず、地域の住民と話し合いがうまくいかなかったのかどうかわかりませんけれども、一部変更があるんです。その残されているところに、私は、このままでは恐らく日野市は解決できない問題があるということを強く感じておるわけです。そういう残された都市計画事業の不便さを感じている人たちの声は、ああ、森田さんはもうだめだということを私は聞くわけであります。かつての東京都知事の美濃部さんが、やはり福祉政策を大幅に取り入れて赤字財政を計上したように、私は、日野市もこのままでは破産寸前に行ってしまうのではないかと思うわけであります。日野市が、もし民営化できるなら、民営化しなきゃならないときが来るのではないかと思っているわけであります。そして、日野のこれからの都市計画事業を優先していかなければ、私がいつも申し上げているように、私たちの子供達に借金を残すことになるわけであります。私は、それだけに時間をなるべく割くようにして、いろいろなところで学ばせていただいております。今１日が３０時間あればいいなあと、本当に私思っておるんです。

そういう面で、今回自由市民会議小山良悟議員から緊急質問になりました助役の二人制についても、私は、市長がもしいままでのようでなくて、もう少し１０年間でできる仕事を５年間でやりたい、それなら話がわかると、二人制できていいと私は申したわけであります。しかしながら、助役の二人制の条例も否決されると、１人の助役すら選出できない、ここに森田市長のワンマンさとか、信頼されていない部分があるのではないかなあと、私は考えているわけであります。言葉をかえて言うならば、もう森田さんには協力できない、余計ぶったら怒られてしまうというような、そういう面が実際見られているわけであります。

私は、このような状態で森田市長に意見を申し上げるときには、絶えず私は、今も自分の父親のことが頭にあるんです。ということは、森田さんと私の父親は大体同じくらいの年代なんです。こういう方に一々私の意見を申し述べるということは、本当に心苦しいんです。（「議員の特権だ」と呼ぶ者あり）それもあるんですけれども、私の父種も、私の意見をやはり取り入れられない部分があるんです。それは、年齢的といいましょうか、やはりどうしても一番無難な方法で物を対処してしまう、そういうところに私は原因があると思うわけであります。少

なくとも森田市長は4選してきた方であります。その面で、ぜひ庁内の意見を聞くような耳を持っていただきたい。そして、だれもが、市長、こういうことはこうしたらどうですかと言えるような意見を取り入れることが、森田市政に残されているこの機会に、やらなきゃならないことであると私は思うわけであります。（「つき合うとやさしいおやじだよ」と呼ぶ者あり）共産党にはね。（笑声）

日野市では、この春、行財政調査検討の最終答申が出されてまいりました。その中で、日野市の行政の心臓部分と申しましょうか、心臓部分は財源の確保にあると答申に出されているわけであります。項目を述べてみましょう。自治体財源の充実、補助金制度の改革、地方債制度の改革、地方交付税制度の改革等であります。これらの項目を一つ一つとりましても、まずこのままでは解決することのできない困難な時代が来ると予測されます。自治体税源の充実、これらから日野市の財源を有効に生かして、いかにして残された都市計画事業、下水道、その他基盤整備、難しい困難な問題を解決するということになりますと、やはり市長一人で幾ら取り組んでも解決のできない問題が多くあると、私は確信しておるわけであります。

人間の生きがいとは何でありましょう。自分の望んでいる価値観によって異なると思います。少なくとも公務員である以上、勤務に精励することを制約を受けております。しかしながら、森田市長は今日まで、職員が労働行為をしても甘く見ているような傾向がありました。私は、そういう面で日野市の職員は労働者だと考えておりましたから、きのうは失言をしてしまったわけであります。

国鉄の民営化の原因は何でありましょう。組合が余りにも組合の要望として、いろいろと条約というか、条約を盛り込んできたわけであります。そして、国鉄は民営化にならないと、国鉄の職員はそう思っていたんです。これを崩すことに、今回の国鉄の民営化の意義があるわけであります。そういう面で、私は少なくとも公務員である市の職員が、自分の自信をもって、私は公務員であるから、こういう仕事したいというような、意欲を持たせるように指導するのが私は市長の役目であると思います。そればかりではありません。日野市の財源を豊かにするということになりますと、やはり少数の、1人職員を訓練して、そして、少しでも財源を浮かさなきゃならないと私は思います。

そういう面において、ここに市長に質問したいと思います。今後職員の給与の見直し、退職金の見直し等していただけるかどうか、まず質問させていただきます。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　天野議員さんが郷党の支持を得られて、日野市の町づくりに参加されますことは、地域の、特に日野駅を中心とする甲州街道筋には有意義なことだと思います。しかし、一体どこで今まで勉強してきておられるか知りませんが、少し発想のもとになる部分にちょっと誤解があるんじゃ……（「市長、まだ続くんです、ちょっと簡潔に給料のことだけ言ってくださいよ」と呼ぶ者あり）あなたもゆっくりと質問したりする、私もゆっくりと答えておきたい。（笑声）（「給与のことだけね」と呼ぶ者あり）正しいひとつ住民意識に立って、正しく見据えた中で、町づくりのことをお互いに語りたいと、このように申し上げておきたいわけであります。誤りのないようにということは、だれしも公務に立つ立場として者えることでございましたら、何かだれかに示唆された、そういう論拠で物を考えない方が、私は日野市のために役立つと、こう思っております。とりあえず今後の財政のこともいろいろと懸念されて、特に職員の規律、あるいは給与体系、それに伴っての将来の財政的な運営、並びに確実な行政の発展のことを考えられるのは、我々と全く同じ立場でございますので、御趣旨に沿えるように努力をしたいと、このようにもなるわけであります。

一つの１点を取り上げまして、職員の給与のことにつきましては、今まで申し上げておりますとおり、給与の是正、それから、給与体系の新しい取り組みを行うということを明らかにいたしております。

何か財政の見通しが大変悲観的に見られておられるようでありますが、私は全くそれとは反対の見方でございまして、日野市の発展性のますます期待できると、このように申し上げられると思っております。それは、与えられております日野市の諸条件、それから、恵まれております地域の環境、とりわけ生産性の高い住民活動、それから、その中には企業の特別の発展もあるわけでございまして、他市に比較して、恵まれた自治体であるということは明らかに言えるわけであります。また、地の利もよく、自然の環境も恵まれ、これをうまく市民の合意のもとに町づくりを進めますならば、文化の上でも、福祉の上でも、あるいは市民生活の日常の上でも、非常にすぐれた町が約束されると、こういうふうに願って今日の仕事を進めておるわけでございますから、その点をまず正しくお答えをし、また、正しく御理解をお願いをしておきたいと思います。その後のことは、また、質問によってお答えをさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　何か私の質問になっておりませんけれども、時間があればもう一回、この後で、ずうっと後の方へ出てまいりますんで……。

私は、これらのことをあえて質問させていただきましたのは、本来町づくりというものは、市民の協力がまず第一であると考えるからであります。８月１７日の新聞には、「三多摩市町村は退職金天国」と、立川市は全国で２位、第１位でありました鎌倉市が、条例を可決したために実質的に立川が２位になったわけであります。その次に書いてあるのは日野市であります。私は、このようなところに問題があると。そして、市長がもし地域の住民にお話をしていくということになりますと、こういうところに日野市に対する不満が、地域の住民不満があるわけであります。私は、だからあえてこういう質問をしているのです。まず日野市の行政サイド態度を改めない限り、なかなか地域住民の話し合いも難しいし、協力していただくことも難しいということを述べておきたいと思うわけであります。

細かく調べたことは、ちょっと省略します。来年から、そして、この３年間の退職金の、要するに退職金を都並みに下げるということが、今度２８日に書かれております。そして、組合管理者の秋川市長の臼井さんは、引き下げは、市町村を取り巻く厳しい財政状況の中で、住民の利解を得るためには避けては通れない、ということを発表しておるわけであります。そして、まだ組合が頑張って、是正できない市が、残されているという市が１１市あるわけであります。私は、この１１市の中に日野市が入っているのではないかと思うんですが、このあたりは、ここで説明していただきたいと思います。また、退職金を都並みに下げるにはいつごろになるのか、もしそうであったらですね、そのあたりも後ほど説明してください。

今日まで市長のとられてきました町づくりに、特に私たちの部落であります森町周辺の住民、大変下水もなく、道路も狭く困っているわけであります。説明が足りなかったから反対したわけであります。そこで、地域を代表しておる私が、このままでは地域の人に申しわけないし、そして、日野駅が、先ほど日野市の顔であるならばと申し上げましたように、日野市の顔として、そして、日野市において、ああ日野市が、住んでよかったと思われるような町づくりを進めていくために、私は強い期待を日野駅周辺に抱いているわけであります。

日野市の、今回仲田緑地の位置づけに対して、日野駅から本町六丁目、仲田緑地までの調査費が、日野市と住宅整備公団で４００万計上されております。そこで、この調査費は、いつごろまでに完成するものであるかどうか、このあたりをお聞きしたいと思います。

なお、私はこれらのことをあえて質問させていただきますのは、多摩都市モノレールの計画に関連してくるからであります。このモノレール計画は昭和７５年に完成することになっております。もしこのモノレールが開通されるときには、恐らく１キロごとに駅ができるわけであります。日野市の消費者は、立川あるいは聖跡桜ケ丘と多摩ニュータウンに消費者は行かれてしまうと私は思うからであります。それと、日野市の完成道路が２・２・１１号ですか、日野市を循環する道路がこれとともに設計されておる。ここに私たちは日野市の事業計画、そして、それを取り巻く道路、また町づくりが、大幅に進められていくと期待しております。そういう面において、日野市周辺の町づくりというものは、少なくとも多摩モノレール前に計画設計するようにして、その都市計画事業を進めなければならないと私は考えております。

今日までの日野市の財源は、企業による法人住民税が主でありました。私は、昨日も申し上げましたように、日本の経済は大きく変わりつつあるわけであります。自由主義社会の仲間として、グループとして、そして、日本における役割が問題なわけであります。要するにたくさんの商品を輸出をすることによって、円をもうけてしまったところに今日の問題があるわけであります。日本経済は、恐らくこともアメリカとの間で経済の調整がなされております。その中で、恐らく私は、半世紀ぐらい前だったら、これは戦争になってしまったんではないか、ということを感じているわけであります。自由障営を取り巻く日米間の問題、日欧間の問題、欧米間の問題、そして、先進国と発展途上国との間に、多面的な問題があるわけであります。私は、歴史は繰り返されると言われておりますように、国力を持ちリーダーシップとっていた国が衰退して国力を失い、これに対抗する新興勢力、強い経済日本、ここに経済摩擦を生じているわけであります。パックスアメリカーナの崩壊、これは、これに対抗する経済大国日本の問題が、今後大きく自由経済の中にあって、絶えず問題が繰り広げてくるということを理解しなきゃならないと思います。

戦後アメリカは、世界の金を８０％維持していたといわれております。しかしながら、今は４０％に減っております。そして、今4月、6月の実質経済成長率は0.6％であります。日本との経済を調整しても、まだそのくらいしかいかないんです。ところが、日本の貿易黒字は、アメリカにおいては史上最高と言われるべく１８億ドルにも及ぶわけであります。今年恐らくアメリカの国内においては、２００億ドルを超す債務超過が予想されると言われております。しかも、自由社会の、自由と安全を守るために防衛費を５４兆円も計上しているわけであります。

極東を守るだけでも３兆円の防衛費が必要であります。私が申すまでもなく日本国憲法は第９条で戦争を放棄しているわけであります。そのために、日本の役割では、やはり経済で協力をする。

ここに私たちの企業であります日野自動車、また、小西六、東芝、富士電機等の工場の企業からの財源は、今後は余りオーバーに望み得ないということが、現実であるわけであります。市長先ほど、将来にわたっては大丈夫だと言っておりました。しかし、現実に私は調べた限りにおいては大丈夫なことはないんです。そこに私は年齢の差といいましょうか、そういうものを感じるわけであります。私自身、本当にどうしたらいいか実際悩んでいるんです。

今日まで、日野市においては基金として６３億円の基金がありましたが、ことしだけで７億５,０００万の基金から一般財源に繰り入れなきゃならない、そういう状態であります。このまま続けていくならば、基金も何年も私は持たないのではないかと、ここに私は一番心配していることがあるわけです。９月の定例会でも、私は市長に申し上げました。先輩たちが築いてくださった企業からの利益をむだにしないでほしいと、企業だけでは、もう間に合わなくなってきているわけであります。

昨日申し上げましたように、本年のＧＮＰは３％であり、外需は０.１％であります。内需は２.９％であります。この内需の特に利益は、貿易によって安く物を仕入れてきて売っておる、そういう非生産者の利益が主であると言われております。そして、日本におけるところの輸出の制限は、対外直接投資という形であらわされてきております。要するに自由主義社会の諸国に会社をつくり、そして、失業者を雇用するというところに問題があるわけであります。現在、アメリカにおいても小型車の生産が５年後には５万台に及ぶと言われております。５万台といいますと、アメリカでは小型車が余ってしまうほどつくってしまうんです。そういうところに必ずや、またアメリカでつくった日本の車を海外に出すという、そういうときが必ず来るわけであります。そこに私たちは、大きな日野市の企業からの収益を望むということが困難であると私は思います。

「２１世紀の産業の構造」という私は講演をこの間聞いてまいりました。この中で、今私が申し上げたような、これから２１世紀の産業の基本構造は、痛みを生ずる産業が出てくると。痛みを出てくる産業とは、失業者が大幅に出てくると。そして、その職業についていた人たちを、他の職業に転出させなければならない、こういうところに大きな問題があると私は思って

いるわけであります。こういう意味において、市長は先ほど、日野市の将来は、財政的にはそんな問題はない、と言われました。私は、大変危険な考え方だと思っております。

そこで、「地方自治の課題と展望」という、私は、これは地方税制調査会から出しておる中で、このテーマの中で「住民の要求と行政との限界」というテーマがございました。言葉をかえて申し上げるならば、市が行政機関の手を差し伸べて、どこまで住民の身の回りの面倒を見てあげることができるかという、そのような問題であります。私は、そういう面から見ましても、日野市においてはむだなことがたくさんあると思うわけであります。そして、けさは福島議員の方から市立病院のことが問題に出ました。やはり公益事業で赤字があるなんていうことを、やはり許していてはならないわけであります。これらのものを解決するには、医師会の意見を取り入れながら、日野の開業医が十分にいつでも利用できるような設備が必要なわけであります。これらのものを取り入れない限り、いつまでたってもむだなところにはむだなお金がつぎ込まれるわけであります。

また、私は先ほどモノレールの関係について、日野駅前の周辺の町づくりは、どうあるべきかということを申しましたのは、日野市においては、消費者の実態を調べてみますときに、日用品を買う人たちは近所の商店街に行くけれども、少し大量に高価なものを買うときには、他市へ行ってしまうというところに問題があると思うわけであります。そのためにおいては、日野駅周辺に専門店、そして、地域住民が喜んで利用できるような設備を、要するに町づくりを進めなきゃならないと私は強く望んでいるわけであります。そういう意味において、今日まで市長は、ダイクマで見られるように、地域の住民が反対しなければ高みの見物をしているような状態であります。このようなことであったならば、日野市の管理者として、私は問題があるのではないかと思うわけであります。こういう問題は、自分がみずから意欲的に取り組んでまいりまして、これらの問題を、市民の代表の立場からお話を聞いて回るということが、市長にとって一番必要ではないかということを強く感じているわけであります。市民の声をむだにすることなく、また、市民の一人ひとりの意見を尊重していただきたい、そして、日野市の町づくりを継いでいただきたい、私はそのように強く願うものであります。

それで再度質問させていただきます。先ほどの給与のことについても、ちょっと市長の、いつもながらの抽象的な答弁であると、私納得できないわけであります。そういう面で、日野市における退職金の問題、これも、他市と組合の関係で値下げをしないでおるというその問題を、

組合が言っているから今のところはどうしようもないというようなことじゃなくして、これらの問題を、いかにしたら解決するか、そして、都並みに引き下げるのはいつごろであるかということを、まずお聞きしたいと思います。

それと、仲田緑地に位置づけしている、要するに本町から日野駅へかけての位置づけであります。この計画設計はいつごろできるのか、このこともお答え願いたいと思います。

そして、もしモノレール構想が出てきた場合に、それまでに日野市の町づくりはできるかどうか、また、できるように努力するのかどうか、このあたりもお答え願いたいと思います。

そして、先ほど市長が申し上げました、日野市の財政は将来的に全く心配がないと言われるような答弁したと思います。それは、どういうところに裏づけがあるのか、そのあたりをお答え願いたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは、総務部長の方から第１点につきましてお答えを申し上げます。

今御指摘のように、退職金、給与の是正についての組合との関係でございますが、退職金につきましては、現在までが８５.５ということを新聞にも出たとおり、第二番目に高いということでございますが、できれば今議会に出したかったというのが実情で、それらの詰めがまだできておりません。今その詰めを、組合と同じ土俵においてやはり行うということで進めております。それから、それは計画に基づきまして８０カ月を一応提示しての交渉でございますが、そして、それではいつごろまでにどういうふうになるかということでございますが、これは、たびたび今までの議会での御質問ございましたように、６４年度に６８カ月ということで、これは都並みでございます。東京都並み、これに向かって各市努力しておりますので、その下げ方は各市の状況によると思いますが、そういうことで私ども、さらにそれをしていきたいということでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　２点目、３点目の御質問についてお答え申し上げます。

現在、市と公団におきまして、日野駅から日野橋に至る甲州街道の北側の地区について、約これ１００ヘクタールほどの面積がございますが、この調査を行っておるところでございます。調査の目的は、国電日野駅を中心とした再開発、あるいは仲田公園を中心とした、その周辺を含めた整備計画というものを含めて、日野本町地区の整備計画策定調査というものを実施しておるところでございます。これは、年度内に調査を完了し、報告書としてまとめ上げたいということで、現在作業を進めているところでございます。この報告書ができ次第、直ちにこれは公表いたしますし、また、これを持って地区の住民の方々に御説明し、地域の住民の方々の御意見を吸収しながら、さらにこれを煮詰めていき、基本構想、あるいは実施設計の段階に踏み込んでいきたい、というふうに考えているわけでございます。したがいまして、一応この調査は完了は年度いっぱいというふうに予定をしているところでございます。

３点目の、モノレールの完了する時期までに、この地域の整備は完了するのかという御質問でございます。ただいま申し上げました調査に基づいて、住民の意見を聞きながら、再開発等の工事に入っていくわけでございますけれども、ここに事業として踏み込むまでに相当の住民に対する説明、あるいは御理解を得る期間がかかろうかと思います。これを行わないでこれらの事業は実施し得ないものでございますので、できるだけ早く住民の説明に入り、理解を得て事業に着手していきたいというふうに考えているところでございます。したがいまして、モノレールの完了時には、私どもとしては、それ以前に目標を置いて事業を進めていきたい、というふうに考えておるところでございますが、今後の住民との間のいろんな問題解決の時間が、非常にウェートを占めてくるということで、全体が決まってくるということが言えるんじゃなかろうか、というふうに考えております。

以上でございます。（「市長に、先ほど日野市の財政は、将来的には見通しがあるとおっしゃいました。その根拠を教えていただきたいということです」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先のことを絶えず見通しを持ちながら、前もってそのかじ取りを正確にしていくということは、当然大切なことであります。そこで、今中長期計画、あるいはそれに伴います財政分析、これらの事業に取り組みつつあるわけでありまして、そういった資料ではっきりとお示しするのが、一番理解をいただくのに役立つと、このように思っております。

今、一つの論旨となっています、日野市の給与費の負担が財政破綻につながると、こういう言い方をして憂いを言っておられるわけでありまして、それは、今後の是正を努力するというふうに申し上げておるわけであります。また、給与に関しましても、何か私の時期に悪い面が突然出たということではなくて、連綿として続いた中で、今日その是正を図るべき時期に到達しておるということでありまして、そのあたりも正確に認識をしておいていただきたいと思っております。一例を言いますと、税収に対します給与費、これもよそと比較いたしまして、非常に健全な状態であります。大体３０％以内という状況だと思っております。これは、１年間の予算規模の中の給与費の比率におきましても、二十二、三％という程度でございますので、これまたどこと比較しても健全な内容になっておると思っております。ただ、日野市は福祉事業、あるいは教育、いろいろと多面的な事業を行っておりますし、午前中に出ました病院経営も行っておるわけでありまして、これらはすべて住民福祉に還元されるべきものでありますから、そのレベルを維持しながら、なお都市基盤の整備でありますとか、町の発展振興に施策をやっていくと、こういうのが日野市の当面の仕事だというふうに思うわけであります。

ようやく日野駅を中心とする南側の、つまり甲州街道より南は、神明上、あるいは万願寺、あるいは万願寺第２期、こういうことで区画整理が実施し、あるいは予測されるわけでありますが、多摩川側の、つまり北側、こちらに対します施策は乏しかったと。既にこれは、つまり既成市街地になっておったということが一つの原因であります。そこで、日野駅を中心とする森町かいわいの再開発も含めて、多摩川側の町の将来像をつくろうというふうに、その調査を進めておる段階でございますから、これからその事業に取り組むということになるわけであります。その際、これは財政運用といたしまして、なるべく民間が活力とか、あるいは公団の住宅政策とか、そういうことによって日野市の、また目指すことと一致させていきたい。つまり、市の財政を直接全面的に投入するということではなくて、そういう民間の参加をやっていこうと、こういうことで考えておるわけであります。

御心配、御懸念の点は、我々も同じくまた絶えず戒めていかなければならないことでありますから、余り放慢的なことを考えるといけないことはもちろんでありますが、しかし、行き先が何か暗いというふうに見る必要はないということを、私は何回も申し上げておるわけであります。自治体の努力というものは、本来そういうものだというふうに思うわけでありまして、期待される今後の、特に既成市街地の整備という課題についても、着手をする時期に来たと、

このように御理解をいただいておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　それでは再質問させていただきます。

市長から質問させていただきます。今、私は日野市の職員に対して不満を持ったり、不平を持っているわけじゃないんです。日野市の、要するに法人住民税が現実に7億5,000万、ことしだけで不足しているんです。そして、私先ほど申し上げましたように、企業からの法人住民税というものは、年々必ず不足してくるということが考えられるわけであります。そこに私は心配しているのであります。特に、先ほども私が申し上げましたように、町の基盤整備という大きい事業には、多額な予算が計上されるわけであります。ここに私は、このままではちょっと市長の考え方は甘いのではないかということを、もう一回このあたりで答えていただきたいと思います。

それと、市長は、将来要するに多摩川の開発について、日野市だけの予算ではなく、民間や公団からそれを、何か財源を引き出すようなことを言っておりましたけれども、それは、仲田緑地のことを考えて言っていらっしゃるのかどうか、このあたりもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　財政のことは、頭の中の感覚で論議しても、これは始まりませんから、今後財政分析という数値の中で明らかにし、かじ取りの指針にすべきものだと、このように考えますので、もうしばらく、そういう資料を作成いたしますので、それで論議をするようにお願いをしておきます。

それから、町づくりには、例えば豊田の南口開発という課題もあります。それから、日野駅の甲州街道多摩川側の課題も申し上げております。その際に、行政責任――リーダーシップは、これは行政がとるわけでありますが、なるべくいろいろなエネルギーを導入をして、その活用、将来の発展に基盤をつくっていくというのが、私は適切な措置だと、こう思っておるわけでありました、そのことを申し上げたわけであります。仲田緑地の留保地の場合も同様であります。体育館は市の責任において、土地建物ともに市の持ち物としてつくると、それから、住宅を導入することによって地域の活性化も図ると、こういうことが考えられる手法だと、このように思っております。

○議長（黒川重憲君）　　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　　いや、私きのうからの市長の、要するに答弁を聞いておりまして、やはりもう少し慎重に発言しなきゃならないという場合があるんです。そういう面で、特に財政にかかわる問題であります。要するに日野市の将来に重要な役割りを果たすところの財政について、そういう軽い、将来見通しがあるんだというようなことは避けていただきたいと思います。体育館の問題については、まだいろいろ位置づけができていないし、これについて私も答える筋はないと思いますもんで、そういう面で、市長ぜひそういう中間的な日野市の町づくりという面で構想があるならば、それを具体的にしていただいて、一日も早くそれらのものを私たちの前に出していただきたいと思います。そのあたりもう一度お答え願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　今日の日本経済の円高不況、それから、円高による支出が減るといいますか、メリットの部分もあるわけでありますが、今まで我々が受ける感じでは、まさに円高のデメリットの方が非常に大きいと、こういう実感であります。また、円高という経済政策は、これは一自治体がつくり出したことでもありませんし、また、左右できることではありませんが、これは国全体の問題として、このまま放置されずに、つまり日本の衰微になりかねない、そういうことで政治や、それから、日本国民、あるいは経済界が放任することはあり得ないと、何か対応すべき施策を、政策を打ち出すということで一面に対応し、一面にまた内需の拡大というふうな国民経済の工夫において吸収し、新しいエネルギーをつくり出していかなければならない、こういう性格のものだと思っております。したがって、今の自治体に与えられております財源、つまり税制におきましても、自治体に配慮されるべきである、ということが自治体側の主張でもありますし、また、そういう世論、また、それにこたえる自治省、あるいは国の考え方もぼつぼつ出つつあるようであります。そういう中で、日野市は他に比較して恵まれておるということは、これは間違いのない事実でありますから、そのことを私は強調しておるというふうにお受けとりいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　　大体市長の考え方はわかりましたけれども、最後に、今要するに、確かにことし内需拡大ということで、公共の施設とか建設道路とか、そういうものについ

て確かに補助金が出ているわけであります。しかしながら、補助金が出ているからといって、日野市へ補助金をいただけるように努力しなければ、私いただくことできない、こう思うんです。そういう面で、やはり法人住民税、企業からの税収が少なくなってくる分、市長みずから、やはり国なり都なりに働きかけて、そして、日野市の財政を確保するということが、市長にとって一番必要なことであると私考えるわけでありますが、そのあたりの答弁をいただけたら、いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　単独市として内部努力の問題、あるいはまた近隣自治体が、特に力を合わせることも必要でありますが、政府に対しては、やはり地方団体とか、そういう形で大きい課題として政府に持ち上げるということであります。私自身、市長としていろいろの努力をすべきことはもちろんであります。千代田自動車の跡地に対します行政指導等も、そういう趣旨で行っておるものでありまして、かなりの税財源になり得ると。これは、余り今から露骨に言うべきことではないと思っておりますけれども、相当な成果が上がることはこれは間違いございません。

それから、公共施設をつくるにいたしましても、なるべく補助金でありますとか、あるいは市民を迎えることによって、そのまた負担金等で整備をしていくという、これも一つの工夫の産物ということでございますから、そういう意味で努力をしているというふうに理解をしておいていただきたいと、こう思います。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　市長のおっしゃっていることは何となくわかるような気がいたします。しかしながら、それは物を売ったりして財源をつくるなんていうことは、私だれでもできると思うんです。そんなことじゃなくして、やはり日野市で必要な、もっと必要なものは私あったと思うんです。千代田自動車の跡地についても、そういう面で私は、日野市独自のものをつくれなかったのかなあ、ということを感じているわけであります。そういう面で、物を売り買いして収入を上げるということは、どんな愚か者だってできるんです。できないことをやるのが市長だなと、私は思うんです。そのあたり、やはり市長が答弁しているのを私聞いておりまして、本当に実に残念に思うんです。もう少し仕事に意欲を出してやっていただきたい、これが私の願いであります。それと、もう一度お聞きいたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　どうも私はオーバーなことを言っているつもりはないんですが、考えてみますと、経済成長の一時期を担当した意味もあるかもしれませんが、日野市に基金等の蓄えはなかったわけでありますが、少なくも数十億円の基金を今日維持しているとか、あるいは土地を、市財政のために、過去の場合に処分をされた市長もありますけれども、私は、日野市の土地を処分をしたなんていうことは全くないわけでありまして、むしろ、ああいう形で確保するということに努めてまいっております。そういう意味で市の発展を長期にわたって見ていただくべきでありまして、何か失政を行っているように思っておられるのは、私はみずからに省みて思い当たることもないと、こういうことを申し上げておきたいわけであります。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　私は、市長のことだから、お答えは私なりに理解しているということを言っておるわけであります。しかしながら、けさほど福島さんが言っておられましたように、やはりこれからの高齢者社会に対応するためにおいては、日野の市立病院の規模であったら十分でないわけです。そこに日野の開業医たちが、人たちに応援できない、協力できないという面が往々にあるわけです。日野市の患者だけで、高齢者社会に向かって必ず日野市で経営しても十分やっていけるだけの建物を、そして、設備を整えなきゃならないという、そういうところから私は、そういうものができなかったのかなということを、私なりに考えておりましたもので質問したわけであります。そういう面において、ぜひ今後、市長みずから日野市の行政に当たっては、特に基盤整備、そして、土地の説明会等に対しては、市長みずから参加して御答弁願いたいと思うをけであります。

それと、これで市長への質問は終わりますけれども、先ほど都市整備部長は、要するに仲田緑地から日野橋までと言いましたけれども、これは、ちょっと間違いであると思うんです、調査費は。東町はついてないと思いますけれども、そのあたりちょっと……（「ついているんだよ」と呼ぶ者あり）今度ついたんですか。これは私、9月の定例会のときに一般質問で市長に言ったら、仲田の緑地は入ってないということを市長はおっしゃっていたものですから、入ってないと思っていたわけであります。今回入っておるわけでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　入っております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　はい、了解いたしました。

それと、総務部長に再度お聞きしますけれども、要するに退職金は、3月までに80カ月と申し上げましたけれども、80カ月に下げることが可能かどうか、もう一度お聞きさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、退職金で、これは下げるということで、組合とやっております。80ということに向かっての計画でございますが、努力していきます。（「そして、3年後には……」と呼ぶ者あり）64年の68カ月という線での努力を、さらに続けていきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　このように、他市と同じように、やはり足並みそろえて退職金も払うということが、私は筋だと思います。そういう意味で、ぜひ民間からも、また、市民からも攻撃を受けることのないように、十分配慮していただきたいと思います。そして、この種の質問は終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって5の1、日野駅周辺の都市再開発には地域住民の意見を反映尊重せよの質問を終わります。

一般質問5の2、青少年の健全育成には真心が伝わる人間教育をの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

○6番（天野輝男君）　私は、現在、ある問題を持っております親子から相談を受けております。その相談というのは、要するに中学校に入ってから、学校にも行かない、そして、非行の道を歩んできた子供であります。お母さんも、入院したり退院したり、そういう繰り返しの家庭の子供であります。私は、この子供のことは前々から存じ上げておりました。そして、私なりに子供を大事にしてあげたいと、そして、大して面倒見れませんけれども、ときどき物を食べさせたり面倒見ていたわけであります。その子供が、先日、10月に入りまして私のところにお母さんから電話がありました、突然ですね。そして、今、本を読み、そして、ある人

のカウンセリングを受けましたと。そして、私たちはそのように実行しておるんです。そしたら、子供たちが大分変化を見て、僕も学校へ行くと言っておるんですと。その子供を、今後どうしたらいいかと、また相談その先生にしたときに、学校の先生によく相談しなさい。学校の先生に相談しても、今までが今までだから受け入れてもらえないんです、そして、困って私に相談あったわけであります。私も、もう少し余裕があれば、うちに道場もありますし、そこに置いて少し面倒見ようかなと思ってもみたんですけれども、私も仕事をしておりますし、また、人を頼んで私がやるべき問題でもないと思いまして、今回の質問をさせていただいているわけであります。

教育という問題については、今後いろいろの問題が出ております。私も「臨教審だより」というのを読ませていただいて、少しずつ勉強させていただいておりますが、要するに人間教育というものは、その子供に合った、やはり環境の設備をしてあげることが最もよい方法ではないかということを思うわけであります。少なくとも、要するに学校に行って浮き上がっておるから、もう来ないでくださいというのでなくして、やはりその子供を受け入れていただけるようなところが、場所が必要であると思うんです。そういう面で、日野市には教育指導室というものがあるものですから、そういうところに利用していただいて――そういう子供は、私、大坂上の子供だけじゃないと思うんです。ほかの中学校にも恐らくいるんです。そういう子供たちに、少なくとも、やはり人間として生きるにはどうあるべきか、また、どう生きなきゃならないか、というような面で指導してあげることが、今後の日野市の青少年問題にも関連してくる問題であると私は思うわけであります。そういう面で、むちゃなお願いかもわかりませんけれども、そのような意味で、そういう子供たちが少なくとも集まって、そして、子供の話を聞いてあげたり、そして、子供たちが生きようという、人間としてどう生きなきゃならないかということを指導できるような最低限度の教育をしていただけないかどうか、このあたりをちょっと質問させていただきます。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

今天野議員さんの方からの御質問で、子供自体、学校に行きたいという気持ちを持っていながら、学校段階で受け入れてもらえないというようなお話ですけれども、率直のところ、今の義務教育段階におきまして、本人自身が登校の意思を持ちながら、学校の方が登校を拒否する

というような事例は、全く存在してはならないというような形でとらえております。確かに長期欠席児というのが、ことしの１１月現在で、小学校に６名、中学に１３名ほどです、長欠児というのがあります。学校の方でも、長欠児等につきましてはとらえておりますし、長期にわたってのそういう欠席がちな子供については、教育委員会の方にも報告が上がってきている。その大部分が、確かに今天野議員さんがちょっとお話がありましたけれども、家庭の方がなかなかうまくまとまっていかないという母子家庭、あるいは父子家庭というような、家庭が崩壊している状況にある子供さんたち、そういう方たちが比較的学校への登校というもの、これに対して登校拒否的な症状を起こしているというようにとらえておりまして、もう一つの御質問の、それではそういう子供たちを、ことし出発いたしました教職員研究指導室、あそこに教育相談の先生方も大ぜいいらっしゃいますから、そちらの方へ集めて指導したらどうかというような御意見だと思うんですけれども、実際問題として、向こうの方の教育相談関係の先生も、相談等には十分応じております。ただあそこの方へ、向こうの方の施設に子供さんたちに進んで出かけていって、先生方の指導を受けたらというような状況でお話をしても、学校段階そのものにお見えになれないような状況の子供さんたちでありますと、なかなかそういう場所へも出かけていきにくい、あるいは出かけていかない状況に置かれているんじゃないかと、もし今そういうケースがありましたら、教育相談室の方、あるいは指導室の方に御連絡をしていただいて、逆にそういう相談員の先生方に家庭の方に訪問していただいて、よくお話をお聞きする、というような手だてをとってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　そうしますと、今の教育長のお話ですと、登校拒否をしている児童については、中学校で１３名おると。その中で、自分の学校に行きたいと言っていながら、また、親が行かせたいと言っていながら、受け入れないということはあり得ないというわけですね。そうしますと、実際そのように私は子供からも父兄からも聞いておるわけであります。そのところを、もしそれが事実であるならば、どのように対処していただけるかどうか、質問に答えていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

そのようなケースで悩んでいる御家庭がありましたらば、遠慮しないで教育委員会の指導室、場合によっては私のところへ直接おいでいただいて、事情をお聞かせいただいて結構だと思います。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　私も、この問題については、相談を受けまして私なりに、学校へ来ちゃいけないと言われているんじゃ、行ってもやはりこの問題について扱われるんじゃ子供もかわいそうだから、ほかの学校に、じゃあ移すようなことを今まで考えていたわけであります。今回、今長沢先生のお話を聞きまして、ぜひ私自身、その子供と父兄をお連れしてまいりたいと思いますもので、ぜひその子供に力をかしてやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、私なりに特に子供たちの健全育成ということにつきましては、私にも子供がおります。そして、日野市の教育というものを将来考えるに当たって、やはり子供がいつ伸びる芽があるかわからない。今非行少年であっても、いつどういう形でやはり勉強したいというようなときに、やっぱり勉強をできるような最低限度のものは養ってあげたいという強い願いから、このような質問をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって５の２、青少年の健全育成には真心が伝わる人間教育をの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時５５分休憩

午後３時２３分再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問６の１、〝百害あって一利なし〟中曽根自民党の「地方行革」、住民本位の民主的・効率的行財政を確立して市民のくらしを守ろうの通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

〔９番議員登壇〕

○９番（中谷好幸君）　それでは通告に従いまして、〝百害あって一利なし〟中曽根自

民党の「地方行革」、住民本位の民主的・効率的行財政を確立して市民のくらしを守ろうについて質問いたします。

８１年に、第２次臨時行政調査会がつくられてから、国の財政が厳しいということを理由にして、福祉教育などへの予算が減らされ、老人医療費の有料化、健康保険の本人１割負担、年金改悪など、暮らしにかかわる諸制度は次々に改悪されております。ところが、この間、国の財政事情はますます悪化し、国債の累積残高も１４０兆円を超えているわけであります。福祉や教育を削っても、軍事費や大企業のための予算はふえ続けているわけでありますから、財政再建ができないのはあたりまえであります。

今日、貿易摩擦問題に見られますように、日本の労働者の低賃金、長時間労働、低福祉は、国際的にも非難され、国内の需要の拡大が求められているところであります。賃金を引き上げ、社会保障や福祉を拡充し、国民の暮らしを豊かにすることによってこそ、地についた経済の発展、国の財政再建の道も切り開かれるものと考えるものであります。ですから、共産党は「軍事費を削って福祉教育、国民の暮らしを守れ」をスローガンに掲げて、中曽根自民党政府が進めるにせものの行政改革に真正面から対決し、国民の皆さんと力を合わせてきたわけであります。

中曽根内閣は、増税なき財政再建を掲げ、１９８４年には赤字国債発行ゼロにするという、財政再建の目標を掲げてまいりましたが、御承知のように見事に失敗をいたしました。中曽根内閣は、この失敗の原因を事もあろうに、余裕のある地方自治体にまで行革が徹底しなかったとして、昨年度、８５年度は地方行革元年と位置づけたわけであります。地方行革２年目に当たり、今年度中曽根内閣は、公約に違反してまでも大型間接税を持ち出し、大衆課税を一層強化する、それとともに地方自治に対する攻撃も一層エスカレートしているわけであります。

その第１の特徴は、補助金カットの一層の拡大と、この永久化であります。本来、国が保障しなければならない責任を放棄し、地方への負担転嫁を大々的に進めてきているわけであります。きょうの「読売新聞」によりますと、こうした中曽根のやり方に対しては、東京都の鈴木都知事も今月３日に大蔵省に対して、国と地方で取り交わした約束に反するものだ、信頼関係も損われてしまうと抗議をしているほどでございます。５５年度１年度限りとされたものが、さらに３年据え置く。そして、その約束もまた破られようとしているわけであります。

第２は、住民サービスの切り下げと、自治体労働者の給与、定数抑制による徹底した減量化

を地方自治体に求め、地方行革大綱の策定を急がせるとともに、その本格的な実施を迫ってきていることであります。

第３は、職務執行名訴訟制度を改悪し、裁判抜き代執行にするという、地方自治制度の根幹にかかわる改悪をも持ち出してきているところであります。

共産党は、中曽根内閣の地方自治に対する攻撃を、地方自治を財政と行政の両面から締めつける地方行革と特徴づけておりますけれども、まさに中曽根地方行革との闘いは、地方自治の存亡をかけた闘いであると言わなければならないと思います。

ところで、私はここで、自民党の皆さんなどから、日本共産党は行革に反対しているなどというような意図的な宣伝をされていることがありますので、この場をおかりしまして、日本共産党がいわゆる行政改革一般に、どういう態度をとっているのかについて、一言述べたいと思います。

一口に言って日本共産党は、中曽根内閣が進める日米軍事同盟体制国家づくりを目的とする、国民にとっては〝百害あって一利なし〟の行政改革に反対しているのであります。国家や自治体が住民の要求、国民の要求に沿って、生活の必要に沿って行財政機構を改めること、行政機構の中に温存されている官僚主義を改め、職員参加や住民参加を一層進めるとともに、行政の中に生まれたむだや腐敗を一掃し、民主的効率的な行財政を確立して、住民サービス、福祉教育を一層充実させることは、日本共産党が一貫して追求してきたところであります。

最近、行革と関連して都市経営論という言葉が流行しております。この都市経営という概念を積極的に導入して、都市問題を論じた日本で最初の人は、日本共産党の創立者である片山潜であります。片山は、１９０３年に「都市経営問題」という論文を発表し、その中で、普通選挙を実施することによる市政の改良、資本家や大地主の横暴を制肘して、費用を取ることなどを主張しております。あの絶対主義天皇制下でこういう都市経営論を論じた先見性は注目すべきものがあると思いますし、今日もなお教訓とするべきものがあるのではないかと考えます。

日本共産党は、第２次臨調がつくられる６年前、１９７５年には、住民本位の行政を効率的な機構でという、行政改革についての政策を発表しております。ここでは、都市・自治体を中心に、増大する住民の需要に対し、住民の生活擁護、大企業の民主的規制を行うこと、自治体行財政に内在する非効率性を積極的に改革すること、また、自治体の重要な構成要素である自治体労働者の性格について、全体の奉仕者とする憲法の規定に基づく住民奉仕の民主的意義を

強調しております。そして、この中で、窓口業務の改善や、住民と話し合ったごみの出し方の合理化など具体的な課題にも触れ、極めて現実的な行財政改革の方向を打ち出しました。政策を発表するだけではありません。この政策を具体化するために、革新市長、職員、市民の皆さんとともに実践を行ってまいりました。

先日、私どもが会派の行政視察で行きました大阪の羽曳野市長は、全国唯一の共産党市長であります。１９７３年より４期市長をしておりますが、羽曳野市は大変行政視察の多いところで、私ども行きましたところ、他の視察団とも今回ぶつかりました。何を見にくるかといいますと、行政改革であります。詳しくは、私どもの「行政調査報告書」を今回出しまた、読んでいただきたいと思います。破産しかけていた財政を短期間で再建した、住民参加、職員参加で行財政改革を進め、住民サービスを飛躍的に前進させたということで、羽曳野市政は全国的にも注目されているところであります。このように共産党は、住民本位の行政改革を進め、地方自治を一層前進させるという点では、一貫した姿勢を貫いてきたわけであります。

次に私は、今日日野市が住民本位の自主的民主的な行財政改革を進める場合に、その前提としなければならない基本的な姿勢について、私の考えるところを述べたいと思います。そのためには、６０年代後半から７０年代前半に全国各地で成立した革新市政の歴史そのものが、日本の歴史上画期的な地方行革における住民運動主導の一大行政改革であったということを確認しておかなければならないと思います。

６０年代の高度経済成長政策は、短期間に大都市圏に異常な人口集中をもたらし、しかも、高度経済成長期に幹線道路の建設を中心とした産業基盤整備に投資が集中し、生活基盤整備が顧みられなかったために、住宅、交通、公害、あるいは環境の悪化など、ありとあらゆる都市問題が吹き出し、住民運動が各地に広がったわけであります。こうした住民運動は、公害反対から日照権の確保、保育所、幼稚園、学校の建設、公共料金の値上げ反対など、行政と住民生活のあらゆる領域に及びました。こうした住民運動と、労働組合、革新政党が地域統一戦線をつくるこの統一戦線を舞台に誕生したのが革新市政であります。日野の革新市政もこうして誕生したわけであります。

革新自治体は、住民運動を背景に、さまざまな面で行財政の民主的改革を進めてまいりました。第一に革新自治体は、それまでの反動的な保守自治体と異なり、住民運動や自治体労働者運動などが行政民主化の原動力であることを認識し、その活動の自由と権利を積極的に認めた

ことであります。それまでの反動的な自治体が、こうした住民運動や自治体労働者運動を敵視し、しばしば弾圧を加えてきたのとは大きな違いであります。

先日、私は我が党の米沢議員団長から伺ったのでありますけれども、保守市政の時代、原水爆禁止日野協議会が集会を開くために、ある小学校の講堂を借りたそうであります。正式に申し込みを済ませた後、市当局から圧力がかかり、使用の取り消しをされた。この問題を市議会で追及し、市長や教育長とやり合ったことがあると聞きました。まさに隔世の感があるをけであります。革新自治体は、対話や参加などを通じて、積極的に住民団体や住民運動と接触し、住民自治の原理を行政に浸透させてまいりました。森田市長の進められてきた、地域に直接出向いての地域対話集会、後でも触れたいと思いますが、保育料の問題を住民参加で検討を加える、保育料検討委員会などの試み各種の住民参加の審議会などとあわせて高く評価できるものであると考えます。

もう一つは、法制上も財政上も強い中央統制下に置かれている中で、革新自治体は条例の制定権、自主財政権など諸権限を活用し、中央政府の反動的な政策をチェックし、住民本位の行政を実現してまいりました。あの革新都政の画期的な公害防止条例、今や多くの自治体で実施されている法人税の超過課税による新財源の確保、あるいは乱開発を規制する町づくり要綱の制定、こうした施策は革新自治体が先鞭をつけ、今日多くの自治体に定着しているものであります。日野の革新市政は、こうした革新自治体の一翼を担い、誕生直後のオイルショックと狂乱物価、それに引き続く深刻な不況、財政危機のもとでも、こうした住民運動の尊重、住民自治、住民参加を行政の中に浸透させ、地方自治権を発揚させ、この危機を乗り切ってきたものであります。

日本の地方自治体は、もともと法制的にも財政的にも強い中央統制下に置かれております。革新自治体は、こうした困難の中で業績を上げてきたわけであります。今日の中曽根地方行革は、中央統制を一層強め、こうした業績を根こそぎ奪い去ろうとしているものでありますから、自治の主人公である住民の立場に立って、自主的、民主的行政改革を進めようとすることが一層困難であろうということは間違いありません。私は、自主的、民主的な行政改革を進める場合、こうした革新自治体が築き上げてきた業績を絶対に奪われない、むしろこれを行政改革の中に一層徹底すること、その基本姿勢とすべきであると考えます。こうした立場を踏まえて幾つか質問したいと思うわけであります。

私は、行財政改革は目的であってはならないと考えます。行財政改革は、むしろ目的達成のものにあるものだと考えます。日野市の歴史的条件、現実にある社会的、文化的資源、自然の条件、こうした諸資源を総合的計画的に活用すること、それをもって住民生活を全面的に発展させることが行政改革の目的であります。こうした目的のために、科学的効率的に自治体行政を動員する、そのために行財政の編成及び人的配置を行うことが行政改革であると考えます。この目的を明らかにする作業が、現在策定中の基本計画もその一つではないかと思うわけであります。住民の要求を整理し、中心的な要求は何であるのか、長期的な要求、当面の要求、当面の要求を解決するために力を集中するとともに、長期的な要求実現の展望を明らかにする、この政策順位を含めた青写真を目的に明確にすることが基本計画策定でなければならないと思います。いわば、今後の日野市における町づくりのための目標と段取りを明らかにしたプログラム、綱領をつくることでございます。行政改革は、いわばこの町づくりの綱領に従属するものでなければならないと思います。何をむだとし、何を効率的であるとするかは、目的であるこの綱領から判断すべきであると考えます。

国の行政改革の目的が、本当に高齢化社会に対応するためのものならば、年金の改悪や、お年寄りがお医者さんにかかるのを我慢させるような医療費の値上げはできないわけであります。本当に国民生活に活力をもたらすことが行政改革の目的ならば、大型間接税などというのは絶対に持ち出せないはずであります。中曽根内閣の行革の目的は、全く別のところにあるわけであります。もしも我々が目的を明らかにしないで、国の示した行革大綱をそのまま実践していったらどんなことになるでしょうか。

ところで私の質問は、日野市の町づくりの綱領基本計画は、日野市の住民生活の発展のために策定されるものでありますから、当然住民が参加や住民の合意が得られるもの、住民の知恵と要求を結集したものでなければならないと思います。また、市の職員の中で住民と直接接触し、住民の生の要求を最もつかんでいる現場の職員の知恵が、結集されるものでなければならないと思います。

質問は、基本計画策定の過程で、こうした住民参加、職員参加はどういう形で進められるかという点でございます。あわせて検討されているであろと思われます行財政改革の検討についても、住民参加、職員参加を進めていただきたい。これをどういう形で進められようとされているのか、どういう手順を踏まえられようとされているのか、この点について質問をしたい、

これが１点でございます。

次に、今日の行革論議の焦点になっている幾つかの具体的な問題について、少し立ち入って質問したいと思います。

一つは、職員定数の問題であります。質問に入る前に、日野市の職員定数についての私の現状認識について、概括的に触れさせていただきたいと思います。よく日野市は職員が多過ぎるという宣伝がなされております。例えば、最近出されました「古賀俊昭ミニ通信」であります。ここには、日野市より人口の多い八王子、三鷹、府中、調布、小平と日野市を並べて、職員の１人当たりの人口を比べて、日野市が職員１人当たりの人口が一番少ない。すなわち日野市の職員は多いということを論じているわけであります。しかしこれは、二重の意味でも三重の意味でも、数字を使った程度の低いごまかしであると言わなければなりません。人口の多いところほど、職員１人当たりの人口が多くなるというのは一般的な傾向であり、この６市のうち、人口の一番小さい日野市が、職員の１人当たりの人口が一番小さくなると、すなわち人口に比して職員が相対的に多くなるというのは、いわば一般的なことでございます。

逆に、古賀さんが使われたと思われます東京都の統計によれば、逆に日野市より人口の少ない他市町村と職員１人当たりの人口を比べてみますと、日野市は職員の１人当たりの人口が最も多い市、すなわち職員数の少ない市町村になるわけであります。あたりまえのことであります。ついでに言えば、三多摩２６市の職員１人当たりの人口は１１３人となっております。日野市は１１０人でありますから、むしろ日野市の職員数は平均的といってもよいのではないかと思います。問題は、職員数やその構成は、人口規模はもちろんのこと、さまざまな歴史的条件、環境、住民の要求などによって、またそれに対応する行政の姿勢によって、当然異なってくるものであります。機械的な比較でもって職員の多い少ないを論ずることは、参考になったとしても無意味ではないかと思うわけであります。

問題は中身であります。資料は若干古いんですけれども、私どもの調査では、１９８３年度の三多摩２６市の職員の構成を調べたものがあるわけでありますけれども、職員総数に占める一般職員の割合を見てみますと、日野市は４４.７２％で、三多摩２６市中２番目に低い。ちなみに一番多いのは多摩市で７５.２９％になっております。古賀議員は、職員１人当たりの人口を比較されましたが、一般職に限って職員１人当たりの人口を調べてみますと、日野市は２３９人で、三多摩２６市中３番目に多いわけであります。すなわち一般職員が少ないわけでありま

す。ちなみに、こうした傾向は三鷹や町田などの革新自治体にも共通しているところではないかと思います。

ここから二つのことが言えるのではないかと思います。日野市では、先ほど森田市長からもお話がありましたように、学校保育園や幼稚園、病院などの部門で働いている職員の割合が高いということであります。これは、革新市政が福祉、教育など、住民サービス部門に力を入れ、住民要望に積極的にこたえてきたことの一つの反映であると言えるのではないかと思います。

二つ目には、一般職員については、概して抑制されているということであります。例えば職員課で調べていただいたわけでありますが、住民生活との結びつきの強い市民部の職員は、１９７５年から１９８６年の１２年間の推移を見てみますと、この間、人口は１２万6,０００人から１５万5,０００人へと２２％ふえているにもかかわらず、１２１人から１２９人へと８人、６％しかふえておりません。土木部門は、この間、下水道事業や区画整理事業など都市基盤整備の事業が拡大し、事業費は８５年度決算で比較してみますと、３９億から66億へと65％もふえておりますけれども、職員数は９７人から１０７人へと１０人、１０％しかふえていないわけであります。一方、私は職員課の皆さんにお願いして、昭和５５年度と昭和６０年度の臨時職員の雇用数を調べていただきました。延べ人員で、この６年間で2,796人から3,407人、延べ日数で３万5,４４８日から４万3,０８３日へと２１％ふえております。特に臨時職員の多いところは学童保育所などの児童課、病院、給食調理員などの学務課、訪問看護などの健康課などサービス部門であります。この４部門で全体の臨時職員の７７％を占めております。

しかし、そのほかにも注目すべきところがあります。本庁の事務部門の臨時職員、これは補助職員として主に採用されているものでありますけれども、１９８０年より１９８５年の間に二千四十余日から六千五百余日へと2.７６倍もふえているわけであります。全体の増加傾向が２１％ですから、事務補助職として入っている臨時職員の増加は、２７６％という相当なふえ方をしているわけであります。

私は、また職員の超過勤務の実態についても調べていただきました。数字で見る限り全体として、特に民間と比べてみた場合ですけれども、多いということは言えないと思います。しかし、部門によっては、あるいは季節によって相当の長時間勤務がなされているようであります。例えば昨年度、市民会館職員の月平均超過勤務時間は５８時間、電算課は３３時間、社会教育課で２５時間などになっております。例えば、ちなみに言いますと、議会事務局の皆さんには

大変残業などをお願いして、御苦労をかけていると思っておりますけれども、この資料によりますと、月平均にしますと9時間というふうになっておりますから、こうした部門の残業が相当のものであるということが言えるのではないかと思います。地方公務員については、いわゆる三六協定がなくても、長時間勤務を防ぐことができることになっておるわけでありますけれども、こういう部門では、少なくとも労働安全衛生上是正を行うべきではないかと思うわけであります。

以上のような現状を踏まえると、私はこの間、市当局、また、職員の皆さんが、職員数を抑えるために相当の御努力がなされてきていると思うのであります。この御努力の中には、職員の皆さんの自主的な機構の再編成など、効率化などあると思うのでありますけれども、一方、政府自治省などの職員数への不当な抑圧介入に屈服して、本来必要な定数についても自主規制という形で抑制し、市の本来の業務遂行に支障を来す、市民に対する市の責任をあいまいにする、あるいは市のサービスを低下させる、こういうことにもつながる事態が一部に生まれてきているのではないか、生まれてないとすれば結構なわけでありますけれども、今後生まれてくる可能性があるのではないかと思うわけでありますけれども、いかがでしょうか。これが第2番目の質問であります。

次に、公共料金の問題について質問したいと思います。特に、今回は保育料の問題に絞って市の姿勢をただしたいと思うわけであります。

保育料、保育園の問題については、日野市議会の行革論議の中でも一つの焦点となっているわけであります。その中には、保育園の役割を根本的に否定する、例えば保育園は保護者の育児放棄と、より楽をしたい、より余裕のある生活をしたいという甘えを助長している、こういう御意見があります。あるいは保育所は救貧施設であったはずなのに、実態は、裕福な共働き夫婦が利用しているではないか、あるいは、保育園は今や私的な利益のための施設になっているのに、たくさんの税金を使って不幸平だというような御意見であります。

最初に、これらの意見について私の考えているところを述べさせていただきます。

保育園には二つの役割があります。一つは、保育に欠ける児童を保育して、児童の健やかな発達を保障させることであります。これは、憲法、児童福祉法でも、国の責任、公の責任として明らかにされているところであります。二つは、婦人が働く権利を保障することであります。子供たちの養育環境が悪化し、働く母親がふえればふえるほど、社会施設としての保育園は求

められることになります。

日野市の乳幼児人口について見てみますと、１９８０年から１９８５年の間に１万4,４６１人から１万1,５７８人へと、2,８８３人の減少が見られます。しかし、保育園に措置されている乳幼児数は2,１１２人から2,１５０人へと、逆に増加しているわけであります。今や保育園に措置される乳幼児は５人に１人、３歳から５歳児について見ますと２６％、４人に１人の乳幼児が保育園に通っているということになるわけであります。このことは、今日保育園は一部の人の救貧施設などではなく、市民の生活になくてはならない社会施設になっていることを示していると思います。保育所が、一部の人、保護者の私的な利益のためになっているという考え方も、極めて皮相な議論であると思います。今や女性の社会参加は時代の趨勢、社会の進歩発展に貢献するものであります。そして、利益というならば、この利益は社会全体が享受しているものであります。さらに、利益について言えば、いわば労働力を確保する企業、資本家もその利益を受けているわけであります。私は、保育や教育にまで受益者負担論を持ち出すことは、社会発展の方向に逆行するものであると考えますし、また、実態にも合わないものと考えるものであります。

保育料の問題に入りたいと思います。

ここに児童課で作成していただいた「保育所、保育園運営経費支弁状況」という表がございます。昭和６１年度では、保育園の実際の運営経費は約２０億円になっております。これに対して国が基準とする支弁総額は８億6,０００万円となっております。これは、国が基準的な保育の措置として決めたものであります。このことは、国の基準がいかに実態に即していないかを物語るものであります。国基準支弁額は、いかにして負担させられるのか、法的には、保護者の負担ともいうべき国基準徴収額、そして、残りの１０分の５、これが国、１０分の2.5が東京都と市によって負担されることになっております。この比率が問題であります。もともと国の負担率は、当初１０分の８でありました。市と東京都は１０分の１でよかったわけであります。ところがこの間、１０分の７、１０分の５と削り取ってきたわけであります。これによって国の負担は１０分の８当時より、昭和６１年度について見ますと、日野市だけでも6,500万円の負担を軽減し、そして、その分は東京都と日野市の新たな超過負担となっているわけであります。いずれにしましても、昭和６１年度では法的には日野市の負担は２０億円の運営費のうち2.７％、5,４００万円を負担すればよいことになっているわけであります。ところが、

実際には二重三重にも超過負担をしなければならない。第一に、国の徴収基準額が父母に負担を求めるには余りにも高額なために、父母にかわって市が肩がわりする、これが６１年度で国基準徴収額の５７％、３億6,０００万円にもなっているわけであります。さらに、国の運営基準が低過ぎるために、保育充実の政策的な加算措置、これが昭和６１年度で実に８億円にもなっているわけであります。こうして、法的には5,４００万円を負担すればよい日野市が、実際には１２億3,０００万円、実に２２.８倍の負担を強いられているわけであります。逆に国の方は、実際の運営費の5.４％、１億円で済むわけであります。しかも、既に述べたように、これさえ年々削減してきている。ですから、保育料問題の本質は、本来国の責任で行うべき機関委任事務として定められているにもかかわらず、国が全く責任を放棄するここにあると思うわけであります。ですから、本来的に言って、市の超過負担がますます重いものになるからといって、即保護者の負担をふやすということは、いわば筋違いであり、あくまでも国の責任を追及すべきであると考えます。

次に、保護者からの徴収基準の実態はどうなっているでしょうか。支払い能力に応じて、すなわち所得の階層に応じて、日野市ではＡからＤ１６までの２１段階になっております。先ほど、日野市では国基準の５７％を市が負担していると言いましたが、父母の負担は４３％になっているわけであります。この負担率は平均でありまして、実態は、低所得者層では２０％以下、比較的高い層では５０％以上、最高国基準の７０％台にまでなっているわけであります。ところがこの間、減税が据え置かれ、名目所得が上昇する中で、当初ＡからＤ１６までの、全体的に分布していた階層の状況は、全体として上級階層がふえてきているのが特徴的であります。すなわち、実質的な所得がふえなくても、名目所得の上昇に伴い、税金が上がるとともに保育料も値上がりしているというのが実態であります。ですから、父母負担率が低くなったといっても、保育単価の上昇、名目所得の上昇で保育料はだんだん高くなってきているわけであります。

私は、保育料を検討する場合、他の公共料金でも同様と思いますが、一番大事にしなければならないのは市民の生活実態であると考えます。果たして生活実態からして、現在の保育料は安過ぎるでしょうか。例えば所得税２０万円のＤ級階層を例にとって試算しますと、その家族の給与収入は共働きで年間５８０万円であります。一時金が５カ月としますと、月収は３４万円であります。これから税金、保険料を引くと、手取り２９万円になります。さらに、ここか

ら家のローン、車のローンを１０万円差し引きますと、実際に入ってくるのは１９万円であります。子供が３歳時未満１人、３歳児以上１人の２人、これを保育園に預けるとすると、国基準では８万円近くなっているわけであります。これでは実際に生活ができませんので、日野市の場合は、その方が一部肩がわりを行い、実際には２万４００円になっているわけであります。これでも市に肩がわりしていただいても残るのは１２万円であります。４人家族で１月１２万円の暮らしというのは決して楽な生活――きのうも話が出ましたけれども、文化的な生活とはほど遠いものがあると思うわけであります。私は、保育料の改定に絶対というものではありません。前回の改定と比べ、保育をめぐる情勢は大きな変化があります。生活実態にも変化があるわけであります。ですから、現状に合ったものとすることは当然求められているところであります。その際私は、日野市のよき伝統である住民参加で、この問題をよく討議していただきたい。国の責任を明らかにする上でも、市民の皆さんに保育を取り巻く状況を正しく認識していただくためにも、また、市民の生活実態をよく反映した保育料とするためにも、このことは大事だと思うわけであります。この点について市当局はいかがお考えなのでしょうか、これが私の質問であります。

最後に、いわゆる民間委託の問題について簡単に質問させていただきます。

給食の民間委託、保育学童の民間委託、民間委託という問題も、行革論議の一つの焦点になっているところであります。日野市におきましても、清掃事業を初めとして、民間委託は相当進んでおります。１９８０年には１８億であった委託料は、１９８５年には３０億円、６年間で６０％以上が増加しているわけであります。

民間委託の論拠の一つに、コストが安くつくということがあります。民間委託に絶対反対するものでありますけれども、私は、コストの面だけから見た民間委託論には根本的に疑問を持っているものであります。民間の方がコストが安いという主要な理由は、下請先の企業の労働者の賃金が安いこと、労働条件が悪いことにあります。住民の福祉の向上を使命とする自治体が、下請企業の労働者の福祉、労働条件を犠牲にする、いわばこれに寄生してコストの安さだけを追求することには問題はないでしょうか。私は、また、戦前の権力的職種に片寄った官僚機構に対する反省の上に立った、戦後の公務員制度の民主化の観点からも、こうした民間委託論に疑問を持つものであります。

今、民間委託ということが言われるものの多くは現業部門であります。私は、公務員という

のは、住民生活に見合った総合性を持つもの、多種多様な職種構成を持つことが大事だと思います。保母さん、調理員、清掃員さん、一定の資格があれば、だれでも公務員になれること、また、住民はだれでも公務員に接する機会が持てること、公務員を特権官僚、一部のエリート集団にしてはならないと思います。このことが、民主主義の発展、自治の発展についてもとっても大事なことではないかと思うわけであります。さらに、私は何よりも大事なことですけれども、民間委託によって住民サービスが低下させられてはならない。また、行政の責任があいまいにさせられてはならないと思います。

以上、私の民間委託についての考えるところを述べさせていただきましたが、市当局に、民間委託についての指針についてお聞かせいただきたいと思います。

以上質問は四つであります。簡単に整理しますと、基本計画、行財政改革の検討を住民参加、職員参加で進めようということであります。そうする気があるのかないのか、この点を答えていただきたいと思います。

職員定数の問題についてであります。政府自治省などの不当な圧力を屑伏して、本来必要な職員数まで抑制していることはないのか、あるのかないのかについてお答えいただきたいと思います。

保育料は、どういう観点で検討されているのか。当然住民参加で検討すべきだと思いますけれども、そういう考えはあるのかないのか。

民間委託について、市はどういう指針を持っておられるのか。

この4点についてお聞きしたいと思うわけであります。

○議長（黒川重憲君）　中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

まず1点目の、基本計画及び行財政改革の推進に当たって、職員及び市民の参加をどうするか、ということでございます。

まず基本計画につきまして申し上げますと、庁内体制と、それから、市民参加と二つに分けて考えております。庁内体制でございますけれども、実行性のある基本計画をつくることを目指すには、事業実施の中核となる職員の英知を結集いたしまして、全庁的に取り組まなければいけないというふうに考えております。これらを進めるには、まず庁内に課長クラスでございますけれども、策定委員会を設置をいたします。これは、長は私がなりまして活動をするわけ

でございます。さらに、その下というわけではございませんけれども、各課から計画の原案を検討いたしまして出てくるわけでございます。その段階で、それぞれの主管の部下の職員の参加が出てくるわけでございますけれども、さらに、その原案を調整等をする実務担当者、これは係長及び係長に近い各課の中堅的な職員でございますけれども、これらでプロジェクトチームを組織いたしまして、推進をする予定でございます。

それから、市民参加でございますけれども、市民主役の市政の進展といいますか、基本構想の推進の一つに理念としてあるわけでございます。広く市民の意識、あるいは意向を、基本計画に反映しなきゃならないということは申すまでもございません。まず、方法といたしましては、広報等を活用いたしまして、基本計画の策定の意義とか、あるいは、必要性、内容等を発表いたしまして、広く市民から意見を聞くということが一つでございます。さらには、この原案を市議会、それから、現在市の中にございます各種の行政委員会――審議会等でございますけれども、それらの会議、あるいは委員さんに内容の説明をし、意見を聞く。それから、広報で素案等を発表して、一般市民から意見を聞くわけでございますけれども、そのほかに、これはまだ具体的に何カ所になるかわかりませんけれども、例えば公会堂、市民会館等に市民に集まっていただきまして、市の考え方を説明し、直接意見を聞く。その他、市の関係団体が、いわゆる自主的市民団体があるわけでございますけれども、こういう団体にも計画の内容を説明いたしまして、意見を提出してもらい、参加をいただくというふうに考えている次第でございます。

行財政改革の推進の問題でございますけれども、この件につきましては、ただいまお話もございましたように、職員の参加、いわゆる参加も含め意識の改革も当然必要でございますし、市民の理解も重要でございます。必要に応じまして庁内に横断的なチームをつくったり、あるいは市民を構成に入れました審議会とか、あるいは委員会をつくりまして、推進をしてまいりたいというふうに考えております。

4番目の民間委託の指針でございますが、私から民間委託のメリット、デメリットを申し上げる立場ではございませんけれども、要はメリット、デメリットがあるわけでございますから、そのメリット、デメリットを総合的に判断をし、委託をしていかなきゃならないだろうと――判断といいますか、内部努力といたしましては、いわゆるメリットを伸ばし、デメリットをゼロに近づけるような、そういう考え方で検討をし、実施しなければいけないというふうに考え

ております。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　第２点の定数問題についてお答えをいたします。

今中谷議員さんからるる説明がありましたように、最初からちょっと追っていきますが、市民部の確かに８人しかふえてないと、５０年から１０年間の、というようなこと。これにつきましても、やはり内部努力というものがありまして、５６年から資産税の事務量がふえるということで、そこに５人をほかから投入してやってまいりまして、それが一応一段落しましたので、今年度から、それを少しずつ元の部局の方、あるいはほかの部局に戻したいということで、そういう内部努力を含みながら、やはり定数というものを厳しくとらえてはきております。

それから、先ほどの土木費の件と、土木の人数の件でございますが、数字上やはり５５年から５年間の間に１０人というようなこと、それに対します事務量は、６５％以上というような事務量の大きさ、そうしたものを加味しまして、なおこれらについての必要ということで、前回の議会におきまして、特にこの点の下水道、区画整理、そうした建設部門のハードな面に向かっての増員というものをお願いしてきたわけでございます。

それから、あと残業でございますが、確かに残業につきましては、６０年トータルしてみますと６８時間くらいの１人平均になっておりますが、その中で、先ほど御指摘のような市民会館、これは昨年度できたわけでございます、そうした中での非常に開館までの残業、そうしたものが出ております。それから、電算室でございますが、電算室の残業が第２位に上っているというような御指摘、これも、電算室が御存じのように昨年１１月２５日にスタートしました。それまでの間の各窓口との――多摩平、それから、七生支所を含めました窓口との事務の調整、それから、電算機に入りますまでの、インプットまでの調査、あるいは資料というようなもので、これらも非常にふえている。そうしたことで、非常にやはり事務量的には残業というものもふえてきております。

それから、さらに定数の問題で１人当たりのことをおっしゃられましたが、私どもが、この前議会にもお話ししましたように、自治省の定数管理調査というのが６０年４月１日で、毎年やっております。この中で一般職をちょっと例にとらして、そのときも御説明申し上げたんで、ちょっとくどいようでございますが、私どもの職員１人当たりは３１３人という数字でございます。これを２６市の中でどのくらいの位置にあるかといいますと、これが、一番上が３２２

の町田市でございます。第２位に、住民との比較においては多いというような結果でございます。これは、モデルの定数というものもありました。そのときに申し上げましたけれども、やはり定数管理の調査だとか、あるいは地方課の調査だとか、そういうものがいろいろ調査によって多少違ってくるということは、ひとつ御理解願いたいということです。

そうした中で、最後に政府に対しましての抑制、そうしたもの必要のあるものにはどういう考えなのかということでございますが、私どもは、やはり９月にもお話しいたしましたように、まだ日野市は、何としてもハードの面の建設をしなきゃいけないということが、どうしてもほかの市と置かれている立場が違うということで、これらの面に向かって、下水道にしても、あと１０年、２０年あります、そうしたところの増員、あるいは事務量の増加ということで、どうしても必要なものを、最小必要限度のものは、議会の皆様方にお願いしてやっていきたい、というようなことで今後も考えておりますが、今年度１３名本当にありがとうございます。そうしたことで努力をしております。さらに、それらについての内部努力につきましては、いろいろ定数の問題ありますので、必要なところは、必要でないというか、必要の部署から必要でないところの部署の方に移すとか、そういうことをやって、内部努力をやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは保育料についてお答えをいたします。

御質問の中で、保育園の役割りということでございましたけれども、それにつきましては、御質問のとおり児童福祉法の２４条に示しますように「保育に欠ける児童の発達保障」と、また「婦人の権利保障」と、こういうような面では保育園の役割という点ではそのとおりに考えております。また、保育料の改定につきましては、私ども保育料の改定は、昭和５４年に市民参加によって、日野市の保育料検討委員会をつくりまして、これによる市長諮問を答申をいただきまして、当時の答申の中身というのは、国基準をやはり基準にすべきだろうと、こういうことで国基準の５０％以内、また、第２子減免をしたらどうかと、こういうような答申をいただいたわけでございます。今後、改定をするということにつきましては、この基準は、やはり国基準の５０％と、こういうことでございますが、現状国基準の４０.６％ぐらいまでになってきていると、こういう状況もございますので、いずれここで見直しをしなきゃならないだろう

と。しかし、答申をいただいた中身を変えずに、その枠の中で十分に検討いたしまして、私どもの手で十分に周知徹底をして改定をするときはすると、こういうように考えております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　御答弁を踏まえまして、以上の四つの問題について、さらに質問をしたいと思います。

基本計画、財政改革の検討については住民参加、あるいは職員参加で進められるというふうな御回答をいただきました。ぜひとも今言われましたようなほかにも、例えば公会堂等の懇談会と言われましたが、地域へもっと出ていって、よく住民の皆さんの御意見を聞くとか、あるいは、課での原案の検討についても本当に全職員、現場の皆さんも参加できるような、そういう保障をしていただきたいと思うわけであります。

一つの質問というか、要求をしたいわけでありますけれども、企画財政部長から、基本計画は６３年の３月にはでき上がる、というふうな御意見をいただいたわけでありますけれども、市議会に対しては、中間報告という形で討議に参加する機会をつくっていただけるのでしょうか。ぜひ市民の代表である市議会でも、いろんな立場からよく議論をして、基本計画をつくっていくということが大事でありますので、そのことについてお伺いしたいと思います。

二つ目には定数の問題であります。内部努力をされて、定数が抑えられてきた、というようなことをおっしゃられました。また、日野市では下水道や区画整理事業など、今後一層ハードな面で職員も必要となっているので、これらについては増員をお願いすることもある、こういうふうに御回答なされたわけであります。私は、あえて政府自治省の圧力に屈伏するな、というようなことを言いました。それは、私は市当局に、もっともっと自信を持っていただきたいからであります。確かに行政の効率化は必要であります。しかし、目的は住民生活の発展のためにあるわけでありますから、住民生活の発展のために、福祉の向上のために必要なものは必要であると、堂々と議会にも提案し、説明する、恐れることは何もないと考えるわけであります。

どうしてこういうことを申すかといいますと、９月の定例市議会で、今お話もありましたように、定数条例の審議の中で、市当局の姿勢の中に、私は、どうも一貫性のない、こういうものを感じたわけであります。９月の定例議会で２３名の定数増が提案されましたが、これを１０名減の１３名の修正案が通されることになりました。市当局の説明では、６２年度は、残りは

６３年以降に認めていただくとして、１３名でもやっていきたい、また、やっていける、こういうふうに言われたわけであります。しかし、本当に支障がないのでありましょうか。

例えば下水道事業について、５名のところを４名削られて１名増となりました。日野市の下水道事業は、１９９１年、５年後に浅川処理場の稼働を目指して進められているわけであります。この終末処理場が稼働すれば、基本的には浅川処理区、日野市のほとんどの地域の下水道整備への道が切り開かれるわけであります。

ところで、浅川処理区の面整備には、今日のところ、国の補助金は出されていないわけであります。先日、私ども共産党市議団は、天野建設大臣にお会いしまして、補助金を出すように要求してまいりました。１９９１年に終末処理場の稼働の見通しができたのだから、浅川処理区にも積極的に補助金を出していただきたい、こういう申し入れを行ってきたわけであります。ところが建設省の方針では、３年以内に稼働する見通しのところから優先的に予算をつけているので、日野市については１９８８年以降になるというわけでございます。もしこのとおりならば、浅川処理区の面整備は、１９８８年以降急ピッチで進められることになるわけであります。であるのなら、果たして職員は来年度でなく、８８年度からでよいのかという点であります。私は、そうではないと思います。８８年より市民の期待にこたえて一挙に面整備を進めようという意欲を持たれるのならば、少なくとも１年前の来年度よりその準備をする必要があるのではないか。

下水道の整備については、今議会でも問題となりましたが、予算がついたらすぐ工事というわけにいかない。道路には埋設物が埋まっている、工事地域の住民の皆さんと十分相談しなければならない。この事前の準備が次の年度の工事の進捗を決めるわけであります。私は、本当に１９９１年の浅川処理場の稼働を目指して意欲的に取り組みたい、市民の期待にこたえた取り組みをしたいとされるならば、下水道事業に今から十分な職員の配置をする必要があると思うわけであります。果たして１名増で十分なのか、この点を具体的に聞きたいわけであります。

もう一つは、定数の問題に関連して聞きたいわけでありますが、先ほど職員の抑制状態に反して、臨時職員はふえていること、本庁など臨時職員が急増していることを指摘いたしました。この中には、例えば昭和６０年度で市民税課に３４人、６５０日の臨時職員が入っているわけであります。市民税課というのは、市民の税に関する仕事でありますが、当然プライバシーが守られなければならない職場であるわけであります。市民は、地方公務員には地方公務員法で

守秘義務を定められているので、安心しこういう事務をお任せしているわけであります。臨時職員には、こうした守秘義務は課せられているかどうなのか、という点について質問したいと思います。

次に、保育料についてでございます。保育料の改定は、５４年に市民参加で検討せられたということであります。今後もそういう方向でやっていくというふうな御回答であったと思うのでありますけれども、一言要望させていただきたいと思います。

保育料の徴収制度というのは、もともと極めて矛盾に満ちた制度であります。さきに述べたように、本来責任を持たなければならない国は、実際には運営経費の5.4％しか責任を持たないこと、あるいは地方財政法によって、職員の給与に関しては、住民に対して負担を転嫁してはならないと定められているにもかかわらず、保育料については、実際には職員の給与も含めた料金が取られていることなどでございます。こうした点も含めてよく住民の中で討議し、保育料はどうあるべきかを検討する必要があると思います。１９７９年の保育料等検討委員会の答申では、先ほども言われましたように、国基準の５０％以内というような目安などとともに、こうした問題を十分検討する時間がなかったこと、今後は十分検討のための時間的余裕をいただきたい。あるいは保育料の問題だけでなく、幼保行政全般を検討する機関の設置を掲げているわけであります。この答申の立場で、ぜひとも保育料の問題については検討していただきたいと思うわけであります。

最後に、民間委託の問題でございます。メリット、デメリット総合的に判断して、デメリットをゼロに近づけるように努力する、というふうに御回答なされました。そういう方向でぜひ御検討いただきたいわけですけれども、そのために幾つか私は質問したいと思います。

日野市では、民間委託が特に進んでいる部分は清掃事業だと思います。ここに働く市の職員の皆さんの御努力、また、業者の皆さんの御努力の結果、市の清掃行政サービスは、全体としては評価できる水準を保っているのではないかと思います。この面での深い検討は、我が党の小俣議員が後ほど質問することになっておりますので、私は、民間委託に関連した問題に限って幾つか質問したいと思います。

清掃車で、よく町で見かけるわけですけれども、車が移動するとき、清掃員さんが車にへばりついて移動されるのを見ることがあります。あれは、道路交通法上違法ではないかと思いますが、いかがでしょうか。私は、清掃部門で働く民間労働者に非常に災害が多いとは聞きまし

た。例えば車の中でごみを踏み固めていて、焼き肉のくしで足を突き刺す、車の移動中電線に引っかかったり、電柱にぶつかる、他市では、パッカー車に巻き込まれて死亡した、というところもあるそうであります。あるいはボンベの爆発、この５年間で、全国で８０名以上の清掃労働者が死亡しているとも聞いております。

私は、民間委託によって、コストの安さだけが追求され、労働者の福祉や労働条件、安全が犠牲にされるようなことがあっては絶対にならないと思います。日野市では、こういう事故は起こったことはないのでしょうか、また、こういう事態に、市としてどう対処されているのでしょうか。四つの問題についてお答えいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　第１点目の、基本計画の市議会への説明、並びに意見の拝聴でございますけれども、現在の日程でまいりますと、大体素案ができますのは来年の１０月ごろでございます。その時期にいたしたい、というふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　１点目の今後の、この間出しました下水道の件でございます。確かに今年度は１名でございます。そして、あのときは２３名ということでお出しいたしました中には、下水道関係は、あと２年間にわたりまして出しております。そういう中での計画を持っております。

それから、２点目のパートの件でございますが、あくまでパートでございますので、これにつきましては、市民税に限らず、ほかの各セクションにおきまして、やはりそれぞれの持ち場におきましての仕事というものは、軽易なものに各所属長が当たらしておるというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　清掃部長。

○清掃部長（藤浪竜徳君）　第３点目でございますけれども、いわゆるステップ乗車だろうと思います。清掃収集車に乗務しておりますけれども、ステップ乗車は一応禁止されておりますので、そういうことのないように、十分注意をしているところでございます。

それから、４点目の事故でございますけれども、事故につきましては、私のところではまだ大きな事故はございません。確かにおっしゃるとおり、ごみの中に、いわゆる危険物がありま

すので、足等をけがをしたと、また、手等をナイフ等で、入っておりまして、そういったものが傷ついたという例は聞いておりますけれども、そういったことのないように、現在パッカー車というものを、これからも、いわゆるクレーン車にかえまして、クレーンパッカー車という車を順次配備していきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　中谷好幸君。

○9番（中谷好幸君）　それでは基本計画について、また、行政改革について森田市長の考えられるところを御答弁いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　質問の中で開陳されております行政改革の考え方については、これは、日野市民の福祉や市政の発展のために行うものである、という基本に立って取り組んでまいる考えでございます。マスタープラン等を成立させる、成案として完成させるプロセスに、市民参加をどういう方法で取り入れていくかと。このことにつきまして、かつて行いました第2次基本構想のプロセスがあるわけであります。議会にも案の段階で御意見を問い、それから、百人委員会という言い方をしたわけでありますが、日野市のいろいろな専門委員会、行政委員会があるわけであります。そのすべてに試案を目通しをしていただいたと、教育委員会はもちろんであります。それから、原案の一応のまとまった段階で、広報に全文を掲示して、そうして、市民の御意見を聞いたと、こういうプロセスをとっております。大体そういう手法で、例えば特別の委員さんに委嘱をする形の、十数名とか20名以内の委員会等も一つの手法でありますけれども、これは、どちらかというとちょっと規模が小さ過ぎると、そういう感じがいたしますので、なるべく公開の、とり得るすべての手順をとるということが原則でなければならないと、このように考えております。

それから、もう一つの保育料の、いわゆる改定ということにつきまして、過去に検討委員会の方式をとったことがあります。その際の答申、つまり国基準50％程度を基準とする、という答申に基づいて、今日の体系も組んできておりますので、そこのところまでは、これは該当者の方に説明はいたしますが、むしろ是正という考え方で、小刻みにでも絶えず手直しをしていくということが大切ではなかろうかと、このように思っております。これ以上、つまり国基準並みにやれとか、そういう大きい是正ではなくて、改定というべきものを行う場合には、そ

れなりのまた、市民参加の手法をとっていこうと、このように考えております。

それから、民間委託のことにつきましては、確かにいろいろの問題もあるわけでありますが、要するに能率を上げる、しかも行政上の責任は完遂できると、こういうことが基準だと思いますし、それから、すべての行政の事務事業を、これを専従する正職員だけでやるということになりますと、極めて行政全体のいろいろな一時膨らむ部分、あるいはもう整理する部分、いろいろそういう現象が生まれてくるわけでありますので、可能な矛盾のない、そういう分野については、むしろ市民参加という意味で、民間の力をかりるということが必要だと、妥当であると、このように思っておるところでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　中谷好幸君。

○9番（中谷好幸君）　まだまだ論じなければならない点があると思うわけですけれども、御答弁を踏まえて私の意見も述べさせていただきたいと思います。

定数の問題ですけれども、現情勢下で抑制しなければならない事情も十分理解できるわけであります。しかし、日野市の長期的な町づくりの観点から見て、どうしても必要だと思われる職員、今回プライバシーの問題取り上げましたけれども、市民の人権や福祉を向上させるためにはどうしても必要な職員、あるいは町づくりを進めるときに、ここにどうしても必要だと思われる職員については、きっちり我々にも説明していただき、そして、提案をしていただきたい。こういう問題は、他の会派の皆さんであっても同意していただけると思いますし、もし反対すれば市民が許さないだろうと思うわけであります。こういう点について、ぜひとも先ほど触れました下水道部門や、それから、臨時職員の問題など、積極的に御検討いただきたいと思うわけであります。

保育料の問題について、森田市長から国基準の５０％程度への徴収基準の改定は是正である、というふうなことが言われたわけでありますけれども、私は、この五、六年間に保育をめぐる情勢は本当に大きな変化があると思うのでございます。ですから、ぜひとも保育料の是正の問題に限らないで、今子供たちが置かれている実態、また、市民の生活の実態を改めてよく討議して、市民の参加でこの問題を検討を進めていただきたい、このことを引き続き要求することを申しておきたいと思います。

民間委託の問題でございますけれども、必要な部分は民間委託で進めていくというふうにお

っしゃられました。そのとおりだと思います。しかし、幾つか私が指摘したような問題についても、ぜひとも御検討いただきたいと思うわけであります。先ほど指摘した清掃労働者の問題でございます。ボンベが爆発するとか、焼き肉のくしが足に刺さるということは、住民のごみの出し方にも問題があるわけであります。町田市は、清掃行政が公営でやられているそうでありますけれども、分別収集が大変進んでいる。職員が住民の中に入り、ごみの出し方まで指導をする。住民の自治意識を向上させる方向で清掃行政を行っているというふうなことを聞いたことがございます。こういうような点は、ぜひとも参考にする必要があるのではないかと思うわけであります。ぜひとも住民サービスの低下にならない方向で、また、市の責任、行政の責任あいまいにしない方向で、また、それが下請労働者の犠牲の上に、コストが追求されるというような方向に進まないように、ぜひとも御留意いただきたいと思うわけであります。

どなたか忘れましたけれども、この議会で、行政というのは理念ではなく結果だ、というふなことを言われました。（「そんなことを言ってない、結果だなんて言ってないよ」と呼ぶ者あり）私は、理念も結果も大事だと思うのでありますけれども、政府自民党が行っている予算編成、軍事費や大企業向けの予算がどんどんふえ、福祉や教育は削られる、こういう結果を見ると、こういう言い方も当たるなあと、うなずけるところもあるわけであります。高齢化社会に備えてとか、民間に活力とかと、聞きざわりのよい言葉が前面に出るけれども、結果は、結局は福祉や教育が削られ、それが軍拡や大企業奉仕のために振り向けられているわけであります。こういう中央政府のもとで、地方自治体が自治を守り、住民生活向上の立場で行財政改革を進めるということは本当に困難であると思います。しかし、住民生活向上の立場で行財政改革を進めるためには、どうしても住民の総意で、しっかりとした行政の目標を定めることが大事だと思うわけであります。

どんな立派な基本計画がつくられたとしても、住民の中で、しっかりもまれたものをつくらない限り、今日の地方行革の嵐の中では、影の薄いものになってしまいます。そして、この自主的な目標があいまいにされたもとでは、コストだ効率だというふうな側面のみから結論的に福祉や教育が削られ、革新市政の業績も台なしにされてしまう、こういうことになるのではないかと思います。改めて御答弁もありましたけれども、これまでの伝統を踏まえて、住民参加で基本計画や行政改革の検討を進めていただきたい、こう思うわけであります。

行財政のむだをなくして効率化を図るためには、職員の参加、職員の意識を高めていくこと

も大事であるという指摘がしばしばございます。円高不況のもとで７億５,０００万円の市税収の減収があった、この事態をいかに打解するのか、率直に市の職員に提起すべきだという御意見もありました。私も同感であります。私は、市の職員の皆さんが、本当に仕事と誇り、生きがいを見出されるのは、みずからの仕事が住民の生活の発展、福祉の向上に役割りを果たしていると確信できるときであると思います。ただ財政難だからむだを省け、効率化を進めよといっても、実際にはみずからの仕事を、むしろ削り取るようなことには、創意や力が発揮できるわけはない、と思うわけであります。そのためにも、仕事の目標を決める、行政改革の目的を決める基本計画の策定、行財政改革の検討には、住民参加とともに職員参加を一層強め、一層前進させる、このことを要望して私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって６の１、〝百害あって一利なし〟中曽根自民党の「地方行革」、住民本位の民主的・効率的行財政を確立して市民のくらしを守ろうの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

一般質問７の１、タバコを自由に吸える時代は終わりにしよう。喫煙室（分煙）を設置せよの通告質問者、谷　長一君の質問を許します。

〔２５番議員登壇〕

○２５番（谷　長一君）　それでは質問をさせていただきます。

たばこを自由に吸える時代は終わりにしよう、喫煙室（分煙）を設置せよということでいたします。

前回は、森林浴とシトンチットということで、非常に人体に有益になる森林浴のことについて質問をいたすと同時に、日野市にも、そのような場所がある関係上、つくってくれということを質問したわけでありますけれども、これは、将来の問題として、やはり問題を提起しておくということが、私は非常に大切ではないかという観点に立ちまして、それと同じような行政

での、どうしてもやらねばならぬ近代社会における、たばこを自由に吸える時代は終わりにしよう、喫煙室を設置しなければならない、ということで質問をするわけでありますけれども…。

１２月にもなると季節も寒くなり、空気も乾燥して、朝、道行く人を見ますと何となく背中を丸めまして、たばこをくわえて足早に過ぎ去ってゆく人が各所に見受けられると、やはりこれは一つの風物詩というふうに私は考えております。また、この季節になりますと、火災も発生しやすいシーズンであり、昨晩あたりも消防自動車がサイレンをけたたましく鳴らしまして、行ったり来たりしているというふうなことも見受けられた次第であります。

これは、私がどのようにしてこのようなことを質問するかということになりますと、貴重な生命、これは「市民の財産と生命を守る」という病院の資問と同じように、前に一ノ瀬議員が禁煙に関しまして質問をなされて、市立病院にも小さな喫煙室が設けられているんじゃないかと思います。端の方にあるようですけれども、非常にこの効果というのは、まずつくったというぐらいのものであって、吸煙器が設置されていなければ、設けただけであって、これは形ばかりだけじゃないかと思うんですけれども、それらの点につきましても後ほど、病院の部長さんがおりますのでお聞きしなければならないと思います。

まず、それらのことはさておきまして、人を取り巻く環境は常に、昨日も市長が申されましたように、安全、快適、利便が要求されると私は考えてよろしいんではないか、と思うのであります。よりよい環境はただで選択されるものではない、または提供されるものではないと私は思います。恵み豊かな環境を守り育てていくということは、言うまでもなく大変であり、また、至難なわざでもあるのであります。我が国では、８年前から禁煙権が言われ始め、吸わない人の健康を守ろうという運動が根強く進められてまいっておるのであります。その反応は鈍いにいたしましても、徐々に成果を上げているたばこの箱にも、また、健康のために吸い過ぎに注意しましょうと表示されていることは、たばこを吸っている方が一番よく知っているのではないかと思います。気をつけて周囲を見ますと、我々議員控室を初め、市役所の事務所、中距離電車、またはこの食堂などを見ましても、どこを見ても現在では煙だらけと言っても、少しも過言ではないのではないでしょうか。たばこの煙のない食堂で、私はいつも静かに御飯を食べてみたい、と思っておるのが私の偽らぬ気持ちであり、また、そのような人がいかに多いことかということを、私は自分を通して考えておるものでございます。

禁煙ムードの高まりを受けてデパート、ホテル、それから、ファーストフード店などでは喫

煙のスペースを設置している、または部屋を設置しているところがふえ始めております。また、市役所等におきましても、喫煙所を設けていて、禁煙にしているところもあるようであります。また、私もたびたび日本橋の三越の方へは足を出すわけでありますけれども、前には、お好み食堂等が自由にたばこが吸えたわけであります。それで、三越の本店へ行きまして、ここにはどのくらい座れる座席があるかと聞きましたら、４３８席あるようです。そこにおきましても、今は既に禁煙になっている。また、日本橋の高島屋東京店、そこも、これは禁煙になっているのであります。そこで、三越と高島屋へ行きまして、そのような状態になりまして、食堂等のお客さんはどうかと聞きましたら、前よりも、わずかではあるけれどもふえていると、また、非常に禁煙が行われるようになってから、大ぜいのお客様に喜ばれているというふうなことが、明らかにアンケート等をとりましても出ているということを聞いたのでございます。それで、吸いたい方は吸ってはいけないというのではなくて、これは、食堂の横に喫煙室がありますから、喫煙室へ行きまして、十分にたくさん吸ってもらいたい、そういうことを申しておりました。また、会社の事務所等でも、禁煙という表示がしてあるところもあります。また、どうしても吸いたい人というのは、喫煙室、または喫煙所等へ行きまして吸っていただく、というようなことを申しているところもあります。このように、禁煙が徐々に広がっているというのが現在ではないかと思うのであります。

市役所によると、市民課のロビー等を禁煙として、その隅に喫煙所が設けられているところ、その喫煙所または喫煙室と申しますか、そういうのを見ますと、外から中が透かして見えるようにガラス箱みたいになっているところもありまして、吸煙等の設備もなされているというところもあります。また、図書館、それから、病院、保健所等では喫煙所以外は禁煙だというところもふえております。

また、皆様も、議員の方は電車は余り使わないで、駅から通勤しているというのじゃなくて、市内ですから、多くの方が自動車で来ているようですけれども、私は歩いてきたり自動車で来たりときどきしますけれども、駅等におきましても、時間等によって、朝のラッシュ時ということになると禁煙ということになっており、また、電車等ももちろんであります。また、中距離電車等も同じであり、さらには新幹線、それから、飛行機等には喫煙室がつくられているなど、喫煙と非喫煙との区別をする傾向というのが、今非常に強くなっている、ということが近ごろは言えるわけでございます。今までは自由に吸えたという時代に、私は紙止符を打たなけ

ればいけないと、これは、冷静に考えて、そのように思うのでございます。それと同時に、たばこの煙が本人の健康にも非常によくないということであります。もちろん本人によくなければ、周囲の人々にもその影響を及ぼすということは、十分あり得るということが、これは多くの方々が真剣に考え、また、そのようである、ということを受けとめているというのが、だんだん社会に普及してきているということも周知の事実であります。

そこで、またテレビ放送局が、前に子供から集めましたアンケート等をとったのを、どこかにありはしないかと思って一生懸命捜してみましたら、あったわけです。それで、「お母さんに一番やってほしくないこと」というのは一体何かということを、子供さんからアンケートでとったんです。そうしましたら、1位はお母さんの長電話、本当に子供がそばにいて、また、勉強していても、お母さんが長電話をするというのは嫌なんだと、これだけはやめてもらいたいということなんだそうです。それと同時に、今は小学校、または、中学校等におきましても洋服が制限されている、または、制服等があります。そうしますと、子供にはひとつ服やなにかを、あれを着ちゃいけない、これを着ちゃいけないと言ってはいますけれども、お母さんは自由に自分の服だけを買ってくると、それもひとつやめてもらいたいと、こういうことを言っておるわけです。また、3位がたばこを吸っているお母さん。たばこだけはやめてくださいというのが小学生の児童の願いだそうです。その後、4位、5位、6位というのはたくさん書いてありますけれども、やはり社会的に見ても、また、家庭的に見ましても、どこでも自由に吸える時代というのは、終わりにしなければならないのではないか、というふうに私は考えます。また、吸う人、それから、吸わない人、これは対立するのではなく、喫煙室を設けまして、または、人に迷惑をかけない場所に行きまして吸っていただく、そうすることによって、対立するのではなく、共存できる分煙の時代というのを、社会の皆様方の努力によってつくらなければならないということが、これは言えるのではないかと私は考えております。

そこで、私は通告しました7点ばかりに対しまして質問をするわけであります。

喫煙は、肺ガン、心臓、肺気腫を起こしたりするということでございます。これは、厚生省その他の機関の調査等によっても明らかになっているわけです。それらの、市内においての病気等の、たばこが原因である、または、たばこを吸っている人が多いとかということがわかりましたら、ひとつお答えを願いたいと思います。

また、妊婦の喫煙は胎児を傷つけたり、未熟児を出産、または、低体重につながる可能性があ

るかどうかということでございます、これが第２点。

第３点は、たばこの煙と自動車事故について、たばこの一酸化炭素が神経に影響しているということがある、と言われているわけでございます。これはどうしてかと申しますと、アメリカのヒューストンにあります宇宙原子力研究所におきまして、やはり超音速、または地球の引力圏を振り切るために、一体どのくらいの速力が出るかということになりますと、１秒間に１２キロの速力を出すと、たばこを吸っている人と、いない人との実験をサルでやりますと、サルに３分間または１本吸わせてやると、そこに感覚の非常に相違が出てくるわけです。それですから、そのようなことを考えますと、たばこの煙等が自動車事故についても、やはり一酸化炭素の害が、これは神経に影響して出てくるのではないかということであります。

特に、日野市の市役所におきましても、自動車事故等は議会のたびに出ているわけです、報告でありますけれども、それらの方々がたばこを吸っているかどうかと、または、そのような影響、たばこを吸っていることによって、そのようなことはないと思いますけれども、特にそのような影響が出ていたら教えていただきたいと思います。

また、次は人が喫煙をやめることによって、心臓や循環器によい影響を与える、公益をもたらすということは、これは言われております。医学的に見て、喫煙が人体に及ぼす影響は、どのような作用をするかどうかということを教えてもらいたいと思います。

それから、５番として、市立病院入院患者、これは肺ガン、心臓病、それから、気腫、それから、妊婦に、喫煙による影響等は出ているかいないかということであります。

それから、第６番目としまして、公共施設に喫煙室、それから、いわゆる分煙室を設置せよということであります。さしあたり市役所ロビーに設けようということでございます。

次に、今後公共施設を設置する場合には、必ず禁煙室を設けて、吸わない人との分煙を図るように、いわゆる喫煙室を設置せよ、ということであります。これは、どうしてこのような質問をするかということでございます。これは、日本のたばこの表示というのは、先ほど申し上げましたとおり、非常に緩やかな言葉で表示がされているわけですまれども、国によりますと、本当にこれは明確な警告であるといっても私は差し支えないと思います。また、警告ということで喫煙に対する注意を促しているわけです。

ちょっと資料によってそれを見てみますると、「注意：喫煙は、健康にとって有害かもしれません」。１９６５年に米国政府は、たばこの製造業者が上記の言葉をたばこの箱に表示する

ことを義務づける法令を布告しているということです。その５年後には、「注意」ではだめなんだと、「警告」だということで、医務長官が、「喫煙が健康を脅かすことを認識しています」という文に変わってきたんです。それで、今ではさらに、より明確な警告文、いわゆるこれは１年を３カ月ずつに区切って、４回に分けて、たばこの箱に表示をするわけです。これは「医務長官の警告：喫煙は、肺ガン、心臓病、気腫の原因となり、妊娠に関する問題を引き起こすこともある」。「医務長官の警告：たばこの煙には一酸化炭素が含まれている」ということでございます。その次は、「医務長官の警告：喫煙を今やめるなら、健康に及ぶ重大な危険を大幅に減らすことができる」。その次が、これ四つ目です。「医務長官の警告：妊婦が喫煙をすると、胎児が障害を負ったり、未熟児が生まれたり、体重の少ない子供が生まれたりする可能性がある」と、こういうようなことが明確に警告として表示されているわけであります。そのようなことを踏まえまして、以上の７点の質問をするわけです。４点につきましても、これはどのようなことで、このような肺ガン、または心臓病、または、気腫の原因になるかということが、さらに詳しくここには掲げてあるわけです。これを全部やってみますと１時間や２時間じゃとてもできませんので、簡単に部分的なものをお聞きいたすわけですけれども、やはりこれらの点につきましても、我々が日常生活を営む上におきまして、自分では人に迷惑をかけていないと思いましても、迷惑をかけているというのが、日常生活を営む上におきまして行われているということを、私は忘れてはならない、というふうに考えております。これらのことを踏まえまして、以上７点につきまして答弁をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　　谷　長一君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　１点目から４点目について私からお答えをさせていただきます。

日本人の喫煙者の率は、昭和５５年の統計によりますと、成人男性では７０％と言われております。女性は１４％でございます。この種の統計をとっております先進国と比べますと、男性は際立って高い、第１位でございます。イギリスが４６％、アメリカは３９％ですから、日本の７０％は際立って高いと言えます。それから、女性の１４％というのは、先進国の中で最低のランクでございます。こういう状態でございますけれども、その後、年を追いまして、御質問の中にもございましたように、喫煙者の率は低下の一途をたどっております。特に医師の方は、たばこの害を大変大きく見まして、医師のたばこ離れは一般の人々よりも大変急に増え

ております。昭和５４年になりますと、医師は４８％の方しかたばこを吸ってない、こういう数字が出ております。しかしながら、たばこを吸う方は一般的には減っているんですけれども、２０代、３０代の女性の層には、かえってふえている、そういう傾向が見られますし、また、たばこを吸っている人の１日に吸う本数は前よりもふえている、こういうような傾向も見えております。

御質問の１点目にございます、肺ガン、心臓病の死亡者でございますけれども、御質問の中で、ちょっと市内の実態というように私聞きとれましたけれども、市内のデータは持っておりません。日本のデータでお答えをさせていただきます。

心臓で亡くなった方４万8,４００人、これは少々古い資料で大変恐縮なんですけれども、57年の資料でお答えを申し上げております。４万8,４００人の方が心臓病で亡くなっております。たばこを吸う人は、吸わない人の1.７倍の死亡率である、こういうことが言われておりますので、たばこがなければ１万1,２００人の人が助かったと、こういうことも言えるわけでございます。

それから、肺ガンを患って亡くなった方は男性が１万7,６００人でございます。それから、女性が6,７００人でございます。合計いたしまして２万4,３００人の方が肺ガンで亡くなっております。肺ガンの場合も、たばこを吸った人と吸わない人の比率が、おおよそでございますが出ておりまして、大体男性の７０％、これは、たばこを吸っていることが原因で亡くなったんではないかと、こういう推定が出ております。それから、女性につきましては１３％の方が、たばこを吸っていることが原因によって亡くなった。したがいまして、心臓と同じように、この数字から推論してまいりますと、このように、たばこがなかったら１万3,２００人の方が死なずに済んだんだと、こういうことが言えようかと思います。

御質問の２点目でございますけれども、女性の喫煙によって胎児にどのような影響があるかという御質問でございますけれども、ＷＨＯの報告を見てみますと、喫煙している母親から生まれる赤ちゃんの平均体重は、喫煙をしていない母親から生まれる赤ちゃんの体重よりも、平均して２００グラム少ない、こういうデータが出ております。そして、早産や低い体重の子供が生まれる危険度は、喫煙者と非喫煙者では著しい差が見られると、報告にございます。未熟児で生まれるということは、死亡率も高く、さらに、保育器に入らなければならないということから、母子の間の接触がしばらくの間断たれることが多くて、赤ちゃんの心身の健康の上で

大変問題である、こういう報者がなされております。さらに、ＷＨＯは、両親が喫煙している場合は、乳児が気管支炎や肺炎になる危険性が２倍になると述べております。

それから、３点目の、たばこの煙と自動車事故についての関係でございますけれども、たばこの一酸化炭素、これが充満をいたしますと、大変疲労度が大きくなるということが通説でございます。しかしながら、たばこを吸っている人が、一酸化炭素を車内でいっぱい吸って、それが原因で疲労をして事故を起こす、一酸化炭素と事故との因果関係はまだはっきりしておりませんし、これを実証するような調査研究もまだなされておりませんので、ここではっきりしたことは申し上げられません。

それから、４番目でございますけれども、喫煙と心臓や循環器にどのような影響があるか、こういう御質問でございますけれども、たばこを吸いますと指先が黄色くなります。この黄色くなるのがヤニでございますけれども、このヤニの成分は三つに分かれます。一つはニコチンであります。一つは水分であって、残りはタールの成分であると言われております。ニコチンは、肺や口の粘膜から吸収されますと血圧を高くいたしまして、さらに、脈拍を多くします。心臓・血管に負担をかけて、心臓病の原因になります。さらに、血管を収縮させて、血液の流れを悪くするために、老化を早めるというようなことが言われております。それから、タールでございますけれども、タールの中には多数の有害な化学物質が含まれておりまして、特に恐ろしいのがベンツピレンというものとベンゾアントラセンという発ガン性の物質だそうでございます。これが喫煙者には、肺ガンだけではなくて、ほかの各種のガンに発展する危険が多いと言われております。

さらに、きょう市立病院の三田先生からいただいた資料の中に、青梅の市立病院の先生の研究された研究物がございまして、ニコチンやタール以外に、たばこの煙が一番危険である、こういうようなことが書いてございました。特に煙につきましては、灰皿に火をつけたまんま置いておきますと、そこから立ち上る煙、これを副流煙というんだそうですけれども、この煙の中に大変有害な物質が入っている。したがって、たばこの煙が充満している部屋に入れば、たばこを吸っていない人でも大変な危険な状態であると、こういうような意味合いのことが、青梅市立病院の先生の研究物の中に書かれておりました。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　　病院事務長。

○病院事務長（大貫松雄君）　それでは５点目の、市立病院入院患者、喫煙による影響は出ているか、特に肺ガン、心臓病系、それから、妊婦等ということの御質問でございます。喫煙による、要するに呼吸器系、それから、循環器系の悪性腫瘍、ガンですね、これに対する影響は疫学的に傾向がある、というふうな学説があるわけでございます。その中で、市立病院の個々の患者については、データは非常に困難でございますので、そのデータはございません。

今生活環境部長の方からお話がありましたけれども、青梅の市立病院の院長の学説なんですけれども、まずその学説からよれば、ニトロソアミンという、これは胃ガンの一番の元凶である物質だそうでございますけれども、その物質が特に危険が多いんだということです。そして、たばこの煙からも、本人よりも周囲の人から多く飲み込むということでございます。それで、影響は、今まででは大体たばこの、要するに弊害は肺ガンということの定説があったそうでございますけれども、一般の毎日喫煙される方、これは、喉頭ガン、食道ガン、肝臓ガン等、それにも高い死亡率を示しているということでございます。そういうことで市立病院では病院内、要するに病室、それから、外来の診療室、それから、待合室、そういうふうなものすべてを禁煙を、要するに措置をとってございます。喫煙者の方は、１階の待合室前に喫煙室を設けてございます。そこへ入院の方も、歩行を可能な方等でございますけれども、そこの喫煙室に行っていただいて、そして、たばこを吸っていただく、そういうふうな対応をしているところでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　６点目でございますが、今御高説を聞きまして、私も、医学的にこういうものだということを初めて聞いて、非常にびっくりしたわけでございますが、公共施設全般ということは、ちょっと私も持っておりませんですが、この庁舎についてのお答えということで御了解願いたいんですが、庁舎については、５２年のときに建設されましたその時点では、喫煙室というものは設計に入っていなかったわけです。それで、今現在、倉庫だとか、それから、会議室非常に手狭になっているという状況の中で、これを、喫煙室は別につくるということまでは、ちょっと今考えておりませんでした。さらに、今御質問ありました市民課前のロビーということでございますが、やはり１階の床面積とか、そういうものからいって難しさがあります。それで、これは三鷹市で既に、ある部分だと思いますが、全部の階じゃ

ないと思います、１カ所にそういう喫煙室を設けているそうなんで、これらについての検討を、お願い今しているところであります。それと、「喫煙室」、「室」ですから、そうしたものをつくる場合に、どうしたらいいかというようなことで、今建築の方に、この庁舎についての検討を少しお願いしたというのが現状でございます。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　７番目の、今後日野市が建設します公共施設に、喫煙室を設置せよということでございます。十分検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君。

○２５番（谷　長一君）　ただいま１番から５番までの答弁を聞いておりますと、いいところがちっともなくて、とにかく非常に危険な物質がたばこの煙には、または、含まれているということです。それですから、本人はもちろん悪いんですけれども、周囲の人に及ぼす影響等も、これまた捨ておきがたいものがあるわけでございます。たばこが、このように多くの人に悪影響を及ぼすというようなことは、私もよくわからずに、きょう質問をしているわけでございます。がしかし、ただいまの答弁を聞いておりまして、こんなにも喫煙が人体に及ぼす影響というのが、大きいということがよくわかったのでございます。また、明確な警告ということで、それらを見てみますると、やはり肺ガンの症例は、ただいま答弁がありましたように、過半数が喫煙に起因しているということが明らかなわけです。また、科学的な統計でございますので、肺や血管の疾患と喫煙の間には、密接な関係があるということが、よく答弁からも証明されている、というふうに私は今考えておるのでございます。

このようなことを考えますと、喫煙がもたらす影響は、危険だと思われるかどうかということにつきまして、市長にお伺いいたさなければならない、というふうになってきたのでございます。そこで、先ほどの６番目の、公共施設に喫煙室を設置せよということでありますけれども、総務部長の答弁でありますと、現在は、庁舎に喫煙室は考えていないということでありますけれども、三鷹の市役所等には、市民課のロビーのところにあるということで、これから検討をするということでありますので、そのような危険を、よく市長もお聞きになってわかったと思いますので、そのあたりにつきまして、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　谷議員さんの前回の森林浴に関します、これは健康増進という観点と、それから、今回の、いわゆる喫煙の害といいますか、その対策はどうあるべきかという御提言ともに、健康の保持、あるいは1面には健康行政ということにも関係のある大切な御意見だと、このように承っております。

そこで、つまりたばこの身体に及ぼす害毒、このことはだんだんと分析をされて、立証される傾向にありますので、個人としてだんだん考えが、禁煙の方向に行くという方もだんだん多いわけであります。ただ、従来の喫煙慣習といいますのは一種の嗜好品、飲み物としてはコーヒー、それから喫煙としてたばこというふうに、人間の生活にしみ込んでおる面がありますので、なかなかこれを健康保持のために、害毒の意味はだんだんわかっていても、離れがたいという一面もあるわけでありまして、問題が深刻である、このように言わざるを得ません。

そこで、公共施設としてとり得る、従来マナーとして、三鷹の場合は、たしかマナーだと思うんですが、喫煙の場所を定める、これは可能であります。ただ、いわゆる喫煙室、つまり煙を建物の中に蔓延させないために、その部屋だけで処理するということは、設計から始まっていないと成り立ちませんので、そのあたりに難しさがあると、こういう感じがいたします。近ごろの建物は、換気装置でかなり空気調節をやっておりますから、そのまま煙が残るということは、空調装置が稼働している限りはかなり浄化されるわけでありますが、それにしましても、本来の喫煙室というのは、その部屋限りで、煙の排出が他に及ぼさないということであるべきではないか、という感じがいたしております。確かにマナーとして市役所などの職員が、訪れられた方の前でたばこを吸っているという状況は、余りいい姿ではありませんので、そういう意味も含めて、ある程度喫煙場所というものは自発的に規制をしたいと。つまり庁舎庁内で何か考えたいと、こういうふうに考えるわけであります。ただ、喫煙、特におっしゃいます分煙という立場から、喫煙室をつくるということは、ひとつ設計上からも考えてみたいと、このように思うわけでありまして、歯切れの悪い答弁ではございますけれども、病院、それから、その他、公衆のおいでになる場所には、そういう意思をもって、これから配慮を重ねていきたいと、このようにお伺いした次第でございます。

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　確かにたばこの場合は、日本の旧来の生活の上の慣習的なもの、しかも、嗜好的なものであって、これを、害があるからといって、即時にやめろというわ

けにはいかない、ということは私はよく知っております。そこで、いわゆる病院、または保健所等におきましては、喫煙に対しては厳重なる注意を促す、というところもたくさんあるわけであります。そこで、ただいま建設中である生活保健相談センターにつきましては、分煙をどのようにお考えになっているかをお尋ねいたします。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（財田雅夫君）　生活保健センターにつきましては、設計段階で入っておりません、谷議員さんの御質問、もちろんごもっともでございますので、何か特別な装置を付加することによって、それが可能かどうか、さらには、この施設の使い方をどうするか、その辺も踏まえまして前向きな検討をいたしたい、というふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君。

○２５番（谷　長一君）　前向きな検討ということでありますけれども、私は、現在喫煙率は７０％であり、女性が１４％だと、そうしますと男性は５６％ということになるわけで、極めて高いということは、先ほどの答弁でよくわかりました。しかし、一方においては低下の一途をたどっていると。しかし、２０代、３０代の女性の喫煙率が増加しているということであります。しかし、一方医師のたばこ離れというのは非常に進んでいる、高いということであります。いかにたばこが人体に悪影響を及ぼすかということは、専門のお医者が一番よく知っているわけです。これらを考えましてゑ、どうしてもこれからつくる公共施設等は、ぜひ喫煙室を設けて、吸わない方との分煙、または、吸っておってもやはり吸煙設備等が完全になされていれば、人体に及ぼす影響というのはないわけではありませんけれども、低下をするということに相なるわけでございます。それらの観点に立って、やはり行政を行うものが、喫煙が健康に及ぼす結果というものを、考えなければならないと思うのでございます。

私は前に、恐らく天野議員は忘れておると思いますけれども、昭和５２年の１１月に天野さんのところへ行きましたら、天野さんが聖書を私にくれたんです。恐らく本人は忘れているのではないかと思うのであります。その一部を私は抜粋して、参考にしておきたいと思います。「愚かな者の道は、みずからの目には正しい、しかし、助言に聞き従うものは賢い」。

以上で質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって７の１、たばこを自由に吸える時代は終わりにしよう。喫煙室（分煙）を設置せよの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御意議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後５時３６分休憩

午後６時　４分再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問８の１、青少年の国際交流についての通告質問者、馬場弘融君の質問を許します。

〔１５番議員登壇〕

○１５番（馬場弘融君）　議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をいたします。

私は、これまでも姉妹都市交流の復活という面、あるいは自治行政における国際性を持つことの大切さ、こういう両面から、そして、究極的には恒久平和達成のためにも、青少年の国際交流を推進すべきである、こういう観点から、何度かこの場で発言をいたしてまいりました。幸いにも姉妹都市の交流につきましては、これは、レッドラレズ市側の働きかけが初めでございましたけれども、一昨年あたりから、例のマーチングバンドの一行の訪問準備、そういったことをきっかけに、変則的ではございますけれども、相互訪問が実現をいたしました。さらに、日野・レッドランズ友交協会というものもつくられまして、一つの今後へ向けて大きなステップが始まったという感じがいたしております。さらに、今年度からは、２００万円の予算組みをしまして、青少年海外派遣事業を新規にスタートをさせておりまして、日ごろ市長に対しては何かと厳しい批判を申し上げている私でございますが、この問題に関しては市長を高く評価をしたいと思います。

今回の質問は、ことしの８月に行われました、青少年海外派遣事業をベースにいたしまして、今後の青少年の交流のあり方について伺うというものでございますが、質問に入る前に、先般資料要求をしていただきました、いずれ皆さんもお配りをすることになるかと思いますけれども、まだゲラ刷りのような段階ですが、今回の事業の概要を簡単に申し上げ、また、参加した派遣生たちの感想文も載っておりますので、そういうものをちょっと御紹介をしてみたいと思います。

今回の事業は、西ドイツは８月の１６日から３０日まで１５日間、アメリカは８月７日から８月２７日までの２１日間、委託をしましたのが、西ドイツの方が財団法人世界青少年交流協会で、アメリカの方は姉妹都市でございますので、日野・レッドランズ友交協会を委託をしております。派遣人員は合計１０名、西ドイツが５名、アメリカが５名と、こういうことでございます。費用としては、補助金のような形で、参加費用の大体半額を出してあげるんだということで、１人２０万円を出しているということでございます。

行程的にはミュンヘン、それから、よく私知りませんけれども、ベルヒデスガーデンというところが６泊、ここはユースセンターというところに６泊をして、青少年問題の研修を受けるということらしいです。それから、その後ラリングという小さな農村に４泊、これはホームステイをしております。最後に大都会のフランクフルトで、ほぼ自由時間を２泊過ごすと、こういうふうなドイツの行程です。一方、アメリカの方はロスアンゼルス経由で姉妹都市レッドランズに行きまして、これが全部ホームステイで１４泊、帰りにサンフランシスコに１泊をして、見学をした後、ハワイ・ホノルルに２泊をして帰ってくると、こういう行程でございます。

それで、研修に行かれた高校生たちの感想文を見まして、改めて私、本当にいい事業を始めてくれたというふうに思うんです。感動といいますか、純粋に自分たちの日ごろ生活していることと、こんなに違うのかということをかなりつづってあるわけです。ちょっと拾い読みしてみますけれども、ドイツとは、まさに童話のような国であったと、余りの違いにびっくりしたと。食事は、昼食に重点を置いているようだ。昼食時間、普通我々は弁当を持っていったんだけれども、昼食時間に食事のところに行くと、肉の魂がドバッと出てくる。これをドイツの人はペロッと食べてしまうのだ、これには驚いた。日本との食生活の差というものを、すごく感じずにはいられなかった。

さらには、これは自動車のスピードなんですけれども、日本と違うとびっくりしたのはスピード、普通の道でも８０キロメートルはがんがん出してしまう、というふうなことですよ。さらに、ドイツというのはなかなか音楽が好きである、というふうなこと。それから、都会のフランクフルト、これは半端じゃなかったと、大きさにも圧倒されたけれども、なぜかきれいな街だった、というようなことがあります。

次々幾つか読んでみますけれども、ベルヒデスガーデンというのは、西ドイツ東南端の、観光産業にわりと力を入れている町らしいんですが、日本と違っておみやげ物屋さんでさえ日曜

日は休み、土曜は昼まで、平日も全部の店が2時間ほどの昼休みがあり、特に午後4時には閉店してしまうという、早じまいの習慣には多少不便を感じたというようなこと。それから、日本人の学生の制服というものに、非常に驚いていたのも印象的でした。それから、食事については、非常にワンパターンであったというふうなことが書いてあります。どうもドイツ人の食事には合わなかったのかなあというようなこと。それから、やはり言葉が非常に大事で、自分が言いたいことがあるのに、十分コミュニケーションできないということのもどかしさを感じた、もっと勉強しておけばよかったなあというようなことが、大体ほとんどの方が書いてます。それから、特に、若者がしっかりと自分のポリシィーというのを持っているような気がした。僕らと同じくらいの年でも、もう精神的に自立しているし、日本の若い人たちと比べて、俄然大人だと思う、というようなことです。(「平和です」と呼ぶ者あり)それから、今「平和」が出たでしょう。次の第2番目の質問にもちょっと関連するんですが、参加の生徒が書いているんですが、一人ひとりがこのような輪を広げていけば、核兵器のいらない世界になるのに、これからも、もちろんその輪を広げるよう努力します、こういうようなこと書いてあるんです。これが本当の平和教育じゃないかなあと私は考えております。

それから、ドイツの方はそのくらいにして、アメリカの方を見ますと、やはり食事のことでとっても片寄りがあると。自分から見れば、とにかく健康を損ねそうな食事だ、生理的欲求を満たすために食べているようにしか見えなかったと、確かにそんな感じも私は向こうで感じました。それから、この方も大きな問題の中に食事がありました、というふうなこと。それから、当然食事のことに関する主婦の負担は、時間的にも量的にも、アメリカの方が少ないと思いましたということです。

それから、アメリカの印象は、もう広いの一言に尽きますと。また、アメリカでは土地の値段が大変安いということも耳にしました。それで、アメリカの生活を通して、日本をより理解しようという私の目標は、達成できたように思います、ということを言ってます。

あと、もう少し読ましてください。これちょっとショッキングというか、なるほどなと思ったんですが、ちょっと長く読みますけれども、「僕がお世話になったヤング家は、ヤング夫人が弁護士、長男のアンドリェー・ヤング氏が数学の先生という知識人の家庭で、それなりに日本の食べ物についての理解があり、かつ、ホームステイをした日本人の僕に、大変親切な心配りをしてくれたにもかかわらず、初めての朝、朝食に出されたのは、白いボウルに入れた、炊

いた御飯と菜ばしだけだった」というんです。「ヤング家では、僕のためにわざわざ電気がまを使って御飯を炊いてくださったのである。このことには感謝しているけれども、菜ばしが出たのと、おかずがないのにびっくりした。僕の英語がつたないし、この食事はヤング家が全くの好意で僕のためにしてくれたことなので、僕は仕方なく、しょうゆをかけて食べた。念のため、このしょうゆは、ヤング家の好意で、前夜着いたときに、しょうゆがありますよ、と教えてくれたものだ」と、こういうことなんです。結構の知識人でも、こんなふうな日本の理解でしかないということが、はっきり出ているんです。この方は大変しっかりした方で、「僕が大変心配するのは、ヤングさんたちが、普通の日本人は、御飯にしょうゆだけをかけて、毎朝食べていると思い込んでいるかもしれないということだ」と、心配しているんです。よく伝えられないということなんですけれども。それから「中には日本人を、黄色人種を嫌う人が存在するのも事実です。一般のアメリカ人は、日本のことをよく知らない人が多いです」と。さっきのとちょっとつながりになりますけれども、「彼らの日本観を聞くと、こっちが大笑いをするくらいだ」。

「忍者は、ふだん何をしているのか」これは、ある日の子供からの質問があった。「ゆかたを着てみせたときには、一体いつ着るのかと聞かれて、夏のお祭りのときだと答えたら、じゃあ、ふだんはどういう着物を着ているのか、というふうな立派な大人との会話であった。私さえ知らない時代のことが、現在のアメリカ人の日本観なのです。映画「将軍」の影響もあると思いますが、このような先入観と、世界でもトップクラスの日本の工業技術とが、何の矛盾もなく彼らの中にあるのはおもしろいことだと思います」と、この辺をずっと、切りがありませんけれども読みまして、いずれも最後には、「このすばらしい貴重な経験を与えてくださった市の方々、本当にありがとう」ということを全部言っているんです。

長く読みましたけれども、こういうのを読みまして、改めて若いときに、自分の国以外の国に行かせる、そういう交流をすることが大切だなあということを実感をしたような次第でございます。

それで、質問に入りますけれども、市長は、多分こういったことをもう既にお読みでしょうし、彼らが帰った後も、お会いになって反響を聞いていると思うんですが、私、ぜひこの事業を末永く続けてほしいと思うわけですけれども、この事業を、来年以降どのように進展をさせるつもりなのか、ということを、それをまずお伺いをしたいと思うんです。

２カ国に派遣をするというのは、とてもよいことだと思いますし、さらに、私は、一つは姉妹都市というようなことでいいでしょうけれども、もう一つの国は、ドイツだけじゃなくて、東南アジアなんかも含めた、いろんな国に行かせるのもなかなかおもしろいんじゃないかなと思いますけれども、その辺を踏まえて、さらにはまた、レッドランズと日野との関係で言いますと、私ども大人は、去年、おととしと２回向こうに行っているんです。ところが、向こうでは、まだ大人がこちらの方に、いわゆるパーティーを組んで来てないんです。そういったことで、できれば来年あたりは、こちらの方から市長とか議長とか積極的に、もしおいでになるんならば、大歓迎しますよというふうなことを、アプローチをしてもらえるとありがたいなと、今後末永く交際を続けるためにも、大人同士のわかり合う交流が必要ではないかということも考えますので、その辺も踏まえて、この事業の来年以降の取り組み姿勢をお伺いをしたいと思います。それが１点目。

それから、２点目ですけれども、これは、今申し上げた派遣事業とは離れます。海外の青年を日野に招聘する、呼びたいというふうな枠の中での一つの考え方を申し上げますので、その可能性をお伺いをしたいんです。これは、要するに中学校の英語の先生になりましょうけれども、先生を、英語を国語にしている青年を、留学生というふうな形でお呼びをして、日野市内の中学校でもやれるのではないかなということなんです。実は、これは何も私だけが言っているわけじゃなくて、自治省が、昭和６１年度の重点施策の一つとして、国際交流プロジェクト構想を掲げているをけです。その一環で、やはり昭和６１年度から、語学指導等を行う外国青年招致事業を実施する、ということになっているわけです。もう既にゴーをしています。どういう趣旨かというと、この事業は、知事や市長が自主的に定める計画に基づいて、地方公共団体が単独事業により外国青年を招致し、彼らが中学校、高校において語学指導を行うとともに、その地域の住民との交流を行うことにより、地方公共団体による地域レベルでの国際化、国際交流を促進させようとするのが目的である、ということになっているんです。そして、特徴としては、外国の青年が全国各地に幅広く配置することができるように、招致の予定人数を多くし、学校等における語学指導だけではなく、幅広く地域住民との交流を行うなど、活用範囲の拡大を図りたい。既にこの事業の推進を図るために、去る１０月１日に、国際化推進自治体協議会というものがつくられております。事務局が都道府県会館の６階にあるそうです。勤務時間は、原則として１年間にする。当面の招致の計画ですけれども、目標としては、来年3,000

人程度としている。この目標がいつ達成できるかは、地方公共団体の受け入れの希望数によりますと、達成されれば、この規模は各市町村ごとに１名ずつは配置できる、というふうな数字となっているそうでございます。

募集対象の国としては、アメリカ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドを予定しているということです。

語学指導として、公立の中学校で英語の教育をしてもらうということなんです。つまり、こういうことは日野市だけでやろうとしても、なかなかできるものじゃないと思うんですが、既に幾つかの県、あるいは自治体では先行的にこういうことをやっているところもあると聞きますけれども、自治省は、これだけ一生懸命にやりますよということであれば、日野市でも、じゃあ、うちもどうぞ仲間に入れてくださいということを働きかけをして、市内の中学校の英語の教師に、若い外国人が来て、じかに英語、そういうものに触れるという場が与えられると思うのでございますけれども、この可能性はないかどうか、あるいは将来検討する意思があるかどうかということを、ちょっと２問目としてお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　馬場弘融君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　第１点目につきましてお答えをいたします。

来年以降の海外派遣事業の計画はどうか、考え方はどうかということでございますけれども、現在来年度に向けての予算編成の時期でございますので、余り明確なお答えもできませんし、このようなことを検討しているという、そのような御理解をいただきたいと思います。

まず、姉妹都市のレッドランズ市との関係でございますけれども、来年度につきましては、向こうからの派遣を受け入れるような、そういう今計画を検討しております。姉妹都市の関係につきましては、市民外交といいますか、市民を中心にした外交ということで、その辺にポイントを置きまして、今そのような考えをしております。要するにレッドランズ市と日野市と相互交流するような、そういう形がどうだろうか、そんな考えを持っている段階でございます。

それから、本年世界青少年交流協会にお願いをしまして、西ドイツに５名派遣をしたわけでございます。今回、初めてでございましたので、ごくいろんな社会経済状態の安定しているところということで、１国に絞ったわけでございますけれども、来年につきましては、もし実現するならば国際交流という視野を広く見るということから考えますと、市の方から行き先を一

つに絞るということじゃなくて、今少しオープンにしてはどうかなと、そんな考えを持っております。

それから、あと一つは、今馬場議員さんも、参加者のレポートの一部を御紹介申し上げましたけれども、私も読みまして、やはり若い方が海外に行きまして一番印象が強いところといいますのは、ホームステイにかなりあるような、そんな感じをしております。その辺も一つの検討課題にいたしまして、まとめてまいりたいというふうに考えております。

それから、第２点目の、社会人・大人の交流はどうかということでございますが、これは、今すぐに世界というわけにはいきませんので、市内にもレッドランズ市の友好協会がございますので、その団体とよく協議をいたしまして、方向づけができたらと、そんな考えを持っている段階でございます。

○議長（黒川重憙君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　それでは、第２点目の日野市内の中学校に、外国人の青年を英語教師として派遣する意思があるかどうかと、こういう御質問でございます。

確かに国際社会への進出、外国人と交流する過程の中で、国際語である生きた英語を話す、話せる英語、これが大変重要な役割りを果たし、大変また大きな役割りを果たしているんじゃないか、というふうに認識をいたしております。ただいま馬場議員さんから、自治省の方の例を挙げられて説明がございましたけれども、たしか東京都の方も、これは高等学校でございますけれども、昨年あたりから外国人の教師を各現場へ派遣して、いろいろとヒアリング、発音の訓練等を行っているやに聞いております。また、２６市におきましても、私どもが把握している中では、５市で一、二名の外国人を英語教師ということで、いわゆる英語教師の補助員ということで、各学校に派遣して、いろいろと英語の指導を受けているというふうに伺っております。また、そういう点の効果も上げておるやに伺っております。

ただ、外国人でございますので、当然日本人としての英語の資格を持っていないと、これは正式の職員として採用できませんし、また、東京都の採用試験に合格しませんと、正規の職員としては採用できませんので、したがって、正規な英語の教師の補助指導員といいますか、そういう形で指導するという形になろうかと思います。

各市の実情もありますので、日野市内の中学校で、どういうふうな希望を持っていらっしゃるか、その辺の学校における状況等も十分にお伺いし、また、当然雇う場合には、日野市の予

算で雇わなきゃなりません、予算措置の問題出てまいりますので、これらの問題を総合的にお伺いし、今後の検討課題として、宿題という形で検討させてもらいたい、こういうふうに考えております。

以上でございます。（「市長、何かないですか、両方ひっくるめて」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市では、ことしから、一つには育英資金の制度を改めました。それから、海外に若いときに交流の機会をということで、若干の派遣事業を始めました。それから、これは日野市の直営の仕事ではありませんが、海外協力隊というのに、日野市民からも毎年２名ないし３名、これは比較的発展途上国に行かれるわけでありまして、ことしは予算をせんべつのような意味をもって、お１人に３万円ほど差し上げる、これはよそでやってないようでありますが、そういう制度を始めたところでございます。いずれも内容を充実させながら効果を上げたいと、このように考えるわけであります。

日本側の事情から、日本側というと大げさですが、市の施策としては高校生の対象が手ごろだと思いますし、また、高校生は受験のことに最優先に縛られて窮屈なわけでありますけれども、その中で希望する人たちに、国際化ということについての一つのきっかけを提供する、これが趣旨だと思いますので、内容の充実を図りながら、静かに発展をさせたいと、このように思います。

○議長（黒川重憲君）　馬場弘融君。

○１５番（馬場弘融君）　こういう事業は、教育というのが全部そうですけれども、長くじっくり続けて初めてじわじわと成果が出てくるものだと思うんです。ですから、余り近視眼的にならないで、ぜひ長く継続してやっていただきたいなと思うのと、今市長のお話を伺って安心したんですけれども、とにかく次の質問のにも多少関連してきますけれども、平和をつくっていくには、若いときにいろんな国を見せる、いろんな国のあり方を見せる、そして、いろいろ感じてくる、これが一番大事だと思うんです。そういう意味でも必ず、広い意味で日野だけではなくて、日本という国、あるいは世界全体にとって有益な施策になると思いますので、ぜひこれからも末永くこの事業を、そして、大きく育てるようにしていただきたいということを申し上げまして、この件の質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって８の１、青少年の国際交流の将来についての質問

を終ります。

一般質問８の２、大坂上中学校のいわゆる平和学習のその後についての通告質問者、馬場弘融君の質問を許します。

○１５番（馬場弘融君）　前議会で、議長初め議員の皆さんの御了解をいただきまして、緊急質問をさせていただきました。大坂上中学の広島行き修学旅行に問題はないか、というふうなことで質問をさせていただいたわけでございますけれども、予定どおり広島に行かれたようでございます。修学旅行の後、いわゆる先生たちに言わせると、平和学習だと言うんですけれども、いわゆる平和学習が現在どうなっているのか、あの緊急質問以前と今と変わったのか、全く変わらないのかということを、いろんな角度から質問をしていきたいというふうに思います。

その前に、今前提となる質問で、１問目の質問なんですが、今回の修学旅行は、多分予定どおり実施をされたものと思いますけれども、その内容を幾つか伺いたいと思うんです。特に、前回私が緊急質問の中で疑問を抱いた旅先での講話、講演といいますか講話、それから、慰霊祭というのがありました。この辺が、どういった内容のものであったわということを中心にしまして、大体どういう内容の修学旅行でしたよ、ということをまず教えていただきたいというふうに思います。

それから、２点目、これは具体的に中に入っていきますが、大坂上中学の、特に３年生の教室には、昨年の文化祭でしたが――以来、いわゆる反核反戦なんかが大書きにされたビラが張ってあったんです。ここにちょっと写真をコピーしてきましたけれども、そういったものが現在はどうなっているのか、また、多分今の２年生は、来年同じように広島を含む修学旅行に行かれるのではないか、というふうに思っていますけれども、２年生の教室が、現在どのようなビラとか、そういう状況になっているか、これを教えていただきたいと思います。

それから、質問の３点目は、いわゆる平和学習の名のもとに配布されました、こういう「広島」だとか、「広島への旅」だとか、それから、何らかの資料からコピーしてきた「沖縄戦」だとか、「日中戦争」だとか、前にもお見せしましたけれども、首がぶらさがっていたり、ああいう資料を、こういったものを恐らく教育委員会では、もう十分チェックをしたと思うんです。どういうふうにチェックをしたか、そして、どういう出典であったか、どういうものが使われていたか、出典として、それを聞いておきたいというふうに思います。

それから、４点目、これは２問目とちょっと関連しますが、現在の２年生に対しては、いわゆる平和学習として、どのようなことが行われているか、配布された資料等も踏まえて、今どんなことが行われているか、教育として、伺いたいと思います。

それから、質問の５点目は、来年、それから再来年の市内のすべての中学校の修学旅行がどうなっているか、相変わらず広島行きというようなことがあるのか、あるいはふえてくるのか、なくなってくるのか、その辺のことをお伺いしたいと思うんです。というのは、私、調べましたらば、修学旅行を決めるというのは、１年生の２学期のときに既に決定をするそうです。ですから、恐らく来年、再来年のことが、もうすべて決まっているのではないかと思いますので、その辺のことを、すべての中学校について教えてください。

それから、質問の６点目、最後は大きく聞きますが、教育委員会は、いわゆる平和学習の問題、この問題について、あれ以後どのようなとらえ方をし、どのような議論をし、そして、どのように大坂上中学に対して対処をしてきたのか伺いたい、というふうに思います。たしか前回の教育長の御答弁によりますと、「組合」という字がもろに入っているようなビラだとか、あるいは署名集めだとか、そういうものを確かに問題があったということは言っておられるんですが、事内容に立ち至ってまで、あれはよくないんだというお答えはなかったように思うんです。つまり、あれも平和教育の一環で、ああいうものも必要なんだ、というふうなとらえ方をしているような感じがしましたので、私はその辺まで踏み込んで、内容まで踏み込んで、教育委員会では一体どう考えて、どう対処してきたか、ということをお伺いしたいと思います。

以上６点でしょうか、お伺いをし、あとはまたお答えに応じまして再質問をいたします。お願いします。

○議長（黒川重憲君）　　馬場弘融君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　お答えいたします。

十分意を尽くせない面もあると思いますけれども、第１点目の旅先での講話、並びに慰霊祭での話、十分一つ一つの内容に立ち至ってまで、どういう話が行われたか、というようなところまで私自身とらえておりませんので、この問題につきましては、再度よく問い合わせたいと思います。

それから、２番目の３年生の教室並びに２年生の教室の現状はどうかと。実は、この問題後、教育委員会としての学校訪問、あるいは文教委員会としての学校施設の視察、こういうものが

１０月の２０日、あるいは１１月の１４日段階で行われておりまして、その時点の中では、今馬場議員さんの方から話が出されておりますような反核反戦のビラ等が教室の中に、それだけが目的のような形で展示されている、というような状況は一切ございませんでした。

それから、なお「週刊新潮」に確かに写真入りで取り上げられておりまして、私もその内容を見まして、学校の方に問い合わせしたわけですけれど、今お話がありましたように、昨年の文化祭の際の平和資料関係の展示室、それの写真であるというような話を受けております。文化祭の展示の際に取り上げられた資料であって、確かに写真そのものでいきますと、カーテン等の写真の中にそういう部分も写っておりまして、ああいう状態のままでは、ふだんの授業そのものが障害を起こすんではないかと、こういうふうに思われるような部面もありましたので、あくまでも「週刊新潮」に取り上げられた写真につきましては、文化祭の展示室の写真であったろうというように受けとめております。

それから、「広島」あるいは「広島への旅」それから、「日中戦争の問題」等、今回の広島旅行とからめて取り上げられた、もろもろの資料の出典、どんなところから出典がとられているかと、これは確かに東京都の教職員組合等が編集しております、例えば「沖縄戦での問題」とか、あるいは「核実験に伴う取り上げ」とか、そういうものが大分資料として取り上げられていたということは、これは事実だと思います。

それから、現在の２年生に、どのようなことが行われているかと、先日、教育委員会の学校訪問の際にも、来年度の修学旅行が、大坂上中学の場合には、京都、奈良、広島方面というような形で、今年度に引き続いて計画されている。確かに１年生当時から計画されている内容でございまして、その取り上げ方等につきましても、十分突っ込んだような形でのやりとりがございまして、昨年度のというか、ことしの修学旅行の反省の上に立ちやして、確かに第１日目の宿泊先を京都に置いて、２日目に広島入りをしているというような形の、スケジュール的には非常に逆なとらえ方といいますか、無理な時間が設定されている。学校当局では、来年の旅行の際には、東京から第１日目に広島まで直行してしまいたい、直行して宮島に泊まって、結局広島へせっかく行くならば、この前のとき馬場議員さんが指摘されたような面もありまして、広島、宮島、それまでやっぱり第１日目に直行すれば、日程的にとらえられるんではないか。翌日は、朝向こうをそのまま出まして、昼前には京都に戻って、午後の日程、それから、第３日目の日程ですね、十分奈良、京都方面の文化遺産等の一応学習もできるんではないか、そう

いうような形で、日程上の変更については、相当やはり学校側も神経を使って、新しい方向でこの問題をとらえたい、というような取り組みを進めている模様でございます。

それから、来年、再来年の日野市全体の修学旅行の状況はどうか、というようなお話でございますけれども、来年度の計画としては、一中と二中が東北方面、強いて言えば平泉、会津若松、こちらの方の文化遺産といいますか、そういうような形で東北に修学旅行の目的地を、一中、二中では予定されております。それから、七生中学から平山中学にかけましては、全部京都、奈良方面ということで、その中に大坂上中学の、ですから来年の３年生ですね、それが広島、並びに京都、奈良方面というような形で、広島だけがプラスされていると、こういうような日程でございます。

それから、昭和６３年、再来年の、ですから現在の１年生が３年になったときの修学旅行、これは、一中から平山中学まで、全部１年生のうちに計画が立てられているわけですけれど、全部京都、奈良方面というような形で、同じ方向にまとめられております。別に教育委員会で指導したとか何とかというんでなく、自主的にこれが各学校の実態でございまして、修学旅行等につきましては、今申し上げましたように、各学校で一応計画を立て、実施しているというような状況でございます。

それから、教育委員会そのもの、平和学習という問題につきまして、どんなような形での指導をしてきているのか、ということでございますけれど、この問題につきましては、前回の場合も申し上げましたように、一応憲法並びに教育基本法の理念といいますか、世界の平和に貢献できるような国民を育成するということ、こういうことに一応主眼を置きまして、日本の国の安全問題等については、核兵器の脅威、あるいは戦争を防止する、それから、平和を確立する、そういう点について熱意、あるいは協力、そういうものの態度が育てられるような形での指導を進めていきたい。ただ、内容の取り扱い等につきましては、十分学習指導要領の内容等も踏まえながら対応していきたい、こういうように考えております。

それから、なお学校行事の組み方等につきましては、学校の方も非常に熱心に研修会等をやっておりまして、１２月４日の日にも、東京都の指導主事、並びに日野市の指導主事、学校の方に招かれまして、学校行事のあり方等について、ねらいだとか、あるいは目的、そういうものを踏まえながら、教育の目的達成が図られるような形での指導が行われている、そのような状況でございます。

○議長（黒川重憲君）　馬場弘融君。

○１５番（馬場弘融君）　事修学旅行のことだけに限れば、ひとまずいい方向に行くなという感じがするんですが、私、今回の質問で一番問題にしたいのは、いわゆる平和学習というもののあり方なんです。前回の質問のときにも私申し上げましたけれども、平和学習の名のもとに、これでもかこれでもかという形で、日本人がこれまでにやってきたといいますか、最近数十年の間にやってきた悪業を、それを、写真を含めるいろんな資料で、次々に子供たちに与えていく、これが本当に平和教育なのかということをまず思うんです。それともう一つが、いわゆる義務教育とか、教育の政治的な中立性といいますか、ある政党の意向というものが入った教育も行われているような気がする、こういった点で疑問を呈したわけです。

そこで、前回の質問以来、今教育長も触れられましたけれども、「週刊新潮」であるとか、新聞にも取り上げられましたし、共産党の機関紙の「赤旗」あたりでは、自民党議員の妨害にもかかわらず行けたぞと、よかったねえ、というふうなことが書いてあったり、「議員団ニュース」にも、そのようなことが触れてあったり、質問をした私の方は、市民のひんしゅくを買っているんだと、こういうふうなことまでビラで書いていただいているわけでございますけれども、この辺のことを少し申し上げますと、私も大変信頼申し上げているある議員のレポートに、やはりこの問題が少し触れられておりまして、私非常に残念に思うのは、教室の中では真心のこもった平和教育をやってほしい、そして、中学の修学旅行はみんな広島へ行ってほしい、これが素直な私の心情ですと、こういうふうなことを書かれている方もいるんですけれども、しかし、私はこうは思えないんです。本当に純粋にいろんな意味で幅広く広島を見るというんであればいいんだけれども、そうでなくて、全くこれまで人類がなしたといいますか、その悪業をずうっと教える延長線として、むごいことばかりを見せるという意味で広島へ連れていくということ、これが果たしていいことなのかということを強く私は感じるわけでございまして、非常にこれは残念に私は思います。

さて、それはともかくとして、この問題、大坂上中学の父母の間でも大変大きな反響を呼んだわけでございまして、学校側としても何とか対応しなければというので、１０月の１８日に、午後２時から４時まで、大坂上中の食堂で臨時保護者会を開いているわけなんです。私は、このときの内容を実は全部聞きました。その内容をいろいろ伺いまして、父母ですからいろんな方がいらっしゃいまして、先生頑張れよという方もいらっしゃいました、そういう方もいらっ

しゃったけれども、自分の名前がはっきりわかるところで、先生に対して強い不満を言っているお母さん方もいらっしゃいました。度胸のある方だなあと思いましたけれども、そういうのを聞きまして、これはかなりひどいことが行われていたんだなということが、改めて実感されたわけでございます。

それで、そのことに内容に触れる前に、幾つか申し上げたいことがあるんですが、一つは、これが今回の修学旅行のパンフレットです。子供たちが手にして持っていったパンフレットです。これ、どう見ましても広島・京都で、京都・広島じゃないですね。英語の順番からいっても広島・京都です。そして、修学旅行の目標というところがあるんです。実は、この目標が大変当初は素直に出ているんです。五つありますけれども、1は、平和について深く学び考える修学旅行にしよう、2が、被爆者を初めとして、多くの人との出会いを大切にしよう、3が、文化遺産から京都の歴史と文化のすばらしさを学びとろう、4、日ごろの自治活動の成果を示す場にしよう、5、友情を深め、楽しい修学旅行にしよう、と、こういう順番になっているんです。これで行われたんだから、当然今申し上げた臨時父母会――保護者会ですか、そのときにもこれでやればいいと思うんです。ところが、ところが、どういうわけか校長先生から父母の皆さんに出された臨時保護者会の案内を見ますと、この1、2、3、4、5の順番が入れかわっているんです。1が、平和について云々だったですね。2が、被爆者云々だったですね。1、2、それが、1が、文化遺産から京都の歴史と文化のすばらしさを学びとろう、になっているんです。3番目にあったものが1番になってきているんです。これはどういうことかなあと思うんですけれども、要するに、こういうことがどういうふうな意味で行われたのか、私わかりませんけれども、本当にあっという間に変わっちゃったんです、これはいかんということなのかもしれませんけれども。

そして、さて保護者会の話し合われた内容にも入っていくわけですが、校長先生みずからが保護者会の冒頭で、このことを釈明といいますか、弁解がましいんですけれども言っているんです。そして、私は、当初は（校長先生がです）1、文化遺産だったというわけです、そういうふうに書いた。ところが、何か先生に、これでやっておいてくださいね、というふうに渡したところが、どこかでどう間違ったのか、これがつくられたときには、平和云々が1番に入ってきちゃったんですよというふうな、何とも歯切れの悪い、言いにくそうな形でお話をされているんです。本当にそうなのか私わかりませんよ、でも、そういうことを実際言っておられま

す。これだけ見ても、どうもこの校長先生、ちゃんと先生たちを掌握して指導をして、子供たちのために一生懸命やっているのかなあという気がしないでもありません。ともかくそういうことも一つでございます。

さらに、校長先生はお話の中で、「学級通信」でしたか、こういう「学年だより」ですか、講演会の後の生徒の感想文を載せたり、先生の、修学旅行を前の３年生に贈る、というふうな、何となく、また、原爆のことが書いた詩、こういった「学年だより」がありますけれども、こういうものが確かに６月の２８日以降は、多少バランスを欠いたと思っています、ということをはっきり言っているんです。多分６月の２８日以前は、いろんな形の、いわゆる「学級通信」のような、もっと幅広い教育内容の問題だとか、いじめの問題だとか、いろんな問題が出ていたんでしょう。６月２８日以降は、全く生徒の講演会を聞いての反響といいますか、感想文に占められてしまった。そして、その内容は、前回にも申し上げましたように、中曽根好核政府がどうだのとか、大人が自民党を支持しないんだとか、そういうことがきちんと書かれているということです。そういうものを見ますと、やはり校長先生もお認めになっているように、６月２８日以降の修学旅行に向かっての事前の、いわゆる平和学習というものが、やった責任者からの目から見ても、バランスを欠いていたというんですから、外野の我々から見れば、もっともっとひどい内容であったんだろうな、ということが理解をされるわけです。

そこで、一番初めにも申し上げました、平和学習とは何かということなんです。教育長、もう一回教育長に問いたいんです。平和学習といいながら、みんな戦争のことを教えているんです。戦争の悲惨な面だけをずうーっと教えていって、これが平和学習だということになっているわけです。私は、本当の意味の平和というものを教える学習であれば、何とも言いません。しかし、どう考えても、これは異常です。悪いことばっかり、戦争の悪事ばっかりずうっと教えてきて、果たしてこれで本当の意味の平和学習だと言えますか、教育長どう思われますか、これまず個別になりますけれども、お答えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

今馬場議員さんの方から御質問がありましたように、確かに６月の２８日以降の「学級通信」これは、「学級通信」としての体をなしていないと、率直に申し上げまして。学校側が反省するだけでねくて、教育委員会が見ましても、「学級通信」というものは、もっと幅広く学校で

取り組むもろもろのものを、父兄の方々にお知らせするのがその目的であって、事前の指導という形で、生蓄の感想文等を取り寄せながら指導するのであるならば、それはそれで感想文集みたいなものを、別途とにかくつくって対応するならば別ですけれど、今申し上げましたように、連日「学級通信」で、１日目の「学級通信」には載り切れなかった分が、翌日また印刷され、その次の日に、また印刷されというような状況、これは学校側も非常にまずかったなという面を含めまして反省していますし、ある特定の先生にすべて押しつけるといいますか、仕事の分担、あるいはそういうものを、もっと先生方全体がバランスをとりながら受け持つという、そういうような点でのとらえ方、こういうものをぜひ必要なんではないかと、こう考えております。

平和学習という問題につきまして、確かに戦争というものが人間の平常心を、場合によっては失わせると、非常に良心的な性格をお持ちの方も、戦争という渦中の中で自分の良心というものを見失ってしまうような現象面やなにかがあらわれてくるような、そういう場面に出くわす、そういう面からの、やはり悲惨さというものも当然とらえ上げていかなくてはいけない面もあると思いますけれど、別の面では、この保護者会の際にも、非常に保護者の方からも、平和教育というものは厳めて大切である、ただ、日本の悪い面ばかり取り上げなくて、よい点も見つめられるような指導を、ぜひやっていっていただきたいというようなお話もございましたし、それから、日常ふだんの中におけるところの言葉の乱れその他を通しながらのやりとり、そういう中にも平和教育というもの以上に、やはり平和の大切さ、あるいは良心の尊重、人権の尊重、いろいろ平和に類する取り組み方というものは、たくさんあるんではないかというような意見等も出されているということでございまして、この平和学習という問題は、この前のときにも若干申し上げましたけれど、何か非常に考え方、あるいはとらえ方の視点の置き方によって、現場の先生方が萎縮するというか、平和ということを取り上げて問題を提起する際に、逆にこういう話を取り上げると、問題として将来事を起こすんではないかというような形で、逆に萎縮している面、そういう面等もなきにしもあらずという部分もございますし、確かにもう少し平和学習という問題通しまして、現場の先生方とも、どうあるべきかということを十分教育委員会等でも、指導主事さんなども含めながら、話し合っていかれるような機会をつくっていきたいと、こう考えております。

○議長（黒川重憲君）　　馬場弘融君。

○１５番（馬場弘融君）　今言われましたけれども、資料なんです、今度。教育長も、先ほどお話ありましたように、東京都の教職員組合、あるいは被爆者教職員の会とか、そういった、いわゆる組合の方がおつくりになったものを、そっくりコピーして配っているという状況があるわけです。これが、これはコピーなんですけれども、「教育資料集平和教育の１２カ月第１集」というのは、これは東京都教職員組合から出ているんです。この中から今回配られた資料をちょっとそれだけコピーしてきたんです。例の沖縄戦のもありますし、中国の例の首がぶらさがっているこれもあるわけですけれども、この中にあるんです。そして、この目次を見ますと、まさに戦争教育なんです。６月、沖縄戦、７月、日中戦争、８月原爆の日、１０月反戦デー、１２月、太平洋戦争、３月、ビキニデー、東京大空襲、とにかく平和教育といいながら、実は戦争教育です。戦争の実態がどうだということを教えている。全くこれをもろに見せられる子供というのは、純粋な子供というものは、どういう影響を受けるかということをぜひお考えいただきたいと思うんですが、こういった資料を、それでは今後とも、いわゆる平和学習という名のもとに、学校に配るということは、教育委員会として許容できることなんですか、いいんですか、それちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　学校で使います一般の教材、あるいは副読本等に類する内容につきましては、教育委員会へ届け出の義務があるというような状況がございまして、今馬場議員さんの方から一応求められております「平和教育１２カ月」という形で、これは東京都教職員組合ですね、これがつくりました、先ほど出典のところで御質問がございましたけれども、それをストレートに教材として、とにかく最近のようにファックスとかゼロックスが発達している社会の中で取り上げて、子供たちに配布し、あれするというような、教育するということは、これは間違いで、少なくとも学校教育という場の中では、いろんな形での出典があるでしょうから、そういうものを十分内容を検討しながら、先生の段階でろ化しながら与えるというのが、これが正常な状況でございまして、前にも申し上げましたように、そういう点で、組合活動として先生方自身がお読みになる、そういう資料と、それから、教育活動という形での、その辺のけじめは、きちっと学校段階ではつけながらやっていただきたい、このことだけは繰り返し申し上げておりますし、また今後も、そういう形で父母の方が、日野市の教育という問題に関して、御心配をおかけしないように努力していきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　馬場弘融君。

○１５番（馬場弘融君）　ぜひ厳しくその辺はチェックをしていただきたい、というふうに思います。ちなみに「発刊に当たって」という文章のところを見ますと、中曽根内閣の批判、不沈空母発言云々、そういったことばっかりでして、明らかに一つの政党といいますか、イデオロギーに凝り固まった内容のものであるなということが冒頭の言葉でよくわかるんです。こういう内容のものをストレートに子供たちに与えるということが、果たしてどうなるのか、これは非常に問題だと思いますので、ぜひ厳しくこの点は教育長、教育委員会としてチェックをしていただきたいと思います。

それから、初めに申し上げた戦争教育、これが平和学習なのかということなんです。そこで私ちょっとおもしろい本を見つけたんですが、「戦争の教え方」と、こういう世界の教科書に見る戦争の教え方ですね。別技篤彦さんと、こういう方がお書きになった本なんですが、その中に、教科書についてでありますけれども、戦争のことがいろいろ書いてあるんです。ちょっと読みますが、「戦争そのものが、人間の狂気の産物である以上加害者としては一定の時代を経過した後での教科書の執筆に際し、加害の詳細な記録を一々あばき立てることについては、教育的見地からして論議のあるところである。もし、こうした記事に重点を置けば、人間、歴史の過去のページを、すべてそれで埋め尽してもなお足りない」と、この間も私申し上げましたよ、そういうことです。そして、「欧米諸国の歴史は、すべて他国他民族への侵略と戦争に満ちていた」そうですね。「しかし、一般的には、どの国も余り自国の過去の行為を、反省的に教科書には記していない」これも、すべての教科書に大体共通をしております。「イギリスもそうです」と、ここに書いてあります。「フランスもそうです。アルジェリア戦争とかそういうことについては余り触れない。互いの憎悪を書き立てるような記述をやめたいというふうな願いが、両方の国民にあるんだろう、ということをこの人は言ってます。お互い言いっこになっちゃうんですね、これやると。ナポレオンが来たじゃないか、ヒットラーが来たじゃないかと、これやれば切りがないわけです。お互いやったわけですから、ですから、それをばっかりをやってしまっては、これは大変な戦争教育であって、平和教育でも何でもなくなっちゃう。要は、教科書に過去の行為を反省する態度、いたずらに過去の事実を自虐的に掘り起こすより、前向きな態度で進む傾向が示されればよいのである。フランスが、インドシナ戦争などの記述に消極的な反面、（ここからが大事です）ベトナムからの難民をおびただしく受け入れている

のは、こうした態度の具体的表現でもある」と、こういうことなんです。一々醜いことを、これでもか、これでもかということが、決して真の意味の戦争の教え方でもないし、平和の教え方ではないぞということなんです。

ソ連も言いましょうか、ソ連では、階級間の闘争、戦争は必然的なものであると考え、それが歴史的発展の原動力であるとする立場、つまり帝国主義等に闘う戦争というのは、これは正義の戦争なんです。そういうとらえ方を、ソ連も中国の教科書もしているんです。

さらに言いますか、有吉佐和子さんが、昭和５４年に「有吉佐和子の中国レポート」というのを書いているんです。この中で、中国各地の人民公社を視察したときに、ある場所で公社の人に、戦争が罪悪ですねということを一生懸命言ったんです、通訳を通して、ところが、全然相手の人は理解してくれない、なぜか。しばらく行ったり来たりしたんです、通訳と、全くわかってもらえない。どうしてかということは、中国では、戦争は別に罪悪として教えられていないので、ここで日本の考え方を説明した。で、ようやく会話ができたということなんです。つまり世界にはいろんな国がありまして、いろんなそれぞれの教え方しているんです。何も自分の国の過去やったことをあばき立てて、悪いぞ悪いぞということだけが、こういった教育ではないということなんです。ぜひお考えをいただきたい。（「世界の教科書展やりますよ」と呼ぶ者あり）そうですね。

これ言い出すと切りがありませんけれども、要するに平和学習というものは、決して今の日本の一部の先生が考えていて、一生懸命やろうとしているような、日本人が過去にやってきた罪悪をあばき立てることが平和学習なんではないと、もっと違った教育の仕方があるだろう、これをぜひ教育長には御理解をいただきたい、というふうに思います。

それから、さらに１０月１８日の臨時保護者会の父母の発言をちょっと御紹介してみたいと思うんです。とっても勇気のあるお母さんの発言です。このお母さんは、授業の父母参観日といいますか――に行って、後ろの方で十何人かのお母さん方といて立っていたわけです。そしたら、先生がそのときに、後ろに並んでいるお母さん方が原爆を落とさせたんですよ、というようなことを言ったそうです。さらに、その先生は、そのときの授業じゃないそうですけれども、一国の総理を言うのに、「中曽根が、中曽根が」ということで、子供たちに説明をしていたと、こういうこともあるそうです、こういうことをこのお母さんが言っていましたと。こういう先生方の発言とか、そういうことがなければ、今回の問題もこんなにセンセーショナルに

はならなかったんじゃないですか、校長先生、その辺を十分お考えくださいね、というふうな発言をしているんです。ところが、これに対して校長先生は何ともお答えになっておりません、さっと次の方に移っちゃっているんです、こういう発言までしております。

それから、ある先生、あえて私は「ある先生」と言いますよ。名前挙げてもいいですけれども、ある先生の発言で、組合の署名を集めるビラを配ったでしょう、これは昨年のことですけれども、これは確かによくなかったと、署名を集めるビラを子供を通じて配ったのはよくなかった、と言っているんです。ところが、例えばこういう保護者会のような場所で、先生が個々にお母さん方、これお願いしますねということは、校長先生いいんじゃないですかということを言っているんです、その席で。それで、校長先生が答えに困っちゃって、恐らく向こうでだめだめって言ったんだと思うんですね、声は聞こえないんですけれども、あっ、やっぱりだめですかというふうなことを言ってて、残念だなあというふうな顔を、ある先生がしているんです。つまりこの先生の意識にとっては、そんなことはあたりまえじゃないかというふうにも言えるような言い方をしているんです。こういうことまでこの臨時保護者会では――まだいっぱいあって言いたいんですけれども、時間がなくなっちゃうのでこのくらいにするんですが、何しろ３５０人からの父母が来た保護者会ですから、いろんな発言があったんですけれども、ともかく今言ったようなことが行われていたんだということを踏まえて、ぜひ厳しくこれからはよくチェックをしてもらいたい、というふうに思うわけでございます。

それから、市長が前回の私の緊急質問のときに、最後にちょこっと市長にお考え聞いたでしょう、覚えていますね。このような修学旅行、あるいは準備教育も含めて、大坂上中学で今こういう教育が行われているけれども、市長、具体的に考えを教えてくれというふうに、私はここで言った。それに対する市長の答えは、「特別に不思議だというふうには思いません」と、こういうふうにおっしゃっているんです。ところが、今までの教育長のお話、私のまたきょうの質問を聞いておわかりのように、かなり変わってきてますよ、内容が。市長、初めのがもし不思議でなかったんならば、今変わってきたのは不思議だとお考えですか、どうですか、市長。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　修学旅行という大切な教育効果を上げる行事は、恐らく学校、それから、父母の方、あるいは子供までも参加をして練り上げられて行われるものだと思います。単位学校でそのように計画をされているものを、余り問題に外からするということは、む

しろ私は問題ではなかろうかと、このように当時感じたところでございます。（「だから問題になったんだ」と呼ぶ者あり）それから、感性の最も鋭敏な青少年期に、正しい物事の考え方をできるように授けると、このことは極めて教育として重要なことだと思います。教育のことは学校を単位とし、また、教育委員会の専任する分野でございますから、設備等のことにつきましては、我々の責務を果たす分野がまた希少なわけでありますけれども、余りコメントすることは適当ではないんではないかと、このように思っております。（「そんなことないですよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり）

○議長（黒川重憲君）　馬場弘融君。

○１５番（馬場弘融君）　議場の議員の方々も十分おわかりいただけると思うんです。何をかいわんやです。私ども、市長よく聞いてください。私も一市民です。議員である前に一市民です。子供を持っております。その子供が日野市の学校に行っております。その学校でどういう内容の教育が行われているか、どうして市民が発言しちゃいけないんですか。余り触れるべきではないというふうな発言があったでしょう、なぜいけないんですか。（発言する者あり）

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御意見は御意見で私も拝聴しておるわけでありますし、私が特にそのことについてコメントを余りしない方がいいんではないか、というふうにお答えをしたわけであります。

○議長（黒川重憲君）　馬場弘融君。

○１５番（馬場弘融君）　とすれば、前回のとき、なぜ余り……、「特別に不思議だというふうには思えません」なんて発言しているんですか。今市長がおっしゃったような趣旨でおられるならば、この件についてはあえて発言を控えますとか、そういうことでよかったでしょう。前回はちゃんと価値判断していますよ、不思議ではないと言っているんだから、そうでしょう。不思議じゃないというふうに言っているんですよ、それが今度変わったから、変わったことが、じゃあ不思議だと思いますかと私聞いているんです。そしたら今度は何ですか、答えるのは余り適当ではない。１回目には、きちっと価値判断をする答えをしておいて、今度は価値判断をやめてると、余りにもおかしいでしょう。無責任極まりないですね。教育ですから教育委員会が主導してやるということは当然でありますけれども、日野市立の学校なんですか

ら、その設置者としての市長が、ああ、そういうこともありましたか、今後はないように気をつけましょうね、というふうな発言が欲しいと思うんです、私は。先ほども私申し上げたでしょう、父母会のときに、先生が父母に向かって、あなた方みたいなお母さんがいるから原爆が落とされたんですよ、というふうなことを言ったり、中曽根が中曽根がというふうな呼び捨ての、一国の総理をです呼び捨てにするような、そういうことが、そういう教育が日野市の中学校、義務教育としての公教育で行われている、だから、そういう状態を踏まえて、市長どう思っているんだと、こういうふうに聞いたんです。多少は、どうも変わりつつあるということが出ましたから、余計市長に、その辺の市長のお考えを聞きたいというふうに私申し上げたんです。ぜひもう一度答えてください。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一番鋭敏な子供の感性を育てるのが、また教育であると、このように思いますので、そういう立場からすべて教育は取り組んでほしいと、このように考えております。

○議長（黒川重憲君）　馬場弘融君。

○１５番（馬場弘融君）　時間の関係でこれ以上やってもどうしょうもないんですけれども、ともかく前回の議会で私が緊急質問で取り上げ、今回ここであえて一般質問に再度取り上げたのは、言いっ放しで後何も責任をとらないというのでは、議員としてまずいと思ったからなんです。後がどうなっているのか、今後どうなるだろうかという見通しを持った上で引き下がりたいと、こういうふうに思ったからでございます。そういう点で、市長には何を言ってもこの問題らちが明かないと思うので、教育長の御答弁の中には、今後の日野市の教育について、少なくとも軌道修正といいますか、あれほどのひどいことが行われないだろうなあというふうな、一部の見通しを持ちましたので、どうかそういった点で、今後の日野市内の義務教育がきちっと公平に、そして、義務教育本来の趣旨にのっとって行われるように、ぜひ心から強くお願いをいたしまして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって８の２、大坂上中学のいわゆる平和学習のその後についての質問を終わります。

一般質問８の３、生命（いのち）の更新（かきかえ）運動のすすめ（より良き健康行政のために）の通告質問者、馬場弘融君の質問を許します。

○１５番（馬場弘融君）　耳なれないテーマで恐縮なんでございますけれども、実はこの問題は、既に第３回前回の定例会で、宮沢議員が特に主婦の立場から取り上げている問題でございまして、要するに成人に対する定期健診のあり方を、ちょっとユニークなあり方にしたらどうかなという意味で、提言を含めた質問なんです。要するにどういうことかといいますと、私どもの免許証は、前は違いましたけれども、数年前かう誕生日前の１カ月のうちに、３年に一遍ですけれども、更新をしなさいということになっているんです。ですから、私どもも、誕生日が近くなりますと、あ、免許証は、ことしはどうだったかなというふうな、半ば習慣になってきております。それと同じで、自分の誕生日というものを、自分の健康保持のための一つのキーポイントといいますか、それにしたい、そういう運動を起こしたらどうかなということなんです。つまり誕生日が来たぞと、近づくぞ、じゃあことしも私は健康診断しなきゃいけないなというふうな、そういうふうな一つ市民運動として、誕生日が来れば健康診断を受けるんだよというふうな、市民意識を盛り上げていくといいますか、そういう方向でとらえてみたらどうだろうかということなんです。ただ、財源的な問題とか、いろんな問題で難しいかと思うんですけれども、その辺の提言についてお伺いをしたいと思うんですが、ちょっと時間がなくなっちゃったんで、前提として、余り細かい数字は、本当は聞きたかったんですけれども、結構ですから、現在健康課で行っている一般健診、あるいは胃ガン検診、子宮ガン検診、こういったものがそれぞれ対象者数に対して、どのくらいの受診率を示しているのかと、その割合が、ほかの市に比べてどうなのかと、高いのか低いのかということを、これをまず前提として伺いたいと思うんです。

そして、２番目として、先ほど申し上げましたけれども、受診者の数をふやしたり、受信率をアップをするためには、宮沢議員の御提言ではございませんけれども、成人の誕生月に、あなたは誕生日が来ましたら、今月は健診をする月ですよ、というふうな連絡を打って、そして健診をする体制をつくるということ。こういうふうにした場合、多分今の受診率よりも、かなり大幅に受診率は上がろうかと思うんです。例えば５０％ぐらいの受診率になったと仮定して、そこまで持ってくのには、どのくらい費用がかかるでしょうか。今の受診のやり方と、新しい体制にした場合、どのぐらいまた差があるでしょうかと、これを２番目に聞きたい。

３番目として、申し上げました市民運動的なものも含める、精神運動的なものも含める生命の更新運動ですね。自分の誕生日には健診を受けましょうねというふうなＰＲをして、そういっ

た運動を日野市全体で盛り上げていくと、こういうアイデアについて市長はどのようにお考えになるかということ、この三つをお伺いいたします。余り時間がございません、あと１０分ぐらいしかないので、大変恐縮ですが、準備段階ではいろいろ申し上げてあったんですけれども、うまいぐあいにお答えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　馬場弘融君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　１点目の受診率の御資問でございますけれども、現在健康課でやっております健診は、一般健診と胃ガン検診、それから、子宮ガン検診の３種類でございます。一般健診はさらに二つに分かれまして、３５歳から６５歳未満までの方と、それから、６５歳以上のお年寄りと、二通りに分かれております。３５歳から６５歳未満の一般健診は、集団方式でやっておりまして、受診率が全対象者の5.5％でございます。それから、同じく一般健診の６５歳以上、これは個別でやっております。自宅の近くの医院、病院で受けられるようになっておりまして、これの受診率が７0.4％でございます。胃ガン検診につきましては、３５歳以上の方を対象にいたしまして3.1％であります。子宮ガン検診につきましては、３０歳以上の方を対象にいたしまして１0.3％の受診率であります。これらの受診率を近隣各市の受診率と比較をいたしますと、まず一般健康診査の方の比較から申し上げます。日野市は１6.5％でございます。先ほどの5.5％と７0.4％の、これのトータルでございますので、日野市の受診率は１6.5％になります。これは、建制順に八王子から東村山まで１３市の平均値をとりますと、１6.5％の平均受診率になりますけれども、これとぴったり重なります。したがいまして、日野市の受診率は高からず低からず、ちょうど真ん中であるということが言えます。

次に、胃ガン検診を申し上げます。胃ガン検診については、日野は2.3％であると申し上げましたけれども、今度は２６市の平均でございます。２６市の平均は5.2％でございまして、日野市の受診率は低いと、こういうふうに申し上げられます。

それから、子宮ガン検診でございますけれども、子宮ガン検診につきましては１0.3％の受診率であります。これは、２６市の平均が9.7％ということになっておりまして、この平均を上回っております。さらに、高い方から数えてまいりますと、武蔵野、青梅、立川、八王子、その次に日野は位置してございます。

以上が３種類の健康診査の受診率でございますけれども、この受診率を、来年度からの５カ

年計画、第２次５カ年計画では、一般健康診査につきましては、おっしゃるとおり５０％に努力目標が設定されてございます。それから、胃ガン検診と子宮ガン検診については、それぞれ３０％の努力目標が設定されてございます。したがいまして、全対象者の５０％の方が一般健診を受けるといたしますと、月の平均は2,６０７人の方を健診しなければならなくなります。１日の健康可能人員は、集団方式の場合をとりますと２５０人でございますので、毎月毎月９日間の一般健診の日にちを設定しなければなりません。さらに、胃ガン検診につきましては、今の集団検診体制をそのままとりますと、１日５０人が限度でございますので、１カ月のうちに２８日間、胃ガン検診の日にちをとらなければなりません。それから、子宮ガン検診につきましては、月平均2,６５９人の方を受診しませんと誕生月健診はできないんでございますけれども、この人数につきましては、子宮ガン検診は集団方式をとっておりません。個別方式で医院、病院に行って検査をするような方式をとっておりますので、１日平均一つの病院、あるいは医院でもって2.９人、３人弱の検診が行われますと、３０％達成に到達するわけでございます。

それから、さらに費用でございますけれども、現在の険診の単価、これでやってみますと、受信率５０％に高める目標を掲げております一般健康診査につきましては、１億3,１４０万1,０００円かかります。それから、胃ガン検診を３０％までに高めるには、3,１０１万7,０００円、それから、子宮ガン検診を３０％までに高めるには4,５９４万1,０００円、これらの費用が必要になってまいります。したがいまして、現在ただいまの単価でこれは申し上げました。この三つの検診を合計いたしますと、２億８３５万9,０００円ということになります。このほかに今後健康課では肺ガンの検査でございますとか、乳ガンの検査、こういったものも検査の項目の中に加えていかなければならない、こういう事情もございますし、対象人口の増、それから、単価のアップ、こういうようなものを考慮に入れますと、この数字はさらに上積みされていく、こういうような考えを持っております。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　検診の機会を自覚していただくと、そういう意味で誕生月に何か検診サービスが提供できる、こういう考え方は結構な御提言だと思っております。それで、一生懸命に検診の機会、それから、情報の提供も行っているわけでありますが、かなり検診率は高まってまいっております。

先般、地域保健協議会に、これは高齢者の範囲ということになるかもしれませんが、健康手帳が配られているにかかわらず、これが利用されてないと、これを利用するにはどうあるべきかということを諮問いたしまして、要するに個人として記録をする習慣をつけるということが、効果のあらしめる方法だという提言もいただいておりますので、これから、生活保健センターを場所として、そのような事業に積極的に取り組んでいきたいと、こう考えております。

○議長（黒川重憲君）　馬場弘融君。

○１５番（馬場弘融君）　ちょっとかみ合わないんですけれども、時間がございませんので、今回の質問はこの辺にしまして、また、改めて機会があればやってみたいと思います。

以上で終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって８の３、生命（いのち）の更新（かきかえ）運動のすすめ（より良き健康行政のために）の質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

１５日の本会議は午前１０時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午前７時３４分散会

12月15日　月曜日　（第6日）

昭和61年
第4回定例会

日野市議会会議録（第39号）

12月15日　月曜日　（第6日）

出席議員　（29名）

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋　徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋　博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良悟君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	旗野行雄君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦　正一君
24番	古賀俊昭君	25番	谷　長一君
26番	市川資信君	27番	石坂勝雄君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（1名）

23番　黒川重憲君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	中村亮助君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大貫松雄君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	富樫和美君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　川久保友子君

議事日程

昭和６１年１２月１５日（月）

午前　１０時開議

日程第１　一般質問

本日の会議に付した事件　日程第１

午前１０時８分　開議

○副議長（中山基昭君）　おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２２名であります。

本日、議長所用のため、私副議長がその任を務めさせていただきます。よろしく御協力をお願いいたします。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問９の１、６２年度予算編成についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔３０番議員登壇〕

○３０番（米沢照男君）　６２年度予算編成について質問をいたします。

すでに予算編成作業が現在進行中でありますけれども、６０年度の単年度に限って、一律１０％カットというふれ込みで強行されました国庫補助金の負担率の引き下げは６１年度に一層強化されただけでなく、６３年度まで継続されることがすでに確定していることが周知のとおりでありますけれども、６２年度以降も引き続いて地方行財政をめぐる情勢は、さらに一段と厳しさを増す状況にあります。

福祉や医療、そして教育を切り捨て、一切の犠牲と負担を地方自治体と国民生活にしわ寄せをしようとする臨調地方行革路線の押しつけが、ますます強化されつつある状況にあります。それだけに市民のための民主的な行政、施策の前進を図っていく革新・森田市政の果たすべき役割と責務は決定的に重要なものとなってきております。

以下、何点かについて質問をいたします。

まず第１は、市民税、個人、法人、そして固定資産税など６２年度の市税収入の見通しは、今の時点でどういうことになるのか、この点、１点伺いたいと思います。

２点目は、国庫支出金、都支出金の歳入の見通しはどうか。

３点目は、大型間接税によって受ける影響、歳入減、歳出増、それぞれ影響が懸念されているところでありますけれども、先般、竹ノ上議員がこの問題について質問を行っておりますけれども、当時はまだ内容がはっきりしてないということから、的確な答弁ができなかったかと思いますけれども、今日では、ある程度予測ができると思いますので、この点を伺っておきます。

４点目は、教育費に関連しての質問ですが、父母負担の軽減について、過去何回か議会の場

で、今の教育をめぐる父母の経費負担が年々増加している中で、市としても積極的に負担の軽減を図っていく必要があるという立場から、予算の増額を重ねて要望してきたところでありますけれども、来年度の予算編成の中で、この父母負担の軽減がどのように検討されているのか伺っておきたいと思います。

それから、５点目ですが、商工会に対する補助金であります。６１年度では1,２５０万の予算化がされております。来年度は、この商工会に対する補助金、前年同額ということになるのか、多少増額を考えておられるのか、この点も伺っておきたいと思います。

以上、５点について質問をいたします。

○副議長（中山基昭君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（中村亮助君）　それでは、私の方からただいま御質問のございました第１点目と第３点目の御質問につきましてお答え申し上げたいと思います。

まず、第１点目の６２年度におきますところの法人市民税、あるいは個人の市民税、それらの歳入の見通しでございますけれども、これにつきましては、６１年度の現年課税分の当初予算額の約5.１％ぐらい、個人の場合ですね、市民税の個人の場合でございますけれども、5.１％程度の伸びが見込めるんじゃないだろうかという予想をいたしておりまして、その額につきましては約１０５億4,１００万円ぐらいの想定をいたしております。

それから、法人につきましては、法人市民税でございますけれども、これは御存じのように、円高不況ということで、６１年度大幅にダウンをいたすということになっておりまして、それの影響がさらに引き続き持続するだろうというような状態を一応醸しておりますので、それらの予想をいたしますと、６１年度の現年課税分の決算調定見込み額、これが約２２億6,２００万でございます。それの0.４％ぐらいの伸びがあるだろうという予想をいたしておりまして、その額が約２２億7,２００万円ぐらいは見込めるだろうと、こういう想定をいたしております。

それから、固定資産税でございますけれども、土地家屋償却資産、この固定資産税につきましては、６１年度の当初予算見込み額、予算の見込み額でございますけれども、それに対しまして大体６％から５％ぐらいの伸びが見込めるだろうという想定をいたしております。概算の額で申し上げますと、固定資産税が約５６億5,０００万ぐらいあるだろうという想定でございます。

それから、次の３点目の関係の御質問でございますけれども、これにつきましては私どもの

方もまだ新聞紙上等での情報程度しかキャッチしておりませんし、これから税制改正がどのように変わってくるだろうかということは予想がつきません。つまり地方税法の改正が行われるわけでございまして、これは恐らく来年に入ってからになるだろうと、そして、すべてが確定するのが年度末になってしまうだろうというような予想をしております。したがって、これに伴うところの市税条例の改正なども3月になるだろうというふうな予想をしておりますので、これらの現在行われております政府の減税対策に対します影響がどのように地方税法に影響してきて、そしてまた、市民税にどう影響してくるだろうというふうなことも、現在のところは、まだ想定できません。以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　第2点目の国庫支出金につきましてお答えを申し上げます。

まだ国の予算編成も固まっておりません。現段階では、一部国庫負担をしていた費用を61年度に比較いたしまして、さらに地方に負担をゆだねるというような動きが出ております。実際に、地方自治体、いわゆる市段階にどのような形で影響があるかということは、現在つかみ切れない状況でございます。

ただ、61年度に文部省、厚生省関係、その他建設省も含めまして補助金を60年度に比較いたしまして補助率の引き下げをしたわけでございます。これらの影響は当然62年度にも出るということは申し上げられるわけでございます。以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　商工会への補助金についてお答えを申し上げます。

61年度におきましては商工会への補助金が950万でございました。そのほかに特別の調査委託料として300万、合計1,250万、それにプラス小規模事業者育成条例の関係経費といたしまして1,060万円を補助してございます。

来年度予算につきましては、中小企業の方々から大変需要の多い融資貸付利子ですね、こういったものを中心にいたしまして、61年度をベースにいたしまして多少の上積みをして要求をしてございます。

○副議長（中山基昭君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　それじゃあ4番目の教育費の父母負担軽減の問題について御

答弁させていただきます。

先日も、一般紙に、教育費の父母負担が漸増傾向にあると、大体小学校、中学校で４万から５万程度の父母負担というものが行われるという実態等の報告もございました。これに、さらに最近のように、塾とか習い事、こういうものにかけている経費等加えましたらば大変な額が父母の方では教育のために支出されているんではないかということは十分わかります。

ただ、公教育という過程の中で、現在、義務教育段階の範疇で父母の方に負担していただいている大きな内容というのは、一つは給食費の原材料負担です。これは、あくまでも父母の方々といいますか、子供さん自身の受益者というような形の中で負担していただいている内容でございまして、この金額が恐らく４万ないし５万と言われる小中学校で徴収している金額の中の相当部分 ── ３万5,０００から４万近い金額をこの給食費の受益者負担である原材料費に求められていると、こういうように想定しております。

それから、もう一つが学校行事に伴う移動教室等の、これの交通費等の負担でございます。交通費等の負担につきましては、日野市の場合、小学校６年生、中学３年生を中心に4,５００円あるいは9,０００円というような形の補助を市の方からいただきながら対応しているわけでございますけれど、この面の交通費等の値上げに伴う対応．こういうものにつきましてはさらに努力はしてまいりたいと、こういうように考えております。

ただ、就学援助家庭と申しますか、教育扶助を受けている方々につきましては、給食費であれ、あるいは就学にかかるもろもろの経費であれ、全部公費で賄っているというような形をとっておりますので、その辺の対応をどの辺まで求めていくかというところでいろいろ問題が出てまいりますけれど、勤労階級がほとんどである日野市の現状、１千万を超えるような所得水準をとられている家庭というのがどの程度日野市の中にあるかというような問題等とも絡めながら、これらの問題についてはできるだけの努力を払っていきたいと、こう考えております。

○副議長（中山基昭君）　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　再質問をいたします。

１点は、法人市民税の見通しですけれども、0.４％程度の伸びが見込めるという御答弁ですけれども、これは、どうでしょう、見通しとして、（「甘い」と呼ぶ者あり）甘いとは言いませんけれども、ことしの経過からしてどうでしょうか。確信のある見通しかどうか、この辺、一点伺っておきたいと思います。

それから、商工会の補助金に関連しての再質問ですけれども、商工会に対する補助金は言うまでもなく市内商工業の振興を図ることを目的に交付をされております。商工会は、地区内のすべての商工業の発展を推進することを使命として設置をされている、いわゆる経済団体であります。これは商工会の組織等に関する法律の中で商工会の目的がきちっと位置づけられているわけですけれども、その目的に沿って市としても補助要綱を定めて年々補助をしてきているわけでありますけれども、商工業者の営業と暮らしを守る立場にある商工会が、圧倒的多数の商店会、会員の意思を無視して、会の目的に逆行した役割を果たしているとしたら大問題であります。

御存じのように、ダイクマの出店計画に対して日野市の商業にとって死活の問題であるということから、３２の商店会のうち２９商店会が断固反対という立場を明らかにし、その進出を阻止するための運動を進めてきております。御存じのとおりであります。

その状況の中で、日野市の商工業の発展を目的とした商工会が結果的に死活問題であるダイクマの進出に手をかす、そういう役割しか果たせないとしたら、商工会に対する大変貴重な財源からの補助金の支出がどういうことになるのかという疑問が生じるわけであります。

私は、そういう点で、先日新聞折り込みでビラが全戸に配付されました。これによりますと、ダイクマの進出を非常に警戒をする、そして反対する立場から、商工会に対して相当強力な働きかけといいますか、要望を繰り返している、そういう状況がこのビラでも紹介をされております。しかし、このビラによりますと、その商工会の会長が実際にはその要望に耳をかさないといいますか、急用があるということで、事実上、面会を拒否をするということから、大変空気として険悪な状況もあったようでありますけれども、このまま経過するとしますと商工会が分裂するような、そういう危険すらこのビラの記事では感じとれるわけでありますけれども、そこで、私は、市として商工会の目的に沿って育成する立場から補助金を出し、そしてまた商工会はその補助金を交付されて活動しているわけでありますけれども、おのずから市としての行政責任が問われてくると思います。指導性あるいは監督という立場が問われてくるのではないか、こう思っております。

この点について担当の部長として、今後、どう対応されようとしているのか、一点伺っておきたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　市民部長。

○市民部長（中村亮助君）　お答えいたします。

先ほどのお答えの中で0.4％の伸びというお答えを申し上げたんですけれども、これは、あくまでも数字的に申し上げますと、６１年度の当初予算の計上額が、私どもの方は予算額というか、実際に税が入ってくる、いわゆる調定額で見込んでおりますので、若干数字が違ってきますけれども、一応３２億6,２００万見込んでおったわけでございます。予算額では若干相違がございまして、法人市民税の予算額については、当初予算では３２億5,０００万ほどでございます。若干数字が開きがございます。

その辺の数字の開きをあらかじめ御了解いただくということを前提といたしましてお答え申し上げますけれども、御存じのように、１２月の今回の法人市民税の減額補正が約７億4,７００万ほどございますので、それを差し引きまして一応見ますと３0.4％ぐらいの減額になっておるわけでございます。その減額に対してさらに６１年度の決算ということも今後生じてくるわけでございますけれども、６２年度の、失礼しました。６１年度の決算見込み額が私どもの方の今、推定では約２２億6,０００万ぐらい見込んでおるわけでございます。その決算見込み額に対して0.4％の伸びだと、こういうお答えをしたつもりでございますけれども、その辺、誤解のないように御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　商工会の補助金につきましては６１年度予算の額は先ほど申し上げた額でございますけれども、この額の円滑、効果的な執行状況につきましては、例年になく商工会と連携をとってその執行について指導をお願いをしてまいったところでございます。

それと絡めまして大型店出店にかかわる日野市商工会の態度でございますけれども、中小企業の会員が圧倒的に多いことから考えまして、商店会、それから会員、個人の意見を十分に聞いて商工会の態度を決めるべきであると、このように考えております。

○副議長（中山基昭君）　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　再質問をいたします。

ここで引用するまでもありませんけれども、地方自治法第１５７条に、公共的団体等の監督という条項が定められております。普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指導、監督することができる。この公共

的団体等というのは、例えば農協とか生協、商工会、老人ホーム、青年団、婦人会等々ですね、注釈として、そういう諸団体が列挙されております。したがって、ここで言う公共的団体等というのは商工会ももちろん含まれ、それに対して地方自治体として指導、監督をする、こういう立場が明確にされております。

私は先ほど申し上げましたように、少なくとも圧倒的多数の商店会、商業者が、ダイクマの進出によって営業、暮らしを脅かされる、死活の問題だということで、それを阻止するために運動を進めているわけであります。それは単に商工会の問題、商業者の問題だから行政としては直接タッチしないということであっては、補助金との関係で、私は、指導、監督の責任が問われるだろう、こう思っているわけであります。

この点について市長から市長の見解を伺っておきたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の経済行政は今まで、農村当時からの関係から農業にはかなりの行政があったわけでありますが、他の商工関係には比較的行政らしいものが及んでなかったと、このように思っております。

ことし、小規模事業者育成条例を定めて、新しい経済行政の一番基盤に該当する部分に施策を行うことになったわけであります。

商工会は、地域の商工業者の経済的発展と、それから地域においての経済活動のために存在をする団体であります。直接日野市との、直接の組織的関係はないわけでありますけれど、しかし、日野市内の経済行政ということになりますと、商工会に事務的に依存する部分、あるいは商工会がよく市の行政の意思を体して、いろいろな施策をくみ上げていただくという関係が生ずるわけであります。

商工会の補助金は、これまで事務に対します助成、また事務の中の人件費の部分というようなことで、余り基準的な数値によって行っているわけではなかったんですが、今回はそれに加えて、いわゆる事務補助に加えて政策補助を行って依頼をしておる、こういうことであります。そのことはかなり理解をしていただいておりますし、また商工会自身、中小企業というよりも小規模事業者の数が多いわけでありますから、やはり一番重要な水準の部分に施策の焦点を当てていただく。これは、市の行政と両相まってその成果を果たしていただくねらいがあるわけであります。

大型店舗によって多数の小規模事業者、どちらかというと弱小である側が大きい被害を受けるということに対しては、これは厳しい内部検討が市の行政においても、商工会においてもなされなければならないと思います。

そういう意味で、今、商工会の幹部の方ともいろいろ協議を行いまして、日野市の消費者生活に寄与していただくこともちろんでありますが、地域の経済 ── 生業といいますか、生活をかけてやっておられる方々に打撃のない方法を考えなければならない、このように考えておるところでありますし、商工会もまたそういうお考えであるというふうに承知しております。以上です。

○副議長（中山基昭君）　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　最後に、要望意見を述べて、この質問を終わりたいと思います。

私ども共産党市議団は、昨年の市長選挙、そして、本年の２月の市議選挙での公約を踏まえて、去る１１月２７日に、市民の切実な要求実現と革新・日野市政における民主的な行政を一層発展をさせていく立場から、６２年度日野市予算編成に対する要望書を森田市長に提出をいたしました。

第１に、暮らしを守り、健康で安心して暮らせる福祉都市を。第２に、豊かな教育、文化、スポーツのはぐくむ文化都市を。第３に、快適で住みよい緑の都市を。第４に、中小商工業、農業、消費者がともに栄える活気ある都市を。第５に、政府の住民いじめのにせ行革に反対をし、むだをなくし市民の暮らし優先、親切、清潔、効率的な市政の推進を。第６に、市民とともに核兵器廃絶、平和、民主主義擁護の都市を。この６本の柱から成る１１８項目の要望であります。

６２年度予算案に積極的に反映されるよう強く要望し、あわせてダイクマ問題での商工会に対する指導、監督をきちっとした責任ある立場からの対応を強く要望し、この質問を終わります。

○副議長（中山基昭君）　これをもって９の１、６２年度予算編成についての質問を終わります。

一般質問９の２、革新日野市政の前進と臨調「行革」路線についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○３０番（米沢照男君）　革新日野市政の前進と臨調「行革」路線について質問をいたします。

臨調行革路線に関連して中谷議員がすでに相当突っ込んで意見を開陳しておりますので、私は、時間の制約もありますのでかいつまんで、今、革新・日野市政の前進にとって臨調行革路線の押しつけが結果的にどういうことになるのか、この点について若干意見を述べ、それに対する市長の見解を伺いたいと思います。

私は、これまでにも臨調行革路線と市民本位の民主的な行政を推し進めていく立場とは相入れないものがある、したがって、市民のための福祉や医療、教育など、施策をより充実させていくためには自民党・政府がごり押しに強行しているにせ行革に対し、断固反対でいかざるを得ない、市民に負担と犠牲をしわ寄せすることなく、むだを省き、効率的、民主的な行政を進める真の行政改革こそ計画的、目的意識的に推進していく必要がある、こういう立場から機会あるごとに繰り返し議会の場で強調してまいりました。

臨調行革路線をめぐって、これまでにもさまざまな立場からの主張や論議が繰り返されてきました。臨調にせ行革路線のお先棒を担ぐ議員からは、国の行革によって補助金が２億円くらい削られるのはやむを得ないとか、学校給食は自校方式をやめ、センター方式にせよとか、民間委託に切りかえろ、寝たきり老人の家族に手当を出すのは本末転倒、社会の崩壊を招く、さらには老人理美容券、食堂方式による中学校給食、（「今のは何を言っているんだ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）幼児教育センターなどはお遊び行政だ、（「何を言っているんだ」と呼ぶ者あり）市民の権利意識の発達は、たかり、物取りを助長するなど、口をきわめた攻撃が繰り返され、福祉、教育切り捨てのにせ行革の実施を迫り、福祉ばら巻き論や減量経営、安上がり行政論が展開をされてきました。

しかし、私ども共産党市議団は、市民の要求と期待に逆行し、行政水準を低下させる、こうした論調を黙認することはできません。日野市政へのにせ行革の持ち込みは断固阻止していかなければならないと考えております。市民とともに考え、市民とともに発展させてきた革新・日野市政の市民本位の民主的な行政は絶対に後退させてはならないと改めて決意をいたしております。

にせ行革に反対をし、住民本位の民主的、効率的行財政を確立しようという立場から中谷議員が、第１に、基本計画の策定と行財政改革の検討。第２に、効率的、積極的な職員の適正配

置。第３に、保育行政の充実。第４に、民間委託の見直しなどについて積極的な提言を行ってきております。

１５万市民の期待と要求に沿って、民主的な行政を一層発展させていくためには臨調にせ行政改革に反対していかなければならない、こういう主張をこれからも繰り返していくつもりでおります。

以上、簡潔に意見を述べましたけれども、市長の見解を一点伺っておきたいと思います。

（発言する者多し）

○副議長（中山基昭君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　健全な自治体行政というのは絶えず自主的に改革を考えながら前進していくべきものだと私は思っております。それは、将来の行政需要に積極的に対応するために、市民から求められる行政施策を的確に行うためには、絶えず効率性の追求ということはとるべき方策であると、このように考えております。

その際に、政府筋から進められるか、あるいは自治体の自主的な立場において行うかは、これは私は後者の方をとりたい、このように考えております。

日野市は目下、発展段階にありますし、福祉の充実にあわせてこれから本格的なまちづくりの事業に取り組む時でもあります。この状況、市の状況を的確に把握して、日野市に適した内容と手法で新しい行政の展開に準備しようというのが、今日の我々の行政改革であります。以上です。

○副議長（中山基昭君）　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　以上をもって、この質問を終わります。

○副議長（中山基昭君）　これをもって９の２、革新日野市政の前進と臨調「行革」路線についての質問を終わります。

一般質問９の３、平山小学校の校舎改築についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○３０番（米沢照男君）　平山小学校の校舎改築について質問をいたします。

平山小学校が現在地に移転してすでに２０年近く経過をしております。当時は校庭の真ん中に田んぼがあるという学校で有名でありましたけれども、狭い校庭が父母や教師の長年来の悩みの種でありましたけれども、第二幼稚園の建てかえ移転に伴って校庭が拡張されました。立

派な校庭が整備をされました。多くの父母や教師の長年にわたる切実な要求にこたえて、市長や教育委員会がこれに対応し、積極的に校庭の拡張を図ったことに対して高く評価をしたいと思います。

校舎の改修整備につきましては６１年度予算に設計費が計上されましたけれども、当面の改修整備計画の内容について一点伺いたいと思います。

２点目は、現在の本校舎と南側の校舎が長年にわたって分断したままの状態で経過をしてきております。大変使いにくい校舎の配置になっているわけですけれども、この点について廊下で接続する、そういう計画ができないかどうか伺っておきたいと思います。

以上、２点質問をいたします。

○副議長（中山基昭君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　それでは、私の方から２点の質問につきましてお答えをさせていただきます。

第１点目の、いわゆる平山小学校の当面の改修計画ということでございますけれども、ただいま御質問の中にもございましたとおり、平山小学校につきましては昭和３９年、４１年の本校舎の新設、さらには、その後、児童の増加に伴いまして９教室を４４年つくったわけでございます。そういうことで大分年数も経過しておりますので、特に窓枠の、いわゆるスチールサッシをアルミサッシに切りかえると、その他また正門等も大分老朽化しております。大変不便を感じているところもございます。

そういうことで、６１年度に実は防音改修に対しましての基本設計を計上し、６２年度にはさらに窓枠改修その他改修工事を行うべく、昭和６２年度予算におきまして検討を進めておるというところでございます。

それから、第２点目の、いわゆる旧校舎と新校舎との接続の部分が１階の渡り廊下で接続しているけれども、それをさらに２階とドッキングできないかと、こういう意味の御質問かと思います。

我々といたしましても２階部分の、いわゆる廊下の接続ができるかどうか、学校側からもいろいろと要望が出ておりますのでいろいろと検討してまいりました。結論から申し上げますと、物理的に２階の接続は難しいんじゃなかろうかというのがその検討した結論でございます。

平山小学校につきましては、現在、普通教室２４教室ございます。昭和６１年度の学級数が、

児童数７２３名、２０教室でございます。したがって、普通教室が現在４教室、余裕があるわけでございます。さらに、平山小学校につきましては児童数の減ってくる地域でございます。昭和６２年度におきましては１９学級、６３、６４は１７学級、さらに昭和６７年度には４４４名の１４学級になる予定でございます。したがって、現在の普通教室２４あるわけですから、１４ですから１０教室ほど普通教室が余るわけでございます。五、六年先に余るわけでございますので、できるだけ南側にあります校舎の学年利用、現在、１年生が1階の３教室、２年生が2階の３教室、３年生が3階の３教室使っておりますけれども、児童数が減ってきているわけですから、むしろ学校のいわゆるクラス編成といいましょうか、教室の利用計画ということを再度学校側の方に練り直しをお願いし、できるだけ、本校舎の方に空き教室がふえてくるわけですから、南校舎にあります2階、3階等につきましての学級をできるだけ本校舎の方に移すような、そういう配慮が必要じゃないかということで、現在、私どもといたしましては平山小学校の方に対しまして検討をお願いしているところでございます。

学校当局といたしましても物理的に困難であるということであれば、その辺のクラスがえといいましょうか、本校舎への移設について現在検討しているということでございますので、その辺の期待をしているところでございます。以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　再質問いたします。

６２年度で予算化をし、窓枠のアルミサッシ化を図るという御答弁でありました。これは予算の額にしてどのくらいになるのか、一点再質問をいたします。

それから、南側校舎が分断した状況で長年経過しているわけですけれども、今の御答弁ですと、近い将来、空き教室がふえて、つまり南側校舎を使わなくて済むような、そういう条件ができるのではないかと、こういう意味の答弁でありましたけれども、そうしますと、南側の校舎は将来どういう利用計画なのか、この辺伺っておきたいと思います。

私は、直接学校側の意見も聞きましたけれども、今ある南側の校舎から本校舎の方へ移動する場合、大変な不便を伴っているわけです。これ、このままずっと経過したことに問題があると思いますけれども、教室その他の間取りといいますか、その関係でなかなか簡単に廊下で接続することができないという事情はわかりますけれども、しかし、2階がだめなら1階部分をつなぐとか何らかの対策が講じられないかと思っています。

それから、最初の１問目の再質問ですけれども、将来、空き教室がふえるということから、南校舎が事実上、使わなくて済むようになるという意味のことでしたけれども、その点は時期的にいつごろなのか、その点も含めて再質問いたします。

○副議長（中山基昭君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　それでは、再質問に対しましてお答えをいたします。

第１点目の、いわゆる窓枠改修等に対する工事費の６２年度予算はどのくらいかという意味の御質問かと思いますが、まだ予算要求の段階でございますので、私の方からちょっと申しかねますけれども、大体１億円前後の予算がかかるんじゃなかろうかというふうに思います。

それから、第２点目の、いわゆる南側の校舎と北側校舎との接続に関する問題に関連して、いわゆる南側の方の９教室につきましての将来計画と申しましょうか、そういう御質問かと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、児童数がずっと減ってまいりますので、利用計画につきましては学校当局と教育委員会との間で十分に協議をして決めたいと思っておりますけれども、できるだけ児童が不便を来してはいけません、また教職員も不便を来しちゃいけません。そういうことを前提として考えた場合には、学校側の方の意向といたしましても、いわゆる空き教室の第二特別教室といいましょうか、そういった面での利用が今進められておりますので、学校当局といたしましてはできるだけ第二特別教室 ── 家庭科室とか図書室とか、そういった面の計画を練っておるというのが実情でございます。

それから、それはいつごろか、ということでございますけれども、これにつきましては児童数の減ってくる段階、その辺の時期をとらえて、一時的にすべての９教室を第二特別教室までいかないと思いますので、年次計画を立てながら逐次、３階部分、２階部分、１階部分というふうな形で段階を踏んで、そういう形で移行していくんじゃなかろうか、また、そういう形が望ましいんじゃないかというふうに思います。

それから、いわゆる２階の方の渡り廊下の接続が物理的に困難な場合は、せめて１階部分の、いわゆる正式な廊下ができないかという、こういう御質問かと思います。確かに１階の部分で現在接続しております。渡り廊下でございます。そういった中で、いろんな給食等を運ぶ場合に、冬の場合は早く冷えてしまうとか、あるいは、ごみが入るとか、いろいろな問題がございます。そういうことで、現在の１階の渡り廊下につきましては空き教室の移行を踏まえながら、物理的に可能であるかどうか、改修工事の中で可能であるかどうか、その点を含めて将来の検

討課題ということにさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　ひとつ実情を踏まえて、積極的にひとつ検討していただくように要望して、この質問を終わります。

○副議長（中山基昭君）　これをもって９の３、平山小学校の校舎改築についての質問を終わります。

一般質問９の４、浅川南部地域への総合医療機関設置についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○３０番（米沢照男君）　今定例会の開会冒頭、森田市長から行政報告として、南部地域の医療施設確保の考え方が示されました。民間の医療機関の進出に期待を寄せ、成り行き任せで座して待つという姿勢ではなくて、浅川南部地域に総合的な医療機関の設置を、という地域住民の切実な要求にこたえて、市民の命と暮らしを守る立場から、行政として積極的な役割を果たしていく、こういう姿勢が示されました。大いに歓迎をし、今後の積極的な取り組みを強く要望しておきたいわけであります。

浅川南部地域への総合的な医療機関の設置の必要性は、これまでの市民意向調査の結果をまつまでもなく、また、あえてここで強調する必要はないと思いますけれども、一つだけ、総合医療機関が地域になかったことから派生した、ある不幸な出来事について、この機会に簡単に紹介しておきたいと思います。

一昨年の９月のことでありましたけれども、七生中学校の１年の生徒が３日間苦しんだ上、不幸にして死亡したという出来事がありました。死んでからわかったんですけれども、心臓に血がたまっていた。もし、あの地域に総合的な医療機関があれば息子を死なせなくて済んだと、こう父親が嘆いておられました。

こうした切実な総合的な医療体制を求める市民の要求は一層強まってきております。何とか、こうした総合的な地域の医療体制を確立したいということから、すでに署名運動も取り組まれておりますし、その運動を進めるための住民組織も今つくられつつあると聞いております。

こうした積極的な運動に呼応して、ぜひ市としても積極的に取り組んでいただきたいわけでありますけれども、この問題については、すでに行政報告に伴って二、三の議員とのやりとりがされました。したがって、私は、これは一点だけ伺っておきたいと思いますけれども、当面

の取り組みについての見通しはどうかという点、一点伺っておきたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　これまで医王病院の進出、あるいは、その場所に同じく民設病院の進出という形で南部の医療に対する一応のカバーを果たすことを期待しておりましたが、なかなかはかばかしく進展いたしません。そこで一歩踏み出して、用地でもあっせんするような手段を講じていかなければ、ということに思いを進めておるということでございまして、今すぐ成案があってどうこうということまでは具体的にはないわけでありますので、なるべく早くそういう報告のできるような状態をつくりたい、このように考えております。以上です。

○副議長（中山基昭君）　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　ただいまの答弁で、今、具体的にこうするということがまだない段階のようであります。

ぜひ、行政報告の際に示された積極的な姿勢を一層具体化をされまして、促進していただくように強く要望しまして、この質問を終わります。

○副議長（中山基昭君）　これをもって９の４、浅川南部地域への総合医療機関設置についての質問を終わります。

一般質問９の５、緑地保全にたいする基本姿勢についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○３０番（米沢照男君）　緑地保全に対する基本姿勢について質問をいたします。

先般、南平八丁目１１の２２の開発行為に関連して質問をいたしました。その際にも明らかにしてきましたけれども、５２年以降、再三再四、私はこの南平の緑地を保全する立場からいろいろ質問もし、要望も繰り返してまいりました。その都度、当時の都市整備部長あるいは市長からも、こうしたわずかに残された南平地域の緑地を保全するという立場からの考え方が示されてきていたわけであります。

例えば５３年の９月１４日に、この南平八丁目の開発行為に関連して行政報告がされました。その際に、意見を調整中という報告がされていたわけでありますけれども、これに対して、私は、当時の成井都市整備部長に対して、この意見の調整というのは緑地保全も含めての意見調整なのか、ということで確認をした経過があります。開発行為すべてでございます。ただいま御指摘のありました緑地保全の関係、こういうものも含めて当然検討されるわけであります、

ということで、緑地保全も含めた意見の調整が図られているという答弁がされました。しかし、ことになって御存じのような経過の中で、実際には宅地造成が進められてしまったわけであります。

私は、そういう点で市としても都立高校の隣接の緑地を積極的に保全するということから多額の先行投資を行い、今、丘陵公園の基本計画設計が進められているわけであります。ちょうど、その丘陵公園の隣接地でもありますので、私は直接的に法的には市としてそれを効果的に規制をするといいますか、宅地造成をやめさせるということはできない、そういう側面は理解しているつもりでありますけれども、しかし、市が積極的に緑地として残そうということで先行投資も行い、そして現在、公園として設計を進めている、こういうことからして緑地保全の基本姿勢としちょっと問題が残りゃしないかという疑問を持っております。

特に主管課として、そういう計画が市側に示された際に、もう少し過去の経過から見て神経をとがらせたといいますか、一貫した姿勢が貫かれていいんではないか、こう思います。結果的に、どうも事態の成り行きを成り行き任せで経過してしまったという気がしてならないんです。

その点で、私はこれまでの議会での質問、答弁を通じて再三確認されてきた、こういうことから言っても市の事務当局の対応にちょっと一貫性を欠いたものがあるのではないかという問題提起をせざるを得ません。今後のこともあります、はっきりした私は見解を伺っておきたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、ただいまの御質問についてお答え申し上げます。

南平八丁目のただいま御質問がございました開発行為、これは当初、５４年当時からの指導のいきさつがあったわけでございますが、途中、開発業者の都合によって中断されたという経偉もあります。当時、開発行為が出された段階では、やはりその時点において内部として十分な検討が行われたところでございますが、その後、先ほど申し上げましたような業者の都合によって中断されたという経偉もございます。

しかし、私どもの方はそれ以後の多くの開発行為、当然、丘陵地帯の中にもあったわけでございますが、そういうものについて事前協議の段階で抑えるものは相当数抑えてきてございま

す。多摩平、失礼しました。多摩の丘陵地帯に残された貴重な緑というものは、今後の時代に残していくんだという基本方針、これについては全く変わっておりません。したがいまして、私どもはその方向に向かって行政指導をし、事前に開発を抑えたもの、あるいは緑地帯におきましては開発を中止させ、市でその土地を買収したというような経偉もあるわけでございます。

したがいまして、当然このようないきさつのあるものについては、やはり過去の経偉というものを十分検討しなきゃなりません。今後、私ども、進めておりますように、こういう開発行為につきましては事前に十分検討した上で買収するものは買収し、あるいは方向転換をさせるというようなことで対処していきたいというように考えております。以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　今後の積極的な対応、取り組みを要望して、この質問を終わります。

○副議長（中山基昭君）　これをもって９の５、緑地保全にたいする基本姿勢についての質問を終わります。（拍手）

続きまして、一般質問１０の１、（仮）二番橋の玄関口、高幡不動駅周辺の生活環境整備の将来計画を問うの通告質問者、高橋　徹君の質問を許します。

〔３番議員登壇〕

○３番（高橋　徹君）　通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は、地域的に限られた中での将来にわたっての計画ということでございます。

今日、私たちの日常生活は時間をいかに有効に、そして有意義に使うかが大きなウエートを占めていると思います。時間を大きく分けますと、自己を高めるために費やすもの、仕事の効率を高めるためにあるもの、交通の利便を高める等々があろうかと思います。特に交通の利便は距離と時間の短縮において、都市に生きる人々にとって最も大きな恩恵の一つでありましょう。我が日野市におきましても、浅川、多摩川には日野橋、長沼橋、滝合橋、平山橋、一番橋、高幡橋、新井橋と、先人が大変苦労の末かけた橋梁があり、今日では市民生活や産業、経済活動にとってなくてはならない大動脈となっておるわけです。

このように、橋梁とは結ばれる対岸には交通に相互、交互に取りつけ道路ができているか、または都市計画道路等の立案ができて初めて架橋するものであると私自身は認識をしております。

また、角度を変えて見ますと、どちらの対岸にとりましても入り口と出口に相当し、周辺の整備が人や車をスムーズに、川の水の流れのごとく流れることが理想の姿であると思います。

さて、仮称二番橋を浅川の高幡橋と新井橋1.23キロメートルの中間に架橋するとの計画案が、昭和58年の6月定例市議会に測量調査費として提案されました。提案理由としては、三中と三沢中の過密化を解消するために万願寺地区に中学校を建てて、潤徳小、程久保小、あるいは八小、三沢台小の小学校の日野市立中学校への通学、または進学児童に対して学校区の変更をしなければ、これらの問題に早急に対応し切れない、そのためには何を置いても早急に実現したい。これが幻の二番橋架橋計画であったと理解をしております。

また、私は、この架橋計画は浅川右岸、左岸、すなわち高幡地区と万願寺地域の都市整備・区画整理事業案の中で計画されたものではなかったか、そのような推測もいたすわけでございます。当時、万願寺地域の区画整理事業は特別問題はなかったようですが、高幡地域の区画整理事業の実施計画図案は京王線高幡不動駅北側の地域も対象として含まれておりました。すなわち高幡不動駅現存の出札口前のロータリー広場も現在より約2倍に広げる案、さらには北口にも広場を設け、都道からの広い新設道とにつなげつつ、北側地域も都市整備を実施しながら将来へ向けてのまちづくりをしていくのだという、そのような力強い行政の姿勢が示されておりました。しかし、地域住民の同意が得られなく、その後の区画整理事業計画は北側地域を除いた当初計画へと一部修正がなされ、今年度、東京都の事業認可、また市の事業実施のスタートとなったことは多くの市民の知るところであります。

これらを前提に、大きく分けまして4点質問をさせていただきます。

まず、初めに、本年10月に市が実施いたしました二番橋架橋に当たってのアンケート調査は、項目を起こす前のベースとして何を重要なポイントとしたのか、また浅川右岸、左岸地域の、対象とした地域の世帯数、回答率等まとめができておりましたらお願いいたします。

2点目としまして、当初、区画整理事業案に盛り込まれていた高幡駅北口広場と二番橋とを結ぶ道路環境整備と、京王帝都電鉄は北口等の出札口に対し、どのような表明を示したのか。また、市としてどのように設明をされたのか、お願いいたします。

3点目といたしまして、二番橋完成時には自転車、バイク等著しく利用者がふえると予測されますが、広場ができない現在、どのように現況の環境の内定、将来へ向けて対応をしていくのか。

4点目としまして、高幡不動駅の東側に車庫と歩道との分離を設けた午前7時30分から8時半の間、車両通行どめ、南側より北側への一方通行の地下道があります。夜間の時間帯を除いて歩道が狭小のため、歩行者、自転車等の相互通行に大変支障を来し、車道部分にあふれ、また事故も起こり、自動車等の双方にとって大変に危険度の高い市道であるわけです。二番橋架橋計画とあわせ、万願寺、高幡区画整理事業案の中で、この地下道はどのような形で検討がなされていたのか、設明をお願いいたします。以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　高橋　徹君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私の方の関連のことにつきまして先に御説明申し上げます。

まず2点目でございますが、区画整理は御指摘のとおり、高幡の区画整理は当初39ヘクタールで地元の説明会に入っていたわけでございます。御指摘のとおり住民の強い反対に遭いまして、これを16ヘクタール縮小せざるを得なかったわけでございます。

当初、計画いたしました39ヘクタールの中には北側に広場2,500平米の広場を含めて整備をする予定であったわけでございます。この広場を北と南にとりまして、それで、現在の駅舎というものを橋上駅にする案が、当時、私どもとして検討の段階であったわけでございます。これを京王電鉄の方にこの案でいろいろと御協力を願いたいという申し出は本社の方にも行ってございます。しかし、橋上駅にすることについては協力はするが、費用については市あるいは区画整理事業の中でできるだけ捻出をしてほしいと、これはコンコースという形でつくられるということで、そういう案が京王の方から示されたわけでございます。

それと、もう一つは、北口に広場をつくる段階で、現在、信号所がこの付近にあるわけでございます。この信号所は非常に重要な施設であるということで、これを動かすためには相当の費用がかかる、10億のオーダーの金がかかるということでございます。これも全面的に事業の方で捻出をしてほしいというような意向も示されております。

しかし、そういう折衝の途中におきまして住民の権利者の方々の一部強い反対で、その北口の潤徳小学校の周辺の地域はこの事業から外さざるを得なかったわけでございます。当然、京王サイドとのいろんな交渉につきましてもその時点で交渉を中断しております。

しかし、今後のこの地域の整備といたしましては、区画整理事業は当分は見合わせる、あるいは計画の俎上にのせないということで、それでは、それ以外の手法としてどのような形でこ

の地域――潤徳小の周辺、あるいは南新井の地域を整備していくかと、この点についても反対の方々とも話をしておりましたが、今後、１６ヘクタール以外の地域については、その手法等について具体的な検討にも入っていきましょうということで、両者の合意がなされておるわけでございます。

ただ、現在、私ども高幡の区画整理事業を先行させなければならない、これは区画整理だけではなくて踏切の立体化、将来のモノレールの導入、あるいは高幡の駅前の整備という大きな課題がありますので、そちらの方を現在先行的に推し進めている段階でございます。

しかし、潤徳周辺も二番橋の架橋に合わせて、やはり何らかの形での将来の整備が必要になってまいりますので、また地域に入りまして、この点を最初から、また煮詰めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、４点目の地下道でございますが、地下道につきましては区画整理の段階で現在は考えておりません。これは区域外になっておりますので、やはり地域の整備の段階でやはりこの問題についても検討せざるを得ないというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　第１点目の御質問につきましてお答えしていきたいと思います。

まず、御質問の中にもございましたように、事業計画につきましては昭和５８年に橋の比較設計と概要書を作成したわけでございます。それをもちまして建設省の京浜の方とも種々接触をしたわけでございますけれども、当初は非常にガードが固かったと、こういうことがございます。そういうことでいろいろ市の方といたしましてもこの橋の必要性につきましていろいろ御説明したりしたわけでございます。それを踏まえまして、本年度につきましては橋の調査設計を委託しているところでございます。

調査の内容といたしましては、架橋の役割の中で通勤、通学としての役割あるいは宅地化の進展に伴いまして将来の市民の安全性、あるいは快適性等の向上が図られると、こんなようなことを主たる目的といたしましてアンケートを実施したところでございます。

アンケートの調査結果は、まだ最終的には来年の１月末でないとはっきり決定は出ないわけでございますけれども、中間的に申し上げますと、浅川右岸につきましては世帯数が４４０世帯ございます。２８９の回答で６５.４％の回答率でございます。それから、左岸につきまして

は、右岸をひっくるめまして総トータルでございますけれども、失礼しました。左岸、右岸を含めまして3,６８０世帯でございます。回答の世帯数が2,２７８世帯、回答率が６３.１％と、こういうような内容でございます。これらを今、委託の業者の段階で分析をしているところでございます。

それから、この橋につきましては自転車、歩行者専用橋という位置づけでこの橋を設計しているところでございます。以上です。

○副議長（中山基昭君）　高橋　徹君。

○３番（高橋　徹君）　それから、３点目につきましてお願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　失礼しました。これの完成時についての対応でございますけれども、今、事務段階で考えておりますのは６２年度には基本設計あるいは地質調査、こういうものも実施していきたい。それから、６３年度から３カ年計画ぐらいで橋を完成していきたいと、こういう考え方を持っているわけでございます。

ですから、これにつきまして、橋の完成に伴いまして、交通量あるいは自転車、あるいは歩行者がふえることが予想されますけれども、自転車につきましては近辺に公共施設を一部割愛させていただきまして、そこに自転車置き場を設置していきたい。それから、歩行者につきましては、現在のところはまだ相当先でございますので、今、都市整備部長の方からもお話がございましたように、やはり区画整理の兼ね合い等もございます。それらの動向を見きわめましてこれらの対策をしてまいりたいと、かように考えております。以上です。

○副議長（中山基昭君）　高橋　徹君。

○３番（高橋　徹君）　どうもありがとうございました。

１点目の質問の再質問ということになりますが、今お答えいただきました中で、大変に橋を中心とした考えが出されているわけでありますけれども、例えば、日野市内の中で、これから浅川の中で、親水計画含めて何本かの橋が架橋したいというようなことも、いろんな計画を見てみますとうたわれているわけですけれども、ただいま、ただ単に堤防と堤防、これを結ぶ道路であるならばそんなに大きな問題はないと思います。しかし、二番橋といいますのは、市長も議会の中で、車を通すことを、また、それらについていろいろな意見があるようですけれども、調整を図っていきたいというような答弁をなさっております。

この二番橋といいますのは、特に万願寺と高幡地区、そして高幡地区といいますと玄関口になります駅があるわけです。そうしますと非常に人の流れといいますか、例えば万願寺地区が完成いたしますと将来にわたってそこに２万人の人口が住むであろうということが予測されてあるわけです。特に、日野郵便局から真っすぐ東に延びます道路が都道に、新井橋にぶつかります。恐らく、その道路を境として南側の皆さんは京王線と中央線、新宿までの料金体系を比較してみますと、京王線が約半分の金額で新宿まで出られるわけです。通勤、通学にどこまでの駅ということで一概には言えませんけれども、ざっと判断しましてそのようなことも見受けられております。そうしますと、その地域の皆さんの高幡不動駅のみならず、商店街等も変えてるわけですので、買物の方とか含めまして大変にその橋を利用される方もふえましょうし、そしてまた、地下道といいますか、地下道を現況の中で将来にわたって計画がないと言うならば、使う方も当然利用者がふえるわけです。

そのような点を踏まえまして、ただ橋が何年に、例えば５８年に完成されたといたしましても、やはり周辺の整備といいますか、そういうものをもう少し、今の段階から将来にわたっての計画というものを具体的に出していかなければならない時期ではないかというふうに考えるわけです。

そういうところを踏まえまして、どのようなお考えがあるのか、さらに少し掘り下げて答弁をいただければと思います。それじゃあ市長、お願いします。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市内に東西に浅川が流れておりまして非常に特色をつくり出しておるわけであります。しかしながら、また川があることによって、南北の分断で交通等に支障のあるということもあるわけでありますけれど、その川のあることをいかに日野市の特色に有意義にならしめるかというところに、私は、まちづくりの大きな手法の分かれ目がある、このように思うわけであります。

都市計画道路として現在５本の橋があるわけでありまして、その間に何か歩道橋と言えるふうなものが今後つくることによって川の風情と、それからミニ交通、南北の生活的なミニ交通として非常に特色が発揮できるはずだと、こう思うわけであります。

したがって、一番橋は、まさにこれは南北のへその緒になるような、そういう性格を持っておりますが、その一番橋の下流、例えば高幡橋と新井橋の中間あたりに、昔の発想だったら、

恐らく渡し船でも欲しいということになるでありましょうけれど、今日はそうはまいりませんので、（「やってるじゃないか」と呼ぶ者あり）歩道橋でいいんではなかろうかと、こう思います。それから豊田と南平をつなぐ、仮に豊南橋という名前をつけますならば、それも歩道橋でよろしいんではないかと、このように考えられるわけであります。

二番橋の場合に、確かに高幡橋の今日の歩行者について、つまりもっと近道になるわけでありますから、そういう意味での橋の性格で南北関係をつなぐことは、いろんな意味で有益だという考え方が発想の動機であります。

伴って、いろいろな問題は当然出てまいります。しかしながら、それはそれにまた付随する意味で整備を進めることは可能でありますから、一気に全体計画を持ち得れば幸いでありますけれど、徐々にということで、私は橋の仮設をしながらでも、そういう計画は成り立っていくと、こういうふうに考えられるわけであります。

堤防と堤防をつなぐと、私は、それでよろしいと思います。つまり、車両を通行させるふうな都市計画道路にはむしろしない方がいいと、その方が特色が出るわけでありますし、それに伴って便利な歩行者の橋になりますと高幡駅の北口かいわいに自転車置き場が欲しいとか、あるいはあのトンネルはどうするんだとかということになってくるわけであります。当然、将来、私は歩行者のことを解決する程度の北口は開設されるべきものだと思いますし、また、こうなってあの地域のある程度の整備は行われるべきものだと、こう思っております。したがって、何か大きな交通体系を新たに定めると、開発するということではなくて、日野市内のしかも南の地域、北の地域のミニ交通を、より風情を持った関係でつなぐ。これは人の心にもまた触れ合いが生まれることでありましょうし、特に子供たちのためにも役立たせたい、このように考えたいところであります。

そのほか落ちているところがあるかもしれませんが、そういうことで二番橋の性格というものが考えられますので、それに順応する形で関係する整備はやっていけると、このように思っております。

○副議長（中山基昭君）　　高橋　徹君。

○3番（高橋　徹君）　　ありがとうございました。

今、大変懇切丁寧にお答えをいただいたわけでありますが、高幡不動の東側の地下道ですけれども、地下道、私の記憶によりますと昭和三十七、八年ごろまで踏切を道路が、農道がまた

いでいたわけです。そのまたいでいた踏切で大変悲しい事故がございまして、その当時、京王帝都電鉄が高幡不動駅の駅舎と広場を将来に向かって広げる計画の中で、当時の田んぼだった所を買収をいたしました。その買収の価格が地権者のなかなか要望の中で折り合いを見なかったわけであります。そのときに、その地域の方と地権者等がその農道をぜひ地下道に、それでしたらばしなさい、そうすれば将来にわたって安全であろうからという要望を出したわけです。京王帝都電鉄は大変難色を示しておったわけですけれども、その要望を受け入れました。そして受け入れたわけですけれども、まだ着工を見ない時期にそのような人身事故が起こってしまったわけであります。そして、これではいけないという責任を恐らく感じられたのか、また潤徳小学校のＰＴＡの関係等が市に要望もいたしまして、京王帝都電鉄に最初の約束の計画を実行に移していただいたわけです。そのような経過がある地下道であります。

先ほどの話の中で、区画整理事業の対象外に今地下道がなっているということですけれども、その地下道は、私は、当時ありました道路が線路の下へ潜りまして、だけの話ですので市道ではないかというふうに考えるわけです。日野市の市道です。もちろん管理も日野市がされているわけですけれども、よく地下道、あかずの踏切がさらに東にありまして、一日遮断がしてます時間が８時間ぐらいになんなんとするという踏切であります。一方通行でありながら南側から北側に抜ける車両も年々ふえまして、当時、南平高校が潤徳小学校の西側に仮校舎として開設されたわけですけれども、午後の時間帯等になりますと自転車、買物客、学生の方を含めた通行者が歩道がすれ違えないものですから、その車道いっぱいに歩いて来るわけです。そうしますと多くのドライバーが、くの字というより、コの字に曲がった下ってまた上る地下道のために、車をぶつけましたり事故を起こしましたり大変危険きわまりない道路になってしまったなということで、そのような話と、また要望もよく聞いたわけですけれども、その矛先をどこに持っていけばこれらの問題が、さらに安全で快適な、便利な道路になっていくんだろうかと、そのようなことも考えてみたわけであります。

しかし、高幡地区の区画整理の中で、市道ですから当然何らかの市案といいますか、そういうものが出されてはなかったのかなというふうに私は予測していたわけですけれども、残念ながら、その地下道に対しての考えは全くございません、ということであります。

しかし、昭和５８年に二番橋が完成を、（「６８年」と呼ぶ者あり）失礼いたしました。６８年に完成をし、そして高幡地区の区画整理事業が６９年度の３月で完了、そして、さらに

は将来に向かって昭和７２年の３月にはモノレール計画が完了、そして７２年に完了、３年から運行を開始と、そのように予定をされておるわけです。将来にわたりますと、さらに東側の踏切は立体化ということに相なるわけですけれども、その間、非常に時間的なずれが生じるわけです。その時間的なずれに生じるずれに対して、やはり私たちに、市民の安全というものを一番最重要課題としてまた行政はそれを対応していかなければならない、そのような私は責任を持っていると思います。

現在、すでに北口の広場もなかなか難しい、どこどこも難しい、そういうような先送りの展望に対しての答弁はいただいたわけですけれども、やはり１０年、そしてまた２０年たったときに、この事業計画があった段階でやはり地下道の歩道の部分の少なくとも拡幅というのは大変私は今が時期に見合ったいいチャンスではないかなというふうに考えるわけです。やはり、こういう時期を逃しましてなかなか整備というのは難しかろうと思います。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）

そのような意味合いにおきまして、地下道の歩道部分の少なくとも拡幅、恐らく京王帝都電鉄とは、当時は工事代を持ったということでありますけれども、今後は、その拡幅について市は京王帝都電鉄と用地の提供といいますか、そのようなことを私はさらに進めていただきたいというふうに考えるわけでありますけれども、その点に関しまして市長の前向きな答弁をお願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　京王電鉄には、橋をかける、つまり二番橋をかけるということになりますと、いわゆる歩行者の方々の交通量がかなり多くなるわけでありますから、何らかの北側の出札口をつくっていただくということを、まず要請しなければならないと思います。

それから、もう一つは、東踏切は、今後区画整理並びに東京都の事業として地下道になりますから、大きい交通はそちらに依存をすると、そうして小さな交通といいますか、今の地下道はむしろその小さな交通の用に供する、こういうことで解決ができることではなかろうか、このように考えられるわけであります。つまり車両を通さない地下道にするということは一つの考え方でありますし、今後、京王当局とも十分そのあたりの課題を協議する必要があると、このように思っております。

○副議長（中山基昭君）　高橋　徹君。

○３番（高橋　徹君）　　ありがとうございました。

議会では交通対策特別委員会という委員会も設けられておりまして、近年では中央線の日野駅の国道２０号線ガード下の歩道を拡幅してほしいという要望が周辺の市民の皆さん、それからまた日野駅を利用される企業にお勤めの皆さんから出されまして、交通対策特別委員会としまして、建設省並びに国鉄当局に働きかけをいたしました。大変に前向きな姿勢と、そして返答をいただいたわけです。国鉄といたしましては民営・分割化の前に、そのような、それでは計画案をつくり、そして、それをまたすぐできなけりゃ、また申し送り事項としておきましょうという、大変歯切れのいい答えをいただきました。

市民としまして大変にうれしく思うと同時に、また、そういう点におきましては行政も大きな役割を担っていただいたことを感謝申し上げるわけですけれども、このように、今、市長のお話しになりました出札口の、高幡不動駅北口の出札口を将来ぜひ設ける方向で検討をしてみたいという話がありました。そして小さな交通、そしてまた大きな交通というような言葉で人車を分離をして、それぞれの果たす役割の道路というものをつくっていくのだというようなお話があったわけですけれども、北口の出札口のつくることにありましては、先ほど都市整備部長のお話の中で、北側の地域の将来にわたって、市としてもまたいろいろ地域の環境を整える中で考えていることもあります、というようなことですけれども、やはり区画整理といいますか、そういう大きな事業のやはり同意が将来にわたって得られなければ、やはり北口の出札口等の開設等も、これは難しいんではないかなというふうに考えるわけです。

恐らく京王帝都電鉄から見ましても、出札口をいいですよ、ということになりましても、こればかりは大変に時間と、また根気の要る仕事になってきてしまうところがあります。それならば交通対策特別委員会がいただきました市民の声等々を行政と京王帝都電鉄等に通じまして働きかけ、早急に地下道の拡幅に当たっての前向きな取り組む姿勢をぜひ示していただきたいわけでございます。

そのような点からもう一度答弁をお願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　私鉄の立場といいますか、公共機関として利用者の利便を図っていただくことは積極的でなければならないわけでありますし、採算が取れるということであればあえて消極的に考えられるはずはないと思っております。

地下道を広げるということは、私は補強とか何とか、いろいろな利用をかえってつけさせることになりますから、むしろ北口に仮に簡易であっても、歩行者が通勤、通学等で駅に行かれる方々に、とにかく改札口あるいは、それに相当する通路をつくるということが可能な、十分、私は応じていただけるものと、こう思っております。また、そのような交渉もいずれすることになると思います。

○副議長（中山基昭君）　高橋　徹君。

○3番（高橋　徹君）　ありがとうございました。

余り前向きのお答えでは、部分的にはなかったように感じるわけであります。

ぜひ、この地域の皆さんの要望と、それからまた日野市民の多くの皆さんの要望があります。区画整理が69年、少なくともあと8年ぐらい地下道を人と車で、私は大変に通行量が橋がかからなくても増していくと思います。

そのようなときに、地下道で少なくとも人身事故等々が発生しないことを希望するわけでありまして、そのようなときに、また市の対応というものをぜひ当時を思い出していただきまして、この交通の二番橋と高幡不動の玄関口、市民生活を送る上で大変有意義な利便性がそこにあろうかと思います。しかし、原点に戻りまして、ただ単に橋をかけるということでなくして、その橋をかけるにはやはり10年、20年にわたって、将来を見据えた計画というものがきちっと私は市民の前に出していただきたいというふうに考えるわけです。

残念ながら、きょうの時点ではそのような計画は出されてないわけですけれども、一日でも早く、そのような計画が出されることを希望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中山基昭君）　これをもって10の1、（仮）二番橋の玄関口、高幡不動駅周辺の生活環境整備の将来計画を問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山基昭君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後零時　4分　休憩

午後1時24分　再開

○副議長（中山基昭君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

１１の１、（仮称）「生活保健相談センター」の今後の対策と課題についての通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

〔２番議員登壇〕

○２番（宮沢清子君）　通告に従いまして、仮称生活保健相談センターの今後の対策と課題について質問をさせていただきます。

仮称市立生活保健相談センター建設工事に関する議案が９月の定例市議会において議決をされました。今、旧庁舎跡地に地上４階、建築面積５，０００平方メートル、温水プール併設の施設として昭和６３年春の完成を目指して工事も着工され、多くの市民の方が待ち望んでおられることは周知のとおりでございます。

保健センターは、市民の健康づくりを推進するために健康相談、健康教育、健康審査、さらには保健サービスを総合的に行うようになっております。また、生活センターにおかれましては環境衛生の衣、食、住にかかわる問題と、市民生活の面からの消費生活の安定と向上を図り、健康で文化的生活を求めるコミュニティーのための拠点としての複合施設になっておりますが、今後、運営面にわたりましてどのようなお考えを持たれていらっしゃるか、数点にわたり質問をさせていただきます。

第１点目といたしまして、去る１０月１日付、広報ひのにおかれまして、「まちをつくる市長室から」の欄で、市長は、保健センターの機能は同一線上の関係にあっても医療機関と医療に至らない保健予防の領域と、進んで医療を要しない保健活動の場と、栄養や食品公害、環境衛生の問題は生活相談機能の領域として扱う考えです、と掲載されておりました。設計は、右側に保健センター、左側に生活センターを配置され建物が縦割りになっておりますが、機能面的な見地からこのようになられたと思いますが、縦割りになっておりますとなかなか別個の形をとりやすくなることが懸念されます。

お互いの目的を明確にしながら、いつでも気軽に交流できるよう、管理体制を整えていただけないかとの声が、将来使用される方々の中から寄せられておりますが、この点について今後配慮していただく、いかがお考えでしょうか、お聞きしたいと思います。

第２点目といたしまして、昭和６１年１１月２７日から２９日にかけて日野市消費者運動連

絡会を中心にして、日野市及び東京都消費者センター多摩西支所との共催のもと、第３回日野市消費者展が、よりよい暮らしを求め、とのテーマで市庁舎の１０１会議室とロビーで開催されました。連日多数の方が見えられ熱心に見ておられました。主催者側の皆様から、質問に対して懇切丁寧に一つ一つ応対されていらっしゃる姿が大変印象的でありました。サブテーマとして、知ってて加害者、知らず被害者、石けんのすすめ、ごみとのよりよいおつき合い、今見えてますか、我が家の食卓を等、研究調査されたことをたくさんのパネルに展示されておりました。また、現場で直接目に触れられ、百聞は一見にしかずでさまざまな問題を一人ひとりが感じとられ、認識を改めて変えられたことをお聞きいたしました。

このようなすばらしい催しに対しまして多くの市民の皆さんのために開催期間を２日半という短い期間にとどめるということではなく、生活センターが開設された暁にはロビー等に一定期間常設展示コーナーを設けていただけないかお聞きいたします。

さらには、市民が日常的に交流、啓発し合う広場に、市民生活に直接かかわる生活情報や、消費者に必要な情報提供する場としての移動展示が今後の課題として生活センターを中心として行っていただけないかどうか、従来どおり多くの人が見える市庁舎の会議室を初め、病院の待合室、支所等の公共施設でも実施できるように考えていただけないでしょうか。

また、移動されるとき等は、現在、庁用車を借用しておるようですが、多目的に使用可能な車の購入をしていただけないかお聞きしたいと思います。

第３点目の質問といたしまして、日野市における消費者保護の充実についてお伺いしたいと思います。

近年、急速に増加している訪問販売、割賦販売等をめぐるトラブルに見れますように、経済の高度化、多様化に伴い、次第に多発化し広範囲化してきました消費者被害とそれにかかわる予防、救済等の消費者保護の問題でございます。総理府が行いました消費者問題に関する世論調査の結果を見ますと、全国の成人3,０００人を対象に実施され2,３４６人、７８.２％から回答を得ておりますが、この調査結果によりますと、商品の購入やサービス業に不満を持った経験があるかとの問いに３分の１の人があると答えています。その理由については、商品購入では品質が思いどおりではない、４３％、食品などに安全衛生上の問題がある、３４％となっています。ただメーカーに苦情を申し入れた人は３２％にすぎません。一方、訪問販売、通信販売で見ると、購入した経験がある人は全体の３２％のうち、被害を受けた人が３５％で、その

被害内容は、値段が高い、４２％です。以下複数の回答ではありますが、強引に買わされた、３６％となっております。

こうしたトラブルを避けるため、契約書を受け取った日から７日以内なら文書で解約ができるクーリングオフ制度がありますが、このことを知っている人は５６％となっております。消費者問題に関心があると答えた人は６１％、消費者問題の行動を見聞きしている人は６０％と、大変関心は高くなっております。また、消費者保護を目的とした国民生活センター、消費者生活センターがあることを知っていることについては７０％にも達していますが、利用したことがあるはわずか６％にすぎず、意識が高い割には行動が伴っていません。

一方、消費者運動の評価を聞くと、一般消費者の意見や希望を反映しているは４７％にとどまり、３３％が反映していないと拒否反応を示しています。その理由として、一部の人の運動、55％、これも以下複数回答ではありますが、消費者運動の内容を知らない、４４％などとなっております。また、メーカーや販売店が消費者の意向をくみ上げているかどうかについては、消費者の意向に合った商品開発に努力している、７１％、食品、医薬品などの安全性や性能、品質の向上に努力している、７３％、表示のわかりやすさに努力している、５９％の数字になっておりますが、アフターサービス、苦情処理に努力しているは４４％にとどまっております。

さて、日野市の消費生活相談窓口における最近の消費者相談件数を見ますと、昭和５８年度は１０９件、５９年度には１３１件、６０年度には２３７件、ことしは１１月までで１９６件と、急増しております。この中で大半を占めるのが訪問販売に伴った契約に関するもの、そして、日ごろ急に相談がふえておりますのが財テクに関するものです。商品先物取引、抵当証券と、被害者も高額になってきたと聞き及んでおりますが、このような問題に関しまして、強引に買わされたという場合が非常に多く、消費者の側に賢明な判断と確かな情報を持っていればトラブルを未然に防止できることでありましょう。

日野市におかれましては、消費者生活相談は市役所が開いておるときはいつでも受け付けておられ、特に毎週月曜日、専門の相談員がおります。そういった中から、次の観点から見ましても、１、消費者の権利保護、２、生活必需物資の安定供給、３、苦情処理と被害救済、４、消費者啓発の推進等と、保護条件を根幹に、市民の生活を守る総合的な消費者保護行政を行っているところもたくさんあると聞いておりますが、日野市におかれましてもさらに消費者保護行政に力を入れていただきたいと思うわけでございます。

生活相談センターが開設された折には嘱託員として専門の相談員の方が週3日;隔日ぐらいで消費者の生活相談に応じていただけないでしょうか、お伺いいたします。

また、消費者運動をされている人たちの中から、次に続く若い層の人たちを育成していく消費者相談員としての位置づけを明確にしていただけないかと申されておりましたが、どのようなお考えでおられるか、お聞きいたします。

第４点目の質問といたしまして、栄養改善推進員の発足についてでございます。

健康保持の4原則といたしまして、１に栄養、２に運動、３に睡眠、４に精神的安定とありますが、心身とも健全に生き生きとした創造の営みを織りなしていくところにこそ真の健康があると確信いたします。みずからの幸福、健康を築く主体的な営みといってもその源動力はあくまでもなんじ自身の胸中にあることは当然でございます。人生を生きて行くのに何といっても最大の資本は健康な体である。食生活が十分でなければ思考力も鈍ってくるし、意欲も衰えてしまうでしょう。体を健康に保ち、生き生きとした活力を与えていく源泉が食事の充実にあることは言うまでもありませんが、ここで、食生活と健康についての意識の啓発に当たるための栄養相談員の発足ということでございますが、今、全国で５７万人のぼけ老人がいると言われております。欧米の場合は神経系の障害によるアルツハイマー型が半数を占めているのに対して、日本の場合は脳の血管障害によってぼけている人が５０％もいるということです。この血管障害によるぼけは食生活の改善で予防できるという学説もあるように聞き及んでおります。栄養改善の問題は極めて大事な問題であり、その役割は年々重大になってくるでありましょう。

去る１１月１４日、公明党といたしまして会派の行政視察を山口県小野田市にあります保健センターの視察を行ってまいりました。市の保健衛生事業の中心協力者としてボランティアの人たちの存在が目にとまりました。健康と栄養推進地区巡回活動の充実も保健婦、栄養推進員と連携が活発に行われ、ことし発足されたばかりですが、現在９０人の人が参加しておりました。このボランティアの婦人は、かつて保健センターで実施された婦人の健康づくりの栄養教室の受講卒業生を中心に構築をされているとのことです。栄養推進協議会と称され、このボランティアの活動の存在は日野市においても十分学ぶべきものがあると感じました。

また藤枝市におかれましても、昭和５７年に栄養改善推進員が５０名で発足をされ、２年後の５９年になりますと発展的に解消をされ、全町内会に保健委員及び婦人保健委員が置かれ、栄養改善推進員の人たちも合併され１０名になりました。さらに昨年 ── ６０年度は保健委員

制度を通して全市的に健康づくり事業が布石されまして、委員が７９２名になりました。このように、発展される過程におかれましては、道をつくりゆく作業現場には大きな御苦労があったことと推察いたします。

ここで日野市としての御見解をお伺いしたいと思います。

第５点目の質問といたしまして、これからの課題ではありますが、医師、保健婦、栄養士、体育指導員等の職員の配置及び管理運営面で具体的な施策の内容について、どのようなお考えをお持ちでいらっしゃるかお伺いしたいと思います。

第６点目の質問といたしまして、６１年４月３０日、日野市行財政調査会の最終答申によりますと、健康管理と体づくりの現況の中で、市民の健康管理は、日野市、保健所、各医師会を初め、その他関係機関との緊密な連帯のもとに母子家庭、学校保健、成人病対策、老人保健などそれぞれの領域においてシステム化はされているが、縦割り行政から今なお諸事業が整備、体系化されるに至っていない現在、市民を対象とする諸事業の主なものは次のようなものであります。健康課における保健事業、健診の場合を挙げておられました。家庭訪問として保健婦が全市民を対象とし、随時実施する内容としては乳幼児要訪問、各健診後要訪問、その他市民より依頼のあったものを実施。２、乳児、産婦訪問事業として保健婦、助産婦が第一子乳児、産婦を対象とし、出生連絡簿により指導表を作成し訪問実施する等、その他数点にわたり述べられております。

さらに、健康づくりの今後の課題としての中におかれまして保健婦を動員しパワーアップを、と述べ、慢性的疾患や障害を伴う疾病が中心となった今日こそ住民の生活圏の近い地域で発病や病状悪化を予防し、働き、暮らしながら病状をコントロールし、再発を防ぎながら障害を克服するためのリハビリテーションに取り組むための総合的な保健サービスの強化が求められていると述べられております。

先ほどもお話しいたしましたが、行政視察させていただきました小野田市の例を申し上げますと、小野田市は密度の高い保健行政を行い、保健行政を早い時期から進められ、地域保健会議は昭和４５年に結成されておりました。成人病の検診も昭和５０年から実施をしております。当初、小野田市は市立病院を初め、大学病院、日赤病院、民間の病院等多く存在してあり、山口県下１、２位を競うほど医療機関の整っているところでありますので保健センター不要論もあったそうですが、現在は関係者の方々の努力によって、保健センターの役割は市民の間で高

く評価されてまいりました。特に保健婦につきましては内部的なことと外部的なことと両面の役割があることと思います。正職員１名、保健婦４名、臨時職員１名で運営をされておりました。運営体制は昭和４５年発足をした地域保健会議が理事会及び総会を開き、毎年２月に諮問を出し、これに基づいて保健センターが市の衛生課と一体となって運営に当たられています。なお、センター所長は衛生課長が兼務をされておりました。

特に、私が感銘したことは、保健センターの中心者である保健婦の次長鶴見菊枝さんからのお話でありました。保健婦に課せられた基本的な考え、使命はセンターに来所する少数の人たちを待って相談にのるのではなく、その方の自宅を訪問すること、そこで、その方の食生活環境もよくわかった上で、その人に合った適切なアドバイスが可能になるとの信念と熱意でありました。家庭訪問を実行して７５歳以上の方約２,０００人を対象に１年半かけて全員の生活環境を、と把握をされ指導に当たられておりました。次のようなエピソードも語ってくださいましたが、家庭訪問を始められた当初は、保健センターの業務でと言われても、一軒一軒訪ねる中で保険のセールスマンと間違えられいろいろな思いをされたと苦笑しておられました。

センターを中心に各種の検診が実施されますが、検診後のアフターサービスこそが重要であり、そのためには家庭訪問が適切であると認識されています。成人病検診として胃がん検診を４０歳以上の一般市民の方、子宮がん検診は３０歳以上の市民の方、一般健康診査は４０歳以上の方を対象としておりますが、検診後、精密検査の必要な人たちを看護婦資格を持つ者が事後訪問して相談にのられているのも、このような発想からきております。さらには、市民のニーズを鋭くキャッチされることに努力されております。

このような工夫について、それぞれの事業内容によってさまざまな違いは当然あることと思いますが、以上、感じた点を述べさせていただきましたが、日野市としてどのような体制で運営されるのかお聞きいたします。

以上の件に関しまして御答弁のほどお願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　御質問にお答えをいたします。

御質問の中身が生活保健相談センターのうちの生活センターの方に少しウエートがかかっているようにお聞きいたしました。仮称生活センターの方のお答えを重点的にやらせていただきたいと思います。

まず、生活センターの必要性と目的でございますけれども、昨今、大変生活水準が高まってまいりました。物資指向から文化指向へと市民の意識や価値観の変化がございました。コミュニティーの回復でございますとか環境の浄化、消費生活の安定、それから消費生活の向上運動、こういった健康で文化的な生活を求める広範な住民運動に対応することは、行政にとって最も重要な課題でございます。生活センターは、住民がみずからの生活を守り、発展させるための住民運動に対応する総合的な拠点としての役割を果たしていくものでございます。

この生活センターの目的に照らしまして、私どもは五つの機能を考えております。その一つの機能は、市民が日常的に交流啓発し合う広場としての機能を果たしたい。それから二つ目に、市民生活に直接かかわる生活情報や、活動に必要な情報の提供をしたい、そういう機能を持たせたい。それから３番目に、消費者相談、苦情の処理の機能を持たせたい。４番目に、市民の連帯を促すコミュニティー学習でございますとか、自主活動の場としての機能を果たしたい。それから、最後に５番目といたしまして、催し行事の場としての機能を備えておきたい、こういうような機能を考えました。設計図、青写真にございますように、まず市民の交流と啓発機能といたしましては生活展のコーナーですとか、それから資料、情報のコーナー、消費者相談コーナー、リサイクルコーナー、あるいは不用品の交換ですとか地場農産物の直売でございますとか産地直送品の販売、石けんの販売、こういったものができるような展示の広場を備えてございます。それから、ロビーにつきましては、これは市民のだれもがここで自由に話し合うことのできるコーナーでございます。談話コーナーでございます。それから、学習機能といたしましては学習室でございますとか講座室、調理実習室、テスト室、こういったものを備えてございます。さらに集会機能を持たせる意味で大中小の集会室をセットしてございます。それから、市民グループの自主活動の機能としましてはグループの活動室を用意してございます。さらに、管理機能といたしまして事務室でございますとか会議室、更衣室、倉庫、格納庫、こういった施設をそろえてございます。

こういうことを前提にいたしまして６点の質問にお答えをいたします。

最初の、仮称生活相談センターの運営面でございますけれども、１１月１日の異動によりまして議会事務局長から生活環境部に参与が誕生いたしました。この参与の特命事項といたしまして、６３年４月にオープンされるであろうこの生活保健相談センターの管理運営面はどのような形が望ましいか、その調査研究をするということが特命事項の一つでございます。目下、

参与に鋭意その作業に当たっておりますけれども、まず基本的な姿勢といたしましては、両方のセンターがそれぞれに独立性は保ちながらも相互乗り入れをする、こういう方針でおります。垣根をつくりまして、ここからこっちは生活の分野だと、こっちは健康の分野だというようなことはなくて、お互いに必要なときはお互いの施設を使い合って、融通し合って十分なスペースを確保する、そういう基本的な姿勢ができております。その線に従って、今後、管理運営面の調査研究が進んでまいります。

御質問の２点目でございますけれども、先ほど申し上げたように、展示の広場には常設の展示物が掲示をされます。さらに、そのほかに移動の展示について考えられないかという御質問でございますけれども、私どもはこの方向に向かって検討をしております。今まで消費者連絡団体の消費者展が毎年１回、１０１で行われますけれども、ああいった展示会、これを市内の各所でやってみたい、移動式にやってみたいという考えを持っております。したがいまして、その移動展示につきましては、必ずしも屋内ばかりに限るものではございません。産業祭りのように、たくさんの人が集まる屋外でもこういった移動展示物を並べてみたい。そういう積極的な姿勢を持っております。したがいまして、看板なども組み立て式の看板で簡単に持ち運びできるようなものを備品類として用意いたしまして、これを適時適当な場所に持ち運んで巡回的に移動展示をやってみたい、そういう構想を持っております。

それから、車のことについては、専用の車のことにつきましては、今後の研究をさせていただきたいと思います。

それから、御質問の３点目、消費相談コーナーでございますけれども、御質問の中にございましたように、現在は週１回月曜日に専門の相談員の資格を持つ方が交代で相談に当たっております。お二人の方が交代で当たりますので一カ月に一人の方が２回ずつということになりますけれども、生活センターができましたらば、この週１回を隔日あるいは毎日ぐらい、相談を受け付けるような体制にもっていきたいと思います。間違いなくふやす方向でもっていきたい、このように考えております。

おっしゃるとおりに、相談件数はこのところ爆発的にふえておりまして、その大部分は契約に関するものでございます。そこで、生活課の職員が今クーリングオフの制度という手引書を自作でつくっておりまして、相談に見えた方にこれを配る予定でおります。

それから、栄養改善の相談員あるいは栄養改善推進協議会、この構想につきましてはお話を

伺い、今後の検討課題とさせていただきます。

私どもは、この仮称生活保健相談センターに保健婦を増員しなければならない、このことについて大変頭を痛めていたわけでございますけれども、専門の保健婦が１３名の中で何とか確保できそうな情勢にございます。さらに、その保健婦以外に栄養士につきましても非常に重要でございます。有害な食品添加物ですとか、それから、いろいろな色素の研究など、消費者展でやっておりましたけれども、ああいったことは、やはり栄養士が中心となって推進をしていくことでございますので、栄養士の増員もせんだって総務部長、職員課長にお話をいたしまして、その栄養士も管理栄養士クラスの者が適当であります。そういった保健婦、栄養士、専門職につきましてもオープンまでに充実の方向で努力をしてまいりたいと思います。

それから、保健相談でございますけれども、保健相談センターの方は、いわゆるヘルスの6事業を中心に行ってまいります。相談事業ですとか保健教育ですとか、そういうことが専門職を中心に行われるわけでございますけれども、そのうちでも特に私ども力を入れていきたいと思ってますのは、一般健康診査の後でチェックをされた人に対する事後訪問、事後指導でございます。この分野については増員が期待できる保健婦にお願いをすることになりますけれども、現在も母子相談と称しまして、長子の誕生後、一定期間内に保健婦をそのお宅へ訪問させて、そこで母子保健に関するいろいろな指導を行っております。そういった母子相談、母子相談指導、これを中心にいたしまして、子供だけでなく一般成人に対しても、事後指導に十分力を入れてまいりたいと思います。

そのほか、健康課とセンターが一体になっているお話なども伺いましたけれども、これも将来の管理運営面の一つの参考として伺わせていただきました。

いずれにいたしましても、健康センターの方は総合的な保健サービスの拠点といたしまして、今後、充実の方向で努力をしてまいります。

○副議長（中山基昭君）　宮沢清子君。

○２番（宮沢清子君）　どうもありがとうございました。

今後さらに積極的な検討を、対応に対して検討していただけることを希望いたします。

また、先ほど運営面におかれましていろいろと申し述べさせていただきましたが、関係団体とも十分協議していただかなければならないと思いますが、細部にわたる計画を今るる伺いましたが、そういった観点の中から市長さんのお考えもお伺いしたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　生活保健センター、今着工いたしまして２３年から事業開始をすると、こういう運びでございます。（「２３年じゃない」と呼ぶ者あり）いや、６３年から事業を始めることになっております。そこで、より精密な管理運営の面と、それから事業の面を明らかにするために、先ほど部長からもお答えいたしましたとおり、特命のチームをつくりまして検討を始めておる、こういうことでございます。

自治体行政が市民要望にこたえて、特に健康でありますとか、安全でありますとか、それによって安心ができるということが個人生活の基礎になるわけであります。そのためには個人の健康のためにお一人おひとりの健康のために自主的な努力もしていただかなければなりませんし、それにこたえられるまた施策が大切だという考え方によるものであります。

生活環境面で公害のことでありますとか、あるいは水の汚れ、緑の不足、こういうこともすべて帰するところは個人個人の心や体に健康の環境をつくっていこうということになるはずでありますので、そういう発想に基づく施策の一拠点であると、このように御理解をいただきたいと思います。

それから、生活センターも、これはやはり健康を守っていこう、あるいは流通経済を正しいものにしていこう、できるだけ早く、一番身近な水の汚れなどに目をつけて洗剤追放運動等もあるわけであります。あるいはリサイクル運動もあるわけであります。いずれも生活から着目をされ、特に地域の婦人を中心とする消費者運動の中から広がることが役立つと思っておりますので、それにこたえられる、そういうすべての行事ができる、そういう場にしようということであります。帰するところは、なるべく交通の利便があって市民の皆さんが気軽に集まっていただける、こういうためには旧庁舎跡は一番適当な場所ではないかということで、恐らく５年ぐらいかけまして地域保健協議会あるいは消費者運動団体、そういう方々の意見をできるだけ集約する形で、理念づくり、あるいは設備づくりがなされております。

これから、それをいかに管理運営の中から有効に発揮できる取り組みになるかというところに課題があると思っておりますので、十分お知恵をあちこちから拝聴しながら役立つものに育てていきたい、このように考えております。以上です。

○副議長（中山基昭君）　　宮沢清子君。

○２番（宮沢清子君）　　どうも大変ありがとうございました。

これをもちまして、この質問を終わらせていただきます。

○副議長（中山基昭君）　これをもって１１の１、（仮称）「生活保健相談センター」の今後の対策と課題についての質問を終わります。

一般質問１１の２、「自動販売機」安全利用の促進についての通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

○２番（宮沢清子君）　続きまして、自動販売機の安全利用の促進について質問をさせていただきます。

少年期から青年期へ、子供の世界から大人の世界へ大きく変わろうとする大切な時期に正しい人生の基盤、精神の骨格を確立できるよう、未来への無限の可能性を秘めている青少年が心身ともに健全に育ってほしいという、この願う発露から、きょうは、特にアルコール飲料の未青年に及ぼす影響についてお伺いしたいと思います。

このことにつきましては、けさもＮＨＫテレビで放映をしておりました。ごらんになった方もいらっしゃるかと思います。本年５月、国税庁の中央酒類審議会の中にありますアルコール飲料部会より、青少年の飲酒防止策を中心としたアルコール飲料としての酒類のあり方について提言が出されておりました。

提言は、全国８万5,０００カ所に１６万2,０００台ある酒類自動販売機の規制を取り上げております。１、午後１１時から翌朝５時までの深夜販売の自粛を徹底、違反店には警告を出す。２、酒類と清涼飲料の販売機をできるだけ分離するよう自動販売機業界、酒小売店を指導する。３、低アルコール商品の容器には子供の好きな動物やマスコットをラブルに使用しない。４、清涼飲料との区別を明確にするため、酒類の容器にはアルコール度数を大きく表示するか、または酒のシンボルマークをつける。５、酒類の宣伝、広告のあり方については中学生、高校生向けの新聞、雑誌には広告を出さないこと。また、テレビのコマーシャルでは未青年の飲酒は禁止されていますなどの警告文を流して注意を喚起するよう要望されています。日本のアルコール飲料消費量が世界３０位に達し、キッチンドリンカーやアルコール中毒依存症が多くなったことを受けられ、１昨年末から適正飲酒のあり方を討議され、青少年に焦点を絞り提言をまとめています。

さらには、全国的な中、高校生の飲酒の実態はどうなのか、アルコール問題全国市民協会が、ことし行ったデータを見てみますと、調査は、この問題に関心を持つ教師の協力を得て、中学

２年生、高校２年生を対象に、全国でそれぞれ１３校７７９人、１５校８８３人にアンケートをとりました。

その結果、飲酒経験は中学生の７割半、高校生の９割があると答え、地域別、男女別の差も余りなく、全国の中学生高校生が飲酒をしております。今現在の飲酒頻度はどうかと申しますと、月に一、二回以上飲酒している者が、中学飲酒者の２割、高校飲酒者の４割にもなっています。このうち週１回以上を見ますと、中学生７％、高校生１４％という驚くべき数字となっています。

突っ張っているわけでもない、非行グループでもない普通の男女高校生が喫茶店のような感覚で居酒屋へ行き、酎ハイやビールを飲む姿がますますふえてきており、最近では中学生の姿も見え始めたと聞き及んでいます。また、飲酒コンパに行ったことのある中学生は２割弱、高校生は７割弱、時期は年末が圧倒的に多く、次いで夏休み、お正月、普通の日、学校行事の後となっており、これから年末年始にかけて要注意というところでしょう。

飲酒コンパはどこでやっているのかを探ると、居酒屋６０％と、自動販売機で購入して友人宅で飲むが５０％と跳び抜けて多く見られます。何のために、との問いには、わっと騒ぐのが楽しいが８０％と断トツで、ふだん話せない人とも仲よくなれるが３０％、男性と気軽に話せる、２２％、もやもやがとれて、スカッとする、２２％の順となっております。

このような調査結果をまとめられた方々によりますと、飲酒に対するブレーキ意識は完璧になくなっていますね、しかもお酒に強いと格好いいとなりますから無理して飲む子も多いようです。また、子供がお酒を飲んで帰っても黙っている親が、高校生で７割、中学生でも４割もいるという結果が出ました。酒害の怖さがまだまだ知られていないことを痛感します、と述べられ、アルコール保健教育の必要性を訴えておりました。

今、子供たちの周辺にはジュースなのかお酒なのかもわからないカラフルな物が販売されています。テレビのコマーシャル等によってかわいらしいキャラクターが印刷され、ファッショナブルな缶、瓶が簡単に手に入る状況であります。その種類は１５種類にも及び、アルコール度１％から最高８％で、これは酒類小売業者でなければ販売できない完全なお酒であります。

未青年者飲酒禁止法が成立したのは大正１１年、それ以来、未青年者の飲酒を禁止されておりますことは周知のとおりでございます。未青年の飲酒が法律で禁止されている理由として、体が成長期であること、肝臓におけるアルコール分解酵素が十分働かない、また精神面におい

ても未発達であることなどが挙げられています。

いつでも、どこでも買える自動販売機ですが、清涼飲料水と一緒に売られている所もあります。私も、実際に清涼飲料水まがいのアルコール飲料を何種類か買ってみました。そこで、どれがアルコールが入っているのか、入っていないのか、表示も小さく表示されている状況です。ちなみに、４％から4.５％、多くて７％入りでした。また、コーヒーと見まがうようなジュースの缶入りのような感じがするのもありました。よく見ますと必ずアルコール分の入っているものはアルコール何％、未青年者の飲酒は法律で禁じられております、と小さな字で表示されております。お店先や自動販売機の中に並んでいるときは楽しげな色や絵で、何となくジュースのような感じで人目を引いております。自動販売機には故障と苦情は、ということと、未青年の飲酒及び飲酒運転は禁止されております。販売時間は午前５時から午後１１時まで、午後１１時から午前５時まで販売を停止させていただきます、という２枚のステッカーが張られてはおりますが、貼付箇所は一定の箇所ではなく、思い思いの所に張ってありますので、設置場所によっては目に触れにくい所もたくさんありました。

そこで、質問をさせていただきますが、日野市の現状について自動販売機やストアー等での販売状況をどのように把握されていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

また、それに対して具体的な働きかけがありましたらお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　日野市の自動販売機の現状の把握ということでございますけれども、直接の監督官庁がはっきりわかりませんので、私どもは日野市内の酒商組合のある理事さんからお話を伺いました。

アルコール類の自動販売機の設置の数でございますけれども、日野地区で６２台でございます。それから、七生地区で４４台でございます。合わせて市内で１０６台のアルコール類自動販売機が設置されております。市内では酒店が８１店あるそうですが、自動販売機を設置していない酒店はおよそ１１軒だそうです。残りの７０軒については設置をしているそうでございまして、単純に平均を出しますと１店当たり1.５台の自動販売機が設置されているということになります。これを日野地区と七生地区に分けますと、日野地区で４１店、七生地区では２９店でございます。この数字は、先ほど申し上げたとおり理事さんからの聞き書きでございます

けれども、上にも下にも５台の誤差ぐらいでそんなに大きい違いはないと、このようにその理事さんは申しておりました。

この自販機への具体的な働きかけでございますけれども、御質問の中でいろいろな例を出されておりました。私どもは、滋賀県で行いました意識調査、中学校と高校の学生に対する意識調査の結果を見てみました。

どういう意識調査かと申しますと、非行に走る第一の原因はどういうことか、青少年が非行に走る第一の原因はどういうことかという問いに対しまして、一番多かったのが、世の中が学歴社会であること、こういう答えが３９％で一番多かったわけでございます。この学歴社会と非行に走るということの因果関係は私は余りはっきりしないんですけれども、その次に多かったのが自動販売機で酒やたばこが自由に買えること、これを挙げた中高校生が３５％でございます。中学生や高校生もこの自動販売機で自由にアルコール飲料が買えるということが非行につながる原因である、このように認識をしているわけでございます。最近、アルコール症で治療を受けている人に、２５歳前後の若者が全体の約３０％に及んでいるという調査結果もございます。アルコール症で治療を受けている人の７０％以上が２０歳未満からの飲酒者である。したがいまして、お酒に早くから親しみますとアルコール症になりやすい、こういう結果が出ているわけでございます。近ごろは、このアルコールに親しむ年齢が約１０歳低年齢化してきているとも言われています。飲む酒もアルコール濃度の高いものにだんだんなってきまして、その量も多くなるわけです。したがいましてアルコール症や肝硬変症になるのも一層若年齢化してきているわけでございます。

こういう危険な状態から脱するには、私は何といっても家庭教育の場でもう少ししっかりとしつけるべきだと思います。自動販売機がはんらんしている世の中でございます。そこへ、お酒の害についても無知に等しいような若い者でございますから、飲酒行動がごく当たり前のこととして容認されているような社会の風潮、そういうものの中で発がん性が説かれているたばこの害ほどに、飲酒の害というのは説かれない。子供の非行化とも関連がついてくるわけでございます。

また、もう一つ、これも興味ある調査でございます。最近発行されました某県の進学高校の調査におきまして、２０歳になるまでたばこを吸うべきでない、この問いに対してイエスと答えた生徒は、男で５０％で女子は７１％であったということであります。また、２０歳になる

まで酒を飲むべきでない、これに対しましてはイエスと答えた生徒は、男子が7.8％、女子が22.3％でしかなく、飲酒行動には極めて肯定的なことがわかったわけでございます。

動物に生後間もなくアルコールを1回だけ与えますと、その動物が成熟後に大変アルコールを好きになる、アルコールが極めて好きになる動物に成熟するんだそうですけれども、人間におきましても早く飲み始めれば、それだけ早く臓器障害の起こること、それから、若い年代のうちから回復不能の肝硬変になりやすいこと、そして老化が早くなるとか成人病その他、諸疾患にかかりやすくなる、それから、女子の場合には子供に影響がある。たばこの害と同じように酒の影響も科学的に悪い方向が証明されているわけでございます。

したがいまして、まず第1に、アルコールの害については家庭で毅然とした態度をとる。どうだ、一杯やれなんていうような物わかりのいい親にはならないで、満20、二十になるまでは飲酒はいけないと、そういう毅然たる態度を家庭教育の中にとること。それから、やっぱりもう一つは、学校教育の中でもって小さい時期から酒の害についての衛生教育を取り入れるべきだと思います。フィリピンの話を聞きますと、小学校の段階からもうすでに健康教育の中でアルコールの害について、繰り返し教えているそうでございます。

したがいまして、アルコールの害については、1に家庭教育でもう少し毅然たる態度をとること。特に親がそういう態度をとること。そして2番目には、その補完的なものといたしまして、学校教育の場でもってアルコールの害についてしっかり教育を徹底する、こういうような働きかけが必要ではないかと思います。

○副議長（中山基昭君）　宮沢清子君。

○2番（宮沢清子君）　ありがとうございました。

実際には取り組むことに関しては大変なことだと思いますけれども、あらゆる機会を通して家庭教育、学校教育ということもございましたけれども、そういった機会を通しながら、与える影響というものの教育というか、そういったものの趣旨の徹底も今後図っていただけたらと思います。

自動販売機20年史という本を読んでみましたところ、未青年の飲酒、また喫煙等についても、昭和50年6月に参議院で取り上げられました。その後、同じ年の10月に愛媛県では自動販売機条例をつくって適切な設置及び管理に関する条例を公布しておられます。県独自で、この自動販売機の調整、自粛に取り組んでおるということが書かれておりました。

大脳生理学者でおられる神奈川医科歯科大学の菅谷教授も、お酒を飲んだ後は脳の神経細胞を壊していく音が聞こえるほど、とまで学生たちに講義をされております。その理由は周知のとおりですが、人間の脳には、生まれたとき、だれでも約１４０億個の神経細胞があります。この神経細胞の周りに次々に突起ができて神経細胞がつながっていきます。細胞のつながりが多くなればなるほど知恵は働くそうです。脳の発達はさまざまな経験や知識を吸収することによって神経細胞がつながっていくことを意味しておりますが、この脳の発達も２０歳がピークで、それ以降は一日１０から２０万個ずつ神経細胞が壊れていくそうです。脳の神経細胞は一度壊れると二度と再生しないようです。アルコールが脳に入りますと、神経細胞にあるたんぱく質資質、神経伝達物質の情報を受ける受容体などが変化してしまうため脳の発達が阻害されたり破壊されてしまうと考えられます。

菅谷教授は、脳をＣＴスキャンしてみますと、２０歳の健康な脳は神経細胞が張り詰めて全くすき間がないんです。老人になるとすき間が出てきますが、アルコール依存症の人の脳を見たときはぎょっとしたそうです。老人どころの比べものではなく、比較的若くても脳が縮んでいたり、すかすかになっているんです、と、（笑声）このように青少年に対するアルコール飲料の及ぼす影響について指摘されております。

中高校生時代の飲酒は安易な逃げ道だと思います。どれだけ花開くか知れない可能性を枯渇させ、青春を麻痺させてしまうおそれがあります。青少年は未来の希望であり、少年は未来の宝であります。青年を信頼し、期待し、そして少年たちを心から愛し、大切にしていくことが私どもの責務であると感じます。いろいろな機会を通しましても、日野市としても教育をしていただけるよう検討していただきたいと思います。

また、このことにつきまして、最後、市長のお考えもお伺いして、この質問を終わりたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　近代の社会情勢といたしまして、一方の機能性といいますか、利便性が追究し開発される。その一方には、子供たちを被害者としておかなければならないような傾向が多いことは、まことに憂うべきことだと言わざるを得ないと思います。

たばこの害といい、あるいはアルコールの害といい、これは特に幼少期、育ち盛りの少年時代にはいい影響を与えるわけは全くないはずであります。過去の時期には一応そういうモラル

が成り立っていたときもあるわけでありますが、、自販機と言われる利便の装置によって、そういうことすらかなり冒されてしまったと言わざるを得ないと思います。

なかなか対応は難しいわけでありますけれど、いろいろな方法で、市民にそのことを訴えて何らかの成果を基礎に市民運動を起こしていきたいと、このように考えます。

○副議長（中山基昭君）　宮沢清子君。

○２番（宮沢清子君）　大変ありがとうございました。

以上をもちまして、質問を終わります。（拍手）

○副議長（中山基昭君）　これをもって１１の２、「自動販売機」の安全利用の促進についての質問を終わります。

一般質問１２の１、ゴミ減量化対策についての通告質問者、小俣昭光君の質問を許します。

〔１０番議員登壇〕

○１０番（小俣昭光君）　１２の１、ごみ減量化対策についての質問をさせていただきます。

人口の集中や経済の高度成長期から第１次オイルショックなど、社会の変動の時代を経て、大量生産、大量消費のワンウェイ経済社会が定着し、今日のようにごみそのものの質が大きく変化してくると、そのすべてを行政の責任の中で受け入れるには、もはや限界と言ってもよいほど悪化の傾向が強まってきています。

ごみ処理が、これまでのような後始末的感覚で推移すれば、国内の空間はごみで埋まってしまうと言っても過言でないと言われています。ごみは、もはや自然のサイクルに乗らなくなった。現在のごみ処理のあり方を、ごみに携わる人々の中にごみ解決のため、行動を通してそのシステム化を達成しようという気運が盛り上がってきてから十数年になります。それは、市民生活やごみ処理体制にリサイクル精神を吹き込み、ごみそのものを改めて見詰め直すことによってごみ問題解決へのステップとして、さらに社会を構成する人々がごみを通して行政と市民が力を合わせ、ごみ対策の運動が各地に起こってきました。

市民生活から排出されるごみの適正な処理は、清掃事業にとっては永遠の命題と言っても言い過ぎではないと言われています。

かつて、我が国の家庭から出されるごみの大部分は自己処理が中心であったことを思えば隔世の感があります。これも４０年代を境に大きく様変わりしてきました。過去１０年くらいを

前後して、各自治体のごみ処理の実態は、処理施設の行き詰まりからごみ非常事態宣言が各地で行われ、町がごみで埋まるといったような深刻な状況の中で、行政と住民の葛藤は、現在に至るまでさまざまな展開を見せています。最近ではプラスチックや家電製品を中心としたごみ質の変化は、適正処理を進める上でも既存施設での処理、処分はより一層困難にさせてきています。加えて、最終処分地としての埋立地の逼迫は、これからのごみ処理にとって最大の課題となっています。

ごみ処理が市民生活から排出された物の後始末の意味しか特っていといという反省に立って、これまでの地域活動や住民参加によって築かれたソフト面でのシステムを有機的に結びつけ、さらに、ごみを仲立ちに市民みずから主体姓を持てるような新たな発想の転換を目指したリサイクル運動が各地に起こり、そして生活、文化の見直しとリサイクル社会へごみ減量、資源ごみへと、物を大切にする精神を養う場としても各地で実証されています。

私が、ここでごみ問題を取り上げたのは、３年がかりで日野市でも建設費に約６０億かけて新しい焼却場が来年５月に完成します。これによってごみが安易に捨てられることに懸念し、また６０年決算では、じんかい処理費だけで約４５億、市民１人当たり２万9,３００円も費用がかかっています。また、ごみの処理費は５９年度３万8,８００トンから６０年度４万1,６００トンと、７％を上回る増加となっていて、ことし、円高により古紙や鉄くずなどの再生資源の価格の暴落でごみの量が急増のおそれさえあります。

日野市でも、４月からごみの減量化と資源化を図る必要から、空き瓶、カレットの回収を量に応じて奨励金を支給し始めました。私は、リサイクル運動を積極的に進める立場からこの問題を取り上げました。行政の積極的な対応を望むものであります。

リサイクル運動での先進市でも１０年ぐらい前から取り組まれたところが多く、日野市でも昭和５３年１月に、市長は、日野市ごみ減量研究会に日野市におけるごみ減量システムの確立についての諮問をして、その年１２月にその報告を受けています。

また、６０年４月、日野市清掃問題協議会から清掃行政に対する市民サイドからの提言が出されています。この提言には、１、清掃行政に対する市民サイドの提言。２として、ごみ減量と資源化リサイクルについての二つの問題を取り上げています。これを見てみますと、１の清掃行政に対する市民サイドの提言では、市民は正しいごみの出し方についての理解は余りされていない。だからもっと積極的に正しいごみの出し方について市民の意識を高めることが市

の責務である、と言っています。ごみ集積所についてはボックス配置地域、そうでない地域についての清掃サービスが不均衡であるので対応をすべきである、また、集積所環境を守る、そのために清掃協力員を置く。ごみ収集についてはダストボックスや集積所に一時保管されるごみの収集である。不燃ごみの週1回収集については検討の余地がある。地域の環境美化については、環境美化条例をつくり、その行動団体として自然を守る市民会議、公害監視員、消費者団体、地域自治会組織、子供会などを含め、各組織の中から行事の主体となる目標を設定し、それを清掃デーとする、など、また、全市民が自由に参加できる、このような運動方式がそれぞれの組織の既存価値を損なわず、その意義を深めることになろうと言っています。

2の、ごみ減量と資源リサイクルについては、日野市の最終処分場の日の出町八戸沢の広域処分場が必ず満杯になるときが来るから、そのためには市民各自の分別行為が必要となり、捨てない工夫、ごみになる物をふやさない、暮らしの見直しなどの工夫が大切である。ごみの資源化については、回収団体がごみを資源にしなかった場合の市の処理費を考えた場合、回収団体に奨励金を出すことによって、リサイクル運動に弾みがつき、新しい団体の輪が広がるだろうと言っています。不用品をごみとして扱わず、必要な人に喜んで使用してもらえる不用品交換制度の定着を呼びかけています。すでに、リサイクルセンターとして実施しているが、PRに力を入れる必要もあります。

以上のことをまとめて5点質問いたします。

1、ごみ減量の取り組みを進めるために、減量対策委員会の設置ができないかどうかをお聞きいたします。

2番目として、資源ごみ回収事業協力団体と回収業者、市との三者との情報連絡会を持ち、時期に応じた情報の提供や相互の意見交換は一層運動の推進を促すと考えられるので、ぜひ進めていただきたい。

3点目としては、回収実績に応じて事業奨励金の意味を含めた報奨金制度と、回収業者への円高不況対策としての援助を考えることはできないか、お聞きいたします。

4番目としては、自治会との連携を強めるごみ減量や、市からのお願い、また、自治会からの要望など、ごみ問題での話し合いを積極的に行うことはできないのか、お聞きいたします。

5番目としては、スーパーなどではトレーなどの回収を行うなど、過剰包装をしないよう、ごみ減量化への販売協力の指導をどうしているか、お聞かせいただきたいと思います。

以上、５点についてお聞きいたします。

○副議長（中山基昭君）　小俣昭光君の質問についての答弁を求めます。清掃部長。

○清掃部長（藤浪竜徳君）　５点にわたる御質問をいただきましたので、逐次御回答申し上げます。

まず第１点でございますけれども、ごみ減量の取り組み、ごみ減量対策委員会というものを設置できないかという御質問でございます。ごみ減量対策は、いかにリサイクル運動を推進していくかということが重要な課題だろうと思っております。この課題に向けまして取り組んでいるところでございますけれども、まず、資源回収協力団体の育成ということで、事業開始の支度金の助成１万円ですけれども、支給、助成しております。それから、年６回の広報等のＰＲを年６回定期的に掲載いたしましてＰＲをし、呼びかけております。

それから、清掃工場、搬入されます廃棄物につきましては、機械処理、また手選別等で有価物――鉄、アルミ等でございますけれども、これを取り出しましてリサイクルを図っております。それから、カレット類でございますけれども、雑瓶でございます。これは、今年度から相模原にございます山村リサイクリングシステムというところと提携いたしまして、回収団体への奨励金といたしましてキロ当たり３円でございますけれども、交付いたしまして事業の拡大を図っているところでございます。それから、本年７月に、高齢者事業団等におきます。事業団によりますリサイクル事務所を開設しまして、ごみ問題に対する市民意識の高揚、また、ごみ減量に大きな成果を上げつつある現状でございます。

こうしたごみ減量とリサイクルの推進につきましては、市民の方々を委員といたしました。先ほど小俣議員さんもおっしゃいましたけれども、ごみ減量対策委員会、それから清掃問題協議会等を設置いたしまして、清掃行政に対する市民の、市民サイドからの提言に基づきまして実施を進めているところでございます。したがいまして、清掃問題協議会の制度はございますので、昭和６２年度では御指摘のいただきましたごみ減量対策の趣旨を踏まえまして、この協議会活動を検討してみたいと、こう思っております。

それから、２番目の資源回収団体、資源回収業者、市との情報連絡会というものの設置でございますけれども、市内に資源回収団体、これは子供会とか自治会、消費者団体でございますけれども、１９０ばかりございます。これは近隣市並みの活動を行っております。資源回収業者、市内には１３業者ございますけれども、この業者とは年３回ほど情報交換の場を持ってお

ります。ここで、昭和６１年度――ことしからですけれども、カレットについては資源回収団体の奨励金を、先ほど申し上げましたけれども、交付することになりましたので、これを機会にこの団体との関係も密になるもの　期待しているところでございます。今後、情報連絡等の活動が活発になるような対策といたしまして、いろいろと検討をしてみたいと、このように考えております。

それから、回収日においては補助金等と、それから資源回収業者との援助ということでございますけれども、確かに資源回収業者は円高に伴いまして資源ごみの売り上げの単価も極度に下がっております。大変な状況にございます。回収業者も転職を余儀なくされるということも聞いております。一方、回収の協力団体もこうした状況の中で資源ごみの回収実績も鈍っているのも事実でございます。リサイクル業者を進める上からも、資源の回収量を増せばごみ減量にもつながりますので、回収業者も引き取るような、増加すれば営業上もプラスになるというような状況でございますので、基本的な考え方を踏まえまして、このことにつきまして十分検討をしてみたいと、このように考えております。

それから、４番目の清掃行政の推進として自治会との連携ということでございます。特に、申し上げましたとおりごみ行政は市民の方々の大きな協力がなくてはうまくいかないということは言うまでもございません。しかし、現行はスムーズに清掃行政は動いているというように判断しているところでございますけれども、現在、ごみの集積所の新設とか増設、関係する小さなことから何でも地域の自治会を主体に相談、協議し連携を持ちながら進めているところでございます。さらに一層の協力関係を強めていきたいと思っております。

それから、５点目の商品の過剰包装でございますけれども、特にスーパー等については、こちらの方からは特に指導ということはございませんけれども、市内の消費者運動の一環といたしまして、商品の過剰包装については運動を展開しているというように聞いております。清掃部といたしましては、ごみ減量を推進する上からも市長会の補助機関でございます東京都市町村清掃協議会というのがございます。これらと共同で必要な運動、広域的に展開する必要があるんではないか、このように考えているところでございます。以上です。

○副議長（中山基昭君）　　小俣昭光君。

○１０番（小俣昭光君）　　再質問を何点かさせていただきます。

全体を見まして、広報で年６回のお知らせをしているということが言われております。私は、

このごみ問題、ただ単なる広報でお知らせしただけでは市民の理解を得るのに大変に難しいのではないかと思います。

先ほど、4月から瓶の回収をやっている、約8カ月たつわけですけれど、この間、瓶の回収をする団体がふえてきているのかどうか、これらを見ても明らかだと思います。その瓶の回収団体、どういう状況になっているのか、それについてお聞かせいただきたいと思います。

それと、検討委員会、これは減量対策委員会、これは今の回収団体との問題でもつながりがありますが、まだ市民が、ごみの状況はどうなっているのかというのが理解が不足していると思います。3年ぐらい前にグリンボックスを廃止しようというような動きの中でも、市から一方的に押しつけられる、これに対して、やはり自治会の人たちが反対する、これらもただ単なるグリーンボックスを廃止するということではなく、ごみ全体の問題からグリーンボックスがどうなのかということが論議されてこなければ、多くの市民の人たちはグリーンボックスにごみを捨てられる、いつでも捨てられるという安易な気持ちでグリーンボックス廃止に反対したのではないかと思います。これらが、ごみの全体の観点から話し合いが出されていれば、案外、市の方向を受け入れやすくなってきたのではないかと思います。

こういうのを見ても、ただ一方的に市の広報でごみ問題をお知らせするのでは、やはり市民が理解をしづらいと思いますので、その辺を積極的に受けとめていただきたいというように思います。

それと、回収団体、各自治会や子供会、あるいは老人クラブだとか、そういうところで190何団体が応じていると思いますが、これも最初の、当初に支度金として1万円を出す。その後、その問題について話し合いがされているのかどうか、その辺についてもお聞かせいただければありがたいと思います。

また、5番目のスーパーなどでの話し合い、これは野菜や、あるいは魚などの入れ物、トレー、発砲スチロールでできているのがありますが、これが不燃物の、不燃物捨て場に非常に多くなってきている。ですから週1回ではボックスにあふれてしまっているのがあっちこっちで見受けられます。ですから、これを排除するだけでもかなり減量化ができます。ぜひ積極的にこれの回収などをスーパーなどに強く求めていくことが必要だと思います。この辺についてもう一度お答えいただければありがたいと思います。

以上、3点についてお答えいただければありがたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　清掃部長。

○清掃部長（藤浪竜徳君）　まず、第１点目のカレットの申し込み状況でございますけれども、現在、三地区が実施されております。さらに二つの地域もこれに加わる予定になっております。確かに、御指摘のとおり、このカレットの集団回収につきましては広報等の連絡ではＰＲが行き届かないんではないかという御指摘でございます。６カ月間様子を見ておりましたところ、このような状況でございますので、各自治会長さん、それから消費者団体等に呼びかけの文書を出しております。これについてかなりの反響があるというふうに担当の方からは聞いておるところでございます。

それから、１９０団体ございます資源回収団体でございますけれども、その後、支度金として１万円交付したそのままではないかという御指摘でございます。自治会長さん、会長さん等が特に１年でかわってしまうというようなケースも大分ございますけれども、私どもといたしましては状況を極めて極力把握に努めております。この中では９０％の団体が活発に動いているというふうに状況をつかんでございます。

それから、３点目のスーパーのトレーでございますけれども、確かにトレーというような包装がかなり多くなっているということも事実でございますけれども、消費者団体等とも強力に連携を持ちまして、できるだけ少なくなるような運動を推進してまいりたいと、このように考えております。以上です。

○副議長（中山基昭君）　小俣昭光君。

○１０番（小俣昭光君）　リサイクル運動を進めてきている各地域で、私もあちこちの資料を調べたわけですけれど、埼玉県の川口市でのリサイクル運動、大変うまくいっているというのが、市民が燃えたごみのリサイクル、ということで、松田美夜子さんという方が書いた本がございます。この中からの感じたところを少し読み上げさせていただき、その後、市長からごみ問題についてお答えがあればお聞かせいただきたいと思います。

川口市のリサイクルシステムはコミュニティーを核として、ごみ問題をリサイクル運動で解決するという方法である。市民のできることは市民で、行政は私たちのできないことを、という発想から生まれた運動である。５５年度は５万1,０００トンの回収実績を上げ、6.５００万円市民に還元された。ある地区ではリサイクルの収入と県と市の助成金で町内会館を建てたところもある。この運動は、売上金が地域に還元されることにより、地域コミュニティーの活動が

活発になるという大きな成果を上げている。また、市民からの声として、いつも行政というのは押しつけ行政だと思っている。ごみのことでも、まず文書が来て、今度はこうするから分類しなさい、そうしないと持って行かないという、命令だけで動かされている。広辺さんという同じ市に住んでいるのですが、先ほどのプラスチックの話で、生きている、死んでいると言われても、私たちは具体的に理解できない。家の台所でおしょうゆの瓶や油の瓶を、こっちは生きているプラスチックかしら、死んでいるプラスチックかしら、と分類の仕方がわからなくなって考え込んでしまうのだ。行政は、私たち主婦を無知でいいかげんで、協力してくれないと思っているようだが、だめならだめで、もっと市民と血の通った話し合いや交流があってもいいと思う。こういうような話も出てます。

そして、松田美夜子さんは、川口方式は、1、住民に負担をかけないこと。2、地元にリサイクルの収益が還元されることを大きな柱として実施されている。収益金が入ることは、地域の活動を活発にし、市民の参加意識を盛り上げる結果となった。ある町会では、毎月1回の資源回収で、現在でも十二、三万の収入があるので町内会館を建てる資金にする計画を立てた。この町会を例にとれば、回収作業は10年に1度回ってくる町会の班長当番のときに年4回作業に参加すればいいことになっている。この程度の負担はお互いさまという気持ちを育て、むしろ参加することで日ごろ世話になっているのでお返しするのだという気持ちを育てていく、こういうように言っております。

日野市でも、リサイクル運動を通じて資源回収にすることによって、ごみの量を減らすことが、これからのごみ問題にとっても大事なことだと思います。その点を踏まえまして、市長に一言何かあればお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の清掃行政は市民生活の排出される廃棄物、これをなるべき機能的に処理ができているということで、市民生活の側からも相当な評価がいただけるものだというふうに受けとめております。

清掃行政そのものにコミュニティーの活動でありますとかリサイクル運動とかというのを一方的にこれを強いるのはちょっと無理でありまして、今、生活保健センターをつくろうとしている、その生活センターでいろいろな市民自身が発想される運動の中にリサイクル問題等の吸収する部分がたくさんあるというふうに期待をしておるところであります。

ごく大きい廃棄物のサイクルから考えまして、なるべく資源化できるものは資源化のルートに乗せるということは望ましいことであります。そして、クリーンセンターという清掃部の現場作業は、これは、ごみにいたしましても、あるいはし尿にいたしましても、要するに、なるべく天然の物質にして自然に戻すと、こういう作業になるわけであります。その際に、確かに市内に終末処分場、つまり埋立地がない、そこで他の自治体に共同でお願いをして処分をしている、これは内陸の自治体のやむを得ない状況であります。それに、ある年限があるということも、また今後、その場所をつくることもだんだん難しくなるということも明らかであります。

東京都市長会におきましても東京都に要請をして、そうして国のフェニックス計画、すなわち、これは海岸の埋め立てということになるわけでありすけれど、そういう、将来はそういう処理に見込めるので、その計画を国あるいは都においても考えておいてくださいと、こういう運動を毎年やっております。

市民生活に、各戸の市民生活に余り行政がお願いばっかりするのも、これは窮屈なことでありますから、日常的な循環のサイクルコース、これは施設やシステムにおいてはっきりつくっておくということだと思います。その流れの中に資源化できるものをなるべく別のルートに切りかえて、そうして経済効果を持たしていくということになるのが望ましいわけでありますが、現在の経済界の状況というのは、その資源化の、つまり経済界までも閉ざすという方向に進んでおるわけでありまして、そこに難しさがある、こういうことになるわけであります。

そういう中で、市民運動的に、つまり資源を大事にしよう、あるいは有限の資源をなるべくサイクルに乗せよう、これはまさに建全な、大きく言えば地球規模の課題でもありますから、そのような取り組みは極力やっていくということは大切でありますが、これは経済界にどうも依存しているだけではなかなからちが明かない、こういう面もある感じがいたします。そこで、一方の健全な地域社会や、それから環境を守っていくという、それこそ道徳的な意味も含めて市民運動にゆだねていく、それがまさに正しい市民運動のあり方だと、このように思っております。それに対する仕事のやりよい仕向け方というのが行政のアイデアになるわけでありますから、そういう観点からこの問題に取り組んでいこうと思っております。

一方的に現在は、過去にはございましたが、現在は一方的に何か行政サイドから減量化を強いるということは、むしろ適当でない。市民生活は市民生活として利便も含めて、一定の消費はなさってください、その後始末はきちっとできますと、こういうことが進むべき市ではない

かと、このように考えております。

そういう大きな問題を含んでおりますので、これからもいろいろな英知を集めて、単なる一自治体の問題ではなくて、地球をどういうふうに守っていくか、あるいは大気やその他の公害をどういうふうに守っていくかということとあわせて考えられるべき大きな哲学的課題であると、このように考えております。

○副議長（中山基昭君）　これをもって１２の１、ゴミ減量化対策についての質問を終わります。

一般質問１２の２、千代田自動車跡地と周辺の環境対策についての通告質問者、小俣昭光君の質問を許します。

○１０番（小俣昭光君）　１２の２、千代田自動車跡地と周辺の環境整備についての質問をさせていただきます。

先日の議会初日に、市長の行政報告でこの問題がかなり明らかになりましたが、ラップしないよう質問させていただきます。

千代田自動車跡地に職住接近型団地として、横川メディカルシステム株式会社と住宅都市整備公団との共同開発されると新聞などに大きく報道されて、周辺住民からも大変関心が持たれています。また、住都公団も新しい団地づくりとして重視していると思います。市も、この跡地に強い関心を持ち、よりよい環境を保つために行政指導をしてきていると思いますので、横川メディカルシステム、住都公団との話し合いで決まったこと及び、まだはっきりと決まっていないが、こういう方向で話し合いがされているなどの中間報告のような形でもお聞かせいただければと思います。

そして、その前段として、初日の日に配られました資料によりますと、共同開発と、住宅都市整備公団と横川メディカルシステム株式会社との共同開発となっておりますが、この問題、どのような形での共同開発か、まず最初にそれをお聞かせいただき、その後、各項目によって質問させていただきたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　小俣昭光君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、ただいまの御質問にお答え申し上げます。

千代田自動車跡地の土地利用につきましては、公団サイドで当初住宅を建てたいという申し入れがあったわけでございますが、当然、こういう地域でありますために、住宅だけを建てる

ということは必ずしも好ましくない。こういうことから工場との共同開発ということも指導の一つに入れてきたわけでございます。その結果として、共同開発という形になってまいったわけでございますが、市の方の指導として強く打ち出したのは、やはり用途地域の純化ということを強く打ち出したわけでございます。住宅を工業地域の中に建てるということは、最近の特徴としては非常にそういう傾向があるわけでございますが、非常に貴重な工業団地の一画でもありますために、やはり住宅だけを建てるということは好ましくないということで指導をしたところでございます。

共同開発というのはどういうことかと言うと、従来、住宅は住宅、工場は工場ということで別個でもって建設が進められておったわけでございますが、このたびの住宅都市整備公団に、当初、私どもが持ちかけた話としては、住宅と工場、これは一体的に開発できないかと、そういうことがあっても当然いいのではなかろうかということで話を持ちかけていったわけでございます。当時、太田区でそのような指導を公団に行いました。一部中小企業を住宅の中に入れた例がございます。それをもっと拡大して大企業の上に住宅というような構想で考えるというようなことから始まったわけでございます。職住接近というのもあります。また用途地域の純化という点からの観点もあります。そういうものの観点から、やはり新しい考えに立脚した構想を打ち上げるべきであるということで、公団サイドの考え、または市の方とも十分協議をする中で、こういった共同開発が全国的に初めて行われることになったわけでございます。

その結果としては、非常に新しい開発、これが全国的にも非常に注目を集めているところでございまして、すでに公団の方に、日野市のような開発をしてほしいというような要望も数カ所の市から来ておるということも伺っております。以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　小俣昭光君。

○１０番（小俣昭光君）　1点、確認させていただきます。

そうすると、横川システムと住都公団では、例えば横川に出資するとか、あるいは逆に公団の方に出資しているとかということはないのかどうなのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答えいたします。

資金の融資あるいは資金を出し合うというようなことはございません。土地が4.6ヘクター

ルございますが、そのうちの土地を2.6ヘクタールを公団が持ち、また2ヘクタールを横川メディカルシステム株式会社が持つということになります。これは最終的な姿でございますけれども、建設途上約5年ぐらいの間は、土地を両者で一部共有するということで進めていって、最終的に持ち分をはっきり分けるという形で進めたいということでございます。

○副議長（中山基昭君）　小俣昭光君。

○10番（小俣昭光君）　わかりました。その点については理解できました。

それでは、具体的に質問させていただきたいと思います。

第1は、横川メディカル住都公団の駐車場の面積と台数、それと通路の面積がわかればお聞かせいただきたいと思います。それが第1点です。

第2点は、住宅の各タイプ、1DKから4LDKあるそうですけれど、これのタイプの面積と家賃、家賃はわかりづらいかと思いますが、もし、そのような話し合いがされているならばお聞かせいただきたいと思います。

3点目は、配付された資料を見ますとテニスコートが工場側と公団側に設置されますが、管理はどこがするのでしょうか。また、周辺地域の人も利用できるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

4点目は、周辺の環境改善についてお聞きいたします。当然、都市ガスが設置されると思います。周辺地域はまだプロパンガスを利用していると言われております。住民側からも要望が出されていると思いますが、周辺居住者にも利用できるような工事を進めていただきたいと思いますが、その辺についてもお聞かせいただきたいと思います。

5点目は、旭が丘五丁目にバス路線を延長してほしいという声が市議会でも要望が出されてきております。長年の市民の要望でありますモータープールを確保して、工業団地行きの路線を延長していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

6点目は、14階建てにより電波障害や風害も考えられます。どのような対策を立てているのかお聞かせいただきたいと思います。

7点目は、跡地での駐車場や雨水排水は地下浸透方式でするなど、指導をお願いいたします。

8点目、日野市住みよい町ちづくり指導要綱で、第41条により要綱の適用除外になっているが、先日、都市整備部長は、要綱を遵守すると答弁していたが、第22条はどのように考えているかをお聞かせいただきたいと思います。

９点目、住みよいまちづくり要綱第１６条で、駐車場は細則に基づき設置しなければならないとします。市内の公共住宅の駐車場について確保されているか、このとおり確保されているのか、また、要綱ができる前の公共住宅については、どのように指導してきているのか。これから要綱に満たないところについては、どのようにするか、してきていたのかお聞かせいただきたいと思います。公団や都営住宅、公社住宅や市営住宅も含みます。

企業についてもお聞かせいただきたいと思います。企業認可は、横川メディカルのところでもお聞きいたしましたが、工場についてもこの駐車場問題、本来、要綱で入るべきだと思いますが、事業認可は東京都になっているので、直接市では把握してないと思いますが、要綱細則では店舗にも設置の義務づけがしてあります。要綱を適用するなど考えられないかどうかをお聞かせいただきたいと思います。そして、周辺の工場の駐車場はどうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。

以上、１０点について質問させていただきます。

○副議長（中山基昭君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　ただいまの御質問について順次お答え申し上げます。

公団と横川メディカルとの駐車場の問題でございますが、公団の住宅部分では２９０台、それと工場サイド――横川メディカルの方では２５０台、計５９０台の駐車場を確保するということになっております。

それから、敷地内の通路でございますが、面積としては3,３００平米でございます。

それと、２番目の御質問の、住宅のタイプの面積と家賃ということでございます。１DKから４ＬDKまであるわけでございますが、１ＬDKにつきましては３４から４１平米、２DK、４５平米から５４平米、３DK、６２平米から７１平米まで、3ＬDK、７５から７８平米まで、４ＬDKが８７から９７平米まででございます。これの合計が６００戸を予定してございます。それと、家賃でございますが、家賃はまだ決定はされておりません。これから建築段階で、そのコストあるいは貸し出す時点での社会情勢等によっていろいろ家賃が定まってくるわけでございますが、現在の想定いたします家賃としては、１DKで５万、２DKが７万、３DKで９万、３ＬDK、１０万から１１万、４ＬDKが１２万から１３万というようなおおよその見当がつくわけでございます。これも確定したものではございませんので、また後ほど変わってくる可能性もございます。

それから、３点目でございますが、テニスコートの管理はどこがやるか、それぞれ両者の間でコートを持つことになりますが、住宅サイドとしては、この管理は管理組合、これは居住者によってつくられる組合でございます。それから、工場の方は工場が、横川メディカルが管理を行うということでございます。

周辺住民の利用はどうかということでございますが、住宅の方は管理組合、これは居住者が費用を負担してこういった組合をつくり管理を行うということで、周辺の住民の方々の利用ということは非常に難しいかと思います。しかし、工場の方は、これはあいている時間帯があれば周辺の住民の方々にも開放するというようなことで、今後もそういった点については工場サイドとも話してみたいと思います。

それから、４点目でございますが、都市ガスの対策でございます。この都市ガスにつきましても、当然この住宅をつくる段階では低圧のガスをガスガバナーによって供給することになります。それが周辺にも回るかどうか、そういった点についても今後の課題として検討していく必要があろうかと思います。

また、５点目で、バスの運行でございますが、ちょうどこの跡地の西側に市が所有している約３００平米ぐらいの土地がございます。それを利用してバスのターミナルをつくり豊田駅からこの間のバス運行ということで、バスの運行が可能になることが考えられます。そういった点で、今後、バス会社との間で十分協議していくことになろうかと思います。

６点目でございますが、電波障害あるいは風害という点についてどう対応するかということでございます。電波障害は、もし障害が出れば、また出るということが予測されれば集中アンテナによって有線で供給していくというような形になります。また風害が起こらないような十分な設計等によって、その配置等も検討しているところでございますので、風害が起こるような設計はいたさない予定でございます。

それから、７番目として、雨水の浸透方式でございますが、駐車場あるいは通路といったものは浸透舗装によりまして対応していきたいというふうに考えております。

それから、８番目の公団については、一応私どもの要綱が、要綱の適用除外となっているわけでございますが、失礼しました。公共公益費の負担の問題かと思います。公団あるいは公社でつくる場合には、一応この場合も適用除外になりますので、しかし、私どもとしてはできるだけこれに準則して対応していくということで、すでに公団の方ともそういった協議は行って

おります。

それと９点目でございますが、市内公共住宅の駐車場でございますが、まず指導要綱の適用前でございますが、高幡台団地、これが４１９台、それと百草台団地、５５５台、多摩平団地、１７０台、それから、指導要綱の適用後でございますが、グリーンコーポ日野、６５台、それから今回予定してます公団で２９０台というふうになっております。

また、市内の企業でございますが、東芝日野工場で、敷地内で１８０台、敷地外で８０台、それから帝人中央研究所、１３０台、富士電気エンジニアリングで３００台、敷地外で２０台、それからオリエント時計では、敷地内が１５台で、敷地外に１５０台、それから日野自動車では、敷地内が７５０台、敷地外で６３０台。以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは、９点目の中で市営住宅についての御質問でございますので、市営住宅の駐車場につきまして総務部長からお答え申し上げます。

御存じのように、公営企業法に基づく市営住宅、都営住宅でございますので、この住宅の建設そのものが住宅に困窮する低額所得者に対しての低廉な家賃で賃貸するということになっておりますので、今、指導にありますとおり、駐車場は設置というあれはありません。さらに、補助金、そうしたものからも除かれております。

なお、現況におきましては非常に今ほかの市、その他でもそうした要望、それから、現在、向川原でも建てかえの中では非常に要望が現在出ておりますので、それらについての検討で、都の方にちょっと持ち上げたことがありますが、その中では建設省も検討をそうしたものは始めているというような情報が今入っているときでございます。以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　小俣昭光君。

○１０番（小俣昭光君）　再質問をさせていただきます。

第１点の駐車場と通路の面積、聞いたわけですけれど、図面見ても非常に、図面見ただけではっきりしないのかもしれないんですけれど、非常に註車場と、あと建物、それで大体この敷地、埋まってしまっているというように見れるわけです。ぜひ、そういう点では広場をぜひ設けていただきたいというように思います。近くには旭が丘公園があるから、中央公園があるからいいのではないかというような考えもあるかもしれませんが、とんでもないと思います。ここでは、住宅には約２千人、そして工場の従業員1,５００人―― 3,５００人がここの敷地に

入って来るわけであります。そういう点でも、ある程度の面積が必要だというように思います。

２番目の住宅の家賃ですが、家賃、それともう一つは、この職住一体ということで言われているわけですけれど、その横川メディカルの職員、この人たちがこの公団に利用することができるのかどうか、その辺もあわせてもう一度お答えいただきたいと思います。それと、そのときに１ＤＫについては横川メディカルが占有するという話があるとも聞いております。その辺につきまして、はっきりしておりましたらお聞かせいただきたいと思います。

それと、家賃については３ＬＤＫ、確かに面積も大きいから大変希望者も多いわけですけれど、日野市内の人たちの年間所得が約３００万から５００万と言われております。それではこの３ＬＤＫで月１０万払うということは非常に大変であります。その辺で、家賃についても公団に対して、こういう高い家賃をするのではなく、家賃を低く抑えるような方策を検討していただきたいと思います。

３点目は、配付されたこの資料を見ますと、これは地域の住民の人たちにも配られているということも言われております。このテニスコート、当然地域の人たちが、この資料を見た場合に、ここに書かれていて、それが地域の人に配付されると利用できるものだというように思っていると思います。その辺で、確かに団地の中にできるテニスコートですから周辺の人たちが使うというのはかなり団地の中の人たちも大変かと思いますけれど、何とか周辺の人たちにも利用できるように、市の方からも働きかけをしていただきたいというように思います。

６点目の電波障害の問題であります。大体１４階建ての住宅ができれば、その陰になる所は大概に電波障害、起きていると思います。そういう点でも、周辺の人たちの要望もありますので、ぜひその辺の対策をお願いしたい。

それと、風害の問題、設計を風害のないようにするというようなことを言われております。実際にそういう問題、できるのかどうなのか、お聞かせいただきたいと思います。

８点目の、住みよいまちづくり条項での除外規定、そして２２条を遵守するということで言っております。ぜひ、この公共公益施設及び経費負担の原則、この地域の人たちにそれが利用できるようにしていただきたい。例えば、今、西大介段丘という、通称言われているそうですが、あそこの緑が開発されて少なくなってきております。ここを緑の確保するために網をかけるなど、あるいは購入するなどできないかどうかお願いしたい。

それと、もう一つは、２千人の住宅人口がふえるわけでありますので、この地域、何か公共

施設を当然つくっていただく必要があると思います。私は、例えばの話でありますが、旭が丘中央公園の中にある地区センター、大分古くなってきていると言われております。これらを建てかえするなどして、また図書館をつくるなど複合施設でも結構ですが、そういう形でこの地域の人たちに公共施設、ぜひつくっていただきたいと思います。

あと駐車場の問題であります。先ほど市営住宅と都営住宅は駐車場がないというようなことが言われて、他市からもそういう要望が、駐車場を設置してほしいというようなことが強く求められていることが話がなされました。今、市営住宅や都営住宅に住んでいる人の中で、実際に自動車が仕事上必要だと言われている人たちもたくさんおります。都営住宅や市営住宅に入っている人は、車を持たなければ働くことができないという人たちもおるわけであります。そういう点でも都営住宅あるいは市営住宅でも駐車場を設置するのは時代の趨勢だと思います。ぜひ実現をしていただきたいと思います。

また、既存の公共住宅、公団住宅や私が住んでいるところも公社住宅であります。こういう所でも要綱では、住宅の要綱では、住みよいまちづくり要綱では住宅の５０％、世帯の５０％、駐車場を確保するということになっております。ぜひ、公団や、そして公社住宅などにも指導要綱を適用していただくよう強く要望しておきたいと思います。

あと企業についてであります。オリエントで両方で１７０台、そして東芝で２６０台、富士電機で３２０台、それと、そういうようなことが言われております。従業員数は富士電機でも2,０００人を超えているのではないかと思います。あるいは東芝についても相当大勢の人たちが従業員としております。そういう人たちが、実際に車を持って通勤している人もいるのではないか。そういう点でも、企業が責任を持って駐車場を確保させる、そういう点で日野市でも行政指導、そのようなことはできないのかどうか、あるいは条例を適用させることはできないのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

以上、お願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

まず、１点目の広場の問題でございます。これは広場としてではなくて、緑地として要綱上十分な面積を確保してございます。工場では２５％、住宅で１８.４％を確保済みでございます。

それから、次が横川メディカルの職員のこの住宅の利用はどうかということでございます。

やはり横川メディカルとしても希望はあるようでございます。しかし1DKを占有するということはございません。そのような話は聞いておりません。

また、家賃の問題でありますが、これは住宅公団との関連でございますので、私どもとやかく言うことではなかろうかと思いますが、できるだけ低家賃ということは申し添えてございます。

それから、次のテニスコートの点でございます。このテニスコートを周辺の住民が活用できるよう市からも働きかけをということでございますが、この点については働きかけを行ってまいります。

また、電波障害でございますが、電波障害については先ほど申し上げましたように、NHKの調査を事前に受けます。それによって電波障害が起こる、あるいは起こる可能性があるという場合には公団で集中アンテナを立てて、有線で各戸に電波を送っていくというシステムを考えております。

それから、風害については公団サイドで現在、風害が起こらないようなことで設計をしているというふうに聞いております。したがいまして、この点については心配ないというような公団の話も私どもに伝えられてきております。

また、次が緑地の点でございます。西大介緑地、これは千代田自動車の西側に連なる段丘のところの緑地でございますが、これについてはもうすでに58年当時から、これを緑地指定をしたいということで、この所有者の方と話をしておったわけでございますが、なかなか、いろいろ家庭的な状況もあるというようなことからまだ指定をする段階に至っておりません。しかし、非常に残された貴重な段丘の緑地でございますので、今後も所有者の方とは、鋭意この点について保存するように、また緑地の指定ができるようにお話し合いを重ねていきたいというふうに考えております。

それから、あとは地域に何か還元をする施設をということでございます。この点については今後の検討課題としておきます。

また、事業の従業員の駐車場、これを確保するように行政サイドとして指導をされたいということでございます。新たにつくるような場合は当然やっておりますが、既存の工場についての、いわゆる都市整備サイドからではちょっといろいろな形で指導する、御指導するわけにはまいりませんが、行政サイド全体として考えるべき問題だろうというふうに考えます。以上で

す。

○副議長（中山基昭君）　小俣昭光君。

○１０番（小俣昭光君）　2点ばかり要望して終わりにさせていただきます。

公団住宅家賃、高いと言われても、やはり希望者も大変日野市内でも多いわけであります。ぜひ地元割り当てを積極的に取り入れるように働きかけをしていただきたいというように思います。これが一点であります。

２点目は、テニスコートも団地の人が中心に使われる。そういう点では、やはり周辺の人たちは公共施設、当然地区センターにもこの団地の人たちも使うこともあるかと思います。そういうことで、ぜひ図書館など、図書館の配置計画を見ますと旭が丘地域にも配置の計画があるとされております。ぜひ、この辺についても図書館を設置して住民と、そして今までの住民とこれから新しく入ってくる住民との交流を深める場所、あるいは横川メディカルの従業員の人たちも図書館を利用できるように、そういう形での交流ができるよう図書館の設置などをお願いいたします。

もう１点は、話が前後して申しわけないんですけれど、この団地の中の集会所、当然要綱に沿った形でできるかと思います。そういう点でも、この団地の人たちが集会所が少ないというようなことを言われないように十分指導をしていただきたいと思います。

以上、三点を強く要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中山基昭君）　これをもって１２の２、千代田自動車跡地と周辺の環境対策についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいて思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山基昭君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時４８分　休憩

午後４時１９分　再開

○副議長（中山基昭君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山基昭君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

一般質問１３の１、パート退職金制度のその後についての通告質問者、名古屋史郎君の質問を許します。

〔２８番議員登壇〕

○２８番（名古屋史郎君）　それでは、パート退職金制度のその後についてと題して伺います。

過日、パートの退職金制度を実施せよ、といった表題の一般質問を行いました。その後、どのような進展があるのか、大体において担当部課である生活環境部社会課ですか、伺いましたところ、係長や、それから１１月１日に移られた小俣課長あるいは生活環境部長に伺ったところ、実現の方向に向かっていると、こういう大変ありがたいお答えが返ってきました。特に、係長の話では、担当の係長、課長クラスの各市の何か連絡会といいますか、勉強会といいますか、そういう形の中で、そういう気運にある市がかなり出てきているといったような報告を伺い、大変うれしく思いました。

質問を申し上げたときよりもパートの労働者の状況は、一般の老働者もそうですけれども、大変厳しい状況にあるわけで、急いでこの制度が実現されるよう心から願いたいと思います。

そこで、今、来年に向けてと思いますが、発足をしようとしているパートの退職金制度の概要といいますか、について御説明いただければ大変ありがたいと思います。どういう状況で、どういう骨子で発足をしようとしているのか、というところですね。それで、問題点といいますか、注意をしなければいけない点というか、悩みといいますか、そういう点があれば伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　名古屋史郎君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答えいたします。

今までに、このパート退職金制度の御質問はお三方の議員さんからございました。いずれの

御質問にも私から、６２年度から実現の方向で検討いたします、とお答えを申し上げたところでございます。

その答えを受けまして、行政内部におきましては、ことしの夏、８月でございますけれども、東日本都市労政連絡会議という会議がございました。その会議に日野市も参加をいたしました。パート退職金制度の第１号になりました摂津市から担当者をお呼びいたしまして説明を伺いました。広域的な対応の可否につきまして協議、研究を行いました。さらに、多摩の自治労政部会におきましても、この退職金制度の対応につきまして近隣都市と情報交換をいたしました。そういう中で一つの結論を得まして、その結論に従った予算措置を財政当局に目下、提出中でございます。提出してございます。

この概要につきましては、国の制度で中小企業退職金共済制度という制度がございます。また、もう一つ、これと似た制度で特定退職金共済制度という制度もございます。この制度へ、制度を活用いたします。この制度に加入いたしまして退職金の原資を積み立てる事業主に対しまして、市が２年間時限を限りましてその掛金の一部を補助をいたしまして、加入の促進を図るものでございます。その額はどのくらいかと申しますと、中退金の方につきましてはちょうどタイミングよく国が今年の１２月１日から事業主の掛金の負担が軽くなるような方向で、この制度の改正をいたします。

例えば3,０００円の掛金をする事業主に対しましては、国がその３分の１の1,０００円を２年間に限って補助いたしまして加入の促進を図ります。したがいまして、国は、この国の補助額がさらに半分の５００円補助してくれる。したがいまして、国と市で補助する額は1,５００円、事業主の負担は同じく1,５００円ということになりますから、この規模で発足をしたいと思っております。

それから、さらに今まで掛けていた掛金を増額するような場合につきましても、増額分の３分の１、これは上限を５００円と限らせていただきまして補助をしていきたい、こういう考えでございます。

初めての試みでございまして全く予想がつきませんけれども、一応、部内で積算をいたしまして、これの補助ということで３００万円の予算要求を行ったところでございます。

このＰＲにつきましては、年２回、互助会報、カワセミという互助会報を出しておりますけれども、その互助会報を通じてＰＲをしていく、この互助会報は全会員に郵送されますので封

筒を開けて目を通していただければ必ず目に触れると、そういう会報でございますが、そのほかに広報ひのを通してもＰＲをいたします。それから、そのほかに全会員に勤労者互助会の加入促進の意味でもって、年１回、加入の勧めのパンフレットを送っておりますけれども、これと同時に、この制度の活用についてもお送りする予定でおります。それから、さらに地区労などを通じてもこの制度の活用についてＰＲをしていきたいと思います。

御質問の最後の問題点ということでございますけれども、国がこの補助制度を有利に踏み切った、そういう点は大変タイミングがいいのでございますけれども、不況の折でございます。事業主が負担する分がふえるわけでございますので、そういった意味合いの心配は、私ども抱えております。

○副議長（中山基昭君）　名古屋史郎君。

○２８番（名古屋史郎君）　ありがとうございました。

ＰＲの点で、会員さんには会報がという、会員さんというのはここで言えば事業主を指しているのか、加入しているパートさんなのかがちょっとはっきりしないものですから、その点についてお答えいただきたいと思います。

それから、市内の事業所、中小企業の事業所さんが主として対象になると思いますけれども、いわゆる大企業というんですか、中企業と――正確にはどういうふうに呼ぶんですか、市内には大きい工場もありますが、そういうところはどんなふうな対応を市としては、そこにも、いわゆるパートさんはいらっしゃるわけで、そこはそこで考えていただくんだという方向なのか、どうかですね。パートで働く人にどういうふうにＰＲできるのか、それがどういう要求になって、大きな会社でも小さな会社でも事業主さんが入るような方向になるということだと思いますけれども、その辺ですね。

それから、あくまでこれは日野市民でパートで働く人ということで、他市へ行かれている方の対応はどんなふうになるのか、この辺、伺いたいと思います。

それから、違った問題ですけれども、前回伺ったとおに、市の中に臨時といいますか、パートさんをかなりいろいろな種類の場所で働いてもらっていると思いますが、その方の扱いはどんなふうになるのかですね。それから、同時にその方たちに休暇を市として与えなきゃならないはずなんだけれども、どうか、という質問をして、その方向に努力します、というお話があったんですが、具体的に日野市に働く臨時といいますか、パートさんに対しての手だてがどん

なふうに進行しているかもあわせて伺いたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　会員とは、事業主か、そこに働く人か、というお尋ねでございますけれども、事業主にもそこで働く方にもまんべんなく行く渡るようなシステムになっております。

２点目の、大企業についてパートの方の退職金はどうなのか。大企業は大企業なりに会社の責任でやっていただく、こういう本針がございます。

中退金の共済制度のあらましを調べてみますと、この制度が利用できますのは制限がございまして、例えば常用従業員の数が３００人以下、資本金、出資金が１億円以下、こういうことが一般業種の条件になっております。さらに卸売業とか、それから小売、サービス業によって多少この条件は変化をいたしますけれども、いわゆる、大企業はこの条件からはみ出ておりますので、会社の責任でやっていただく。

私どもの勤労者互助会につきましても加入の制限がございます。そういうところにも触れてしまいますので、あくまでも大企業の方はその会社の責任でやっていただく、こういうことになります。

それから、他市に働く方、日野市の住民であって他市で働く方については、大変残念ですが、この対象外になります。

私の方から以上お答えいたしました。

○副議長（中山基昭君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　後段につきましてお答え申し上げます。

たしか３月のときに、名古屋議員さんからやはり御質問がございました退職金の問題でございますが、現在、退職金の条例に基づきまして制度的にはこれがあります。臨時職員にもできるということで、そして、その率は普通退職でございます。例えば１年以上１０年までの人が１００分の１５０というようなことに年数を掛けていくというような形でございます。そういう制度でございますが、昨年度１人おられた、長期でおられたそうです。

それから、もう一点の有給休暇についての進行状態はどうかということでございますが、やはり、あれから検討いたしまして、今年の１０月１日で要綱を定めました。臨時職員有給、ちょっと待ってください。日野市臨時職員取扱要綱という中で、これを各課に流しましたんです

が、簡単に申し上げますと、今までそれがなかったんですが、３カ月をめどに、３カ月以上勤務された場合には１日を付与し、それから逐次、４カ月、５カ月、ずっといきまして、１２カ月で１０日付与というような形で、これを制度化いたしました。以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　名古屋史郎君。

○２８番（名古屋史郎君）　大変ありがとうございました。

1点再質問させていただきたいんですが、他市に勤務するパートさんは残念ながらという形は、制度上ですね、この制度を利用する際に何かの規制があるのか、把握し切れないということなのか、その辺を1点だけお答え願いたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　この退職金の積み立ては事業主が払い込むものでございますので、その会社の所在地が市外の場合には該当できないわけでございます。

○副議長（中山基昭君）　名古屋史郎君。

○２８番（名古屋史郎君）　くどいようですけれども、制度的に市外の事業主には適用できないということなんですか。把握しにくいということなんですか、ちょっと聞き方が不十分で申しわけないんですが……。

○副議長（中山基昭君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　日野市の勤労者互助会という組織を通じて補助いたすものですので、市外の事業所は該当できない、こういうことでございます。

○副議長（中山基昭君）　名古屋史郎君。

○２８番（名古屋史郎君）　全く十分という形ではありませんけれども、早速いわゆるパート労働者に対する施策を実行していただくという方向、そしてまた市の、市に働くパートの方に対しても休暇も、それから退職金は何か決まってあったそうですが、そういう方向、心から感謝をいたしまして、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（中山基昭君）　これをもって１３の１、パート退職金制度のその後についての質問を終わります。

続きまして１３の２、日野市の教育行政に期待するもの――主として学校教育について――通告質問者、名古屋史郎君の質問を許します。

○２８番（名古屋史郎君）　教育の重要性については改めて強調するまでもないことで

あろうと思います。私は、日野市の教育行政に期待するものと題して質問させていただくわけで、主として学校教育についてということであります。

いつもの議会で、あるいは今回の議会でも教育の問題は大変真剣に討議といいますか、議論をされてきているということをよく承知してます。そして心筋梗塞という病に倒れた教育長がその教育行政の先頭に立って、あるいはまた、それを補佐して適切な教育行政を進めている小山次長、また、それを助けて、生きた教育を推進するために休日や夜間も返上という形で各教育委員会の職員の皆さんがいろいろな点で御苦労されていることに、心から感謝を申し上げておきたいと思います。

期待するものと題している以上、今現在以上にですね、教育委員会に期待したい、こういう念願であることは間違いないわけで、そういう観点から、あるいは的外れな質問、あるいはお耳ざわりな質問もあるかと思いますけれども、教育を大事にしていかなきゃならないという立場での質問ですので、どうぞ大方の皆さんのお許しをいただきたいと思います。

教育委員会の教育行政の責任者である教育長の責務は大変重大なものだと思います。教育行政は、御承知のように、日野市においては日野市教育委員会教育長に対する事務委任規則というものによって、１条、２条ありますが、その１条のすべて２２項目にわたって、これ以外のことは、２２項目以外のことは教育長にこの事務を委任する。そして日野市教育委員会会議規則というものに基づいていろいろ議論をされ、その決定が執行されている、そういうわけで教育委員、あるいは教育長も教育委員でありますけれども、その教育行政に携わるところの教育委員会の皆さんが大変御苦労であるということを心からお察しいたしたいと思います。そして、しばらく欠けていた教育委員さんが、５名全員がこの議会で同意をされたことは大変結構なことで、教育長はもちろんのこと、教育委員になられた皆さんの御活躍を心から期待したいと思います。

そこで、先ほど申し上げましたように、日野の教育の向上ということから、さまざまな議論がされていることを大変喜ばしく思っておりますが、ここで先日の本会議で馬場弘融議員の平和学習についての質問というものにちょっと触れてみたいと思います。

学校教育について問うと題して質問し、私は、大変な関心を持って一部始終逃さず聞かせていただきました。そして、答弁に立たれた長沢教育長と質問の馬場議員は子弟の間柄であり、応答の中でたびたび出ていた東京都教職員組合のかつての指導者であった現長沢教育長さんに

とって、この子弟の論争といいますか、議会での論争、馬場議員の教育に対する立派なその情熱、そして理論、このことに、かつての恩師である長沢さんはどんなにうれしい思いをしながら答弁をされたことかというふうに、私は察しております。日野市の教育はすばらしい、これからもすばらしいものになるだろう、心からうれしく聞いた次第であります。

その際、教育長が、教育の手段、方法に行き過ぎがあれば是正をされる、こういったことを毅然として言われたことに私は心から敬意を表したいと思います。そういう中で馬場議員が、いろいろな文献を引用されて、外国では、侵略ということ、自国の侵略のことを余り書かないものだと、教科書には。それから同時に、戦争の悲惨さというものを、これでもかこれでもかと押しつけることはどうなんだといったような質問がありました。私は、冒頭申し上げたように、大変立派な質問で傾聴に値すると思いましたけれども、あのくだりはいささかいただけない。と申しますのは、ちょっとあのときに思い出したのは、藤尾発言といいますか中曽根さんのトカゲのしっぽ切りだとか、あるいは藤尾さんの暴走だとか、いろいろな議論はあると思いますけれども、私は、ちょっと欠けているのは、あの馬場議員の論調というものは、ただ一つ欠けているものは、日本が地球上唯一の被爆国である、平和教育というものがどんなに努めても努め足りない、こういう国柄であるということが若干欠けているんじゃないか、他国の教科書に余り書かないものだということ、これでもかこれでもかというふうに教えることとのつながりですね、そういう点で、私は、一つ抜けているんじゃないかという気がいたしました。

この点について、教育行政の責任者である長沢教育長が、このことについて、私の意見に同感であるかどうか、（笑声）お答えがあれば、あれば伺いたいと思います。なければ結構です。

次に、１２月１０日、本会議で、１２月１０日の教育委員の選任同意の議案が出されました。これも教育に関する重要な事柄として大変関心を持って聞いておりました。そして、この日はくしくも人権デーでありました。私は、その際の質疑の中で、プライバシー、人権と置き変えてもいいと思いますが――にかかわるような発言があった。大変残念に思いました。非常に悲しいというか、苦しいというか、気持ちで聞いておりました。

私は、この問題のそもそもの発端は、市長の教育委員同意の案件の提案のあり方にこそ問題がある、こういうふうに思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）しかしながら、市長の提案が、あの時点では、いわゆる従来のパターンを大きく変更といいますか、そういう形で、言うならば強引に提案されたものだと、それに対していろいろな議論が出てくるのは当然だと思います。

昔の話をいたしますと、教育委員さんはそれぞれの会派の方にお願いをして推薦をしていただくと、そして議論なしといいますか、態度表明で教育委員さんの人事が決まっていたという、言うならばルールがありました。それがここのところ崩されているということは事実だと思います。

一つには、市内の人間でどうして選ばないのかというのも、そういった手順が省かれるといいますか、選出のパターンが変えられてきているということに一つは起因すると思います。

最初に、市内からどうして立派な人を選び出さないんだという意見については私も大変賛同できるものであります。私も教職の一端を担っておりましたときに、当時の校長をつかまえて世田谷くんだりから通って来ている校長に何がわかると（笑声）いったような論争をして、そして今ちょっぴり反省をしているところであります。（笑声）要は人格識見なのか、よりいい人を人格識見のすぐれた人を市内から選ぶべきなのかということになるわけですが、私は、市内から選ぶべきだということに大筋賛成であります。

そして、与党、野党という人選のパターンが絶対正しいということも申し上げませんけれども、例外といいますか、別格ということもまたこの世界ではあるんだろうと思います。かの偉大な教育長永野林弘先生、また倉又先生、そして日野市の教育の方について長く貢献された森久保教育委員長さん、みんな、この方たちは言うまでもなく教育委員なわけです。それで、さっきのパターンというものとは全く別問題で、人物、人格識見本位で選ばれてきているわけであります。

先ほどから私が申し上げるように、別格で、それから与野党というパターンがそれ以外の方は交互に出されてきたといういきさつは、残念ながら今崩れているわけですね。そういう点がこの間の論争を引き起こした一つの原因だというふうには思います。

そして、これも答弁があれば結構ですが、市長が私のこの意見について、いや、そうじゃないんだ、といったような御意見があるならば伺いたいと思います。なければ結構です。

２点目のプライバシー問題ですが、プライバシーにかかわるような質疑が行われたという点ですが、私は、ここで声を大にして申し上げたいのは、一たん議案として提案された人事案件、手続あるいは慣例が尊重されていないから何を言ってもいいんだ、こういう形で自分たちの意見が十分入ってないじゃないかといったようなことで、プライバシーに関するようなことを発言してもいいんだろうか、事柄によっては私は、反対、賛成、この態度を示すのみということ

もあり得るというふうに信じます。

そこで、私はそれから何日か後に、天野議員の質問に長沢教育長が、長欠児童のことについて質問を天野議員がいたしました。その長沢教育長の答弁の中に、母子家庭、父子家庭のような崩壊した家庭ととれるような表現がありました。私は長沢教育長とは昔からの知り合いですから、早速電話でしたけれども、長沢さん、あの表現は長沢さんの気持ちはそうじゃないだろうけれども、父子家庭、母子家庭は家庭崩壊だととられても仕方のないような感じだったよと、こう申し上げました。そうしたら長沢教育長が、全く素直に、ありがとうございます。今後、発言にはこれからも十分注意していきたいと思います。――明快に答えられました。このことを私は、この際、つけ加えて皆さん方に申し上げておきたいと思います。

以上、教育長それから市長に、先ほど申し上げましたようにお答えがあれば伺いたい、なければさらに……。

○副議長（中山基昭君）　名古屋史郎君の質問についての答弁があればこれを求めます。答弁ありますか、教育長。

○教育長（長沢三郎君）　平和問題並びに戦争の取り扱い方、これは非常に現在の教育の中で重要な問題ですので、私の考え方を申し述べさせておいていただきたいと思うんです。

確かに馬場議員さんの方で、ヨーロッパ諸国等で、外国では侵略の問題あるいは戦争の悲惨さ、そういうものについて教科書で繰り返し、繰り返し取り上げるというよりも、平和の取り扱い方というものについては、もっと別個の取り扱い方があるんではないかと、確かにそういう面もあるかと思います。ただ、私自身、ヨーロッパ諸国のように国境を接して、中世からずうっと、いわゆる国と国との間の争いが繰り広げられてきているような民族の状況の中で、例えば宝石とか金、こういうものに一番一つの何というか、（「価値」と呼ぶ者あり）価値ですね、価値というものをそこのところに抑えながらやってきていた状況と若干日本の国の場合、違うんではないかと、初めてと言っていいような敗戦といいますか、外国との争いで敗れた民族というものが二度と戦争を繰り返してはならないと、そういう戦争というものを通しての考え方、これが若干諸外国の状況と日本の国の場合に違うのではないか。私は、日本人というのは、根本的には非常に平和といいますか、そういう自然とか平和とか、そういうものを愛好する国民である。それが戦争という異常な状況の中で人格自身が、本人が好むと好まざるとにかかわらず変えられていくという、その辺の問題等踏まえながら、この戦争の悲惨さというもの

を二度と繰り返してはいけないというのが非常に強く教科書等に表現されながら、現在、各小学校、中学校あたりでは教育課程の中で取り上げられていると、こういうように確信している次第でございます。以上です。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　教育委員の選任につきましては、なるべく日野市に御縁の深い方、したがって日野市民であるとか、あるいは日野市に在勤その他で御縁の深い方という範囲でお選びし、提案をしたいということでございます。そういう理由でございます。

○副議長（中山基昭君）　名古屋史郎君。

○２８番（名古屋史郎君）　教育長の御答弁に蛇足ではありますけれども、平和教育についての見解があえて示されたので、蛇足ではありますけれども、ここに、日野市役所様という鉛筆書きの日野市内の小学校の生徒の手紙があります。これを読んで皆さん方に、さらに先ほど私が申し上げた平和に対するそれを披瀝したいと思います。―― 初めてお手紙を出します。僕は丸々小学校何年何組の何といいます。ある日、僕はこんな友達の会話を耳にしました。日本も原爆をいっぱい買って世界に負けないようにすればいいんだよ。落とされたら落とし返せばいいんだよ。僕たち６年生にもこんな考えをする人がいるのですから後輩にも絶対いると思います。僕たちの国が４１年前、あんな悲惨なことになっているにもかかわらず、今またこういう考えをする友達がたくさんいるのを僕はとても残念に思いました。そこで改めて原爆、戦争の悲惨さを考え、見詰め直すために戦争や原爆についていろんな本を読みました。ちょうどそのとき、市役所のロビーで原爆の写真展を見ました。あの写真を見たとき、本で読んで知っていることが、もっと強くどんと僕の胸に訴えました。僕は、この気持ちを卒業していく６年生として僕の後輩にもぜひ伝えたい、知ってほしいと思い、戦争の悲惨さを訴える写真集をつくって解説をつけて後輩に残そうと決心しました。声をかけたら二人の友達が協力してくれると言います。そこで、お願いがあるのですが、展示してあった原爆についての写真資料を複写コピーさせてもらうことはできないでしょうか。もし、できるとしたら連絡してください。僕がカメラを持って伺います。突然こんなお願いの手紙を書いて済みませんが、どうかよろしくお願いいたします。―― という手紙があります。

さて本題に入りたいと思います。市長のお答えについての再質問はいたしません。

まず伺いたいことは、過日、教育行政懇談会というものが市Ｐ協と教育委員会の間で行われ

ました。私は、教育委員さんは出席してないんだろうと思って聞いてみたところが、皆さん出席をして、そして、これらの方とお話し合いをなさったということを聞いて大変うれしく思いました。

伺いたいのは6項目、いろいろ話し合いがされた、しかもその文書には市行政当局の具体的な計画、見通しなどを含んだ御説明をお願いします。教職員の資質向上について、児童生徒の非行化防止について、中学校増設とそれに伴う学区域の見直しについて、４０人学級の完全実施について、移動教室補助金の復活について、学校施設及び環境の充実と改善について、こういう6項目であります。

簡単で結構ですから、それらの意見を伺うために教育委員さんも出席して、担当の方も出席されたというので、簡単にかいつまんで御説明というか、披露していただければ、特に私の望みたいことは、どんな雰囲気でどんな言葉が使われて、どんなやりとりが行われたという生の点をなるべく聞きたいんです。なるべく公表できる範囲の。よろしくお願いいたします。

後、続けたいと思います。答弁をお願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　それでは、せんだって１１月１７日の日に教育行政懇談会が行われたわけでございますけれども、その内容につきまして六項目の質疑が交わされたわけですけれど、その内容についてのどういうことが質疑が交わされたのかということについてのお答えを逐次したいと思います。

第１点目は、いわゆる教職員の資質向上に関する御質問が出ました。

日野市内では、特に新任職員はどういう形で研修が行われ、どういう形で企画され研修が行われているのか、そういう意味の御質問だったと思います。そこで、教育委員会の方といたしましては、一応教職員の資質の向上、教職員の学習指導、あるいはまた強化指導、経営指導、こういった面につきまして、教育委員会といたしましては、教職員の研修につきましては特に年度計画の中でたっておる、新任職員につきましては年間１１回の研修を行っております。特に新任職員につきましては一番最初に奉職するわけでございますので、特に、いわゆる教職員として知っておかなければならないいわゆる法律上の問題、公務員としての法律の問題、あるいは学級経営、学習指導、あるいは児童生徒の理解の指導の仕方、こういったものを年間１１回行っておる。特にその中では夏休み等利用いたしまして宿泊研修を１泊２日でも行っておる、

そういった中では事例研修等を行っておるということでございます。

なお、一般の教職員につきましては、これは東京都の教育研究所あるいは大学等通しまして１３８のコースが年間ございます。それらのコースにそれぞれの教師がそれぞれの課程に従って研修を受けておるということの報告をいたしました。

それに対しまして、特に資質の向上については特に重要なことであるから、今後とも教育委員会の方といたしまして十分な研修をしてもらいたいというふうな要望がございました。

それから、第２点目は、いわゆる児童生徒の非行の問題でございます。

日野市内の小中学校における、いわゆる児童生徒の非行は一体どういうふうになっているのか。特に中学校の生徒の対応としての質問だったと思います。特に最近の、いわゆる無断外泊家出等があるわけでございますけれども、これらに対する対策はどうかというふうな質問だったと思います。

これらにつきましては、特に小中学校、中学校の校長先生を初めといたしまして担任の先生、あるいは生活指導の先生方と父兄並びに該当する児童生徒とも十分に話し合いをし、また教育委員会とも連絡をとりながら教育指導主事の派遣、あるいは教育相談員の派遣等行いながら児童生徒の非行化防止には努めておるというふうなお答えをさせていただきました。

それから、第３点目は中学校の増設の問題でございます。

日野市内の中学校は８校ございますけれども、他市に比べると日野市の中学校は少ないじゃないか、そういう意味で、将来、中学校を新設する計画があるのかどうかと、こういうふうな質問だったと思います。

それに対しまして、理事者の方から、将来、中学校につきましては万願寺の区画整理が終わった段階で中学校の生徒数がふえるので、一応将来の計画の中には万願寺地区に１校の中学校を新設する、こういう予定であるというふうなお話を申し上げておきました。

さらには、今の小学校児童が大変減っております。そういった中での、いわゆる児童数の減りに伴う空き教室がふえてくるわけでございますので、特に、その中での学区域の変更の問題がどうなっておるのか、その辺の御質問が出ました。

これにつきましては、５９年度におきまして小学校の学区域検討委員会を設け、この結論が出ておりますので、この結論に沿って６０年度以降対策を立てているわけでございますけれども、逐次必要に応じまして小学校学区域の、いわゆる変更についての実施計画をいたしたい。あわ

せて中学校につきましても並行して学区検討委員会等を設けながら、中学校の方の学区域の変更についても検討していきたい、そういうふうなお答えをさせていただいております。

それから、第４点目は、いわゆる４０人学級の問題でございます。

御承知のとおり、昭和６１年度から日野市の場合は、小学校が１年生につきまして、いわゆる学年進行による４０人学級が移行されたわけでございます。その中で、特に小学校におきまして第四小学校の例を挙げまして、第四小学校の場合には１年生が一応４０人学級になっているけれども、２年生、３年生以降のアンバランスがあるので、これらの問題を一応完全実施を単年度でやってほしいというふうな要望が出ました。

これにつきましては、国の教職員あるいは東京都の教職員の、いわゆる人件費等の問題もございますし、配置計画等もございますので、日野市だけでは、単独では完全実施をすることは不可能であろう。しかし、こういうアンバランスがあってはならないので、これらの問題につきましては東京都市長会、あるいはまた校長会等通しまして完全実施ができるような形で、今後とも要望してまいりたいというふうなお答えをしておきます。

第５番目は、移動教室に関する補助金の問題でございます。

現在、小学校につきましては６年生が4,５００円、中学校につきましては３年生が9,000円の修学旅行の補助金を出しておりますけれども、特に宿泊料、交通費が上がった段階で、都に対する増額とあわせまして、小学校５年生、中学校２年生に対する移動教室を復活してほしいというふうな要望がございました。

これにつきましては、物価等も上昇してますし宿泊料、交通費の値上げ等もございますので、増額については検討していきたい。それから、小学校の５年生、中学校の２年生につきましての移動教室については、かつては修学旅行の補助金を出しておりましたので、これらの問題につきましても今後の課題として十分に検討させてもらいたいというふうな形でお答えをしておきます。

最後の、いわゆる小中学校の、いわゆる学校の施設の整備の問題につきまして、これは各学校共通の問題として教育委員会へ毎年出されるわけですけれども、これに対して、一体どういうふうにこれから教育委員会は対応していこうとするのか、こういう質問が出ました。

これにつきましては逐次緊急度の高いものから予算等を計上いたしまして、逐次整備をしていきたい、こういった形で一応午後１時から始まりまして４時半ごろ一応会議を終わったとい

いうことでございます。以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　名古屋史郎君。

○２８番（名古屋史郎君）　ありがとうございました。

代表の方ですから、私が望んでいるような余り生のやりとりではないなという感じがします。それはそれなりに代表の意見ですから結構だと思います。

私は、あと七、八点について伺いたいわけで、それとダブる点もあると思うんですけれども、一点だけ、２番目の児童生徒の非行化防止についてということで、無断外泊その他非行といった形、これも天野議員の質問に答えられた登校拒否ですね、非行生徒が鎮静化して登校拒否の子供が３倍にもなっているという現状が文部省の調査で何か発表されました。日野では何人ぐらいで、どうだということの中で、教育長はたしか相談によこしてくださいといったようなことで、よこしてくださいだけなのかなという感じがしましたが、今の次長のお話だと、どんどんとそういう家庭にでもどんどんと派遣をして対策をとっていられると答えたようにもとれるんですけれども、どっちなのか。たしか、教育長のお答えでは、相談に来させていただいということでとまっていたような気がするんですが、その点だけがちょっと気になる。私は、予算的にはいろんな意味で派遣できるという体制、即応できるという体制が欲しいと、こういうふうに思うものですからあえて伺うわけです。

ちょっとその点だけ、今の一つだけお願いします。

○副議長（中山基昭君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　それでは再質問に対してお答えをいたします。

確かに、せんだって天野議員さんの御質問の中で教育長が答弁したことは私も記憶しております。ただ、一般論といたしましては、あくまでもこちらから出かけていくということじゃなくて、普通からいきますと当該児童生徒に学校で指導するなり、あるいは父兄に来ていただいて相談員なり担任の先生なり、あるいは生活指導の先生が直接御指導するというのが原則でございます。

しかし、なかなかそういう児童生徒が実際には家庭では関心を持ってないという方もいらっしゃいますし、なかなか来いと言っても来られない方もいらっしゃることですから、そういう場合にはこちらから逆に当該児童の家庭に出かけて行って直接的な指導をする、こういうふうに御理解を賜りたいと思います。原則は、あくまでも相談室なり、あるいは学校があるわけで

すから、そこへ来ていただいて相談を受けるというのが原則でございます。

○副議長（中山基昭君）　名古屋史郎君。

○２８番（名古屋史郎君）　今の次長のお答えですとケース・バイ・ケースで生きた処置をしているというふうにとってよろしければ御返事は要らないと思います。あえてあれば、そのとおりだというふうなら御返事は要らないと思います。

○副議長（中山基昭君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　そのとおりでございます。（笑声）

○副議長（中山基昭君）　名古屋史郎君。

○２８番（名古屋史郎君）　細々して大変申しわけないんですが、それで、先ほど私、冒頭申し上げたように、教育長に対しては事務委任規則というのを見てみますと、学校の教育のあり方というか、議会に対するいろいろな要請や何かでは、とにかく大半のことは教育委員会の決めでなければできないように、たしか書いてあると思います。

そういう中で、私、伺いたいのは帰国の、中国やあるいは中国とは限らないんですが、外国から帰って来られたとか、あるいは外国籍の方を日本の家庭に養子として迎えたといったような例が日野の中でもあるようで、これは日本全体の問題で、大変各自治体といいますか、対応に困難を制度上ですね、来しているようなふうにも聞きます。

そこで、つい最近の毎日新聞のルックというところで、大沢周子さんというきれいな方ですけれど、この方が、教育の狭量を射る、教育の狭い量見を射る、討つというその表題で出ているんですが、４年前、４６歳で帰国したとき長男は１１歳になっていたが、編入先の小学校で人の子として立っている足元を根こそぎされるようないじめに遭ったと、精神的にも肉体的にも追い詰められ、ついに登校拒否、ストレス性十二指腸潰瘍、担任教師までが平然といじめの論理に加担して恥じなかった。こういうのに対して本を著して、教育の狭量を討ったという記事が出ているんですが、これ、紹介するのは私は逆のことで、日野市の場合ですね、何か八小ですか、どこかにそういう面倒を見てくださる所があると、しかも八小以外の学区でも必要があればその子供を通わせて、そして立派な予算的な措置のされていない先生が、善意ばかりじゃないんでしょうけれども、面倒を見てくださっているという話を聞いて、市民から大変日野市はありがたい所だと、日本語が全くしゃべれない子供が嬉々としてその学校へ通わせていただいている。本来は教育委員会のかたい姿勢でいけば、その住んでいる所の学校へ行ってくれ

と、こういうことが答えとして返ってくるようなんですけれども、そのところは本当に子供の一人ひとりの子供に対して、この今紹介したそれとは全く反対の方向がとられている。これも教育長のおかげだ、市長のおかげだ、教育委員会のおかげだと、こういうふうに私は思います。

そこで、大概のことは教育委員会でできるんだということになるんだと思います。そこで、突飛なあれですけれども、週休じゃない、学校五日制という問題がありますね。これが日野市独自ではできないんだろうと思いますけれども、教育委員会では、どんなユニークな論理がされているんでしょうか。

帰国の話から五日制というのはちょっと飛んでいるように思いますけれども、私は、教育委員会ができることというのはかなりあるはずだと、しかも大変なお金をかけないでも一人ひとりの子供を、わずかだと思います。帰国で日本語がしゃべれないというような子供は、わずかでもなくて意外と希望者が多くて困っているんだという話も聞きますけれども、全体から見ればわずかだと思いますが、そこに対して、どんな先生を充てているのか、文部省や東京都に相談したらどうだったのか、日野市ではどんなふうにするつもりなのか、そういうユニークなところが聞きたいわけなんです。ユニークなことができるだろうということなんですね、私は。文部省や東京都にお伺いを立てなくてもできるんではないですかと、五日制じゃないですよ、五日制じゃなく、そういう要するに、そういう議論や、そういう建議や、そういう議題がじゃんじゃん挙がって、そして教育論理が闘わされて、それで、それが要求されているんでしょうかということです。それを伺いたいわけです。

そのことは、私が説明するまでもなく、教育委員会が熱意を持って市長にお願いをし、市長が熱意を持って議会にお願いをすれば、私は通ることもまだいっぱいユニークなことができるんじゃないか。ユニークなことをして日野市の名前を上げなさいと、そういう意味じゃないんです。もっともっと個人に還元するようにと、こういう意味なんです。それについて伺いたい。

同時に、質問が細々しますので、さっき行政懇談会とのやりとりでされたこととダブる点もあると思いますが、あわせてまとめてお答えいただきたいと思います。

一つは、差益還元を学校図書費に回したというお話、どのような経過で、どのような要望の強さのところへ回したんだと、言いかえれば、どんな図書の利用状況は、学級図書の利用状況はどんなにすばらしいものなのかというデータを示してほしいと思うんです。学校図書に一括回したわけですよね。回すことにしたわけです。その理由ですね。図書費にでも回しておけと

いうことでは間違ってもないと思いますので、学級図書がどんなふうな利用状況であるのか、日野市の図書館の貸出状況や学級でのどんな利用状況が非常に激しいと、本の傷みが大変あれだと、そういったようなことがあれば伺いたい。

それから長欠児童というか、登校拒否といいますか、このことについてはさっきお答えいただいたんで、これは結構だと思います。

学区域のそれについては一つ伺いたいのは、５９年に検討委員会を開いた、立派なものができています。しかし、重要なところが何か一つ欠けているように思うんですね。実施段階に当たって例えば道路で切ると、川で切るといったようなことで何とか、何というんですか、平均をとらなきゃということに力点が置かれているのか、どうもあれを読みますと、何ていうんですか、切るものは切らなきゃ、なかなか難しいというようなことだけで、住民参加というか代表の人を入れたら必ずうまくいくとは限らないんですけれども、入れないよりは入れた方がいいと私は思うんです、実施段階でね。そういうことで、あの答申にさらにどういう肉づけをしておやりになる気持ちなのかということですね。いや、ああいうふうに出ているんだからあのとおりできるならばチラシでもつくって、こうやりますよとやれば、それでいいんだということで考えていらっしゃるのかどうかですね。

それから、生徒の標準服といいますか、俗に制服、制服と呼びます。これも馬場議員の質問でありました。外国では制服というものがないのに驚いたといったような、ドイツですか、そういった話を聞きました。私は、標準服の是非というか、ＰＴＡ懇談会にも挙がってきていないようですけれども、大変な負担になっていると思うんですね。今、御承知だと思いますが、たしか日野市の中学校なんかでも制服はオーダーをしてはかってもらって配達づきでという形がとられているようだと思います。大変な価格で、この教育的な意味というものは賛否両論あると思います。あると思いますけれども、教育委員会などでは、こんな問題はさっき話したユニークの中で討議がされているのかどうかですね。あれはあれで学校でやっているんだから、という形で流されているのか、こんなことについての論議もあるのでしょうかということですね。伺いたいと思います。

それから、学校の施設開放ということで、まだ未実施のところがあるというふうに聞きましたけれど、その後、どんなふうになっているか、地域の方々への開放ということと地域の学校というあり方の問題ですが、どんな状況かということを伺いたいと思います。

それから、資質の問題は新任教諭にこう、一般教諭にこうということで、偏向教育をなさっている方がいるとかどうとか、資質がどうという、プライバシーでもないんですけれども、そういうことに触れる質問はなかったので、一般的な所修ということについて答えたということで安心しました。したがって、御返事は要りません。

それから７番目になりますが、伺いたいのは、教育の今、小中学校の現場で、いわゆる機械といいますか、機器という、教育機器ですね、がどんなふうに２０年くらい前、それから１０年くらい前とどんなふうに違ってきているのか。予算を見ればわかるじゃないかと言われればそれまでなんですが、今、どんなふうに整備されて、今、子供の遊びもなかなか機械化されてますから、それと学校のチョークと黒板という形がどんなふうに今変えられつつあるんだという現状を披瀝していただきたいと思います。

それから、８番目ですが、これら総合して中学校の食堂方式の給食などというのは他市に誇り得るユニークなやり方だというふうに私は思いますが、それ以外にどんなことがあるのか、この際、披露していただきたいと思います。

最初から申し上げますと、帰国子女というか、帰国子女の子供の問題から学校図書等順次お答えいただきたいと思います。お願いします。

○副議長（中山基昭君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　それでは、私の方からお答えをさせていただきます。

第１点目の教育委員会の独自な、ユニークな事業といいましょうか、そういったものがあるんじゃないかと、それを具体的に教育委員会の方でどう討議されているかというふうな御質問かと思います。確かに教育委員会には教育委員会独自の仕事がたくさんございます。それらにつきましては逐次教育委員会の方といたしましては検討いたしております。

今の御質問にございました、いわゆる帰国子女の問題を例に挙げますと、確かに、日野市の場合は帰国子女がふえております。現在、小学校１４名、中学校３名ほどおります。そういうことで、これからもふえてまいりますので、これらの帰国子女に対しましては、現在、東京都から講師を派遣していろいろと日本語の教育を行っているわけでございますけれども、これからも多くふえると特別指導が必要でございます。そういう意味で、ぜひ６２年度は教育委員会独自の講師を採用して、そして対応できるような形で予算要求をしてまいりたいというふうな、これは一つの例でございますけれども、そういうふうなことがございます。

それから、いわゆる学校図書に関連いたしましての学校図書の充実はどういうふうになっているかというふうな都質問かと思います。

今回の予算の中で、小学校につきましては１校２５万、中学校につきましては１校４０万円の予算計上をお願いしてございます。今の小中学校におきます充実状況はどうかと申しますと、公費で賄っている図書でございますけれども、昭和６０年度の一応実績ということでお答えをさせてもらいたいと思いますけれども、小学校におきましては１校当たり大体３６８冊という年間の購入数でございます。金額にいたしまして１校６０万6,０００円ということでございます。中学校につきましては１校当たり３４４冊、購入額にいたしますと７７万7,０００円ということでございます。

御承知のとおり、学校図書につきましては学校図書に関する国の基準がございます。これによりますと、年間の購入数につきましては児童生徒１人当たり0.５冊以上を購入しなければならないというふうな規定がございます。６０年度実績で申し上げますと、小学校につきましてては0.５冊、ちょうどぎりぎりの線でございます。中学校につきましては0.３５冊でございます。したがって標準以下でございます。そういうことを踏まえて、今回の補正予算の中で、特に小中学校児童生徒がすべてが還元し、それによって学力の向上が上がるような形の配慮のもとに予算計上をしたということでございます。なお、市立図書館の方から、小学校につきまして毎年１年間の図書を貸しております。６０年度で約２万2,０００冊を各学校に貸してます。大体１校当たり1,０００冊の計算になろうかと思います。

これらにつきましては各学級に学級文庫という形で１年間配付しております。これにつきましては図書の時間におきましての教職員の指導のほかに、昼休み等時間を利用いたしまして独自に読書をしているというふうなことでございます。これも一つの特徴かと思います。

それから、いわゆる学区検討委員会の問題でございますけれども、確かに５９年度に一応答申がなされ、それに対しましての具体的な検討をいたしているわけでございますけれども、確かに、いろいろとその中で特に二小と南平小学校の関係とか、特に早急に解決すべき問題ということの中で対応策を迫られておりますけれども、特に、第二小学校の場合ですと京王線の南側の区域が一部通学区域になっているわけですが、そこを南平小学校の方に通学変更するような場合ですね、やはりいわゆる踏切とか、あるいは横断歩道の関係等ございます。そういった物理的な面の整備が必要だということもありまして、今、その辺の整備をしておるところでご

ざいます。

具体的な肉づけにつきましても、今後、他の小学校、特に児童数の減っていく区域につきましての学区域の変更につきまして、なるべく早い機会に整備をしたいということでございます。

それから、標準服の是非の問題、これにつきましては、現在は小学校は自由でございます。中学校の場合にはすべて、これは各学校、いわゆる標準服をつくっております。そういうことで、これにつきましては各学校の方のある程度、意向を踏まえながら現状認識をいたしております。

それから、学校開放の状況でございます。

学校開放につきましては日野市は他市に先駆けまして、昭和４６年度から学校教育に支障がない範囲内でおきまして、できるだけ地域住民の方のための、いわゆるスポーツ開放の拠点として開放をいたしております。現在の内容を申し上げますと、まず校庭でございますけれども、市内小中学校２８校中、１９校の校庭をスポーツ開放という形で開放いたしております。それから、体育館につきましては、現在、１８館の体育館を開放いたしております。

それから、もう一つは遊び場開放でございますけれども、小学校につきましては１３校遊び場開放いたしまして地域の幼児、児童に対しまして開放いたしております。なお、幼稚園につきましては７園中、４園の園庭をいわゆる遊び場開放という形で開放いたしております。さらには、ナイター施設といたしましては、一中、七生中学、２校が夜間開放をいたしております。さらにまた、テニスコートでございますけれども、テニスコートにつきましては、現在は四中、平山中、三沢中と３校のテニスコートを開放いたしております。

それからなお、プールでございますけれども、特に夏休み中の体力向上の意味で、これまた学校の業務に支障のない範囲内におきまして、それぞれの通学区域におきます小中学校の児童並びに生徒、さらには父兄に対しまして１５日間の学校開放プールを行っております。

なお、まだ未整備の学校が若干ございますけれども、これらにつきましては特に校庭整地の問題がございます。特に、体育館等使用する場合にはトイレ、更衣室、そういった施設が必要でございます。そういった施設整備を逐次しながら、整備を整えながら早い機会に学校開放を、未実施の学校に対しましては開放するように今後とも努力をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、いわゆる教育機器の利用状況はどうかという、学校現場でどういうふうに取り扱

っておるか、その辺の利用状況についての質問でございますけれども、確かに日野市の場合は、特に、テレビでございますけれども、親子テレビを白黒から導入いたしまして、現在はカラーテレビにすべてかえております。それから、あとはいわゆるパソコンとかワープロとかという機械が、最近特に小中学校の児童生徒が家庭内に利用しておりますので、こういったものもできるだけ学校現場に取り入れたらどうか、こういうふうな配慮から、現在、パソコン、ワープロ等入れている学校が１１校ございます。

ただ、なかなか先生の方の指導が必ずしも十分ではございません。そういう意味で、先生方が児童生徒に十分にこれらの機械器具が利用できるような技術的な指導が必要であろうというふうな配慮から、本年の６月に潤徳小学校のいわゆる空き教室を利用いたしました資料研究室等に、一応今年度だけ２回ほどだと思いますけれども、教職員のパソコンの指導に関する研修会を行っております。そういった中で、今後、教職員等が十分に学校の中で児童・生徒の活用に支障がないようにそういう面の配慮をしてまいりたい、こういうふうに考えております。

それから、もう一つ最後の質問でございますけれども、日野市には食堂方式というユニークな施設があるじゃないか。これ以外に特にユニークなものが何かあるか、他市にないようなユニークなものがあるかどうかという、こういう質問かと思います。

これはいろいろあるかと思いますけれども、一つは、私は、幼児教育の問題の中で公立幼稚園が７園あるわけですけれど、これは日野市を除きまして６市ありますけれども、一番公立幼稚園を抱えているのは日野市でございます。さらに、これは４歳児、５歳児ということで２年保育をいたします。これも一つの大きな特徴かと思います。

それから、先ほど出ました学校給食に関連いたしまして、日野市の場合は小学校につきましては昭和３２年度からすべて完全給食を行っておりますし、中学校につきましては昭和５６年度の平山中学校の開設から完全給食を行っております。さらに、この完全給食は２６市中１２市でございますけれども、小学校の完全給食は５市でございます。その中で、食堂につきましては、これは一般の市民ですね、特に社会教育の面で区域内の市民のために社会教育活動の場として開放いたしております。これらも一つの特徴かと思います。

その他、図書館活動につきましては非常にサービス面、貸し出し面につきましても大変全国的に大変サービスが行き届いた図書館であるというふうに理解しております。

その他ございますけれども、ユニークなものを挙げれば以上かと思います。

以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　名古屋史郎君。

○２８番（名古屋史郎君）　大変御親切にいろいろありがとうございました。

時間の関係もありますので、以上で私の一般質問を終わりたいと思いますが、ユニークという言葉で一つあらわしているんですけれども、帰国子女のことについても東京都の援助あるいは日野市独自でといった姿勢が大変うれしく思いました。

市長部局とよく連携をとられて、今後とも日野市の教育行政のために奮闘あらんことを心からお願いをいたしまして、質問を終わります。（拍手）

○副議長（中山基昭君）　これをもって１３の２、日野市の教育行政に期待するもの――主として学校教育について――の質問を終わります。

一般質問１４の１、日野市の農業の実情と今後の施策についての通告質問者、福島盛之助君の質問を許します。

〔７番議員登壇〕

○７番（福島盛之助君）　議席７番福島盛之助でございます。よろしくお願いいたします。

世に大根役者という言葉がございますが、これは、まさに私に与えられた見栄ある称号だと思っておりますので、その自信と責任を持ちまして、日野市の農業の実情とその施策についてお伺いをいたしたいと思います。

最近、新聞、テレビの報道からは実りの秋を迎えるころになりますと農業に対する風当たりがいつも大変強く感じられます。ことしも３年続きの豊作で、大量の米が余るということからでもあります。戦後、日本の復興のために、工業立国を目指し工業製品の過剰な輸出により貿易の不均衡を招き、そこに農産物の自由化を強く求められているからでもあります。豊葦原、瑞穂の国の農民は開闢以来、一粒でも多くの米麦をと、額に汗を流してまいりました。戦中戦後の、あの混乱な時期にも国民の飢えをしのぐのに役立ってまいりました。そして食糧が豊かになり、国民の生活水準の向上とともに、土地の需要の増大、その供給源であります都市農業の安楽死を望む声が聞こえてまいりました。

現在、この市には年々減少しているとは言え、まだ６３８戸の農家がございます。水田１０８ヘクタール、畑１１６ヘクタール、樹園地５０ヘクタール、これは６０年度の農業センサスの資料でありますが、2,９８４人の方々がこれに従事していること、すでに御承知のとおりで

ございます。そして、この日野市は、かつては東京の米どころと言われた時代があるように、多摩川、浅川のかんがい用水が発達しており、肥沃な土壌とともに農業が盛んに行われてまいりました。この用水路のために下水道の普及がおくれたのも事実のようでございます。

昨年の米の出荷量にいたしましても、玄米計算にいたしまして1,９１０俵の実績がございます。また、米の減反政策に協力しての名産多摩川梨、ハウストマト、市民に潤いと安らぎを与える花木、季節の風物詩となっております干し大根づくり、（笑声）夕餉の食卓を飾る数限りない新鮮な野菜が意欲的に生産をされております。そして、その生産技術は各所より相当高く評価されておるところでございます。そして、その指導、また資金的援助は農業委員会であり、日野市、七生両農協であります。実は、私も長い間、農業委員を務めさせてまいりましたので、日野市の農業をいかにあるべきか身をもって体験しているところでございます。

まちに緑の空間を、四季折々に変化する田園風景、ぜひとも後の世の人たちにこれを送り届けたい、そんな気持ちでいっぱいでございますが、農産物価格の不安定、生産物資材の高騰、加えて税金、特に相続税、それに伴う後継者問題、これらを考えるときに、このままでいいんだろうか、なぜ農業をあきらめる人が多いのか、後継者が育たず、後継者のお嫁さんが来手がいないのか、それは流した汗が余りにも報われないからでありましょう。（「そうだ」と呼ぶ者あり。）

昔から百姓は生かさず殺さず、今も昔もちっとも変わってはおりません。また、所得税の申告のころになりますとクシピンであるとかクロヨンであるとか言われますが、これは正直言って実際の評価でございます。決して所得を隠しているというものでもございません。

例にとっては大変申しわけございませんが、先日、職員の期末勤勉手当が決定をいたしましたが、私は、その多い、少ないを論ずるものではございません。１例として申し上げたいのでございます。１６２万2,８５０円、これを農家が出荷する米に計算をいたしますと、１俵１万8,０００円といたしまして約９０俵に相当いたします。それを年収に計算いたしますと恐らくお一人で機械も必要なし、肥料も使わずに約５００俵のお米が収穫をされたということになるのではないかと思っております。

なのに先日の産業祭におきまして、農協青荘年部の方が行った野菜の即売には、大根が１本５０円、キャベツ１個３０円から５０円、ネギが２キロで１００円から１５０円、里芋１キロ１００円から１５０円でございます。この物価高の世の中というのにこの事実でございます。

農産物価格は物価の優等生であるということを、この際、皆様方御認識をいただきたいと思います。

日野の農業は、ほとんどは兼業でございまして、専業はごくわずかでございますが、できるなら農業を続けていきたい、それが農業者の本心でありますが、諸般の事情からやむなく農地を手放す、それが実情でありますが、私は、農業を、農地は生産を高めるということはもとより、環境緑化の役目を果たし、また、そこに働く農民の姿にふるさとのよさを感じておるところでございます。

また、日野市の農業を支える団体には両農協の青壮年部を初め、果実組合、酪農組合、平山蔬菜研究会、花卉生産組合、東光寺蔬菜研究会、堀之内蔬菜研究会、豊田施設園芸研究会、菊友会、落川農事研究会、農業経営者クラブと１０団体ございます。特に、私の住む東光寺蔬菜研究会では農閑期を利用いたしまして地域所有の緑地の萌芽講師に労力奉仕をし、また東光寺小学校、大坂上中学校、第一中学校と３校、また平山蔬菜研究会でも三沢中、平山中学、平山小学校、滝合小学校、平山台小学校と５校、学校給食に地場産の新鮮な野菜を出荷、生徒たちにふるさとの土のにおいと、そこに働く農民の真心を提供し、情操教育の一端と父兄からも大変喜ばれていること、この壇上より報告をさせていただきます。

幸い、この日野市では都市農業の存亡の危機と言われた農地の宅地並み課税問題につきましては、５１年度、市長の取り計らいと議会の決議により、他市では余り例を見ない１００％の還元がなされ、５６年度からは長期永農継続農地として認定を受け、農業のあるまちづくりが進められておるところでもございますので、以下5.点に分けて質問をさせていただきます。

その第１点目でございます。５６年度、当日野市よりも、たしか3万三千有余人というとうとい署名をいただき、全国的な運動を繰り広げました。その成果として１０年間の納税猶予が実施され、宅地並み課税問題にも一応の決着がつき、わずかではありますが、後継者として他産業からＵターン現象も起き、農業を真剣に取り組む姿勢も見られる今日でありますが、また、東京都でも都市農業をはっきりと位置づけ、後継者財団を設立、当日野市でも４２万2,０００円を出資しておりますが、先日の文芸春秋に都市農業の安楽死で地価は下がる、という見出しで京大の名誉教授の中嶋千尋先生が、市街化区域内の農地には宅地並み課税と農地相続の優遇制度を廃止、宅地化を図れという文が掲載をされておりました。これらの問題についての見解を、まずお聞かせをいただきたいと思います。

続きまして、第２点目でございますが　本年度の予算書によりますと、農業費全体で１億1,３１５万4,０００円、これに対しまして公園管理費として8,３３５万1,０００円、緑化費3,１８９万円、これらを合計いたしますと１億1,５２４万1,０００円でございまして、ほとんど農業費全体と同額でございますが、ともに環境緑化の面から見ると、まことに当を得た予算措置ではないかと思われます。

農地は生産を目的とするとともに、緑の保護、市民に四季という生きた教材を提供しているわけでありますが、市として今後とも、これらの農地を生産緑地と認め、それらに必要な施策をこれからも続けて行っていただけるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

次に、質問の第３点目でございます。農業の健全な育成を目指して農業委員会では年一度、市長に対し、農業施策に関する建議を行っております。本年度も１０月１３日行ったようでありますが、大きく分けて8.項目提案されておりますが、この円高不況、緊縮財政下の６２年度の予算においてはどの程度これが実現を可能なのか、お聞かせをいただきたいと思います。

この数年、中央の指導をまたずに、全国各地で地域の特性を生かした地域産業興し村興しの運動が盛んに行われておると言われておりますが、都市化の進む中にあります日野市に最もふさわしいような施策がおありなのか、お尋ねをいたしたいと思います。

以上、３点に分けて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　福島盛之助君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答えを申し上げます。

御質問の中にございましたように、日野市の農業は都市化が進む中で、農地と農業人口がだんだん減少いたしまして、その生産環境は悪化している、そのとおりでございます。昭和４０年から昭和６０年まで１０年ごとの耕地面積の推移を見ますと、畑につきましては６０年に１１６ヘクタールございました。田んぼについては、失礼しました。昭和４０年には２４３ヘクタールありましたのが、１０年たった５０年に１６８ヘクタールに減り、さらに６０年には１１６ヘクタールになっております。田んぼにつきましてもほぼ同様の減り方でございまして、畑では５２.２６％の減、田んぼで６７.８６％の大幅な減になっております。

農業人口についても昭和４０年、5,７８６人いらしたのが、昭和６０年には2,９８４人になっております。減少率は４８.４８％でございます。

こういう情勢に加えまして、社会情勢の変化が大きく日野の農業に影響を与えております。すなわち相続でございますとか、転用によりまして農地がますます細分化されて狭隘化する、こういう事実がございますし、労働力の高齢化、これも見逃すことのできない大きな変化でございます。　それから、収益が少ない、１反歩当たり何億というような田んぼや畑から上がる収益としては大変少ない。それから、御指摘がございました後継者の後継者難の問題、こういった問題が多々ございます。

こういう中で、農政担当者といたしましては、まちづくりの中で優良な農地を確保して、そして立地条件に合った特産物を栽培し、企業的な都市農業を目指したいと思っております。

したがいまして、第１点目の御質問については、宅地化を図れという主張に関しては、私どもは賛同をできない、そういう立場をとっております。生産緑地として引き続き今後も継続してまいりたいと思っております。

それから、その次の予算に関するお尋ねでございますけれども、６２年度予算につきましては目下財政当局と協議中でございます。その実現がはっきりできるかどうかについては、ここではまだお約束できかねる現状でございますけれども、今後、予算面でも精いっぱいの努力をしてまいりたいと思っております。

幸いにして、農業団体は十ございまして、その十の団体がすべて立派な団体で、日常的に活動、盛んな活動をしていらっしゃいます。こういう団体から、将来について貴重な御意見を伺いまして、これを日野の農政政策に生かしてまいりたいと思っております。

農水省は、１１月２８日に農政審議会で水田農業の確立方策を柱とする、２１世紀へ向けての農政の基本方法を取りまとめております。この中身は、国土制約の中で農業構造の改善促進と、それから生産性の向上と国内供給力の確保、こういった二本の柱で組み立てられているようでございます。

こういった方策を十分検討いたしまして、それに日野の農業の現状、問題点、そういったものを加味いたしまして施策の方向を決め、年度別の事業計画を立ててまいりたい、このように考えておる次第であります。

○副議長（中山基昭君）　福島盛之助君。

○７番（福島盛之助君）　それでは、第３点目の農業委員会の建議のことでございますが、この建議の８番目に産業祭りの補助金の増額ということが記されております。ちょっと読

み上げさせていただきますと、産業祭りも年々盛況を呈してきて、その性格も当初の共進会の域を出て市民祭的なものになってきています。今後は、産業祭りを市民祭として位置づけ、市内で生産される農産物を仲立ちとして農家と市民と幅広い交流、連帯を通じて、地域社会の活性化を図っていけるような補助金の増額を要請します。というようなことが記されて市長に提案されておると思いますが、これらにつきまして、ちょっとお答えをいただきたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　産業祭りの農産物展につきましては、今年度たしか１２０万円の補助だったと思います。この額は６０年度と変わりがなかったように私記憶しておりますけれども、先ほども申し上げたとおり、来年度予算につきましては財政当局と目下協議中でございます。はっきりしたことは申し上げられませんけれども、精いっぱい努力をする所存でございます。

○副議長（中山基昭君）　福島盛之助君。

○７番（福島盛之助君）　ただいま生活環境部長さんの方からいろいろと御親切な御説明をいただいたわけでございますが、私も現在の農業の置かれている情勢、まことに厳しいということは承知いたしております。

食糧が余り過ぎちゃってどうにもならないというような情勢の中で、農業者はこれからも一生懸命やっていくわけでございますが、最近、言われるように、日本の農業は生産性が大変に低い、まして都市農業に至っては規模の拡大はもう考えられませんし、だからと言って、食糧を全量を海外に求めるのも無謀かと思われます。都市農業には、またそれなりのよさもあるわけでございまして、これからは市民要望にこたえて、その市民のニーズに合った経営改善を行い、まちづくりと一体になった農業を目指すべきではないか、そんな私は考えをしております。

そして、最近の地価の高騰はまことに驚くべきものがありますが、それでは、即農地を宅地化へというのでは早計であります。進入路もない、まして下水道もない所へ家を建てる、これはまことに無謀と言うほかは全くありません。区画を整え、行政の進みぐあいに合わせ、緩やかなカーブを描きながらの宅地並み化が理想ではないかと思っております。これには市当局の青写真に従い、すばらしいまちづくりができるよう、私は期待をいたしまして、この質問を終わりたいと思いますが、最後に、市長さんに一言申し上げさせていただきたいと思います。

と申しますのは、去る１１月の１５日、１６日、盛大に行われました産業祭り、特に農産物

展でございますが、例年どおり６００点近い日野市の特産とも言うべき農産物が出品をされ、厳選な審査が行われ、一般市民に公開され、まだまだ日野市にもこんなに立派なものができるのかと驚きの声を聞いたところでございます。また、先ほど申し上げましたように、地場産の新鮮な泥つき野菜も多数出品をされまして、消費者と生産者がお互いの立場を理解し合いながら喜びを分かち合った２日間であったわけでありますが、私にとりまして、どうしても理解できないことがございます。

それは、全市民挙げてのお祭りであります産業祭りを１５日後に控えた１１月の１日、定期異動ということで農産係と産業課長さんの異動でございます。私は、恐らく担当の人たちは半年ぐらい前からこの日のために知恵を絞り、会の成功を祈っておったものと思いますが、市長は、なぜこの時期に、このような異動を行うのか、この課に限っては春でもいいのではないか。前任者とすれば大変心残りがしたでありましょうし、また、後任者といたしましては申し送りがあったにせよ、不安な気持ちでこの期間中を過ごしたのではないかと思われます。前任者の方が全く不適格であり、後任者が特段すぐれているとでもいうのでしょうか。それとも、ただ何もわからずに事務的にこの異動を行ったというのか、お伺いをいたしたいと思います。

農業に対する権威者でございます市長さんにとりましては、これは農業軽視とも言われても仕方がないのではないか。農業関係者の方々から大変不満があったことを申し添えさせていただきまして、市長からの答弁をひとつお願いいたしたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　不行き届きな点を指摘されまして痛く感じ入っているところでございます。

これからも何かと御提案、あるいは日野市の一番基をなしております水と緑の環境の守り手であります農業に対しまして、できるだけの存続の措置をとっていきたいと、このように考えます。

○副議長（中山基昭君）　福島盛之助君。

○７番（福島盛之助君）　市長さんの答弁、まことにありがとうございますが、市長さんの答弁を聞いておりますといつも同じようなことが申されております。

職員の異動は、仕事に対する意欲と事務の能率化であろうかと思います。市長の思いつきでやってはいけないと思っております。あの種の催しは天候に左右されます。幸いにして、天候

に恵まれたので盛会のうちに終了したわけでありますが、もしも、これが不成功に終わった場合は、その責任はだれが負うのか。市長、あなたの責任にしても、農業関係者には大変な迷惑であるということを心に銘じまして、私は、この質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（中山基昭君）　これをもって１４の１、日野市の農業の実情と今後の施策についての質問を終わります。

一般質問１４の２、神鋼跡地の利用についての通告質問者、福島盛之助君の質問を許します。

○７番（福島盛之助君）　神鋼跡地の利用についてということで質問させていただきます。

すでに西部地区の連合自治会または付近住民より、とうとい御意見、御要望等が寄せられておると言われます、あの神鋼跡地、長らく荒れ地となり、現在、遺跡調査が行われ、後、都の住宅局によります3階建て賃貸マンションが建設予定とのことですが、住民の方々は既存の住宅街と調和のとれた建物をと、また、商店街の人たちは、まちの活性化のために早期の建設を希望しておりますが、遺跡調査が遅々と進まず、都道２・２・１１号線とも深い関係があり、また栄町地区のまちづくりにも多大な影響のあるところでございますので、４点に分けまして質問させていただきたいと思います。

その第１点目でございます。都の住宅局が建設を予定していると言われております賃貸マンションの建設規模、また時期等についてお尋ねをいたしたいと思います。

続きまして、第２点目でございます。現在行われております遺跡調査は東京都の調査団とのことですが、どのような結果が出ているのか。また、このようなことをお聞きするのはどうかと思いますが、あの規模の調査で経費はどのくらいかかるものなのか、完了の時期はいつごろなのか、お答えをいただきたいと思います。

続きまして、第３点目でございます。この栄町地区は公共施設といえば地区センター、自治会館があるだけですが、公共施設建設には土地問題が大きなネックとなっております今日でございますので、このマンション建設を契機に、人口も急増が予想されますので、この地区にふさわしい施設の建設、市当局はどうお考えなのか。

続きまして、第４点目でございます。マンション建設に際しましては大量の資材が必要かと思われます。大型車両の出入りにはどのような道順を考えておられるのか。

以上、4点につきましてお伺いをいたしたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　福島盛之助君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

まず1点目の規模と建設の時期でございますけれども、現在、計画されております建設戸数は全部で１８９戸でございます。これは1期、2期に分けまして、1期が１６５、2期が２４戸でございます。この2期の２４戸といいますのは、御承知のように公共下水道がございませんので、ここに活性汚泥の処理施設をつくります。将来、公共施設ができた段階で、公共下水道ができた段階でこのし尿処理施設を取り壊しまして、この2期の２４戸をつくると、そういう考え方でございます。

建設時期でございますけれども、これは第２点目の遺跡調査と関連をするわけでございますが、現在、遺跡調査をしておりまして、この詳細につきましては教育次長の方から御説明を申し上げます。

この遺跡調査が終わり次第着工するということで、現在、東京都が考えておりますのは、建設を６４ないし６５年に行いたいということでございます。

３点目の公共施設の計画でございますが、これは、都営住宅につきましては都営住宅建設条例、それから、この条例に基づきまして都営住宅建設に関連する地域開発要綱というのがございまして、地元、市、それから地域の関連公共施設について一定の基準で整備をするということになっております。まだ具体的なことにつきまして東京都と協議はしておりませんけれども、６２年度に入りますればこの話し合いに、話し合いを進めていきたいと、そう考えております。

それから、第４点目の進入路でございますけれども、多分、建物につきしてはプレハブ工法で工場でつくった建物の、いわゆる構造物をつくりましてトラックで搬入をして組み立てるという工法になろうかと思います。

現在、御承知のように都道からの進入路が狭く、また隅切りもない、いろんなそういう制約条件があるわけでございます。今後、東京都の協議の中で解決を図りたいというふうに考えております。

○副議長（中山基昭君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　それでは、御質問の第２点目の神鋼電機跡地の遺跡調査の

件についての御質問が出ましたので、私の方からお答えいたします。

御承知のとおり、神鋼電機の跡地２万2,０００平米は、いわゆる遺跡の包蔵地区ということで教育委員会が指定している地帯でございます。したがって住宅をつくる前に事前調査が必要でございます。

昭和５４年と記憶してますけれども、当時の遺跡調査会の方で予備調査をいたしまして、その調査が全部終わらないままに、諸般の事情がございまして遺跡調査が中止になりました。私どもの方といたしましては、東京都の住宅局の土地でございますので、東京都の方で遺跡調査会をつくっていただいて発掘をしてもらいたいということを再三交渉を重ねまして、おくればせながら昭和５９年６月２８日の日に、東京都住宅局並びに教育委員会を主体といたします遺跡調査会を発足させていただきました。昭和５９年度におきましては6,６００万円ほどの、いわゆる予備調査費を計上させていただきまして調査が終わり、そこで、本調査をしなきゃなりません。本調査につきましては２万2,０００平米を七つのブロックにたしか分けたと思います。これを６０、６１、６２と３カ年間にわたっての本調査を行うということでございます。現在、約半分終わってるやに伺っております。計画でまいりますと６２年度に終えるという予定が、場合によっては１年間、つまり６３年度に延びそうな気配がするということでございます。

経費につきましては大体本調査が６０年度で約8,０００万円ほどかかっておりますので、大体２億5,０００万前後、予備調査を入れますと約３億前後のお金がかかるんじゃなかろうかということでございます。

なお、そこの発掘調査の現在までの、どういう物が出ているかということでございますけれども、特に、奈良、平安時代にかけましての住居碑、それから土器類、土溝、こういった物がたくさん出ているということでございます。以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　福島盛之助君。

○７番（福島盛之助君）　ありがとうございました。

そうしますと１８９戸のマンションができると、こういうわけですね。

○副議長（中山基昭君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　そのとおりございます。

○副議長（中山基昭君）　福島盛之助君。

○７番（福島盛之助君）　時期は遺跡調査が終わり次第ということで、その遺跡調査も

５３年ぐらいと、（「６３年」と呼ぶ者あり）６３年ですね。わかりました。

そういたしますと、この遺跡調査でございますが、全体では３億のお金がかかるというようなお話でございますが、私たちの、これを祖先が残した埋蔵文化財でございますので、一度破壊をしてしまえばもう二度と戻らないとうとい物でございますが、慎重を期してやらなければなりませんが、最近の、先ほども申し上げましたように、土地の急激な値上がりをしております。これも需要と供給のバランスもありましょうが、土地には限りがございますし、また、あの地区は日野駅から歩いて１０分ぐらいの最適な住宅地でございます。遺跡調査のおくれからあのままにしておくのは、いかに東京都といえども大きな損害ではないでしょうか。最近、遺跡調査が開発の妨げになっているということもちょいちょい耳にもしますが、これらをもっとスピーディーにする方法はないのか、これらにつきましても、今後ともお考えをいただきたいと思っております。

また第３点目の質問でございますが、付近の自治会で集会場がなく、会長さんのお宅で会議を開いているところから、家が狭いから会長になれないというような話もよく聞きますが、公共施設としての市民集会場、そういうことで大変希望いたしておりますが、都の住宅局と協議して、マンションに先駆けてこれらの集会場、公共施設等やる方法はないのか、それらにつきましてちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

まず、全体の土地利用計画がございますので、遺跡調査が済みませんと現地着工ができないということが大前提でございます。

その中で、住宅建設に先駆けて地域の皆さんが使うような集会施設等の建設ができないかということでございますが、当初、この土地につきましては、昭和５４年だったと思いますけれども、神鋼電機社宅用地を東京都が取得したわけでございます。この取得に際しまして、東京都と日野市と基本的な事項の話し合いをしたわけでございます。その中で４００平方メートルの用地を無償で市が譲渡を受ける、貸し付けを受ける、そういう約束になっているわけでございます。

先ほど申し上げましたように、都営住宅建設に関連する地域開発要綱がございますので、その要綱でまいりますとげた履きの施設をつくれば東京都が全部つくりまして、用地、施設を無

償で市に貸与すると、そういう手法もございますので、できるだけそういう形で市の方は対応したいということを考えている次第でございます。

したがって、今要望のございました住宅建設に先駆けて地域住民の利用施設をつくるというのは不可能かと考えております。

○副議長（中山基昭君）　福島盛之助君。

○７番（福島盛之助君）　わかりました。

それでは、続きまして４点目の問題でございますが、先ほど企画財政部長のお話によりますと、進入路、隅切りもないし余り、狭いということから大型車両が入りにくいんで、これから都と協議をしてというようなお話でございますが、私は、このようなことを考えておりますが、俗に言う四谷前薬王寺付近は、先日、天野議員からも指摘がございましたが、日野駅の直下でございます。進入路がないということから、駅から二、三分の所にありながら、いまだに未開発でございます。田んぼのままでございますが、これを、地元の人たちの御意見などを取り入れながら、市の方針に沿って整備することにより四谷１８号線の隅切りの問題も一気に解決をするのではないかと思っております。

また、住宅局のそれのために、住宅局の賃貸マンションの建設もスムーズに進行できるのではないかと思われますので、この点についてお聞きいたします。

○副議長（中山基昭君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、私の方からお答え申し上げます。

四谷の区画整理事業、これにつきましては数年前から開発を行うということで、組合施行で検討がされたところでございますが、不幸にして組合の設立前にリーダーの方がお亡くなりになったということで、現在、中座をしておる段階でございます。しかし、最近の動向として、また整備のために組合の設立を進めたいというお話も聞いております。

したがいまして、そういう意向が地元にまとまり次第、私どもも組合設立のためのいろいろな御指導を申し上げていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　福島盛之助君。

○７番（福島盛之助君）　ありがとうございました。

あの付近住民の方々は、あの神鋼跡地あのままでおくというのは大変もったいないということで、大変疑問を投げかけられておりますので、遺跡調査などスピーディーに進めさせていた

だきまして立派なまちづくりができますよう、ひとつお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○副議長（中山基昭君）　これをもって１４の２、神鋼跡地の利用についての質問を終わります。

一般質問１４の３、国道２０号線日野橋付近の交通渋滞緩和について問うの通告質問者、福島盛之助君の質問を許します。

○７番（福島盛之助君）　国道２０号線、特に日野橋付近の交通渋滞について質問をさせていただきます。

朝夕の通勤ラッシュ時、また日曜日の行楽帰りの渋滞は大変目に余るものがございます。文明の利器、自動車のためにかえって不便を感じている昨今でございますが、日野駅から日野橋を渡るのに３０分から４０分もかかるのが現状でございます。中央自動車道の開通によりまして一時的に緩和されたのもつかの間でございます。今では立日橋の開通に一縷の望みを抱いている昨今でありますが、内需の拡大のかけ声とともに自動車の洪水も一段とその勢いを増してくるのではないか。

ちなみに、５９年度の日野橋南詰を通過する車の台数を調べてみますと、一日に２万6,０００台だそうでございます。それが６０年度に至りましては3万3,０００台、前年度に比べまして１８％と言われております。この数字から見ますると、日野市の大動脈２０号線は麻痺し、日野市の産業、経済は完全にストップする日が来るのではないか。その解消策についてお伺いをいたしたいと思います。

その第１点目でございますが、待望の立日橋、これは１０年先になると言われておりますが、これが開通すれば日野橋南詰交通渋滞は多少緩和されるとは思いますが、東京方面行きの車が多いところから、今度は立川ロータリーに車が殺到し渋滞する可能性がございます。この抜本的解決には万願寺区画整理とも関連がございます。国道１３１号線の、通称国道バイパス橋の建設でございますが、これは、当然建設省の管轄であろうかと思いますが、今までに日野市の議会なり市長名で陳情なり要望なり行ったことがあるのか、ないのか。また、今後どのような方法をこれに対して講じていくのか、お聞かせをいただきたいと思います。

続きまして第２点目でございます。よく自動車の運転手さんの話などを聞きますと、高尾から東京までの区間で１車線道路は日野だけと言われますが、どうして、こんなに日野だけがお

くれているのでしょうか。都市計画道路現況調査書によりますと、市が当然行うべき道路１４.５８キロのうち9.９４２キロは改良されまして、その整備率は６８.２％だそうでございます。都道につきましては２９.２３キロのうち9.４１３が整備されまして、その整備率は３２％だそうでございます。国道に至りましては、１３１号線、１３２号線、２２１号線、計３路線で、延長１３.７４キロのうち1.８９キロだけが整備をされまして、その整備率は１３.８％だそうでございます。

この数字が示すとおり、いかにこれがおくれているかがわかるわけでございます。これは何が原因なのか、お答えをいただきたいと思います。

また、日野橋南詰のある市民の方より、当面の、質問の第３点目でございます。当面の緊急課題としてこんな要望が寄せられておりますので、それを読み上げさせていただきまして、御回答をいただきたいと思います。―― バスは、私どもにとって日常生活の足として、最も身近な交通機関であります。現に、東部地区においてはその生活の一部としてあるべきはずのバスが、余り利用されていないのが実情でございます。現在、国道２０号線を運行する京王バスは、都営バスにかわってから極度に運行が減り、朝夕のラッシュ時間でも１時間に１運行が実態です。しかし、私どもにとっては、バスを減らした要因が単に２０号線での自動車渋滞にあるとしても、公共性のある乗物として利用できなければならない。したがって、今後はバス利用が十分できるよう要望いたします。現在、この地区では日野駅方面に通う方たちは自転車、徒歩による自衛策を講じています。お年寄りや体の不自由な方々はタクシーを利用することが多く、タクシーは電話で呼ぶため往復料金が請求され、経済的な負担が多く、日野市民としてはまことに不都合なことでござます。８月２０日から運行されております市内連絡バスのこの地区への乗り入れを強く要望したいと思います。―― こんな文面が私の手元に、日野橋南詰の方から届いておりますので、これらにつきましても 市の見解をお伺いをいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　福島盛之助君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、私の方から１点、２点目についてお答え申し上げます。

まず、１点目でございますが、国道２０号線、これは非常に最近においても車の台数が増加

して、南詰付近では非常な渋滞を起こしていることは御指摘のとおりでございます。

これを解消するためには、その一つの方法として、お話がございました立日橋、これを早く完成すると、また、そちらの方の交通の流れを回すということも一つの方法かと思います。

しかしながら、大きな問題としては立川の市内にございます日野橋ロータリーこれが非常に交通渋滞の大きなネックになっている、そういうことで、建設省におきましてもこのネックを一つ解消するために、どうこのロータリーがあるべきかということで検討は行っておりました。その結果として、改善という方法を打ち出しております。しかしながら、その周辺の用地の取得が非常に困難であるというようなことから、まだ具体的な方法が打ち出されておらないような現状でございます。

もう一つは、抜本的な対策としては東八バイパス、また日野バイパス、この二つの道路、日野都市計画の名称でいきますと１・３・１号線、１・３・２号線、これの開通を行うということが最も重要であろうというふうに考えておるところでございます。

１・３・１につきましては、現在、万願寺の区画整理事業の中で建設省から交換金を受けまして用して用地を事業の中で空けておるところでございます。順調にこれは進んでおる段階でございますが、万願寺の２期の区域に入ります約９００メートルの１・３・１から１・３・２号にかけましての道路、これは地元に反対の意向もございまして、現在、建設省で区画整理事業じゃなくて直接の買収によって事業を進めたいということで副所長を中心としてプロジェクトをつくり、この解決に向かって今努力を行っておるところでございます。日野市の方にも、それに対しての要請は来ておる段階で、市としても協力することをお約束をしております。

２点目でございますが、１点目のうちのもう一つ、国への要請はどうなっているかということでございますが、市長を初め私ども担当部といたしまして、建設省、また直接の管轄でございます相武国道事務所の方に再三お邪魔いたしまして、市の考え方または国の考え方をお互いに話し合いながら、協力を行いながら事業を進めていこうということで話し合いをやっておる段階でございまして、そういう中で、常に話し合いを持っているというのが現状でございます。

また２番目として、日野の中だけが１車線だというようなお話でございます。確かに、そういう状況になっているわけでございますが、ここの間の、例えば道路拡幅の計画、都市計画はあるんでございますが、これを国の方で直接行うとなると、非常に用地の取得あるいは家屋の移転等で非常に難しいというようなことで、事業がなかなか着手されておらないのが現状でご

ざいます。

したがいまして、２０号線の現在の道路を拡幅するというよりも、むしろバイパスの方に重点を置いて、そちらの方に事業を早くできるように努力をするとともに、完成後にはそちらの方に交通の主流を向けるということが重要であろうというふうに考えております。また、国の方ともそういった点については、今後の方向について十分検討して進めていきたいというふうに考えます。以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　第３点目の、連絡バスの迂回といいますか、新設の要望でございます。

御承知のように、本年度から高幡不動駅発、市役所、市立病院を経由いたしまして平山城址公園駅に行くバス路線の設定をいたしました。これは、１日４往復で、日野市の負担が1,０００万円以内ということでスタートしたわけでございます。

この件につきましては、昭和６０年度にバス検討委員会の検討、それからさらに、この検討の結果を踏まえまして市と京王帝都と、それから関東運輸局等と協議をいたしまして、この路線の設定をしたというわけでございます。1,０００万円補助をしてバス１台で運行する事業として、今、私が申し上げましたコースがかなり市内の不便地域の解消になるんではないかということで設定をしたわけでございます。

８月の２０日から運行したわけでございますけれども、利用状況を若干申し上げてみたいと思います。８月分、８月で申し上げますと、片道の乗車人員が１３.２人でございます。９月が１8.8、１０月が１3.7、１１月が１3.9人でございます。これらの数字で市の1,０００万の負担を見ますと、８月が１人当たりの市の補助金が幾らになるかということでございます。８月が２５９円、９月が１９０円、１8.8 人乗った場合１９０円ということでございます。それから１０月が１3.7人で２４６円、１１月が１3.9人で２４９円と、こういう状況でございます。この市の１人当たりの補助のほかに、当然のことではございますけれども、乗車した方が１３０円ないし１５０円ぐらいの負担をしているわけでございますから、この市の補助金をプラスしたものが１人当たりの経費ということになるわけでございます。

かねてから私ども申し上げておりますけれども、この市が補助をするバス等については、いろいろな過去の市が補助したケース、他市の例、こういったものを考えますと、せいぜい１人

当たり２００円を割るような数字でないとまずいんではないかなと、そんな目標を私ども立てているわけでございます。ただいま申し上げましたように、９月時点で１９０円という数字は出ましたけれども、それ以降、かなり高い負担になっている次第でございます。

このようなことを考えまして、次の路線ということになりますと、財政効果といいますか、効率を考えますとなかなか新規路線の設定は難しいんではないかというふうに考えております。道路等は当然整備されてあるわけでございますから、要は市の施策の順位であろうというふうに考えている次第でございます。以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　福島盛之助君。

○７番（福島盛之助君）　第１点、第２点目につきましては、都市整備部長さんのお話などによりますと、それぞれの上部機関へ再三足を運びまして積極的にやっているということでございますので、私はこれを善に解釈いたしまして、一日も早い完成をお願いをいたしたいと思います。

また、連絡バスにつきましては数字を挙げまして説明をいただきました。それによりますと効率的に大変難しいというようなお答えでございます。また、あの交通渋滞の中へ巻き込まれたならば、なお利用者が減るのではないかというような企画財政部長さんのお話のようでございますので、これにはどうしても１３１号線の国道バイパス橋、立日橋の完成を一日も早く進めなければいけないんではないかと思っておりますので、これらの問題について市長の方から御答弁をいただきたいと思いますが、どうして、この日野市だけが高尾から東京まで行く間に１車線で、ほかの地区はもう２車線、３車線になって、どうしてこのようにおくれているのか。また下水道とともに何か少し問題が残るところであろうかと思いますが、市長さんの見解をひとつお伺いをいたしたいと思います。（「革新市政には賛成したくない」と呼ぶ者あり）

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　１・３・１につきましても、あるいは立日橋関係につきましても、それぞれ関係市の協議会をもって当局に運動しているということは申し上げるまでもないことであります。特に日野市内の主要幹線であります国道２０号線、これは古くからの街道でありますから、都市計画的な面からは幅員が狭いという事実があります。そして、今後の新しい将来動向、経済活動の面から見まして、いわゆる東八道路 ── 東京－八王子バイパスでありますが、これに依存すべきことが非常に大きいと、それで、今たまたま中央線に橋がかかり

まして、１・３・２路線の堀之内の地点に道路をつくろうということで買収交渉が進められております。これも早いにこしたことはありませんが、何といいましても１・３・１の本流を流さなければ支流をつないでみてもまた大和田橋のあたりで渋滞をするということは明らかであります。

したがいまして、今、市内の区画整理事業をずっとつないでその路線を空けようとしていることにつきまして、国道当局は大変感謝もされるし、協力が成り立っておるわけでございます。そういう意味で、鋭意この関係を促進をするというふうに、するのが、いろいろな甲州街道の緩和のためにも、また、その他の交通のためにも大切だというふうに基本的になるところでございます。

単車線、１車線だというのは、やっぱりこれは幅員に関わることだと思っておりますので、（笑声）なかなか幅員の拡幅ができない限りは難しいと言わざるを得ないわけであります。

○副議長（中山基昭君）　福島盛之助君。

○７番（福島盛之助君）　ただいま、市長の御答弁によりますと、幅員が狭いから１車線だ、なるほど、そのとおりでございます。私も、これを善に解釈いたしまして、これから市長さんも、この問題につきまして全力を挙げてやるということを信じたいと思います。

日野市では、下水道とともにこの道路問題、大きな問題でございますが、これは、単に日野市だけで解決できる問題ではないと思いますので、上部機関への積極的な働きが必要であろうかと思いますので、立日橋の一日も早い完成と、通称バイパス橋の建設、市長を先頭にいたしまして、日野市議会こぞっての運動を盛り上げることをお願いを申し上げまして、質問にかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中山基昭君）　これをもって１４の３、国道２０号線日野橋付近の交通渋滞緩和について問うの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前１０時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後６時３７分　散会

12月16日　火曜日　（第7日）

昭和61年
第4回定例会

日野市議会会議録（第40号）

12月16日　火曜日　（第7日）

出席議員（30名）

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋　徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋　博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良悟君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	簇野行雄君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦　正一君
23番	黒川重憲君	24番	古賀俊昭君
25番	谷　長一君	26番	市川資信君
27番	石坂勝雄君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員

（な　し）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	中村亮助君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大貫松雄君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君
図書館長	砂川雄一君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	富樫和美君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　大迫暉子君

議事日程

昭和61年12月16日（火）

午前10時開議

日程第1　一般質問

（議案上程）

日程第2　議員提出議案第10号　日野市老人入院見舞金の支給に関する条例の制定について

（請願上程）

日程第　3	請願　第６１－２１号	黒川地区市民広場並びに地区センター新設に関する請願
日程第　4	請願　第６１－２２号	市立第四小学校校庭の排水に伴う下水の整備に関する請願
日程第　5	請願　第６１－２３号	千代田自動車㈱工場跡地の計画一部変更に関する請願

本日の会議に付した事件

日程第１から第２まで

午前１０時９分開議

○議長（黒川重憲君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員１８名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問１５の１、円高デフレの関連について問うの通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

〔１番議員登壇〕

○１番（奥住日出男君）　議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、円高デフレについて御質問させていただきたいと思います。

社会や経済の先行き動向、これを的確に見通すことは、いつの時代でも大変難しいものがございますけれども、とりわけ昨今は、その感が一段と強まってきているような感じがいたします。しかしながら少なくともこういう状況になったら、どう対処していったらいいのかということは、絶えず考えながら職務を遂行するということは、当然であろうかと思いますけれども、そういう意味ではだれもが予想し得なかった急激で、かつ大幅な円高ショックは、その後各方面に大変な影響を及ぼしておりますけれども、反面何点かの示唆も与えているように、受けとめております。私なりに整理しますれば、今までと同じやり方ではだめだよ、とこんなふうに聞こえるわけであります。そこでこういう状況になったらどう対処していったらいいか、これを円高不況というテーマにとらえまして、考え方について御見解をお伺いしたいというのが、今回質問の趣旨でございます。なぜならば、日野市の場合、７６％強という歳入の面で占めている自主財源、この中身を見ますと、個人及び法人市民税によるところが大きい。しかも個人市民税については、納税者のほとんどが勤労市民であると、こういう点を考えますと、経済動向のいかんによっては、財政運営上大変な支障を来たすんではないかというふうに、考えるからであります。そういった趣旨で質問させていただきますけれども、若干質問します前に、既に皆様御承知のことと存じますけれども、円高不況と懸命に取り組んでおります市内の民間企業の実態と、若干そこに働く勤労市民の苦境等も御報告申し上げながら、若干お話をさせていただきたい、こんなふうに思います。

市内の民間企業数多くあるわけですけれども、円が昨年のＧ５から２００円台になったときに、これは大変なことになったということで、１８０円台になったら、どんなふうな生き残り

策を考えていったらいいのか、さらには多分こんな高くはならないだろうけれども、１５０円台になったらどうしたらいいのか。こういうときのことを想定しまして、それぞれ諸施策を講じてきたわけでございます。しかしながら予想し得なかった１５０円台に突入。いまは１２０円台にもなるんではないかというようなささやきすら、聞こえてくるわけです。まさに昭和恐慌論が、あちこちで飛んでいる実態であります。こうしてそれぞれが生き残るために、いろんな策を講じたわけですけれども、その中身を若干申し上げますと、一番多いのが人員削減策、これが手っ取り早いわけです。これは人を採用しなければ、それだけ人件費が浮くわけですから、それがイの一番になるわけです。次にやったのが、時間外規制。ほとんどの市内の輸出産業企業は、残業ゼロというような実態に追い込まれております。次が一時金の減額、さらには当然でございますけれども、役員の報酬カット、管理職の賃金カット、組織の機構改革等々、数多くあるわけでございますけれども、実際に１５０円台になった昨今は、当初の目標通りにはいかないというような、大変難しいことになってしまったわけでございます。業績は悪化の一途をたどるだけということになりまして、もはや一企業の努力や管理の限界を超えてしまっている、こう言っても過言ではないわけでございます。まさに市内の多くの企業は、冬の時代に入ったというふうに言えます。

こういう状況でございますから、決算の状況も惨々たるものでございまして、いま予測されております６１年度、いわゆる３月決算、この見通しも輸出産業を中心にしまして、軒並み減収減益と、まあ昨年までは増収減益というような感じで来たんですけれども、昨今はほとんどが減収減益というふうなことが、確実視されております。しかもその幅が大変大きくて、製造業だけを見ますと、経常利益だけでございますけれども、４０％近いという市内の企業の実態が出ております。これはすでに公表されておる数字ですから、御案内のとおりでございますけれども、経常利益の４０％減ということ、これは言葉ではそうですけれども、そこで働く人にとっては、大変なことになるわけでございます。前回の本会議の中で、一時金のお話しがいろいろありまして、それぞれ質問なり意見等が出たわけでございますけれども、民間企業というのと、やはりこういう地方自治体の公務員の中のそういう一時金の取り組み方、これが根本的に違うわけでございますから、参考にはなりませんけれども、我々民間企業で働く者は、合い言葉で自分たちの城は自分たちで守ろうということしかないわけですね。企業をつぶすわけにはいきません。生活ができませんから。したがいまして、企業の中身をよく知ってますから、

我慢するところは我慢する。対立するところは対立すると、協力すべきところは協力しようということで、自分たちの城を守ってきているわけでございますけれども、何か地方公務員の場合は、やり方云々は言いませんけれども、要求したほうの額と回答される額に、大変大きな差がある。当然そこに不信感というものが生まれてくると。我々民間には、そういうことが一切できないわけですね。要求は要求、回答は回答というわけにいかない。やっぱり自分たちの城を自分たちで守っているという、こういうことで来ているわけでありますけれども、いかんせん切り詰めが４０％減ということになりますと、もはやどうしたらいいのか、大変頭を抱えているというのが、実情でございます。

こうした厳しい状況を背景にして、そこで働く社員の実収入は一向に伸びていない。我々内需拡大論を言うときに、６割近い個人消費支出、これを何とかすれば、内需拡大につながるということで、賃金なり一時金をそれなりに考え、要求もしてきているわけでございますけれども、実際にはこういう状況ですから一時金はもとより、時間外カットということで実収入は全然伸びていない。大変その生活防衛に四苦八苦しているわけでございます。

私がつかんだ調査結果では、市内の数社のデータだけでございますけれども、いわゆる時間外がなくなったということで、そこで働く社員の収入がどのくらいダウンしたか、平均しますと大体１５％くらいダウンしております。こういうことですから、大変厳しい実態にあるわけです。したがいまして、今こそ本当に真剣になって納税者の立場に立って、行政を展開すべき時期に来たのではないか。それも今まではこうだったから、こういう考えは一切捨てて、市長がよく言われる生きた行政、これを実践していかなければならないというふうに考えるわけであります。そのためには、参考になるかどうかわかりませんけれども、民間の経営学、これのよいところ、また地方自治体のよい面、こういうものをお互いに引き出して、行政を運営していくことも一考ではないかというふうに存ずるわけであります。

そこで数点について質問をさせていただきたいと思います。これはすでに御報告をいただいた内容ですが、再度お聞きしたいわけでございますけれども、まず１点目は、法人税の減収、これは現時点でどの程度になっているのか。これは当初予算に対してどの程度の見込み違いが出ているのか、率、額について教えていただきたい。

それと、もしお答えいただけるんであれば、たしかこの当初予算の中では、円を２００円という形でもって組んだはずでございますが、１８０円台になったらどのくらいの減収になるの

か。あるいは１５０円台になったらどのくらい影響してくるのか、これも考えていたかどうか、大変難しい内容でございますけれども、もしおわかりになったら教えていただきたい。

２点目は、６２年度の市民税収、これは法人、個人どのように見込んでいるのか。これも御報告があった内容ですが、ちょっと私が計算するのとは違った数字が出ていますので、まあ計算方法が違うのでしょうけれども、その辺もお聞かせ願いたい。さきの報告では、減税分はちょっとまだ難しい、わからないというようなお答えがございましたけれども、既にきのうあたりは、６１年、６２年、６３年、法人税を段階的に１％台、２％台ということで下げていくというような、こんな案も出ているようでございす。もしそうなったときには、どのくらいになるのか、こんな数字もおわかりになったら、お聞かせ願いたいと思います。

それから３点目は円高差益、これも当然毎日のように出されまして、けさも新聞紙上でかなり大きく取り上げてありますけれども、この円高差益との関連も含めて、減収分をどのようにカバーしていくのか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

４点目につきましては、住民サービスという大変地方自治体にとっては大きな目標があるわけでございますけれども、そういう面でサービスの低下があってはならない、というふうに思うわけでございます。したがいまして、現時点でそういったことが行政面に出てくるのかどうか、この辺も見通しをお聞かせ願いたい。

５点目は、地方自治体にとっては非常に難しい問題ですけれども、入る財源が少なくなれば、当然出るお金も抑えなければならない、こういう努力は必要になるわけですけれども、経費削減策をどのようにお考えになっているのか、具体的にお聞かせ願いたい。

６点目は、最少の経費でもって最大の効果を上げるというのが、都市経営の基本的考えでございますけれども、日常の職務遂行の面で、職員の中からいろんな提言が出ているかと思います。それをどう行政面に生かしているのか、具体的にお聞かせをいただきたいと思います。またそういったシステムがあるのかどうか。これは９月のときでしたか、社会党の一ノ瀬議員が「おごるなかれ森田市長」というテーマの中で、職員の不満の一部を披瀝されました。私もこういう声を聞いているのです。「市長に何を言ってもだめなんだ」と、「言っても聞いてくれないから」というようなそんな声が一部に聞かれます。一ノ瀬議員のときは、そんなことがあるのかなというふうにちょっと首をかしげたのですが、実際に耳にしますとやはりあったのかと、こんなふうに思うわけでありますけれども、実際にそういったムードは大変危険なムード

でございまして、やはりサービス面からも、いろんな職員のそういう積極的な声を取り上げるという、当然でございますけれども、そういう面についてお聞かせ願いたい。

7番目については、地場産業がそういう形で非常に今苦しんでおります。この辺をどう受けとめているのか。

それから最後に、市長がことしの第1回の定例会の所信表明の中で、「社会の変化に即応できる機能的、効率的な行政システムをつくり上げる」ということを表明しております。現状は変化の時期であると思うんですけれども、その辺市長はどのようにお考えになっているか。以上8点について、御回答をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（中村亮助君）　市民部長でございます。

それではただいま質問のございました関係のうち、第1点と第2点につきまして、私の方からお答えを申し上げたいと思います。

まず第1点でございますけれども、きのうも米沢議員さんの一般質問の中で申し上げたわけですけれども、法人税の減収、現時点でどの程度かということと、それから当初予算編成のときに見込みました、円の為替レートが２００円ということの想定でございますけれども、それに対してきのうあたりの円レートが１６３円ちょっとでございます。１６３円前後でございますけれども、かなりの開きが出ておるわけです。それらの影響がどうなのかという御質問でございますけれども、御質問の中にもございましたように、大手の輸出関連企業が受けております円高不況につきましては、これは急激な円高ということで、予想以上の影響を受けているということは事実でございまして、現在私ども市内の企業、軒並み予定申告を中間申告という形で振りかえまして、申告がなされてきております。現在までに提出されました申告内容から見ますと、今回補正をお願いしております約7億5,０００万の減収をせざるを得ないというような状況でございます。なお今後のそれぞれの企業の3月末までの申告内容を予想してみますと、さらにこれにもう少しダウンをするような、大変悲観的な考え方が出てまいりまして、最悪の場合については、2億前後の減収をさらにせざるを得ないのではないか、というような予測をいたしております。そして６１年度の当初予算額、３２億6,０００万ほど計上させていただいたわけでございますけれども、それに対しまして、６１年度の決算見込みが、約３０.１％くらい決算見込みで減収するだろう、こんなふうな予想を立てているわけでございます。

それから円のレートの変更につきましては、それがどのように今後の市税の収入に影響してくるかという、非常に難しい御質問でございますけれども、円の為替レートの変動への対応につきましては、それぞれ特に輸出関連産業におきましては、企業の採算ベースの中でいろいろ考えられ、そして把握されていることだろうと思いますが、それを私のほうで把握していくということは、きわめて難しいことでございます。先ほどもちょっと申し上げましたように、現在の円の為替レートが１６３円３８銭ぐらいでございますので、これに対して円のレートが１７０円ぐらいであれば、採算の限度は合うだろう。まあそんなふうに言われているようでございます。したがって、１７０円が一つの基準というふうに考えますと、これを前後といたしまして、現在まだかなり高いわけでございます。そういう中で今後の需要と供給のバランス、それがどのように展開されていくのだろうかというふうなことを考えますと、現在の大変激しい変動の経済情勢については、予測が大変難しいわけでございまして、これらの円の変動に伴う市税へのはね返り、それがどのようになるだろうかということにつきましては、算定できないという状態でございます。しかし私たちも賦課業務を担当しております、市民税課を中心といたします担当職員につきましては、常に輸出関連企業につきましては、特に決算時点におきますところの売り上げ高、あるいは経常利益、そしてまた円相場の変動などを把握しながら、税収の適正な確保に努めていかなければならないというふうに、考えておる次第でございます。

それから２点目の関係、さらに現在国が税制改正を行おうとしておりますその減税が、どのように市税に今後、６２年度で反映してくるだろうか、そういうふうな御質問がございましたわけでございますけれども、御存じのように我が国の税制の大きな変革をもたらしました昭和２４年のシャウプ勧告以来の税制改革と、今回の税制改革がそのように言われておるわけでございますけれども、現在国のそれぞれの関係機関におきまして、いろいろ論議をされておるところでございまして、これがどのように地方税法に反映されてくるのだろうかということにつきましては、まだわかりませんし、そして今も申し上げましたように６２年度の減税対策が市税の減税にどのようにつながっていくのだろうかというふうなことにつきましては、今月の２９日に招集される予定になっております通常国会の中で、地方税法の改正を待つよりしかたがないというふうに、考えておるわけでございます。

それから第２点の御質問でございますけれども、個人の６２年度におきますところの市税収入、個人と法人の関係でございますけれども、これにつきましても、昨日米沢議員さんの御質

問の中にお答えを申し上げておいたわけでございますけれども、６１年度の現年課税分の関係につきましては、個人の場合、当初の調定見込み額の5.1％ぐらいの伸びがあるだろうと、こういう予測をいたしております。個人の場合でございます。したがって、その額が約１０５億4,０００万ぐらいは見込めるだろう、こういう想定を現在いたしておるところでございます。それから法人につきましては、やはり今後もさらに円高不況が急激に回復するというふうな見通しは、ちょっと今のところ考えられない状態のようでございますので、６１年度と同様に、収入見込みの予想が大変困難な状況でございますけれども、６１年度の現年課税分の当初調定見込額、３２億6,２００万円に対しまして３4.4％ぐらいの減収見込みということで、約２２億7,２００万円ぐらいは見込めるだろうという考え方を、持っておるわけでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　企画財政部長でございます。第3点目から6点目にかけまして、お答えをいたしたいと思います。

まず3点目の円高差益の減収分のカバーをどうするかということでございます。その前に、今市民部長のほうから、市税の来年度の見込みについてお答えをしたわけでございますけれども、私ども財政当局で、市民部、それからその他いろんなデータを勘案いたしまして、現在――いまの段階では大ざっぱでございますけれども、税収の見通しを立てているわけでございます。まず円高差益分でございますけれども、これは電気、ガス、燃料で６１年度につきましては4,０００万円、まあこれは影響でございます。それから６２年度につきましては、6,０００万円が見込まれております。一方マイナス面でございますけれども、ただいま市民部長の方からお話がございましたように、市内企業の業績の低下もございまして、法人税、電気、ガス料金の引き下げに伴います電気ガス税の減収がございます。これが６１年度につきましては１０億5,０００万円、６２年度につきましては１１億円が見込まれているところでございます。この数年予算編成の中におきまして、市税の伸びはおおよそ１５億から２０億あったわけであります。これらの伸びにつきましては、物価が安定しているとはいいましても、経常経費の増がアップ分とそれから新規が出てくるわけでございますので、それらに費やされているのが現状でございます。したがって、来年度の税収を考えますと、一部個人の市民税、それから固定資産税、都市計画税、これらを含めましておおよそ１０億ぐらいの伸びがあるだろうと。一方

法人の市民税につきましては、おおよそ当初予算に対比いたしまして、１０億前後の減というふうな見方をしております。したがってプラス、マイナス、ゼロということになるわけでございます。このような情勢の中で、来年度予算の編成というのは非常に厳しいということが、まず言えるわけでございます。今後予算編成におきまして、緊急度の高い新規策を行なっていく場合には、どうしても経常経費等の節減によりまして、財源の捻出をはからなければいけないというふうに考えております。さらには、来年度ということではございませんけれども、一方市民への受益者負担の見直し等も考えていかなければいけないだろうと、まあ最終的には減収補てん債の発行でありますとか、現在市が持っております積立金の取り崩しを行なう必要が迫られるということでございます。

ちょっと話が前後しますけれども、過去に法人税の年度内での減の補正が過去あったわけでございますけれども、私も議会の中で御質問に答えていますように、過去から地方自治体におきます税源の中で、この法人税につきましては、非常に不安定な要素を持っている一つの税源でございます。かねてから心配していたことが、急にここに起きてしまったということでございます。

４点目のサービスの低下でございますけれども、ただいま申し上げましたような実情でございますので、非常に厳しい情勢ではございますけれども、予算編成の中で、直接住民にサービスの低下がないような、そういう努力をしてまいりたいというふうに考えております。

５番目の経費の節減の問題でございますけれども、過去から人件費関係をはじめといたしまして、経費の節減には努力をしてきたわけでございます。近日でございますけれども、日野市の行財政改革推進要綱も決定をいたしまして、これに向かって推進してまいりたい、努力をしていきたいというふうに考えております。その中には、給与、組織、機構、事務事業の見直し、それからＯＡ化の推進、その他応能応益負担を求めるというようなことになろうかと思います。

最後に内部努力の手法として提案制度、その他システムはどうかということでございます。提案制度については、過去には制度としてやっておりましたけれども、この数年制度的には休止をしている状態でございました。今後制度化を復活させまして、来年度から実施するように、努力をしているところでございます。この件につきましては、財政サイドからは決算、予算編成にかけまして、いろいろ予算にかかわる問題提起がされるわけでございます。これらの問題を整理いたしまして、関係部課に指示をし、検討して、次の予算編成に反映するように、そう

いう努力をしてきたわけでございます。これらの点につきましても、一層の努力が必要というふうに痛感をしている次第でございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　生活環境部長から、７点目の地場産業、企業の不況などをどのように受けとめていますか、という御質問に答えさせていただきます。

１２月に入りまして、円の相場が１６２円、１６３円規模で推移をしてまいっておりますけれども、この円高の不況は市内の商工業者のおよそ７０％以上の業種に何らかの影響が出ております。したがいまして、私ども企業の苦境を大変深刻に受けとめております。日野市の勤労者互助会の理事を務めていらっしゃる方々から、直接に電話でコメントをとってみましたので、少々御紹介をしたいと思います。

初めは精密機械の部品をつくっていらっしゃる会社の社長さんでございます。親会社の値下げの通告があったと、値下げの幅は従来に比べて２０％の値下げだ。それだけならまだいいんだけれども、親会社からの受注も減ってきている。３０％の受注減である。お金の面から切り下げられ、それから受注減でもまた苦しめられて、ダブルの苦しみを味わっている。しかしながら親会社からの支払いがおくれることはないので、今のところ助かっている。

次に市内でコンビニエンスストアを経営していらっしゃる方から、お話を伺いました。世の中全般に不景気で売り上げが落ちている。これは昨年に比較して１５％から２０％落ちているということでございます。で、具体的に商品を一々上げておられましたけれども、お菓子類については昨年と横ばいであるけれども、サンドイッチは落ちている。なぜサンドイッチが落ちているのかというと、完成した物を買っていかないで、少しでも安く済ませようということで、材料を買っていって、自分でつくる。だから完成したサンドイッチは落ちている。こういうお話でありました。大根にしても、輪切りで買っていらっしゃる。キャベツにしても半分より４分の１ほしいというようなお客さんが多い。むだのないように少なく買っていらっしゃって、生活防衛している姿がうかがえる、そういうお話でした。

さらに機械部品を製造している社長さんから、お話を伺いますと、やはり親会社から値下げの通告があった。７％の値下げ幅である。その分収入が減るわけですけれども、その減った分はたくさん働いて数でこなしている。ここでも親会社からの支払いがおくれることはないということでした。輸出がだめなら、国内向けを考えざるを得ないんだけれども、国内でも値下

げの競争が激しくて、しかも需要が低迷している。したがって今度は目先を変えた動きをやろうと思っているということで、アメリカでほとんどつくられている冷暖房用のモーター――これは日本ではあまりつくられていないんだそうですけれども、そこに目をつけて開発していきたい。さらに、ゴルフ用品だとか、アイデア商品の開発にも積極的に取り組んでみたい。円高不況の凶を福に転じたい。まあ、こういう積極的な姿勢がうかがわれました。

その次に円高差益の思恵を受けているほうの側としまして、市内に営業権を持つタクシー会社の役員の方に伺ってみました。しかし世の中全般が不景気ですので、利用者、走行距離、いずれも昨年に比べまして落ち込んでいる。売り上げについても同じような傾向ですが、地域差がある。日野、八王子地区については売り上げが減っていますけれども、ニュータウンに関しては、逆に売り上げがふえているということであります。そして会社の伝票を使って遠距離を乗るお客さんはめっきり減りまして、駅前でタクシーを拾うお客さんがふえている。４７０円の客がふえているということであります。１台当たりの回転は、１日三十七、八回の乗客を乗りおりさせていたんだそうですけれども、ことしに入ってからは、その三十七、八回が四十二、三回にふえた。５０回に回数がふえている車もある。こういうお話でありました。商工業者のほとんどが円高不況で悪い影響を受けているということは、これは事実でございます。

これに対する対策でございますけれども、国、都それぞれ持っておりまして、国につきましては円高の業種１３９業種を特定いたしまして、「特定中小企業事業転換対策等臨時措置法」という法律によって、救済措置を講じております。市でこの業種に該当するという証明を出しますと、低利の融資が受けられる。さらに税制面でも配慮をするというものであります。東京都におきましても、約４０億のお金を用意いたしまして、これまた低利で融資に応ずるということでございます。市におきましても、小規模事業者育成関連の融資、あるいは中小企業の融資、運転資金などにつきまして、できるだけの御支援をしてまいりたい、このように考えております。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　輸出関連産業の多い日野市の産業の業界が、いわゆる円高デフレをまともに受けているというのが、今日の地域の経済情勢であると思っております。その円高なるものは、まあ外貨獲得、輸出貿易で海外資産がふえ、逆にアメリカの高金利のために、日本の円が非常に有利であるということで、まあ結果的に輸出がしにくい逆襲を受けたという

ことではないかと思うわけでありまして、これが英知によって過去石油ショックを２回経ながら、その克服をしたバイタリティーは、日本の財政対応は、私は何らかの形である期間のうちに、かなりの克服はされなければならない。それが内需の拡大であるか、――内需の拡大ももちろん重要でなければならないと思いますし、政策の大きな転換が国民の意識とともに変わってこなければいけないことであろうと、このように思うわけであります。

また、日野市に立地されるいわゆる優秀な企業が、これまでに業績に対してまじめであっただけに、またその打撃は大きいという状況がおありだというふうに、心を痛めているところでございます。そこで、一方の行政側の自覚といいますか、現状認識、これが求められるわけでありまして、それが、奥住議員の言われる最少の資本で最大の効果を上げる、最少の経費で最大の効果を上げる、こういう原則に絶えず反省の基準を当てなければならないわけだと、このように感じております。職員を指導いたします責任者として、原則に対してみずからに厳しく、また職員にも厳しいと。それは規律や市民サービスの原則にはあるいは私も頑固かもしれませんが、そのほかのことで職員の意向を取り上げないとか、聞かないとか、そういうことはちょっと思い当たらないわけでありまして、そのあたりが那辺にあるか反省をしてみたいと思っております。

まあ、人はとかく安易につきがちでありますし、考えの違いがあることも当然でございますから、私は組織を通じて労働部署の職員であっても、提言なりそれから政策の意見というものは、当然届いてくるはずでありますし、いい施策政策に対しまして、アイデアに対しまして、何を言ってもだめだというような頑固さはとっていないつもりでありますので、そのあたりも反省してみたいと思っております。そこで、時代の変化にも対応できる能力を、ここにちょうど発揮しなければならない環境はないぐらいだと、このような自覚の上に立って取り組んで参りたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　企画財政部長でございます。私の答弁の中で最初の部分、ちょっと不明確な点があったと思いますので、再度お答えいたしたいと思います。

円高差益、要するに市の一般会計から支払いする電気、ガス、それから燃料の金額が少なくなるわけでございまして、これを円高差益と称しているわけでございますけれども、これが６１年度分4,０００万、６２年度分6,０００万ということでございます。

○議長（黒川重憲君）　　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　　ありがとうございました。何点かについて再質問をさせていただきたいと思います。

今、市長なり部長さんからお答えいただきました中で、一番私大事な御回答があったのが、生活環境部長さんからありました地場産業、企業の苦境についてでございます。ここにポイントがあったような気がいたします。実は私もここをねらっておったわけですけれども、こういうくだりがありましたですね。親会社からの受注減、あるいはコストの低減策が来ていると。それに対して一生懸命頑張っているんだということ。たとえばこれがもし地方自治体に来たらどうなのか、どう対応したらいいのか、そこだと思うんですね、ポイントは。いわゆる民間委託とかそういうことを反対する向きもあります。ただ先日企画財政部長のほうから、メリット、デメリット考えながら対処していきたいという御回答もいただいております。これは当然でございますけれども、何でもかんでも民営化はもちろん困るわけですけれども、やはり必要なことはそういうことにやっていかなければならぬだろうというふうに、考えるわけでございます。しかもそれも積極的に、ほかの仕事を見つけながら頑張っているという、市内のそういった企業の現状、これを大事にしていかなければならないというふうに思うわけでございます。

さきの第１０７臨時国会の中で、戦後最大の法案と言われた国鉄分割民営化の問題、あれもいろんな言い方がございまして、まだ最終的には煮詰まっていないようでございます。いろいろ聞きますと、在来線は民営化になるだろうけれども、新幹線は黒字だから、そのまま国営でいくんじゃないかというような声もあるように、聞きますけれども、まああれもそういうことで必要に迫られてやったわけでございまして、この辺も真剣に考えていかなければならないと、こうなったときに日野市政はどうしたらいいのか、ということになるわけでございますから。

そこでいま市内のそういった中小企業が非常に苦境に立たされて、それでも一生懸命頑張っているという、それを日野市政に置きかえていただいて、もし国や都からそういう要請が来たときに、市としてどう対処していくのか。たとえばこんなふうに来たら、こうしたいとかいうその辺ももし何かございましたら、事例としてお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから市長が「私は頑固である」ということ、ただ一部にあるかもしれないけれども、私はそんなあれはしていないと、またそうしてもらわなければ困るわけでございますけれども、時と場合によっては頑固さがなければ、行政なんというのは遂行できないわけですから、何と

してもこれだけはやるんだということは、あまりあっちニコニコ、こっちニコニコ的な総花的なことはやっていただきたくないわけでございまして、今日野市政にとって何が一番重要なのか、これだけはきちっとおわかりいただいているわけですから、その辺の頑固さは絶対に持っていっていただきたいというふうに思いますけれども、やはりまだまだ職員の中には、言ってもだめというそんなあきらめ論がございます。過日、一市民がこの役所に来まして書類を待っている情景をこうずっと見てたんですが、なかなか対応してくれない。窓口には何々課という看板が立っているんです。何々課という看板が立っていますから、そこに課員がいるわけですから、だれが出てもいいわけですけれども１人の方が一生懸命忙しそうにやっているだけ。市民というのは中身がわかりませんから、あんなにいるのになぜあの人だけ一生懸命やってくれるんだ、ほかの人はなぜやってくれないんだという素朴な疑問を抱いたようでございます。その座った方は何もやっていないんじゃなくて、自分の仕事は一生懸命やっていたわけですけれども、市民というのはそんなふうに単純に受け取りやすいということでございますから、その辺もよくお考えいただいて、「言っても何にも聞いてくれないから言わないんだよ」というふうなことが、その辺に出ているのではないかと、本来なら私が来たからすぐ窓口に行くというふうに言っても、いやおまえはその仕事をやっていればいいんだと、こんなふうになってしまうと、行きたくても行けないような、そんなようなちょっと錯覚みたいなものを感じたわけでございますけれども、本当にその辺を各部長さん、あるいは各課長さんから市長はどんな形で把握されているのか、もう一度お聞きしたいと思います。

それから市民部長が、最初に法人税の為替レートの問題に関連して御回答いただいたわけでございますけれども、たとえば市内の企業では１円、円が高くなると、何千万、何億という減収になるんだという、そんな数字が簡単に出るわけです。それが市の財政当局として、そんなに難しいものなのかどうなのか。私、本当によくわかりませんので、どういうふうな点が難しいのか、大変それは――質問もちょっとおかしなというふうにいったら謝りますけれども、その辺が本当によくわからない。１円、２円のことで今競争をやっているわけですから、何十円というような単位じゃないわけですから、その辺が参考になるのかどうか、そういうことを考えたことがあるのかどうか、その辺も再度お聞かせをいただきたいと思います。以上３点について、もう一度御回答をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　　企画財政部長、お答えいたします。

ただいまの日野市を企業に置きかえて、要するに中小企業に置きかえて、そういう立場になったときに、日野市はどうするかという御質問だろうと思います。これは先ほどからも申し上げておりますけれども、一つには内部努力、２点目には外部への適正な負担、それから３点目は、地方自治制度そのものの仕組みにも関係が出てくるわけでございますので、国と都に市の主張をしなきゃいけないというふうに考えております。特に地方自治体の仕事といいますのは、御承知のように、市民の生活に密着した事務を行なっております。経費で言いますと、非常に経常経費が多い。そういう業務、会計になっているわけでございます。このような経済の変動によりまして、市民の直接サービスが十分にできないということであれば、税制といいますか、国、地方の税源配分とか、制度改正について、要請をしなきゃいけないというふうに、今考えている次第でございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　　答弁をお願いします。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　　為替レートの問題でございますけれども、為替レートの変動によりまして、企業の収益がどう変わるかという試算ができないかということでございます。まあ理論的には私はできないことはないと思いますけれども、かなり多くのデータといいますか、資料をインプットしないと、答えは出ないのではないかというふうに考えております。それはただ単に、各企業の輸出依存度といいますか、輸出のシェア等にかかわる収益、こういったものが出て、これが為替レートとどう変動するかということでは出ますけれども、為替レートが変動することによって、いわゆる輸出入が、量が変わってくるわけでございます。これらの量の把握が非常に難しいわけで、私は実態的にはやはり計算上はかなり無理ではないか、そんな感じがしております。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　今、地方財政と国の事業の関係で、本来過去にその政策がとられたときには、８０％は国が負担をし、あとの１０％ずつを都、市で負担をすると、こういう仕組みの形の福祉事業、あるいは教育に関係する事業等があったわけでありますが、それが今だんだんと国の本来の負担分が後退をして、そうして地方自治体の負担額、あるいは負担率がだんだん多くなる、こういう傾向があります。国の財政にかかわる施策ということで、１年やそこいらは仮にお互いが思いやりの精神で我慢するといたしましても、それが次いで３年に

なり、高齢化するというふうなことは、これは本来の事業の責任分担ということで、大きく問題にならざるを得ない、こういう例があります。ですから、民間企業の親企業と、それからそれに伴います子会社とか下請けとかそういうこととの意味合いは、私は少し違うんではないか、このようにも言わなきゃならないわけでありまして、もちろん市町村自治体、あるいは都道府県レベルの行政、それぞれ今までの負担区分の根拠があって、やってまいったことでありますから、それを下へ下へと負担率や負担額を多くされるということでは、いつまでも持つわけにはいかない。そこで税制改革、あるいは財政調整措置が行なわれなければいけないはずでありまして、建設業等にはそういう御配慮は多少行なわれて、結果は起債の許可とかそういう形でありますから、やっぱり負担は残るわけでありますから、事業そのものは年次を変更しないでやっていける。しかし福祉や教育はそうはいかないわけでありますので、やはりいまの地方自治の本旨に基づいて、自治体は住民とともに東京都や国にも、物申していかなきゃならない、こういう一面も今日の行政組織の中に確立されなければならないと、このようにも思っております。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　ありがとうございました。いずれにしましても、円高問題が国や地方財政に大変大きな影響を与えると、実際与えてしまっているわけでございます。そういう面では、今御答弁をいただいたように、それなりにお考えがわかったわけでございますけれども、いずれにしてもこの難局突破をするのに、政治的解決しかないということで、町の態勢ではこれはどうにもならないわけですね。自分たちが努力しなければいかんということで、まあそういうことになりますんで、非常に大変なことでありますけれども、非常に行政面でいろいろと知恵を出していかなければならないというように思うわけでございます。

そこで、そういう歳入面で非常に難しい状況があるということに対して、では歳出の方ではどんな形なのかということで最後に、――今ちょっと市長が福祉や教育はそうはいかない、というような大変重要な発言がありましたので、ちょっと関連してお聞きしたいんですけれども、市の場合歳出を見ますと民生費が２０.５％ですか、トップを占めていると。その民生費のうち、児童福祉費が４０％近くを占めている実態でございますけれども、今月の１３日に学者や地方自治体の職員らでつくっている地方自治経営学会というところから、この福祉のあり方について、「高齢化社会どうあるべきか」という考え方が、提言という形でまとめられております。

これはすでにご案内のとおりでございますけれども、この章を読みますと、原則有料負担という建前になってきているようでございます。これをやらないと、広くすべての国民に対処するときにパンクしてしまうというこんなことで、そのためにはいろいろな意味で福祉全般に見直しをしていかなければならない、そういうことがるる書かれているわけでございます。保育所の問題、幼稚園の問題等々、いろいろあるわけでございますけれども、今の「福祉と教育はそうはいかない」ということが、どういうことを意味しているのか。またこういう学会から出された提言なりをどのように受けとめているのか、その辺のお考えがもし何かございましたら、将来的にも影響してきますので、御見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　身近な例で申しますと、日野市はたとえば市立病院を経営し、それから高度な図書館サービスを行い、幼児の保育につきましては、公立の保育園を１２園持っておる、こういう状況がございます。それぞれ市民サービスの施策、施設でありまして、これを直ちにどうということはできない。むしろその経営の中で、より実質的なサービスを低下させないで、しかも効果を上げる、経費をどういうふうに市民と負担を分かち合ったらいいか、こういうことになってまいります。

そこで保育料につきましては、現在国の基準の５０％を維持しようという基本的な考えに照らしますと、４７％ぐらいになっているということでありますので、この部分は過去の提言――保育料検討会の提言でも５０％基準を保つようにという提言ももらってありますので、それの是正をしようと、こういうことを考えております。

そのようにある程度の実質的な見直しはしなければなりませんが、日野市が今までやってきました本質的な見直というものが、どのようにできるかというところに困難を伴っておりまして、スクラップ・アンド・ビルドという方式をとろうと、その一つに市民サービスに欠け目があってはならないということもございましたけれども、業務として終わったというのが、一例をとれば、動く窓口車の廃止というようなことでございまして、しかられる面もありますけれども、そういう機能性を高めていくということに努力もしなければならないと、このようにも考えております。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　福祉の面でもう少し具体的に聞きたかったのですけれども、

何か動く窓口の方にいっちゃって……。あれは終わってないんですよ、動く窓口は、解消していないのです。あれは引き続き私もまたお聞きしますけれども、その本質的な見直しが困難であるということでございますけれども、今回提言された内容を見ますと、世論そのものなんですね。いわゆる所得のある一般層は全額本人に負担させるんだとか、困っている人はそれなりに見てあげるんだという、これはもう福祉の基本なんですね。それがそんなに見直しが困難であるのかどうか。たとえば７０歳以上のお年寄りを一律ただでもってダーッといろんなことをやる、一番簡単な方法でやっている。その中身をどう見るかということ。本当に困っている人もいるわけですね、７０歳以上で。でも中には社長もいるだろうし、悠々自適の方もいるだろうし、その辺も当然今後話題になると思いますけれども、いずれにしても世論がこんな形になってきている。ドンドン、ドンドン高齢化社会に向けてそれなりに有料になる。だれかが出さなきゃならないわけですから、国から負担、国から負担といっても、国も税金でやっているわけですから、いずれ次の世代、あるいはまたまた次の世代等が負担になる。それをよくお考えになっていただいて、本質的な見直しをお願いしたいというように思います。いずれにしましても、円高を主にいろいろ関連してお聞きしたわけですから、いずれにしても十分御承知のとおり、こんな今状況になっているわけでございます。こんな条件になったらどう対処するかという一面を、円高にとらえたらどうだというふうに質問させてもらったわけですけれども、まだまだいろんな問題があるわけでございます。

今回の臨時国会の中で、三つの目玉と言われたいわゆる米価審議会の問題、あるいは国鉄分割民営化のそれと、税制改革の三本柱、この辺が案件として成立したときに、日野市政にどう影響してくるのか、あるいは市民生活にどう影響してくるのか、そのために市政として何をなさなきゃいかぬか、この辺は当然考えなきゃいかぬかと思います。またそれと今参議院で問題になっております老健法、これも一部では廃案に追い込めというような案があるようでございますけれども、廃案に追い込むと、次の通常国会でもってそのまま通ってしまうというようなことで、苦しいけれども一部は泣いてこれだけは残そうという、案分率の問題が話題になっているようでございますけれども、この辺も成立したときにはお年寄りの医療の問題が、日野市政にどう影響し、市民生活にどう負担になってくるのか、こういうことも当然お考えになっていただいて、そういった面の行政手腕を市長に期待をしたいと思います。

まだまだいろいろと聞きたい内容がございますけれども、ちょっと回答が、大体こんな回答

になるかなということが読めてしまいますので、この辺でもって質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって１５の１、円高デフレの関連について問うの質問を終わります。

一般質問１６の１、二中の給食を今の３年生に間に合わせることはできないのかの通告者、一ノ瀬隆君の質問を許します。

〔１８番議員登壇〕

○１８番（一ノ瀬　隆君）　共産党の鈴木議員の１２日の質問と機を一にした質問と相なりました。この窮状を打破して、新しい展開を期したいと考えているところであります。それにはまず鈴木議員の質問をプレーバックする必要を感じます。鈴木質問の要旨はこんなところだったと思います。

学校給食での日野市の食堂方式が、全国的に高く評価されている。二中では、この食堂を含めた給食施設がすでに立派に完成しているが、給食の実施は来年４月からとされている。新年早々の３学期から実施できない理由を明らかにされたい。すぐに卒業してしまう３年生だけでも、この食堂方式で給食を実施できないのかと質問していました。さらに、来年４月以降の調理員の配置の考え方をただし、受験戦争を戦う３年生だからこそ、給食によるほっとする機会もまた必要ではないかと問い、結論はいつ出るのか、二中の給食に目が向けられている地域の住民にも、このことを知らせる必要がある。迷惑をかける状態もあるだろうが、３年生だけでも３学期に実現してほしい。このようなところが、鈴木議員の質問だったと思います。「受験戦争に巻き込まれている３年生だからこそ、ほっとする機会が必要なんだ」ということなど鈴木議員ならではの質問でありましたが、ほぼ私の言いたかった質問でもあります。

これに対して教育長から、次のような答弁がなされております。「二中の給食施設は立派にでき上がっている。早急な給食実施が期待されているのは承知している。３学期からできない理由としては、１番目に人件費を含む予算措置が４月からを考えてきた。２点目に都職の栄養士を期の途中で配置するのが難しい。」３点目として、「給食費の銀行振込など事務処理の体制の整備が必要だが、これがすぐにできない。」以上３点が、３学期から実施できない理由として述べられ、さらに七生中での年度途中の開始の先例があるので、二中にも期待感を与えることになったが、この七生中のときは、教育委員会内部の合理化で人を生み出し対処できた。

今回の二中の状況とは違っている。

３年生の卒業までに何回か給食が実施できるかどうか検討中だ。３年生を対象に考えた場合、２月、３月は願書提出や受験で、出席日数がぐんと少ないが、何回かの給食の臨時対応を考えているところだ。父母の協力の申し出もあったが、給食の機械、器具を使いこなすのは簡単でなく、無理だと判断した。ことしをピークとして、全市的に生徒数が減るので、調理員も少なくて済むようになり、調理員の余剰人員が出るので、配置しやすくなる。はっきり生徒数の減る学校から、二中に振り替えさせて実施できたらと考えている。調理員の異動など職員の労働条件にかかわることであるから、当然市職員組合との協議も必要である。

給食を開始するに当たっては、半月～３週間の給食機器の試運転が必要であるので、すぐに開始するためのネックになる。実施の見通しがついたら、学校を通じて父兄に知らせる。鈴木質問に対する教育長の答弁は、おおよそ以上のようだったと思います。

さて、これらの発言の経過を踏まえての私の固有の質問に入らなければなりません。私は１０月の２０日、この二中の給食の早期実現を要望するために、教育長や関係課長にお会いいたしました。二中のＰＴＡ会長の星谷正男さん、副会長の廿楽八重子さん、柴田道子さんと、前会長の中村代志子さん、それにその前のＰＴＡ会長だった私との５人による二中の父母の強い要望をになってのものでした。二中のＰＴＡによる教育委員会への要望の席に、元会長のよしみで同席が要請されたと考え、感激し、この給食早期実施のために努力しなければならないと考えたところです。それがこの一般質問の通告となった次第であります。

私が二中のＰＴＡの皆さんと一緒に教育長に要望し、検討を約束していただいてから、きのうで８週間、２カ月近くがたちました。検討する時間は十分あったと考えますので、私の質問はその前提に立って行いたいと思います。鈴木議員の質問の日からも４日たちました。この差し迫っての問題での４日間は、決して短時間ではないと思います。大幅に前進した回答を期待するところであります。

人生にとって中学校での思い出は、一生離れることのない大変貴重なものであると思います。多くの中学での経験の中でも、友達と一緒の給食の経験とその思い出は、すばらしいものだと思います。特に真新しい広い食堂での給食は、印象に強く残されるはずです。

先日、清水教頭先生の案内で、新装なった二中の給食施設、１階の調理室と２階の食堂を見せていただきました。調理室の大きなかまにはさびが出ていました。このまま４月まで置けば、

さびついてしまいそうで、早く使ってほしいとかまが叫んでいるように思えました。２階の食堂は、ほかの中学の食堂のように中に柱がなく、広々として冷暖房完備、放送施設もあり、一番前には教壇ができていました。窓からは広い校庭が見え、反対の窓辺からは、多摩平の緑地が見え、約４００の席はすぐにでも生徒の座ってくれるのを待っていました。

この給食棟の建設に当たって、運動場が狭められ、工事によって危険にさらされ、中学３年の大切な時期に迷惑をこうむった。やがて完成して、それを利用する時間が十分にありながら、この立派な施設を横目で見ながら卒業するというのでは、あまりにも忍びないことだと思います。生徒とその父兄から、この新しい給食施設で、すばらしい食堂で、すぐに給食を実施してほしい、ぜひ今の３年生に間に合わせてほしいという強い要望が出されるのは当然であります。

生徒のお母さん方は、給食実施のために必要だったら、喜んで進んで手伝ってもいい、調理員の手薄を、素人だって補うことはできるのではないか。何とか実施していただきたいと願っています。ほかの学校から二中に調理員が来てくださるなら、その学校――調理員がそれまでいた学校に手伝いに行ったっていいというお母さんだっています。

二中の３年生の授業で、「給食実施はどうも難しいらしい、あきらめた方がいい」という先生の言葉に、クラスの生徒全員ががっかりしたという話も聞きました。当然二中の先生、特に３年を受け持っている先生の「給食を早期に実施してほしい」という要望は強いと聞きます。思案に暮れた二中の先生は相談して、どうしても給食実施ができないのなら、従来からある家庭科で使う調理室で調理し、これを食堂に持っていって、皆で食べようかとも考えているということです。それによって、せっかくすばらしくでき上った食堂を、生徒に、特に３年生に使わせてやりたいという、涙ぐましい先生たちの考えです。

この辺でそろそろ私の具体的な質問に入らなければならないと思います。まず第一に、二中の給食施設の完成予定と、給食開始予定の期日の変遷について、お聞きしておきたいと思います。教育長は、二中の給食は来年昭和６２年の４月からだと、何度も議会で言ってきたと言っています。一方私は二中の給食施設建設が、予算にあらわれてきたときあたり、教育委員会庶務課長から、昭和６１年９月にはでき上がる旨を知らされ、関係市民に話した記憶があります。完成予定、あるいは実施予定は変化してきているのか。それがあるとしたら、どのように変遷してきたのかをまず教えていただきたいと思います。

次に第２点として、ことしの１１月完成の見通しはいつからついていたのか。これを早く見

通して年度途中からの給食実施を考えることはできなかったのか。早期実施への努力の不足があったのではないか。それともどんなに施設が早く完成しても、年度途中の給食開始は考えなかったのか。これが第２点です。

次に、日野市の中学校給食について、２点お聞きしておきたいと思います。給食が実施されている５校の中学についての質問です。

質問３点目は、今までの給食が実施された中学においての給食施設の完成から、給食開始までの時間はどうだったか。

４点目は、その給食開始時期はいつだったか。年度初めに限っていたか、年度途中だったか、その内容を教えていただきたい。

以上四つの質問をお答えいただくことによって、市ないし教育委員会側が、二中の給食の早期実施に関して、今までに怠慢があったか。また私たちの早期実施の要望が理不尽なものなのか、ある程度判断したかったのであります。お答えいただきたいと思います。どうお答えいただくにしても、早期給食実施への強い要望が変わるはずはありませんので、質問を続けさせていただきます。

先ほど申し上げました１０月２０日の要望から今日まで、２カ月近く御検討いただいたことを中心にお聞きしたいと思いますが、まず最初に、先日の鈴木議員の質問に答えた教育長の言う、３学期からではできないという三つの理由について質問しておきます。

質問５、人件費を含む予算措置が４月を考えてきたので、３学期からの給食開始はできないというが、これは補正予算の専決なり、予備費からの充当でできると思いますが、どうでしょうか。

質問６、都職の栄養士の期中での配置は無理だから、３学期からの給食開始はできないというが、市職の栄養士を含めて打開策は考えられないのか。

質問７、給食費の徴収などの事務処理の体制ができず、３学期から給食開始が難しいというが、臨時的な処理として何とかできると思うがどうか。以上３点をお聞きした上で、質問を続けます。

質問８として、３学期実施のための具体的実践方法の検討内容をお知らせいただきたいと思います。

質問９として、この実施実現のためには、市職員組合の協力がどうしても必要だと考えます

が、市職との交渉経過についてお聞かせ下さい。

そして最後に質問１０として、二中の早期学校給食実施について、心新たにした見解をお聞かせいただきたいと思います。以上です、よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　一ノ瀬隆君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　私のほうから答弁さしていただきます。先日の鈴木議員さんの二中の給食に際しての回答と、そう違わない回答になってしまうわけでございますけれども、まず最初に学校というものの一番の基礎というものが、児童生徒にある。この児童生徒自体が入学、あるいは卒業という学期がわりというものが、４月という、年度初めを迎える。一応給食という問題等につきましても、現実問題としてはやはりその学校に所属しております児童、生徒数の数、これが一番の基礎になりながら計画が進められていくと、こういうことが言えるわけです。どうしても今までの給食の過程を通して見てまいりますと、七生中を抜かしたそれ以外の中学校の給食というものは、施設のでき上がりが大体２月から３月近辺に、給食棟が完成をして、４月の年度変わりの時点の中で、人事異動等を通して新しく誕生した学校の調理員あるいは栄養士等の配置が行われてきた。ただ、たまたま七生中の給食棟につきましてだけ、でき上がったのが年度を越してしまって、５月末ごろに七生中学の給食ができ上がったという状況の中で、５月にでき上がった給食棟を、次の年度の初めまでそのままにさしておくということは当然、これ考えられませんし、現実問題として、何とか２学期から間に合うような方法がとれないものかどうかということで、とりあえず栄養士さんだけを４月当初から七生中学の方に派遣いたしまして、そのあと調理員の方の配置について大変苦労したわけです。その経過につきましては、前回鈴木議員さんにお答えしたような経過を踏んでいるわけでございますけれど、いずれにしてもかろうじて２学期の９月から、二中の給食というものは開始することができるような状態に持ってこられました。

ここで、日野二中の給食棟が１０月の末に完成したわけです。たしかに年度当初に間に合わせるという形で、いままで議会では何回か、私お答えをしてきたわけですけれども、現実問題そういう施設ができ上がった時点の中では、これは学校の教職員、それから父母の方々、もちろん生徒も含めて、何とか新しく完成した給食棟で、一日も早く給食が実施できるような措置は講じられないかと、このことについては今一ノ瀬議員さんのほうから、御質問の中でも訴えられているように、非常に強い要望が学校当局、父母、児童生徒のほうから寄せられているこ

とは事実でございます。

まあ私たちも全くお話を聞いて以来、ほうっておいたわけではなくて、いろいろ検討はしてみました。先ほど、一ノ瀬議員さんの御質問の中にも触れていますように、鈴木議員さんにお答えしたような三つの理由から、一応この給食開始というのは年度当初に一応予定をしている。ですから原則的な学校給食という形での出発、これはぜひ６２年の４月時点、こういう形でとらえさせていただきたいと。ただ３年生の問題についてだけでも、何か方法はないかということで、教育委員会内部としての事務局段階での検討は、いろいろ詰めてきたわけでございます。ただ３年生だけに限って、給食という問題をとらえても、これはある程度現状の人員配置等を踏まえながら、やはり市の職員組合等との全面的な協力、あるいは理解、こういうものを仰がなくてはならない現実が、一方には確かに控えております。市の職員組合に対しましても、この給食開始問題につきましては、６２年４月実施という方向で、話を今まで進めてきた過程等もございます。そういうような形の中で、市の職員組合の了解を求めるために、課長並びに係長段階での非公式の折衝は行なわれました。しかし組合サイドの方も、やはり今の配置されている職員の状況、その他の問題を通しまして、急な形で配置替えに対応できる方向というものは、きわめて厳しいと、こういう答えは返ってきております。

私、この問題を通しまして、今学校当局の方にお話をしている、一つの方法というのは――確かにあれだけ立派な給食棟ができ上がって、これを全く利用できないままに卒業していく３年生の心情、そういうものを考えたときに、ぜひ食堂関係の特別教育活動室については、全面的に給食が始まる始まらないにかかわらず、学校側としては最大限に活用していただきたい。たとえば進路指導等その他の説明会だとか、あるいは３年生の父母の全体会議とかその他もろもろの形の中で、現在常に完成している給食棟についてはできる限りの活用、これについては利用していただける方法を学校側としてもとっていただきたい。ただ現実問題、給食そのものを実際に開始できるという、それに伴うもろもろの諸準備、こういうものを考えた時に、果たしてここで安易に３年生だけはそれでは１月に何らかの人員配置を行い、２月からでも給食が開始できるというお約束をできるような状況には、まだ立ち至っていないということを答弁せざるを得ない、そういう現状でございます。

○議長（黒川重憲君）　一ノ瀬　隆君。

○１８番（一ノ瀬　隆君）　私の質問は、１問から１０問までちょうど切りのいい１０

問の形で質問いたしました。質問１、質問２とわざわざ申し上げて、これは前もって担当課長にも言ってあります。したがいまして、そういった形で答えていただくのが当然であると思うんですけれども、何か教育長の答弁、一括にしてもあまりにもお粗末だ。言っていることはわかりますけれどもね、そう言わざるを得ないのであります。したがいまして、最初の四つの質問ですね、もう少し具体的に、私にわかりやすいようにまず答えていただけませんかね。

○議長（黒川重憲君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　第１点の二中の学校給食の開始の時期並びに経緯、これについてはどうかと、一応第二中学校での給食の施設関係の完成日時につきましては、１０月の末には完成ができる。したがって給食棟が完成した暁に、６２年４月１日より給食を実施する、そういうような経緯で二中の給食については今までずっと進めてきた、このことは建設の時期と給食の開始の時期、このものが１０月に完成すれば１１月、あるいは１月からというような形での対応をとってきていなかった、このことは経緯としてお答えしておきたいと思います。

２番目に、そういう状況の中で早く見通しを立てて、予算措置を行えなかったのかという点でございますけれども、この問題につきましては、冒頭もちょっと申し上げましたけれども、私たち自身、日野市全体の給食というものを考えた際に、七生中につきましては先ほど申し上げたような経過の中で、２学期からの実施ということを行ってきましたけれど、生徒数、児童数等の過程の中で、七生中と異なって二中につきましては、何とか４月にそういう各学校の食数の決定の中から、調理員さん等の配置等も考えて対応していきたい、こういうような基本的な考え方があったものですから、特別に二中の給食棟が１０月にでき上がったものですから、そのためにここで改めて職員の配置、あるいは予算の特別な執行、そういうものを考えないで、何とか現状の形の中でできる範囲のことを考えながら、２カ月間――先ほど一ノ瀬議員さんからお話がありました２カ月間を経過してきたということが言えます。

それから３番目に、今までの中学の施設ができて、給食が実施されるまでに、どれくらいの期間を必要としていたのかと、先ほども申し上げましたように、七生中学を抜かしては２月から３月にかけて各中学校の施設ができ上がり、４月の人事異動の際に栄養士、調理員さんの配置を行った上、約１カ月間の器具の整備、点検、試運転、そういうものを経て、大体５月の連休明けごろから正式に給食という形の軌道に乗った。ただ七生中学だけが、５月の末に施設ができ上がって、９月から開始されたということが言えると思います。

それから４番目の、開始できない理由等につきましては、前回鈴木議員さんにお答えした、そういうような内容が主たる内容でございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　一ノ瀬　隆君。

○１８番（一ノ瀬　隆君）　まだまだあまりにも具体的でなく、わかりにくいのですが、３点目から４点目については、五つの中学について、この中学はどうだったかということが、一応一覧表にできるわけですね。それを表でもらう必要はないと思うのですが、口頭で説明してすぐわかると思うのですが、そういう点でちょっとわかりにくいわけであります。特に４点目については、七生中だけが年度途中だったということは聞いていますけれども、ほかの四つの中学はどうだったのか。七生中についても何月だったのか、はっきり一覧表にできると思いますけれども、それらの説明がちょっとわかりにくかったということだけ、申し上げておきます。

それから最後のほうの８、９、１０の質問については、最初の教育長の答弁で大体わかったところでありますけれども、鈴木議員の質問に答えた三つの理由、それに対して私の方からそう言ってもこういうことでできるんじゃないか。あるいはできる方法がないのかということを問うたと思うのですけれども、その辺が具体的に回答されていないように思うのですけれども、ここに改めて――さきに答弁したとしたら申しわけないですけれども、改めて５、６、７ということでお答えいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　給食関係の問題につきましては、たびたび議会の中でも問題点として取り上げられ、時には給食の回数の問題、あるいは職員の配置と、夏季休業中の勤務の問題等、いろいろ話題になることが多い状況でございますけれど、まず一番最初の調理員さんたちの人件費を含める予算措置が、とられていなかったという状況ですね。この状況の中には、前回もちょっと申し上げましたけれども、小学校の児童生徒数の減少に伴って、来年度以降、いわゆる調理員さんが減員できる小学校から、中学のほうに調理員さんを振り替えて対応していきたいと、４月以降ですね。こういう問題も一つの考え方として存在し、そのために年度途中に二中の給食を始めるという、そういうための人件費等の予算措置が計上されていなかったということ。

それから２点目の、市費の栄養士で対応するということも可能ではないかと、確かにそうい

う面もあると思いますが、できれば私たちとしては、現在の人件費というもの、そういうものの考え方に立ちまして、都から派遣していただける栄養士、これが４月以降派遣されることが、見通しが立つならば、できるだけ都費の人件費で賄いたい、そういう気持ちがあったことも事実でございます。

それから３番目の給食費の徴収、これにつきましては、仮に２月３月暫定措置としてやるんでしたらば、全部が全部最初から銀行振込という手だてがとられなくても、現金徴収という方法での過程も不可能ではないわけですから、これは学校当局の方にお願いしながら対応すれば、ある一定の準備期間さえ経過すれば、その名簿等をつくって徴収台帳を完成することは、可能だと思っております。

○議長（黒川重憲君）　　一ノ瀬　隆君

○１８番（一ノ瀬　隆君）　　どうもありがとうございました。

ただいまの教育長の答弁によって、私はこう感じました。教育委員会が先を見通し、少しでも早く給食を実施しようという努力があったなら、今となって４月でなければだめだということでなく、生徒や父兄や先生の希望どおり、早期に実施できたのではないかと考えました。一方、施設ができたのだから、４月を待たずに早急に給食を実施してほしいというのは、当然の要望であるとも確認した次第であります。この理解の上に立って、少しでも完全な形に近い形で、早急に給食の実現を願うのみであります。

ここで市長の発言を求めておきます。「建ててしまえば、そっちのことよ」と市長は教育委員会にお任せだと思いますが、やはり市長にお願いしておかなければ、気が済みません。二中の給食を早く始めることで、金が伴えば当然市長の決断にかかってきます。こととここに来て、通常の補正予算は間に合わないので、補正の専決か予備費の充当になると思います。この強い要望にこたえての市長の回答をお願いいたします。ここで求めるものは、市長の快い回答でありますので、よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　第二中学校の給食室と調理室とわりあい早目にできましたので、本来の予定の６２年実施ということが、卒業する３年生の心情等も含めて、求められておるということを、よく状況として教育委員会とも打ち合わせを行っているところであります。この正則の発足の仕方は、準備万端整って、来年の新年度に発足すべきものだと思いますが、

何か工夫をすることによって、変則といっては適当ではないかもしれませんが、３年生に気持ちをある程度尽くすということで、工夫をする余地は必ずしもないことではなかろうかと、こんなふうに思っております。

まあそこでやっぱり校長先生を中心として、学校の先生の皆さん、それから日頃応援をしていただきます保護者の皆さん、そういう中でまず一段階ある程度の理解を進めていただく必要がある、このように思っております。調理器具はやっぱり油抜き、あるいはセメントなどのいわゆる事前処理が必要であります。給食室を何かうまく使うということで、卒業する生徒たちに、真心の何か贈り物ができれば幸いと思っておりますので、できるだけ工夫をさせていただきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　　一ノ瀬　隆君。

○１８番（一ノ瀬　隆君）　　どうもありがとうございました。

市政は市民全体に公平でなくてはならないと思います。中学校の給食への要望が強く、市長がその実現を決断したとき、八つの中学校一斉に実施するのが、市民公平の上から望ましいはずです。しかしそれは物理的に不可能であることは、容易に理解できます。

一斉実現は無理だとしても、できるだけ早い時期にその公平を実現しなければならないと思います。それは年単位で考えるのではなく、学期単位、いや月、週、日単位での一刻も早い実現に努めるべきだと思います。その意味で、他の５校におくれをとった二中の給食の実現は、一刻も早く１週、１日を争って考えていただきたいと望むところです。

もちろん、二中だけ早く実施すればいいなどとは思いません。二中よりさらに残された四中、三中については、半日でも１時間でも早くすべく、努めなければならないと思います。

この観点から、四中、三中の給食開始時期を改めてお示しいただき、その早期実現の意気込みをお聞かせいただきたいと思います。

学校給食に関しての質問を、もう一つつけ加えておきます。中学校の給食に使用する食堂の地域への開放はどうなっているか。どのように利用されているか、今後どのように考えているかを質問します。先ほど申し上げましたすばらしい二中の食堂、学校だけで使っているのはもったいない。地域社会での大きな利用価値のある集会施設であると思います。それを考えて、入口に数多いげた箱も用意されておりました。二中を含めてすでに市内六つになったこの食堂、大いに役立てるべきだと思います。

最近、この二中の食堂をこんなことに使えたらいいなあ、と思ったことがあります。私の恩師に、東豊田３丁目に住まれている河井美代子先生がいます。１９３０年、昭和５年に豊田分教場に赴任され、１９６７年、昭和４２年まで豊田分教場、豊田小学校、豊田第二小学校と、豊田一筋に教鞭をとり、豊田の人から全面的に信頼されてきた人です。市の内部を見渡しても、現職の総務部長、病院事務長を初め社会教育課長、公害防災課長、建築課長補佐など、多くの人材を育てた方です。この先生がその後民生委員を１３年間務め、この１１月３０日で辞任いたしました。ここで私たちは、「先生の長い間の活動に感謝し、今後の健康を祝う集い」を開きたいと考えているところです。千数百人の教え子の半分来ても六、七百人、こんなことこそこの食堂を会場に使えたらいいなと思っているところです。以上２点の質問に、お答えいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　大変、中学校給食いろいろな形で苦労あったわけですけれど、四中と三中あと２校でき上がって、中学校の給食というものが完成するという状況を踏まえているわけですけれども、四中につきましては、すでに議員の先生方御承知のとおり、現在工事に入るための議案、これが今回の議会にかけられていると、６２年度中に工事を終えまして、６３年の４月に給食を開始する、こういう考え方でいるわけなんです。さらに難問なのが、竹ノ上議員さんからも今度の議会の中で質問されております三中の給食というもの、これにつきましては６２年度の予算の中に、基本設計関係の予算を要求した上で、配置その他の条件を全部調整した上、６３年度に実施設計をやっていきたい。６３年度の実施設計にあわせて、できる限り６３年、６４年度の債務負担行為の中で、三中の工事そのものは完成させたいと、こういう考え方に立っております。

したがって三中の給食が完全な形で開始できるというのは、６５年の４月にならざるを得ないのではないかという見方を、今のところでは持っております。いずれにいたしましても、何回も申しわけございませんけれど、年度当初の児童生徒数というものが、ここ毎年のように小学校、中学校とも減少過程に移っている、そういう中での各学校の食数の調整等をきちっと行いながら、対応できるような手段をとりたいと、こんな考え方が基本に据えられていて、学期初めの給食開始という考え方を持っているわけです。

なお、でき上がっている給食棟等につきましての開放、これにつきましては、もともと学校

の給食棟というものが、地域のコミュニケーションのお役に立てばという一面も当然ありながら、取り組んでまいった過程もございます。現在では学校、あるいは教育関連の団体、こういうものには行政においてできるだけお貸しするような手だてをとっております。たとえば市P協、ＰＴＡの場合は当然のことながら子供会とか、青少協とかその他教育関係の集まりを持つ場合、今までは体育館等で、冬場ですと寒い中にいすを並べて持たなくてはならなかった、そういう際の集会が、食堂を通して実施できるようになって、大変喜ばれております。できるだけ早く、地域全体に開放できるような時、こういうものを検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　一ノ瀬　隆君。

○１８番（一ノ瀬　隆君）　ありがとうございました。きょうは何人かのお母さん方が傍聴されています。二番せんじのものであり、かつ劣悪な私の質問が予想される中で、この傍聴は何を意味するか、もう教育長よくおわかりのことと思いますが、二中の給食の早期実施の強い要望と酌みとっていただきたいと思います。二中の給食を早く父母の、生徒の、先生のこの強い要望を最大限受け入れていただくようお願いいたしまして、この質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって１６の１、二中の給食を今の３年生に間に合わせることはできないかの質問を終わります。

一般質問１６の２、松山２号線（日野台五丁目）への住民の不安を早期に解決せよの通告質問者、一ノ瀬　隆君の質問を許します。

○１８番（一ノ瀬　隆君）　正午を過ぎましたけれども、一般質問を続けさせていただきます。

ミスプリントではなく、私の右手が書き間違えました。不安は解消するものであって、解決するものではないようです。「松山２号線への住民の不安を早期に解消せよ」と御訂正願います。〃解決〃でなく〃解消〃にしていただきたいということです。あわせて通告書の質問内容の中も間違っていましたので、訂正させて下さい。

〃被告〃と〃原告〃を間違えました。「その後被告が控訴した」とあるのを、「その後原告が控訴した」と御訂正をお願いいたします。以上御訂正をお願いした上で、松山２号線について質問いたします。

日野台五丁目の中央を、国道２０号線と並行して東西に走っているのが、松山２号線であります。私にとっては１９６８年、昭和４３年以降、きょうまでの１８年間、勤務の往復に利用させていただいた、愛着のある道路であります。市議会議員活動の中での、この道路とのかかわりは１９８１年、昭和５６年から始まります。この年、日野台五丁目に住む市民の皆さんの都市ガスを引いてほしいという強い要望をキャッチしました。この要望を受けて、早速東京ガスと連絡をとり、日野台地区センターで、五丁目の皆さんに来ていただき、説明会を開きました。このとき、多くの市民や同僚議員から敬愛され、惜しまれて世を去った故田中鯛一議員も同席してくれました。ここで都市ガス誘致の意思統一がなされ、その実現のために走り出すことができました。資産税課で地主を調べるなどして、ガスバガナと呼ばれる変圧装置の用地も確保し、今度こそ日野台五丁目に待望の都市ガスが引けるだろうというところまで、こぎつけたのでした。

ところが、日野台五丁目の中心道路、この松山２号線に「地主」なるものがあらわれ、「この道路は私のもの、都市ガスを引くのはけしからん」と立ちはだかったのでした。そのために日野台五丁目のガス敷設は、またもや挫折してしまい、東京ガスの担当や私たちの努力も水泡に帰したのでありました。

この地域の住民が相談ののち、この市議会に請願が出されました。「日野台五丁目の幹線道路の公道化に関する請願」で、地主がいて、何につけてもこの人の了承が必要であり、了承を得られないケースも多いとなると非常に不安なので、市の努力によって公道として使えるようにしてほしいというものでした。良識あるこの市議会によって、この請願が採決されました。これを受けて、この道路が改めて「市道松山２号線」として認定されたのであります。

これに対して自称地主が日野市を告訴してきました。「あくまでこの道路は私のもの、側溝や舗装をとりこわしてもとどおりにしなさい。それができなければ7,８００万円を出しなさい。」というものでした。そしてことしの２月１２日の判決となりました。市の主張が通り、「原告の請求は棄却する」というものでした。この道路はすでに市が寄付を受けているものである、との裁判所の判断でした。

その後原告が控訴したと聞きますが、これまでの経過は私も承知しておりまして、「社会新報」号外で、住民の皆さんにはお知らせしたところです。控訴以後については今日まで、その状況が関係住民に十分知らされていません。下水道管布設がこの松山２号線の関係で、日野台

五丁目は後回しにされ、隣の四丁目などではすでに埋設されています。このままいくと、近代都市として最も必要な下水道も引いてもらえないのではないかと、住民の不安は募っています。都市ガスも下水道も早くほしいという、地元住民の強い要望に立ちはだかるこの松山２号線の完全公道化の早期実現を望むところです。

この松山２号線の問題を調べてみると、遠く終戦直後にまでさかのぼりました。１９４６年、昭和２１年、「郊外土地建物」という会社が、日野自動車からこの辺の土地を買い、宅地造成した。そして中心となるこの道路は、日野町に寄付されることになって、松山２号線と認定された。しかし町の怠慢だったのか、所有権移転登記をしなかった。金に困った「郊外土地建物」が、移転登記をしていなかったのをいいことに、この道路を、今回の裁判の原告に売ってしまったというのが、ごく簡単にまとめた今までの経過です。

２月の判決は、「寄付を受け、市道として管理してきたので、所有権移転の登記がなくても、この道は市のものだ」との結論であったと把握しています。以上を申し上げ、松山２号線について質問いたします。

質問１、ことし２月１２日の市勝利の判決以降、今日までの経過を問う。

質問２、住民の不安を解消すべきだと思うが、どう考え、どう対処しているのか。

質問３、これらの見通し、今後の方針を問う。

松山２号線の問題に加えて、道路問題の３点を質問に加えさせていただきます。まずは市道の一方通行の解除についてであります。前から発言していることですが、いまだにそのままになっています。警察の関係ではありますが、市道ですので市にも努力を要請する意味で、再び質問しておきます。対象は大坂上四丁目とその周りの一方通行の道路です。一方通行がために、回り道をしなければならない。そのために危険な場所を通らなければならないケースもあります。もともと１・３・２号線が今のように開通する前、渋滞する国道２０号線などを避けて通る車で、この地域が危険にさらされて、その対策として出てきたのが、この一方通行だったのだと思います。今１・３・２号線が開通してその必要がなくなり、そこの住民も一方通行解除を望んでいるとして、前回申し上げたものです。その後の検討経過をどう把握しているか、お聞きいたします。なお、日野市内で一方通行、右折禁止、左折禁止など、実情に合わず改善した方がいいと思われるものがあります。市民や利用者の声にも耳を傾け、警察と話し合いを持つことを要望しておきます。

道路問題、その他の２点目として、旭が丘ふれあいマラソンについて、申し上げておきます。これも警察からの許可についてでありますが、市としても理解して警察に申し入れていただければ、幸いであります。ことしが第３回目になりますが、旭が丘ふれあいマラソンが、東京光の家の視力障害者を中心として、３月下旬行われると聞きました。このふれあいマラソンは、昨年、一昨年と過去２回行われ、ＮＨＫテレビなどで全国的に紹介されたものです。障害者の啓蒙にも役立つものであり、これをさらに充実したものにしようと、張り切っているようです。コースは旭が丘中央公園をスタートして、東芝など旭が丘三丁目を一周する約５キロのもので、この道路の歩道が利用されるというものです。ところがこのマラソンのコースを警察が許可しないということなのです。警察は立川の昭和公園でやれとか、浅川の堤防を利用すればいいのではないか、と言っているそうです。しかし、光の家の障害者は、生活圏が旭が丘と多摩平の範囲で、視力障害者の中には精神的に不安定な人もいて、この生活圏を離れることになると、マラソンなどとても不可能だということです。障害者約５０名に対して、ボランティア１００名、交通規制関係者１００名で行うというこのふれあいマラソンが、ぜひとも実現するために努力していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

その他の３点目として、視覚障害者誘導システムについて、取り上げておきたいと思います。昨年の第３回定例会で取り上げ、これについて検討を約束していただいたものです。この視覚障害者誘導システムは、埼玉県上尾市で高崎線上尾駅東口に取り入れられ、３年前にスタートしました。その後筑波学園都市で実現し、今京都市と大阪市で実施の方向で検討中とのことです。旭が丘の光の家では、とりあえずは豊田駅の北口の駅前交差点と、光の家の近くのファナック前の交差点だけでも、このシステムを取り入れてほしい、これは光の家挙げての強い要望となっています。

現在光の家の障害者１９０名のうち、外出できるのは１００名から１５０名ぐらいだが、このシステムが導入されれば全員が外出でき、旭が丘、多摩平に買物に出かけることもできるというものであります。念のため、昨年の私の発言の議事録を見て、この視覚障害者誘導システムについて、簡単に説明しておきます。

歩道上に敷かれている点字ブロックに、フェライトという磁性体を使います。そして特別に考案された白いつえを使用するのです。つえには磁気センサー、電子回路、乾電池、バイブレーターが組み込まれています。このつえが従来の点字ブロックに相当する磁気標識体、フェラ

イトに触れたときに、振動が手に感じたり音が聞こえたりしてわかるのです。それでフェライトの誘導路を歩行することができるわけです。今までの点字ブロックのように凹凸がなく、表面は平らでいいので、安全で歩きやすくなるというものです。この誘導路を使うフェライトという磁性体は産業廃棄物で、捨て場に困っている物を使えばいいのだそうです。道路の特に危険な所や、特定の場所は、フェライトの下にアンテナを置き、音声での案内装置につなぐことによって、スピーカーで道案内がなされる仕組みになっています。この私の提起に対し、中村建設部長から、今後調査、検討をさせていただくとの答弁がなされました。ここでその調査、検討の状況を、伺っておきたいと思います。

その他の道路問題としての質問をまとめますと、質問4となりますが、大坂上四丁目の一方通行の解除について努力できないか。

質問5、視力障害者のマラソン大会のための道路の使用許可が与えられるよう努力ができないか。

質問6、視覚障害者誘導システムについての検討がいかになされたか、以上を質問します。

○議長（黒川重憲君）　一ノ瀬　隆君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　御質問につきまして、順次お答えしてまいりたいと思います。

まず1点目の2月12日以降の経過でございますけれども、これにつきましては、今御質問の中にも御説明がございましたような経過でございます。まあ1審につきましては、11回の和解交渉を行い、また口頭弁論が12回開催されたわけでございます。そういうことで、所有権移転と請求の訴えの審査が行われたわけでございますけれども、それに対しまして、61年の2月12日に判決が下ったわけでございます。内容は「原告の請求を棄却する」と、それから「訴訟費用は原告の負担とする」とこういう終局判決が出たわけでございます。

それにつきまして原告はこの判決を不満といたしまして、2月27日に控訴したわけでございます。控訴の趣旨につきましては、「原判決を破棄する」と。それから「被控訴人――これは日野市でございますけれども、は控訴人――これは浅賀ミチ子でございます。敬称は略させていただきますが、に対し別紙物件目録記載の土地――でございますが、これは日野台五丁目の24番地、地目が山林、地積が1,200平米――が、控訴人の所有であることを確認する。」と。それから「被控訴人は控訴人に対し、昭和42年3月1日から被控訴人が別紙物件目録記

載の土地に施工した舗装、排水管、水道管の撤去の日まで、１カ月１０万8,９００円の使用料を払いなさい」と、こういうことです。それから４点目が、「訴訟費用は第１、第２審とも被控訴人の負担とする」。こういうことの控訴趣意書を出しまして、控訴したわけであります。現在は控訴審中でございます。

大体６月の２４日に第１回の口頭弁論が開かれまして、以下以来月１回のペースで――今月の１８日でございますけれども、６回目の口頭弁論が行われる予定でございます。このまま訴訟が継続しますと、長期化することが予想されるわけでございます。東京高等裁判所の勧告がございますれば、早期解決の具体的な方法も考えておるところでございます。

しかしながら、控訴人は、１審の和解交渉でも社会通念を超えた7,０００万から8,０００万の和解金、要求があったわけでございます。そのほかに根抵当が設定されております。３者による根抵当が設定されているわけでございます。これらの権利を末消するにも、相当な難航が予想されるところでございます。

地元の住民の方々からは、ガス、下水道の埋設についての要望が強いわけでございます。これにつきましては、道路法の３２条によります「道路の占用許可」ということで、申し出ができるわけでございますけれども、この申し出に対しまして、１審判決の道路用地が市に帰属すると、市道ということで認定されている判断が出されておるわけでございます。市といたしましても、やはりこの判断を一つの基礎といたしまして、占用の許可の方向を検討せざるを得ない、こういうことでございます。この点につきましては、本件訴訟を担当いたします弁護士の見解も同じでございます。そういうことで、これからのあれについては対処していきたいと、一応１、２、３点にわたりますいろいろまたがっているとは思いますけれども、そういうことの御回答を申し上げたところでございます。

それからその他の道路問題の内容でございますが、市道の一方通行の解除について努力できないか、こういう御質問でございますが、これにつきましては、前回御質問をいただいたところでございますが、直ちに日野警察経由で、私どものほうも警視庁のほうに行ってまいりました。その結果、やはり公安委員会としては廃止についてはやぶさかではないけれども、地元の住民の同意が必要であると、こういうことでございます。

それから２点目の視力障害者のマラソンの道路の許可の件でございますけれども、これにつきましても、交通の管理者の権限でございます。警察でございますけれども、公安委員会の組

織がございます。公安委員会と協議いたしまして、やはり諸般の事情もあると思いますが、マラソン等について許可できないかということで、私どものほうもこれについて要望していきたいと、かように考えております。

それから３点目の視覚障害者誘導システムについての検討でございます。これにつきましては、私どものほうも点字ブロック、あるいはガードパイプ――これは西友前のガードパイプでございますけれども、それらにつきまして努力しているところでございます。また先般は、点字びょうにつきまして、東京都の南多摩建設事務所に行きまして設置するように――これは豊田駅前のロータリーでございますけれども、つけていただくように要請したところでございます。今御質問の障害者誘導システムにつきましては、具体的な箇所も御質問の中にあったわけでございます。いずれも都道に関連することでございます。そういうことで、これらについても設置するとなりますと、それらの道路管理者の協議も必要であろうと、こういうことと、実際に私どもといたしましては上尾市に参りまして、いろいろ実態を調査してまいりたいと、かように考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　一ノ瀬　隆君。

○１８番（一ノ瀬　隆君）　質問２で、住民の不安を解消すべきだと思うが、どう考え、どう対処しているのかということに対して、お答えがよくわからないわけでありますけれども、１審に勝った、そして２審は１審と違って使用料を払えということを言っている。したがって従来と事態が変わってきていて、下水道を引きたければすぐ引ける。ガスも東京ガスでやってくれる前提がありますけれども、できればすぐやれるんじゃないか、そういうふうに聞いたところなんですけれども、したがってこの建設部長の答弁で、不安はないんだ、心配はないんだというお答えが出ると予測していたのでありますけれども、その辺をもう一度お答えいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　この件につきましては、訴訟代理人でございます弁護士さんとも御相談したところでございます。先ほど申し上げたとおりでございますので、もし占用許可が出てくれば、やはり許可をせざるを得ないだろう、こういう判断でございます。そのよりどころといたしましては、やはり１審の判決は市に所有権があるんだという、こういう前提があるわけであります。そういうことで、地元の方から出ましたらば、占用許可を出していき

たいと、こういう考え方でございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　　一ノ瀬　隆君。

○１８番（一ノ瀬　隆君）　　不安の解消ということで質問しているわけでありますけれども、不安の中の一つに、下水道があります。下水道管の埋設についての不安を全く取り除くために、この点で担当は建設部長でなく、都市整備部長であると思いますので、都市整備部長からお話し願いたい、御答弁願いたい。心配することは全くありません。下水道の供用開始は日野台五丁目も隣の四丁目も一緒にできる、ということを話していただければいいと思うわけであります。

○議長（黒川重憲君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　お答え申し上げます。下水道につきましてはこの日野台五丁目地区は、供用開始の予定をしておりますのは、６５年でございます。その時点までに日野台については、できるだけ管の整備を行うということで、現在進めておるところであります。この訴訟が起きております、松山２号線、日野台五丁目のこの地区につきましても、それに間に合わせるように、私どもは計画を進めております。ただ埋設の段階で、いろいろ問題が起こると困りますので、十分その点は建設、あるいは担当の弁護士とも相談しながら、進めていきたいというように考えます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　　一ノ瀬　隆君。

○１８番（一ノ瀬　隆君）　　心配でならなかった、不安でいっぱいだった日野台五丁目の住民ですが、この質問の答弁で心配はない、まあ安心していいんじゃないかと言われました。ではここで私が質問しなかったら、不安はいつまでも続くことになったのか。逆に言えば、もっと早く質問をすればよかったのか。しなかったのが悪かったのか。今回のような答弁は、いつの時期から可能だったのか。２月１２日の１審の判決のときからだったのか。あるいは、２月２７日に原告が控訴したときからだったのか。理解しにくい点が多々ありますが、係争中のことであり、私の通告質問で、顧問弁護士と相談の上の答弁であると思いますので、これらは追及しないことにします。

控訴状を拝見しますと、さきに言いましたように、１審の告訴とは大分違っています。告訴状は市に対し7,８００万円を出せ、出さなければ道路にはさせないというものでした。これに対して控訴状は、この土地、この道路は私のものだから、昭和４２年から１カ月１０万8,９０

０円支払いなさいとなっています。したがって、１審で勝ったからというだけでなく、２審でたとえ負けることになっても、下水道管は今すぐにでも埋められるのだと理解しているところです。しかし都市ガスは市がやるものではなく、これと同一視することはできないのではないかという気がします。

いずれにしても、２審でも最高裁でも市が勝つこと、あるいは示談を成立させることなど、早く完璧な市道に、晴れて市道松山２号線の確定を一日も早く望むところです。この道路寄付を受けていながら、所有権移転登記を怠ったのが、裁判での唯一の市のウィーク・ポイントです。しかし１審では、数々の立証によって、市に寄付された道路である点が確立されました。２審以降もそうなるであろうと信じているものです。原告控訴人と市との関係では、裁判によって市の怠慢はパスできることになったとしても、市と住民との関係での市の怠慢のパスは、許されるでしょうか。偽りの地主と市との対抗ではそれがクリアできても、住民と市との関係では市の怠慢は――移転登記をしなかったこと、この市の怠慢はすぐには許されないのではないかと考えるところです。

もしその昔、松山２号線の寄付を受けたとき、日野自動車から日野町への所有権移転の登記をしていたならば、この手続きを怠っていなかったならば、日野台五丁目にはとうに都市ガスは引かれていたはずです。偽りの地主の不当な介入は全くあり得なかったはずです。その当時の町がまともに仕事をしていなかったために、今でも都市ガスがないという不幸な結果をもたらしたのだと言えます。４０年たっても、市はその責任を引き継がなければならないと思います。

そこで私は提案したいのです。その責任の償いとしてこうしてほしいと思うのです。それは、日野台五丁目に都市ガスを引くために、市は最大限の努力をしてもらいたいということです。

先ほど申し上げました５年前の都市ガスの誘致は、幾つかの優偶措置が施され、千載一遇の好機だったのです。かえすがえすも残念ですが、それがだめになってしまったのです。現在は東京ガスの方針が変更になって、プロパンガス業者の擁護のため、新規造成地域以外には、新しく都市ガスを供給しないことになっているのだということです。したがってこれから日野台五丁目にガスを引くことは、非常に大変だと思います。それを市の力で、日野台五丁目への都市ガスを何とかしてほしい。特別の事情を酌量してもらって、市長が東京ガスの社長にお願いに行くなどしてでも、努力してもらいたいと思います。市長に「努力する」と一言お答えいた

だきたい。

まだ時間がありますので、さらに松山２号線その他について市長の感想がありましたら、お願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　松山２号線の係争につきましては、相手のしつこさに、ほとほと迷惑をしておるということでございまして、私はむしろ現実に公共の用に供されている道でありますから、ガスといい、下水といい、積極的に敷設したい、このように考えております。一方、係争は相手のあることですから、それはそれで勝利をするためにやってまいりますが、現実の市民生活は守っていかなければならないと、このように考えております。

努力するという御質問でありますから、もちろん努力をいたします。

○議長（黒川重憲君）　これをもって１６の２、松山２号線（日野台五丁目）への住民の不安を早期に解消せよの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時３６分休憩

午後１時４３分再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問１７の１、地区センターについての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔１３番議員登壇〕

○１３番（夏井明男君）　それでは議長のお許しを得ましたので、第１問の地区センターについて若干お尋ねいたします。

まず今般の請願６１の２１号にも、地区センターの新設ということで請願が出ておりますけれども、まずお尋ねしたいのは、地区センター建設の基本的な考え方と、それから将来の――あとどのくらい地区センターを用意する必要があるのか、その辺の考え方を簡略で結構でございますので、お尋ねをしたいと思います。

第２点目は、地区センターの利用を高めるための工夫が、さまざまに行われてきております

けれども、運営面ではなくて、施設面からの工夫が過去どういうふうに行われてきたのか。これも簡単で結構でございますので、お尋ねをしたいと思います。たとえばすでにでき上っている地区センターに対する、付近の方からの苦情等に対する対応策も、予算書を見ますときめ細かく対策がとられているわけですけれども、その辺の対応策とその経験を踏まえた将来の設計の知恵といいますか、それを組み込んだ設計の対応をお尋ねしたいと思います。

3番目には、これは具体的な問題になりますが、吹上の地区センターの改修の件でございます。今般は請願21号の終わりの方に、まさにこの吹上の地区センターについて、状況が出ているわけですが、まずこの現状が1階が生活協同組合の売店、2階が一般住宅、そして3階が地区センターと、こういうふうになっております。で、この地区センターの下に一般住宅があるという地区センターは、私の記憶ではここ1カ所しかないというふうに思うわけですけれども、当然下が一般住宅で上が地区センターとして使うというふうな構造に、設計上もできておりませんから、何か集まりがあるときには、下の住宅の方に振動等を与えて、非常に地区センターとして使いづらい状況が長年起きております。その辺、これは建築の方にもちょっとお尋ねしたのですが、それほど予算をかけないで、いわゆる振動をとめるような素材を中に敷けば、かなり対応策としては考えられるのではないかという話もありましたので、この点お尋ねをしたいと思います。

また使っている方にとっても、下の一般住宅の方に、振動が伝わるということを気がねしながら、使っている現状がこのまま続きますと、やはり地区センターとしての機能としても十分ではないのではないかということで、質問をしたわけであります。この辺どのようにお考えになるか、お尋ねをしたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　生活環境部長。

3点の御質問ですが、まず第1点目の地区センターの今後の建設計画でございます。61年度末をもちまして、おかげさまで53館目の地区センターが完成いたします。今後の将来計画でございますけれども、今まで地区センターを建てる場所といたしまして、既存の地区センターから300メートル以内という、内々の決まりがございます。そういった決まりを参考にいたしまして、なお周辺の地区センターの利用人数なども重要な参考資料になろうかと思いますけれども、周辺の地区センターの利用状況。それから、請願、陳情、まあそういったことを考

慮に入れまして、今後将来計画について、多少の手直しが必要になろうかと思います。現在の目標数は５５館でございますけれども、本年すでに５３館になりましたので、ただいま申し上げたような状況を踏まえて、多少の最終目標は、手直しは必要ではないか、このように考えております。

それから２点目の利用を高める施設面の工夫でございますけれども、全般的には今までの地区センターよりも、グレードを高める方向で、新しい地区センターに対処していきたい、こういう方向でやっております。

それから、現在あります地区センターで苦情を分析してみますと、騒音に対する苦情が非常に多いわけです。ここに地区センターを建てますと言うと、地区センターを建ててもらうと、騒音で悩むからいりません、そういう地区もございましたし、また既存の地区センターの中でも、騒音に対する苦情が非常に多かったわけです。今後、騒音対策に十分な考慮を払った地区センターの建設に、当たっていきたいと思います。多少の騒音が隣近所に気にならない、こういうことですと、利用を高める施設面からの工夫にもなるわけでございます。防音に十分留意した地区センターの建設、そしてさらにはそれぞれの地区センターに多少なりとも特徴を持たせる。このことも、利用を高める施設面からの工夫だと思いますけれども、こういう面にも目を向けてまいりたいと思っております。

それから、吹上地区センターの建築につきましては、おっしゃるとおりの複合施設でございまして、下に住宅を構えている地区センターは、ほかにはございません。複合施設は、ほかに２カ所ほどございますけれども、吹上地区センターのように特異な複合施設になっておりません。これが振動とか騒音について、下の住民の方に迷惑をかけているという話しは聞いております。さっそく調査をいたしまして、最も適当な対処の方法を講じてまいりたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　　以上で、１問目は終わります。

○議長（黒川重憲君）　　これをもって１７の１、地区センターについての質問を終わります。

一般質問１７の２、市民の健康を守るための通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○１３番（夏井明男君）　　２問目の市民の健康ということで、ここでは市立病院と、生活保健センターを中心にして、若干お尋ねをしたいのですが、市立病院につきましては、先般

福島敏雄議員の方から、内部充実の面に重心を置かれて質問もありまして、三田院長の方から詳しいお話もありました。将来的にどういうふうにするのかという話まで若干及んだかと思うのですが、その点を踏まえまして、特に市長の方に、これお尋ねをしたいわけです。今回の行政報告の中でも、南部地域の医療ということで行政報告があったわけですが、その辺が非常に市長の御答弁をずっと聞いていまして、よくわからないという点がありますので、お聞きしたいと思います。

まずことしの６１年度予算に、確か３００万だと思いますが、市立病院のあり方についての調査費がついたと思うのですけれども、この調査費をつけた目的が、どういうものなのか、その目的をもう一度確認をさせていただきたい。何のためにこれだけのお金を使って調査をし、構想を固めるようなことをするのかということであります。

先般市長の御答弁はかなり揺れ動いてまして、病院は今後あそこは建てませんという話もありましたし、よく聞きますと、将来的にはそういうことも出てくるかもしれないというお話もありましたし、その辺がよくわかりません。特に市立病院のところに、将来的に１６２床のベッド数をかかえる、規模としては、将来の２０万都市としての人口、いわゆる高齢化社会を迎える対応策としてどうかという問題、さまざまな角度からいって、もう限界に来ていて、新しい展開が必要なのではないかという声が、非常に多いわけですけれども、その辺の対策と、いわゆる南部地域に対する医療をどういうふうに考えるのか。この辺の南部地域に対する市長のお話ですと、中核病院というふうなお話もありましたし、地域に密接した病院の性格を持たせたい、いわゆる国立、都立と違ったようなニュアンスの病院も考えていきたいというお話もありましたし、高度医療に対する対応策も考えられるようなこともということで、非常な――私の聞き方が間違いなのか知りませんが、かなりいろいろなものが混濁として入っているような印象を受けております。

それからあともう一つ気になりましたのが、市長の話ですと、公設、民営的なものも考えていく方向があるのではないかという話もありましたけれども、それといわゆる市立病院を持っているわけですが、それとの関係性をどういうふうに位置づけていかれるのか、その点もわかりません。その辺のお話を承りたいと思います。

それからまあその前提になるわけですけれども、確か予算委員会のときに具体的なベッド数の話も出まして、そこで企画財政部長の方からも御答弁があったと思うのですが、何年計画、

６２年度から医療としての開設をお願いをして、それを育てていくんだ、という話が具体的にあったわけですけれども、それが突然今回の行政報告の中で、あれは断念いたしましたという話で終わっているわけですけれども、もう少し断念するいきさつにつきましても、あれだけ予算委員会で各委員の方から質問があって、非常に希望的な話もあってきている話を、御破算にするということになれば、それ相当のやはり理由を、公の席で明らかにしているわけですから、きちっともう少し納得のいく説明をしていただきたいというふうに思います。

それから保健センターの方お話なんですが、この間の三田院長の福島敏雄議員に対する答弁の中で、いわゆる保健センターと市立病院とのかかわりということで、市立病院の側から見れば、保健センターの機能としては、リハビリ的な要素を期待をしたいというお話がひとつありました。この辺はリハビリ的なものも部屋の中にはあるようにも聞いておりますけれども、その辺どのように関係性を持って運営されていくのか、その点を保健センターの関係でお尋ねをしたいと思います。

さらに第２点としますと、保健センターの建物ができるわけですが、この間の宮沢清子議員の質問に対する答弁の中でも、保健センターの機能としては大枠３本ぐらいの柱でお話があったと思うのですが、その中の中身を見ていきますと、日野市ですでに実施をしているものがほとんどではないかと思います。保健婦さんが各家庭の方に訪問することについても、すでに母子家庭のお宅には、そのような対策もしていますというお話もあったわけですが、さまざまな保健業務といいますか、健康診断ですとか、それを中心にしたものをさまざま行っているわけですけれども、それではあの建物ができることによって、どれだけ実益が出てくるのか、我々日常生活を暮らしている中で、どれだけ違いが出てくるのか、その辺をお尋ねをしたいというふうに思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　　日野市民の健康を守るための市立病院と、保健センターのことにつきまして、説明がまだ不明確であるということだと思います。日野市、まあ人口十五、六万人に必要なベッド数というのが、医師の方あたりから聞きますと、1,０００ベッドぐらい。計算すれば１５０人に１人というような感じがするわけですが、その程度が望ましいというふうに伺っております。その中には、老人ベッドでありますとか、――日野市内には現在それに対しまして、約６００を切れる程度のベッド数があるわけであります。そうしてその中で、ま

た市立病院が１６４床、民間の医療機関として花輪病院と石塚病院があるわけであります。そのほかに七生病院、これはベッド数がかなり多いようでありますが、これは精神病院だということでありますし、それから回心病院あるいは豊田の田中病院、これらは老人ベッドということで、実質ごく一般的な医療に対応していただく病院ベッド数というのは、恐らく３００か３００数十ではないかと、このように推測できるわけであります。となりますと、やはりベッド数としてはかなり不足だというふうになりますので、伴う市立病院を中心とする病院態勢を、どのようにつくればよいかということに、いろいろと思いをいたすわけであります。

それで市立病院はこの間申し上げましたのは、現在すぐ建てかえるという計画を持っておるわけではありませんが、しかし今ここ見通せる中で建てかえ計画は持たなければならない、こういう事情にあると思っております。その際に理想を言えば、もっと場所をかえて、そして３００なり３５０ベッドなりを維持できるような、そういう計画が、理想としては思いつかれるわけでありますが、現実問題としてそういう場所も当面ございませんし、それは恐らく不可能であろう。したがって現在の場所に、奥行きでなるべく地積を保てるようにして、建てかえるということであれば、これは可能性がかなり現実化できるわけだと、このように思っております。しかしそれだけで十分果たせるということにはなりませんので、したがって、切り離したことではございますが、南の方に民設、民営の病院がほしいものだ、こういう期待を、今まで進めてまいっております。

医王病院の問題が挫折しましたし、石川さんという方が続いて病院計画を持っておられるわけでありますけど、一時は診療所でスタートしたいとかということもありますし、もう一つは土地問題がなかなか解決に至っておりませんので、その結果ちょっと期待からそれてしまうというふうにとっております。そこで民設、民営の、南の方に、期待すべき病院を一歩踏み出して、用地をあっせんするとか、あるいは誘致をするに近い状態をつくれないものだろうかということを、思い立っておるということを、先ほど御報告したところであります。

そして市立病院と、それから今度つくります保健センターでありますが、保健センターはあくまでといいましょうか、ヘルスの行政をやる、保健行政をやるという領域で、市民の健康を守っていく、健康づくりを積極的にやっていく、病気にかからない事前の措置をやっていくと、病気を予防するできるだけの――自分で健康の勉強をしていただいたり、あるいは健康の体操でありますとか、何かそれに近い健康づくりを積極的にやっていただこうと、つまり市民施設

として考えようというのが、保健センターであります。健康行政の現場になることも、もちろんであります。そのかわり市立病院はあくまで病気になった方を受け入れて、各科目でそれぞれ治療のために対応していただく。しかし病院でありますし、ドクターがそろっておるわけでありますから、一歩進んで健康相談などにも、病院の場で進んでやっていただきたいということ。あるいは当面この間説明しておりました透析でありますとか、そういうこともやっていただきたい、こういうことでございまして、そう今飛び切り解決ができるというような話しにはなっていないわけでございますが、少なくともその解決を何らかの形で図る、そういう努力をしよう、こういう立場でございます。

○議長（黒川重憲君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　生活環境部長。

生活保健相談センターの健康センターの部分に関する二つの御質問に、お答えいたします。保健センターの方には健康管理、それから増進機能を持たせるべく、機能回復訓練室が設置をされます。その訓練室の運営と病院との関係でございますけれども、まだ一定のしっかりした案を持っておりません。これは参与の調査研究部門でもございますので、なるべく早い時期に結論を出していただき、そして病院側とも十分な協議を重ねたいと思っております。

それから２点目のこの保健相談センターができたならば、現在とどのように違うか、そういうお尋ねでございます。ただいま市長がお答えいたしましたように、保健センターにつきましては、市民のヘルスを守る事業を中心に組み立ててまいります。具体的には保健の相談とか、保健の教育、こういうものが上がってまいります。保健相談につきましては、現在日時を決めましたり、産業まつりのように人出の多いところに出向きまして、相談の機会などをつくっておりますけれども、現在設定されております相談の機会というのは、ごくわずかでございます。これを、保健相談センターができた暁には、常時相談にこたえられるような態勢づくりを目指しております。このためには保健婦の増員が必要でございますけれども、外を回る保健婦、中にいる保健婦、ローテーションを組みまして、専門の職員が必ず中にもいて、あまりとっぴな時間においでいただかない限り、常時この相談に乗れる。こういう態勢は一つの大きい違いだと思います。

それから健康教育に関して、現在市民の皆さんに、健康課でパンフレットその他の印刷物などをお配りしておりますけれども、そういったパンフレットなどのほかに、展示物を常時掲示

できる部屋が持てる。これも大変大きな違いであろうかと思います。新しい情報をそういった掲示物、パンフレットなどを通して、今まで以上にスムーズに市民の皆さんに提供できる。これが大きい違いでございます。さらに一般健診のメインの会場となります。今までは一般健診、胃ガンの検診などにつきましては、市内の各所に出向きまして、そこでやっておりましたけれども、そういう方式を全部変えるというわけではございません。出張してやる部分もありますけれども、保健センターを会場にいたしまして、やる回数もグンとふえてまいります。そうしますと、今までの借り物の会場でなくて、自前の会場ということになります。相手方の都合によって健康診査の日時の予定がずれるというようなこともなくなりますし、そういう意味ではやはり大きい違いだと思います。借り物でない施設で健診ができる、これも大きい違いでございます。

それからさらに、保健センターの中には、消毒室などの機能を備えた部屋がございます。こういうところで消毒なども完全に行えて、一般健診が行き渡る、こういうことも大きな違いになろうかと思います。今までは、市民の方がぐあいが悪いからちょっと検査をしてくださいというように来られる方がいなかったわけですけれども、今度専門の施設ができますと、そういう方が自由にいらっしゃれる、そして相談に乗ってあげることができる、そういうことが大きな違いである、そのように考えております。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　これは市長にお尋ねしたいのですが、今の南部病院の病院の構想の問題につきましても、市立病院の今後のあり方についても、どういうふうにしたらいいのかというのは、計画にのせて、恐らくおやりになっていくのだろうと思うんです。

５４年、５９年に市民意識調査というのを、２回やっておりますけれども、その中でもやはり出てくるのは、医療の充実をはかってほしいという声は高いわけですね。現実に今、日野市で休日準夜診療ですか、運営されていますけれども、いまだ小児科についても内科についてもいらっしゃらない時もあるということで、その問題も昔から要望されてますけれども、まだ解決ができていないわけですね。それで今市立病院の経営の中でも、これは数字のとらえ方、考え方によって違うのかもしれませんけれども、２億前後の一般からの繰り入れですか、あるわけですね、２億7,０００万ぐらいですか。実際にはこの間のお話でも、病院の経営面から見て、やはりほめられた状況ではないというふうなお話もあるわけですね。その辺をどういう

ふうにこれから持っていこうとするのか、その辺どの辺まで詰めていらっしゃるのかですね。たとえば市民会館ができるときには、市民会館の特別委員会がありまして、また生活保健センターができるときには、内部の横断的に課長さんたちが一つのチームをつくって、知恵をしぼられて、運営面まで考えた原案まで持ってきていますけれども、市立病院の今の問題がこういうふうに出てきているということは、今の時点で市の内部の中でさまざまなデータも加えながら、まさにそれを吸い上げていく作業が、かなりな部分で私はできているんじゃないかと思うんです。できているから、市長のほうも具体的な行政報告としても上がりましたし、前回の南部の南平の３科目ですか、１９ベッド、まあ診療所的なものが始まるという発言もあったわけですから、そういう点から踏まえると、まさにこれからどういうふうにそれを進めていくのか、という問題にもぶつかっていると思うのですが、その辺どういうふうにされていくのか、その辺の手順といいますか、その辺のお話を承りたいと思います。お願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の行政で、医療保健に関しまして諮問をしたり、提言をいただく組織と申しましょうか、地域保健協議会という協議会がございます。それから病院には、御承知のとおり病院運営委員会というのがございまして、しかも長い歴史の、現在で２５年という病院の歴史があるわけでありますが、設立当時から地域の医師会、医療機関との調整ということで、いろいろと苦労を重ねてまいっております。まあ現在は、第２次――何回も増床をやっているわけですが、現在のベッド数になる、つまり１００ベッドから確か１４２になり、それが現在１６４と……、１６２になっているわけでありますが、これらもまあ大変小刻みではありますけれど、いろいろな苦悩の論議の結果、妥協の産物というような形で伸びてきたと、こういう苦しい経過があります。

医療のことは、地域の医師会との協議なくして、市民の医療の問題を語るわけにもまいりませんから、必ず医師会ともまず相談をし、医師会の意見を聞き、そしてそれに何か一般的な市民要望も加えた形で、市立病院の今日の歴史がある、このように言えるわけであります。特にまた南部のもともとの医王病院の進出の際にも、何科目できたか、――８科目、１２０ベッドぐらいということで、地元医師会に了承されて、話が済んでまいっておったわけであります。

いま新たに日野市なり、日野市の市立病院を含む医療体制はいかにあるべきかということも、諮問としては不可能ではないと思っておりますけれども、今までの歴史的経過の中で、むしろ

今日は行政側から一定の見解を持って、そして地元の医師会にも御理解と協力を願うというふうにいかないと、なかなか体制そのものをきちんと語るわけにはいかないのではないかというふうに、思っております。

そういう意味で、病院長とはいろいろとまあ話をやっておりますが、今回特に病院で現実的な今日の日野の市立病院がどうあるべきかということを、内輪ではもちろん検討しておりますが、それを客観的な指針を得る手段として、調査を今回行っておる、このように承知しております。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　先般の三田院長のお話の中にも、今の市立病院は南部地域の人の利用というのは７％から８％ぐらいの方だと、それがどこに原因するのか。まだ市立病院としての信用性を高めていない結果なのか。それとも地域に根ざした病院ということから見ると、交通の便とかそういう点で利用が少ないのか、これから分析が必要だというふうなお話があったわけです。いわゆる中核病院、高度医療の対応ができるような病院、それとも診療所的な意味なのか、さまざまなものがあると思うのですけれども、ぜひこの辺につきましては、――へたをすると日野の市立病院の規模みたいなものが、同じような形でできてしまって、両方とも運営的にも診療の内容的にも、結果的にはどういうものかなというものができたのでは、結果的にはよくないというふうにも言えるわけですから、その辺かなり検討を重ねていただいて、そういうふうな内部的な検討機関もつくっていただいて、やっていただく必要があるのではないかというふうに思います。それを要望して、この問題について終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって１７の２、市民の健康を守るための質問を終わります。

一般質問１７の３、市民要望と政策決定過程の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○１３番（夏井明男君）　この問題に同じ関連をしていますので、先般の行政報告のときにお尋ねした件でございますが、さきに御答弁いただきたいんですけれども、私は財政計画が６１年にできるというふうに話を聞いたわけであります。そのときのお話ですと、企画財政部長のほうからそうではないというお話があったわけです。私も議事録の方をあとで見まして、やはり私も財政計画について一般質問をいたしました。で、恐らくそこのところとどういうふうに違いが出ているのか、もう少し鮮明に明らかにしてほしいと思います。前回、第１回の３

月定例会ですが、そこで私は財政計画を早く策定せよについて質問いたしますということをお尋ねしております。そこで財政部長のお話ですと、「財政計画の策定の件でございますが、公共施設3カ年計画ということで、内部資料の程度ではございますが、財政の裏づけを持った計画を持っております。――これがいわゆる財政計画ということなのかなと思うのですが、――かねてから議会を初めとしまして、計画的な行政をということで、計画の策定を要望されているわけですけれども、先般の予算委員会でも市長が申し上げましたように、61年には予算の編成方針の中に、つくりたいということで明記してございます。内容をどういう形にするかまだ未定でございますけれども、61年には議会を初め外部にも提示できる計画書を作成したいというふうに考えております。」というふうにお話をなさっているわけです。

で、先般の行政報告のときにも、そのときには63年ですか、62年ではなくて63年に長期計画を考えている状況ですというお話があったのですけれども、その辺が私にはわからなくなっておりますので、お尋ねをしたい。特にそのときの、3月定例会のときにも、これは福島敏雄議員の方から、「市長は今定例会の中でも夏井議員の質問に答えて、3年ないし5年間の財政計画との整合性を持った事業計画を、61年には作成する、こういうふうに答えております。」ということで、お話をなすっているわけですので、その辺よくわかりませんので、お答え願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　　企画財政部長、お答えいたします。

本年の第1回の定例市議会の一般質問の中で、財政計画につきまして御質問を受けまして、それに対して私が答弁しております。ただいまの夏井議員さんからもありましたけれども、私の答弁といたしましては、「財政の裏づけを持った計画を持っております」ということで、61年度中にということでお話をしてございます。このとき私の考えは――説明が少し不十分だったわけでございますけれども、財政計画といいましても、財政計画そのものはかなりボリュームの少ないものでございまして、一つ数字のとり方によりましては、5年10年さきの数値がかなり狂ってくるわけでございます。財政計画をつくるということは、とりもなおさず歳入歳出を伴う計画が必要だというふうに考えておりまして、このような答弁をしたわけでございます。

さらにこのとき私ども考えておりましたのは、本格的な基本計画をつくるには、内部にきち

んとしたスタッフを置いて取り組まなければ、できないだろう。スタッフを置かないでやるとすれば、今まで公共施設整備計画、３カ年でございますけれども、実施計画をつくっていたわけでございます。これを一部施策の体系等を入れまして、外部にも出しても理解できるような、そういう計画を一つの方法として頭に描き、答弁をしたわけでございます。その結果として、６１年度完成ということを言ったわけでございます。この計画に関係いたしまして、市長も答弁をしてございます。市長はちょっと前段抜きますけれども、「財政面からも裏づけのある、少なくとも３年ないし５年程度の計画を持ちたいということを目指しております」と。「これをある程度ローリングの融通性を含めた形で云々」ということで、早急に取り組みたいということを、表明をしております。この時点では、私自身かなり内輪にお答えをしたつもりでおります。その後は、先般私が申し上げましたように、スタッフをそろえまして、６２年度に基本計画を策定する、６２年度でございますから、でき上がるのは６３年というふうに申し上げたわけでございます。

○議長（黒川重憲君）　　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　まだわからないのですが、３年についての計画はあります。それについての財政的な裏づけのあるものは、持っておりますということは、わかるわけですが、さらに５年的なものもつくれますというお話だったと思うんですが、一方では６１年度の市長の施政方針にも明記されていますようにというとこの関係性からいきまして、もう少しこれは市長の方に、ちょっとお尋ねをしたいのですが、どういうことなのか。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　当面のいろんな施策につきまして、財政的裏づけを持った事業計画を、少なくも３年、あるいは５年、そういう形で持ちたいという、また持つべきであるという願望は、これは絶えず守っておるわけでありますが、なかなかその通りに事務的に整い得ていない、そういう点もございまして、まあ少し延期、延期という形になっているように思っておりますが、６１年にきちんとした計画には着手したい。それは1,０００人の職員を置いて、そして内部のスタッフやチームを整えて、そして目下進めておるという、つまり作業に着手しておるということでございますので、今財政部長が答えましたとおり、６２年には外部に公表できる形にして、一応の完成をはかりたいものだと、このように考えております。

○議長（黒川重憲君）　　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　それでは本題に入ってまいりたいと思います。今のお話も最終的な結論の方に入っていくわけで、あえてここでお尋ねしたわけであります。これは市長にもっぱらお尋ねしたいと思うんです。数字的なことですとか、そういうことありませんので、また議会でも何遍も取り上げられている問題でもありますし、さまざまな経過も踏まえての大枠の話でございますので、無理のない質問ではないかと思いますので、お願いしたいと思います。

市民要望と政策決定過程ということで、出さしていただきましたが、これは市長も５４年、５９年の市民相談意識調査のあいさつのところで、「住民参加のシステムをかなり私はつくってまいった」と「そういう過程の中から、市民要望を踏まえて政策に反映をしていきたい」んだというお話しでありました。で、私は現在まで、――過去の検証に入るわけですが、さまざまな住民参加のシステムを通じて上がってきた市民要望が、どのように市の政策に反映され、決定されてきたのか、思いつくままで結構ですが、具体的な事例に即して述べていただければ、ありがたいと思うわけです。

私は、ちょっと小さい規模になるかと思いますが、たとえば地区センター、年次ごとに一つつくるという方針があるようにも伺ってますが、予算書を見ますと、大体きちっと出てきているようです。また地区広場についても、そのような方針で進められているなということがわかりますし、また浅川の河川敷の利用計画につきましても、年次ごとに着々と整備をされてきていると、計画にのっとった形でできているなというふうに思います。さらにこの市の庁舎ができますときにも、また市民会館ができますときにも、今般の生活保健センターの問題につきましても、いわゆる施設面のものですが、これもやはり日野市には、公表されるような長期計画は、性格的なものはないけれども、いわゆる計画をきちっとお持ちで、運営をされてきたんではないかと思います。当然のことだと思うんですが、比較的計画どおりに、市民会館につきましても、さまざまな大きな施設につきましても、進んできたというふうにも見えるわけですが、その辺市長の記憶の中で、比較的内部の方の検討をいただいて、素案としてでき上がって、計画通りに大体でき上がったものについては、どういうものが考えられるのか、ざっとで結構ですから、ちょっと挙げていただければありがたいと思うのですが。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これまでつくってまいりました大小の施設等、これはまず市

民要求――議会でも市民要求を受け入れて、御提言があるわけでありますし、かなりそういう広範な諸要求の集約の中で、固まってきたというふうに考えております。一つの例を、市民会館でも御承知のとおり基本計画を持ち、またその基本計画には市民サイドからの意見を聴取し、議会にも特別委員会を開いていただいて、提言をいただき、規模の段階から実施設計に至るまで、中間には広報等で市民にも公表して、また意見を再集約する等の手段をとりながら、本設計に持っていったと、そういう経過がございます。大きいものは恐らく3年、4年、まあ私にしてみましては、一任期をかけて一つずつつくり上げてきたのではないかというふうにも言えるか、とも思っております。

それから第2次基本構想、これも一番今、年次的にやっております諸事業のもとの理念になるものでございますが、これも大きくは庁内でチームをつくって、原案の原案というものをつくって、それを公表しながら、また各行政委員会等の意見も聴取して、二段構え、三段構えでつくり上げたと、このようにつくってきたのは、御承知のとおりだと思っております。

政策決定というのは、一定のプロセスというふうには、なかなかなり得ない面もありますけれども、何といいましても住民の意識調査でありますとか、あるいは私ども日ごろやっております各種の市民相談、それに対話集会、議会の都度、都度の諸要求、こういうものから優先順位をきめて、そして方向をきめたものには、それにいろいろな肉づけをしてやってまいったと、このように言えると思っております。最終決定の手段としては、庁内の庁議等にもかけまして、議会の議決をいただく手続きを、最終段階としてお願いしてまいったと、このように考えております。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　今代表的な例として、市民会館ができ上がる過程についてお話があったわけですが、私の記憶でも、市民会館の中身について、規模について、特に大ホールの席数をどのくらいにするかということで、さまざまな議論があって調整をはかり、今のような形にでき上がったというふうに聞いておりますけれども、当然今般の行財政調査会の報告書の中をつぶさに見ますと、市民の意識調査アンケート、請願陳情と、ぴったり合うような形ではなくて、どれを優先的に進めて、どれを後に戻すかという問題が、当然ぶつかっているわけですね。その辺をどういうふうに調整をするかということは、当然起きてくるわけですけれども、そこの辺の――私は公表はされていないとは思いますが、厳然と市のほうでは基本とし

た構想をお持ちだと思うんです。高齢化社会に向けての、また下水道も進めなければいけないということで、計画性が当然ある中で、進められていると思うんです。中学校の完全給食につきましても、年次的に進めてもきましたし、その中の急に出てくる問題もあるわけですけれども、たとえば第五小学校の改築は、市長の計画をきちっと持つと対応ができない例として、第五小学校の改築なども対応としてはできるんだというお話もありました。本来ならば、計画性の揺れが、振幅性が少ないほうが、いいわけですけれども、やはりさまざまな要求があって、それを調整することが当然出てくるわけですから、その辺は現実問題としていたし方ないと思いますけれども、そこで何点かその振幅性の、これは揺れとしてとっていいのかどうかという問題もありますが、ちょっとその辺の対応をどういうふうに市長はお考えになって、決められてきたのか、お尋ねをしたいと思うのです。

豊田の北口にあります勤労青年会館は、先ほどの生活環境部長のお話のように、地区センター的なものの規模が少し大きいわけですから、特徴を持たせて機能させたというふうに、私は理解しているわけですけれども、その一つだというふうに理解しているわけですが、今現実に市民ギャラリーが、魚屋さんの奥にあるわけですけれども、今すでに使っている方でギャラリーとしては非常にふさわしくないといいますか、ぜいたくとは思うけれどもという話なんですが、できればきちんとしたとこに置いてもらいたいという話も、実はあったわけです。市民ギャラリーの声が、市民意識調査の中にどういうふうに出てきているかということをちょっと見ましたら、一つの一定の地域の中で上がっておりました。全市的には上がっておりませんけれども――私も絵もかきますので興味あるわけですけれども、あそこに市民ギャラリーができたといういきさつはどういうものだったのか、その辺の過程があると思いますので、御説明していただきたいということが１点であります。

それからいわゆる６４ブロックという、この名称がどういうふうに出たのか知りませんが、通称６４ブロックの中の施設ができておりますけれども、あそこにできた施設というのは、日野市の持っていらっしゃる計画、方針から見てその通りに使われた施設であるのかどうか。特にこれは、前にも即断はできないという話で申し上げたんですが、老人憩いの家のかしの木荘が、まだ依然として利用がなかなか思うに任せない。あそこの場所に決定をしていった過程もあると思うんですけれども、これは利用が悪いからこうだという話で、今出しているわけではなくて、いわゆる６４ブロックの中のさまざまな施設が、日野市の計画の中でどういうふうに

折り込まれていったのか、その辺の話であります。で、私一番今奇異に感じてますのは、1,000万ぐらいの予算の話で、小さい話なのかもしれませんが、今サツマイモ畑をつくってですね、確か土地にいい土を搬入してという話もあったんですが、あれは私は前から興味ありまして、あそこはむしろ芝生みたいなものを植えて、そのままの形であそこの64ブロックにいらっしゃる方、また周辺の地域の人が交流が深められるようなものとして、当然考えていましたし、そういうふうにも私の記憶では説明も受けていたわけですが、本年度の予算ですか、800万か900万ぐらいだと思うんですが、サツマイモ畑に変わっているんですね。そういうところの決まっていくところがわからない。なぜこんなことを言うかというと、今仲田緑地の公園のモニュメントの件で、モニュメントの検討委員会をこれからつくるわけですけれども、あのモニュメントの形をどういうふうにするかということで、検討委員会をつくるくらいですから、ですからもう少し規模の大きなもの、影響力のあるものに対しては、やはりそういうふうなシステムが庁内的にもできていなければいけませんし、議会の意見も聞かなければいけないというように思うのですが、その辺どうなのか、お尋ねをしたいと思います。

それからこれは市長にとっては厳しいのかもしれませんけれども、率直に私疑問を持っておりますので、率直にお尋ねをしているわけですが、あともう一つどうなのかなと思いましたのは、幼児教育センターが今運営されて、数年過ぎておりますけれども、あれもいわゆる市の中の計画の中で、保育のあり方の問題、幼稚園における教育の中身の問題について、長期的に見ればいろいろな改善もしなければいけない、アドバイスもしなければいけないという教育委員会あたりからの総意といいますか、一つの世論となって市長を動かしてきた過程のようには、私の面から見えないわけです。むしろ幼児教育についての非常に熱心な先生の感化を受けて、市長が意気に感じて、そういうことであればぜひ日野市としても進めてみたいという発想で、導入をされたような感じを持っているわけですけれども、その辺どういうふうな決定を経てなされてきたのかどうか、それが今の日野市にとっていいのか、悪いのかですね。成案として作成される前に、むしろそれに対して反対の意見の方も、私は広い庁内の中にもいらっしゃると思いますが、そういう方に原案をさらして、たたき台としてその経過を踏む必要があるだろうと思いますし、当然だろうと思うんですが、その辺どうなのか。特にこの間、市長の今回の議会で、郷土資料館の規模についてのお話があったわけです。そのときに、市長のお話ですと、専門の先生とお話をしたときに、今の規模では機能的にどうだろうかという心配をしたときに、

市長さん、そうではないんだ、いわゆるあの郷土資料館というものを核にして、全市的なものが俯瞰できるような、機能的なものを持たせればよろしいんではないかということで、非常に意を強くしたという話があったと思うのですが、やはりそこで個人的には意を強くされても、私は一向に差しつかえないと思うんですが、それでストレートに絶対の確信を持っては私はいけないと思うんです。現にあの郷土資料館が倉庫としての機能も営むには、スペースとしては小さい。特に地下の方にいろいろな遺跡の発掘されたものを収容するスペースもないということも、問題点として現実にあるわけですけれども、そういう点を踏まえますと、安心してそれを全面的に１００％というわけにはいかないと思うんです。その辺雑多に申し上げてきたわけですけれども、私の質問が的外れであればそうだと、その理由としてはこうだというふうに、教えてもいただきたいわけであります。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　６４ブロックのことが問われましたので、まずそれからお答えをしたいと思います。

そもそも６４街区というのは、平山台区画整理事業の街区ナンバーでありまして、もともとは区画整理保留地として設定され、一時は工業団地にその場所を提供しようという、当時の政策に用いられかけていたという経過があります。それに対しまして、いずれ地域の発展の中で学校も必要でありましょうし、その他の都市施設も必要でありましょうし、したがって政策として工業団地の育成ということも必要だけれども、それよりさきにやっぱり日野市の将来の行政施設のための用地というものが、考えられるべきではないかということが――私もその主張の先頭に立ったわけでありますが、結果、市の公共用地として取得をされ、今日有益な役割を果たしておる、こういうふうに言えるかと思います。

すなわち学校用地がなかったならば、恐らく今日の四中もできなかったでありましょうし、その他の施設も不可能だったと言わざるを得ません。その後、永野前々教育長のころですか、幼児教育施設を誘致しようというお話もございまして、そして議会でも決議文等をつくっていただいて、都に要請したわけでありますが、当時のまあ一部の憶測はございましたが、要するに財政事情が不可能だという結論になりました。そしてまずできましたのが、北側の――南側には第四中学校ができ、北側には市営住宅が３棟、５４戸でしょうか、できたわけであります。その後、都水道を受け入れなきゃならないということで、また平山台配水池ができ、あと残っ

ていたところを、まあ地域の子供たちのグラウンド的利用ということで、――残土が捨てられたのが一番残念であったわけですが、その残土をならした形で、まあ原っぱという形の利用の期間がございました。その後その幼児教育関係の経過の中から、文化福祉ゾーン、すでに福祉の施設もあるし、文化の施設もある、文化福祉ゾーンとしてこの場所を使うのが適当だというそういう助言もいただきました。現在八つの機能の施設、それが1街区に、市有地の中に存在するわけでありますので、それを何か別々の機能でなくて、もっとつながりのある役割を果たすことができないだろうかということを、問いかけてまいっております。子供もいるわけでありますし、それから障害者、それから老人、保育園、幼稚園もありますから、何か土に関係のある、そうして物を育てる、そういう場所が共通の触れ合いの場、あるいはお互いの、それぞれの施設の機能を高めると、こういう意味からふさわしいということも、これまた助言をいただきました。そういうことの経過の中で、今日の八つの施設、八つの機能を持った施設ができておると、こういうことでございまして、私は用地の確保から施設まで、日野市の発展のために大変寄与できたんではなかろうかと、このように考えております。

それからもう一つ……、何でしたかね、市民ギャラリー。これはいうなれば、開発指導要綱によるマンション企業からの、行政指導に沿いがたいという状況に対して、それなればワン・スペース一つ日野市に下さい。ほぼ見合う程度の額だったと思いますが、そういうことで取得をしたスペースであります。駅に近くて、それから文化団体から何かギャラリーがほしいという、美術団体でしょうか、という要求もございましたし、今日野市が別に将来構想ということもなかった時期でありますけれども、市民会館等の構想もなかった時期でありましたが、そういう場所の利用というのが、美術作品の展示の場には適当であるというふうに助言を聞きまして、その用途に充てたと、こういうことでございました。

まあ市長が、何といいますか、リーダーシップをとったというそのとり方のこともあると思いますが、すべて私は住民要求に沿う判断のもとに、行ってまいっておりますし、庁内の組織にもその要旨を伝えて、それぞれ取り組みをしていただいたと、こういうことでできておりますので、何か不確定の中で事が運んだなんということでは全くないというふうに、御理解をいただいておきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　　今のお話承りまして、助言を得ているし、また市民の方のい

ろんな要望を踏まえて行なってきたんだというお話を、私に言わせればちょっと抽象的なんですが、お話としてあったわけですが、当然市民要望ということは、さまざまな角度から出ていることは確かだと思うんです。その助言を得る、またやったという話も、私、それ確かだと思います。決して市民要望を無視した形でつくられたというふうには思っておりません。たとえばそれが請願運動で出てきたものもありますでしょうし、議会の筋といいますか、過程で上がり切れないもので、それを掌握されてきたものもありますでしょうし、それはさまざまだと思うんです。それを踏まえて今までの従来の日野市のさまざまなデータ、意識調査等から、総合的に判断をして、むしろ庁内の方も一つの世論ですから、そういう高まりの中で政策決定が行われるには、少し疑問があるというふうに思うわけです。

御答弁ありませんでしたけれども、幼児教育センターも計画的な中に果たしてあったのかなというふうに疑問に思っております。で、この問題につきましては、私もこれから何回かずっと質問をさせていただきますけれども、これからのさきの問題の話として、今回のやはり議会でも小学校の空き教室の利用についてのお話がありました。竹ノ上議員の方からあったと思うんですが、これに対して福祉部長の方では、学童クラブ的なものとして考えていきたいというふうな、――私、これ今記憶で申し上げておりますので、間違えていれば訂正をしていただきますが、学童クラブ的なものとして、将来的に使っていきたいというお話があったように思うんです。で、この空き教室をどうするかという問題は、そこまで煮詰められた問題として、すでに庁内的な世論形成ができているのかどうか。特に空き教室の問題と、これは行財政調査会の中でも少し出てましたけれども、いわゆる給食室ですね、中学校も完全給食やってますが、あの大きな給食室を高齢化社会に向かっての対策として使うことができないだろうか、どうかというニュアンスの発言もあったわけです。それと連動してやはり小学校の空き教室も、どういう形で使えないのだろうかという議論は、私は当然、今あると思うのです。福祉部長の方から本会議であああいうふうな答弁がありますから、当然庁内でも総合的に判断をして、るる説得ある理由づけをされながら、お話もあったわけですが、そういう話としてもう把握していい問題なのか、どうかということです。そういうふうにとっていいのかどうか、これは市長にお尋ねしたい。

で、これは市長の答弁で私はぬか喜びになった結果になったのですが、私は温水プールに――前に聞いたことがあるんです。で、温水プールに別にこだわってはいないんですが、そのと

きも市長もかなりサービス答弁をしていただいたと思うのですが、１カ所といわず、三、四カ所つくるようなあれでいきたいというお話があったわけですね、これはもう４年ぐらいたっておりますけれども。このときの私の質問する側とすれば、非常にもうありがたいわけですけれども、しかし実際にこれはできませんと、本会議でこういうふうな質疑をしてそれがどういう意味があるのか、非常に疑問に思うわけです。温水プールをつくるという計画が、長期的に――まあ長期的には短期的かもしれませんけれども、一方の議論としてはやはり重油をたいて、そこまでやる必要があるのかどうか、民間に任せたらいいのではないかという議論もありますし、そうではなくて、清掃工場の余熱が利用できるならば、それで使った方がいいではないかという議論もありますし、さまざまあると思うんです。恐らく庁内でも意見の分かれるところだと思うんですが、その辺を踏まえた形で、できれば振幅性のないようにしていただきたい。これは強い揺れ――私の個人的なあれですけれど、揺れの一つだろうというふうに思っています。ですから先ほどの空き教室の話ですが、その話もそういう問題にならないのかどうかですね、お尋ねをしたい。大丈夫なのかどうか。検証は十分に行えたのかどうか、その辺の話であります。

それから一番最後に心配していますのは、仲田緑地の問題であります。これは予算委員会でも、かなり私も議論させていただいたのですが、あと残りの北側にある土地について、予算委員会のお話だったと思うんですが、いわゆる公団にあそこを建てさせるかわりに、それに見合う施設的なもので体育館、屋内体育館を総合的につくっていく計画というものを挙げられました。で、まあるる財政的な問題、それから日野市における活性化ですか、活力ある都市像から見ても、ふさわしいのではないかという話があったわけですけれども、私どもからすれば、非常に急な話、かなり大きな話ですよね、それが具体的に決定を進めていっていいのかどうか問題があると思うのです。むしろ、日野市であれだけの土地が残されているところというのは、平たん地の部分ではないと思うんですね。将来日野市の都市像としてふさわしいというふうな図式の中で、果たしてそれが本当にふさわしいのかどうか、あとでもう少し何とか工夫をしておけばよかったのかなという悔いを残さないようなことが、必要だと思うのです。いずれにしても賛成、反対ありますから、１００％悔いが残らないということは、これはうそだと思うんですが、それを政策を決定していく過程の中で、かなりな御意見もいただいていく、その過程を大事にする必要があるのではないかと。過程を大事にする中で集約されたものは、極端な話

それが失敗したといたしましても、守られてくるのではないかというふうに思うわけです。その辺一つ一つ論証できませんけれども、その過程のところをやはり大事にしていただきたい。むしろその反対をされる方の意見も、まあ素人なんだし、情報もないんだし、無責任なんだからというふうなこともあるかもしれませんが、そういうふうに映るかもしれませんが、やはりそういう過程を大事にしていただきたい。いまの仲田緑地のあの北側のところを進めていらっしゃる過程というのが、非常にいろんな方から意見をお伺いした中で、政策決定されていく過程としては、少々私は乱暴ではないかなというふうに思っております。

それでこれも今般名古屋議員のほうから、教育委員の任命について、市外、教育委員会の制度としてやはり市外でなく、市内の方がやはり妥当ではないかというふうに御意見をお述べになりましたけれども、私もそういう意見を持っております。この教育委員の任命につきましても、確かに市長の方に権限事項としてあると思うのです。ただ市長の準公選制を願うという姿勢からすると、非常に相反する。むしろ準公選制というのは、市長の任命権を議会のほうでこういう方にしますよという枠を決めるわけですね。はめるわけです。で、市長のほうはそれで結構でございますということで、任命権は枠をはめられることについて賛成をして運営されてくるわけです。で、名古屋議員のお話もありましたが、教育委員の今までの任命の仕方というのは、むしろ市長の方としてはどなたが選ばれてくるかというのは、むしろ形式的なもので、実質的には各層からの上がってきた推薦の方をお願いしてきた関連があるということですから、むしろ市長の任命権というものは、何といいますか、遠慮するというかそういうものとして、形式的なものとして使われてきているというふうに思うんです。ですから当然内閣で最高裁判所の裁判官を任命しますけれども、あれは当然弁護士界から挙がってきた方、法曹会から挙がってきた方を、極端な話めくら判で判こを押していると。その内実は何かといえば、裁判の独立だと思うんです。ですから今の市長の準公選制を目指すという発想からすれば、教育の中立性という考え方を強めるんであれば、やはりむしろ私は市長のその権限というものを、やはり一定の謙虚さをもって、控え目にさしていく運営が必要ではないかというふうに思うわけです。

で、やはり市長のあり方としては二つのタイプがあると思うのですが、要するに庁内から、また市民相談のさまざまの要望の中から吸い上がってきたものを、どれだけ熟すといいますか、熟してきた段階で、最終的に決裁を求められたときに、めくら判とはいいませんが、信用されて判こを押す方ですね。各部の長に諮っておやりになる方、いらっしゃると思うんですが、そ

うい う方と、むしろ自分が責任をとらなきゃいけない、最終的な権限があるから、やはり自分が知らなければまずいと、そういう意味で職をとられる方いらっしゃると思うんです。市長の発想の仕方を見ていますと、やはり自分が最終的な権限もあるけれど、責任もあるから、最終的にやはりそこまでいろいろ見なければいけないのではないかという発想の仕方で、私は運営されているような傾向性が強いんではないかと思うんです。その辺やはり庁内の活性化等とかそういうことといいますが、市長もやはり個人ですから、個人の力としては限界があるわけですから、その辺の発想を私は転換をされる必要があるのではないかというふうに思っております。

以上、るる申し上げましたが、もう時間もあと3分、── 5分ぐらいということですので、市長の私が今踏まえました話を踏まえて、何か御意見あればお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　貴重な話をいろいろお聞かせいただきまして、今後十分謙虚にわきまえていかなければならないというふうに、承ったところでございます。

空き教室のことでありますが、これは学童クラブということは、暫定的に使うことはあるが、空き教室はまず学校の教育効果のために使っていただく、その余の部分は、社会教育的立場から活用していただく、そういうふうに申し上げておるつもりであります。

それからプールにつきましては、何か思いつきを言ったというふうにもとられるかもしれませんが、現実に不十分なプールでありましても、保健センターにプールと言える部分ができます。それから、東部会館にもプールという部分が設計されております。そのほかにも私はまだ可能性はあるように思っておりますので、3カ所か4カ所というふうに申し上げたというふうに思い出しておるところでございます。

教育につきましては、できるだけ今おっしゃったようなことを、配慮をして対応していきたい、このように思っております。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　以上で終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって17の3、市民要望と政策決定過程の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時１２分休憩

午後３時３２分再開

○議長（黒川重憲君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問１８の１、市民の期待と無縁の森田市長の行政改革についての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

〔２４番議員登壇〕

○２４番（古賀俊昭君）　　一般質問を行います。

先日１２日、日本共産党の中谷好幸市議は、一般質問の中で、私の後援会ニュース３０号に書かれている市の職員定数に関する内容を、何を思ったかやみくもに口汚い言葉をもって中傷いたしました。毎号真剣に読んで下さる熱心な読者の方々のためにも、とうてい容認することのできない、彼の知識不足の非礼な言動に、あえて反論を行うものであります。

別段宣伝をするわけではありませんが、ごらんになっていない方のために、内容を一部紹介をさせていただきます。これは９月定例会、第３回定例会の主な議会の内容について紹介したものであります。まず見出しに「行革逆行の市長に痛打」「職員定数増２３名を１３名に修正（共産党・社会党は修正に反対）」このように書かれております。そして「助役２人制は否決（共産党は２人制に賛成）」、これが見出しであります。

内容は「一向に進まぬ職員数の削減」ということで、議会の対応を書いております。役所の体質を「役人の数はその仕事量とは関わりなく、ひたすら増大する」として痛烈な警告をした、パーキンソンの法則は有名ですが、森田市長は、このパーキンソンの法則を地でいくかのように、毎年下記の通り職員の数をふやし続けています。

毎回の職員増の理由は大体同じで、「行政サービスを向上させるために……」です。しかし、行政の減量化・効率化への積極的な取り組みが求められている今、今回のような２３名もの職員増の提案は明らかに市民の願いに逆行したもので、到底認められるものではありません。

ちなみに全国の地方公務員は昭和５９年に初めて総数で３２３万７４０人と、前年に比べて減少し、以来、各自治体は、「地方行革」の推進に合わせ、電算化による省力化、民間委託化、委嘱化、施設の統廃合などによる定員の見直しをはかり、抑制が行われ、推移している現状にあります。また、国家公務員も昭和６２年度から５年間で、４万4,０００人を削減する計画に

なっています。

それでは、自治体の職員数はどの程度を一応の目途にすべきなのかということになりますが、大まかには「職員１人当たりの人口」を「１３０人以上」といわれています。この目標値から見ると、左記の表でもわかる通り、日野市は他市に比べて、職員数の縮減努力が最も不足していることが、はっきり出ています。

仮りに、市長提案通りに２３名の増員が行われたとすると、新たに年間約7,０００万円の人件費が必要になります。　こうきまして、最後に、「この修正案に対して共産党と社会党の委員は、市民の声に背を向けて反対しましたが、賛成多数で可決されました。(本会議でも同様)」と、このようになっております。

また「助役２人制は、税金のむだ遣い」としまして、「助役２人制については、全く議会の理解は得られず共産党が賛成したのみで否決されました。」このようになっております。

記事の中で、表が使用されておりますが、その中で「毎年ふえ続ける日野市の職員定数」というところでは、昭和５５年から今回の昭和６１年の１３名増まで、毎年昭和５５年は２２名、５６年は１２名、５７年は２８名、５８年は５４名、５９年は１０名、６０年は１４名、そして今回１３名、合計１３１人増がはかられ、トータルで定数の合計は1,４３８名になっている、その表が載っております。

また、中谷議員が取り上げました「人口１５万人以上の三多摩各市の職員状況」という表は、これは総務委員会等で配付された資料をもとに、１５万以上の三多摩の市は全部で、日野を入れまして6市あるわけです。その6市の人口、そして職員数、職員１人当たりの人口が、それぞれ表の中に書き込まれております。この6市の中では最も職員１人当たりの人口が、日野市が少ないわけで、この点を中谷議員はいろいろつきたかったものだと思います。

つまり地方自治体の職員数の多寡を見る場合の目安と、日野市の現状はどうなっているか、また9月定例会ではどうであったかを、この後援会ニュースで報告をしているわけであります。中谷市議は、森田市長のかねてからの言い分そのままに、日野市は他市に比較して施設職員を多く抱えている点や、これまで臨時職員の数も微増だと主張し、あたかも革新市政が職員数つまり定数の抑制に相努めてきたかの如く主張し、全く理由のない共産党の支援話を行ったのであります。

私が９月議会の、職員定数条例の修正案に賛成する意見の中でも申し上げましたとおり、自

治省がことし８月に公表した第２次定員モデルを活用して、日野市の定員管理状況を見れば、今まで少ないとされた一般行政職員も、プラス４名となっており、さらに適正化を進めなければならない水準にまだあるのであります。さらに幾ら他市と日野市は、違うのだと強調しても、各市にはそれぞれに特殊な行政の事情があり、日野市が何が何でも特別だというこの理由は、まことにそらぞらしい限りであり、こうした責任を他に転嫁する共産党一流の独善に厳しく批判が加えられるべきであります。

いずれにしても、共産党の彼がこうした市民の感覚からすれば、全く没常識の空論、虚構をもって、もてあそぶことができるのも、我国が自由主義体制のもとで、言論などの自由が、そしてデモクラシーが確実に保障されているからにほかなりません。共産党は自由主義、資本主義経済の豊かさと、安全とをたっぷり享受しながら、この国やこの体制を守り、成熟させようとする試みや努力に、性懲りもなく非難を浴びせています。今回の件も、しょせんはつける薬のないマルクスボーイの筋違いのたわ言ではありますが、おざなりにできないひとり合点はその害多く、先日の挑戦にここでこたえた次第であります。失えばこそ得るもののなきことをこの場で警告をしておきます。

なお、この定数条例の件の審議の際に、総務委員会で報告をされました、いわゆる第２次のモデルの内容というものについて、若干触れておきたいと思います。本会議の意見の場でも私は申し上げましたが、この第２次定員モデル、いわゆる第２次の地方公共団体定員管理研究会というものがあります。これは御承知のように、日野市の行財政調査会の座長を務めていただきました肥後和夫成蹊大学教授が座長をお務めになり、この第１次の定員モデルもそうでありましたが、今回もその報告を受け、今回モデルを発表、公表したものであります。この第２次の定員モデルをもって、日野市の現状を調べてみますと、先ほど申しましたように、従来は施設職員、いわゆる病院やまた保育園、幼稚園等が他市に比べて比較的多いということをもって、日野市はトータルで見れば、職員が多いというふうに言われるけれども、実際は行政部門の職員数は、他市に比較して甚だ少ないというのが、常にこの本会議でも繰り返される市側の答弁でありました。

しかしながら今回のこの第２次定員モデルの算定方式、つまり１次は昭和５７年と５８年に発表されましたが、大変複雑な方程式を用いる解析、分析という処方をとったこの方程式による分析では、日野市の職員数については、総務委員会で報告をされましたとおり、市の職員課

において計算をしていただいたものであります。東京都にも出向いていただき、なかなか委員会にもすぐには出てこなかった資料でありますが、いわゆる四つに日野市の行政職を分けます。まず議会、総務、税務関係を、モデルでは２４４人となります。しかし日野市の現状は２４３名でありますので、議会、総務、税務関係については、マイナス１人ということになります。次に民生、衛生関係におきましては、日野市の場合にはちょうど４００人、モデルで計算をいたしますと３９０人ということで、この部門ではプラス１０人職員が多いということになるわけであります。

次に、経済では１３人が日野市の現在の職員数でありますが、モデルでは１１名となっており、プラス２、つまり２人多いという結果が出ます。最後に建設は、９９人が日野市の現状であり、モデルでは１０６人となっておりますので、この部門ではマイナス７人ということで、若干少ないということが言えるわけであります。

これらをトータルいたしますと、日野市の現在の行政職の職員の数は７５５名となるわけであります。これは条例制定前です。しかしモデルの計算では、７５１人となりますので、日野市の行政職の職員数は、この肥後和夫座長にまとめていただいた算式による最も新しい方法で、日野市の職員の状況を見てみますと、プラス４人多いということが言えるわけであります。

ですから従来言われてまいりました、日野市の行政部門の職員は少ないという神話は、これによってはっきりと崩れたわけでありまして、先ほどの１２日の一般質問でこの定数について加えられました攻撃も、全くその論拠を失ってくるわけであります。つまり、地方行革大綱に基づいて定員の適正化の計画を策定する場合には、この第２次の定員モデルを重要な参考資料にするようにということが言われているわけでありますので、この数値というものを今後――なかなか委員会でも出てこなかったのですが、さらに新しい定数条例の成立後のものもあわせてこれから要求してまいりたいと思いますので、ぜひ定数管理に当たっては、このモデルを活用していただきたいということを、お願いしておきたいと思います。それでは、具体的に質問を行ってまいります。

今回１２月議会に、行財政改革の推進要綱というものが、私どもに多分提出されるのではないかと思っておりました。と申しますのは、さきの９月議会で、前田企画財政部長の発言では、今年１０月中には行財政改革推進本部で推進要綱を定め、つまりいわゆる行革大綱ですが、これを定めたいということの御発言がありました。しかしいまだ、１２月になりますが、私ども

の手元には届けられておりませんし、発表された様子もうかがえません。作業はなぜおくれているのか、また策定の時期はいつになるのか、お答えをいただきたいと思います。なお、前田部長のお話では、いわゆる行革推進本部で、三つの部会に分かれておりますが、そこですでに検討は終わっていると、つまり部会の作業はほぼ完了しているというお話でございましたが、もう年も暮れでございます。そのおくれた理由、そして策定の時期は、それではいつになるのか、お答えをいただきたいと思います。

次に、これはほかの議員の方からも質問が出ておりましたが、もう一度お尋ねをいたします。いわゆる違法な給料表、通し号俸制の是正と、退職手当の支給月数、特に勧奨と長期在職者の支給月数の適正化は、現在職員組合との間で、どのような交渉が行われているのか、具体的にお答えをいただきたいと思います。

次に、毎年夏になりますと、市民の批判の的になっております有休夏休みは今年は9.5日でありましたが、どの程度消化されたのか、職員の平均と、取得日数と消化率をお尋ねいたします。

次に4番目の質問ですが、来年度昭和62年の予算編成作業が、厳しい財政事情の中で進められていますが、森田市長の予算編成方針によると、スクラップ・アンド・ビルドによる自主的行革を推進していくことが、必要な要件であると、このように書かれております。また編成方針の最後には、行財政の自主的、民主的改革、このように記載されている部分もあります。そこで、来年度のいわゆる行革の目玉ともいうべき施策があれば、予算編成の絡みの中でお答えをいただきたいと思います。

以上、4問について質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　企画財政部長、お答えいたします。１０月策定を予定しておりました日野市行財政改革推進要綱の件でございますけれど、各3部会に分かれまして、検討を重ねてきておりまして、その部から出ました結果を、3部会が合同部会を持ちまして、――これは代表者でございますけれども、会議を持ちまして、調整したわけでございます。その調整に若干暇を取ったというのが、大きなおくれの理由でございます。

策定の時期でございますけれども、近日日野市行政改革推進本部の会議を開きまして、承認が得られれば、内部手続をとりまして、要綱として策定をいわゆる決定をするということでご

ざいます。

６２年度予算の関係でございますけれども、これは今お話もございましたけれども、予算編成方針の中に、来年度の財政の厳しいという事情をうたいまして、昨年度もあったわけでございますけれども、スクラップ・アンド・ビルドを関係部課でよく検討し、予算要求をしてほしいということで、取り組んでおる次第でございます。今後といたしましては、行財政改革推進要綱ができますと、これを関係課でさらに検討し、できるだけ予算の来年編成、実際には来年に入りまして予算を決定するわけですが、その中にできる限り盛り込みたいというふうに、現在考えておるところでございます。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　総務部長でございます。

２点、３点について、御回答いたします。最初の２点目でございますが、給与、通し号俸、勧奨、長期退職との組合との交渉はどうなっているかというお話でございますが、まず給与につきましては、通し号俸でございますが、計画におきましては、６２年度ということで、この前もそうでございますが、これはすでに組合の方に提示しておりますので、組合との話し合いの場を持って、これからやっていくわけでございますが、過日のボーナス交渉におきましても、特に市長の方からもそういったお願いをいたしまして、６２年度においては何とかこの目鼻を立てたいという希望で、今やっております。組合とのなお合議を必要としますので、協力をお願いしたいということでございます。

それから退職でございますが、御存じのように退職手当につきましては、５８年、５９年、６０年と落としてまいりました。そして今年度が計画ではやはり８０をということでございます。これらにつきましては、この前やはり本会議でちょっと触れましたです。何とかこの１２月議会ということでの折衝を始めてみましたんですが、ボーナスそうしたことがありまして、近々のうちにやはり同じ考え方のもとでこれを組合と交渉に入りたいということで、３月までに何とかしたいということで、今努力中でございます。

それから３点目の夏休でございますが、夏休につきましては、今年度9.5日ということで、実はこの前もお話申し上げていた６月のボーナスのときに、やはりこの問題で交渉を持ちました。そして何とか削減の方向でということで詰めたんですが、結果的にはできませんでした。ある程度の感触を持ったことでございましたが、なおこれらにつきましては、東京都が5.5な

いし５日ということの削減に踏み切っておりますので、それらに合わせましての努力を、これから重ねていきたいと思っておりますが、御指摘の消化率でございますが、今年度は９７.２％で、日数にしまして平均いたしまして9.2日を消化したということでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　それでは再質問いたします。いわゆる行革大綱にあたる日野市行政改革推進要綱の策定が２カ月おくれているわけです。９月議会では１０月とおっしゃったんですが、もう１２月になってしまって、まあ近日ということですので、年内は大丈夫かなと思いますが、先般の行財政調査会の答申の場合も年を本来越さない予定で、昨年最終答申を受け取るはずだったんです。ところがやはり大幅にずれ込んでしまったというような経過もあるわけです。まあ近日とおっしゃっていますから、ほぼもう刷り上がっているのではないかと思いますが、もう一度間違いがないのかどうかその点と、つまり急がないと予算編成のいろいろ推進要綱に定められたものをできるだけ盛り込んでいくということで、具体的には何もおっしゃらなかったのですが、早く決定をしないと６２年度予算に間に合わないということになってしまうわけでありますので、１２月中に間違いなく出されるのかどうか、もう一度同じ質問になりますが、確認をいたしまして、なお具体的な三つの部会で検討したそれぞれの部会の持ち寄ったものが調整されていると思います。現段階で発表いただけるもので結構でございますが、たとえば今の最初に触れました定員の管理の問題、また事務事業の見直し、それから給与の適正化、民間委託、組織・機構の簡素、合理化、ＯＡ化、事務改革の推進、また公共施設の管理運営の合理化、こういったものが大体盛り込まれているのかどうか、具体的な内容を今触れていただける範囲で結構ですので、お尋ねをいたします。

それから給料表、いわゆる通し号俸の是正ですが、是正計画は６２年までのものを提出しているわけです。ですから本来であれば、ことしやってもよかったわけですね。６２年度には目鼻をつけたいということでございますから、もう後がないわけです。６２年度に目鼻をつけなければ、結局改定計画もうそだったということになります。もう少し組合とやはり具体的に――ボーナス交渉のときに話たというような、非常にどういう形でお話になっているのかわかりませんが、ある程度給料表の分離等のお話も行われているのではないかと思いますが、もう少し具体的におっしゃれないかどうか、質問いたします。

それから夏休みの件なんですが、森田市長がまだ市長に当選される前に、昭和４７年は６日間の夏休みがあるだけでした。ところが当選をいたしましたら、すぐにその年の夏休みは一挙に２日ふやして８日にしております。それから翌年はプラス１日。９日になり、昭和５３年まで９日が４９年から続くわけです。昭和５４年になりますと、１０日間に、これが２けたの大台に乗ります。これが昭和５８年まで延々と続くわけです。行革の市民からのいろいろ批判も強まる、そういう行革の波が押し寄せてきたということをお感じになったのかどうかわかりませんが、議会の指摘もありまして、昭和５９年にやっと0.5日を縮減して、今日昭和６１年度まで続いているわけです。9.5日が３年続いているわけですね。しかも１０日から0.5日圧縮したということで、このペースでいきますと、東京都並みに近づくのはいつのことになるかよくわかりませんが、最終的には東京都並みにいつごろまでにしたいというお考えなのか。これは、市長の腹次第だと思いますが、やはりそうした決意がおありではないかと思いますが、お答えいただきたいと思います。ちなみに昨年の夏休みの消化状況と、ことしを比べてみますと、同じ9.5日で、全体の消化率はことしが９２.７％、昨年は９５.７％、若干後退はしておりますが、ほとんど変わらない。取得日数は大体１人当たり全体で9.1日ということで、ことしは9.２日ですので、取得日数では少し伸びた勘定になります。大体おおむね皆さん方、ほぼ目いっぱい取っておられるということが言えるわけです。２０日間の年休の消化もできるだけこれを有効に使って、やみ夏休みという指摘もあるわけですから、早く是正をしていただきたいと思います。ちなみに職員課で教えていただきましたが、去年昭和６０年の１月から１２月までの全体の年休の消化日数は平均で１６.３日、８１.３％ということになっております。特に管理職の部長さんや課長さんの平均取得は１１日ということで、消化率は５５％、これは非常に低い数字を示しております。係長以下の皆さんは１６.６日、８３％の消化率ということになっておりますので、あと大体３日から４日はお取りになれる。使い残しがあるわけですので、こうした年休の活用も十分組合とお話になって、この有休の夏休みについては、急いで改善の努力をしていただきたいと思います。

それから来年度予算の目玉ともいうべきものがあればということを申し上げたのですが、今いろいろうわさされているものもございますが、特に具体的に今挙げていただけませんでした。行財政改革の推進要綱の中身を一度答弁していただいた上で、この点については再質問したいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　　企画財政部長、お答えいたします。

行財政改革の推進要綱の策定の時期でございますけれども、おそくも年内中というふうに現在考えております。内容でございますけれども、まだ確定しておりませんので、細部にわたっての答弁は控えさせていただきますけれども、一応推進事項として大項目、８項目考えております。その項目の紹介をいたしたいと思います。

給与の適正化、人事管理の適正化、組織の簡素合理化、職員定数の適正化、民間委託・ＯＡ化等事務改革の推進、事務事業の見直し、自主財源の確保、国・都への要望ということでございます。

○議長（黒川重憲君）　　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　総務部長でございます。再質問についてお答え申し上げます。

通し号俸のもう少し具体的な交渉の話ということでございますが、ことしの１月に提示いたしまして、組合の方にはしたんですが、やはり我々の考え方といたしましては、職務給の導入ということでございます。そうした中で話の中では、こういうことでございますが、まだそこまで煮詰まっておりません。話の中で投げかけた問題として、お聞き願いたいと思うんですが、職務給の中で、現在部長職、課長職、それから係長職と三つの段階の等級号俸があるのですが、そこに課長補佐制度、このクラスの職務給を導入していきたいということと、それから係長以上の者につきましては、やはり通し号俸でなく、職務給という観念から、少しづつ本俸を上げた形での数字というようなものを、口頭では話をしてあります。これらにつきまして、ともかく非常に少なくなってきておりますので、――通し号俸を実施している、そうした中での取り組み方をぜひやらしてほしいということで交渉の都度そうしたことを投げかけておりますので、組合のほうもある程度、それらについての理解を示しているという状況でございます。

それから２番目の夏休みでございますが、今お話の中で、年休が１６.３ということでまだ3.7日ばかりあるということで、これらの振りかえをして、夏休みを減らしていきなさいということですが、これらにつきましても、夏休みというものはやはり下げて、そしてそれで足りない分は今言ったように、年休というものがあります。それからさらに年休でも、２年にまたがります繰り越しが出ますので、それらを含めて年休をとっていきなさい、というようなことで

の折衝ですね。あるいはそうした話し合いをしているところでございます。

御提言の改善の努力をせよということであります。なお努力をしていきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　市長の方から御答弁がなかったのですが、まず要綱については８項目ということの御答弁で、ずっと並べていただきましたが、事務事業の見直しというのは、いわゆる民間委託、つまり新たに民間委託できるものは、どういうものがあるかという、検討された事項の内容がある程度具体的な、たとえばいろいろな行事、また学校給食、電話の交換とかいろいろ挙げられると思いますが、そういうものはこの中に盛り込まれているのかどうかですね。その点お尋ねをいたします。

それから来年度の予算編成にあたっての市長の方針の中に、行革推進という言葉が２カ所ほど出てくるのですね。市長なりの決意で予算の編成を通して、すでに具体的にお決めになっている、お考えになっているものがあるのではないかと思いますが、もし先ほど企画財政部長から挙げてもらいました、８項目との関連もあるかもわかりませんが、この予算編成方針の中であえて強調しておられる、市長の言われる行革というものは、具体的に来年度何かこういうものをやるということで、列挙できるものがあるかどうかですね、市長の方からお答えがあれば、それを承りたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　行革につきましては、企画財政部長がお答えしたとおりで、取り組みを進めておるということであります。

民間委託、あるいはＯＡ化、特にＯＡ化につきましては、積極的にやりたいと思っておりますが、事務事業の見直しということも、委託等が入っておるというふうに御理解をいただきたいと思います。特に今回現段階で指示したというところには、まだ至っておりません。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　企画財政部長でございます。

民間委託の具体的な内容についての御質問でございますけれども、先ほどもちょっとお断わりいたしましたけれども、推進本部の会議を経、さらには内部手続を経まして市長の承認といいますか、そういう手続を経まして、要綱としてひとり立ちするわけでございます。そういう

段階でございますので、細部にわたりましては、まあ御勘弁をいただきたいというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　もうすぐ私どもも見ることができるものだと思いますので、あまりくどく聞く必要はないんですが、一つ気になりますのは、時期がおくれたということもあるんですが、このベースになっております、下敷になっている、つまり行財政調査会が出した答申が、二つあるわけですね。この二つの内容、それぞれ尊重して、――まあ両方市長は尊重するということを何回もお答になっておりますので、どういう形で――これが全く右と左に相反する内容のものをまとめたのかということが、非常に気になるところでありますが、これらの行財政調査会の提出した２本の答申について、これはどのように推進要綱の中には取り込まれているのか、その点考え方。また具体的にある程度突っ込んでお答えいただければ、ありがたいと思います。お願いします。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　企画財政部長、お答えいたします。

確かに行財政調査会の答申は２本になっているわけでございます。以前の本会議の中でのやり取りもあったわけでございますけれども、この調査会に市長から諮問をした内容は、社会、経済情勢の変化に対応する効率的な市政の実現をはかるため、行財政改革の方策について諮問しますということでございます。当然のことながら、この諮問の趣旨に沿いまして、この答申を尊重したということでございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　わかりました。行革というのは、市民からまた国から、また議会の指摘、いろいろ市長の方には、責任者ですからそういう声が寄せられているわけです。しかし、市長は必ずみずからやっていくのだと、人から言われてやるんじゃないと、立派なことをおっしゃっております。ただ行革というのは、つまり考えてみれば、地方自治法にもきちんとそのことが書かれているわけでありますので、十分御承知だとは思いますが、地方自治体、公共団体が当然心していかなければならない法律があるわけです。そういうことからしましても、いろんな給与の改定、退職金の是正、こういった行革の柱が非常に日野の場合、是正がおくれているという現状がありますし、改定計画がそのまま実行されていかなければならない。

もう給与については来年度が最終年度、退職金は６４年度が最終年度ですので、これもしかし初年度から後退しておりますので、かなり意欲的に取り組んでいただかなければならない、そういう状況にあります。

今申し上げました地方自治法の第２条の１３項に、こういうように書かれてありますね。「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」まあ、これが一つの行革の基本的な、私どもが常々言っております考え方と、この法律の条項は一致するわけです。

みずから定めた計画は、ですから着実にまず守っていただく。また議会で答弁していただいたことは、きちんと責任をもって組合との交渉等にも当たっていただく、そういうことを最後にお願いしておきたいと思いますが、いずれにいたしましても、コスト意識というものをきちんと持っていただいて、市民に対する行政サービスに取り組んでいただきたいと思います。以上で、この件の質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって、１８の１の市民の期待と無縁の森田市長の行政改革についての質問を終わります。

一般質問１８の２、大型店出店と市の商業政策についての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○２４番（古賀俊昭君）　ダイクマのことで、９月議会で質問をいたしました。私は市内の同じ軒を並べた商店を経営なさっている皆さんが、いや賛成だ、反対だといって敵、味方のような形に分かれて、対立関係を長年続けていくということは、やはり一日も早く収束すべきであろうという、基本的考え方を持っております。

確かに大型店の進出ということは、その地域の従来からいらっしゃる商店の皆さんにとっては、死活問題でありますから、これは当然一歩もひけぬというお考えで、反対に取り組んでおられる方もいらっしゃるだろうということは、十分に納得できるわけでありますが、私もその後９月議会以降、いろいろ本を読んだり、まあ関係の地元、いわゆる南平地域の商店街の皆さんのところにも、何軒か、全然お会いしたことのないところにもお訪ねをしたりして、ざっくばらんに、御意見を聞いてみました。そういうことも踏まえまして、また行政報告の今議会の質疑のところで、私どもの会派の小山良悟議員が、この点について少し触れました。いわゆる４者協議会に、日野市は出席しなかったということで、その理由を聞いておられたわけですが、

市長の答弁で前回とはちょっと違っているなと私思いましたのは、自分は反対であるとは言っていないという言い方をされました。まだ異論があるので、調整されたとはみなさないという言い方もされておられたわけです。しかし、市長のお考えとすれば、従来と変更、変わりがないのかどうかわかりませんが、そういう答弁もひとつ勘案をして、私の最初に申し上げましたような立場で、今回も取り上げてみました。

ここに私、本を１冊持ってまいりました。「地域を生かす商法」――地域は町と呼ぶんですが、町を生かす商法、佐藤仁威という慶応大学の講師をなさっている方が、お書きになった本です。日本経済通信社というところから、昭和５４年に出版されております。いま自治大学校や、中小企業大学ですか、そういうところでも、講師をなさっている方で、日本商工会議所全国商工会連合会の登録講師もなさっている先生です。この方と私は仕事を通して、１０年ほど前に講演を聞いたり、何度かお話をする機会がありまして、そのときにいただいた本なんですが、そのまま本箱に眠らせておりました。最近ふと思い出しまして読んでみました。非常に参考になるといいますか、昭和５４年の発行ですので、かなり前になるのですが、やはり大型店の進出については、当時ももっと前からそうですが、かなり地元の従来いらっしゃる商店の皆さんとは、非常に調整がむずかしいということで、いろいろな角度からの研究、また行政等も含めた対応というのが、各地で行われてきたということが、よくわかります。この内容、そう長くありませんので、どういう本かということをちょっと知っていただくために、市長にこれ聞いていただきたいんですが、読んでみますと「今小売商業は解決を迫られている三つの大きな問題に直面している。一つは経営の近代化である。相も変わらぬどんぶり勘定やそれに類する帳面によっている小売商業者は多い。それをいかに改善するか、そして時代対応策をいかに打ち出していくかである。これはいつの世にあっても必要なことであるが、これまでのような順調な経済成長の中ではなく、経済の収縮、資源エネルギーの枯渇、経済的組織の社会的再編、整備の進行とともにとり行わなければならないということである。

二つには、巨大資本に成長したスーパーなど大型小売店の地域内進出による競争の激化に地域ぐるみどう対処するか。

三つは、地域周辺に進出してくる大型店を含めて、今や商業は地域間競争の時代に完全に突入しているということである。その結果日常の買い回り商品はもとより、日常食料品などを中心とする最寄り商品までが、自動車客の急増に伴って地域間で取り合いとなっている。しかし

駐車場の確保は絶対に必要と言われながら、個々の小売店舗では、もはやそれは投資の限界を超え、どうすることもできなくなってきている。こうした現状に対応するには、これまでのような小売商業者という一国一城の主から脱却し、地域経済を振興させるリーダーとして、地域商業という集団のルールを確立することから始めなくてはならない。本書はこれら問題解決のために、私が商業の現場で指導した例、あるいは都市計画実施の分野で実際に行った事例を中心にまとめたものである。」まあこういう本なんですね。

それで、中にここのところ今市長にお聞きいただいていると思いますが、大型店の進出を地域経済に転換せよという項目がありまして、「大型店進出は、競合する商品を扱っている地元小売店舗に影響を与えないことは絶対にない。これらの店舗が、今のままの状態しか維持できないか、改善の意欲がない場合には、進出反対を唱えるのは、大店法という法律の建前からしても自己防衛として当たり前のことである。だから、私は売り場面積に対してゼロ回答があってもよいと考えるのである。私が行ってきたのは反対に対する調整ではなく、大型店を説得し、既存小売店に対する理解を求めることによって、この進出という状況を、いかにして地域の経済振興に変えるかという観点からのものである。」まあ、こういうことで、いろいろ船橋の方の東武デパートの進出、西友ストアの津田沼店、それから郡山市の例、いろいろこの方が関与した、大型店進出に当たって地元とどういう話し合いをして協定を結んでいったかということが、かなり詳しく、実務の本としても評価できると思いますが、こういうものがございました。

まあ、私は市長に、前回の答弁を聞いておりますと、9月議会の折には、幾つか私がこの点についてはどうかな、という何点かおっしゃたわけですね。その点について今もお変わりが、考え方にないのかどうか、具体的に今からお聞きしますので、御答弁をいただきたいと思います。

森田市長は9月議会で私が質問しましたときに、大店法による手続を尊重して、私は議会の議決の経過からしても、いわゆる商調協、商業活動調整協議会にゆだねる努力を、市長としてはすべきではないかという質問をしたわけです。これに対して市長は、こういうお答えをなさいました。「既存の小規模のお店が大打撃を受ける、それから推進とかあるいは阻止とかいう運動もあるが、推進というのはあまり聞いたことがない。」こうおっしゃいました。それから「日野市の消費者も多少は利便というものがあるかもしれませんが、広域な商業圏を持ってやられるのは困る。それから交通も狭い、南平の都道云々」ということで、交通渋滞のことだと

思いますが、これらを挙げて、「だから歓迎できない、迷惑である。」とこうおっしゃったのですね。

私は市長さんとしては、――まあ最初私本を少し読ませていただきましたが、いろいろな意見があるというのは承知しておられると思いますが、少なくとも冷静な、客観的な立場というのは、維持していただかなければ困ると思うのですが、今私が４点申し上げました市長の答弁は、今も全く変わらないのかどうか、この点市長にまずお尋ねをいたします。

それから去る１１月の６日、国が主催いたします４者協議会が大手町の東京通産局で開催されたわけですが、日野市はこれを市長の意思でボイコットしたわけです。その理由は、先ほど小山さんもお聞きになったということでちょっと触れましたが、ここで改めて市長の方からこの４者協議会をボイコットされた理由を、もう一度お答えいただきたいと思います。

次に、地元の商店会等の意向を踏まえると、これはもちろん当然のことです。しかし同時に消費者の意向も考慮しながら処理し、判断をしていかなければならない問題だと私は考えます。市長はこの消費者の立場をいかにお考えになっているかをお尋ねをいたします。

それから最後ですが、市内の商店、また商店会の育成、発展のための、市の商業振興策または計画というものが、今後つくられると思いますが、その際には一切大型店、つまり大規模小売店舗と呼ばれるようなものについては、その進出や、出店を認めないのかどうか、この点について、以上４問、質問をいたしますので、御回答をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　生活環境部長。

御質問を伺っておりますと、市長の考えということでございますけれども、私の方からお答えのできるものは、お答えさせていただきます。

最初に４者協ボイコットの理由でございますが、４者協というのは、通産省からの通達で、各都道府県、受付の窓口になる各都道府県が、届け出を受付るかどうかの重要な判断材料として開く会議でございます。東京都の場合にも大店舗による細かい指導の事項が決められておりまして、その中に４者協を開くまでに至るいろいろな手続的なこと、指導事項が要綱として備わっております。しかしながらこの要綱はあまり外に出していないものでございます。しかしながら、今までの指導の過程などを見てまいりますと、この指導の内容として考えられることは、「出店予定者は、届け出の前に出店計画書を作成して、知事並びに出店予定地の関係機関

及び地元商業者団体に、出店計画の内容について説明を行うものとする。」こういう指導をやっております。さらに地元の商業者団体への説明は、「出店予定地の商工会を経由して行うこととする。」したがいまして、この説明会については、商工会がその場所などをあっせんして機会をつくる、こういうことでございます。

それから３番目といたしまして、商工会に対しましては、「説明対象となる地元商業者団体を取りまとめて、出店予定者に伝えるとともに、必要に応じて説明会を開催するよう指導するものとする。」

４番目といたしまして、「出店予定者及び地元の商業者団体は、出店計画の内容について誠意をもって話し合うものとする。出店予定者は、事前説明の状況について、知事及び関係団体に対して随時報告するものとする。事前説明の開始から十分な説明が行われるのに適当な期間が経過した後に、出店予定者から申し出があった場合、第１種大規模小売店については――というのは、売り場面積が、１,５００平米を超えるものでございます。４者協議――国、都、市、商工会の４者による協議を行い、十分な説明が行われたかどうか判断し、その結果に基づき、出店予定者を指導することとする。」

このような指導の経過が東京都におきましては要綱として備わっているわけでございます。したがいまして、今までに事前の説明を行いました大型店側から働きかけがあって、４者協の会議の開催ということになったわけでございます。この４者協の会議の開催は、したがいまして賛成とか反対を唱える場ではなくて、大型店舗側が十分な説明をし、それが地元に周知徹底されたかどうか、そういう観点からの４者の会議でございます。しかしながらこの４者協におきまして、周知徹底がなされたと、こういう判断がなされた場合には、届け出の受付と、こういう過程を踏んでいくわけでございます。したがいまして、届け出の受付の前段階の非常に大事な協議の場になるわけでございまして、これに出席をいたしまして、市側が事前周知はまだできないんだと、こういうような意見を申しても、残りの機関の方たちが周知は十分できたんではないか、こういう結論に達すれば、届け出に一歩近づくわけでございます。といたしますと、日野市の場合には、大型店出店につきまして一定の見解を持っております。先ほど御質問者から言われたように、歓迎できない、そういうような一定の見解を持っておりますので、必ずしも日野市側の意思に沿うような形で、事が運んでいかない、その辺のところを心配いたしまして、あらかじめこの会議の通知の日に、――以前に間に合うように、こちらから理由を申

し上げた書面をお送りして、欠席をいたしたわけでございます。以上、お答えいたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　その他の部分につきまして、お答えをいたしたいと思います。

日野市の特に生活消費材、これらの日常的ないわゆる買い回り品といわれるものの流通経済を考えます場合に、それに見合う程度のお店は一応そろっているのではないかということが一つあります。それから八王子、立川、あるいは京王多摩、まあ大店舗というつまり百貨店風の大店舗が周辺にあるわけでありまして、それに日野市民の購買の足をそれらに対抗して、地元にいかにとどめるかということが、私はむしろ当面の課題であろうと、このように思うわけであります。そしてこのディスカウント・ショップというその性格、また出店の場所、これらを考えまして、私もよその同じお店の状況も見てまいっておりますが、ディスカウントという名前そのものが、すでに流通からはずれた何か、いわゆるディスカウントですから、計算抜きのというふうなそういうことが、一応安定の状況にある、そして皆さんが努力しておられる日野市内の商店や消費者にかなうかどうかということを考えます場合に、日野市としては、今後たとえば豊田南に予定いたします商業地域などには、ある規模のお店の進出も結構だと思いますが、今の南平の予定されている場所には、車両交通のこともありますし、すでにスーパー等がかなり多く立地しております。そして出店の自由、あるいは消費生活の消費者側の選択の自由ということも当然あるわけでありますから、頭から判断をして反対ということは適当ではないと思っております。しかしながら、今日のようなまだ我々の耳に達する限りでは、反対という、あるいはたくさんの店が大打撃を受けるというふうな方の説が私はやはり実情として聞き取れるわけでありますので、歓迎できないとか、あるいは迷惑であるとかそういう表現にとどめておるわけであります。

4者協に出席しなかった理由もそうでありますし、それから現在変わっていないかということにつきましても、同様であります。

消費者の立場ということももちろん考えなければなりませんが、まあ現在分布してありますスーパー等の、あるいは個人商店で、かなり地元の買い回り品は、私は間に合う状況だと思っております。

それから今のお話の何か大きなきっかけを作って、活性化のきっかけにするということも、十分にあり得るわけでございますが、このお店は日野市内のみならず、周辺からも顧客を集め

て、そうしていわゆる大型店舗の形式で行う商活動でありますが、その実績は日野市に残るよりも、むしろよそに奪われる方が多いのではないだろうかと、このように思うわけであります。いずれもこれは推測の域を出ませんし、今依頼をしておる専門家の直接的な影響調査のことも期待をしておるところでございまして、態度といたしましては、変わることがない、むしろ地元を守ることが重要ではないかと、このように考えております。地元というのは、南平のみならず、日野市一円ということで考えるわけでございまして、そのために今商工会にも、一番基礎的な小規模経営の方々に、力を幾らでも援助することによって、まあ一歩立ち上がっていただくと、経営の前進あるいは協同活動の結束というふうなことが、今後期待できると思っております。そういう政策こそ先に位置すべきものだろうと、このように思っておるところでございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　欠席の理由は、部長と市長からもいただいたわけですが、先ほど坂本部長もおっしゃっていたように、前回も申し上げましたが、４者協議会というのは周知が事前に行われたかどうかを確める、確認する場であるということが、これは通産局長の通達の中身を見ればはっきりするわけですね。ですから、いわゆる公共団体、公的な機関が公文書をもって会議をするのに、その招集を受けた市が、公共団体が出席をしないというのは、恐らく今まで前代未聞といいますか、他市等では恐らく例のないことだろうと思うんですね。たとえば三原山が噴火をして、大島町の町長が対策本部の東京都や国土庁関係の対策本部の会合に呼ばれたとき、国や都の考え方と自分は違うからといって出席をしないというようなことは、公的な団体の場合にはあり得ないと思うんですね。ですから、私は非常に市長はある一方の立場の方からすれば、拍手喝采を浴びるような決断だったのかもわかりませんが、少なくとも公文書で出された案内、招集の通知をボイコットするというのは、かなりの独断、それから専行があったのではないかと思うんですね。これはまた後でお聞きをいたしますが、次回また４者協の会合の連絡があった場合に、市長は再び欠席を、つまり欠席戦術をお取りになるおつもりなのかどうか、この点をお尋ねをいたします。

それからちょっと続けて再質問をいたしますが、いろいろな見方、考え方があるわけです。立場が異なれば、また利害が対立すれば、いろんな相反する意見が出てくるのは当然ですが、市長は先ほどおっしゃいました地元を含めた、南平を含めた日野市一円の小規模な商店経営を

なさっている方に、大打撃を与えるという一つの理由を挙げられたわけですね。これは一見もっともに聞こえるんですが、また別の見方をいたしますと、このディスカウント・ショップと商品が競合する仕事をしている商店の方は、もちろんこれはまず反対されるでしょう。しかし逆にそこにお客――まあたくさんお客が自動車や、歩いて来る方も、自転車の方もいろいろいるでしょう。そういう人が集まることによって、お店の売り上げが伸びるということを期待しておられる方もいらっしゃるわけですね。そう思いまして、私南平の商店街の何軒かの――私今まで一度もお訪ねしたことも、何でもないところに行って、聞いてみたんです。まあおこられるかなと思って行ったんですが、いろいろ南平の商店街の内容を具体的に、まず南平だけに限って見てみますと、大体１００店舗くらいお店があります。三つの商店会がありました。一つは南平駅南口商店会、これは大体３０店舗、会員ということでいえば、３０会員。ここの商店会で、これはやはりお店が、ディスカウント・ストアが出てくれば、明らかに競合するなというお店は、大体３軒ぐらいだと思います。それから南平中央商店会、ここも大体３０軒以上、３３軒ほどあると思いますが、ここも大体明らかに競合するとはっきりしていると思われるのは、３店舗前後じゃないかと思います。

それからもう一つ、南平田中商店会、ここは反対同盟の会長がおられる商店会ですが、ここは約１０軒。が、しかし反対同盟の会長のお店もそうですが、含めてやはりここも３店舗ぐらいが競合するのではないかなというふうに思います。またそれに商店会に加盟していない御商売の方もたくさんいらっしゃるんです。３０軒ばかり、入っておられない方ですね。この中にも何軒かいらっしゃいますが、大体南平のこの駅周辺の商店会で、お店１００店ぐらいの中で、これははっきり直接、ストレートに出てきたのでは、存亡の危機に襲われるなと思われる、猛烈に反対なさっても不思議ではないというお店も、約１０軒くらいあると、私は思いました。

何人かの方にも聞いてみましたが、従来はいろいろ反対におつき合いしたけれども、来てもらえるならばということをはっきりおっしゃる方もございました。ですから南平に限っていえば、１００軒前後のお店の中で、大体１割ぐらいの方が反対をされるということはよくわかると思います。ですから大多数の商店が打撃を受けるという表現は、現実に市長のお考えがそうであれば仕方がないんですが、果たして当たっているかどうかなという気がいたします。

それからもう一つ、東京都の方に行きまして、図書館に行って、資料をもらってまいりました。東京都の商業統計調査報告というやつですが、この調査から割り出しました日野市の顧客

の流出入比率、一体どの程度日野で本来買うべきものを、外に行って買っているか。つまり先ほど市長が言われたように、立川に行ったり、八王子に行ったり、聖蹟桜ケ丘に行ったりして買い物をしているという、どこに行っているかは別にして、とにかく流出しているのはどの程度かというものであります。

昭和６０年の去年のものが、今一番新しいのが取りまとめられている最中で、これを見てみますと、いわゆる非食料品、食べ物以外の商品ですね。これは７４％が流出しているという数字が出ております。東京都の年間販売額７兆6,２４５億4,９００万円。このうち都民１人当たりの年間の販売額、それから日野市の年間の販売額、それから日野の市民１人当たりの販売額から、これは比率で出るわけですね。0.２６８ということで、７４％が流出しているという数字が出ております。

つまり食料品以外のものというものは、ほとんど７割以上の流出が他市に向けて行われているということが言えるわけです。ちなみに食料品は２７％が流出しているということで、大体７割以上近所のお店で買っておられるということがわかるわけです。これが立川とか多摩市、八王子、日野が隣接しております市ではどうなのかということを比べてみますと、日野の場合は今申し上げましたように、非食料品は７４％が流出しておりますが、多摩市の場合には５２％が流出しております。ただしこれは、まだ京王の聖蹟桜ケ丘の店が開店オープンしておりませんので、むしろこれは流出はストップがかかるのではないかと思います。

それから八王子は３２％が流出しております。立川の場合には１２４％、つまり立川以外からお客さんがたくさん、あそこはウイルですか、駅ビル等もできました。そういうことで、交通の利便性も高いということで、立川の場合には市外への流出が全くないということが、あらわれております。つまり日野の場合には、非常に流出の程度が高い、度合いが強いということで、これを、――この調査というのは６０年の前の５７年にやっております。５７年の場合には、非食料品の流出の比率は７３％です。つまり１％悪化しております。５７年から６０年、この間に１％流出が悪化、つまり余計市外に出ていくようになっているということです。これは八王子、立川に駅ビルができましたので、そういう関係じゃないかというふうに思われます。

こういうことからすれば、市内にお客を集めることができる店舗をつくるということも検討すべき価値は十分に、これらの資料は物語っていると、私は思います。この点これらの資料を踏まえて、市長はどのようにお考えになるか、お聞かせいただきたいと思います。

それから大多数の人が反対をしているということで、賛成というのはあまり聞いたことがないという、要するに少ないんだというふうにおっしゃったんですが、実際回ってみますと、本音と建前が若干違うような気がいたします。

それから９月議会の生活環境部長の経過報告の中で、今までの動きが説明されましたが、その中でそのときは時間がなくて触れませんでしたが、南平の自治会が出店促進の陳情書というものを出しております。南平田中連合自治会というところが、地元の皆さんはぜひ来てもらいたいということの陳情を、役所に出しているんですね。これは何も自治会長が勝手に文書をつくるわけにはいかないわけですね。当然役員会を開いたり、また地域の皆さんの要望を体して、自治会の意向を決めたものだと思いますので、地域の南平住民の大多数の意向は、この自治会のお店を出してもらってもいいんだというこの陳情に代表されていると、極言はできないかもわかりませんが、地元の少なくとも自治会は、促進を陳情しております。ですからほとんどの人が反対しているという市長のおっしゃった理由というのは、ちょっとどうかなと、実際とは違うのではないかなというふうに、考えます。

それから交通のこともお触れになりましたが、交通に関しては日野で交通渋滞しているのは、きのうも福島盛之助議員がおっしゃいましたように、何も南平だけではないんですね。交通の混雑緩和をはからなければならない地域は、日野はあちこちにあるわけです。動物園の周辺にもありますし、ですからこれは交通の運輸、そうした専門の機関、担当している行政機関もあるわけですので、そうしたところと十分に話し合う、また道路使用について制限を加える部分があれば、加えていくということで、特段理由になるのかなということも思いました。これらの点、市長はどのようにお考えになりますか。

○議長（黒川重憲君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。

よって会議時間を延長することに決しました。

市長。

○市長（森田喜美男君）　なるべく買い回り品が日野市内で満たされ、そして地元にまあ、お金が落ちると、それが経済の一定の浸透になるものだと思っております。

それで日野市の将来像を描いて、都市計画上きちんと駅前等の商業地域を定めたところに、ある程度他都市に対抗できる百貨店等の進出は、私は時期が来ればむしろ歓迎すべきことだというふうには、考えております。しかしそれは耐久力のあるいい品物を売ってもらう品位の高いお店であってほしいわけでありまして、その依存をディスカウント等に頼るということは、あまり適切ではないのではなかろうかと、こう思っております。

また一方、南平という地域はすでにスーパーも何店かございますし、それから進出してくるいわゆる大型店舗は、チェーン店等でありますので、要するにある程度の資本力があると、そうして大店舗によって消費者に一定の満足を満たして、そして利益を吸い上げていくというのが普通でありますから、地元に落ちるということは、それはむしろ地元としては吸い上げられて、よそに持っていかれるということではないかと思うわけであります。

そして交通の事情につきましても、幅員の狭い道路を右折をするとか左折をするとかいう形で、交通の路上に出る車もまた入る車も、ともに相当な混雑が起こり得るということは、これは必然性がある、このように思っております。

消費者の立場ということももちろんございますが、この南平の地域の会長さん方の会から、促進の表明が出されたということを聞いておりますけれども、地域の自治会も総意に基づいたという手続は、必ずしもとられていない。むしろ反乱による地元、要するに活性化させようという御意向はわかるわけではありますが、もう少しそのあたりのところも見きわめておきたいと、このように思うわけであります。

質問者も出店促進という立場で必ずしも質問してはいないと、こういうことでありますから、いずれ資料も出てまいりますし、その資料によって十分また判断も可能であるとこう思っております。まあお答えとしては、そういうことでございます。

（「市長、次の４者協の会合の連絡があったときには出るかどうか」と呼ぶ者あり）

行政機関同士ですから、信頼関係ということは、もちろん正確に保たなければならないと思います。それで今一定の通話も行っておりますので、そのあたりの態度は今後決めていきたいと、このように思っております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　私は賛成、反対、それから調整する場というのは、商調協という商業活動調整協議会という場があるので、そこでやはり自由に討議をしていくということ

で、早く決着をつけるべきではないかというのが、私の考えです。そこで賛成、反対おとりになるのはそれは勝手ですが、大店法の運用に関して、昭和５７年には抑制ということをはっきり国も出していたのですが、５９年に見直しが行われて、地域の経済社会と調和を持って取り組みなさいと、考慮してやりなさいということで、緩和されている経過もありますので、東京都の行政指導等も、それに従って行われているはずであります。事前に市長が公式の場で賛成、反対と言われるのは、前にも言いましたように、私はどうかなと思いますし、この間も新聞を読みましたが、通産省のこの問題の専門家の方が、地元の商業者のうち１人でも反対がいれば、正式の大店法の手続が開始されず、その結果反対がある限り、出店が事実上禁じられているというのを神話の第一だということで、そういうことは大店法の中でうたわれていないということが、はっきり日経新聞に載っております。そういうことで、できるだけ論争し合える場にお出になる方が、私はいいのではないかと思いまして、そういうふうにお聞きをいたしました。

市長に最後に一つだけちょっと確認をいたしますが、今まで反対を唱えて国会議員や市会議員等が通産省等に行ったのは、共産党だけなんですね。「赤旗」にも書いてありますし、自民党の石川要三代議士や石渡代議士が反対に――また伊藤公介さんも前はいましたが行ったということはないんですね。

それから９月の２４日に午前１０時２０分ごろ、私のところに南平地区ダイクマ出店反対同盟の事務局長の加藤慎一郎さんという方から電話がありました。私が一般質問した５日後のことなんですが、私が一般質問をした内容をとらえて、「よくもしゃあしゃあとあんな質問をした」と「市議会議員の言うことじゃない、我々地元の小売業者の首を絞めるつもりか」ということで、「翌日夜１０時ごろ行きたいからいてもらいたい」というような電話がありました。まあ私は家が狭いので、議会ででもお会いしたいということを言いましたら、我々忙しいからということをおっしゃっておりましたが、この加藤慎一郎さんという方、私南平の商店幾つか回っておりましたら、この方八王子の高倉にある、あるディスカウント・ショップの大変偉い方だということを、何人もの方がおっしゃったんですね。もしそれが事実だとすれば、ある特定の政党とある特定の業者のために市長が反対を、議会の場や、またその他の公式の場でおとりになり、そして４者協等もボイコットされたと。一私企業や政党のために行動をされているというふうにとられかねないことなんですが、こういう実態については、一切否定なさいますか。いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　市長。残り時間あと１分ですので……。

○市長（森田喜美男君）　周辺のことは全く存じませんし、無関係であります。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　市長はですね、先日も教育委員の任命のところで、４年前に起きた重大な事件のこと、知らなかったということで、何とかすり抜けて提案を通されたわけですね。ですから後になって、また知らなかったでは通りませんので、南平ではそういううわさが半ば公然と行われているということを申し上げて、私の質問を終わりにいたします。

○議長（黒川重憲君）　これをもって１８の２、大型店出店と市の商業政策についての質問を終わります。

次に一般質問１８の３、市公共施設の名称表示板の誤字を訂正しない市長の姿勢についての通告質問者、古賀俊昭君より、取り下げの申し出がありましたので、これを取り下げといたします。

一般質問１９の１、市民へのサービス向上めざし、動く窓口車を存続させよの通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔１９番議員登壇〕

○１９番（板垣正男君）　一般質問を行います。

私がこれから行います一般質問にも若干関係してまいりますので、一言触れておきたいわけでありますが、今ほど古賀議員が中谷議員の質問をとらえ、共産党云々という発言も行っておりました。この中で指摘しておきたいことがあるわけでございますが、先般中谷議員が古賀議員の後援会なるところから発行されておりますビラの内容について指摘した点は、人口１５万人以上の自治体を並べ、それを比較でもって、日野市の職員が一番多いかのような印象を与える内容を指摘したわけであります。これはあそこに記載されていることだけで言えば、人口の割合で日野市の職員数が多いということになるわけでありますけれど、それがなぜそうなるかということを指摘したわけであります。よって、日野市が過大に職員数が多いということではない、ということを言ったわけでございまして、残念ながらそのことについては何ら触れられなかったようであります。

また、いわゆる肥後モデルなるものを持ち出して、いろいろと述べておりますけれども、肥後モデルなるものの試算の根拠というものが、全く示されておりません。それどころか、この

モデルを使って日野市のサービス部門における職員数が決して多くはない、こういう論拠であったかのように思います。これで私も触れてまいりたいと思うわけでありますが、６０年度の４月１日現在の調査によりますと、都下各市における、職場別職員数の状況という資料がございます。これによりますと税務の職場、保育所、児童館、学童クラブ、清掃、学校、図書館、博物館、水道職員、病院を除く他の職場の職員１人当たりの人口で見てまいりますと、先般総務部長も一部答弁しておりましたけれど、日野市の場合には、職員１人当たり人口は３１３人、町田市が３２２人、これは三多摩で一番多いわけでございます。日野市が２番目に位置するわけであります。八王子に至っては２７７名、府中に至りましては２５８名であります。さらにただいま述べた中での税務職場を除いた、いわゆる一般的にサービス部門と言われている職員の、職員総数に占める割合というのが、八王子市の場合５５％、立川４５.３％、府中が４５.６％、小平が４３.６％、日野は６０.６％であります。このことを申し上げれば、先ほどの古賀議員との違いというのがよくおわかりになると思うわけであります。

そこで私は通告に従って、質問を行ってまいりたいと思うわけでありますが、動く窓口車の廃止の問題、これは私が考えるには、大きく見れば自民党中曽根内閣の地方行革への攻撃による職員増の抑制、いわゆる職員数をふやすなという、そういう背景を持ったところから出てこざるを得ない、一つの側面を持っていると、このように判断せざるを得ないわけであります。

しかし市長はそうは言っておりません。１１月１日の広報で市長が動く窓口車の廃止について述べております。これは９月の議会での全協の場、あるいは決算特別委員会の場でも、市長が説明していることと、ほぼ同じ趣旨でございますけれど、要するに動く窓口を始めて１７年間、その務めを終えた時期に、今差しかかっているというようなことではないかと思うわけであります。その理由として、交通の利便が一応進んだというようなこと、郵便局や銀行窓口が市内３９カ所にも普及して、支払いなどが便利になったというようなことでありましょう。

したがって、動く窓口車の利用件数が年々減少してきているということを挙げているわけであります。役割は大幅に小さくなっていると、こういうことでございます。私は９月の決算特別委員会でも、この問題について私の考えも述べながら、動く窓口車の廃止は時期尚早ではないか。あるいは住民への周知徹底が行われないままに１１月１日廃止ということになると、問題があるのではないか、こういう意見も述べてまいってきたわけであります。その後市側でも廃止の２カ月間延期を打ち出しまして、今月いっぱいまで動かしているわけであります。

私はこうした市側の理由も一つの根拠を持つとは思いますけれど、しかしもう一歩突っ込んで私たちの見解を述べて、市側の考えをただしたいと思うわけであります。

利用が減少したと、全体の数から見ればわずかだというふうに再三おっしゃっているわけでありますけれど、１年間の利用件数は１万6,３３４件、少ない箇所で７４３件、多いところですと2,４５４件の利用件数となっております。本庁で扱う件数、七生支所で扱う件数、あるいは多摩平支所で扱う件数から比較するならば、確かに少ないでありましょう。しかしもともと地域的な要求に応じて動かした動く窓口車であります。本庁や七生支所と比較すること自体が、初めから間違っているんではないか、こう思うわけであります。したがいまして、それぞれ利用されている地域の実情から見るならば、決して少ない利用件数ではないと、こう判断せざるを得ないわけであります。

郵便局、銀行がふえてまいりました。確かに現在３９カ所からあるでありましょう。その上本庁、七生、多摩平、各窓口もあるわけであります。しかし市内この１１カ所とは言いませんけれど、大部分のところは、動く窓口車が動いた当初とほとんど変わらない交通の利便、あるいは今申し上げました郵便局、銀行等の窓口がふえていない箇所であります。私は何回か例を申し上げておりますけれど、日野台の二丁目、四丁目、１７年前と今日ではどの程度変わっているか。私は銀行がふえたとか、連絡バスが通ったとかという状況は、みじんも感じられないのであります。

さらに市の主体性という問題を一つ考えてみたいと思います。１７年前に出張所が廃止されました。その代替として動く窓口が動いたわけであります。これは日野市の責任でそのサービスを低下させないということで、動く窓口車を動かしたわけであります。決して外的な条件を待っていたわけではないわけであります。こういうことを考えてみますと、動く窓口車の廃止ということにかわる代替措置を、市の責任でやはり考える。このことが住民サービスを低下させない、根本になっていくのではないかと思うわけであります。私はそれらの点を一つお伺いしたいということとあわせまして、今年度連絡便バスが走りましたが、この１１カ所の動く窓口車の停止箇所と、コースとして走っている箇所は何箇所あるのか、そのこともあわせて答弁いただきたいと思うわけであります。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　企画財政部長、お答えをいたします。

お答えする内容につきましては、９月の議会、決算委員会と同様でございますけれども、現状とそれからその理由につきましてお話をいたします。まず現状でございますけれども、ただいまお話がございましたように、日野台、豊田、平山の出張所がございまして、出張業務を行っておりました。いわゆる窓口業務を行っておりました。これを廃止いたしまして、４４年の１１月に動く窓口車の配車をしたわけでございます。以降、停車位置の増加等もございまして、現在１１カ所を巡回しているわけでございます。これらの事務につきましては、住民票関係の発行でありますとか、あるいは申請の受理、それから各種税金等の収納でございます。

これらの利用状況でございますけれども、過去3カ年の取り扱い件数でございますけれども、これは役所が扱いますところの事務の0.5ないし0.6％の程度でございます。収納事務につきましては、取り扱い金額の1.1ないし1.5％でございます。現在この動く窓口車には、職員、運転手含めまして４名が乗っております。

取り扱い件数につきまして、市民課関係でございますが、1,６８５件、これは住民票を１枚が１件。ですから家族のいわゆる世帯の構成人員が多いと、この証明は２枚、３枚になる場合がございます。これは２件、３件という、そういうカウントの仕方でございます。

それから収納の関係でございますけれども、１万4,６６２件、合計６０年度でございますが、１万6,３４７件ということになるわけでございます。

これらの経費でございますけれども、平均役所の賃金ではじき出しまして、さらには物件費等も考慮いたしますと、年間経費が3,１００万円ということになります。１件当たりの取り扱いに関する経費が、1,８９６円ということでございます。

そういう現状の中で、４４年の１１月に比較いたしまして、この窓口車の運行の環境といいますか、そういうものがどう変わっているかということでございます。これも議員さんの方からお話がございましたけれども、一つは収納取り扱い金融機関の増加でございます。運行当時１５店のものが、現在は2.6倍の３９店でございます。この中には市役所、支所3カ所を含んでおります。

それから制度上の変化でございますけれども、たとえば年金の任意加入者の保険料がなくなったと、これはサラリーマンの保険の掛け金が、こういう制度がなくなった、あるいは年金の保険料の口座振りかえ制度の導入もしております。さらには昨年の１１月でございますけれども、住民基本台帳の電算化、オンライン化をはかってございます。今までは事務取り扱いのエ

リアが決まっておりましたけれども、このオンライン化することによりまして、転入転出証明、どこの窓口に行きましても取れるというふうに改善もされたわけでございます。

さらには本年の１月４日でございますけれども、ファクシミリの導入によりまして、戸籍の謄抄本等につきましても、本庁、支所で取れるというふうに改善がなされております。

その他道路の整備につきましては、実延長で２７％、面積では９９％の増、交通手段につきましても、これはバスでございますけれども、４４年当時は１０路線であったものが、現在では2.1倍の２１路線に増加をしているということでございます。これらをネットで考えまして、結論として総合的に判断をし、役割が終わったということで廃止をしようというものでございます。

代替措置でございますけれども、これは市長の広報のコメントにも載っておりますけれども、個別に対応するということで、いわゆる市役所に来られない方、あるいは納税に不都合のある方、こういった方につきましては、個別に申し出をいただきまして、市がこれに応ずるという対応を、現在考えているところでございます。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君。

○１９番（板垣正男君）　今、企画財政部長からいろいろ細々御説明がありました。これも９月議会以来の説明でありますが、私もその説明は十分承知をしておるところであります。たとえば、最初に説明がありましたように、全体の取り扱い件数の0.5％から0.6％程度だというふうに説明しております。このことにつきましては、私も先ほど来申し上げておりますように、全体の中で考えたら、わずかでありましょうと。数字であらわせば0.5から0.6％程度のものでありましょう。しかし件数でいえば、１万6,３３４件からの取り扱い件数ですよと、実数で申し上げておるわけであります。しかもこれは交通不便やかつて支所があったところを廃止する代替として、それを動かすということによる一つの地域性を、最初から持っていたんだということを申し上げているんですね。ですからこれを間違って、全体で扱う窓口件数の中で少ないから、だから廃止するんだという、そういう理由にはならないんではないかということを、私は強調しているわけであります。

今部長の話のありましたように、支所、本庁をつなぐラインの一層の強化が行われ、どこにいてもどういう証明等の手続もできるようになりました。それはそれとして非常に便利になったわけでありますが、そういうことをさらに動く窓口車の代替として、地域的にサービスを及

ぼすということが、必要なんではないかと思うわけであります。

4名の職員態勢で現在は動かしているわけでありますけれども、状況に応じてこの態勢も若干なりとも変化させるということも、あるいは検討の余地があるのではないかと思うわけであります。そういうことや、機器類の活用などによりまして、一層サービスを向上させるということも、可能になっているわけであります。

とかく地方自治体は、一点豪華主義と申しますか、1カ所でもってすべてものごとを処理するということになってまいりますと、便利さと同時に、また反面不便さが地域的には生じるものであります。それをカバーするために、支所であるとか、あるいは動く窓口とかいうものを強化する、そういう方向が、住民本位の事務を進める上で、非常に重要なことではないかと思うわけであります。私は廃止するということではなくて、今後も動く窓口車を存続させて、一層市民要望にこたえていくよう、強く市長にも要望しておきたいと思うわけであります。最後に一言、市長から見解を求めたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　完全に利用者がなくなるということはないことも承知しております。しかしながら、今いろいろと情報を聞いておりますが、特に絶対困るというふうな情報はいただいておりません。大きいサービスで代替をはかりますというふうにも訴えておるわけでありまして、その大きいサービスというのは、いろいろあり得るわけであります。そういう意味で、どうしてもならない、その人権上お守りしなければならないという例につきましては、個別で宅配に近い形でサービスをしようという決意も、持っております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　これをもって19の1、市民へのサービス向上めざし、動く窓口車を存続させよの質問を終わります。

一般質問19の2、図書館活動の一層の前進のために、医療、福祉施設、在宅障害者などへの配本サービスの拡充をの通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君）　質問をいたします。私たちの手元に、「日野市立図書館の発展計画のための調査・研究、1985年」という財団法人日本図書館協会がまとめました、日野市の今後の図書館計画の指針を与えるものとして、届けられてるものがございます。私がここであらためて申し上げるまでもなく、日野の図書館は、昭和40年に1台の移動図書館から出発いたしました。現在は中央館を含めて8館と、移動図書館2台で、全市へのサービスを展

開するに至っているとされております。

森田市長になりまして１０数年間、図書館活動の発展を進め、全市民にわたるサービス網の一層の拡充を行い、サービスの強化をはかってきたことも、また御承知のとおりであります。分館の一層の充実なども行われてまいっておるわけでありますが、なお市民の要望にこたえ、また図書館活動の一層の充実を期するために、こうした調査研究が行われたものであると思います。そこでこの内容を一々質問するなどということは必要ないわけでありますので、一、二の点について、私は今後の図書館活動の発展を踏まえた市側の考えをただしてみたいと思います。

初めに、この調査書の中の現状のまとめと評価という箇所がございます。８点にわたって述べられておるわけでありますが、この中の４点目にございます、図書館の利用の伸び悩みの傾向について、大きな要因が幾つかあると指摘しておるわけでありますが、一つの要因として、児童の利用減があると指摘しております。成人の利用は着実に増加をしているのでありますけれども、児童の利用の減少は、データから見ても進行しているというわけであります。そして次には、児童の読書形態の質的変化に、図書館がいかに対応すべきかを検討することは、大きい今日的な課題だということじゃないかと思うわけであります。このことに関しまして、私は一つの、全くの一つの案でありますけれども、提言をしてみたいと思うわけであります。

図書館法、学校図書館法をまつまでもなく、学校における図書館の利用というのは、大変重要視されているわけであります。しかし、学校においては、今日に至るまで法的には司書教諭の配置が義務づけられているにもかかわらず、付則において、当分の間司書教諭を置かないことができるということによりまして、十分な司書教諭の配置が行われておりません。そのために、学校図書活動の一つの大きな壁がつくられているとも、指摘されているわけであります。しかし公共図書館の児童への図書利用の働きかけは、日野の図書館も例外ではなく、過去から現在熱心に行われてまいりました。その上に立って、今日の児童を取り巻くさまざまな社会的環境の中で、図書への親しみ、図書への関心の動機づけというものが、一層重視されなければならないのではないかと思うわけであります。

イギリスの児童図書館員によりますと、子供に本を選ばせるにあたっては、最も質の高いものを用意しておいて、その中から子供たちに自由に選ばせることが大切だと言っているそうであります。そして子供に喜びを与え、本に興味を持たせ、自分から本に手を伸ばすようにさせ

る手段として、「お話し会」は非常に有効である。いわゆる読書への動機づけを強調しております。いわゆるこれが、専門家の間で言われている「ブック・トーク」というものではないかと思うわけでありますが、本のお話、本の紹介というような意味で使われているんだろうと思います。この「ブック・トーク」をもっともっと図書館側では研究する必要があるんではないかと思うわけであります。

２つ目は、地域的な分館の配置であります。具体的な地域名の分館配置図が７７ページに記されておりますが、分館で言えば小型のものだけでも５ケ所、その他形は違いますが、一層の充実が求められているところであります。こうした点などを、具体的な計画とあわせまして図書館なり、教育委員会、どのようにお考えになっておられるか、お伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。図書館長。

○図書館長（砂川雄一君）　図書館長でございます。ただいまの御質問について、お答えをしたいと思います。

まず第１点目の子供の図書館利用の減少の問題でございますが、確かに今御質問にもございましたように、近年大人の図書館利用というのは毎年伸び続けてございますが、子供の利用が減少していくというのが、現在の一つの特徴になっているわけです。その理由として、いろいろ考えられることがあります。一つは児童数そのものが減少しているということが、一つございますけれども、むしろそれよりも児童を取り巻く社会的、文化的環境の変化のほうが大きいのではないかというふうに考えております。たとえば子供を取り巻く読書条件なんかを考えた場合に、たとえば家庭の中にもテレビがあって、しかも非常に刺激的な映像が流れているとか、あるいは漫画がはんらんしているとか、あるいは塾通いであるとか、いろいろそういった子供たちを取り巻くいわゆる大状況というのがあるわけで、相対的にその中で子供の読書条件というのが低下をしてきているというふうに考えざるを得ないわけであります。

そうした中で図書館としてどういうことができるかということが、いろいろあるわけでございますが、図書館でできるのは、小さい積み重ねを毎日やっていくという以外にはないわけでございますが、そういう形で今後もやっていきたいというふうに、思っております。今御提言がございました内容については、現在も児童サービスとして、たとえばお話し会というのを定期化してやっております。その中ではお話にございました「ブック・トーク」も含めまして、「ストーリーテリング」とか、そういったものを実施して、子供たちに本の世界へ自分から入

ってくるような動機づけを進めております。

それから昨年から、学校の御協力をいただきまして、すべての小学校で新一年生として入ってきた子供たちに対して、読書や図書館利用のガイダンスを行うようになりました。これは大変学校でも御協力をいただきまして、新しい子供たちが、図書館に見えるようになっております。

それからこれはかなり以前からやっておりましたけれども、学校に対して図書の貸し出しをやっております。ここ数年で言いますと、全小学校の全クラスに対して、学級文庫という形で本を貸しております。子供の身近に本を置いて、できるだけ利用してもらうようにしようということで、そういう方策もとっております。いずれにしましても、今後も児童サービスについては、充実をはかっていきたい。その中では学校との連携なども強化するようにしたいというふうに、考えております。

それから２点目の分館の設置に関する問題でございますが、今回の調査で来館者の圏域調査というのを実施しました。この調査というのは、どの地域の市民がどの図書館をどれだけの頻度で利用しているかということを調査したわけです。この調査によりまして、町々ごとの来館者密度というのを算出したわけです。で、この来館者密度の低い地域というのが、今後分館等の設置が必要になる地域ということになるわけでありますが、概要で申し上げますと、たとえば市の東部、百草とか落川、石田、下田の地域ですね。それから市の北部、栄町、新町地域、あるいは市の西部の旭が丘の地域、こういったような地域が、比較的来館者密度の低い地域ということになるわけでございます。

図書館の利用を伸ばしていく上で、分館の設置というのは、大変重要なわけですが、今回の調査を踏まえた上で、既存の分館ですね、現在持っている分館の統廃合や新規設置ということも含めまして、市内全域にできるだけ効率的なサービスのネットワークをつくりたい、というふうに考えております。大体１０年ぐらいのスパンで考えていくようにしたいと、そのように考えております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君。

○１９番（板垣正男君）　館長からも詳しい説明がございましたが、児童の図書館利用、あるいは図書利用ということにつきまして、取り巻く環境が２０年前、３０年前と今は大幅に変わってきております。館長の話にありましたように、テレビの影響、その他刺激的なマスコ

ミの影響などがあるわけでありますが、しかしやはりこういう時代であればこそ、いい図書を児童に紹介する。あるいは接する機会を多くする、そういう働きかけは図書館側としては一層重要になっているんではないかと思うわけであります。人口が伸びて、児童数がふえるということになりますと、いわば自然増加ということの利用もかなり考えられるわけであります。労せずして利用者がふえるということもなきにしもあらずでありますが、こういう時代になればこそ、あるいは児童が減少するという傾向にあればこそ、図書館側の働きかけというのは、一層真価を発揮するようになってくるんではないかと思うわけであります。

それから地域的な分館の、配置でありますけれど、小俣議員の質問の中でもございましたが、たとえば旭が丘地域、今度横河メディカルの進出に伴う団地の計画などもあるわけでありますが、そういう機会をとらえて、分館設置の計画を進めることであるとか、石田、下田地域ということにもなりますが、東部地域のいわゆる東部会館への図書館の併設なども可能なのかどうか。さらには南平地域、落川、百草地域なども具体的な箇所、あるいは他の町づくりとの関係など、十分考慮した設置計画を進めなければならないと思うわけであります。栄町、新町地域におきましては、栄町に建設される予定の都営住宅の建設にあわせて、図書館の併設はこれまで何回にわたっても提案をされてまいってきているところであります。

先般、福島盛之助議員もこれに関する質問を行ったところであります。こういうところで、将来計画とあわせて、いずれも近いうちに実現可能な箇所ばかりではないかと思うわけでありますので、１０年計画と言わず、一刻も早く、一日も早く、実現をかち取っていただきたいと思うわけであります。

私が一般質問の表題の中に図書館活動の一層の前進をはかるためにも、医療施設や福祉施設、在宅障害者への配本サービスの拡充をうたってございます。この質問をするきっかけは、私の知っているある婦人の方が、病気で入院されました。病院には残念ながら、その方の読みたいという本はなかったようであります。身近にある雑誌といえば、週刊誌あるいは漫画の本というようなものが、大部分であったそうでありますが、病院にいても図書を利用できるようにできないものだろうかという意見からであります。その後私もいろいろとこうした関係の資料などを調べてまいったのでありますが、日本における病院内の図書館というのは、まだまだ足を踏み出したばかりだという、こういう状況にあるということを知ることができました。欧米の諸国におきましては、古くから図書館が病院に併設されるということはできていたようであり

ますが、日本がなぜこのような諸外国から比較して、大幅におくれてきたのでありましょうか。私はこの道の専門ではありませんので、ごく概略的でありますけれども、その経過を歴史を、簡単にたどってみたいと思うわけであります。

患者のための病院の図書館活動というのは、二つ流れがあるようであります。一つは病院内で独自に発展してきた理由ということと、もう一つは公共図書館が病院とのかかわりで発展させてきたということであります。病院に図書館活動がなぜ必要なのかということなども、理論的に要約されているようでありますが、その一つはもともと図書館活動というのは、いかなる場所においても、いかなる人に対してもサービスが行われなければならないということに基づきます。二つ目の理由として、読書を最も必要とする人は、健康な人よりもむしろ病人や、外出の不自由な、障害を持つ人たちだと、私は思いますというふうに、障害を持つ人の発言があるわけでございます。さらに三つ目には、読書療法というのがあるそうでありますが、医学の面からも読書の効果というのが見直されていることであります。そして4点目に、板橋のある病院では、心理学を専攻した先生が、患者を相手に読者会や読者サークルを主催して、症状が落ち着いた患者で、本に興味のある人たちに対する一種の読書療法を実践しているということなどから見られますように、その効果を認めているわけであります。そして5点目に、何よりも入院患者というのは、先ほどお話申し上げましたように、みずから選んで書物を見るということがほとんどできない。しかも外出して売店や書店などに自由に出かけることもできないという、こういう人々にこそ図書館が自由に選択のできる配本サービスをすることが大事だと、こういうふうに意義づけられております。

そこで日本の歴史を見る前に、世界はどんなふうな歴史をたどったのかということも、見ておく必要があります。古代ギリシャの都市テーベという図書館には、「魂に薬を」という名句が掲げられていたそうであります。2世紀はすでに小アジアの古都バーガモンという患者用図書館があったということもわかっております。人類というのは、もう紀元前から病院や患者には図書館が必要だということを認めて、それが実施されていたということを、私も今度の質問を準備する上で、初めて知りました。

患者用図書館の最も発達したところは、イギリスとアメリカだと言われております。イギリスでは、今からもう相当前になりますが、今から１３９年も前の１８４７年、ワーセスター王立病院というところで、聖書以外の図書を購入することがスタートしたそうであります。アメ

リカでは１４９年前の１８３７年にマサチューセッツ総合病院で、図書館がつくられております。すでに１００年以上前に、こうした患者用の図書館がつくられ、病院にはなくてはならないものとして、図書館の利用が進められてきたそうであります。

１８９５年にイギリスの図書館協会が、年次総会で一図書館員による、病院図書館調査結果が報告されました。７０の病院にアンケートをとって、３４件回収し、そのうち図書室を持っているのは、２５件あったそうであります。これが公共図書館に、病院にも図書が必要だということを気づき始めた、認め始めた最初のできごとであったようであります。このようにいたしまして、病院の独自の図書館の開発と、そして公共図書館の働きかけによって、図書館の設置は進められたという歴史を歩んでまいりましたわけでありますが、振りかえって日本はどのような経過をたどってきたのでありましょうか。

１９５０年といいますと、今から３６年前になりますが、病院の専門誌であります「病院」という雑誌に、患者図書館の必要性を認めた論文が初めて発表されたことを契機にいたしまして、各地で病院内の図書館がボランティアなどを中心として始められてきたようであります。その中で、現在少ないとはいえ、病院内の図書館活動が行われておりますが、その中の幾つかを御紹介してみたいと思います。

東京の大田区の大森南図書館というところが、その地域の病院サービスを行っております。病院に図書を配本するという、こういうサービスを行っているものです。ちょうど今から１０年前始めました。車いすの方も利用できる図書館として、もともとその図書館は開館したそうでありますが、障害者へのサービスをあたるに、いろんな地域の実態なども調べ、そこで病院があることをわかり、病院サービスをすることになったそうであります。その意義や内容なども詳しく資料にはあるわけでございますが、それを省いて、京都南病院の患者サービスというのもあります。これは病院内に図書室を設けまして、患者にサービスをするということなども行われております。

じゃ身近かなところではどうかと申し上げますと、昭島市で病院サービスを行っております。今から――これも大分もう前になりますが、昭和４９年７月以来今日まで病院サービスを行っております。こういうふうに考えてまいりますと、もともと図書館活動の本来の活動姿から見て、障害者や病院の患者、あるいは福祉施設などへのサービスを行うということは、非常に大事なことだということもわかってまいったわけであります。

日野の市立図書館も障害者へのサービス、点字本、あらゆるテープ、対面朗読なども行っておりますし、病院にも配本サービスを行っております。先日、あることで市立病院に伺いまして、院長にこの図書のことを伺ったわけでありますが、日本全体の医療機関における図書館というのは、まだまだ非常に貧弱な状況にあるという話をうかがいました。現に市立病院には患者用図書室はありません。医師専用の医学書を対象とした図書室もどのようになっているのかはっきりしませんが、看護婦においても、日々進歩する医療に対応するために、看護学の勉強も必要でありましょう。こういうところにこそ、図書室の必要性を考えれば考えるほど、必要性を認めざるを得ないということになるわけであります。私はそういう考えに基づきまして、日野の図書館が市立病院をはじめ、市内の私立病院を含めて病院サービスを行ってもいい、そういう時期に今来ているのではないかと判断しております。そこで館長の考えをお聞かせいただきたいと思うわけであります。

○議長（黒川重憲君）　図書館長。

○図書館長（砂川雄一君）　図書館長でございます。図書館といたしましては、昭和49年から障害者サービスというのを始めております。障害者サービスというのは、図書館を利用する上で、障害のある人々へのサービスと、そういう意味でございます。ですから視力障害者だけでなく、いろいろ精神障害者とか、重度の肢体障害者とか、寝た切りの御老人、それから今御質問のございました入院患者、そうしたもの全体を含めてサービス対象というふうに考えているわけでございますが、一度にすべての事業に手をつけることがなかなか難しいわけで、当初は視力障害者を中心にサービスをやって、順次対象を広げるという形でやってきたわけでございます。今御質問の中にもございましたように、いろんなサービスをやっております。自宅配本なんかも全障害者を対象にしてやっておりますし、市内の医療施設なんかの場合でも、たとえば七生病院とか、多摩更生園とか、日野療護園とか、光の家とか、そういった施設についても、録音テープや本の貸し出しなどもやっております。

ただ、今御指摘のいただきました一般病院の入院患者に対する直接サービスは、まだ実施はしていないわけでございますが、ただいま御質問の中にもございましたように、入院中の読書というのは、いろんな意味で大変重要な役割を果たすというふうに言われておりますので、私どもとしては、今後そういう病院の入院患者に対するサービスということを、条件整備を進めながら、具体化をはかっていきたいというふうに思っております。これは病院の中に図書室を

設置するという方法ではなくて、図書館が巡回サービスをする、病室の中に入って、病棟の中に入って巡回サービスをするというような形で、実現をしたいというふうに考えておりますが、そのためにはいろいろボランティアの方の協力が得られるかどうかとか、また若干でも本を置いておくスペースがあるかどうかとか、あるいは消毒器の設置の問題とか、そういった問題がございますので、そういった点についてさらに詰めた上で、できるだけ早い時期にそういったサービスができるようにしたい、というふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君。

○１９番（板垣正男君）　最初に引用いたしましたこの「日野市立図書館の発展計画のための調査研究、１９８５年」の中にも、管外サービスの拡充といたしまして、医療福祉施設等への配本サービスの拡充をうたっております。これもこれまで図書館の発行いたしましたさまざまな資料の中で、かつてなかった一つの今後の拡充の方向を示した項目ではないかと思うわけであります。私は昭島図書館の職員の発表した、病院サービスの中で述べているある部分を紹介したいと思います。

昭島市内でタクシーに乗ったとき、たまたまその運転手さんは以前病院での図書の利用者でした。その人は入院中に本を読む楽しみを知り、退院してからも図書館を利用しているとのことでした。入院中の利用者が元気になられて、図書館で顔を合わせるのは、うれしいことです。こういうふうに述べております。

私たちは図書館の利用、あるいは書物への接し方、いろいろさまざまでございます。病院に入院して読んだ1冊を契機に、その後たびたび図書館に足を運ぶ、あるいはみずから図書を選ぶ、そういう習慣をつけることができるならば、その人にとってその後の人生に大いに役立つでありましょうし、人生を豊かにすることもできるのではないかと思うわけであります。ぜひこうした議会での質問その他、図書館内部で検討されていることなどをすみやかに実施されて、どんな人にも、またどんなところにも図書館のサービスが受けられるように、一層の努力をしていただきたいと思うわけであります。

日野の図書館はこれまでに、日本の図書館の発展のために、大変大きな役割を果たされたと思うわけであります。こうした病院など障害者へのサービスが一層拡充するならば、日本全体の障害者や入院患者への図書館サービスがまた一段と前進することを私は確信いたしまして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これをもって１９の２、図書館活動の一層の前進のために、医療、福祉施設、在宅障害者などへの配本サービスの拡充をの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後５時５９分休憩

午後７時３３分再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議員提出議案第１０号、日野市老人入院見舞金の支給に関する条例の制定の件を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。米沢照男君。

〔３０番議員登壇〕

○３０番（米沢照男君）　議員提出議案第１０号、日野市老人入院見舞金の支給に関する条例の制定の提案理由について、御説明をいたします。

この提案は、地方自治法第１１２条に基づいて行うものであります。

提案理由。低所得者の老人が医療機関に入院した場合、入院見舞金を支給することによって、老人の生活の安定と福祉の増進に寄与するために、本案を提出するものであります。この条例は、第１条から第７条までとなっております。

条例案の内容でありますけれども、第１条は、この条例の目的を定めております。「この条例は、老人が医療機関に入院した場合に、入院見舞金の支給を行うことにより、老人の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。」と定めてあります。

第２条は、対象者であります。「この条例により入院見舞金の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、日野市の区域内に引き続き１年以上住所を有する者であって、次の各号の１に該当する者とする。」

(1)として、「老人保健法第２５条第１項に規定する者」となっております。これは医療を受ける資格が定められております。

(2)として、「老人の医療費の助成に関する条例第２条第１項に規定する者、生活保護法によ

る保護を受けている者を除く。」ということで、この内容としては、生活保護と所得制限がこの条項で明記をされております。

第２条２項として、「前項の規定にかかわらず、その者の前年の所得（１月１日から６月３０日までは、前前年の所得とする。）が、所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、日野市規則で定める額を超える者は、対象者としない。」

第３条は、支給の範囲を定めております。「対象者が老人保健法第２５条第３項に規定する病院又は診療所に入院した場合で、入院の継続した日数が７日以上３０日以内の場合５千円、３０日を超える場合は１万５千円を入院見舞金として支給する。」こういう第３条の内容であります。

第４条は申請であります。「入院見舞金の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。」

第５条は、入院見舞金の返還を定めたものであります。「偽りその他不正な行為により入院見舞金を受けた者があるときは、市長はその者から当該入院見舞金を返還させることができる。」

第６条は、譲渡または担保の禁止を定めております。「この条例による支給を受ける権利は、譲渡し又は担保に供してはならない。」

第７条は委任であります。「この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。」

付則として、施行期日は昭和６２年４月１日から施行する。付則の２として、これは適用でありますけれども、「この条例は、昭和６２年４月１日以後に医療機関に入院した者から適用する。」

以上であります。

同時に施行規則が添付されてありますけれども、これは議員提出議案、つまり私の提案ではありません。むしろこれは事務当局、市当局が定めるものであります。既に実施をしております町田市の例を参考までに日野市に置きかえて添付したものであります。

以上、１条から７条までの条例案の内容について、簡単に御説明をいたしました。

議会運営委員会では委員会に付託して審議するということが確認をされております。十分御審議いただきまして、条例が制定できますように、皆さんの格段の御協力をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　　これより質疑に入ります。もう一度挙手をお願いいたします。福島敏雄君。

○８番（福島敏雄君）　　何点か質問させていただきたいと思います。特にここでは議員提出議案で予算にかかわる問題、あるいは条例の制定というのが初めてだというふうに私も記憶をしておりますので、そういった観点も含めてお聞きをしたいと思います。

まず提案者にお聞きしたいのですけれども、日野市議会といたしまして、今まで特に議員のいろいろな条例制定に対する議会活動、議員活動、あるいは新たな施策を理事者に要求する、そういった議員活動、この場がかなり保障をされていると言いますか、非常に一般質問も数が多く、さらには毎年度ごとに市長に対する会派の要求、こういった予算要求などの制度も開かれていたと思います。

そういった中で、本件の条例の制定につきまして、ここに議員提出議案として提案をされるわけですけれども、今までどういう形で一般質問なりされて、この条例の必要性を説いてこられたか、私としては余り記憶にないということ、その辺をお聞かせをいただきたいということと、さらにはこれだけ議員提出議案として出そうという観点には、過去何年かそうした努力が積み重ねられてきたのではないかと思いますけれども、各年度ごとにおきます予算要求は市長にされてきたのかどうか、この辺のところをお聞きをしたいというふうに思います。まず議案の内容に入る前に、その辺の見解をお聞きをしておきたい。

また私が印象として、日野市議会の慣例といたしまして、確かに議員提出議案を出すということが議員の固有の権利ということで勉強をして条例の制定、あるいは改正といったものを出すのは、一部識者によれば非常に議員として抜けている、こういう指摘があるのも事実でありますけれども、私はそうした指摘に対しては、日野市議会においては特に発言の自由と言いますか、特に一般質問にも制限がないし、そうした中で、市長は前々から所信表明演説の中で、来年度予算編成に当たって何を考えるかといったときには、議会における指摘などはその最たるものだ、という答弁を聞いているわけでございますけれども、そうしたことは、非常に議員提出議案がないけれども、それを補う形で今まで私どもは議員活動としてやってきたという感じがしているわけですが、その辺についての御見解と、今までの御努力をお聞きをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　　お答えをいたします。

既に御存知のように、過去に老人医療費無料制度実施の促進を願う請願が全市的な運動の中で議会に提出をされ、５８年の１０月８日、全会一致でこの請願が採択をされた経過があります。

しかし、市独自の施策として、老人医療を無料化するというその施策については、国や都から老人保健法を制定をし、それが実施されている現在、国や都の方針に逆らうといいますか、反するということから、厳しく規制がされるといいますか、各市町村独自で施策をするということが、さまざまな条件の中で非常に困難がある、ということが背景にあります。

もちろん、市議団として、毎年市民の要求を受けた形で、市長に対しても、翌年度の予算編成に向けての要望書ということで、再三働きかけてきた経過はあります。特に最近、老人医療の有料化が実施をされて、ざっと３年経過したかと思いますけれども、その間、一層お年寄りを取り巻く情勢というのは厳しいものがあります。せめて見舞金という形で、その老人の医療費負担を、一部ででも補っていこうというのが、今度の提案の趣旨であります。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　　福島敏雄君。

○８番（福島敏雄君）　　それではそういう御努力の経過の中で、このものが出されたというふうに理解するわけですけれども、確かに私も、昭和５８年２月に老人医療の一部有料化が始まったときに、たしか６月の議会だったと思いますけれども、老人医療の無料化について、市側の要請を促したこともあるわけであります。

森田市長としては、大変難しい困難な条件を披瀝されて、当時、難しい、ただそれにかわる何がしかのことをしたいということで、その年の９月に、健康手当を6,０００円から１万円に引き上げられた、こういったような経過になって、現在まできているわけでございまして、今提案者が――確かに老人医療の無料化を自主的に継続せよ、こういう市民要望があることは事実ですし、そのことについて共産党の議員団の方々が一般質問で取り上げられたことも承知をしておりますけれども、こういう形で、具体的な手法として、一般質問はされていないのじゃないかという感じがして、私の感想としては、唐突な感じが否めないわけであります。

ただここで、提案者の答弁の中に、毎年の予算要求の中で、市長の方に要求をされているということでございますので、市長の方に質問をさせていただきたいと思いますけれども、よろ

しゅうございますか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

はい、それで私はそういう要求が出されているにもかかわらず、市長としては、それがどういう形で条例の制定まで行きつかなかったのか、というところについての御見解を賜りたいと思います。

それからいま一つ、６１年の１２月８日の庁内ニュースの市長の月曜スピーチ、これは後ろに第４回定例会一般質問通告一覧表がありますから、これをずっと今議会中見ていたわけですけれども、この月曜スピーチの中で、市長はこの議員提出議案に触れてコメントされております。

このことについては、一般的な市長の見解かと私は理解をします。特に地方自治の中で、議員提案権というものが非常にこれは尊重されなければいけない、という意味にとれるわけでございます。一般的に言えば、私もそのとおりだと思いますけれども、翻って、行政の長といたしまして、今まで共産党の市議団からそういった毎年予算要求がされているものが、今回、議員提出議案という形で出たということについて、市長の月曜スピーチは、何か客観的にお述べになっているような感じがします。これは行政の長として、私は、ものの考え方として、これだけ必要性のあるものというふうに理解すれば、行政がもっといち早くこういうことが目につかなければいけなかったのではないか。そういうことに触れられずに、議員提出議案というものの一般的な評価を、庁内ニュースでされているような感じがするわけですけれども、議員提出議案というものの一般的な考え方はそうだと思いますけれども、翻って、行政の長という立場で、このことが、むしろ議員サイドから出されるということについては、担当なり、行政の長なりとして、それなりの見解があるのではないか、というふうに考えますので、あわせてその辺、市長の御見解をお聞きをしておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　５８年の当時、法律改正によって、従来、老人医療無料化と言われていた制度が、老健法の制定にあわせて、老人の診療と言いますか、一部負担の制度ができたわけであります。つまり毎月初診料に４００円の負担、あるいは入院の場合に、５０日に限って１日３００円の負担、こういう一部負担制度が導入をされたということがありまして、その当時、日野市議会に三つの請願が提出され、老人医療無料の継続ないしは市の施策によってそれを補え、いろいろのそういう趣旨の請願が出されて、議会では、それぞれ採択をされた、

という経緯がございます。

私も議会に対しまして、その困難な事情につきまして、いろいろと説明をしてまいりましたし、その一応の手当てとして、老人健康手当の増額を行って、それにこたえたというふうに思っております。

今回の、議員提案による見舞金制度の条例提案でございますけれども、これは、我々も考えていたところでありまして、何か施策に対しての検討は進めなければならない、というふうに思っておりました。それは、しかし提案とは全く無関係の立場で、検討をやってきておるわけでありまして、これが我々として条例化できるかどうか、まだ未定の、検討中ということであります。

それから、私の知る限り、初めての議員提案件による条例制定の提案でございますので、つまり、議会制民主主義というものの中に、こういう制度があるということを、特に若い職員に知らせる意味で、議会制民主主義のことを少し説明した、ということでありまして、この提案についての扱いについて、特にコメントしている、ということはございません。

○議長（黒川重憲君）　　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　　私も、第１回の定例会の予算委員会の席で、このお年寄りの生活保護以外の方の見舞金なり補助金を出していただけないか、という説明をしたことを、今でも記憶しております。

そういう面で、こういうことが出てきたということは、大変あるいはいいことであるかもわかりません。しかしながら、この問題は、特に日野市だけの問題にとどまらない、と私は思うわけであります。ということは、他市にも、当然このような形で、共産党の市議団から見舞金支給に対する条例が出ていると思うんですね。そういう関係で、ぜひ他市の関係がどうなっているか、これを調べていただきたい、教えていただきたいということと、また、もしこのような形で、厚生委員会なりで検討されるということであるならば、この対象者の中の、これはお年寄りをすべて対象とするわけですから、要するに収入があろうとなかろうと、そんなことは関係なく、全員に支給できるような形をとっていただきたい、こういう形でお願いしたいんですが、まず第１点の、私が今申し上げました、他市の場合には、どのような形でこの問題が審議されておるか、これを教えていただきたい、お願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　　お答えをいたします。

今この時点で、私の知っている範囲ですけれども、小金井市で条例化が議決をされております。その他、今この時点で、どの程度の審議状況なのか、結果はどうなのかは、つまびらかではありません。したがって、委員会の審議までには、わかる範囲調べてお答えできるようにしておきたい、こう思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　　事務局の方から正確のところはわかりませんか。

○議長（黒川重憲君）　　天野輝男君、提案者に質問をしてください。

○６番（天野輝男君）　　ああ、そうですか。それじゃ私は、今回こういう形で出てきたということについては、やはり高齢化社会を迎えるに当たって、必要なことではないかな、という気持ちはします。だけれども、余り一方的に出てきますと、これはやはり重要に審議していただかなければならない。ということは、予算のかかる問題であるがゆえに、私はあえてこういう質問をするわけであります。

そういう面で、この問題は厚生委員会で審議すると思いますけれども、委員長が鈴木さんだから、聞き役に回るようにして、十分審議していただきたい、このように思います。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　　簇野行雄君。

１７番（簇野行雄君）　　まず前提として、この条例が制定されると、当然財政支出を伴うことになるはずです。そこで提案者にお伺いしますけれども、どれほどの負担増になるか、あるいは対象件数は年間見通しとしてどのくらいになるであろうか、ということがわかったら、お教え願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　　お答えをいたします。

日野の場合、対象者は６５歳から６９歳まで3,５８１名、７０歳以上が6,４８８名、合わせて１万６９名が対象となります。

そこで、町田の状況から予測するしか方法がないわけでありますけれども、町田の例をちょっと紹介いたします。町田では、対象が６５歳から６９歳までが7,３２８名、７０歳以上が１万3,６４１名、合わせて２万９６９名となっております。６０年度の実績はどうかと言います

と、5,０００円の見舞金の支給件数が３８８件、１万5,０００円の見舞金の支給が５２７件でございました。合わせて９１５件、これに要した経費が９８４万5,０００円であります。これはちょうど対象者の4.３６％に当たります。

これを日野におきかえますと、日野が、１万６９の対象者の4.３６％ということで出してみますと、４３９人ということになります。対象者の頭数がちょうど町田市の半分ですので、私は、予算としては、当面５００万を見込めば十分ではないか、こんなふうに推測をいたしております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　　箴野行雄君。

○１７番（箴野行雄君）　　ただ、皆さん御承知のとおり、日野市は高齢者比率が現在は６％ちょっと上回る程度だ、ところが行財政審議会の答申の中にもありますように、急激に高齢化時代を迎える、ことに７０歳あるいは７５歳以上のお年寄りの増加率が高いのだ、こういうことが言われているわけであります。当初予算は５００万くらいで済むかもしれませんが、老人理美容券のケースでもそうですけれども、これが1,０００万あるいは1,５００万という金額に達するのは、目に見えているわけであります。

けさほど奥住議員から一般質問の中で、円高不況に悩む企業の実態を、身をもって体験されている方として、詳しく御説明があったわけでありますし、また生活環境部長からも中小企業の実態について報告があったわけであります。私、机上では円高不況ということをいろいろ勉強しておるわけでありますけれども、非常に参考になるお話を伺ったわけであります。

今、いろいろ新聞にも出ておりますけれども、企業城下町と言われている市があるわけです。例えば北海道の炭鉱を抱える夕張市とか、鉄鋼所あるいは造船所を抱える室蘭市とか釜石市、そういうところがあるわけであります。新聞によりますと、地域の存亡が怪しくなった、自治体も危局に直面しているという実情のようであります。

いろいろの面で考えてみますと、これから中進国の追い上げということもあります。聞くところによると、韓国の人件費が日本の１０分の１だろうと言われております。今までの基幹産業である鉄鋼、造船、あるいは石炭もそうでありますけれども、過去に英国が産業革命で世界をリードしていたわけでありますが、繊維産業が日本を中心とする後進国の追い上げにあって、壊滅状態に陥ったというような例もあります。これからこういう基礎産業は同じような運命をたどるのではないか、と心配されております。農業にしてもそうです。いろいろ食糧自給の問

題はありますけれども、構造改革が迫られることは必然であります。

日野市をとって見ますと、法人住民税ですか、私、９月議会で質問したことがあるのですが、上半期の見通しから言って、減収を見込んでも２５億円ぐらいで何とかとまるのではないか、というような予測を立てていたわけですけれども、いやそれ以上だ、というような財政当局の説明もありました。いろいろ将来の下水道事業、あるいは区画整理事業等を考えてみますと、いま幾年かは何とかもっていけるとしても、６７、８年時分には財政状況が非常に苦しくなるのではないか、こういう予測を立てていたわけですが、その時期が非常に早まってきたような感じがするわけであります。

またこれは確定したわけじゃないのですが、税制改革の問題もあるわけです。住民税の税率の引き下げも必至の状況であります。けさほどの企画財政部長の答弁の中にもありましたように、来年はゼロシーリングの予算を組まなければならないのではないか、幾年か先には減収補てん債の発行も考慮せざるを得ない、また受益者負担金にも手をつけざるを得ないというような、非常に厳しい状況だ、というような説明もあったわけです。

けさほど奥住議員が、企業にとっては冬の時代の到来だ、このようなお話がございましたけれども、これからの自治体にとっても、まさに冬の時代の到来だ、こういうことが言えると思うわけでございます。

そこで、この厳しい財政状況の中で、このような処置が果たして妥当であろうか、財政状況が許せば私はあえて反対するものではありませんけれども、果たしてこういう処置が妥当であろうかどうかということは、私は、大いに疑問に感ずるわけであります。

今、日野市では、余裕資金の運用で、相当金利を稼いできたわけですが、最近収入役に様子を聞きますと、私、監査委員として聞いたわけで、これは言っていいかどうかちょっと遠慮していたのですけれども、非常に財政収支が窮屈になってきた、ことによると余裕資金の運用どころじゃない、マイナスになりかねぬ、こういうような状況であるそうであります。非常に財政状況は苦しいと言っていいと思います。

この中で、このような財政支出を伴うような条例が果たして妥当かどうかということは、大いに私、疑問を持つわけでありますけれども、提案者はどういうふうな御意見か、お伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　　お答えをいたします。

先ほどもちょっと触れましたけれども、今お年寄りをめぐる情勢は大変厳しいものがあります。政府の発表を見ましても、６５歳以上の老年人口というのは、全国で1,２３９万5,０００人、総人口の１０.２％ということで、高齢化社会に向けてその対応が求められているわけでありますけれども、特に高齢者の有病率が年々上昇してきております。厚生省の発表によりましても、人口1,０００人当たり６５歳以上の病人は５１２.４人に及んでおります。さらに生活費という点で見ますと、これも政府の発表でありますけれども、高齢者世帯の１カ月の平均所得金額が１７万8,８００円、大変苦しい生活の実態が数字の上でも明らかにされています。さらにこの家計の中で占める年金収入の割合は５１.４％という発表がされております。

こうしたお年寄りを取り巻く厳しい情勢、状況を見る中で、今、市の財政問題の立場から御指摘がありました。全体的に見て、市としてさまざまな施策をやらなきゃならないわけですけれども、私は、あれこれあるさまざまな分野の施策の中でも、とりわけ、お年寄りに対する施策というのは、ほかの経費を割いてでも、積極的な施策の充実を図るべきだ、というふうに考えております。

そういう点で、私は、年に５００万、あるいはその経過の中で、多少経費の上で上積みせざるを得ない場合もあるかもしれませんけれども、市の今の財政規模、財政状況から見て、決して過重な負担にはならないだろう、こういう判断をいたしております。

以上、お答えをいたします。

○議長（黒川重憲君）　　旗野行雄君。

○１７番（旗野行雄君）　　見解の相違と言えばそれまでですけれども、本来、こういう処置は、医療保険制度、あるいは年金制度の改革によって対応されるべき問題だ、このような老人入院見舞金というような措置をとるべきではない、と私は判断しております。受益者負担金、これにも何か将来手をつけざるを得ない、もっと大事な点を削らなければならない、というような状況も考えられるわけであります。下手をすると、森田市政も美濃部都政の二の舞いを演ずる危険があるわけであります。そのことを指摘して、質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　　何点かお尋ねいたします。

一つは、非常にこの条例の出し方が、先ほど福島敏雄議員の方から唐突的な感がある、とい

うお話があったのですけれども、よくわからない点があります。この内容に入る以前の問題ですが、これからも予算を伴う条例が議員立法として出てくることがあるわけですから、その辺かなり吟味しておきたいと思うのです。

先ほど市長の方も、自分の在任中、予算を伴う条例というものは初めてだ、というお話がありました。今回、この問題と、最終に上程に上がってきております条例が、今二つ出ているわけですけれども、同じような予算の関係を伴う条例として、最後に２本出てくるわけです。

一つ提案者の方にお尋ねしたいのは、よく議会の中で、与党、野党ということで、そういう図式があるわけですが、前回の市長選でも、米沢議員を団長とする共産党さんは、現市長を応援なすって、今の市長をいただいている与党という立場にあるわけです。普通、議会の構成を見ますと、ほとんど案件を提出する場合に、内部で調整をして、行政の方に調整を図って提出する、ということが今回なくて、与党が、それもほかの議員の紹介もないわけですが、出されてきたというその意味が、非常によくわからない。その辺、どのように努力をされてきたのか、まずそれを米沢議員にお尋ねをしたいわけですが。

○議長（黒川重憲君）　　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　　お答えをいたします。

先ほどの質問と同じなんですけれども、これまで私どもは、一つには市長選挙を戦う上で推薦した一政党として、候補者である森田喜美男氏との間で、政策協定をいたします。それに基づいて、その４年間の施策を、着実に前進を図っていく、実施に移していく、こういうことであります。その政策、公約に基づいて、市民の信託を得て市政を担当していく、こういうことでありますから、今度の老人医療の無料制度の施策に向けて、まず今の厳しい情勢の中で、とりあえずは、せめてお見舞金の支給でまず一歩を踏み出す、こういうことであります。

その政党と、候補者である森田喜美男氏との間で締結された政策協定、これは常に決まって理事者である市長からだけ提案される、というふうには、私は理解をいたしておりません。それぞれの執行部と、執行機関としての立場である市長と、議決機関である議員、議会との立場で、それぞれの立場から施策の充実、前進を図っていくということはあっていいと思いますし、その意味で、私どもは今回、日野市議会史上初めてということになりますけれども、予算を伴う条例の制定を、議員提出議案として提出をしたわけであります。それなりに、積極的な意義があると思っております。

今後とも、市長とも政策的な意見交換を進めながら、そして市民の要求をどう施策に生かしていくかという立場から、引き続き市政の発展に努力していきたい、こう考えております。

したがって、今度の議員提出議案は、決して理事者である市長を無視するとか、ないがしろにして、先行的に提案する、ということではありません。それぞれの立場から積極的な意見交換をやる中で、共産党市議団として、議員提出議案として提出しよう、こういう結論に至ったわけであります。以上です。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　これは大変重要な問題ですからお尋ねします。そうしますと、市長との間で政策協定を結んでいる、この問題についても政策協定の中に入っている、というふうに理解してよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは市長にこの点お尋ねしますが、政策協定として入っているのであれば、その辺の文案、教えていただきたいし、どういうふうに理解をされているか、御確認をしたいんですが……。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　選挙の際に、支援政党でありますとか、支援住民団体から、いろいろ政策は寄せられるわけでありまして、もちろん同じ理念に立つということで、共感のできる政策が大部分、というべきではありますが、それに私は拘束されて身動きできない、なんということも全然ないと思っております。その中から、また市民要求の中から、優先順位を決めて、可能な施策をとっていく、ということが、全体の奉仕者としての市長の任務だ、このように思っております。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　そうしますと、政策協定として取り入れている、というお話ですね。

そうしますと、かなりこの問題は、対象人数、それから予算規模については、それほど多くないということを提案者の方でおっしゃっていますが、条例の中身、内容等については、かなり重要な私は内容だろう、というふうに思います。

ですから、当然普通の常識で、いわゆる議会の暗黙の了解と言いますか、今までの沿革上から言っても、当然、こういうものは政策協定があって、出ているのであれば、市長の方にお願

いをして、そこから条例として出てくるのが通常だろうと思うんです。

先ほどのお話ですと、市長の方にはお願いしたけれども、再三、予算要望等出されたけれども受け付けてもらえなかった、ということで私は出された、というふうに理解しているのですが、それでよろしいわけですか。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　お答えをいたします。

再三市長に働きかけたけれども、提案しないからかわって提案するのだ、ということではありません。これは、御存じのように、この広い東京都内、都下も含めて、今実施しているのは町田だけです。それだけに、非常に老人医療の有料化が図られた中で、それに対応した形で、何とか少しでも補い得る施策をしよう、その一環として町田では進めているわけですけれども、日野の場合は、老人医療の無料制度との関係で、この見舞金制度が第一歩の施策として評価できるかどうかという、その評価の問題も当然絡んでいるわけですけれども、市長としても、種々検討され、そして近々のうちに提案に向けて検討されている、というお話が先ほどありましたけれども、そういう点で、結果的に、市長と議員団との意見交換の中で、今回初めて議員提出議案としてこの条例案を提出しよう、こういうことになったわけです。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　よくわからない、要するに全然わからないんです。

というのは、そうしますと、要するに常識とすれば、今のお話ですと、市長の方がお話を受けて、それを出さなかったということは、市長は賛成されていなかった、ということを意味しますが、市長、そうではないですか。これは市長にお尋ねします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほどお答えしましたとおり、主管部課に指示をして検討する、ということは行っております。それは、しかし今回の提案とは無関係でありまして、無関係というとあるいは失礼かもしれませんが、私の方が先に指示をしておる、ということでございまして、そのことについて、議員の提案権を阻止する、あるいは封鎖する、というふうには私も考えないわけでありまして、協議の上、提出されることを認めたというわけでもありません。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　そうしますと、今の市長のお話ですと、共産党の議員団の方が出された条例には賛成できなかったということを意味していると思います。反対である、ですから今議員提案として出ているわけですよ。そういうふうに理解しなかったら、こんな奇妙きてれつな話はないですよ。本来なら市長の方から条例として出されてくるのをやるわけです。それが逆ですから、それを市長の方は黙認をしているような、追認をしているような形の話をされるから混乱するのですが、明らかに市長は、この案については、条例としては反対である、ということだからこそ、議員提出として出てきたのじゃありませんか、どうですか。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　提案者は私ですので、私に向けて質問をひとつ集中していただきたい、こう思います。（「そうはいかない」と呼ぶ者あり）いや、じゃ、関連でちょっと答弁、いいですか。

○議長（黒川重憲君）　はい、米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　それじゃ、疑問だということで再三御意見が述べられているわけですけれども、くどいようですが、私ども市議団は、こういう形で、本来の自治法で定められた議案提出権、これを行使するということは、議会制民主主義のあり方から言って当然だと思いますし、今後とも積極的に施策の充実のために努力をしていきたい、こう思っております。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　これはかなり大事な問題なんですよ。本会議に出されてきて、詳しくは委員会で質疑をしてくれ、という性格のものじゃありません。ですからお聞きをしているわけですけれども、先ほどの話は、ぜひ御答弁願いたい、本質にかかわっていますから。ですからぜひこの点の御答弁をいただきたい、こういうふうに思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　質問は先ほど答えたとおりでありまして、提案権は提案権、私どもそれを認めた、そういう関係で提案されているものではない、こう思っております。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　市長も十分この辺はわかっていると思うのです。私も市長のお立場で、そこに座っていたならば、どういう思いでいらっしゃるかわかるわけです。これ以

上私もお話しませんが、一つ仮定として、私はかなり異例だと思います。

市長の方でこの条例案の提出を内部で検討した結果のめなかったということで、議案提出として出てきたと思うんです。ですから、今結果としてこういうふうにあるわけだと思います。

そうしますと、これは米沢提案者にお尋ねをしたいのですが、政策協定でそれを実行をされなかったということであれば、いわゆる憲政の常道として、市長に辞職勧告ないしは辞任を迫るのが筋ではないかと思いますが、そう考えませんか。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　そうは思いません。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　それでは私は本質的に非常におかしな現象だ、と思います。野党の方から予算を伴う法律、条例ですか、そういうものが出てくるということは十分あり得ると思います。また特殊な事情によって、超党派でそれを成立させるようなことにして出てくる場合もあると思いますが、今回のこういうふうな現象というのは、歴史に残る、どういうふうに評価されるかわかりませんが、残るような、非常に奇妙な現象だ、というふうに私は理解できます。

市長の答弁も、もう少しそれはのめなかったということに対して、ある意味で勇気を持って、行政の長としての立場をもう少し鮮明にしていただきたかったというふうに思います。

それでは詳しく中に入らせていただきますが、私はかなり異例な出し方である、というふうに理解をしているわけですが、一つは本会議でこういうふうな条例を提案される以上、私は十分な資料が必要だろうと思います。単なるこれは条例の原文だけを添付されて本会議に出されてきたということ、かなり異例であればあるほど、むしろ本会議の十分な質疑に供されるために、十分な資料を私は手元に配付されるのが紳士的なあり方ではないかと思うのですが、その点どうですか。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　先ほど町田の例から一つの必要経費を推定したと言いますか、ということで御答弁申し上げたわけです。したがって、初めての施策の提案ということですから、既に実施をしている町田市の実績を見ながら、数字的には予測をするしかないんだろうと思います。

それで、私も事務担当官ではありませんので、そう専門的な資料と言いますか、材料をそろえて提案するということにはなりません。ただ関連する必要な法律、その他若干の資料はありますけれども、質問によってお答えするのと、委員会の実質審議の中で幾つかある資料は提出していきたい、こういうふうに思っております。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　話を横道にそらせないでお願いしたいのですけれども、一つはお手元に資料があるということですから、ぜひ配付をしていただきたい。それから本会議と委員会、また本会議にかかってくるという制度の中では、本会議が決して形式的な審議でいいというわけにはいかないと思うんです。要するに、あくまでも原則は、本会議で十分な審議をして、それを細部にわたって委員会に審議付託をするということですから、それをさらに本会議で審議をするという三段のあれをとっているわけです。ですから、本会議では形式的な審議でいいということはどこにも出てこない議論ですから、ぜひ資料としていただきたい、というふうに思います。そうでなければ、十分な審議ができませんから、その辺をお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　具体的にひとつ質問していただければ、私の答弁できる範囲で答弁をし、欠けるところは委員会の審議までに可能な限り資料を整える、こういうふうにしたい、というふうに考えております。

いま御指摘の具体的な資料というのは、例えばどういう資料を求めておられるのか、その点も御指摘があればお答えしたいと思うんです。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　それでは、これは文章としても委員会で出てくるということですから、その辺の話は理解しますが、それでは、条例についてちょっと御答弁願いたいと思います。

一つは２条なんですが、これは対象者について１号、２号というふうにあります。それから２項で対象者の範囲について規定をしておりますけれども、ただ条文の羅列だけなんですね。例えば東京都の４４年の条例１０７号といっても我々の手元にはない。どういう人が入るのか、生活保護法の保護を受けている方は除くということで、要するに実態としてはどういう方が対

象になって、どういう方が対象にならないのかという、いわゆる先ほどの提案者の御説明の、低所得者層に対する対策としてこの制度を提案したのだ、というお話なんですけれども、我々の生活実感としてこの条文だけでは具体的によくわかりません。それを明確に、いわゆる年収で言うとどのくらいの対象の方なのか、条文に即して具体的なテーマとして、形として説明願いたいというふうに思います。

それからさらに具体的に規則の方で、これは施行規則ですから行政の方でつくる話です、参考程度に町田の例をひかれてつくりました、というお話なんですが、そのお話を踏まえまして施行規則の２条、所得の額についても先ほどと同じような趣旨で御説明を願いたい。さらに資料があればそれを配っていただきたい、というふうに思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　　お答えをいたします。

第２条の１項の中に(1)、(2)とあります。(1)の方は、老人保健法第２５条第１項に規定するもの、こういうことで医療を受ける資格が規定されているわけですけれども、その２５条第１項の規定というのは、以下、こういう内容であります。

第２５条――どうでしょうか、口頭で説明し、あわせてコピーを配付するようにするか、それとも最初からコピーをお配りするようにしましょうかね。どっちでもいいですけれども……。

（「資料配付を受けて、それで御説明していただきと思います」と呼ぶ者あり）

はい、わかりました。それでは以下、こういう資料をお配りしたいと思います。

一つは老人保健法の第２５条の関係、それから第２条(2)の――今、議長からちょっと御注意があったわけですが、この場で結局これから複写をとって皆さんに配付するということになりますと、休憩をとって、ということになります。そういうことで、私は省略するつもりは毛頭ありません。時間の関係もありますので、極力、終わった後早速コピーをとって皆さんにお配りできるようにしたいと思いますので、その点でひとつ御理解いただけたら幸いかと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　　今の御説明、わかりました。要するにここで終わった後で、皆さんに資料としてお配り願うということですから、それは了解いたしました。

それを了解しました上で、先ほどお話したとおり、どのくらいの所得の方がということで、

所得的な金額の前提の上でわかりやすく説明していただきたいというふうに思います。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　所得制限の基準額ですけれども、見舞金の支給に伴う所得制限の基準は、扶養親族ゼロの場合１９６万9,０００円が基準となります。扶養親族１人の場合、２３５万9,０００円となります。２人の場合が２６８万9,０００円、３人の場合、３０１万9,０００円という額になります。これは早速コピーしてお配りしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　今度の共産党の議員提出議案は、予算措置を伴う条例の提案であります。つまり、私たち日野市民が払っている税金、これを使うわけでありますけれども、共産党の市議団が６名でどのくらい税金を払っているかわかりませんが、この税金は森田市長個人の収入でもなければ、共産党市議団だけの収入でもない、あくまで日野市民の税金であります。

したがって、日野市民の税金を使う場合には、それなりの慎重なと言いますか、責任ある背景のもとに使わなければいけない、というふうに思うわけであります。したがって、今度のこの老人入院見舞金、町田市の例で資料的な説明をされておりますけれども、名だたる共産党ですから、そんな程度のことじゃない、用意周到な準備をされて提案されたもの、というふうに思っておりましたんですが、いささか先ほどの夏井議員とのやり取りを聞いておりますと、にわか提案という感じもいなめないでもない、というふうに思います。

提案者の米沢議員はベテランでありますから、この程度のことはすぐお答えできると思いますので、６２年度の対象者及び実績予想、日野市の対象人口なんかも先ほどお伺いしました。それで、実績については町田の例を出されましたけれども、少なくとも６０年度の対象老人の日野市における入院者数、これは把握されていると思います。そして、しかも予算措置の伴うことでありますから、短期入院、長期入院、その区分くらいは当然把握されていると思いますので、まず第１点としては、６０年度の今回の条例の対象者の入院者、短期、長期に分けての数字を教えていただきたいというふうに思います。

それから先ほど提案者から、年々老人の皆さんの有病率がふえているという御報告がありました。したがって、初年度の６２年度は大体５００万ぐらいの予算措置、ということを予想されているようでありますけれども、高齢化社会が年々進行してきているわけでありまして、１

０年後くらいの目安で結構なんですが、当然、年齢構成層も変わってくるはずであります。したがってこの１０年後くらいの見通しも立てていらっしゃると思いますので、日野市の対象人口がどういうふうに変わって、予算規模の問題、１０年後の貨幣価値の問題もありますから、比率的に教えていただきたいと思うんですけれども、お年寄りの皆さんの構成、これが変わってくるということを、十分予想されていると思いますので、その数字と言いますか比率、年齢構成比でも結構でございますけれども、それも教えていただきたいというふうに思います。

それから、先ほどからいろいろ夏井議員も質問して、ほかの議員ももちろんそうですけれども、私はもう少しはっきり申し上げたいというか、質問したいと思うのですが、提案の動機をお伺いしたいと思うわけであります。

一つは、条例の第１条、目的の中に、老人の生活の安定というふうなことが出ておりますけれども、共産党市議団が日野市民のお年寄りの皆さんの最近の病気とか、いろいろな有病率とかそんなもの、経済的な問題とか考えあわせて、特に最近そういう不安定な状況にあるということで御心配されて、日野市共産党市議団独自の政策としてこれを考えたのか、日野市民のお年寄りの皆さんのことを考えて、日野市共産党市議団が独自で考えたのか、あるいははっきり申し上げれば、来年の統一地方選挙がございますけれども、それに向けて共産党の、党の戦略の一環として展開することに乗っただけのことなのか、答えはわかってはおりますけれども、しかしあえて私は聞きたい。それがまず２点目であります。

それから先ほどから議員提案権と行政の、森田市長とのかかわり合いの質問がありましたけれども、議員の議案の提出権というのは、もちろん固有の権利としてあるというのはわかります。先ほど来から議論されておりますけれども、与党第一党の共産党がこういう政策を出す場合に、これまでの共産党と森田市長の関係から言えば、ある程度森田市長に政策を反映させるという形が常識的な形じゃないか、というふうに思うのです。ところが今回、共産党市議団だけの提案という形の中で出てきたこの背景の中に、市長の政策に反映させるという、いわば市長の政策の実績にするよりも、共産党だけの手柄にしたい、そういうふうな印象が非常に強いわけでありますけれども、森田市長に対しての信頼度と言いますか、そういったものが薄らいできたのかどうか、その辺のところも提案者にお伺いしたいと思います。

それからもう一つ、先ほど天野議員から他市の共産党が出している老人入院見舞金の支給の状況はどうですか、という質問が出まして、提案者が何かよく把握しておりません、というこ

とでございます。これもちょっと知ってか知らずか、驚いたわけでありまして、共産党が多摩近隣市のこの条例の状況がどうなっているか把握していないなんというのは、ちょっと考えられないわけでありますが、近隣では１１市でこれを取り上げたようでありますけれども、他市の状況を私の方から申し上げますと、これは赤旗に１１月の８日に出ておったわけで（笑声）、提案者は赤旗を読んでいらっしゃらない、自分たちが読まないのを、皆さんに読め、読めというふうに一生懸命やっておりますけれども、これは共産党がいかに――今、共産党の皆さんも盛んに笑っていらっしゃいますが、いかにもこれは唐突な提案というか、日野市民のお年寄りの皆さんを考えての提案じゃないな、ということを実感するわけであります。

他市の状況は継続が５市でございまして、否決が４市でございます。廃案が２市あるわけでございます。可決しているところは、この赤旗の報道によるとないんですけれども、提案者は他市の状況、こういう状況でありますけれども、なぜ可決というふうな形で、三多摩で老人見舞金の議案を提出したのが１１市あるわけですけれども、１１市の状況はそういう状況であります。この状況を、提案者としてはどういうふうに受け止めておるか、それも質問したいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　　お答えをいたします。

まず他市の状況ですが、私は提案に特に他市の状況が答弁として必要という判断をしていなかったものですから、控室には三多摩各市の状況のきちっとしたものはあります。これは御希望なら委員会までに、あるいは皆さんに現時点の状況は文書で御報告できるかと思っております。

それから６０年度の入院の状況と言いますか実績、それから今後１０年後くらいまでの年齢構成などの推移などについて、御質問がありました。これは、この場ではお答えできません。これは事務当局に、これまでの老人医療にかかわるレセプトですか、内容が把握できないか、ということで要請をしてみたのですが、まだ残念ながら電算機に入力していない、ということから、今すぐにはちょっと拾い出せない、という返事が返ってきております。したがって、この部分の御質問については、可能な限り資料を整えるということで、後日に譲っていただきたい、これは御了解いただきたいと思います。

それから提案の動機とか議員提出議案に対する疑問が、今の質問で投げかけられたわけであ

んでなかったのだ、ということは、これは確認してよろしゅうございますね。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　これは、再三事務当局に資料の提出を求めたのですけれども、先ほど申し上げたような理由で、今すぐには数字的にあらわせない、こういう返事ですので、今の時点では御指摘のとおりかと思います。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　今、日野市の実態の数字を把握しないでこの場に臨んだということについては、提案者が認めております。

それともう一つ、今やり取りの中で、率直に疑問に思うのは、再三、事務当局に資料提出を求めたけれども、まだそれが間に合わなかったというか、提出してもらえなかった、という話が出ておりますけれども、これはちょっとおかしいのじゃないかというふうに思うのです。そういう資料がそろって、状況を分析して、把握して初めて条例の提案、議案の提出というふうな手順が常識じゃないでしょうか。そういう実績というか、数字の把握をしないで、分析しないで、本会議場にこういう提案を出すということは、大変無責任ではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　資料を求める先と言いますか、これは主管主課と言いますか、事務当局に資料を求めるしかありません。提案前にいろいろその点の努力もしてみたんですけれども、先ほど申し上げたような状況ですので――しかし委員会の実質審議の際には可能な限りひとつ、すべて期待どおりの資料が整えられるかどうかわかりませんけれども、その努力はしてみたい、こう考えております。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　ベテランの米沢議員らしからぬ考え方だ、というふうに思わざるを得ません。委員会で間に合えば、というふうなことも言っておりますけれども、本当にいいかげんな提案だなということをつくづく感ずるわけです。事務局が出してくれなかったというより、共産党の市議団がこの政策を提案する以上は、一定のルールに基づいて自分たち自身で資料を手に入れて、そしてそれを分析する、というのが当然じゃありませんか。（「出ないからしようがない」と呼ぶ者あり）出ないならば分析ができていない、日野市の実態を把握

していない、そういう状況の中で、無責任にも統一地方選挙に向けての共産党の戦略だから、この議会に出さなければいけないのだという、そっちの方が先に立って、本当に日野市民のお年寄りの皆さんを心配してやっているんじゃない。そのことを全く、今不規則発言もありましたけれども、お年寄りの皆さんを利用している、ということを決めつけても言い過ぎではない、と私は思うわけであります。こんないいかげんな提案はどこにありますか。あなたベテラン議員でしょう、議案を出すなら、本会議場に提出するならば、いろいろな資料を把握して、そして私どもに十分説明できるような形で、納得のできる説明ができないような提案をするんじゃありませんよ。とうていこんな提案じゃ納得できない。いいかげんな提案だ、共産党の選挙に向けての戦略の一環に過ぎないということを、はからずも、提案者の答弁で私はよくわかりました。とうていこれは納得できない。日野市民のお年寄りの皆さんを利用する、こういう動きであるということを言わざるを得ない。それが違うというなら、今すぐ、あなた方が分析した資料を出してください。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　そう大きな声を出さなくても聞こえますので、ひとつ冷静に発言していただきたいと思います。

今御指摘の点ですけれども、他市の例を引く必要もないかと思いますが、私の手元に、小金井市議会で提案した際の会議録の写しがあります。ここでも同じような資料の要求がありました。しかし、やはり小金井市も、そういうレセプトの電算機への入力がされていない、ということから、すぐには資料の提出ができない、こういうことで答弁もし、また質問者もそれで納得せざるを得ないと言いますか、そういう経過が会議録であります。

ですから私はそういう意味で、今大変大きな声で非難されましたけれども、あり得ると言いますか、とり得る条件の中で最大限努力している、というふうに思っております。御了解をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　私は、ただいま大きな声を出したということで、提案者からたしなめるような発言がありましたけれども、私も一人の人間であります。感情を持っております。人間は誠意ある相談とか、まじめな相談、そういったものについては、もちろん私どもも誠意を持って一生懸命検討したい、こう思うわけであります。しかし、余りにも壇上で言っ

りますけれども、この点につきましては、この場でお答えをしておきます。

御存じだと思いますけれども、老人医療の制度は、昭和４４年に東京都が７０歳以上の方を対象に、制度化をいたしました。その後、昭和４８年に、国が７０歳以上の者を対象にして、制度を実施しました。それまでの東京都の制度は、６５歳以上の方を対象とするように改正されたわけでありますけれども、御存じのように、昭和５８年２月１日に従来の国の制度が廃止をされまして、老人保健法が施行されました。老人保健法では、医療費の有料化が行われました。医療費の一部として、外来の場合に月に４００円、入院のときは２カ月を限度として１日３００円の負担金が徴収されるようになりました。こうして、お年寄りに対する医療の負担が結果的にしわ寄せされてきている状況にあるわけです。

提案の動機でありますけれども、釈迦に説法で申し訳ありませんけれども、一つは御承知のように憲法２５条に、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」ということで規定があります。あわせて、老人福祉法では第２条で、「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として敬愛され、かつ、健全で安らかな生活を保障されるものとする。」ということで、基本的な理念が明記をされております。あわせて、日野市の老人憲章では、「老人は家庭と社会の大切な一員として、手厚く遇される」、こういう日野市の老人憲章が５７年の１月１日に制定をされてきた、こういう経過があります。

先ほど申し上げましたように、現状、お年寄りを取り巻く情勢というのは、大変厳しいわけであります。したがいまして、日野市としても老人医療に伴うお年寄りの負担がますます強まる中で、せめて見舞金だけでも支給できるようにし、その一部を助成する、そういうことが施策として今求められているのではないだろうか、こういうことで、積極的な立場からの提案であります。また動機であります。以上、お答えしておきます。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　質問の第１点でありますけれども、こういう政策を提案してくる以上、少なくとも、前年度の日野市の実績を把握していない、こういうただいまの提案者の答弁を聞きまして、共産党のいいかげんさと言いますか、無責任さというものを痛切に感ずるわけであります。これから６２年度に実施しようとする条例であるならば、前年度６０年度の入院された方の病気、どういう有病率だとか、入院された方はどういう状況だとか、そういう把握をしないで、たまたま町田市の数字をただ日野市に当てはめたというだけの、そういう

程度の資料分析というふうに決めつけてもいいのじゃないかというふうに思うわけであります。

もう少し、日野市民の税金を使う以上は、責任ある政策提案をしていただきたい、このように思うわけであります。少なくとも私は、この６０年度の資料すら提案者がその場に持ってきていないということは、納得できないわけでありまして、本来ならここで資料請求をしたいところでありますし、それこそ休憩でも求めたいところでありますけれども、いろいろ時間の関係もおありでしょうから、また提案者も相当お困りのようですから、この点については、明日でもひとつ数字を出していただきたい、このように思うわけであります。

それから他市の状況、私はこれは資料を求めているのじゃないのです。私も赤旗を見ていますから。私が言っているのは、私が質問しているのは、他市ではことごとく継続あるいは否決されている、そういう状況を提案者としてどのように受けとめておりますか、ということを質問しているのでありまして、赤旗の資料をいただきたいと言っているわけじゃないんです。そのことを改めてひとつお伺いしたい。

とりあえずそのことで、今の質問に答えてください。

○議長（黒川重憲君）　　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　　一番新しい情報と言いますか、ニュースでは小金井市が本会議場でも可決、成立をいたしております。今どこも１２月定例会開会中であります。審議も進行中でありますので、大変流動的であります。議会最終日までには、まとまった形で御報告ができるのではないか、こう思っております。

○議長（黒川重憲君）　　小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　　小金井市はそういうことのようですが、市それぞれによって状況も違うわけであります。少なくともここで一つ確認しておきたいのは、日野市は日野市の状況というのがあると思います。有病率についても、その市その市によっての保健衛生行政、あるいは病院のそういった医療行政といったものの差によって、市民それぞれの有病率というのは違いがあるはずです。

したがって、当然、日野市は日野市なりの実績というものをつかんで、そして予算の予想も出し、これを実際に行政の執行上、今後支障を来さないか、というところまで見通して提案をしなければならないわけでありますけれども、少なくともそういうことをしてなかった、つかんでいない。今ここで答弁できないというのは、そういった私が先ほど質問した数字すらつか

ていることが、建前論で格好いい、しかし、実際にそれじゃ日野市民のお年寄りの皆さんを考えてのいろいろな情勢分析をされて、資料入手されて、そして提案してきたというなら、何も大きな声を出さない。

ところが、そういうものなしに、少なくとも６０年度に何人の方が入院されたか、病院の事務長に答弁いただけばわかる、なんということはおかしい。共産党の提案者がそれを答弁できなければおかしいのです。最低そのくらいのことがなぜできないのですか。そういう準備すらしないで提案してきているから、大きな声を出したくなる。私は結構ですよ。本会議場で共産党に対して大きな声を出すと言われて、結構でございます。私の大きな声を出したことの非難と、あなた方が出している今度の提案のいいかげんさと、どっちが非難されますか。市民の皆さんが判断するでしょう。少なくとも提案者に申し上げますけれども、６０年度の最低の資料と言いますか、そのことを要求しているんですよ。それができないというから、私は先ほどから怒っているわけでありまして、その辺のところはどうですか。

提案者にお伺いしますけれども、６０年度の入院者数と言いますか、そういったものの把握がなぜできなかったのですか。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　その点については、実は控室にメモがあります。あるんですが、先ほど町田との比較で、日野市の対象者の数を申し上げました。これで町田の実績に基づいて対象者に対する支給のパーセントと言いますか、支給者へのパーセントを出し、日野に当てはめた場合はこうです、ということで、ここにメモを書き写すときに、今御指摘の６０年度の入院の実績と言いますか、件数と言いますか、それを置いてきてあります。したがって、これは先ほど幾つか資料要求がありました。それとあわせて資料を整えたい、こういうふうに思っておりますので、ひとつ御了解をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　私は先ほど来から言っているように、町田は町田の実績があろうかと思います。しかし、町田市は町田市の保健衛生行政、あるいは医療行政、日野市は日野市のそういった行政、それぞれ特色ある行政を進めていると思うのです。したがって、この有病率とかそういった問題についても、あるいは高齢者の年齢構成層もそれぞれ市によっても状況が違うから、少なくとも、日野市の税金を使ってやろうとしているわけですから、日野市

の資料を、単なる町田市との対比だけで、この場で説明しようというふうな安易な考え方じゃ、本当に私は情けないと思うわけです。

メモを置いてきたとかというふうなことでありますけれども、この提案の際に、事前に日野市の状況はこうだ、というふうな資料も、私どもに提出してもいいのではないか、このようにも思います。

それから提案者及び賛成者、全部共産党の議員です。これはほかの会派の皆さんにも話をされてもいいじゃありませんか。気持ちよく理解していただけば、全会一致で賛成できるかもしれません、状況によっては。これはこれから審議して見なければ賛成できるかどうかわかりません、いろいろな制約、条件がありますから。しかし、それ以前の問題として、共産党の今回の出し方に、だれしもが思うことは、共産党だけの人気とりでやっている、こういう印象を受けると思うんです。この議事録を読む日野市民は恐らくそう思うだろうし、したがって、そういうことを言われたくないなら、革新クラブの皆さんにも名前を連ねていただき、公明党の皆さんにも、市民クラブの皆さんにも、自由市民会議の皆さんにも署名の賛成者になってもらうような資料もいろいろ出し、皆さんに説明して、そして議会挙げて日野市のお年寄りの皆さんのために、こういう政策をやってやろうじゃないか、そういうやり方をやってもいいはずだと思うのです。少なくともそういうことをやらないで、共産党だけの点数稼ぎ、はっきり言えば統一地方選挙に向けての次元の低い考えでこれが提案されたということだけは、ここではっきり指摘して、質問を終わりたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　市川資信君。

○２６番（市川資信君）　　大勢の議員の方が質疑されました。私がお聞きしようとした点についても、お聞きした点がございます。そこで、まだ質問されていない――質問されているのですが、この部分はまだオーバーラップしてないだろう、という点について一、二お尋ねしたい、かように存じます。

まず私がお聞きしたいのは、１点は、提案者であります米沢議員と、同時に同一質問を理事者から御答弁をいただきたいと存じます。

各議員が御指摘されておりますように、初めて出ます予算を伴う条例の提案でございます。議員提出議案はもちろんいろいろな形で過去においても出されておりますが、しかし、予算を伴うこういう形のものは、初めてだったと思います。これは、理事者、提案者とも法に対して

は何ら支障はない、こういう理解でよろしゅうございますでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　ちょっと済みません、最後の部分、もう一度言ってください。

○議長（黒川重憲君）　市川資信君。

○２６番（市川資信君）　私の申し上げるのは、他の議員もおっしゃっておるのですが、その点に対する回答が明確でなかったので、私もさらにお聞きしているわけですが、いわゆる条例の制定、それも予算を伴う提案に対して、私どもは、本来予算に対しては理事者の提案権があり、執行権もある。議会においてはそれを審議する審議権、こういう一つの民主主義のルールに乗った法のもとに、議員提出議案が予算を伴うものに対しての提案に対しては、これは法的に何ら問題はないのだ、クリアしているのだということであればそれで結構なんですが、その件について、提案者である米沢議員、それから理事者からの御答弁をまずいただいてから次の質問に入る、こういうことでございます。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　お答えをいたします。

何人かから既にこの質問、出ております。私は、予算を伴う条例の提案、あるいは条例の一部改正の提案は、事前に理事者ときちっと意思統一がされていなければ、あるいは合意が取りつけられていなければ、提案できない、ということではないというふうに思っております。

他市の例を引く必要もないかと思いますけれども、小金井市の場合は、会議録でもきちんと残されていますが、野党という立場で、事前に市長とももちろん相談をして提案したものではありません。そういうことですので、私は、事前の合意なしでも、予算を伴う条例案は提出できる、こういう理解であります。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　我々の見解は、議会に対して提案されておる議案でありますので、議会の判断を待った上で検討させていただく、このように考えております。

○議長（黒川重憲君）　市川資信君。

○２６番（市川資信君）　ただいまこの提案に対して、提案者でございます共産党の米沢議員は、こういった予算を伴う条例であっても、事前に合意してなくてもいいと思うと解釈しておる、という見解のようです。今市長の見解は、議会の中の判断に任せて対応する、とい

うようなお答えで、これはあいまいで、どういうことを意味しているのかよくわかりません。まず企画財政部長か総務部長、この辺の見解はいかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　先ほど市長がお答えしましたように、この議案は議員提出議案ということで、議会で受け付けておりますので、それに基づいてのことであります。そうしますと、議会の受付の時点におきまして、これらの考え方を被瀝されてそれで提案された、あるいは上程された、ということに私は思いますので、そちらが第一義的な考え方であると思います。

しかし、先ほども申し上げておりますように、長の権限の中での予算提案権、それからまた逆に翻った１１２条――この議案が出ております議員提出議案というような、裏側の関係での問題があろうかと思います。そうした中での予算を伴うということは、非常に微妙なことで、先ほどから私も条例等の遂条解釈を見ておるんですが、はっきりしたものが出ておりません。

ただ、こういうことが言えております。予算を提出しなくても、予算上の措置が講じられる場合があるということで、それは既決予算の範囲内で、あるいは費目流用、あるいは予備費で充当できるというようなことでございます。

そうした中で、この議案に対しましては、議員提出、予算を伴う中での市長の予算の提案権を侵害するかしないか、という微妙なところでございますが、この辺のところの解釈をとりますと、この程度のものについてはできるのではないか、ということが一つ、それからまた翻りまして、それでは議員が政策的なことの議案が提出できない、という半面が出てまいります。これについては、議員の議会における長の政策に対する批判監視機能と、政策立案機能の二つを議員さんはお持ちになっておる、というようなところからいって、解釈では、これらのことについては、長の提出議案の自動承認でなく、議員が多くの発案をする努力をすることが大切である、というような結び方をしているわけです。以上です。

○議長（黒川重憲君）　　市川資信君。

○２６番（市川資信君）　　やはりただいま総務部長からお答えいただいて、なるほど法令に関しても、この予算について非常にあいまいな見解をとっているわけでございますが、今回、共産党さんから提出されました議員提指議案の老人の見舞金の件でございますが、確かにこの程度の数字であるならば、私どもは許容範囲内であろうかと思います。しかし、これは今

も、各議員からも強く指摘されておりますように、共産党議員団だけが提案者になっておって、他会派の、まして友党であるべき革新クラブさん等の署名すらこの中に賛同されていない。とすると、私どもが、もしもこれを知恵を働かせれば、随分幾日も病院に入っておられるお年寄りに対して、見舞金が少ないんじゃないか、もうちょっと多くしてもいいよ、ということも、当然これは発想の転換でありまして、なるのではなかろうか。

そうすると、これは当然、予算の執行権、提案権である理事者の分野と、議会の提案権の分野との、どこかにラインというものがあってしかるべきであろうかと思います。その見解を今ただしたところが、総務部長の見解をもってしても、大変あいまいな見解な状態であります。こういったものは、これは今回は老人見舞金の条例でございますが、あらゆる面にこれは適用されて、今後もしこれをエスカレートしていくならば、理事者と議員との間のいわゆる提案権と審議権との一つのラインというものがオーバーラップする次元が、当然発生してくるだろうと思うのです。その辺のいわゆるラインというものを、理事者はどの辺に置いておるのか。私どもは、もしこれが通るというならば、いや、１万5,０００円を２万5,０００円にしてくれよ、というものは当然これは出てきます。またほかの分野で、これから出てきます。

そうしたときに、先ほど来、いわゆるこの１２月議会の財政硬直を云々している折に、果たしてそういう――とにかく議員というものは３０人ここにおられるけれども、私ども１３人の議員団はある意味の意思統一でございますが、やはり共産党さん、革新クラブさん、市民クラブさん、公明党さん、それぞれがみんな政策を持っております。その政策を市民に訴えてこの議会に出ているわけです。おのずとその主張するところは違うわけです。どこかに一致点というものを見出して、このところにこういう金額を提示したときに、理事者に納得していただいて初めて、足並みがそろったものができるのじゃないか。今回の共産党さんの提出の仕方によりますと、はなはだ危険を伴う、今後の日野市議会に、この提案の方法ですと、危険を伴う問題が残されておる、ということを感ずるわけであります。

その点についての見解を、理事者並びにまた提案者であります提案者からの御回答を再度いただきたい、かように存じます。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　それぞれの立場からの見解は、当然あるかと思います。私は、再三申し上げるようですけれども、議員提出議案として提出をし、そして議会全体の論議の中

でまとまったものとして施策を打ち出していく、施策を充実させていくということは、大変意義のあることだと思いますし、本来、より活発な議会活動、議員活動を進める上で、積極的な役割を果たすだろう、こういうふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　先ほど答えましたとおり、議会に今提案をされている議案でございますので、議会の審議を尊重したい、このように考えております。

ただもう一つ我々が頭を痛めますのは、過去ではありますけれども、老人の当事者の方々から、この老人医療の無料化を国に求めるところであるが、それができない間は日野市で補てんをせよ、ということについての請願が、全会一致で採択をされておる、ということに対しても、多少の拘束も感じる、こういうことでございまして、それがとりあえず老人手当だ、というふうに、私どもの気持ちでは解釈をしておる、こういうことであります。

○議長（黒川重憲君）　　市川資信君。

○２６番（市川資信君）　　ただいま私の提案申し上げている次元のいわゆる回答というものが、あいまいもこで、きちっとしたラインというものが示されていない。これは非常に今後に危険性を残す議員提出議案であろうかと存じます。

ちょっとこれは引例するのにとっぴかもしれませんが、きょう７時のニュースで、こういうようなことを言っておりました。私、たまたまちょこっと見たのですが、高崎市の前に、これは引例が当たるかどうかわかりませんけれども、大変極端なカラーをした建物ができて、その周囲に及ぼす美観、精神的な問題等を考えて、今度これを規制する条例化を図りたい、ところが色の規制の数値を一体どこへ引くか、あいまいもこではいけない、いわゆるイエロー、マゼンタ、シアンの原色をもってして、何度のところに線を引くというきちっとした、条例の中に数値をもって示す、というようなことが書いてありました。

私は、それとこれとを一致させるわけじゃございませんけれども、今後この問題がもし続くとするならば、私が今考えただけでも三つや四つの議員提出議案ができると思うんです。果たしてそのとき財政的な裏づけというものがどこに求められるのか、それがまず非常に危険性がある、ということを一つ訴えると同時に、私は高齢者のために――たまたま国保運営委員会の私会長をしているわけでございます。先般、最高限度２４万円であった国保が、今回市長提案は、３４万円だったわけです。ところがあの厳しい委員会の状況の中で、私は会長として、ど

うしても市長の意向というか、値上げしなければならないという板ばさみになって、やっと31万円で皆さんの理解をいただいたわけです。その舌も冷めやらず、もう市長は既に来年度に向かって再値上げの要望らしきものを訴えてきております。

とすると、片や、片方で今まで社会に尽くした老人にいろいろな手厚い加護をしていただくのは大いに結構でございますが、今回の大幅な赤字の諸原因は老人保健法でございます。今回一般会計から、値上げしなければ7億円以上持ち出すのだ、3万人の国民健康保険の患者さんの中から7億円以上持ち出さなければならない。辛うじて3億5,000万を値上げしたいわゆる相殺によって押さえることができたわけでありますけれども、また来年上げなければ、当然のことしわ寄せと言いますか、その分を上げなければどうにもならない、一般会計からの持ち出し。ましてや今回のこの財政硬直化等を見たときに、日野市の一般会計の財政状況から見て、今回だって7億5,000万財調基金から取りくずさなければならないという現状の中で、果たして今後こういったものが矢継ぎ早に出ていったときの危険性というものを、私は憂えざるを得ないのです。ですから、この点について、やはり一つのきちんとした議員提出議案、特に条例化に伴う予算を併設するようなものに対して、一体ラインをどこに置くのか、この辺が一番大切な問題であろうかと思うのです。

その点について、私もこれは委員会付託になるというようなことを聞いておりますから、また委員会でびしびしやっていただきたいと思うのですけれども、その点についての理事者のある程度、さっきのような条文を読むのじゃなくて、見解は、こういうものはやはりさっきの色合いじゃないですが、イエロー、マゼンタ、シアンの、赤、黄色、青の、7度をもってきちっと、これ以上のものだったらいわゆる条例に抵触するんだ、7度以内のものだったらいいじゃないかという、色ですらきちっと明確なラインを引いておったことからすれば、予算を伴う問題、色じゃないんです。予算を伴う条例なんですから、今後どういう範囲内であるならば、これは、もし条例が可決された折には私ども受け入れましょう、もしそういうあいまいならば、この30人の議員はやはりまた次の選挙で全員が当選したいと思っていますよ、思っていたらこれはやると思いますよ。そういう危険性というものは常にはらんでおる。私どもは当選できればいいと思っているのですが、共産党議員団さんあたりは上からの指令で恐らくやっているのでありましょうから、もっと厳しい状況の中で取り扱ってくる、かように私は思うのです。（「そんなことはない」と呼ぶ者あり）いや、あると思うんです。そうですよ、これはやはり

我が身がかわいいのです。私はこれは２万5,０００円にした方がいい。例えば、先ほどはからずも前の簇野議員が指摘しておりました。私どもはまだ議員でなかったんですが、鈴木先輩議員が総務委員長のときだった、というようなお話は承っておるんですが、農地の宅地並み課税を、当初理事者提案は８０％ですか、８０％減免措置のものが、共産党さんが９０％に修正してきたために、それならいっそのことというので、議員団が１００％の減免措置をとった経過があった、というようなことも言っているじゃありませんか。これは我が身かわいさから、今の発想と全く同じ次元なんです。

そういうことを考えれば、やはりこういったものをやるときに、あいまいもこにしておったならば、私どもは、議会は遊びじゃないですから、やはりそこら辺の位置づけというものはきちんとしなければいけない。先ほどもまたどなたか言っていましたね。理美容券の発足当時は1,５００万か何かだったものが、もう間もなく１億に達しようとしている。ますます老人の人口もふえていく。私もこの間特養ホームのことで老人の将来のいわゆる待機組、６４歳から５５歳までの間の待機組が、確かに全国で１０.２％だ、６５歳以上の老人であるけれども、東京都はまだ６％台で納まっている、日野市も大体それに近い数値でありますけれども、しかし、１０年後には待機組がどういう形になって日野市の財政の上に重くのしかかってくる時代が、もう目の前に来ているんだ、というようなことしていれば、このような単なる数字遊び、自分の人気取り政策だけで、議員という市民を代表して、いわゆる選ばれてきている我々が、そう軽はずみな行為はとることができない。したがって、それに伴う今の自治法にしても、条例にしても、きちっと市民のだれが見ても納得できるラインというものを引いておかなかったら、私はこの問題を論議するのは非常に危険があるんだ、というふうに思うのです。

ですから、いま少しきちっとした態度の表明を私はお願いしたい、こう思います。理事者からひとつ。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　福祉施策その他弱者に対する施策を、これからも進めなければなりませんが、財源のこともございますし、ますます所得のこと、あるいは年齢のこと、それらのことがまただんだんと厳しくと言いますか、窮屈に考える方向をたどることにならざるを得ないだろう、このようなこともあわせ考えられることであります。そういう範囲で、我々はできるだけ議会の決定は尊重したい、こう思っております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　市川議員がばっちり決められたので、遠慮しようかと思ったんですが、ちょっと市長にお聞きしたいと思うんです。

昭和６０年の８月２７日に、市長さんは日野市長として日野市地域保健協議会の花輪会長あてに、老人医療の無料化に資する方策について、という諮問をいたしました。これはことしの５月に、答申となって市長に示されたわけですが、市長はこの答申を受けて、老人医療の無料化に資する方策を、何らかの形で実行するおつもりがおありだったのかどうか、その点ちょっと教えていただきたいんですが……。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そのことにつきましても、日野市は、独特に老人医療の一部個人負担に対しまして、みずからの財政負担においてでもその分を補え、ということが強く、三つの請願を全会一致で採択をされるということで、過去の経過が残っております。私はそのことに対して、極めて頭を痛めるわけでありまして、特に地域保健協議会に諮問をいたしました。それが老人医療の無料化に資する何らかの方法というのはどういうことでありましょうか、こういうことであります。その答申におきましては、特に老人という弱い立場の人に対しては何らかの思いやりが必要である、このような意味の答申をいただいておる。これに対しまして、可能なのは見舞金制度かな、というふうに考えましたので、そのことの検討をやっておる、こういうことであります。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　それでは市長のお考えでは、市長はこの地域保健協議会の答申を受けて何らかの施策を考えよう、実施してみようという具体的なプラン、一つの政策としてでき上がってきつつあったものは、今回示された議員提出議案とほぼ同一のものですか、どうなんでしょう。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　全然、同一のものであるかどうか、我々もまだ案を持っていませんので、無関係だということであります。それから、町田の多分５９年度行った制度については、資料として勉強してみよう、こういう考えでありました。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　それでは市長が独自にこの答申を受けて、何らかの老人医療の無料化に資する方策をこれからお考えになろうとしていた矢先の今回の議員提出議案だ、ということがわかりました。

提出者にお尋ねをいたしますが、今回の見舞金は、いわゆる老人医療費が有料化されていることに伴って、その医療費を肩がわりする性格のもの、というふうにとらえていいのかどうか、提出者の見解を教えてください。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　お答えをいたします。

目的のところで、はっきりその点はうたわれているわけですけれども、今、現行では、ある程度それを補うものになるだろうと思います。

ただ、今、国会の場で老人保健法の改正と言いますか、改悪が進行中であります。もしそれが実施されるということになりますと、補うというよりも、むしろ非常に名称どおりの見舞金というようなウェートといいますか、性格が強くならざるを得ないのではないか、こんなふうに思っております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　福祉部の担当の方からでも結構ですが、老人保健法の法の法の趣旨からして、町田の老人見舞金は可決の際だったかと思いますが、法の趣旨に反するのではないかということの都なり国なりの指導があった、というようなことも聞くのですが、町田の場合はこの制度を実施することによって、老健法に対する市で何らかの不都合を生じるような老人医療の分野でそういう事体は全くなかったのかどうか。福祉部長の方からでも結構ですが、いかがでしょう

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　参考的な意見として申し上げたいと思いますが、都議会において既にこの老人の有料化に対する論議がされたのを拝見したことがありますが、たしか共産党の議員さんからの質問に対して、都知事のお答えとしては、東京都としては６５歳から６９歳までのマル福的な医療の上乗せをしているので、これ以上の上乗せは好ましいとは思わない、こういうお答えがあったように思います。

そしてその後に、その他の問題として、町田の問題が出てきておりますが、町田としての当

初の条例の案というのは、かなり代替的な、肩がわり的な要素の強いものではなかったのかと思います。それが修正されたのではないだろうかと思いますが、現行、町田の方で特別厚生省なりからのペナルティーがある、ということは聞いておりません。そのように存じております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　わかりました。それでは、私は９月議会のときに、昭和６０年度の老人保健の特別会計の決算の際に、福祉部長にお聞きしたんですが、実際に、日野市のお年寄りが医療機関に病気で通院ないしは入院をなさった場合に、大体どの程度の負担をしておられるかということで、その数字を示していただくようにお願いをいたしました。

つまり、お年寄りの一部有料化されている医療費を、できるだけ軽減したいというのが、この見舞金の場合も多分その辺が提出者等の意思の底にはあると思うんです。実際に昭和５９年度の分は、この間その議会の後に福祉部長からいただきましたが、６０年度の決算も既に可決をされておりますので、認定をされておりますので、昨年度１年間に、医療機関にお世話になった日野市のお年寄りは、実際にどの程度の自己負担をしたのか、その具体的な数字を提出者にお聞きをいたします。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　お答えをいたします。

先ほど、ほかの点でも数字的な質問がされましたけれども、今ちょっとすぐお答えできるあれがありません。至急、先ほどお約束した資料の提出とあわせて、配付できるようにしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　提出者にお尋ねいたしますが、今、日野市がお年寄りに支給しております健康管理手当はお幾らだというふうに御承知なさっておりますか。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　健康管理手当総額ですか、１万ですね。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　私が先ほど医療費の一部負担の肩がわりの性格を持つものか、そうでなければ全く純粋な意味で、この表題どおり見舞金ということで、仮に健康管理手当の範囲内でお年寄り１人当たりの負担がもし済んでいるとすれば、お年寄りの医療費の肩がわり

という考え方は成り立たなくなるわけですね。ですから、その辺、提出者としてどのような位置づけをしておられるか、お考えをお聞かせください。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　先ほどもちょっと触れましたけれども、表題のとおりに受けとっていただいていいのじゃないか、こう思っております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　もし福祉部長おわかりになれば、日野市内にお住まいのお年寄りで、昭和６０年度入院なさった方、それから通院なさった方、お一人当たりどの程度の自己負担をなさったのか、その数字は今６０年度の分――５９年度分この間いただきましたから、一番新しいそうしたデータというのはございますか。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　私が出る幕じゃないかと思いますけれども、参考にちょっと申し上げますと、６０年度の実績の一部負担の状況でございますが、対象は6,３０９人でございまして、入院の１人当たりの一部負担金の額は1,８７４円、それから入院外の、外来でございますけれども、これの一部負担金が5,４８８円、合計いたしまして7,３６１円が一人ひとりの負担金の額というぐあいになっているかと思います。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　６０年度の数字から判断をすると、７０歳以上の方については健康管理手当が１万円支給されておりますから、１万円支給されているということから見れば、老人保険の医療の一部負担は、大体お１人当たり7,３６１円ということは、健康管理手当の範囲内で賄われているということは、この数字からは言えるわけですね。

ですから、医療費の肩がわりという考え方は、この見舞金条例の性格としては当たらなくなるわけですので、純粋に、肩がわりをした上で、さらに御病気をされた御老人に対して見舞金を支給するという、純粋な見舞金の支給を行うことを目的とした条例、というふうに判断してよろしいですか。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　お答えをいたします。そのとおりです。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。簇野行雄君。

○１７番（簏野行雄君）　今度は、この条例案の内容について質問いたします。

第２条の２は、これは所得制限の規定であるかと思うんですが、私、これからの財政状況も厳しい折だし、無差別福祉はまずいんだ、真に福祉は対象は社会的弱者に限るべきだ、とこういうふうに思っていますし、所得制限を設けたということは、提案者も同じ考え方だと思うんですが、これを見てみますと、所得の制限の額は、日野市規則に定める額を超える者は対象としない、ということが出ているんですが、実は私、この後についてる条例施行規則というのがありますね、これが一緒についてきたのかと思っていたのですが、いろいろ聞いてみると、これは町田市の例だ、こういうことです。

考えてみると、確かに規則までは制定する権限は議会にはないわけですから、これでいいかと思うのですが、とすると、この所得制限の規定は、全然規定があってないようなものです。内容は全然ないわけですね、規則がない以上。通例、こういう条例案が市長提案でなされた場合には、恐らく規則も一緒にくっついてくると思うんですよね。それでくっついてこないにしても、こういうふうにします、こういうふうな説明が本会議なり委員会でなされると思うんです。ところが、全然これについては、そういうことが議員提案の条例の性質上できないわけですね。所得制限については、規定があるようでこれは中身が空虚なんです。その辺、提案者、どういうふうに解釈されますか。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　お答えをいたします。施行規則ですが、これは提案の際にも申し上げましたけれども、本来、理事者、事務当局の方でまとめるべきものだと理解しております。したがって、この条例提案と抱き合わせ提案ということではありません。あくまでも、町田の例をそのまま参考資料として添付をした、というふうに御理解をいただきたいと思うんです。

それで、今御指摘のあった所得制限の点ですけれども、これは第２条第２項に所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、日野市規則で定める額を超えるものは対象者としない、こういう表現になっているわけですけれども、控除対象配偶者とはということで、参考的な資料もありますし、それから扶養親族とはどういうことを指すのか、ということで、これも資料として参考のものがあるわけです。

控除対象配偶者という表現がここにありますが、これは控除対象配偶者に該当する者は、所

得控除の配偶者控除２９万円が適用される。控除対象配偶者に該当するかどうかの判定の時期は、その控除を受ける年の１２月３１日の現況による、ということになっております。そしてさらに扶養親族については、所得税及び住民税において納税義務者の親族、児童福祉法第２７条第１項第３号の規定により、都道府県知事から里親に委託された児童、及び老人福祉法第１１条第１項第４号の規定により都道府県知事または市町村長から養護受託者に委託された老人で、その納税義務者と生計を一にする者のうち、その年分の所得金額が一定額以下である者を言う、ということになっております。

そしてここで言う日野市規則に定める額を超える者は対象者としないということで、参考資料として添付されているわけですけれども、――先ほども一度御説明しましたけれども、所得制限の基準はさっき一度説明しましたので、省略いたします。

○議長（黒川重憲君）　　簇野行雄君。

○１７番（簇野行雄君）　　提案者は私の言っている質問の意味がよくわからないようなんですね。私はこういうことを言っているわけです。

この２条の２に所得制限の規定があるわけです。これは配偶者とか扶養家族とかいうことの説明は、今提案者がなされましたね。そうじゃなく、私が聞いているのは、日野市規則に定めるという文句があるわけですね。だけど日野市規則といっても、全然ないわけでしょう、実態はね。だから所得制限の規定は、中身は何もないんじゃないか。仮にですね、さっきは町田市の例を言って、扶養家族がない場合には、単身者の場合は１９６万だというような説明がありましたけれども、これが仮に条例が通って、じゃ後で規則を定める権限は市長にあるようですけれども、市長が、いやそうじゃないよ、日野市じゃ５００万円定めますよと、こう言ったところでこれ仕方がないわけです。そうじゃないでしょうか。だから全然これはどうも欠陥議案じゃないか、私はそういうふうな質問したわけです。

○議長（黒川重憲君）　　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　　お答えをいたします。

施行規則を参考資料として添付したのは、過去の理事者の条例提案の際に、施行規則も同時に議会に提出すべきだ、という指摘があって、審議の経過の中で、施行規則が提出されたという経過がありました。そういうことから、町田市の例ではありますけれども、また本来理事者がまとめるべきものであるわけですけれども、過去の経過もありましたので、参考資料として

町田の例をそのまま引き当てた、こういうことであります。

○議長（黒川重憲君）　　旗野行雄君。

○１７番（旗野行雄君）　　私の言っているのは、これが仮に市長提案だったら、今米沢議員が言われたように、恐らく規則も一緒にくっついてくると思うんです。そして質問されたら、規則で、条例はこうなっておりますけれども、所得制限はこの額にします、という説明があると思うのです、仮に規則がついてこなくても。

ところが議員提案で出した関係上、こういう規定はあるにしても、規則までも提案権がないから、これは白紙なんですね。だから所得制限についての条項はあるにはあるにしても、全然内容は空虚だ、ということですよ。そうじゃないでしょうか。だからこれはどう定められたって仕方がないのですよ、これ可決した以上、市長に。

○議長（黒川重憲君）　　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　　その点、御指摘のとおりだと思います。本来、理事者、事務当局でまとめるべき施行規則を、過去の議会の経過の中で、参考資料として添付した方がよかろう、こういう判断で添付したわけですけれども、今御指摘のあった点を含めて、ひとつ委員会で十分審議をしていただきたい、こう思っております。

○議長（黒川重憲君）　　旗野行雄君。

○１７番（旗野行雄君）　　仮にこれは委員会にかけたって、委員会では提案者が説明上、理事者が規則はこうしますなんということは絶対言えないわけですから。そうじゃないでしょうか。審議のしようがないですよ、この点については。

○議長（黒川重憲君）　　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　　いや、それは一つの先例として、町田市の条例そのものを参考にしてまとめた条例案です。したがって、それに基づく施行規則も町田で既に実施しているわけですから、理事者それから事務当局の答弁も、もしこの条例が可決、成立すれば、こういう規則にしたい、という意思表示はできるんじゃないか、こう思っております。

○議長（黒川重憲君）　　お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後１０時１１分休憩

午後１０時５２分再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行します。簇野行雄君。

○１７番（簇野行雄君）　先ほどから繰り返して、私質問しているわけですけれども、提案者から満足な回答が返ってこないわけです。再三繰り返すようですが、この肝心の所得制限の規定について、この規定は内容が全然ない、と言わざるを得ないわけです。繰り返して申し上げますけれども、これが仮に、市長提案でこの条例案が出てきた場合には、通常の建前からいけば、これは規則も一緒にくっついてくる。規則ではこうなります、というような、たとえば所得制限の規定が、町田市の例では１９６万何がしだけれども、日野ではこうします、というようなことでないと、実質内容は、何もこの所得制限についてはない、と言わざるを得ないわけです。その辺、再度質問いたしますけれども、提案者はどう考えているか。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　お答えをいたします。

ただいまの質問ですが、これは施行規則については、議会側の議員提案の場合、あわせて規則まで提案するということができませんので、ちょっと説明に難しい点があったわけですが、提案者としてこういうふうに考えております。御指摘の条例第２条第２項の規定は、所得制限を設けるものでありますけれども、その所得額、所得の範囲及び所得の額の計算方法は、老人の医療費の助成に関する条例施行規則、これは東京都の規則ですけれども、昭和４４年東京都規則第１７４号の第２条、第３条及び第４条で定めるもの、これと同額のもので、日野市の規則として定めるように、条例成立と同時に理事者の方に要請をしたい、このように考えております。

そして、それはすでに先ほどの説明でいたしましたけれども、その中身というのは、もう一度繰り返しますけれども、この東京都の老人の医療費の助成に関する条例施行規則第２条では、所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族がないときは、１９６万9,０００円とする。１人扶養親族がいた場合には２３５万9,０００円、以下ずっと省略しますけれども、そういう施行規則がございます。これに沿って、市の規則を設けるように、理事者の方へ成立した段階で要請をしたい、こういうふうに提案者としては、考えております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　　簇野行雄君。

○１７番（簇野行雄君）　　それは提案者がこう考えているというだけで、この条例案はそれについては全然拘束していないわけでありまして、また規則については、市長が制定権を持っておりますので、要望してこれを市長がのむかのまないかは、我々が拘束するわけにはいかないわけです。それを再三私は言っているわけです。本来、こういう条例を、議員提案で出してくるということは、無理である、そういうことを私は言っているわけです。欠陥条例と言わざるを得ない、こういうことです。

○議長（黒川重憲君）　　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　　欠陥条例案という御指摘ですけれども、決してそのようなことはございません。ただいま申し上げた老人の医療費の助成に関する条例施行規則の第２条、３条、４条、これに基づいて町田市では、規則をまとめておりますし、日野市でも条例案が成立した時点で、理事者側に要望したい、というふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　　簇野行雄君。

○１７番（簇野行雄君）　　それは提案者、幾度も言われることで、理解するんですけれども、単に要望にとどまって、さっきから言っているように、規則については市長に制定権がある、こういうわけです。だから市長がそれをのむか――同じことを言うようですけれども、のむかのまないかは、市長の判断次第と、議会で拘束するわけにはいかないわけです。町田市の例を再三繰り返すようですが、町田市の例は参考に過ぎないわけですよ。参考資料ですよ。

○議長（黒川重憲君）　　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　　お答えをいたします。

再三申し上げているように、規則については、議員提出議案の場合、条例と抱き合わせで提出するわけにはまいりません。したがって、条例が成立した時点で、先ほど申し上げたような内容で、理事者の方に要請をして、規則をつくっていただく、こういうことでございます。御理解を賜りたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　簇野行雄君。

○１７番（簇野行雄君）　　いずれにしても、今言ったような趣旨で、この議員提出の条例案は、欠陥議案だ、と私は言わざるを得ない。したがって、私としては、委員会に欠陥議案を付託するわけにはいかない、こういうふうに考えます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　　竹ノ上武俊君。

○２９番（竹ノ上武俊君）　　２９番。

まず意見を申し上げる前に、提案者に質疑をさせていただきたいと思います。この条例は、第２条の第２項の中に、日野市規則を定めることを強制をいたしております。そして提案者が説明されましたように、参考文ということで、その日野市規則の見本が添付されております。通常議案提案の場合には、条例以外については、残念ながら今の日本の法律の中では、規則にまで議会が介入して決定権を持つということが、保障されておりません。したがいまして議案提案を議員提出において行う場合には、条例本文だけを提出をする、こういうのが通則ではないかと思います。私はその例といたしまして、それが通った例が小金井市でもあるのではないかと思いますので、関連して提案者に質問する次第です。小金井市議会では、超党派で議決されたそうでございますけれども、やはり小金井議会におきましても、議員の提案権をめぐりまして、やり取りがあったことと思います。その中で、この日野市規則というのは、――小金井市の場合は小金井市規則でしょうけれども、ないではないか、どういうことになっているんだ、というやり取りがありまして、これはあったというふうに私は推測をいたしております。そしてその際に、今、提案者が説明されたような形で、小金井議会でも満場一致、事務局等も含めまして、規則というものは、こういうふうにして参考例として出して、条例案を可決して、理事者側に送るんだ、とこういうふうに通ってきている、というふうに考えているわけですが、もし提案者の方でその事実について御存じであれば、御説明いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　　先ほども答弁の中で触れましたけれども、小金井市の場合も、この条例案の第２条第２項に関連して、提案者としての一つの考え方ということで、提案の際に説明をしております。それは先ほど申し上げたような内容で、東京都の老人の医療費の助成に関する条例施行規則第２条、第３条、第４条に基づいて、規則をまとめられるよう、理事者に要望したい、という一つの考え方が示されて、条例の審議が行われております。小金井の場合は以上です。

○議長（黒川重憲君）　　竹ノ上武俊君、賛成者の一員でありますので、質疑はなるべく省略してください。

○２９番（竹ノ上武俊君）　　はい。先ほど簗野議員からの意見というような形で、これ

は委員会に付託できない欠陥条例である、ということを申されております。しかし、今提案者から説明がございましたように、この条例は必要にして十分な条件を備えている適正な条例案であり、また町田市では、同等の条例で現実的にも行政が執行されているわけでございます。ですから、この条例案は、完璧な形で委員会付託が可能なものである、というふうに思います。

なお、先ほど不規則発言で、本文の中に付則としてそういうものを入れるべきではないか、という御意見が聞こえたような気がいたしました。元来日野市市税条例をごらんになっていただけばおわかりになりますように、付則というのは、その条例改正等をしていく中で、必要な細目を、条項をつくりまして、つけ加えていくものが、いわゆる付則と言われるものでございます。

この所得制限など、こういう考え方については、日野市市税条例等におきましても、施行規則という形で、別に市当局がつくる、というふうになっております。これは、当然、条例等はすべてそういう仕組みに――法律もそうでございますが、なっているわけでございますので、その辺を我々は理解して、委員会で審議すべきではないか、というふうに思っております。関連質問した次第です。以上です。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　今、賛成者竹ノ上議員がいろいろ提案者に質問するというやり取りがありましたんですけれども、本来、今のやり取りを聞いておっても、提案者が我が会派の簇野議員に対して説明しなければならないというか、そういう役割といいますか、そういったものを、この賛成者の竹ノ上議員がやっているのを聞いておりますけれども、その辺のところが、提案者に対しての準備不足を補ったようなそんなような感じを否めません。

さて、いろいろ施行規則のことでもいろいろ議論されているんですが、私は、このように考えます。まずこの提案の、議員が条例を提案される場合の手順といいますか、運び方、そういったことからとらえてみたいと思うんですが、これは地方自治法の２２２条ですか、議会の議員が予算を伴う条例案――まあ２２２条に「普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。」というふうにあるんですが、この議員の場合においても、議会側が提案する場合においても、同様のことが言えると思うんですが、「普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員又はこれらの管理

に属する機関は、その権限に属する事務に関する規則その他の規程の制定又は改正があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、又は改正してはならない。」というふうにあるんですが、これの解釈でありますけれども、「議会の議員が予算を伴う条例案、その他の案件を提出する場合は、本条の趣旨を尊重して運営されるべきものであって、あらかじめ執行機関と連絡の上、財源の見通しを得る必要があろう。規則、規程について委員会又は委員にかかるものは、当該委員会又は委員が予算の執行を委任されている場合は別として、規則又は規程の制定の際は、あらかじめ長と協議し、予算上の措置が適確に講ぜられているか、又は費目流用、予備費充用の手続がとられるかを確定しておく必要があろう」というふうに、なっております。

先ほどからのやり取りを聞いておりますと、市長の方もこの提案に対しての、議会側が提案していることだということで、また提出者の方は、共産党の独自の政策として提案しているというような形の中で、執行部との予算上の打ち合わせをしていなかった、という印象を受けるわけであります。今この施行規則で私どもが特に問題にしているのは、予算の措置を伴うこの根拠が示されていない、というところに一番の疑義を呈しているわけであります。したがって、まず一つは、この条例案に対象の範囲といいますか、というものを盛り込んで出すかということしか方法はないのではないか、というふうに思うわけであります。そういったこの予算的な、議員が提出する場合には、この議員提出議案として出す場合には、予算措置の打ち合わせをする、そういう形の中で、この条例の中に盛り込んでおく、というふうな形でやるしかないんではないか、という解釈であります。

したがって、議案の提出権というのは、ある程度の制約があるのかな。たとえば予算措置を伴わない条例とかそういったものは、何ら問題ないわけでありますけれども、予算措置を伴う場合には、あらかじめ執行部と予算措置上の打ち合わせをするというか、協議をする。そしてある程度的確な手続がとられて、背景が、裏づけがきちんとできた形で、この条例として提出する、ということが手順ではないだろうか、というふうに考えるわけであります。その辺のところを、ひとつ提出者にお伺いをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　　地方自治法の第１１２条で議員の議案提出権が規定されております。事前に理事者の合意なり了解がなければ、この議案提出権が行使できない、というこ

とになりますと、事実上この自治法の規定は空文化してしまう、ということになろうかと思います。

私は、小金井の例を見ましても、野党の立場から、事前に市長と協議もし、あるいは意見交換もした、ということではありません。独自の立場から提出をし、条例が成立をいたしております。それを受けて、理事者がどうするかは、理事者の方の判断になるわけですけれども、少なくとも、市民を代表する議会が決めた条例であれば、理事者としてもそれを尊重し、一番近い議会といいますか、次の機会に予算化するということは、当然ではないか、こういうふうに思っております。したがって、私は、与党であれ、野党であれ、理事者との事前の合意、了解は必要ない、というふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　小金井議会がどういう形で可決したかは、それはわかりません。いろいろ解釈の仕方は、それぞれの議会でも、それぞれの議員によっても違うかと思います。で、私が今申し上げているのは、議員の議案提出権を否定するものではないんです。これは当然認められているわけでありますけれども、しかし、この予算措置を伴う場合には、あらかじめ執行部との予算上の協議をすべきである、というふうに、自治法の２２２条にもそのように書いてあるわけですね。しかも、施行規則のことは、これは議会側が決めることはできない。

１４条で条例は議会の議決を得て定立される自治法規であるのと同様、規則は普通地方公共団体の長が定立する自治法規である、というふうに、明確にうたってあるわけです。したがって、議会側がこれを決めるわけにいかない。かといって、予算措置を伴う条例の審議に、予算的な背景がどうなるのか、その根拠がどうなのか、というのが明確にならないままに審議するわけにいかない。これも私は常識的な考え方だろうと思うんです。ですから議員が、議案の提出権をできないということを言っているわけではない。先ほども申し上げましたように、予算措置を伴わない条例案とか、いろんなそういう議員の議案の提出は何ら差し支えないわけであります。しかし、事、予算措置の伴うそういう議案を提出する場合には、あらかじめ執行部との予算的な打ち合わせをするべきである。しなければならない、というふうに、地方自治法の第２２２条に明確に規定されているわけであります。そういう解釈から立てば、議員の側で、あくまで今回の条例案を正常な形で審議をする、議会の立場で審議をするということである

ならば、この条例の中に盛り込むべきではないか、改めてそういったものを盛り込んだ条例案を提出してきたらいかがか、と思うわけです。いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　　お答えいたします。

前段の議員提出議案、議案の提出権に関連した発言の部分は、見解が異なるようであります。私は議会側は独自の立場から議案を提出できる、という判断をいたしております。

それから規則の部分を、今の御指摘ですと、条例案に、条文に盛り込んだらどうか、という意味の御意見のようでありますけれども、私は先ほど御説明したような、やはり規則をもって施行すべきだ、とこう思っております。それは規則の部分については、条例可決後に理事者の方で、その条例に沿ってまとめるべきものだ、こういうふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　　竹ノ上武俊君。

○２９番（竹ノ上武俊君）　　２９番。

ただいま小山議員が読み上げました地方自治法の第２２２条、この全文について事務局をして読み上げていただきたいと思います。

その発言の理由は、小山議員の発言が、議会の議員の権限がここで規制されているかのごとき発言であったので、これは普通地方公共団体の長の予算執行と、議案提案に対する規制事項であると思いますので、全文を読み上げていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　では、議会事務局長より朗読いたさせます。

○議会事務局長（佐藤智春君）　　それでは私朗読いたします。

第２２２条「（予算を伴う条例、規則等についての制限）普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。」

２項です。「普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関は、その権限に属する事務に関する規則その他の規程の制定又は改正があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、又は改正してはならない。」以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　　小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　今の点でありますけれども、２２２条で予算措置を伴うこの条例とか政策、そういったものについては、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、議会に提出してはならないと、いわば制限といいますか、そういったことが理事者に求められたわけです。同様の考え方で、議員が提出する場合においても、同じである、というふうに私は解釈して、言っているわけであります。そのことをまず明確に申し上げておきたい。

それからもう一つは、全国町村議会議長会から発行されているこの議員必携にも書いてあります。１８０ページに議員提案のものが予算を伴うものであるときも、地方自治法の第２２２条の趣旨を尊重して運用されるべきである、と、よく読んでください。そういうことで私は指摘したわけでございます。

そこで、したがってこの予算的なこの措置、この背景が的確な措置を講じられないうちに、議会に提出するということはむちゃだということは、議員側が提出する場合でも同様である。したがって、この予算的な措置の打ち合わせを、先ほどの質疑でも市長も、提出者もそのことについてはしていないというふうなやりとりをしておりましたけれども、その辺についても、この不備を指摘できるわけでありますし、それからこの施行規則が、議会側でこれを決めるわけにはいかないということが明確にできている以上、先ほども再三来言っているように、提出者は条例が可決されてから、理事者側が施行規則をつくるべきだ、というふうなことを言っておりますけれども、しかし、それでは歯どめが全然きかなくなる。先ほど市川議員も申し上げましたように、一定の歯どめが必要ではないか。執行部側、理事者側の予算的な背景を全然無視して、次から次へといろいろな予算措置を伴う議案、あるいは条例を議会側から出したらどういうことになるか。議会が混乱するだけであります。今回の例は、初めてのことですから、したがって、余計慎重に取り扱わなければならない。今後に大きな影響を与えますので、今後の議員の提出権のあり方に、一定の方向づけをする大事なことだと思うので、私は執拗にこのことを提出者に食い下がっているわけであります。その辺のところをよく考えて、条例は条例として決めて、予算的なことは後は理事者が条例に従って決めればいいという、そういう無責任な形での審議をするわけにはいかない。一定の歯どめが必要であろう。じゃあその歯どめをどうするか、ということになれば、地方自治法の第２２２条の、この解釈に従って、一定の歯どめをする必要があろう、ということを私は申し上げておるわけであります。いかがですか。

○議長（黒川重憲君）　　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　　お答えをいたします。

何度問われても同じ回答、答弁になるわけですけれども、私は、本来的に議会としての議案提出権というのは存在していますし、またそれは必要に応じて行使すべきだ、というふうに考えております。そのことが、とりもなおさず、市民の福祉向上につながるということなら、なおさらに、積極的な議案提案をしていく必要がある、というふうに、考えております。

○議長（黒川重憲君）　　小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　　私は、議会側が考えるこの政策、まあこれはいい政策であればどんどん提案すべきだろうというふうに思うわけで、そのことを頭から拒否しているわけではない。議会のルール、そういったものをきちんと確立してやっていかなければ、今後に混乱を来たしますよ、行政執行上大変なことになりますよ、ということを申し上げているんです。

この２２２条の解釈の中に、もう一度申し上げます。「議会の議員が予算を伴う条例案その他の案件を提出する場合は、本条の趣旨を尊重して運営されるべきものであって、あらかじめ執行機関と連絡の上財源の見透しを得る必要があろう。」当然のことであります。それをやって、そういう背景のもとにこの議会に提案をする、そういうことであれば、我々は審議すること自体を拒否するわけじゃないんです。そういうことが全然されていない。ですから、この条例案は欠陥であるから、きちんと私どもが審議できるようにお直しになって、もう一度提出されたらいかがですか、こういうことを申し上げているんです。何もむちゃくちゃなことを言っているわけではない。どうですか。

○議長（黒川重憲君）　　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　　お答えをいたします。

議員の議案提出権ということで、自治法第１１２条に次のように明記されております。「普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。」「前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の８分の１以上の者の賛成がなければならない。」。さらに、「第１項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。」この自治法の規定に沿って、提案をしているわけであります。

今の疑問の提起は、私の見解と異なります。

○議長（黒川重憲君）　　小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　私は、今の提出者の自治法何条でしたっけ。１１２条、それは当然であります。その権利を保障されているわけですね。しかしその中にあって、２２２条のこの解釈で、予算措置を伴わないものについては、今言った１１２条の規定によって何ら問題がないわけです。いいですか。そのことはよくわかるわけです。何ら問題がない。１１２条の解釈は全く問題ないんですよ。しかし予算措置を伴うものについては、２２２条の制約を受ける、ということなんです。そこら辺のところをはき違えていては困るわけです。１１２条はよくわかりますよ。しかし予算措置を伴うものについては違うんだ、ということを再三申し上げている。

また私どもが常識的に考えても、予算的な背景のないものを、次から次へと議会で可決すれば、後は理事者側で施行規則を決めればいい、対象の範囲を適当に決めればいい、そういう無責任な審議はできない。そういう無責任な条例をつくることはできない。先ほど来から申し上げているように、予算的な背景を持って、この審議をするということが、原則だろうと思うんです。

ですから、今度の条例の案についても、施行規則がない、ないというよりも、議会側からこれを決めることはできないと明確にうたっているから、したがって、この条例案の中にそういったものを盛り込んで、もう一度提出するというのが、一番ベターではないか、このように申し上げておるんです。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　先ほどから同じことの繰り返しでありますけれども、すでに町田でこの施策が実施をされ、そして、過日は小金井市で、市議会で野党から提出をされた条例案が、可決、成立を見ております。その会議録によりましても、事前に理事者と意見交換をするとか、協議をしたとか、こういう経過は全くございません。もし、今、小山議員が言われているようなことが是とすれば、小金井市の条例の可決成立は瑕疵あるもの、こういうことにならざるを得ないと思います。そんなことはあり得ません。私はあくまでも議会、議員としての議案提出権、予算を伴う条例の提出権というのは、本来的に保障されている、こういう理解であります。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君。

○１９番（板垣正男君）　今予算の伴う条例提案のことで、いろいろ小山議員が質疑を

行っておりますけれども、確か私の記憶では、２年くらい前ではなかったかと思うんですが、当時の厚生委員会で、福祉の条例改正案が付託されて、審議されたことがございます。予算を伴うものでありましたけれども、その委員会の審議のときに、当時の自民党の古谷太郎議員が、修正案を提出いたしました。それにはもちろん何人かの賛成者もおったわけでありますが、予算を伴うものであったわけであります。委員会と修正の案に伴う金額が伴ったわけでありますけれども、当時、野党の議員の立場で、事前に理事者側と協議を行って、了解を得たというようなことは聞いておらないわけでありまして、ここで事務局に確認したいわけでありますけれども、その際の修正案の提案の内容を、ひとつお示しいただきたいと思うんです。

○議長（黒川重憲君）　　わかりますか、当時の内容。

板垣正男君、後ほどでよろしいでしょうか、今わかりませんので。

小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　　ただいま議事進行で板垣議員が発言されましたけれども、厚生委員会における修正、修正は古谷太郎議員 ── かつて私どもと嘱した古谷太郎議員でありますけれども、の、提案によって修正案を出された、予算措置は伴うんだ。修正案、あたりまえであります。修正案を出せば、予算の組みかえをやって出すわけですから。提案とは違うわけです。そういう解釈は全く違うわけでありまして、もう論理のすりかえ、とはっきり言わざるを得ないわけであります。

それからちょっと角度を変えて質問いたしますけれども、町田で実施しているということですが、町田の場合これは議員の提出議案として出たあれですか。提出者、確認していますか。これは理事者側から出された条例ですか、どちらなんですか。

○議長（黒川重憲君）　　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　　お答えをいたします。

確か理事者提案だったと思います。

○議長（黒川重憲君）　　小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　　ですから、町田市と日野市と全然違う。町田市の場合は、理事者が提案ですから、この施行規則の問題は何らないわけです、理事者が決めるわけですから。しかし今回は日野市の市議会の場合には、議員の方からの提出であるから全然違うわけです。場合が違う。そのことをはっきり指摘しておきたいわけです。提出者はその辺のところを勘違

いしている。その辺のところも、明確に指摘をしておきたい。したがって、その点について納得いかないんだという、私の考え方について、改めてまた答弁をひとついただきますけれども。

それからもう一つ、予算措置の伴うもの、それについて、執行者と打ち合わせ協議するというか、そういったことを市長と――提出者は先ほど全然相反する、まだ協議していないというふうなことでありますけれども、もう一度確認したいと思います。市長、提出者、それぞれ確認したいと思います。この条例提出に当たって、予算的な措置について、明確な打ち合わせをされたのかどうか。していないという答弁でありますんで、それを、もう一度確認をしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　御審議の経過を今うかがっておりまして、特に御苦労かけておる状況に、我々も発言させていただく時期をはかっておりました。それは議員の提案権はもちろん尊重されるべきでありますが、予算を伴う議案というのは、やはりおのずからの節度がなければならない、このように考えるわけであります。そして、また議会と長との権能という関係から、その打ち合わせは、私は議長と市長の間で行われるものであって、仮に与党であっても一会派と行うべきものではない、とこのように思っております。

予算のことで打ち合わせをしたこともないわけでありますが、この際私はこの議案は、議会御意見に基づいて、私どもに、つまり執行機関に預からしていただいて、執行機関からしかるべき議会の御意見を聞いて、提案をさせていただくということが、一番適切な収拾ではないか、というふうに考えております。大変、僭越な発言ではございますが、特に予算を伴う議案に対しては、そのように今後ともあってほしい、とこのように思っております。

○議長（黒川重憲君）　　小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　　ただいま森田市長から、大変、見識のある明快な答弁をいただきましたんで、ここで休憩を求めたいと思います。いかがでしょうか。（発言する者多し）

○議長（黒川重憲君）　　静粛にお願いいたします。

大変時間的にも厳しい局面に来ておりますので、もうしばらくお待ちをいただきたいと思います。

お諮りいたします。１２月１７日は休会の日でありますが、議事の都合により、特に会議を開くことにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　　御異議ないものと認めます。

よって１２月１７日は特に会議を開くことに決しました。

お諮りいたします。１２月１７日の会議は、議事の都合により、特に午前０時に繰り上げて開くことにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　　御異議ないものと認めます。

よって１２月１７日の会議時間は、午前０時に繰り上げることに決定いたしました。

本日の未了日程は、あすの日程といたします。

本日は、これにて延会いたします。

午後１１時４５分延会

12月17日　水曜日　（第8日）

昭和61年
第4回定例会

日野市議会会議録（第41号）

12月17日　水曜日　（第8日）

出席議員（29名）

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋　徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋　博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良悟君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	旗野行雄君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	23番	黒川重憲君
24番	古賀俊昭君	25番	谷　長一君
26番	市川資信君	27番	石坂勝雄君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員（1名）

22番　秦　正一君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	中村亮助君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	建設部長	伊藤正吉君
福祉部長	高野隆君	水道部長	永原照雄君
病院事務長	大貫松雄君	教育長	長沢三郎君
教育次長	小山哲夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	富樫和美君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　大迫曄子君

議事日程

昭和６１年１２月１７日（水）

午前１０時開議

（議案上程）

日程第１　議員提出議案第１０号　日野市老人入院見舞金の支給に関する条例の制定について

（請願上程）

日程第２　請願第６１－２１号　黒川地区市民広場並びに地区センター新設に関する請

願

日程第　3　請願第６１－２２号　　市立第四小学校校庭の排水に伴う下水の整備に関する請願

日程第　4　請願第６１－２３号　　千代田自動車㈱工場跡地の計画一部変更に関する請願

（撤　　回）

追加日程第　1　　議員提出議案第１０号　　日野市老人入院見舞金の支給に関する条例の制定の撤回について

本日の会議に付した事件

日程第１から第４及び追加日程第１まで

午前３時５３分開議

○議長（黒川重憲君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２９名であります。

（「議長」と呼ぶ者あり）市長。

○市長（森田喜美男君）　ただいま議場において審議の進められております、老人見舞金条例の制定の件につきましては、近く機会を見て、執行機関側において提案をする用意を持っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　議員提出議案第１０号、日野市老人入院見舞金の支給に関する条例の制定について、提案理由の説明中でありますけれども、ただいまの市長の発言を受けまして、この議案については取り下げをいたします。

○議長（黒川重憲君）　ただいま議員提出議案第１０号、日野市老人入院見舞金の支給に関する条例の制定の件について、提案者より撤回したい旨の申し出がありました。

この際、議員提出議案第１０号の撤回の件を日程に追加し、先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。

よって、本件を日程に追加し、先議することに決しました。

これより議員提出議案第１０号、日野市老人入院見舞金の支給に関する条例の制定の撤回の件を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。

よって議員提出議案第１０号、日野市老人入院見舞金の支給に関する条例の制定の撤回の件は、これを承認することに決しました。

これより請願第６１－２１号、黒川地区市民広場並びに地区センター新設に関する請願の件

を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６１－２１号の常任委員会への付託は、会議規則第１３８条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第６１－２２号、市立第四小学校校庭の排水に伴う下水の整備に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６１－２２号の常任委員会への付託は、会議規則第１３８条の規定により、議長において文教委員会に付託いたします。

これより請願第６１－２３号、千代田自動車㈱工場跡地の計画一部変更に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６１－２３号の常任委員会への付託は、会議規則第１３８条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

本日の日程は、すべて終わりました。

本日から始まります常任、特別委員会は、お手元に配付しました日程表のとおりです。委員の皆様には日程表に基づき御参集願います。

次回本会議は１２月２２日、月曜日、午前１０時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午前３時５８分散会

12月22日　月曜日　（第9日）

昭和61年
第4回定例会

日野市議会会議録（第42号）

12月22日　月曜日　（第9日）

出席議員　（30名）

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋　徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋　博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良悟君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	旗野行雄君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦　正一君
23番	黒川重憲君	24番	古賀俊昭君
25番	谷　長一君	26番	市川資信君
27番	石坂勝雄君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員

（な　し）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	中村亮助君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大貫松雄君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	富樫和美君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　小野口純子君

議事日程

昭和61年12月22日（月）

午前10時　開議

（議案審査報告）　（総務委員会）

日程第1　議案第123号　日野市立日野第四中学校給食室建築工事請負契約の締結について

日程第2　議案第124号　日野市立日野第四中学校給食室給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結について

（総務・文教・厚生・建設）

日程第　3　議案　第１１５号　昭和６１年度日野市一般会計補正予算について（第4号）

（厚生委員会）

日程第　4　議案　第１１３号　日野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　5　議案　第１１４号　日野市立障害者福祉施設条例の制定について

日程第　6　議案　第１１６号　昭和６１年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第２号）

日程第　7　議案　第１１９号　昭和６１年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第１号）

日程第　8　議案　第１２０号　昭和６１年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第２号）

日程第　9　議案　第１２２号　昭和６１年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第１号）

（建設委員会）

日程第１０　議案　第１１７号　昭和６１年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第３号）

日程第１１　議案　第１１８号　昭和６１年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第３号）

日程第１２　議案　第１２１号　昭和６１年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第２号）

日程第１３　議案　第１２５号　農業共済無事戻金の交付について

（請願審査報告）　（総務委員会）

日程第１４　請願第６１－１２号　国鉄の安全・サービス要員の削減に反対し、安全と利便の確保をもとめる請願

日程第１５　請願第６１－１８号　「大型間接税」導入阻止に関する意見書決議を求める請願

日程第１６　請願第６１－２０号　「大型間接税の導入にむけた一切の準備作業をやめるこ

とを要請します」に関する請願
（文教委員会）

日程第１７　請願第６１―１７号　「４０人学級即時完全実施」のための日野市議会の意見書を求める請願

日程第１８　請願第６１―２２号　市立第四小学校校庭の排水に伴う下水の整備に関する請願
（厚生委員会）

日程第１９　請願第６１―　８号　老人保健制度等の改善に関する陳情
（取り下げ）　（建設委員会）

日程第２０　請願第６１―１１号　中高層建築物事前協議の受理と事務促進に関する請願
（継続審査）　（総務委員会）

日程第２１　請願第６１―１５号　地元零細建設業者の保護育成のため受注機会の拡大を促進し、自治体公共工事の適正価格に対する請願
（文教委員会）

日程第２２　請願第６１―　９号　東京都立商科短期大学商学科二部の昭島校舎存置に関する請願
（厚生委員会）

日程第２３　請願第６１―１４号　「修築資金融資制度」改善・拡充、「市民住宅相談窓口」の住民への宣伝の強化、制度内容の改善・拡充に対する請願

日程第２４　請願第６１―２１号　黒川地区市民広場並びに地区センター新設に関する請願
（建設委員会）

日程第２５　請願第６１―　２号　程久保６６２番地地域山林緑地保存に関する請願

日程第２６　請願第６１―　６号　市道新井第２９号線の暗きょ排水施設に関する請願

日程第２７　請願第６１―１６号　ロードパレス２（仮称）建築計画に関する請願

日程第２８　請願第６１―１９号　日照を阻害する樹木の移植または、伐採に関する請願

日程第２９　請願第６１―２３号　千代田自動車（株）工場跡地の計画一部変更に関する請願
（中間報告）

日程第３０　特別委員会中間報告の件

（継続審査議決）

日程第３１　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第３２　スポーツ・公園対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第３３　廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第３４　交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（議案上程）

日程第３５　議員提出議案第１１号　少額貯蓄非課税制度の現行維持を求める意見書

日程第３６　議員提出議案第１２号　大型間接税導入反対に関する意見書

日程第３７　議員提出議案第１３号　シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する意見書

日程第３８　議員提出議案第１４号　４０人学級即時完全実施を求める意見書

本日の会議に付した事件

日程第１から第３８まで

午後１時４９分開議

○議長（黒川重憲君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２７名であります。

これより議案第１２３号、日野市立日野第四中学校給食室建築工事請負契約の締結、議案第１２４号、日野市立日野第四中学校給食室給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（小山良悟君）　それでは、本議会において、総務委員会に付託された議案につきまして、審査の経過と結果を御報告いたします。

議案第１２３号、日野市立日野第四中学校給食室建築工事請負契約の締結について、議案第１２４号、日野市立日野第四中学校給食室給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結について、御報告申し上げます。

議案の第１２３号は、主なる質疑は、第四中学校の給食実施時期、工事完了後の使用開始時期、あるいは第三中学校の関連してのことですが、第三中学校の給食実施時期及び既存の建物との関係、あるいは市内業者同士によるジョイントのケースについて、そのような質疑がございました。

さらにまた、中山委員よりの指摘でございますけれども、工事概要の説明書の中で、一部誤りがあるということで、工事概要説明書の４の面積表の、１階給食室を調理室、それから２階の給食室を食堂と改めるということになりました。意見はございませんでした。全会一致、原案可決となりました。

それから、１２４号につきましても、入札日等の質疑がございましたが、意見なしで、原案どおり全会一致で可決となりました。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を締結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を締結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第１２３号、日野市立日野第四中学校給食室建築工事請負契約の締結、議案第１２４号、日野市立日野第四中学校給食室給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第１１５号、昭和６１年度日野市一般会計補正予算（第４号）の件を議題といたします。

本件については４常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次審査報告を願います。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（小山良悟君）　議案第１１５号、昭和６１年度日野市一般会計補正予算について（第４号）、歳入全般、歳出のうち議会費、総務費、諸支出金、第２表、債務負担行為補正、第３表、地方債補正についての審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

主なる質疑でありますけれども、受託水道特別会計の運用、あるいは円高差益差損による税収入の的確な把握、企業活動に対する行政の役割、土地鑑定評価等の質疑がございました。

意見はなしということで、全会一致原案可決となりました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に、文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（板垣正男君）　文教委員会の審査経過並びに結果について御報告いたします。

文教委員会に付託されました補正額、総額で４０８万2,０００円でございます。主なものは、本会議提案の際、詳しく御説明ありましたが、いわゆる円高差益による電気料、ガス代の還元

によりますと、小学校、中学校の図書費購入が計上されております。小学校につきましては、１校２５万円、総計５００万円計上されました。中学校につきましては、１校４０万円、総計３２０万円でございます。

この件につきまして、質疑もございました。大変いいことでもある、というような御意見もあったわけでございますが、図書購入に至る経過と申しますか、なぜ図書を購入するようになったか、というような御質疑もございました。全体に還元される品物、しかも残るものというようなことから検討いたしまして、図書が適当だろう、こういうふうに教育委員会で判断して、計上したということでございます。

それから、減額された項目もあるわけでございますが、これは第二中学校屋外運動場照明設備新設、第二中学校クラブハウス新設の契約差金、1,１３０万円計上されております。そのほか、渡し場の災害復旧あるいは原形復旧土木作業の執行残等が計上されておりますが、いずれも慎重審議の結果、原案可決と決定いたしました。

よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって文教委員会関係の審査報告を終わります。

次に、厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　厚生委員会の審査報告を申し上げます。

議案第１１５号、昭和６１年度日野市一般会計補正予算第４号の歳出のうち、民生費、衛生費、消防費につきまして、審査の経過と、並びに結果を報告したいと思います。

民生費は、5,００４万6,０００円の増額補正であります。

衛生費は、４億5,６５３万5,０００円の減額でございます。

消防費は、５０万円の増額補正でございます。

民生費の主なものといたしましては、中央福祉センターの修繕、照明器具の取りかえなどで、３７２万円。また、身障者の福祉手当の増額分が５８万円。さらには、日野市の婦人行動計画が、婦人懇談会の手によりましてまとめられ、その印刷製本代として２５万7,０００円が組まれております。あるいは、民間保育所分の扶助費として、国や都、市のものが予算化されてい

ることでございます。

衛生費の主なものといたしましては、生活保健相談センターの新築工事委託料及び請負費が、当初の計画よりも工事費が２８％に減っているので、委託料が工事に合わせて減額されております。火葬場の管理では、燃料費が円高差益分として、重油が１１０万円の減額となっております。このことも補正予算に組まれております。

消防では、非常備消防の災害出動手当が、回数が多くなったということで、増額となっております。

質疑の主なものといたしましては、地区センターの部品の中には、傷んでいるものがあるようだけれども、維持管理費なども住民負担でさせていることはないだろうかという、そういう質疑や、民間保育園の職員の待遇、あるいは民間保育園で園児の送迎バスをまだ行っているけれども、その位置づけはどうあるか、ということが質疑としてありまして、答弁では、地区センターには維持管理費を住民負担にはさせていないということ、あるいはまた、民間保育園の給与は都の基準のとおりに出していること、あるいはまた、バス送迎については、廃止の方向で園側と話し合いを進めており、保育もゼロ歳、１歳と低年齢児の園児に切りかえていく、こういう指導を、今進めていることが報告されました。

消防費につきましては、消防では、火災はどれくらいあったかという、こういう質問が出されまして、答弁がなされました。

以上、民生費、衛生費、消防費、全員異議なく採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。

次に、建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（谷　長一君）　それでは、建設委員会に付託されました昭和６１年度日野市一般会計補正予算第４号、歳出のうち農業費、土木費につきまして、審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

まず最初に、農業費のうち、農業共済費でございます。これは、後ほど提案に出てまいりま

す項目で、詳細に説明いたすことができると思いますけれども、３５万２千円を減額し、1,116万3,０００円とするものでございます。

それから、土木費に移りまして、土木費につきましては、補正額が、これは追加です。7,917万8,０００円を追加しまして、６９億1,５３６万3,０００円とするものであります。

特に申し上げることは、提案の際に部長より説明がありましたとおりでありますけれども、ここで触れておかなければならないのは、道路新設改良費でございます。これは、新井７１号線ほか八小に通ずる道路です。この設置のために、追加をしたものであります。これは、当初予算は7,４４０万でありました。これは面積にしまして６２０。それが、今度はふえたわけでございます。それによりまして、ここに増額ということに相なったわけでございます。

それから、河川費の中で、河川新設改良費につきましては1,４００万円追加をしまして、２億6,９５９万1,0,００円ということでございますけれども、これは高幡１１番１ほかの二つの改良に要する費用であります。これは、場所は高幡の都道が並行して走っているところにふたがあるんです。そのふたの取りかえ。それから、向島のＵ字溝を玉石積みにするとか、上堰、これはお茶屋の松の水路の改修等、その他工法変更、または遊歩道設置に対しまして、工事をする金額であります。

それから今度は、都市計画費につきましては、土地区画整理事業に８００万を出すということで、補正をするわけでございます。総額は１３億6,８１５万6,０００円となるわけでございます。

以上です。

詳細に部長の説明等を受けました。ここで、今度は委員の皆さんから質問がありました。それで、質問の内容に触れてみますと、放置自転車撤去費に関連して、または豊田の駅前の有料駐車場の設置はどのように進んでいるとか、都営住宅の北側の設置はできないものかということや、または、国鉄の土地の関係はどうなっているとか、豊田の北口のところに三、四階のビルをつくるとき、公衆便所をつくってもらうことができないかとか、その他、豊田の南口と北との通路の話が前にあったけれども、今どうなっているか、というような質問がなされました。

回答としましては、１に関しましては、６１年１２月１８日、自動車振興センターへ設置を申請したので、来年４月にはできる。管理の方式については月決めである。全体で４５０台だ。公道の上であるので。お金を取ることはできない。

2に関しましては、これは国鉄の土地の関係でありますけれども、3カ月更新で借用する。62年3月31日までの、もう既に更新をしたということです。それで、また新たに、国鉄の土地を拡大して借りて、有料駐輪場を設置する、という答弁でございます。

3につきましては、今使用しているものを使えるようにしてもらう、というように要請をするということと、4に関しましては、これは豊田駅の南北通路の件でございますけれども、コンコースでつないでいきたい、というような答弁がなされまして、採決の結果、原案可決と全会一致で決しましたので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって建設委員会関係の審査報告を終わります。

各委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第115号、昭和61年度日野市一般会計補正予算（第4号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第113号、日野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　議案第113号、日野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案につきまして、厚生委員会の審査報告を申し上げます。

本議案は、法律の改正によりまして、し尿浄化槽とあったものを、浄化槽と改める。及び、廃棄物の処理手数料の改定でございます。手数料の改定につきましては、現行料金が昭和59年とされて以来、見直しがされていない。また、近隣市との均衡、原価計算上の観点などから改定が行われ、これは職業として廃棄物を取り扱う者に対してであり、一般家庭へは現行のま

まである、ということがございます。

各市の状況はどうか、不法投棄がされていないか、あるいは、事業所のごみは料金の安い市へ持ち込まれてしまうのではないか、などという質疑がございました。そういう中で、資料の提出もありまして、２６市の状況、また、不当投棄については、今減ってきておりまして、東光寺の小学校の上の高速道路のそばとか、程久保の山林とか、旭が丘の雑木林など、こういうところに大型の廃棄物が捨てられているということ、他市のごみは日野市内に持ち込ませないように指導している、こういう報告がありまして、意見もなく、採決の結果、全員異議なく可決と決した次第でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。竹ノ上武俊君。

○２９番（竹ノ上武俊君）　市当局の説明、並びにただいまの委員長報告では、本条例の改正で、一般市民には影響がない、という御説明でございました。しかし、念のため一言御意見申し上げておきたいと思います。

本条例の執行に当たっては、くれぐれも中小業者、並びに零細業者の負担増にならないように、そしてまた、営業や生活を圧迫することがないように運営をしていただくように、要望しておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第１１３号、日野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第１１４号、日野市立障害者福祉施設条例の制定の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（鈴員美奈子君）　厚生委員会の審査報告を申し上げます。

議案第１１４号、日野市立障害者福祉施設条例の制定についてでございますが、この議案は、市内に居住する精神薄弱者、精神薄弱児、及び身体障害者（児）に対して、福祉の増進と社会活動を促進するためにつくられたものでございます。

福祉施設につきましては、つばさ学園があり、６２年の２月に完成を見ます精神障害者施設「はくちょう学園」の開設に伴い、つばさ学園条例がこの中にありましたけれども、新しく日野市立障害者福祉施設条例となったものでございます。

採決の結果、全員異議なく原案を可決すべきものと決しました。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第１１４号、日野市立障害者福祉施設条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第１１６号、昭和６１年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、議案第１１９号、昭和６１年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）、議案第１２０号、昭和６１年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第２号）、議案第１２２号、昭和６１年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　それでは、厚生委員会に付託されました議案第116号、１１９号、１２０号、１２２号につきまして、御報告を申し上げます。

まず、１１６号からでございますが、これは昭和６１年度日野市国民健康保険特別会計補正

予算第２号についてでございます。補正額は、歳入歳出ともおのおの8,５３６万7,０００円を追加し、予算総額を３２億5,３７１万3,０００円とするものでございます。主なものといたしましては、老人保健医療費への拠出金の５９年度の確定額の差額精算をするものであります。

質疑、意見もなく、採決の結果、全員異議なく原案を可決すべきものと決しました。

次に、第１１９号、昭和６１年度日野市立総合病院事業会計補正予算第１号でございます。補正額は、収益的収入及び支出おのおのに８９２万6,０００円を追加し、予算総額を２３億2,４８５万5,０００円とするものであります。

補正の主なものといたしましては、東京都より公立病院の運営費につきましては、１床当たり６５万円で計上されておりましたが、７０万円に確定いたしましたので、５万円掛ける162床分の８１０万円が計上されております。

また、病院内の看護婦さんを対象にしての保育園の運営費の枠が広がりまして、３人以上でも補助が出るということから、このことで８２万6,０００円の増額分が出されております。

質疑に入りまして、市立病院の今後のあり方、あるいはまた、市立病院へ通う交通の問題、駐車場の確保、基本計画はいつできるか、など出されました。

答弁といたしましては、基本計画は６２年の３月ごろに完成する。駐車場については、病院北側にある都営住宅の空き地などをどうか、という質疑に対しては、働きかけてみる。三多摩では当初７０万円の目標であった都の補助が、７０万円の目標に近くなったので、これからは１００万にまで持っていきたい。あるいは、また、現在の病院の老朽化、増築で、複雑で使いにくい、こういう中では今後の施設のあり方についても、いろいろと整備する必要があるという、こういう答弁がございました。採決の結果、全員異議なく原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第１２０号、昭和６１年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第２号についてでございます。

市の補正額は、歳入歳出おのおのに４２７万9,０００円を追加し、歳入歳出とも１５億4,３１８万5,０００円とするものでございます。

歳入では、水道事業委託金として、都より４２７万9,０００円。歳出としては、旭が丘の浄水場の自家発電の修繕料３５万円。また、都の電算事務の納付書のものなど１７５万円でございます。

意見、質疑も余りなく、採決の結果、全員異議なく原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第１２２号、老人保健特別会計補正予算第１号についてでございます。

補正予算は、歳入歳出ともおのおの7,０１７万3,０００円を追加し、歳入歳出とも予算総額を３２億3,７４７万5,０００円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国、都の老人保健の医療費にかかわるものの支出金でございます。

歳出では、一般会計の繰出金でございます。

質疑の中では、老人保健法の医療費は、前年度と比較してどのような変化があったか、ということがございましたが、６０年度より１５％増となっていることが報告されまして、いずれも採決の結果、全員異議なく原案を可決すべきものと決した次第でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本４件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本４件について採決いたします。本４件に対する委員長報告は原案可決であります。本４件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第１１６号、昭和６１年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第１１９号、昭和６１年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）、議案第１２０号、昭和６１年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第２号）、議案第１２２号、昭和６１年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第１１７号、昭和６１年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）、議案第１１８号、昭和６１年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第３号）、議案第１２１号、昭和６１年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第２号）、議案第１２５号、農業共済無事戻金の交付の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（谷　長一君）　それでは、議案第１１７号、昭和６１年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について第３号、議案第１１８号、昭和６１年度日野市下水道事業特別会計補正予算について第３号、議案第１２１号、昭和６１年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について第３号、議案第１２５号、農業共済無事戻金の交付について、建設委員会に付託されました、これらにつきまして、審議の経過と結果を報告いたさせていただきます。

まず最初に、昭和６１年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算でございます。歳入歳出予算総額に歳入歳出をそれぞれ３億8,５７２万9,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ３１億2,６８８万3,０００円とするものでございます。

主なものを申し上げますと、区画整理の国庫負担金でございます。１億4,０００万を追加し補正しまして、６億4,０００万にするわけでございますけれども、これは万願寺区画整理事業、都市計画道路３・１・３号線にかかわる管理者負担金でございます。この国庫支出金につきましては、これは万願寺区画整理事業でございます。これは、基本事業費の５０％を負担するということでございます。

それから、さらに豊田南区画整理事業補助金につきましては、これは、基本事業費の５５％を国が負担するというものであります。

さらに、区画整理都補助金につきましては、万願寺区画整理事業、これは国の裏負担として、都が補助金を出すものであります。

さらには、一般会計の繰入金でございますけれども、８００万円は豊田南区画整理費の前年度の繰入金であります。

さらに、保留地処分金につきましては、万願寺区画整理事業保留地処分の第１号として、保留地を処分したものでございます。面積は、８１平米であります。

歳出につきましては、一般管理費でございますけれども、これは委託料でありまして、西平山地区の現況測量ということでございます。この説明につきましては、後ほど、質疑がなされておりました関係上、その質疑のところでまた御報告をいたします。

それから、特に事業費の補償、補塡及び賠償金についてでございます。これは、建物の移転補償ということで、当初見込んだのが１０１棟、それが１７棟増加して、１１８棟になったということでございます。その他につきましては、立木、工作物の補償、農作物、埋設物等の移転補償等でございます。

次に、議案第１１８号、昭和６１年度日野市下水道事業特別会計補正予算でございます。これは、歳入歳出予算総額をそれぞれ３７７万4,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ３１億4,０８０万9,０００円とするものでございます。

主なものを申し上げますと、下水道総務費でございます。報償費につきましての１１５万円につきましては、弁護士謝礼ということになっております。それは、黒川都市下水路訴訟関係の費用でありまして、昭和５８年度が一部あります。昭和５９年の２月から昭和６１年２月まで、２人の弁護費用でございます。

次に、今度は農業共済、昭和６１年度の日野市農業共済特別会計でございますけれども、これは、補正予定額は、収益的収入及び支出を６８万9,０００円減額いたしまして、収益的収入及び支出の総額を2,９１０万7,０００円とするものでございます。農作物共済勘定の収益でございますけれども、農作物共済掛金につきましては、これは決定額でありまして、農作物の保険金は被害が少ない。または、農作物責任準備金の戻し入れです。これは麦が２年間にわたるということで、２年にわたっております。

それから、その次の無事戻金につきましては、これは収入でございますけれども、無事戻し積立金に充当するものでございます。

支出について、特にことしは、申し上げますと、水稲の無事戻金及び、これは陸稲の無事戻金につきましては、次に提案されております議案第１２５号に関係があります。

それから、業務勘定の収入及び支出につきましては、これは事業収益でございます。事業収益につきましては、他会計からの補助金ということで、1,１１６万3,０００円が一般会計から補助金として出されております。

さらに、支出の事業費用でございますけれども、これは特に備消品費につきましては、当初、８万9,０００円を計上したんでありますけれども、１０万円を補正いたしまして、ワープロ１台を購入するということでございます。

次は、議案第１２５号でございます。この１２５号につきましては、農作物の、先ほど申し

上げました共済でございます。これは水稲でございまして、交付対象年度は、昭和５８年度から昭和６０年度まで。対象者は１８２名。交付金額が２５万9,９２２円ということになっております。

さらに、陸稲につきましては、対象者は２名であり、交付金額が1,５１０円でございます。

麦につきましては、５８年度から昭和６０年度まで。交付対象者は２名でありまして、交付金額が８４５円でございます。

以上をもちまして説明を終わり、質疑が行われました。質疑の主なものを申し上げますと、これは一番最初に申し上げました、土地区画整理事業特別会計に関係するものでございますけれども、地方道路整備臨時交付金が、当初予算と変わった理由。

または、２番としまして、平山土地区画整理について、どういう地をやっていくのか、東平山も含まれているか、または名称がどうなのかとか、調査はどのように行うのか、というような質疑がなされたのでございます。

そこで、１につきましては、対象額と補助率が変わったということでございます。

２につきましては、平山住宅より西は終わっている。それであるから、今度は終わっていない、今度拡大されたところを現況測調査を行うということであります。名称は、西平山が大部分なので、そのままと考えておる。

それから、３につきましては、調査は市が業者発注で行うということでございます。

さらに、今度は、議案第１１８号の質疑に移ります。黒川都市下水路訴訟について、場所はどこなのかということでございます。これは、堀之内延命寺のところで、５８年度より訴訟を始めているということでございます。

さらに、今度は、議案第１２１号についてでございますけれども、麦の作付面積はどのくらいとか、一口に言うと、ことしは被害がなかったということなのか、ということでございます。これらにつきましては、後ほど文書で回答するということで、文書で麦の作付面積の回答がなされております。

さらに、１２５号につきましては、これは無事戻金でございますけれども、質疑が行われました。どうして議会の議決案件になっているのか、無事戻金の仕組みについて、等々の質問がなされました。事務局より、そのときは回答がありませんで、後に、このような仕組みとなって、ということであります。それは、議会の議決案件というのはどうなっているかにつきまし

て申し上げますと、農業共済事業の関係は、無事戻しの額や財源に関係なく、無事戻しに関する議案を理事者が提出することができる、というふうになっている。

それで、今度は、無事戻金につきましては、日野市農業共済条例の第３６条にあるのを見ますと、これは回答されたので、赤線が引いてあるので読み上げてみると、このようなことです。――議会の議決を経て、前３年度間に掛けた共済の２分の１に相当する額を無事戻しするものとする――というふうな、資料での回答がなされました。

以上、４議案につきまして、詳細に審議をいたしましたところ、すべて原案可決ということで、全会一致で決定いたしましたので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本４件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本４件について採決いたします。本４件に対する委員長報告は原案可決であります。本４件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第１１７号、昭和６１年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）、議案第１１８号、昭和６１年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第３号）、議案第１２１号、昭和６１年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第２号）、議案第１２５号、事業共済無事戻金の交付の件は原案のとおり可決されました。

これより請願第６１―１２号、国鉄の安全・サービス要員の削減に反対し、安全と利便の確保をもとめる請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（小山良悟君）　それでは、総務委員会に付託された請願の審査報告をいたします。

請願第６１―１２号、国鉄の安全・サービス要員の削減に反対し、安全と利便の確保をもとめる請願の審査の経過と結果を報告いたします。

国鉄の分割民営化に反対する日野市民の会から出されたものでございますが、国会での国鉄

分割民営化の決定を背景に、不採択を主張する委員と、国民の足の安全確保という面での採択を主張する委員、さらには、請願の取り下げを要請する委員と、いろいろ意見が分かれましたが、結局、採決した結果、賛成少数、不採択と決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　請願採択を主張した立場から、一言意見を述べておきたいと思います。

国鉄の分割民営化法案が国会で可決、成立をしている現時点で、改めてその是非について言及するつもりはありませんけれども、請願の要旨は、御承知のように、安全・サービス要員の削減によって、国鉄利用者の安全が脅かされている。こういう現状を、このまま放置してはおけない。したがって、ホームの安全監視要員、車両の検査、修繕要員、保線要員など、安全確保のための要員を増員するように、関係機関に意見書を提出してほしいという、請願の内容であります。極めて当然な要求であり、反対する理由は一つもないと判断いたしております。

したがって、この場でも、この請願の採択を主張しておきます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川重憲君）　挙手多数であります。よって請願第６１－１２号、国鉄の安全・サービス要員の削減に反対し、安全と利便の確保をもとめる請願の件は委員長報告のとおり不採択と決しました。

これより請願第６１－１８号、「大型間接税」導入阻止に関する意見書決議を求める請願、請願第６１－２０号、「大型間接税の導入にむけた一切の準備作業をやめることを要請します」に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（小山良悟君）　請願第６１－１８号、「大型間接税」導入阻止に関する意見書決議を求める請願、請願第６１－２０号、「大型間接税の導入にむけた一切の準備作業をやめることを要請します」に関する請願についての、審査の経過と結果を報告いたします。

請願の第６１－１８号は、高幡台団地自治会の皆様から出されたものであります。それから、６１－２０号、これは、南平の十河温子さんほかの皆さんから出されたものであります。

この請願につきましては特に議論もなく、請願第６１－１８号、そして６１－２０号、ともに全会一致で採択と決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。竹ノ上武俊君。

○２９番（竹ノ上武俊君）　委員長に、一言質問いたします。

請願第６１－１８号、この請願者について、高幡台団地ということでございますけれども、それとともに、ほか２名というのは、これはどういうところから出ているか、詳しい御説明をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　総務委員長。

○総務委員長（小山良悟君）　代表のほかに、ほか２名ということですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）ほか２名についてまでは、調べておりませんので、事務局でおわかりでしたら、御答弁いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤智春君）　今、申しわけございませんけれども、原本を持ってまいりますので、ちょっとお待ちいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　しばらく、来るまでお待ちいただきたいと思います。（「了解」と呼ぶ者あり）

議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤智春君）　大変失礼いたしました。

それでは、ほか２名の方の、請願者の名前を読み上げます。住所は、東京都日野市多摩平４

―2、中央公園地区センター。団体名、多摩平自治会代表、尾立（「のぶもと」「知っているじゃないか。意地が悪いぞ」と呼ぶ者あり）宣源。それからもう一方は、日野市百草９９９番地。団体名、百草団地自治会代表、相馬光義。こういうことでございます。

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君。

○２９番（竹ノ上武俊君）　わかりました。わかりましたが、団体が共同で出しているような請願のときには、審査報告の際に、ほか2名というようなことになりますと、深い理解になりませんので、今後、ひとつ団体が連名のような形で出るときなどは、そういう紹介ができるように、委員会にも要望いたしますし、事務局等でも、できればそういうことを今後検討しておいていただきたい、と要望しておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　総務委員長。

○総務委員長（小山良悟君）　竹ノ上議員に申し上げますけれども、今回のこの請願に関しては、総務委員会に来た資料は、この文面だけであります。したがって、文面の請願者、住所、氏名ということで、日野市程久保６５０、それで高幡台団地の住所が書いてあって、高幡台団地自治会代表、田村　剛さんほか２名というような形になっていますね。ですから、そのような理解をしたんですけれども。

複数の自治会であれば、またそうような書き方をしていただくということも、事務局の方でもそういう指導も必要でしょうし、紹介議員の皆さんも、ぜひそういったことで、そのように表記されるように、ひとつお願いしたいと思います。

委員長としては、これは限界でございました。よろしく御理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君。

○２９番（竹ノ上武俊君）　委員長から要望というのは、おかしな答弁だと思いますけれど、（「そんなことないじゃない、そうしてもらえばいいんだよ」と呼ぶ者あり）不規則発言は慎むようにしてください。議長から指導していただきたいと思います。（「知っていて聞くことがあるか」と呼ぶ者あり）

委員長からの、事務局からそういうふうに送付されたということについては、了解いたしました。そういうわけでございますので、先ほど事務局等にも、ということを申し上げた次第ですので、今後はそういう計らいを検討していただきたいということで、再度要望しておきたいと

思います。

なおまた、紹介議員がそこまですることについては、これは委員長個人の、私は見解ではないかと思いますので、その辺は議会全体で、今後検討する問題じゃないかと思いますので、委員長見解ということで、個人の私的な見解ということで承っておきたいと思います。

終わります。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○２番（宮沢清子君）　ただいまの請願の件でございますけれども、代表者、高幡台団地の田村　剛さんほか２名になっておりますけれども、田村　剛さんの方から、尾立会長と相馬会長の方には御連絡をとりまして、事務局の方でこのようなお計らいいたしましたので、今度、今回の請願者はこういうふうに出しましたということで、お２人の方には御連絡がとってあると思いますので、その点はお含み願いたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は採択であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって請願第６１―１８号、「大型間接税」導入阻止に関する意見書決議を求める請願、請願第６１―２０号、「大型間接税の導入にむけた一切の準備作業をやめることを要請します」に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第６１―１７号、「４０人学級即時完全実施」のための日野市議会の意見書を求める請願、請願第６１―２２号、市立第四小学校校庭の排水に伴う下水の整備に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（板垣正男君）　御報告いたします。

請願の第６１－１７号、「４０人学級即時完全実施」のための日野市議会の意見書を求める請願であります。ことしの９月１８日に受け付けられたものでありますが、請願代表者、日野市立日野第四小学校ＰＴＡ代表、田中くに子さんほか６名となっております。なお、その後、署名が3,５４９名追加で提出されているそうでございます。紹介議員は、土方議員、馬場議員、夏井議員、奥住議員の４名でございます。

内容は、４０人学級は、日野市の場合、今年度から実施されたわけでございますが、１年生限りの学年進行で実施されました。第四小学校の場合、２年生が４０人以上のクラス、２クラスございます。１年生は、４０人以下のクラスでございますが、２年生は４０人をオーバーする、こういうアンバランスな現状にあるということから、４０人学級の即時実施を求めるために、東京都や政府に意見書を上げてほしい、こういう内容のものでございます。

文教委員会は、９月議会に付託されて以来、二つの議会にまたがりまして、審査を進めてまいりました。４０人学級の実施の経過の、教育委員会からの資料を求めての説明、さらには６０年度から実施されております小平市と日野市の違いなども、児童数の推移の表なども提出されまして、慎重審議を行ったわけでございます。

審査の結果、全会一致意見書を上げるべく、請願の採択と決定したわけでございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

請願の６１－２２号でございますが、これは、ことし１２月１３日に受け付けたものでございます。市立第四小学校校庭の排水に伴う下水の整備に関する請願。代表者は、日野市立日野第四小学校ＰＴＡ代表、田中くに子さんほか3,４５５名でございます。紹介議員には、土方議員、夏井議員、奥住議員でございます。

この請願内容は、降雨の際、校庭に水がたまるということと、校庭から排水されるその水が、周辺の住宅にも大変迷惑をかけているということから、下排水の整備を行ってほしい、こういう内容のものでございます。

文教委員会では、教育委員会はもちろんでありますが、建設部長、土木課長にも出席をしていただきまして、周辺の環境整備の今後の方針なども、詳しく説明を受けました。万願寺区画整理事業の進行に伴い、昭和６４年度、第四小学校周辺の排水が着工される見通しにはありま

すけれど、当面、校庭の整備等を行って、住民、あるいは児童にも迷惑をかけないように、教育委員会としても努力したい、こういう説明でございました。

慎重審査の結果、願意に沿うよう採択と決定したものでございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は採択であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって請願第６１－１７号、「40人学級即時完全実施」のための日野市議会の意見書を求める請願、請願第６１－２２号、市立第四小学校校庭の排水に伴う下水の整備に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第６１－８号、老人保健制度等の改善に関する陳情の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　厚生委員会の審査報告を申し上げます。

請願第６１－８号、老人保健制度等の改善に関する陳情でございます。受け付けは、昭和６１年９月４日　請願の代表の住所と氏名は、東京都国分寺市南町３－２５－９、カメダビル、東京保険医協会南多摩支部支部長、小林友雄さんでございます。

陳情の趣旨といたしましては、老人保健法等の一部を改正する法律案については、各方面の意見を聞いて審議を尽くされること、及び老人保健制度、国民健康保険制度等の改善を行われることを要望する意見書を、内閣総理大臣、厚生大臣、自治大臣、その他関係機関へ出していただきたいということで、細かく出されております。

委員会といたしましては、９月２４日、１１月２５日、１２月１８日と、３回にわたり審議いたしました。国会の動きもございますし、各市の状況なども、資料提出を求めまして、参考にいたした中で、それから、保険医協会というのはどういう団体であるか、などという質疑も

出されました。そういう中で、採決の結果、賛成多数で採択と決した次第でございます。

なお、この後、意見書を日程の最後に提案する予定でございますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって請願第６１－８号、老人保健制度等の改善に関する陳情の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第６１－１１号、中高層建築物事前協議の受理と事務促進に関する請願の件を議題といたします。

本件については、請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、建設委員長より報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（谷　長一君）　それでは、ただいまの件につきまして、申し上げます。請願第６１－１１号、中高層建築物事前協議の受理と事務促進に関する請願でございます。

これは、市当局、特に都市建設部におきまして、仲介の労をとりまして、合意にとりつけたのでございます。それで、請願者の日野市新井８８２番地６、生沼通男さん本人が事務局へ来まして、合意書に基づいて、取り下げるということで、請願の取り下げ願いを１２月の１０日に出し、これを事務局が受理したということでございます。建設委員会にもその旨を諮りまして、承認を得てあります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　ただいまの委員長の報告のとおり、本請願については取り下げることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって請願第６１－１１号、中高

層建築物事前協議の受理と事務促進に関する請願の件については、取り下げることに決しました。

これより請願第６１―１５号、地元零細建設業者の保護育成のため受注機会の拡大を促進し、自治体公共工事の適正価格に対する請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。本件については総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第６１―９号、東京都立商科短期大学商学科二部の昭島校舎存置に関する請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。本件については文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第６１―１４号、「修築資金融資制度」の改善・拡充、「市民住宅相談窓口」の住民への宣伝の強化、制度内容の改善・拡充に対する請願、請願第６１―２１号、黒川地区市民広場並びに地区センター新設に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。本２件については厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第６１－２号、程久保６６２番地地域山林緑地保存に関する請願、請願第６１－６号、市道新井第２９号線の暗きょ排水施設に関する請願、請願第６１－１６号、ロードパレス２（仮称）建築計画に関する請願、請願第６１－１９号、日照を阻害する樹木の移植または、伐採に関する請願、請願第６１－２３号、千代田自動車㈱工場跡地の計画一部変更に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。本５件については建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより日程第３０、特別委員会中間報告の件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より下水道に関する委員会の中間報告をしたい旨申し出がありましたので、委員長の報告を求めます。

〔下水道対策特別委員長登壇〕

○下水道対策特別委員長（川嶋　博君）　下水道対策特別委員会の中間報告を行います。

今期下水道対策特別委員会発足以来、経過といたしましては,8月１１日、自治会館におきまして、三多摩上下水及び道路建設促進協議会第二委員会として、国や都に対する三多摩地区下水道対策に関する要望書を作成し、全会一致採択し、建設省及び東京都に提出をいたしました。

１０月７日、下水道対策特別委員会といたしまして、新任委員の方々の理解をあわせ、下水道南多摩処理場と、浅川処理区建設予定地状況視察を行いました。内容につきましては、議会報に掲載されたとおりでございます。

１１月６日、かねてより建設省へ提出いたしました、三多摩地区下水道対策に関する要望書につき、国として説明会が、衆議院第一議員会館にて、建設省の都市局、下水道部、下水道企画課を初め、関係７課出席のもとに、国としての考え方の説明会が行われました。

それでは、国に対する要望書の内容の要旨を報告させていただきます。

大都市近郊としての三多摩地区は、首都圏の一翼を担いつつ、人口３４０余万人を抱え、社会増等による人口増加によって、ますます拡大、過密化の様相を呈している現在であります。都市環境の整備は、重要かつ緊急な課題となっております。特に、下水道事業は、良好な都市生活環境の整備上、不可欠な基幹的施策であります。しかし、本事業を遂行するには膨大な経費を要し、しかも経済不況が続く昨今、各市町村とも財源確保に等しく苦慮をしているところであります。その整備は、極めて立ちおくれているのが現状であります。現在、国においては、第二次臨時行政調査会の答申に基づく行政改革、及び財政再建に向けての諸施策が実施されておりますが、都市生活に欠くことのできない下水道においては、特段の御配慮を賜り、下記事項の実現を強く要望をいたします。

国は、下水道事業を国の公共事業の柱として、事業費については積極的に増額を図り、下水道整備の第六次５カ年計画の事業の推進を図り、下水道事業及び都市間格差を是正する等、抜本的な対策を樹立すること。

国は、下水道事業に対する補助金、その他関係費を積極的に予算化すること。

国は、公共下水道建設に対する市町村の事業費を、管径にかかわらず全額補助対象とし、同

時に現行の補助率を大幅に引き上げること。

国は、公共下水道事業の面的整備を円滑に促進するため、補助率のカット、補助金枠の縮小をすることなく、補助金枠及び対象範囲の拡大と補助率の改善を図ること。

国は、公共下水道に関し、受益者負担金を徴収するよう指導しているが、これを直ちに中止、補助、起債を受益者負担の有無にかかわらず、公平に配分すること。

国は、公共下水道施設費の市町村支出額を長期低利の起債とし、同時に利子補給を認めること。

国は、下水道を円滑に推進するための地方債の所要額を確保するとともに、起債条件の改善と、良質資金の確保を図ること。

国は、下水道事業の起債に伴う元利償還金の地方交付税算入率を１００％に引き上げること。

国は、単独事業費の必要な面的整備を進めるため、ルール外、単独債の枠拡大について配慮すること。

国と都は、都市下水路について、二つ以上の市町村にまたがる幹線は、流域下水道事業と同様の位置づけをし、公共下水道と同率の補助、起債を認めること。

国と都は、下水道３次処理を促進するとともに、処理施設の施設に要する経費を全額負担し、さらに処理水の有効利用のため法制化を促進し、３次処理水を無償譲渡すること。

国と都は、流域下水道計画を中心とする三多摩総合下水道事業の実施に当たり、処理場及び下水幹線を早期に完成すること。

国と都は、次の流域下水道の早期建設促進を図ること。

国と都は、流域下水道事業の事業費の全額を負担すること。

国と都は、処理区域の水洗化に対する全額補助を認めること。

国と都は、下水道完成地域の維持管理に要する経費の補助を認めること。

国と都は、単独公共下水道と流域下水道との格差是正を認めること。

国と都は、下水道事業の促進に当たり、汚水処理場周辺の環境整備に十分な配慮をすること。

国と都は、下水道事業に内需拡大の先導的な役割を果たさせるため、下水道事業費の大幅増額を含む補正予算を早急に編成し、事業費の拡大を図ること。――以上、国に対する要望事項の要旨であります。

次に、東京都に対する要望であります。どのような内容であるかを報告いたします。

都は、使用されている用水路等の公有水面を１級河川と同様な管理を行うとともに、速やかに改修すること。

都は、現在計画されている小中河川の改修年度を大幅に短縮し、防災対策を確立するとともに、小中河川に流入させる汚水の水質について規制措置を強化し、水害のない三多摩を実現すること。

都は、公共下水道事業の総事業費に対し、実質の準助率を引き上げ、補助金を大幅に増額すること。

都は、公共下水道事業に対する都費補助金について、補助方法を改正する等、補助率の改善及び枠の拡大を図り、補助金を大幅に増額すること。

都は、下水道事業費の起債充当に対し、地方交付税算入以外についての利子補給制度を創設すること。

都処理区域の上流が３００ヘクタールになるよう、流域下水道幹線を延長すること。

都は、流域処理場の稼働に伴い、し尿くみ取り業者への影響を考え、施設の維持管理等、委託業務が可能な作業等については、地元清掃業者を救済し、育成措置を講ずること。

都は、下水道法に基づく処理区内の木造都営住宅の水洗化については一定の前進は見られるが、なお促進し、これが実現するまでの間におけるし尿くみ取り経費の全額負担をすること。

都は、単独処理場より発生する汚泥の処分地を確保すること。

都は、流域下水道維持管理負担金の汚水量の認定における不明水量を都の負担、または補助とすること。

都は、流域下水道区域内の汚水処理費の負担額の拡大を図ること。

都は、残堀川の改修整備を促進させること。

都と国は、下水道の三次処理を促進させるとともに、処理施設の設置を要する経費を全額負担し、さらに処理水の有効利用のために法制化を促進すること。

都と国は、流域下水道計画を中心とする三多摩の総合下水道事業の実施に当たり、処理場及び下水幹線を早期に完成すること。

都と国は、都市下水路の事業について、二つ以上の市町村にまたがる幹線は流域下水道と同様の位置づけをし、公共下水道と同率の補助起債を認めること。

以上でございますが、それでは、日野市として具体的な要望は何であるかを申し上げます。

公共下水道事業の国庫補助率の復元、２番目としまして流域下水道事業の促進、の２点でございます。

その結果、三多摩上下水及び道路建設促進協議会第二委員会が、建設省及び東京都に要望書で申し入れを行った、具体的にどのような結果であるかを申し上げます。

浅川処理区、秋川処理区については、用地買収を精力的に行い、６２年度には着工したいとの考えであることがわかりました。既に市内の公共下水道については、秋川処理区の地域には、日野台地区、市道の排水管の工事が、もう既に進んでおります。また、西平山、旭が丘地域下水道工事については、わかりやすい説明会なども行われております。

今申し上げました公共下水道の問題について、委員会といたしまして、実施段階に入ったという見解を高く評価するとともに、日野市においても、計画から今日まで、都市整備を初め企画財政部、及び関係各部の所轄を担当し、努力された方々につきましては、高く敬意を表するものであります。

私が申し上げるのはなんでございますが、特に下水道対策特別委員会の委員の皆さんには、下水道促進するという基本的理念の上に立って、真剣な討議、建設的な発言など、本当に充実した委員会であることを、市民の皆さんにお知らせしたいと思います。

今後につきましては、早期実現に向かって、さらに下水道対策特別委員会として努力をすることを、お約束を申し上げまして、甚だ簡単でございますが、報告にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって下水道対策特別委員会の中間報告を終わります。

次に、日程第３１、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より下水道に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第３２、スポーツ・公園対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といた

します。

スポーツ・公園対策特別委員長よりスポーツ・公園に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第３３、廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

廃棄物対策特別委員長より廃棄物に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第３４、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より交通に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

お諮りいたします。（「議事進行」と呼ぶ者あり）一ノ瀬　隆君。

○１８番（一ノ瀬　隆君）　議事進行で発言させていただきます。

去る１２月１０日、午後の本会議で、教育委員の選任同意の議案が可決されました。その後、２人の教育委員が就任され、１７日の文教委員会であいさつがありました。

この選任同意の議案の審議のときに、自由市民会議の複数の議員から、このまま看過することのできない発言がありました。審議に全く関係のない、人権を侵害する、プライバシーを侵す発言であります。この発言は不穏当と認めざるを得ませんので、速記を調査の上、議長において発言の取り消し、議事録からの削除を命じていただくことをお願いいたします。日野市議会の名誉のために、ぜひともよろしくお願いいたします。

以上です。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　ただいま一ノ瀬議員から、教育委員選任の件で、議事録の削除を求める、今議事進行がありましたけれども、一面では、私も言わんとする意味は、よく理解できるわけでありますけれども、しかしながら、私ども議員は、今度の教育委員会任命について、正々堂々といろんな角度から資料を求め、そして議論しなきゃならない、このような立場をとっているというふうに考えます。

したがって、そういった議論に耐えられない、もし問題があるとする人を教育委員に任命するという、任命する市長の側にも大きな責任があろうかと思います。もし、一ノ瀬議員の求める扱いについて、御検討をされるんであるならば、それ以前の、そういう方、教育委員の、本会議場で私どもが正々堂々と議論できない、私どもの方で配慮しなきゃならない、そういう方を教育委員に任命するという、その人選についても、市長側に大きな責任があるんじゃないか、というふうに思いますので、あわせて御検討いただきたいと思います。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　ただいま、一ノ瀬議員からの議事進行の発言がございましたが、一言、その場の中で確認いただきたいのは、プライバシーと、公的立場における人間のプライバシー保護の制約について、どの程度の制約が起こるか、どの程度の制約が適当であるかについて、どのような判断を持っているかを、明確にしていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　ただいま３名の方から、議事進行がありました。この件につきましては、後日、速記録を調査の上、発言者の意向、並びに代表者会議等の一定の機関を経て、検討をしていきたいと思います。議長に御一任お願いします。（「了解」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時２６分休憩

午後４時３６分再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時３７分休憩

午後６時３０分再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議員提出議案第１１号、少額貯蓄非課税制度の現行維持を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　議員提出議案第１１号、少額貯蓄非課税制度の現行維持を求める意見書でございます。文案につきましては、お手元に配付した要旨のとおりでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第１１号、少額貯蓄非課税制度の現行維持を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第１２号、大型間接税導入反対に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　議員提出議案第１２号、大型間接税導入反対に関する意見書でございます。提案理由につきましては、お手元に配付した要旨のとおりでございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第１２号、大型間接税導入反対に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第１３号、シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木美奈子君。

○２０番（鈴木美奈子君）　議員提出議案第１３号、シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する意見書でございますが、案文につきましては、皆様のお手元に配付済みでございますので　どうぞよろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第１３号、シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第１４号、４０人学級即時完全実施を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。板垣正男君。

○１９番（板垣正男君）　議員提出議案第１４号、４０人学級即時完全実施を求める意見書案でございます。案文については、お手元に配付したとおりでございますので、よろしく御審議いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第１４号、４０人学級即時完全実施を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって昭和６１年第４回日野市議会定例会を閉会いたします。

午後６時３４分閉会

地方自治法第１２３条第２項及び日野市議会会議規則第８１条の規定により署名する。

日野市議会議長　黒　川　重　憲

署名議員　川　嶋　博

署名議員　馬　場　繁　夫